

19 VOL.19 2018

静岡文化芸術大学
研究紀要

SHIZUOKA UNIVERSITY OF ART AND CULTURE
BULLETIN 2018

19

静岡文化芸術大学研究紀要

Shizuoka University of Art and Culture Bulletin

VOL.19 2018

目次

原著論文

15世紀末から16世紀までのフランスにおける治安行政（続） ーPoliceの対象範囲と担い手ー	永井 敦子	1
英語模擬国連の参加準備におけるシミュレーションとロールプレイについて	ジャック・ライアン	11
中国における住民最低生活保障と政府間財政関係に関する分析	俞 嶸	19
メディアが生活と交わるとき ー1950年代、テレビ視聴する子どもをめぐる調査言説の分析からー	加藤 裕治	27
プレミアム付商品券のミクロ経済学的考察	鈴木 浩孝	37
送電網整備法制における自然保護：ドイツ計画法の議論を素材として	山本 紗知	43
『陸海軍喇叭譜』（1885）制定以前の陸軍フランス式ラッパ譜について	奥中 康人	49
創る観客論に立脚した劇場モデルに関する考察② アドルフ・アッピア（1862ー1928）の論文「Monumentality（記念碑性）」（1922）を事例に	永井 聡子	69
大学教育における伝統工芸とデザイン	伊豆 裕一	77
都市の展開と建築——リガ、ラトヴィア	天内 大樹	85
デジタル絵本の受容に関する研究 ー読み聞かせと黙読との比較ー	かわ こうせい	93
パートナーに於ける伝・アーザル・カイヴァーン廟ー伝説と実像ー	青木 健	97
明治維新前後の駿府における工匠に関する研究	新妻 淳子	107

研究報告

静岡県内の大学における定住外国人学生在籍状況	池上 重弘	115
『授業に関するアンケート』のweb実施における成果と課題（報告）	高木 邦子 林 在圭 野村 卓志 平野 剛史	121
授業内英語多読の有効性について：大学におけるケーススタディ	上村 明英	145
eBookを活用した授業の可能性を考える	野村 卓志 林 左和子 岡田 建志 ジャック・ライアン 井出 直樹	151
静岡文化芸術大学における障害学生支援の現状と課題	小杉 大輔 西澤 浩子	157
バリ島西部ププアン村に伝承される大正琴を起源とする楽器マンドリン	梅田 英春	165
VRテクノロジーを活用した新たな視覚体験についての研究	和田 和美 古田 祐司	171
概念レベルの創起を促す実践演習の方法	岩崎 敏之	181
東日本大震災以降の静岡文化芸術大学の防災対策	佐々木 哲也	187

Contents

Original Articles

Meanings of the Word `Police' in the Ordinances of France from the End of 15th to 16th Century	Atsuko NAGAI	1
English Model UN: Preparing, Participating and Reflecting	Jack RYAN	11
Analysis on Minimum Life Security System and Central - Local Government Relations in China	YU Rong	19
When Media Intersects with Life - Discourse Analysis of Survey Results about Children Watching Television in the 1950's -	Yuji KATO	27
Microeconomic Consideration of Gift Certificate with Premium	Hiroataka SUZUKI	37
Ecological Considerations in the Grid Expansion Planning	Sachi YAMAMOTO	43
Influence of the French Bugle Call on the Imperial Army of Japan in the Early Meiji Period.	Yasuto OKUNAKA	49
A study on the model of the theatre for making an active audience II Analysing "Adolphe Appia : <i>Monumentality</i> (1922)"	Satoko NAGAI	69
Traditional Crafts and Design in University Education	Yuichi IZU	77
Development of a City and Its Architectural Styles: Riga, Latvia	Daiki AMANAI	85
A Study on Acceptance of Digital Illustrated Books - Comparison between reading aloud and silent reading -	Kosei KAWA	93
The so-called Mausoleum of Azar Kayvan in Patna: Legend and Facts	Takeshi AOKI	97
Study on the Craftsmen around the Meiji Restoration in Sunpu	Junko NIITSUMA	107

Research Report

Second Generation Migrant University Students in Shizuoka Prefecture	Shigehiro IKEGAMI	115
Web-based Student Course Surveys : Advantages and Drawbacks	Kuniko TAKAGI Takashi NOMURA	LIM Jaeyu Tsuyoshi HIRANO 121
Effectiveness of In-Class English Extensive Reading : A Case Study	Akie UEMURA	145
Using eBooks from a College Library in Lecture Courses	Takashi NOMURA Takeshi OKADA Naoki IDE	Sawako HAYASHI Jack RYAN 151
Current status and issues on support for students with disabilities in Shizuoka University of Art and Culture	Daisuke KOSUGI	Hiroko NISHIZAWA 157
Mandolin Instrument Originated with <i>Taisho-goto</i> in Pupuan Village, Western Bali	Hideharu UMEDA	165
Research about new visual experience using VR technology	Kazumi WADA	Yuji FURUTA 171
A Practical Method to Encourage Concept Level Creation	Toshiyuki IWASAKI	181
Disaster prevention measures of SUAC after the Great East Japan Earthquake	Tetsuya SASAKI	187

15世紀末から16世紀までのフランスにおける治安行政（続） ——Police の対象範囲と担い手——

Meanings of the Word 'Police' in the Ordinances of France from the End of 15th to 16th Century

永井 敦子

文化政策学部 国際文化学科

Atsuko NAGAI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では16世紀フランスの秩序維持体制をさらに明らかにするために、イザンベールが編纂した王令集を中心に、王令におけるポリスの用語法を追っていく。15世紀末から16世紀にかけてポリスの対象が具体的・限定的になるなかで、その対象範囲は、王令では同業組合ごとの秩序、食料などの供給と価格規制、街路の管理、貧民救済などの実際的な監視に絞られていく一方で、浮浪者・犯罪者の取締を必ずしも含まなかった。ただしパリを対象とした王令およびパリ高等法院の法裁的判決においては、浮浪者対策や武器携帯などの取締がポリスのために命じられ、しかもパリでは高等法院が王令に先行してシャトレを中心とする秩序維持体制の整備を進めた。したがって王国全体とパリの行政におけるポリスの重要度には差があったと言える。

In the royal ordinances and edicts which mentioned the word "police" mattered mostly the following issues: public order of city, province or kingdom in general; regulations of crafts and commerce; fixing prices of foods and necessities; keeping streets clean, paved and spacious; and poor relief especially from 1540s on. Vagabondage and crimes rarely mattered in those ordinances while some ordinances of the Parlement of Paris mentioned pursuit of vagrants and criminals in cause of "the state of police" and report "to the police". The kings certified afterwards the rules "of police" made by the Parlement. During the 16th century, meanings of the word "police" were shifted from notional order to visible and practical regulation though it received less importance in the royal policy than in the administration of Paris.

はじめに

近世初期の「ポリス police」は、この語が使われている文脈によって、「治安の維持」というときの「治安」つまり状態を意味することも、「治安の維持」のための活動を意味することもある¹。その適用範囲については、「一般的ポリス」、「王国のポリス」、「都市のポリス」、「職業のポリス」、「軍のポリス」など、広くも狭くも規定される。さらに状態としての「ポリス」を測る基準、ないし活動としての「ポリス」の監視と取締の対象が、限定される場合とされない場合がある。前回の論文では王令などにおける「ポリス」の用語法を手掛かりに、15世紀末から16世紀後半までの間に、ポリスの意味内容が明確化・具体化するとともに、王令などの中で頻出語となった可能性を指摘した²。本稿では16世紀フランスの秩序維持体制をさらに明らかにするために、すでに参照した王令集に加え³、イザンベールらが収集した王令集に調査範囲を広げて⁴、16世紀に出された王令におけるポリスの用語法から、その意味内容を追っていく。

1 ポリスの対象範囲

1-1 同業組合規制と食料・商品の流通規制

15世紀末から16世紀までの王令においてポリスの対象が具体的・限定的に示されている場合に、それはしばしば経済的な秩序、しかも同業組合ごとの規制だけでなく、食料などの供給と価格規制、街路の管理を含むものであった。1498年1月付のブルジュの都市特権を確認する王令で引用されている、1491年4月にシャルル8世が同市に与えた王令では、市長と助役の管轄として「かの都市の事柄・状態とポリスに関して、すなわち橋・門・街路の整

備と市内の清掃」をまずあげ、さらに水の確保、食料の確保と度量衡の監視、夜警などをあげた⁵。これと前後して、1492年2月付でアルフルール市に与えられた特権証書には、「市内で売られる食料のポリス」を住民が監視するとの規定がある。具体的な監視担当者は記載されていないが、品目は「肉・魚・葡萄酒・ビールなど」と示され、これらに適切な価格を設定すべきとされた⁶。

パリの食料および日用品の流通に関する1497年のサン・ジュスト・レ・リヨン王令は、小麦・穀物・魚・毛織物・陶器・古着・小間物・帽子・綴織・麻・靴・皮革などを、売り手の家ではなく公設市場で売すべきと定めた。この王令では、「余の都市パリのポリスが、食料に関しても商品に関しても、常によりよく保たれる」ために、シャトレがこの王令を登録するよう命じている⁷。また価格に関しては1498年3月11日付のブロワ王令で、王国全体の問題として、官僚や都市行政官の監視が必要だとしている⁸。この王令で監視の対象としてあげられている品目は、白パンと黒パン、葡萄酒、羊・牛・豚から家禽類・獣類までの肉、魚、そのほかの食料品から、衣類・皮革製品といった同業組合で作られる製品、秣・藁・薪・ロウソク、それらが宿屋で提供される場合、また各種の毛織物など幅広い。監視の担当者としては、バイイ・セネシャル・プレヴォ・市長・助役・都市参事会員、そのほかの官僚と地方および都市の総督、または代理官が指名され、「いかなる商品・技術・職業であろうと、生存に必要な物事すべてに秩序と公定価格とポリスをもたらす」というように⁹、本文中ではしばしば「公定価格とポリス *taux et police*」の言葉を重ねている。同様に価格規制を命じる王令が1508年10月20日にも出され、「余のすべての諸領・諸州において、食料・日用品・商品の事柄と公定価格に関する大きな不正と無秩序を避け、良き秩序と全体のポリスをもたらす」よ

うに国王が望んでいるとして、バイイらに監督を命じている¹⁰。

同業組合の監視と価格規制は、このあとも16世紀をつうじてポリスの意味範囲に含まれる。1536年6月19日のクレミュー王令は、地方ごとの国王代官であるバイイ・セネシャルら上級の司法官と、プレヴォ・城代ら下級の司法官の権限分担を明確化した。そのなかで「ポリス事案に関してはプレヴォがまず知り、管轄すべきであり、バイイ・セネシャルそのほか上級の司法官は上訴された場合を除いて介入すべきでない」とし、続けてプレヴォが同業組合の親方の宣誓を受けると規定している¹¹。さらに1559年6月のパリ王令は、クレミュー王令を確認するかたちでバイイ・セネシャルとプレヴォ・城代の権限を区別した。そのポリスの内容を、「宿屋・パン屋・肉屋・薬屋・毛織物業者・卸商人・金物屋そのほか商品を扱う人々の卸売・小売に関する度量衡そのほかの職業に関するあらゆる不正を正す」のように、商業・職業に関する不正や契約に関する問題としている¹²。

1572年1月のアンボワーズ王令は、「王国のすべての秩序とポリスが途絶えた」状態に対して、国内の手工業や通商の秩序の回復と、特に食料の供給や価格の監視を命じた。そのためにパリでは商人プレヴォまたは助役の一人と、4人の商業に従事していないブルジョワ名士、シャトレの国王検察官からなる会議を設置し、肉・魚・穀物などの食料の価格設定、日雇い労働者の日当の設定のほか、パリ貨40リーヴルまでの事案の管轄、およびパリ貨100ソルまでの事案の終審の権限を与えた。さらに王国内の高等法院所在都市にもパリと同様の会議、また国王裁判所の所在都市には国王官僚2人とブルジョワ2人による会議を設置するよう命じている¹³。これに先立って1566年2月のムーラン王令で、都市のポリスを管轄するため、裁判官と地区または教区を代表するブルジョワが60ソルまでの事案を裁定する会議を、新たに設置するよう命じているが、この王令はポリスの内容を明示していない¹⁴。しかしアンボワーズ王令の後、1577年11月21日のパリ王令でもポリスの問題として穀物・ワイン・肉・皮革・織物から賃金までの価格の監視を命じている¹⁵。

1-2 街路の管理・清掃

街路整備に関しては、先にあげたブルジョワ市の特権を確認する王令で、ポリスの内容としてまず言及されていた。1505年5月にパリを対象としたブロワ王令も、「街路を舗装させること、パン屋に立ち入り検査を行うこと、およびかの都市の司法とポリスに関わるそのほかのいくつかの事柄」を、まとめて「シャトレの16人の検査官 examinateurs」の管轄と確認した¹⁶。1510年6月14日の、王国全体を対象とした都市財政と街路・城壁などの整備に関するリヨン王令でも、「都市のポリスと美化」に言及している¹⁷。ただし、パリの疫病防止とゴミ処理について規定した1493年3月25日付のパリ王令にはポリスの語がない¹⁸。1526年5月7日のコニャック王令は、パリにプレヴォ代理官の設置を命じ、その職務を街路・酒場などの監視と、浮浪者・瀆聖者などのシャトレへの投獄としたが、この王令にもポリスの語がない¹⁹。1539年11月のパリ王令は、パリの街路のゴミを疫病と原因とみなして、プレヴォと刑

事代理官、シャトレの委任官・検査官、地区長らに街路と広場の清掃と舗装を命じたが、この王令にもポリスの語がなかった²⁰。しかし、その2か月後の1539年1月28日付のラ・フェール・シュル・オワーズ王令は「パリのポリスに関して出した余の王令」に言及しつつ、改めて街路の清掃とゴミ処理を命じ、また街路にはみ出して商品や仕事道具などを置くことを禁止し、未舗装の街路の舗装を命じた²¹。ポリスに言及した王令で、ポリスの内容が街路整備や街路に面した建築物に関する規定のものとしては、この後も1555年5月のフォンテーヌブロー王令²²、1559年6月のパリ王令がある²³。さらに宗教戦争終結後の1599年5月のフォンテーヌブロー王令では、パリに街路管理官職を設置するにあたって、「道路を監視すること、道路を十分な幅や大きさを維持すること、道路に面した建物を検分すること、新しい建築物を揃えること、そのほかこれに関する職務」を「大いに重要で、ポリスの主な一つ」と位置づけている²⁴。

このように街路の管理もまた、15世紀末から16世紀にかけてポリスの意味範囲に含まれていた。また1539年2月16日付のドゥールラン王令が、とりわけパリの「ポリス、街路整備、度量衡そのほかの法」を整備する方針を示したように²⁵、パリの体制づくりが他地域に先行している。

1-3 貧民・浮浪者対策

貧民救済に関しては1545年1月16日付のサン・ジェルマン・アン・レー王令が、パリの「貧民のポリスと給養」のため、商人プレヴォと助役が都市の財源で、働ける貧民に仕事を与えるよう命じている²⁶。これ以前は貧民救済に関する命令でポリスに言及したものは少なく、例えばフォンタノンが収集した1530年代のペスト対策・貧民対策に関するパリ高等法院の法規範判決において、ポリスの語は用いられていなかった²⁷。しかしこの王令の後、1547年7月9日のサン・ジェルマン・アン・レー王令では、救済のために教区ごとに財源を確保すること、貧民の名簿を作って、働ける者には仕事を与え、働けない者には施物を与えるといった対策について、「貧民の責務とポリスを担う余の役人」による既存の命令を確認した²⁸。「貧民のポリス」に言及した王令は、これから数年にわたってたびたび出される²⁹。

貧民対策はその後、貧民の救済よりも浮浪者の取締のほうに重心が移っていく。ただし16世紀の王令の文言から、ポリスの意味範囲が浮浪者対策に拡大したとは必ずしも言えない。1550年代までに出された、浮浪者・瀆聖者対策、不法集会と武器携行の禁止、夜警といった具体的な内容を含む王令には、ポリスへの言及がない³⁰。これら浮浪・瀆聖・武器携行などは犯罪 crime と位置づけられ、犯罪とポリスとが分離されていたと考えるべきかもしれない。すでに述べたように1536年6月19日のクレミュー王令は、バイイ・セネシャルとプレヴォ・城代の権限を区別した。その中でポリスの管轄をプレヴォと規定した一方で、バイイの管轄として、貴族の民事・刑事事案、国王が守護する教会に関わる事案のほか、「大逆罪・貨幣偽造・不法集会・民衆煽動・武器携行・騒擾などの犯罪」をあげていた³¹。

ただしパリを対象とした王令で、1548年11月のサン・ジェルマン・アン・レー王令は、浮浪者対策としてパリ郊

外での建築を禁止した。その理由として、郊外に同業組合の規約に反して開業した者が多数いること、さらに若者が賭博から殺人・強盗・窃盗までに手を染め、「ポリス状態 un estat politique」が悪化していることをあげた³²。パリ高等法院はこの王令を登録する際に、建築禁止に対しては留保をつける一方、郊外で犯罪があれば、プレヴォまたはその刑事代理人とシャトレの委任官が犯人の探索と見せしめの処罰をおこなうとしている³³。1555年5月のフォンテーヌブロー王令では、パリのポリスに関する過去の王令が守られていないとして、「浮浪者および悪人の探索・捕縛・処罰、都市住民の必要を満たすために到来する食料・商品の供給、街路と広場の清掃および障害となる建物の撤去、郊外の建築禁止」などを改めて命じた³⁴。1558年4月18日のパリ王令でも、浮浪者対策としてポリスに関する高等法院の既存の判決を追認している³⁵。

これらの王令に先行して、パリ高等法院はポリスの対象範囲に浮浪者対策や犯罪防止を含む法規的判決を下していた。フォンタノンが収集したパリ高等法院の判決の中で、1541年12月22日のものは、ポリス事案と「反乱・瀆聖・窃盗・強盗・殺人」をひとまとめにポリスとして扱い、その対策を命じるとともに、対策にあたるべきシャトレの32人の委任官 commissaires を、市内と郊外の16地区に割り当てて指名した³⁶。1543年の貧民および犯罪・ペスト対策の判決においても、シャトレの32人の委任官に言及している³⁷。高等法院はさらに1551年7月14日に、「1515年7月9日付」のシャトレ参事会による「良きポリスのため」の決議を追認し、パン屋・宿屋・肉屋などの食料・商品供給と、浮浪者対策や武器携行規制をまとめて、シャトレの16人の検査官の管轄とした³⁸。先にあげた1558年4月18日のパリ王令で、国王がパリ高等法院の決定を追認したことからも、パリでは王令が出される前にポリスの意味範囲が浮浪者対策や犯罪防止にまで拡大され、その対策が具体化していたと言える。

1560年1月付のオルレアン王令は、オルレアン全国三部会を受けて秩序維持や犯罪防止の体制を全王国に適用しようとした。その内容は教会・宗教に関する事項、貴族・軍に関する事項、国王の司法官など官僚の管轄に関する事項など多岐にわたり、瀆聖の禁止、日曜・祝日のミサの時間帯の演劇上演・居酒屋営業・遊技場営業などの禁止、武器携行禁止、浮浪者を宿泊させることの禁止、賭博禁止、都市の街路に面した家の建築規制、同業組合の規約の確認を含んでいる。またプレヴォに対しては、浮浪者をバイイ・セネシャルに通報して追放に助力すること、殺人・強盗の通報を受けたら直ちに対応することを命じている³⁹。しかしこの王令にはポリスの語がない。1566年2月のムーラン王令についても、浮浪者対策や犯罪防止がポリスの意味範囲に含まれるかどうかは不確定である。この王令で高等法院・バイイ・プレヴォなど王国の司法機関の権限を確定するなかで、既に述べたように都市のポリスを管轄する会議の設置を命じた。しかし不法集会・武器携行・騒擾の抑止と刑事裁判、および浮浪者対策をバイイの管轄として、これらをポリスに含めていない⁴⁰。

その後の1586年6月のサン・モール王令は、パリのシャトレに8人の委任官を新設し、そのほかの高等法院・上座裁判所やバイイ府所在地にも委任官を増員して、ポリ

スについての王令の適用と浮浪者の取締を管轄させるとした。具体的にはポリス令を目立つところに掲示して守らせること、パン屋・宿屋などの監視と度量衡についての立ち入り検査のほか、浮浪者の捕縛も彼らの管轄としている⁴¹。この王令においては浮浪者の取り締まりがポリスの対象に含まれたと言えるが、アンリ4世の治世にこれに続く浮浪者関連の王令を確認することはできなかった。

1-4 身分ごとの秩序

このように、16世紀までの王令でポリスの対象が具体的に・限定的に示されている場合、その対象範囲には同業組合ごとの秩序、食料などの供給と価格規制、街路の管理が含まれ、また16世紀中頃から秩序だった貧民救済が含まれるようになった。浮浪者対策は含まれるとしても16世紀末近くになってのことであり、犯罪への対応は含まれない。

ポリスの語が用いられる王令は、身分・職業を問わず多くの人々を対象とした犯罪防止よりも、身分・集団ごとの秩序維持を目的とするものが多い。例えば軍 gens de guerre のポリスとして、1485年10月のブルジュ王令は移動中の軍による宿代の踏み倒しや略奪・暴行を禁止し、「各隊の指揮官が彼らを率い、良き秩序とポリスのもとに過ごさせるよう」命じた⁴²。また1514年1月20日付の王令は、軍による略奪を防ぐために騎馬巡察官 prévôts des maréchaux またはその代理人が宿营地を回るよう命じた⁴³。宮廷に随行する人々による同様の犯罪に対しては、1546年11月19日のサント・ムヌー王令が、宮廷の移動が「良きポリスのもとに」行われなければならないとしている⁴⁴。このほか、宿屋に対して浮浪者の受け入れを禁止するなどの王令も見られる⁴⁵。1576年7月のパリ王令がポリスをうたって身分別の服装を定めたことも⁴⁶、身分ごとの秩序という文脈で捉えられるだろう。

2 ポリスの担い手

以上ではポリスの意味範囲に注目してきたが、ポリスが「治安」の状態であるにせよ、「治安維持」の活動であるにせよ、その状態をもたらし、維持する主体がこれらの王令の本文から読み取れる場合がある。まず、ポリスのために王令を出す国王と、国王の代理としての権限を与えられる州総督など⁴⁷、また法規的判決を出す高等法院がある。都市については、1498年1月付のブルジュの都市特権に関する王令のように、市長と助役がポリスの担当者としてあげられる⁴⁸。パリに関しては1483年8月のパリ王令で、プレヴォを「かの都市のポリス全体の統治を担う」としている⁴⁹。また、1498年3月11日付のプロウ王令は、「司法とポリスの職務と統治を担う余の役人」に言及した⁵⁰。都市部以外の街道の監視については、騎馬巡察官に軍のポリスや浮浪者取り締まりを命じている⁵¹。その後、すでに述べたように1536年6月19日のクレミュー王令と1559年6月のパリ王令で、プレヴォがポリスの担い手と規定された⁵²。1549年3月付のフォンテーヌブロー王令は、高等法院の休廷中に開かれる特別室が「ポリスの簡略な事案」を扱うことに言及しており⁵³、ポリス事案が高等法院まで持ち込まれたことが読み取れる。

ポリスを専門に担当する機関として、1536年のクレミュー王令には「ポリス事案を扱う総会」への言及がある。すなわちバイイ・セネシャル府の所在都市でそうした会議が開かれる際に、そこにプレヴォも出席するが、バイイなど上級の司法官またはその代理官が議長になるべきという規定で⁵⁴、この会議の構成や開催頻度については不明である。1566年2月のムーラン王令では、国王代官などがポリスを管轄している都市に対して、地区または教区ごとに都市民からポリスの担当者を選出させ、彼らと通常の裁判官による会議を毎週1回開くよう命じた⁵⁵。1572年1月のアンボワーズ王令でも、パリおよび高等法院・国王裁判所の所在都市に、食料の供給や価格を監視するため、国王役人である裁判官と都市民の代表が参加する会議の設置を命じている⁵⁶。1586年6月のサン・モール王令は、ポリスの担当者として新たな委任官をおくとした⁵⁷。

パリにおけるポリス担当者の明確化は他地域に先行しており、まず1505年5月のブロワ王令で、シャトレ裁判所の16人の検査官が公定価格と街路の監視について国王に請願したことがわかる⁵⁸。1526年5月7日のコニャック王令ではポリスの語はないものの、街路・酒場などを監視して浮浪者・瀆聖者をシャトレに投獄するプレヴォ代理官を設置した⁵⁹。パリ高等法院が1532年に決定した貧民・浮浪者対策では、シャトレの刑事代理官および委任官・警吏に施物分配の監視を命じ、あわせて五十人長・十人長に教区ごとの貧民の調査を命じた⁶⁰。1539年11月のパリ王令は、シャトレの委任官・検査官と地区長に街路の整備と舗装についての対応を命じている⁶¹。1541年に高等法院が浮浪者の取り締まりを命じた時に、シャトレの32人の委任官に担当地区を割り当て、各地区の瀆聖・強盗・殺人などについて刑事代理官に報告し、必要であれば220人の警吏に協力させるべきとした⁶²。1543年に高等法院は、シャトレの委任官に加えて商人プレヴォと助役にも救貧対策を命じた⁶³。1545年1月付のサン・ジェルマン・アン・レー王令は高等法院の救貧対策を確認し、商人プレヴォと助役に救貧対策を命じた⁶⁴。その後1553年2月12日付のパリ王令は、新たに「高等法院からパリの貧民のポリスのために委任される委任官」を設置し、彼らがパリ・プレヴォ管区の施療院と施物を監督するよう命じている⁶⁵。1559年5月のパリ王令は夜警に、ポリスに関する命令に反する武器携行の取り締まりと違反者の投獄を命じた⁶⁶。それに先立って1539年1月付のサン・カンタン王令は、夜警の目的を「窃盗・殺人・追い剥ぎ・強姦・火災」の防止と規定している⁶⁷。このようにパリを対象とする王令や高等法院判決では、シャトレを中心に、商人プレヴォ・助役から地区長・五十人長・十人長、夜警を担う都市民にまで、それぞれの役割が指示され、違反者を通報し捕縛する指揮系統が成立した。

「ポリス」の語を冠した機関として、フォンタノン王令集のなかの学生の武装や暴力沙汰の取り締まりを命じた1554年8月20日のパリ高等法院の決定は、怪我人を治療した床屋に「委任官とポリスへの報告」を命じているほか、シャトレの委任官に市内や大学地区を巡回して、「毎週木曜日にポリスに報告する」よう命じている⁶⁸。またフォンタノン王令集には、穀物とパンの取引規制に関する1556年11月23日の「ポリス室 chambre de police」の決定が収録されている⁶⁹。この用語法から、ポリスの語

がポリスの担当機関の呼称になった可能性は否定できない。王令を見ると、1559年12月20日のシャンボール王令は、パリに8人の評定官ないし委任官を中心とした穀物とワインの価格監視を担当する部局 bureau の設置を命じた際、「この部局」にポリスの名をつけず⁷⁰、1566年2月のムーラン王令は「ポリスの監督を担う」べく選ばれた都市民の「会議」という言い方をした。しかし1572年のアンボワーズ王令には「ポリス役人 officiers de la police」という言い回しがある⁷¹。

おわりに

以上みてきたように、15世紀末から16世紀にかけてポリスの対象が具体的・限定的になるなかで、その対象範囲は、王令では同業組合ごとの秩序、食料などの供給と価格規制、街路の管理、貧民救済などに絞られた。浮浪や武器携行は瀆聖禁止や窃盗などとともな犯罪であって必ずしもポリスの対象ではなく、全国的な王令ではポリスの位置づけが低かった⁷²。しかし全国を対象とした王令とパリを対象とした王令および高等法院判決における、ポリスの意味範囲のずれもまた指摘できる。パリにおいては浮浪者や犯罪・武器携行などがポリスに関わる問題と位置づけられ、主にシャトレの管轄下で日常的な秩序維持体制の整備が進められていた。16世紀においてポリスに関連する王令の多くが身分・集団ごとの秩序維持を目的としたことは、近世国制の社会的編成につながるものであろう。また価格規制と街路管理がポリスの対象であったことから、視覚的な（監視 surveillance の対象としての）秩序維持への傾向も見てとれるのではない。

註

¹ ナポリは「客体／主体 objectif/subjectif」の対比で説明する。Paolo NAPOLI, *Naissance de la police moderne. Pouvoir, normes, société*, Paris, Editions La Découverte, 2003, pp. 26-27. また Vincent MILLIOT, «Histoire des polices: l'ouverture d'un moment historiographique», *Revue d'Histoire Moderne & Contemporaine*, 54-2, 2007, pp. 162-175.

² 拙稿「15世紀末から16世紀までのフランスにおける治安行政 ―― Policeの用語法から――」『静岡文化芸術大学研究紀要』17、2017年、15-22頁。

³ *Ordonnances des rois de France de la troisième race, recueillies par ordre chronologique*, 21 vols., Paris, l'Imprimerie royale/nationale, 1723-1849. 以下では *Ordonnances* と略す。Antoine FONTANON, *Les Edicts et ordonnances des rois de France depuis S. Loys jusques à présent avec les vérifications, modifications et déclarations sur icelles*, 4 vols., Paris chez Nicolas Chesneav, 1580. 以下では Fontanon と略す。先の拙稿では書誌の確認が不十分だったが、全4巻で、「ポリス」の項は第1巻第5部 tome I, livre V にあたる。

⁴ François-André ISAMBERT et als. éd., *Recueil général des anciennes lois françaises, depuis l'an 420 jusqu'à la Révolution de 1789*, 29 vols., Paris, Belin-Leprieux, 1821-1833. 以下では Isambert と略す。

⁵ «Lettres qui conferment les privilèges de la ville de Bourges (Nantes, janvier 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 153-157. この王令については前掲拙稿16頁および註14。なお当時の年号表記は復活祭から新年とする旧表記 vieux style であった。この王令のように旧表記での1498年1月付は、現代でいう1499年1月をさす。フランス王が1月1日から新年とするように改めたのは、1563年1月付(これも旧表記、

現代でいう1564年1月)のパリ王令である。Isambert, tome XIV, p. 169.

⁶ «Chartre des privilèges octroyés aux habitants de Harfleur (Paris, février 1492)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 373-375. 関連部分は「Item. Et peuvent lesdits habitants cognoistre du fait et police des vivres vendus en ladite ville, soit chars, poissons, vins, servoises, bieres et autres choses, et y mettre taxe et pris raisonnable se besoing est, et en toutes autre vitailles vendues en ladite ville», p. 374.

⁷ «Edit portant injonction, sous peine d'amende, relativement aux halle de Paris (Saint-Just-lez-Lyon, 3 mai 1497)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 583-586; «Edit portant injonction, sous peine d'amende, aux marchands de vendre exclusivement dans la halle de Paris (Saint-Just-lez-Lyon, 3 juillet 1497)», Isambert, tome XI, pp. 289-291. 王令の編集者によって表題と日付が異なるが、同じ王令とみられる。前掲拙稿15頁および註8。

⁸ «Déclaration portant règlement pour la taxe des vivres, denrées et marchandises (Blois, 11 mars 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 166-172; «Edit portant règlement pour la taxe des vivres, fromages, vêtements, etc., dans les hôtelleries et dans le voyages, et qui porte une amende contre ceux qui vendent à très haut prix les marchandises non taxées», Isambert, tome XI, pp. 379-388; «Du taux des vivres es hosteleries & cabarets, & du prix des denrees & marchandises», Fontanon, tome I, pp. 664-668. この王令については、前掲拙稿16頁および註25-27も参照されたい。

⁹ 関連部分は「4. Item, par l'avis et deliberation que dessus, avons oultre ordonné et ordonnons par cesdites presentes que les dessusdits officiers et gouverneurs des villes et pays, et ceux qui seront appelés selon que dessus, en leur bonne et saine conscience mettent et mettront generally ordre, taux et police sur toutes les choses necessaires pour la vie et conservation humaine, de quelque marchandise, art mecanique ou mestier qu'elles soient, au cas qu'ils connoissent que en icelles ou aucunes d'icelles soit fait abus et fraude par faulte de police au dommage de nosdits sujets et autres allans, venans et frequentans en nosdits royaume et seigneuries, et autrement y procederont en maniere que lesdits taux puissent être fructueux, et que tous tels abus, fraude et pillerie cessent et soient ostés et abattus au bien de la chose publique, desquelles choses et chacune d'icelles faire et ordonner, nous par cesdites presentes et en tant que metier seroit en avons à nosdits officiers donné et donnons plein pouvoir, autorité et puissance especial.», *Ordonnances*, tome XXI, p. 169.

¹⁰ «Edit portant règlement sur le taux et le poids des vivres et marchandises; l'affiche et publication annuelle des ordonnances de police, et l'obligation de juger gratuitement en matière de police (Rouen, 20 octobre 1508)», Isambert, tome XI, pp. 525-533. 引用部分は「desirans obvier aux grands abus et desordres, et mettre bon ordre et police generale par toutes nos seigneuries, provinces et pays, sur le fait et taux desdits vivres, denrees et marchandises», pp. 526-527.

¹¹ «Edit sur la préeminence des baillis et juges présidiaux, sur les prévôts, châtelains et autres juges inférieurs du royaume (Crémieu, 19 juin 1536)», Isambert, tome XII, pp. 504-510. 引用部分は「(25) Quant au fait de la police, voulons et entendons que nosdits prevosts y vaquent et entendent, et en ayant la première cognaissance, sans que ce nosdits baillifs, seneschaux, et autres juges présidiaux s'en entremettent, si ce n'est par appel, chacun en son ressort. Et auront nosdits prévosts la réception des sermens des maistres des mestiers jurez, et la cognaissance de tous les différens qui procederont à cause desdits mestiers en première instance. (26) Et où il escherra faire assemblee générale pour pourvoir au fait de la police de nos villes, esquelles y a siège de baillif, seneschal ou autre juge presidial, voulons et ordonnons que nosdits juges présidiaux ou leurs lieutenans, président et concluent esdites assemblées, esquelles y seront aussi nosdits prevosts et autres nos officiers.», p. 509.

¹² «Déclaration sur le pouvoir des baillis, sénéchaux et prévôts (Paris, juin 1559)», Isambert, tome XIII, pp. 538-546. 引用部分は「(5) Voulons aussi qu'à nosdits prévosts et chastelains appartienne bailler assistance et pareatis, soit pour exploiter ou exécuter

jugemens, mandemens, requisitions d'autres juges que desdites prévostez, faire proclamations, et tous quelconques autres actes concernans le territoire et juridiction ordinaire de nosdits prévosts, fait de police appartiendra en première instance la connoissance à nosdits prévosts et chastelains, soit qu'il fût question de reconnoître et réformer les abus que commettent les taverniers, boulangers, bouchers, apoticares drapiers, grossiers, quincailliers et autres en la marchandise quelle qu'elle soit, qu'ils vendent et débitent en gros et détail, à poids, mesures, aulnages, et tout autre genre de mestier; soient manans et habitants des villes et détroits de nos prévostez, ou hantans et fréquentans les foires et marchez d'icelles prévostez, ou qu'il fût question des différends procédans des réparations des ponts, portes, bois, chemins et sentiers d'icelles nosdites villes et prévostez, ou de commettre et recevoir le serment des gastiers, messiers et gardes commis pour la conservation des vignes, et autres fruits et biens au temps qu'ils sont de garde; et se feront les baux à ferme et marchez qu'il conviendra faire pour cet effet, pardevant nosdits prévosts à jours de plaids, et autres jours qu'il conviendra à cry public et particulier intérêt, appelez ceux qui doivent estre appelez; et ce au cas que ce loyer desdites gardes, réparations desdits ponts, portes et chemins et voyes publiques soient faites des deniers communs, particuliers et privez, de nos sujets ausdits lieux; mais où lesdites réparations seroient faites des deniers de nostre domaine, les baux à ferme et marchez seront faits pardevant nosdits baillifs et sénéchaux.», pp. 541-542.

¹³ «Edit qui défend le commerce à l'étranger et qui règle la police du royaume (Amboise, janvier 1572)», Isambert, tome XIV, pp. 241-245. 関連部分は「Toutesfois la malice des troubles et divisions qui depuis ont eu cours en cestuy nostre royaume, à present graces à Dieu composez et pacifiez, a esté telle, que tout ordre de police a esté interrompu, perversi et négligé au grand détrimet et foule de nostre peuple et sujets. Au moyen de quoy voulant à présent y remédier par tous moyens possibles, et essayer de restablir et remettre toutes choses au meilleur estat que faire se pourra, spécialement en ce qui touche le fait de la police», p. 241; «(4) Et d'autant que par expérience, nous avons cogneu que nos prédécesseurs et nous, ayant cy devant fait de très-belles ordonnances sur le fait de la police, elles sont néanmoins demeurées inutiles et sans exécution, par faute de personnes qui spécialement ayent eu ceste charge de vacquer à icelles faire observer et entretenir: et pour les continuelles et diverses plaintes que nous avons de tous endroits de nostre royaume, de l'excessivité de prix de toutes sortes de vivres, et autres denrées nécessaires pour la vie et usage des hommes, avons à ceste cause advisé, qu'en certaines villes de nostre royaume y aura doresnavant certains bons et notables personnages qui seront commis et députés spécialement pour cet effect. (5) Et premièrement, pour le regard de nostre bonne ville de Paris, avons ordonné et ordonnons qu'un des présidens, et un conseiller de nostre cour de parlement, un maistre des requestes, un lieutenant civil ou criminel, et en leur absence le particulier, le prévost des marchands ou l'un des eschevins, quatre notables bourgeois de ladite ville, non exerceans fait de marchandise, nos procureurs au Chastelet, et en l'hostel de la ville, s'assembleront au palais, en la salle de la chancellerie, deux fois la semaine, les mardy et vendredy, depuis une heure après midy jusques à cinq, sans que durant ledit temps ils puissent vacquer à autre affaire. Et à laquelle assemblée pourront intervenir nos advocats et procureur général en nostredite cour, quand bon leur semblera, ce qu'ils verront que la nécessité des affaires le requerra. Et ce en la mesme qualité et pouvoir que lesdits commissaires et députez, et non pour y requérir ne faire office de nos advocats et procureurs: ausquels députez avons donné et donnons privativement à tous nos autres officiers, puissance et autorité de mettre taux aux vivres, comme chairs, poissons, bleds, vins, huiles, chandelles, et autres menuës denrées, et aussi les foins, paille bois et cuirs: pareillement mettre prix sur toutes sortes de façons d'habillemens: et aux estoiffes applicables sur iceux, comme aussi ils taxeront autant qu'ils verront estre les journées des manœuvriers et autres artisans, recevront et jugeront

les rapports pour les commissaires du chastelet, et autres officiers de la police. Ausquels pour cet effect enjoignons de se trouver pardevant lesdits députés aux jours susdits, voulons et nous plaist que lesdits députés facent soigneusement entretenir et garder les ordonnances tant de nous que de nos prédécesseurs: et celles qui pourront estre faites cy après sur le fait de la police, et que les jugemens et sentences qui seront donnez par eux contre les délinquans soient exécutés non obstant l'appel, et sans préjudice d'iceluy, jusques à quarante livres parisis, et diffinitivement, et sans appel, jusqu'à cent sols parisis et au dessouz. Et où il escherroit, outre lesdites amendes, peine et punition corporelle, les délinquans seront renvoyez pardevant les juges ordinaires, ausquels la cognoissance desdits délits en appartiendra.», pp. 243-244. この王令については、前掲拙稿 18頁および註44-45でフォンタノンを参照している。

¹⁴ «Ordonnance sur la réforme de la justice (Moulins, février 1566)», Isambert, tome XIV, pp. 189-212. 関連部分は「(71) Pour donner quelque ordre à la police des villes de nostre royaume, et pourvoir aux plaintes qui de ce nous ont esté faites, avons ordonné que les maire, eschevins, consuls, capitouls et administrateurs des corps desdites villes qui ont eu ci-devant, et ont de présent l'exercice des causes civiles, criminelles et de la police, continueront ci-après seulement l'exercice du criminel et de la police, à quoy leur enjoignons vaquer incessamment et diligemment, sans pouvoir d'oresnavant s'entremettre de la connoissance des instances civiles entre les parties, laquelle leur avons interdite et défenduë, et icelle renvoyons et attribuons à nos juges ordinaires ou des hauts justiciers des villes, où y a corps et communautéz tels que dessus: nonobstant tous privilèges, coustumes, usances et prescription que l'on pourroit alléguer au contraire. (72) Et quant aux villes esuelles nos officiers ou lesdits hauts justiciers, ont la police, et non lesdits corps et communautéz, voulons et ordonnons que de chacun quartier ou paroisse d'icelles soient élus par les bourgeois et citoyens y habitans, un ou deux d'entr'eux qui auront la charge, administration et intendance de la police et de tout ce qui en dépend, lesquels bourgeois ou citoyens pourront estre élus et pris de toutes qualitez de personnes habitans ès villes sans excuses quelconques. Et auront puissance d'ordonner et faire exécuter jusques à la valeur de soixante sols pour une fois. Sans que contre leurs ordonnances et exécutions dicelles on se puisse pourvoir par appel: bien seront reçus les doléances, et fait droit sur icelles par les juges ordinaires des lieux, en l'assemblée d'iceux bourgeois, laquelle se fera une fois de semaine pardevant lesdits juges, ausquels la police appartient comme dessus: en laquelle assemblée se fera rapport par tous desdits bourgeois élus, de ce qu'ils auront fait ou sera besoin de faire et ordonner pour ladite police, à ce qu'ils se puissent conformer les uns aux autres, et qu'il soit pourvû aux occurrences par la justice ordinaire, même en ce qui excédera le pouvoir susdit, attribué ausdits bourgeois et citoyens, lesquels continueront ladite charge l'espace d'un an, ou de six mois pour le moins. Et le semblable sera observé aux petites villes, où il y aura moindre nombre, en quoy n'entendons préjudicier ausdits juges qu'ils puissent par concurrence ou prévention pourvoir à la police des villes: entendans que lesdits bourgeois fassent le serment pardevant lesdits juges, tant de nous que desdits hauts justiciers, et que les amendes soient adjugées à nous et ausdits justiciers», pp. 208-209.

¹⁵ «Ordonnance du Roy sur le fait de la police generale de son royaume, contenant les articles & reiglemens que sa Maiesté veut estre inuolablement gardez, suyvis & observez, tant en la ville de Paris, qu'en toutes les autres en sondit royaume (Paris, 21 novembre 1577)», Fontanon, tome I, pp. 577-594. 冒頭部分は「Le Roy ayant fait son edict & ordonnance sur le reiglement des monnoyes, comme il a iugé estre tres-necessaire, à fin d'obvier au desordre & grande diminution de la richesse de ses subiects, que apportoit avec soy le surhaussement de pris que le peuple s'est licencié de donner aux especes d'or & d'argent: Par lequel il est notoire que la vente de toutes sortes de denrees, marchandises, & ourrages, a esté aussi rehaussee: & semblablement augmenté le salaire des personnes qui trauaillent aux œures mechaniques. A

estimé estre requis d'y donner quelque bonne prouision: comme semblablement à plusieurs autres desreiglemens aduenus à l'occasion des troubles ès choses qui dependent du fait de la police. Lesquels à ceste heure qu'il a pleu à Dieu par sa bonté & clemence mettre ce Royaume en paix, sa Majesté desire reduire & reformer en leur ancien estat, au mieux qu'il sera possible.», pp. 577-578. なおイザンペールにはこの王令の本文がない。

¹⁶ «Déclaration portant règlement pour la police des examinateurs du châtelet de Paris (Blois, mai 1505)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 324-328. 引用部分は「ont la charge et regard de faire paver les rues, visiter les boullengiers, et de plusieurs autres choses concernant le fait de la justice et police d'icelle ville», p. 325. この王令については、前掲拙稿 16頁および註28も参照されたい。

¹⁷ «Lettres relatives à la voirie et à l'entretien des édifices publiques dans les villes du royaume (Lyon, 14 juin 1510)», *Ordonnances*, tome XXI, pp. 416-418. 関連部分は「pour ce que par ci-devant nous avons fait, et encore à la requeste desdits maires, eschevins et habitans de nosdites villes, pourrions faire ci-après plusieurs edits pour la police, embellissement et decoration de nosdites villes, qui pourroient estre par aucuns particuliers desdites villes empeschez, nous avons ordonné et ordonnons que lesdits edits, statuts et ordonnances par nous faites ou à faire, sur lesdits police, embellissemens et decorations de nosdites villes, seront executées selon leur forme et teneur, nonobstant oppositions ou appellations quelconques, desquelles nous avons interdit et deffendu, interdisons et deffendons toutes jurisdiction et cognoissance à nosdites cours de parlement.», p. 417.

¹⁸ «Injonction touchant les maladies contagieuses et les immondices (Paris, 25 mars 1493)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 436-437.

¹⁹ «Déclaration portant commission au prévôt de Paris de commettre un lieutenant pour visiter les rues, cabarets, lieux publics, et y saisir les vagabonds, gens sans aveu, mendiants valides, blasphemateurs et gens surpris et flagrant délit, les conduire dans les prisons du Châtelet pour en être fait justice (Cognac, 7 mai 1526)», Isambert, tome XII, pp. 269-272.

²⁰ «Ordonnance de police sur l'entretien des rues de Paris (Paris, novembre 1539)», Isambert, tome XII, pp. 651-656.

²¹ «Déclaration ampliative de l'ordonnance de novembre, sur l'entretien des rues de Paris (Lafère-sur-Oise, 28 janvier 1539)», Isambert, tome XII, pp. 657-659. 引用部分は「desirans l'entretenement et conservation de nos ordonnances faites sur la police de nostre bonne ville et cité de Paris», p. 657. この王令については前掲拙稿 17頁および註31でフォンタノンを参照している。

²² «Edit qui confirme les lois sur la police et la décoration de la ville de Paris, et pour la réunion de ces lois en un seul corps (Fontainebleau, mai 1555)», Isambert, tome XIII, pp. 443-445. 冒頭部分は「Henry, etc. Comme nos prédécesseurs Roys de France ayent fait plusieurs belles constitutions et ordonnances sur le fait, police et décoration de nostre bonne ville et cité de Paris; et spécialement sur la recherche, caption et punition des vagabonds et mal vivans, distributions des vivres et marchandises qui y arrivent pour la nécessité des habitans de ladite ville, et pour la tenir nette, aisée, et non offusquée des bâtimens en saillie, ne autres choses qui puisse empêcher les voyes et places publiques, avec défenses de ne bastir ès fauxbourgs», p. 443.

²³ 前出註12。

²⁴ «Edit de création d'un office de grand-voyer de France (Fontainebleau, mai 1599)», Isambert, tome XV, pp. 222-224. 引用部分は「ayant entr'autres choses, le pouvoir d'avoir l'œil ausdites voyes et passages, les conserver en leurs espaces, grandeurs et largeurs; visiter les bastimens estans sur les ruës et voyes; allonger les bastimens nouveaux, et toutes autres fonctions qui en dépendent: chose grandement importante, et l'une des principales de la police», p. 222.

²⁵ «Edit portant réunion de toutes les justices seigneuriales de la ville de Paris au domaine de la couronne, et réglant l'indemnité des seigneurs qui les possèdent (Dourlens, 16 février 1539)», Isambert, tome XII, pp. 665-670. 関連部分は「Et pour cette cause eussions en nostre ville de Paris (qui comme capitale de nostre royaume donne exemple et forme aux autres) estably, dix ans a, et

plus, certains commissaires, leurs donnans pouvoir de ce vérifier: à quoy ils ont par long temps vaqué, sans toutesfois qu'il apparaisse de grand effect, ny exécution de leurs commissions et charges, au moyen de la contrariété, exceptions déclinatoires, subterfuges et délais sur ce proposez, et mis en avant de la part desdits prétendans justice, censive, droicts de police, voirie, mesures et autre revenu de ladite ville et cité, faubourg et banlieue de Paris, tellement que sans autre et plus prompte forme de procéder en cette affaire, nostre intention demeurera tousjours en cet endroit inexecutée, au grand préjudice de nous et de la chose publique d'icelle ville.», p. 666.

²⁶ «Déclaration portant que les mendiants valides seront employés par les prévôts des marchands et échevins de Paris à travailler aux ouvrages publics (Saint-Germain-en-Laye, 16 janvier 1545)», Isambert, tome XII, pp. 900-902. 関連部分は「pour donner ordre à la police et nourriture des pauvres, mendiants et invalides de ladite ville», p. 900.

²⁷ «Que les mendiants valides & puissans de trauailler & besongner aux œuures publiques, & que les non sains & inualides seront nourris de l'aumosne (22 avril 1532)», Fontanon, tome I, p. 656; «Ordonnances de la police de la ville & faubourgs de Paris, pour obuier au danger de la peste: & des mestiers prohibez durant ledit temps le nombre des medecins, chirurgiens, barbiers, & autres gens ordonnez pour visiter & medicamenter les malades de peste (13 septembre 1533)», ibid., pp. 625-628; «Inionction de la cour de Parlement touchant les patures mandiens, valides & invalides (5 février 1535)», ibid., pp. 657-658. なお1533年9月13日の決定について、フォンタノンがつけた表題にはポリスの語が用いられているが、本文にはポリスの語がない。

²⁸ «Edit portant règlement pour la nourriture et l'entretien des pauvres de la ville et des faubourgs de Paris (Saint-Germain-en-Laye, 9 juillet 1547)», Isambert, tome XIII, pp. 23-25. 関連部分は「Comme pour subvenir à la nourriture et entretenement des pauvres mandians estant en très grand nombre en nostre ville de Paris, ayent par cy devant esté pratiqués plusieurs remèdes, et finalement, pour la grande affluence desdits mandians, qui de toutes parts s'estoient retirez en nostre dite ville capitale de nostre royaume, eut esté advisé mettre sus une taille et collecte particulière sur un chacun des habitans de ladite ville, pour avec les autres deniers qui des questes ordinaires des paroisses, et d'ailleurs estoient levez pour lesdits pauvres estre mis ès mains du trésorier général desdits pauvres, et après estre distribuez ausdits pauvres mandians selon le roolle que d'iceux avoit esté fait. Mais d'autant qu'aux mandians valides n'estoit donné le moyen de travailler, et que l'asseurance de l'aumosne ordinaire qu'ils prenoient, comme par forme de prébende, non seulement les entretenoit en oisiveté, mais aussi invitoit ceux des prochaines provinces d'eux retirer en nostre dite ville: de manière qu'en peu de temps y est afflué si grand nombre de pauvres, que les aumosnes triplées n'eussent peu fournir à leur nourriture et substation. Et souvent les vrais pauvres mandians invalides, malades et impotens estoient pour l'importunité desdits valides délaissés et frustrez de leurs aumosnes: et un désordre et confusion si grande en ladite ville, que ce qui avoit esté pour la nécessité trouvé bon et expédient, estoit cause d'un grand mal et désordre et d'un présent inconvenient de pestes et maladies. Pour à quoy obvier avoient esté dressez, plusieurs articles par aucuns nos officiers ayans la charge et police desdits pauvres, qui auoient esté envoyez par devers nous, pour y pourvoir.», p. 23. この王令について前掲拙稿17頁および註35でフォンタノンを参照している。

²⁹ «Déclaration portant règlement pour la nourriture des pauvres de la ville de Paris (Paris, 13 février 1551)», Isambert, tome XIII, pp. 262-263; «Edit qui permet aux maîtres des métiers de la ville de Paris d'avoir un second apprenti, à la condition de le prendre dans les pauvres enfans qui sont nourris dans l'hôpital de la Trinité (Paris, 12 février 1553)», ibid., pp. 353-355. 関連部分は「les commissaires, commis et députez par nostre cour de parlement sur le fait de la police des pauvres de nostre bonne ville et cité de Paris», p. 353. また施療院のポリスに言及した王令として「Edit qui attribue aux baillis, sénéchaux, parlemens et autres juridictions, à

l'exclusion du grand conseil, la connaissance des excès et violences commis à l'occasion des bénéfices ecclésiastiques (Chantelou, mars 1545)», Isambert, tome XII, pp. 908-909; «Edit qui règle l'emploi des revenus des hôpitaux (Paris, 12 février 1553)», Isambert, tome XIII, pp. 355-358. 関連部分は「des commissaires commis par nostredite cour sur le fait de la police des pauvres de ladite ville et qui ont presté serment en icelle cour», ibid., p. 358. 最後の王令について前掲拙稿21頁の註35でフォンタノンを参照している。

³⁰ 清聖者対策は「Edit sur la punition des ivrognes, homicides et blasphémateurs (Valence, août 1536)», Isambert, tome XII, p. 527. 浮浪者対策は「Edit sur les attributions et la juridiction des prévôts des maréchaux, et sur la punition des vagabonds et gens sans aveu (Paris, 25 janvier, 1536)», ibid., pp. 531-533; «Edit défendant de loger aucun étranger sans en avertir les officiers des lieux (Châtillon-sur-Loing, 9 mai 1539)», ibid., p. 556. 不法集会と武器携行・仮面の禁止は「Edit contre les assemblées illicites et gens masqués (Châtillon-sur-Loing, 9 mai 1539)», ibid., pp. 557-558. 夜警については「Règlement pour le guet de la ville de Paris (Saint-Martin de Candé, avril 1491)», *Ordonnances*, tome XX, pp. 314-316; «Ordonnance de police sur le guet de la ville de Paris, et la manière d'y procéder (Saint Quentin, janvier 1539)», Isambert, tome XII, pp. 660-664; «Du guet de la ville de Paris, comment, en quels lieux & par quelles gens sera fait, & quelles personnes sont francs & exempts d'aller au guet (Saint Quentin, janvier 1539)», Fontanon, tome I, pp. 632-634.

³¹ クレミュー王令は前出註11でも引用。パイイの権限については「(10) Pareillement cognoistront nosdits baillis, sénéchaux, et autres juges présidiaux des crimes de lèse maïesté, fausse monnoye, assemblées illicites, esmotions populaires, et ports d'armes, infraction de sauve-garde et autres cas royaux, et non lesdits prévôts.», Isambert, tome XII, p. 506. なお1498年3月付のプロワ王令でも浮浪者の窃盗等をパイイ・セネシャルの管轄としていた。「Ordonnance rendue, en conséquence d'une assemblée de notables, sur la justice et la police du royaume (Blois, mars 1498)», *Ordonnances*, tome XXI, p. 177-207. 関連部分は第91条で「pour ce que en nostre royaume y a grande multitude de vagabonds, et que on a trouvé par experience que, soubz couleur desdites appellations qu'ilz interjectent, plusieurs larcins et autres malefices se commettent, ordonnons que, quand tels notoirement vagabonds seront prins et apprehendez par nosdits baillifs, seneschaulx et juges ressortissans sans moyen en nosdites cours, ils pourront pareillement faire et parfaire les procès desdits vagabonds en leursdits sieges principaux et ès autres esquelz ils ont accoustumé de tenir les assises», p. 195.

³² «Edit qui défend de construire aucun bâtiment dans les faubourgs de Paris (Saint-Germain-en-Laye, novembre 1548)», Isambert, tome XIII, pp. 63-65. 引用部分は「Et qui pis est, plusieurs des maisons desdits faubourgs ne sont que retraictes de gens mal vivans, taverniers, jeux et bourdeaux, en la ruine de grand nombre de jeunes gens, qui alléchez et attirez d'oisiveté, consomment et perdent le profusément leur leunesse, et se nourrissent en tels vices: et procédans de mal en pis, prennent la hardiesse dde commettre plusieurs meurtres, voleries, larcins, et autres délits grandement contraires, pernicieux et dommageables à un estat politique tel qu'il est requis en nostre dite ville», p. 64. また「La defense de ne plus bastir ès faubourgs de la ville de Paris (Saint Germain en Laye, novembre 1548)», Fontanon, tome I, pp. 596-597.

³³ «Extrait des registres de Parlement (17 janvier 1548)», Fontanon, tome I, p. 597. 関連部分は「N'entend toutesfois ladite cour que par le contenu audit edict & publication d'iceluy, soit faite aucune approbation des edifices, maisons & bastimens construits esdits faubourgs depuis ving cinq ans en ça, pour raison desquels ladite cour a reserué y aduier & en delibérer. Et par ce qu'icelle cour a esté aduertie des meurtres, voleries, larcins & autres malefices qui se commettent esdits faubourgs, elle a enjoint & ordonné au Preuost de Paris & à son Lieutenant criminel, ensemble aux Commissaires du Chastelet de Paris, d'eux enquerir diligemment & soigneusement des mal-fauteurs tant propriétaires

que locatifs, & proceder contre eux à punition exemplaire, ainsi qu'ils verront estre à faire.»

³⁴ 前出註22。

³⁵ «Déclaration contre les vagabonds et gens sans aveu, et sur la police des maisons publiques à Paris (Paris, 18 avril 1558)», Isambert, tome XIII, pp. 509-512. 冒頭部分は「Henry, etc. Nos prédécesseurs roys ayant entendu qu'en nostre ville de Paris estoient commises plusieurs voleries, destroussemens, pilleries, homicides, batteries et larcins par gens vagabonds, oisifs et autres qui ne se vouloient employer à faire aucune chose pour gagner leur vie, et n'avoir aucun mestier, maistres ne adveu. Et par plusieurs bannis, fustigez, essoreillez et autres gens malvivans, qui se retiroient en nostredite ville et fauxbourgs de Paris, auroient pour les chasser et extirper d'icelle fait plusieurs édits et ordonnances: et pareillement nostre cour de parlement fait plusieurs arrests et ordonnances, lesquelles ont esté respectivement publiées mais si peu gardées, qu'à présent notredite ville et fauxbourgs sont remplis d'une infinité de personnages des qualitez dessusdites, commettans journellement infinies volleries, destroussemens, batteries, larcins, et autres crimes et délits, troublans par ce moyen l'estat de la police et tranquillité de ladite ville: chose de très-mauvais exemple et conséquence, à quoy est très-requis et nécessaire pourvoir.», pp. 509-510.

³⁶ «Reiglement sur le fait de la police, contenant le deuoir des Commissaires du Chastelet de Paris, des Sergens à verge, des quarteniers, dixeriers & cinquanteniers (22 décembre 1541)», Fontanon, tome I, pp. 638-640. この判決については前掲拙稿17頁および註32-33. 浮浪者対策の一環として地区長らに住民調査を命じるなど、対策の具体性において稀な例である。

³⁷ «Ordonnances faites par la cour pour la continuation & entretenement de la nourriture & education de la communauté des pauvres de la ville de Paris: & ordre cy deuant aduisé touchant le fait d'iceux (12 novembre 1543)», Fontanon, tome I, pp. 658-661.

³⁸ «Des examinateurs du Chastelet de Paris, leur jurisdiction & deuoir sur le fait de la police (14 juillet 1551)», Fontanon, tome I, p. 637. 冒頭部分は「Veu par la cour les articles, ou ordonnances à elle presentees par les Lieutenans ciuil & criminel de la Preuosté de Paris qu'il disent estre faites par deliberation du conseil de Chastelet, pour le bien de la police, & pour obuier aux inconueniens qu'on a veu par cy deuant aduenir en ceste ville de Paris, qu'ils ont requis estre autorizees par la cour, dont la teneur s'ensuit: du lundi neufiesme iour de lulliet, mil cinq cens & quinze, en suyuant l'ordonnance & deliberation du conseil tenu en la chambre ciuil du Chastelet de Paris, samedi dernier, pour raison du desordre qui est de present au fait de la police, & des abus, fautes, larrecins, pilleries, exactions, meurtres, blasphemés & autres maux infinis qui sont commis de iour en iour, tant par les boulangers, hosteliers, marchands de foin & feurres, plastriers, bouchers, charretiers, qu'autres gens oisifs & vagabons, portans poignars, espees & autres bastons, sans aueu.»

³⁹ «Ordonnance générale rendue sur les plaintes, doléances et remonstrances des états assemblés à Orléans (Orléans, janvier 1560)», Isambert, tome XIV, pp. 63-98.

⁴⁰ ムーラン王令については前出註14でも触れたが、関連部分は「(27) Enjoignons à tous nos baillifs et sénéchaux, leurs lieutenans et autres officiers, de faire étroitement garder nos édits faits sur la pacification de nos royaume et sujets, empêcher et réprimer toutes assemblées illicites, ports d'armes, et émotions, informer et décréter promptement contre ceux qui contreviendront tant de fait que de parole: et faire diligemment instruire les procès criminels, et envoyer les procès verbaux de leurs procédures et diligences de trois en trois mois à nostre très-cher et féal chancelier, et à nos procureurs généraux en nos parlemens, afin d'y estre pourvu, le tout sur peine de privation de leurs offices.», Isambert, tome XIV, p. 196; «(46) Connoissent aussi nos juges és sièges présidiaux par concurrence et prévention des cas attribuez ausdits prévosts, vice-baillifs et vice-sénéchaux, pour instruire les procès et les juger en dernier ressort au nombre de sept, et par semblable contre les vagabons et gens sans adveu: comme aussi le pourront faire

lesdits prévosts, vice-baillifs, et vice-sénéchaux, selon la forme toutefois ci-dessus ordonnée pour la compétence, instruction et jugement.», ibid., p. 201.

⁴¹ «Edit de création de nouveaux commissaires au Châtelet, savoir, huit à Paris, quatre dans toutes les villes qui ont un parlement, deux en celles qui ont un siège présidial et un dans les villes de bailliages (Saint-Maur, juin 1586)», Isambert, tome XIV, pp. 606-608. 関連部分は「(1) C'est à savoir: huit commissaires ausdit chastelet de Paris, quatre aux villes où il y a parlement, deux aux sièges présidiaux, et un en tous les bailliages, sénéchaussées, prevostez et jurisdictions royales de nostre royaume, avec semblable pouvoir, que lesdicts commissaires du chastelet, pour avec ceux ja establis, avoir l'œil, regard et cognoissance, de faire inviolablement garder les ordonnances qui ont esté et seront faites pour le fait de la police, sans permettre d'y rien inoyer ny contrevénir, par quelque personne, ny souz couleur et occasion que ce soit, faire dresser placarts, et tableaux desdites ordonnances pour affiger és lieux publics et éminens, afin que personne n'en pretende cause d'ignorance. (2) Lesquels commissaires seront tenez faire une ou deux visitations par chacune semaine par les villes et lieux de leurs charges, veoir et cognoistre des contraventions à nos ordonnances, soit par les boulangers, hosteliers, cabaretiers, chartiers, marchands de bois, foin et feurre, visiter les poids, mesures, aulnages, faire ouvrir les magasins à bled, en temps de cherté et stérilité, selon la nécessité publique. (3) Aussi faire paver et nettoier les rues, et autres choses concernans le fait et administration de ladite police, prendre et mener prisonniers les oiseux et vagabonds, et autres qui se trouveront chargez, et ausquels il y aura suspicion de fuitte, et de tout ce qu'ils auront trouvé, faire rapport aux lieutenans-généraux, civils, prévosts desdits bailliages, sénéchaussées et autres jurisdictions, és lieux où le règlement de la police leur appartient, à l'instar, comme dit est, des commissaires de nostre chastelet de Paris, et aux consuls, maires et eschevins des villes, où la police leur est commise et attribuée d'ancienneté.», p. 607. この王令でパリ・シャトレの委任官は40人となる。

⁴² «Lettres portant règlement sur la police des gens de guerre, et principalement sur les pilleries et les vexations dont ils pouvoient se rendre coupables (Bourges, octobre 1485)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 601-603. 関連部分は「que d'ores en avant, toutes et quantes fois que aucunes compagnies desdites gens de guerre de nos ordonnances chevaucheront, chacune compagnie aura ung commissaire pour les mener et les faire vivre en bon ordre et police», p. 601. また「Lettres sur la police des gens de guerre (Bourges, dernier octobre 1485)», Isambert, tome XI, pp. 152-155. 翌年に出された同様の王令については「Lettres portant règlement pour les gens de guerre (Compiègne, 6 octobre 1486)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 672-677. 前掲拙稿16頁および註20.

⁴³ «Reglement et statuts sur le service des gens d'armes et les prévôts des maréchaux de France (Laferté-sous-Jouarre, 20 janvier 1514)», Isambert, tome XII, pp. 2-18. 関連部分は「(34) Le roy veut et ordonne que d'oresnavant les prevosts des mareschaux chavaucheront les pays, eux et leurs lieutenans, et feront residence sur les compagnies: et qu'ils chavauchent de garnison en garnison, pour mieux faire justice, tenir ordre et police ausdicts gens de guerre, et corriger les fautes, oppressions et pilleries que lesdits gens de guerre pourront faire au peuple.», p.16. 軍のポリスに関するこのほかの王令としては「Ordonnance qui divise les provinces frontières de France en trois départemens militaires, et qui commet le gouvernement des gens de guerre à trois maréchaux de France, sous leur responsabilité (Anet, 26 juin 1547)», Isambert, tome XIII, pp. 19-22; «Déclaration qui défend aux gens de guerre de courir les champs, et qui ordonne aux gouverneurs de leur courir sus et de les tailler en pièces (Paris, 24 février 1597)», Isambert, tome XV, pp. 128-131.

⁴⁴ «Edit qui defend aux serviteurs et pages des princes et seigneurs de la cour de quitter les hôtelleries où ils ont été reçus, sans payer, de contraindre les hôteliers à prendre ailleurs les vivres qui leur manquent, etc., sous peine d'être fustigés, marqués et envoyés aux galères (Sainte-Menehould, 19 novembre 1546)», Isambert,

tome XII, pp. 917-919. 関連部分は「Comme après avoir cognu que quelque ordre que nous ayons tasché et essayé de donner pour faire vivre ceux qui sont à la suite de nostre cour, en bonne police et hors la foule et oppression de nostre pauvre peuple, et quelques ordonnances, inhibitions et défenses qu'ayons cy devant fait à ceste fin», pp. 917-918. 宮廷の移動に関するこのほかの王令としてフォンタノンは2点をあげている。「Reiglement general sur la suite de la cour (Fontainebeiau, 2 février 1563)», Fontanon, tome I, pp. 721-723; «Reiglement sur la façon de loger à la suite de la cour (Villers-costeret, 29 décembre 1570)», ibid., pp. 723-728. イザンペールは前者に言及せず、後者も表題のみ。

⁴⁵ 前掲拙稿17頁および註37。

⁴⁶ «Declaration du Roy sur le fait & reformation des habits: avec defense aux non nobles d'vsurper le tiltre de noblesse, & à leurs femmes de porter l'habit de Damoysselles, sur les peines y contenues (Paris, juillet 1576)», Fontanon, tome I, p. 718. 関連部分は「Lequel desordre engendre vne confusion telle, que l'on peut discerner les vns d'auec les autres: à quoy il est besoin remedier, & par bonne ordonnance policer toutes choses selon qu'il a esté bien & deuément statué & ordonné. Nous pour ces causes & autres considerations à ce nous mouuans, auons déclaré & declarons, que nostre vouloir & intention est, que les ordonnances faites par noz predecesseurs Roys sur le fait & reformation des habits, soyent gardees & obseruees, sur les peines de mil escus portees par lesdites ordonnances.»

⁴⁷ 州総督については前掲拙稿16頁および註15、18。また「Ordonnance par laquelle le roi donne à la duchesse d'Angoulême, sa mère, le pouuoir de gouverner et administrer le royaume pendant son absence (Lyon, 15 juillet 1515)», Isambert, tome XII, pp. 38-42; «Edit portant pouuoir à la reine-mère de gouverner le royaume durant l'absence du roi (Gien-sur-Loire, 12 août 1523)», ibid., pp. 210-216.

⁴⁸ 前出註5。

⁴⁹ «Statuts des Merciers et Maîtres de la confrérie de Saint-Louis à Paris (Paris, août 1485)», *Ordonnances*, tome XIX, pp. 578-579. 引用部分は「par nostre prevost de Paris comme ayant le gouvernement de toute la police de ladite ville, et par noz officiers ordinaires et gens de justice en icelle ville», p. 578.

⁵⁰ 前出註8、9。

⁵¹ 前出註43でも触れた「Reglement et statuts sur le service des gens d'armes et les prévôts des maréchaux de France (Laferté-sous-Jouarre, 20 janvier 1514)」および「Edit sur les attributions et la juridiction des prévôts des maréchaux, et sur la punition des vagabonds et gens sans aveu (Paris, 25 janvier 1536)», Isambert, tome XII, pp. 531-533.

⁵² 前出註11、12。

⁵³ «Edit portant règlement sur l'administration de la justice au parlement de Paris (Fontainebleau, mars 1549)», Isambert, tome XIII, pp. 153-160. 引用部分は「Et outre ordonnons que les premiers quarante jours d'icelles vacations seront employez par ceux de ladite chambre à juger les procès criminels, sans que durant ledit temps aucun procès civil y puisse estre jugé, sur peine de nullité; et le surplus du temps d'icelles vacations se pourra employer au jugement des procès civils, préférant toutefois l'expédition desdits procès criminels, n'entendant toutefois que s'il s'offre quelque matière sommaire de police, ou de provision dedans lesdits quarante jours, qu'elles ne puissent estre jugées le plus sommairement que faire se pourra.», p. 156.

⁵⁴ クレミュー王令については前出註11でも触れたが、関連部分は「(26) Et où il escherra faire assemblée générale pour pourvoir au fait de la police de nos villes, esuelles y a siège de baillif, seneschal ou autre juge presdial, voulons et ordonnons que nosdits juges presdiaux ou leurs lieutenans, président et conclurent esdites assemblées, esuelles y seront aussi nosdits prevosts et autres nos officiers», Isambert, tome XII, p. 509.

⁵⁵ 前出註14。

⁵⁶ 前出註13。

⁵⁷ 前出註41。

⁵⁸ 前出註16。

⁵⁹ 前出註19。

⁶⁰ «Ordonnance de la cour contre les vagabonds, bellistres & caymans (3 juin 1532)», Fontanon, tome I, pp. 656-657.

⁶¹ 前出註20。

⁶² 前出註36。

⁶³ «Ordonnances faites par la cour pour la continuation & entretenement de la nourriture & education de la communauté des pauvres de la ville de Paris: & ardre cy deuant aduisé touchant le fait d'iceux (12 novembre 1543)», Fontanon, tome I, pp. 658-661.

⁶⁴ 前出註26。

⁶⁵ 前出註29。

⁶⁶ «Edit sur la police du guet de Paris (Paris, mai 1559)», Isambert, tome XIII, pp. 528-537. 関連部分は「(5) Enjoint au chevalier et gens du guet de constituer prisonniers au chastelet tous ceux qu'il trouveront commettans quelque crime ou autre faute, ou qui aux lieux et heures défenduës seront trouvez portans armes et bastons prohibez, ou autrement controveuans aux ordonnances renduës sur le fait de la police de la ville de Paris, sans épargner personne. Seront à cet effet les prisons ouvertes à toutes heures, sinon pour incommodité du temps, ou que pour plus grande sûreté le chavalier du guet ou ses lieutenans jugeassent à propos de mettre en un autre lieu seur ceux qu'il auroient arrestez; dont ils demeureroient responsables; et à condition de les mettre le lendemain au chastelet, avec le procès verbal de la cause et manière de l'emprisonnement, signé du chevalier du guet ou des lieutenans qui auront esté à la capture, ou autres jusqu'au nombre de quatre, dont ils seront crûs à leur rapport ainsi signé de quatre du guet, ou certifié par deux personnes qui n'en seront pas, s'il s'en peut rencontrer. Et en cas de résistance de la part des coupables, s'il se trouvent tuez ou blessez, il n'en sera rien imputé aux gens du guet, mais procédé contr'eux ainsi qu'il appartiendra. Ordonne que les armes prises sur les delinquans seront le lendemain représentées en justice, pour en estre fait registre, et après mises en un coffre dont le procureur du roy au chastelet et le chavalier du guet auront chacun une clef. Les déclare acquises confisquées au roy, sans que le prévost de Paris, qui connoistra du sujet des emprisonnemens, les puisse faire rendre à ceux qu'il aura condamnez à l'amende ou autres peines. Lesquelles armes seront vendues au profit du roy tous jours après qu'elles auront été prises, au plus offrant, en présence d'un des lieutenans du guet, ou autre nommé par le chevalier. Et en cas qu'il n'y eust pas lieu de prononcer une condamnation à l'amende ou autre peine, ordonne que les armes seront renduës par le chevalier du guet ou ses lieutenans aux propriétaires, sans pouuoir prendre ny exiger aucune chose pour cette restitution.», p. 532.

⁶⁷ サン・カンタン王令については前出註30でも触れたが、関連部分は「à fin de pourvoir et remédier aux larcins, meurtres, et destrousses, efforcemens et ravissement des filles et femmes, inconueniens de feu qui adviennent par fortune, ou par malfaiteurs, transports de biens par hostes et hostesses, qui de nuict vident les maisons pour frauder les propriétaires des loyers d'icelles, et autres crimes et délits, qui en diverses manières sont commis et perpétrez en nostredite ville et cité de Paris, nosdits prédécesseurs ayent ordonné faire guet», Isambert, tome XII, p. 660.

⁶⁸ «Ordonnance de la cour de Parlement sur le fait de la police, tant sur les escoliers, que Principaux des colleges, Pedagogues, propriétaires des maisons, locatifs, Maistres ioueurs d'espee, cabaretiers, barbiers & Sergens (Publié le 20 août 1554)», Fontanon, tome I, op. cit., pp. 641-642. 関連部分は「8 Et par ce que lesdits escoliers, ou autres gens brigueurs de ladite ville faisans batteries & destrousse durant la nuict, sont aucunesfois blessez & naurez, se retirent pour ce faire habiller, & penser chez aucuns compagnons barbiers demeurans en chambre en icelle ville & faux-bourgs: au moyen dequoy on ne peut auoir la cognoissance des brigueurs, & desdits blessez & naurez en faisant lesdits malefices: ladite cour a enioint & enioint à tous compagnons barbiers se retirer chez les Maistres, pour y seruir, & demeurer dedans quinzaine apres la publication de la presente ordonnance, sur peine d'estre chassiez de ladite ville & faux-bourgs. Et où pour aucunes causes & occasions il seroit permis ausdits compagnons

barbiers demeurer en chambre de ladite ville ou faux-bourgs, ladite cour a defendu, & defend de penser, ou habiller lesdits blessez du premier ou second appareil, sans appeller aucuns des Maistres barbiers prochains, qui en feront leur rapport aux Commissaires & à la police suyuant l'ordonnance, sur peine de punition corporelle.»; «11 Et pour plus facilement faire tenir & garder ceste presente ordonnance & inionctions, a enioint & enioint aux Commissaires du Chastelet à Paris aller, tant és matinees que apresdinees, visiter par la ville, cité, Vniuersité & faux-bourgs d'icelle, & en ce faisant s'enquerir de ce que dît est cy dessus. Et de tout faire bon & loyal rapport tous les ieudis à la police, sur peine de suspension de leurs offices pour la premiere fois, & pour la seconde de priuation d'icelles.», p. 642. 1541年にパリ高等法院が床屋と外科医に怪我人の通報を命じた際には、通報先をパリ・プレヴォの刑事代理官としている。この判決については前出註36でも触れたが、関連部分は「22 Et à ce que l'on puisse promptement tirer la verité de plusieurs delicts, & destrousses qui se font ocultement: a ladite cour enioint, & enioint à tous chirurgiens & barbiers de cestedite ville & fauxbourgs, & aux compagnons dudit mestier, non ayans boutiques, & neantmoins pratiquans en chambre, d'escire les noms & surnoms des personnes qui seront blessees de iour & de nuict, & qui se retireront par deuers eux, pour estre pensez & medicamentez de leurs playes. Et iceux noms & surnoms apporter incontinent par deuers le Lieutenant criminel de la preuosté de Paris, ou le Commissaire du quartier, qui le denoncera audit Lieutenant criminel, sur peine d'estre puny corporellement & de grosse amende.», Fontanon, tome I, p. 639.

⁶⁹ «Reiglement sur les charges & entremises des mesureurs, porteurs de grain, cribleurs, musniers & boulengiers (23 novembre 1556)», Fontanon, tome I, op. cit., pp. 635-637. 冒頭部分は「Svr les requeste à nous faites & baillees par les boulengiers de ceste ville de Paris, tendans à la fin du reiglement de l'estat du blé, qui se vend és lieux, places & marchez de cestedite ville, ensemble sur la charge & entremise de ceux qui ont eu le maniemment à ce qu'il y soit donné ordre, avec offre promesse, & submission en iustice, en ce faisant, de ne faire faute de fournir la ville bien & deuément, & à ceste fin auroient mis par deuers nous remonstrances & articles par escrit. Sur quoy, apres aussi auoir veu les ordonnances, arrests & iugemens par cy deuant donnez sur ledit fait, a esté par deliberation de conseil en la chambre de la police conclu & appointé ce qui s'ensuit», p. 635. この「ポリス室」の構成は不明である。

⁷⁰ «Ordonnance sur le faict des traites de blez & vins de ce Royaume, & establissement des Commissaires & bureau à Paris, pour le faict desdites traites (Chambord, 20 décembre 1559)», Fontanon, tome I, pp. 695-696. 関連部分は「1 A ceste cause nous avons resolu d'eriger & establir, comme de faict nous erigeons & établissons par ces presentes, en nostre ville de Paris, vn bureau composé de huit Conseillers ou Commissaires, y estant vn Secretaire de nos finances, qui signera les expeditions qui seront ordonnees & arrestees audit bureau, vn Thresorier qui receura & tiendra le compte des deniers prouenans de nos droicts de traite, & deux Huissiers», p. 695. なお指名された評定官ないし委任官は、全員が高等法院院長などの兼任だった。

⁷¹ 前出註14、13。

⁷² 15世紀末から16世紀にかけてフランス国制全般に関する王令として、1498年3月付のプロワ王令(前出註31)、1539年8月のヴィレール・コトレ王令(«Ordonnance sur le fait de la justice (Villers-Cotterets, août 1539)», Isambert, tome XII, pp. 600-640)、1560年1月付のオルレアン王令(前出註39)、1576年のプロワ三部会を受けた1579年5月のバリ王令(«Ordonnance rendue sur les plaintes et doléances des états-généraux assemblés à Blois en novembre 1576, relativement à la police générale du royaume (Paris, mai 1579)», Isambert, tome XIV, pp. 380-461)が出された。これらの王令は王国諸機関・官僚の権限分担を明文化するだけでなく、浮浪者取締や同業組合ごとの秩序維持などを含んでいるにもかかわらず、最初のプロワ王令を除いて本文でポリスに言及していない。

English Model UN: Preparing, Participating and Reflecting

ジャック・ライアン
文化政策学部 国際文化学科

Jack RYAN
Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では、Model United Nations (MUN) のコンセプトについて説明し、MUNにおいてSUACの学生が経験したことを紹介します。日本で行う英語のMUN (JEMUN) に参加する多くの大学は、このイベントの準備のために専門のコースが設けていますが、SUACにはそのようなコースはありません。したがって、SUACの教師と学生は授業以外の空いている時間を見つけ出して準備をする必要があります。本稿では、まず、教師が使用する主なシミュレーションとロールプレイの方法についての説明をします。次に、JEMUNに参加した学生を対象に、JEMUNの印象とその経験について調査した質的研究の結果を示します。この調査の主な目的は、JEMUNが学生にとってどのような経験となり得たのかを調べることでした。もう一つの目的は、シミュレーションとロールプレイを使った準備が学生から肯定的に捉えられているかどうかを判断することでした。結果として、JEMUNに参加することは大きなチャレンジであったにもかかわらず、その経験が学生にとって間違いなく肯定的なものであることが分かりました。

In this paper the author explains the concept behind Model United Nations (MUN) and then describes the experience of Shizuoka University of Art and Culture (SUAC) students at a high-level all-English MUN in Japan. While many universities that send students to participate in this Japanese English MUN (JEMUN) have dedicated courses to prepare them for the event, SUAC does not. Therefore, teachers and students are required to prepare for the event on their own time outside of a regular course. This paper will illustrate the methods, primarily extensive simulation and role-play, teachers use to prepare SUAC students for JEMUN. Then, the paper will describe the results of a qualitative study that investigated student impressions of, and learning at, JEMUN. This research was undertaken primarily to determine the positives and negatives of the overall experience. An ancillary goal was to determine if the simulation and role-play techniques were seen as effective by students in preparing them for JEMUN. Results suggest that, despite significant challenges, the overall experience of JEMUN has indeed been positive for students. Participants cited an increase in content knowledge, a better ability to express their opinions and a readiness to take an alternative perspective as examples of positives of the experience.

Introduction

In late June 2012, a group of five Shizuoka University of Art and Culture (SUAC) students, along with two instructors serving as faculty advisers, participated in an inter-university English Model United Nations (MUN) at Kinki University in Osaka, Japan. That first group had an overwhelmingly positive experience and SUAC students have been stalwart and active participants in English MUN events every year since. In June 2018, eighteen SUAC students were among the 316 students - 224 Japanese and 92 international - who participated in the inter-university English JEMUN (Japan English Model United Nations) at Kindai University in Osaka.

The purposes of this paper are the following:

1. to briefly explain the MUN
2. to illustrate how SUAC students prepare for the event
3. to describe the results of a study that qualitatively investigated student learning at JEMUN

MUN events are “experiential learning programs that provide students with a better understanding of the inner workings of the UN and a forum to hone skills in diplomacy, negotiation, critical thinking, compromise, public speaking, writing, and research” (Haack, 2008).

MUN events are held throughout the world in multiple languages, including Japanese. However, the MUN that SUAC students participate in is conducted entirely in English hence the name JEMUN (Japan English Model United Nations). One important feature of MUNs is that they are run entirely by students themselves. Teachers are designated as faculty advisers and offer support and guidance only when necessary. The student leaders, referred to as ‘Chairs,’ make sure the conference runs smoothly by keeping to a strict schedule and enforcing UN procedural rules. A big part of enforcing the rules involves ensuring that delegates follow actual UN procedure and use the correct UN language. This requires that all participants be familiar with UN procedures and language. How the advisors familiarize the SUAC participants with UN procedures and language and prepare them for the conference will be discussed later in this paper.

All MUN events are simulations of one part of the actual United Nations process. Most students assume the role of the ambassador of an assigned country, referred to as a “delegate,” to the United Nations and debate issues ranging from world conflict and international security, to human rights and the 17 SDG's. Through these exchanges, delegates are able to develop and refine skills such as collaboration, decision-making,

critical thinking and verbal communication. Participants must research the position of their assigned country on various issues and advocate for the position of that country. They then seek ways, through diplomacy and negotiation, in which the world community can collaborate to deal with various global issues in a multilateral way. Young people from diverse backgrounds participate in these educational exercises to experience first-hand decision-making and diplomatic work.

Participants at JEMUN experience an entirely authentic simulation of first-hand decision-making and diplomatic work at the United Nations. According to Yashima (2009), participation in an MUN can be useful in promoting an "international posture" and developing important skills increasingly coveted in the twenty-first century. MUN events are ideal for universities, like SUAC, that have an interest in promoting global education and strengthening the English skills of its students. JEMUN is a rare opportunity to expose students to peers, not only from Japan, but from countries and cultures all over the world with many different styles of learning and communicating, all without going overseas.

JEMUN takes place over three very intensive days in which delegates represent, and advocate for, the views and policies of their assigned country. During official activities at JEMUN, students are addressed, not by name, but as the delegate of their assigned country for the entire event. For example, a student from Japan may be assigned to represent "Columbia." At all times, they must advocate for and promote the views and policies of Columbia, even if those policies disagree with their own personal views. They will be addressed as "the delegate from Columbia" during the event. This can be very illuminating for students. As they participate in these MUN activities, the student delegates are simultaneously participating in imagined communities of practice outside the normal learning context (Wenger, 1999).

All delegates belong to one committee and one regional bloc. The committee is related to the theme of that MUN (for example "A Healthy not Hungry World") and the regional bloc is based on the geographic location of their assigned country. For example, a student may be assigned to represent "Kenya" and be placed in the "Closing the Financial Services Gap" committee. That student would also belong to the "Africa" regional bloc. The committee and regional blocs take turns meeting over the course of the three days. The "Closing the Financial Services Gap" committee might meet for one hour to share information and discuss issues. After that, delegates might meet in their regional blocs (Africa,

Asia etc.) for another hour to gather and share information, find any common issues they all face and discuss the issues raised in their committees. At JEMUN, one room typically has five committees and five regional blocs with about twelve delegates on each for a total of 60 or so delegates. JEMUN and other MUN events usually have several rooms working simultaneously with many hundred participants.

Student delegates are always notified of their assigned country, their committee and their regional bloc well in advance of the MUN. This is to allow delegates to do the extensive research about their countries' policies and positions on the topics under discussion at the event. In order to productively participate, delegates must learn their country's positions and learn to articulate those positions in English in their committee and regional bloc at the MUN. It can sometimes be challenging for student delegates to advocate the positions of their assigned country if they personally disagree with those views. For example, a student may be assigned to represent a country that does not have a democratic system of government and pays lip service to the human rights of its own citizens. By requiring student delegates to research, understand and, ultimately, champion positions they may find distasteful or even abhorrent is one way in which MUN simulations offer active learning and active thinking opportunities to students. This contributes to deep learning by giving students concrete experience and active experimentation (Kolb, 1994).

By the end of the conference, each committee produces a non-binding written resolution suggesting some steps to address the problem under discussion at the event. The ten or so delegate members of that committee, representing their assigned country's positions, must contribute to and agree upon all the language in the resolution. It is important that all resolutions reflect the positions of all the members of that committee as they are its sponsors. For example, a delegate from a country with very conservative and patriarchal policies on the "Promoting Female Education" committee would have to very carefully vet any language in the resolution their committee writes. Next, the committee's members explain their resolution to the other delegates in the room. Finally, delegates vote to adopt or reject the resolution at the end of the conference. As should be evident, discussion, debate, negotiation, ability to articulate one's position and compromise are all very important skills that participants develop during the conference. Hazelton (1984, 98) states that students "learn valuable lessons about political bargaining, the difficulty in reaching a decision, the need for coalition building, persuading others to follow one's interests and

fending off hostile interests, and the need for pragmatism.”



SUAC student reading her speech at JEMUN

Preparation

The theme of the the 2018 JEMUN conference focused on sustainable development goal 2 - Zero hunger and sustainable development goal 3 - Good health and well-being. The SUAC JEMUN team is usually composed of a mix of first-timers and returning participants. For example, in 2018, there were eleven first-time participants and seven returning participants. Returnees are a useful resource and can be very helpful in answering questions and calming nervous peers who will be participating for the first time. Based on experience, however, it is unrealistic to rely solely on more experienced classmates and self-study to prepare for such an intensive and stressful event. As such, each year teachers organize and run six JEMUN prep sessions in the weeks before the actual event to help prepare students. The prep sessions are actual simulations of an MUN in which each student role-plays being a delegate of their assigned country. Some of the goals are to:

- Explain the procedures and procedural language of the MUN.
- Make sure students understand the different committee topics, especially their own assigned committee.
- Ensure that students research their assigned country's positions on the issues to be discussed at the MUN.
- Provide opportunities for students to practice articulating their assigned country's positions.

All prep sessions follow the same methodology whereby the classroom is configured in the MUN style with the instructor, serving as the “chair,” at the front and all students, as country delegates, sitting in assigned seats corresponding to the country they are representing.

As noted above, all of the sessions are simulations of the actual MUN and students are addressed, not by name, but as the delegate of their assigned country from the beginning of the very first simulation. For example, a student is addressed as “the delegate from Canada” rather than “Naoki.” The prep sessions promote holistic learning and require students to interact and collaborate in order to play an effective role at the actual MUN event. Tasks in the prep sessions are scaffolded and systematically designed to go from easier to more difficult over the six sessions as students gain in knowledge and confidence. In the first few simulations, instructors explicitly teach the flow of an MUN, the rules of procedure and formulaic procedural phrases. This is to familiarize student delegates with the language they will actually hear at the event. At the beginning of each session, roll call is taken by the teacher (acting as the chair) and students, as country delegates, raise placards with the name of the country they are representing to indicate they are present. The teacher then goes over the schedule and goals for the session. Students are free to ask questions but they must raise their placards and be acknowledged by the chair before being allowed to ask their question. The chair will then respond to any student comments or questions. All tasks are broken down into clear and achievable parts and presented to student delegates with support that is slowly removed over the weeks. This is part of the principle of scaffolded instruction in which assistance is slowly removed as students gain in knowledge and confidence. Wood (1976) describes scaffolding as “providing assistance to students to help them achieve what otherwise would be too difficult for them.”

An example of the scaffolding used in these sessions is that procedural terminology is introduced piecemeal over the six meetings, rather than all at once, so students are not overwhelmed by so many new and unfamiliar terms. Also, information about how and where to find resources, the explicit teaching of content vocabulary related to the MUN agenda, how to write a position paper (a summary of a country's position on the issues to be discussed at the event) and how to effectively negotiate, are all gradually but methodically introduced. Pronunciation and intonation of procedural terminology and country names may also be corrected in the prep sessions. Another example of scaffolding being slowly removed is that the role-play cards students receive for each prep session contain less and less explanatory information as the sessions go on. The purpose of this is that, as students become more comfortable in the sessions, they require less assistance carrying out their role-play tasks.

Kirschner et al. (2006) found that structured scaffolded

learning experiences lead to specific outcomes while at the same time empowering students. Empowering students to be able to successfully and actively participate at the MUN is the ultimate goal of the prep sessions described above. It is hoped and expected that by the later prep sessions students are sufficiently empowered to require less scaffolding, less explicit teaching and support, and to overcome most difficulties by themselves. The careful and systematic organization of the prep sessions allow the instructors to design the specific outcome they want students to achieve.

The scaffolded material serves as a “bridge ...to build upon what students already know, to arrive at something they do not know” (Benson, 1997). In the first three or four simulations, the student delegates role-play cards may have a relatively simple task to complete in that session. Examples of role-play tasks students are asked to complete include:

- make a motion (a “suggestion” in official MUN procedural language) to set the length of delegate speeches
- ask a question about the theme of the MUN event
- propose meeting in regional blocs to share information with other delegates
- suggest breaking up into committee groups to discuss the event theme
- confirm information about event procedures.
- make a short, formal speech introducing and sharing some basic facts about your assigned country.

As alluded to above, in the first few sessions, the role-play tasks have language support provided (i.e., actual language to read verbatim from the role-play card) which is removed in the later sessions. Haack (2008) notes that the scaffolding needs to be strong if students are to “achieve deep learning as they construct and create meaning of the world around them.” However, this scaffolding is systematically removed and tasks get increasingly more challenging over the prep sessions. For example, in a later prep session student delegates are given a role-play card (with no language support of any kind) requiring them to share detailed information about their country’s positions on the issues to be discussed at the MUN.

In these simulations, everything is timed including the length of speeches and all discussions in committees and regional blocs. This is another way in which scaffolding is provided in that the instructors are not too strict about keeping to the time schedule in the first few sessions but become more strict in later sessions as students become accustomed to the MUN environment. Timing everything and moving fast is another way in which the sessions are designed to prepare student

delegates for the rapid-fire and potentially overwhelming pace of the actual MUN.

Each week student delegates are also given short homework assignments about their assigned country which progress from gathering basic facts (demographics, ethnic groups, religions, resources, alliances and trading partners , etc.) to more difficult questions requiring them to articulate their countries policy on the specific topics to be discussed in the five committees in their room at JEMUN.

Method

Immediately after JEMUN in June 2018, a questionnaire was given to the eighteen participating SUAC students. Roughly three months later, a similar, follow-up questionnaire was also given to the students. Open coding, used to generate initial concepts from data, was used to compare responses to the two questionnaires and qualitatively analyze student learning at JEMUN. Reflective responses were grouped, identified, and sorted into conceptual categories and these descriptive categories form a framework for analysis. Strauss and Corbin (1990) describe open coding as “the process of breaking down, examining, comparing, conceptualizing, and categorizing data” (p. 61). The three main questions analyzed from the questionnaire were:

What was the best part of JEMUN?

What was the most difficult or challenging part of JEMUN?

How did you improve as a result of JEMUN?

Results and Discussion

Responses of SUAC JEMUN participants to the above three open-ended questions will be discussed in this section. A number of students provided multiple responses.



SUAC students in Committee discussion at JEMUN

Best part of the MUN

The question “What was the best part of JEMUN?” received fourteen responses which were coded into four categories. For the first category, Communicative skills and willingness to communicate, representative comments include “communicating with people from other countries and universities was the best part for me,” and “working with many kinds of people was interesting.” Another student commented that, “making many friends from foreign countries” was the best part for them. Still another student noted that, “making new friends” and “meeting different people” was the best part. A common theme among these comments is the huge value of JEMUN in allowing Japanese students to meet like-minded peers from not only other parts of Japan but also overseas. It can be easy to overlook how much students really do value authentic opportunities to use English and to meet others with similar interests and goals.

The second category was Multiple perspectives/Awareness/Value of Knowledge and one student indicated, “negotiating with other delegates was the best thing for me because we can share our opinion and if other delegates disagree with us, we can also think about the problem from other points of view.” This suggests an expanded worldview and student growth through participation in JEMUN; something that Zenuk-Nishide and Tatsuki (2012) describe as an imagined international community. Category three was Sense of Accomplishment. The following two student comments in particular indicate pride in successfully completing a challenging task; “finishing making our committees working paper (report) was a great feeling” and “working with my committee and regional bloc colleagues was so enjoyable.” The fourth category was Expanded Opportunities to Use English. Students noted their satisfaction in “speaking with so many interesting people in English” and that they “could use English with so many people so freely.”

Most difficult or challenging part of the MUN

The responses to this question were categorized into four different areas. The first, Discussion/Negotiation skills, is hardly surprising because successful participation in JEMUN requires student delegates to actively negotiate with their peers if they hope to achieve anything. Representative comments included “talking with people who have a different opinion than me was interesting,” “having to negotiate with people who have different positions or opinions than me was a big challenge,” and “it was difficult, but fun, to discuss the issues in English.” The difficulty likely stems from both a

lack of opportunity for students to express their opinion on important issues in Japanese combined with an even greater shortage of chances to do so in English. The fact that committee groups at JEMUN consisted of twelve members, all wanting to be heard, makes the following comment about how challenging that was perfectly understandable: “Meeting and discussing with colleagues in Committee and Regional Bloc was the most difficult thing.” As Kille (2002), McIntosh (2001) and Schaap (2005) all have noted, MUN’s are negotiation simulations that lend themselves to examining conflict/cooperation and power/representation. The difficulties student delegates faced at JEMUN remind us how challenging what they are asked to do actually is.

The next category was Difficulty of learning pre-conference/Learning the Schedule. One comment regarding difficulty was that “not having enough general knowledge made me sad.” This gives a hint at how challenging JEMUN is on multiple levels. Student delegates must not only do deep and broad research into the country they are representing. They must also know the JEMUN conference theme well. Further, they must also learn about all the committee topics in their room so as to offer their input to all committees. As if this were not enough, they must be able to discuss all of the above while advocating for their country’s position entirely in English for the entire event. Considering this, it is somewhat surprising that only one student mentioned general knowledge as the most difficult part of JEMUN. The busy and very full schedule did prompt another student delegate to note that, “following the busy schedule” was the biggest challenge for them. The third category was Difficulty of speaking English. Comments included, “communicating with others in English was hard because I couldn’t say what I wanted to say” and “expressing my opinion in English was the most difficult part.” Another student noted that, “speaking English with Japanese people” was the most challenging part of JEMUN. This can of course seem unnatural and one important way JEMUN endeavors to avoid the problem is to make sure there are an equal number of Japanese and non-Japanese students on every committee. This means that there will always be plenty of non-Japanese native speakers to communicate with. This should, in turn, increase the need to use English as a lingua franca and reduce awkwardness in speaking English among Japanese. “Writing” was an area which four students found to be the most difficult part of JEMUN. As was mentioned in the Introduction, one vital part of JEMUN is that, at the end of the event, each committee produces a written resolution with suggested actions to address a specific problem. This resolution should refer to previously adopted, actual UN resolutions for support and continuity and cite any

precedents that relate to the current resolution. Doing all of the above, while also writing in formal UN-speak, makes it understandable that the four comments all referred to the challenge of “writing the draft resolution (report) in English.”

Improvements

Appendix C shows the qualitative analysis of the responses to the question “How did you improve as a result of JEMUN?” There were eighteen responses and they were coded into five categories. In the first category, Improved Knowledge, there were four responses. One student delegate noted that, “I learned more about the world and now I want to study even more” while another expressed satisfaction with having “learned a lot by researching my country and committee topic.” Other students mentioned, “my understanding of world issues improved” and “I realized the world is much wider and bigger than I imagined.” There were six responses in the second category Improved Confidence/Motivation. One comment illustrates a student delegate overcoming their fear and ultimately having a very positive experience, “I was able to say my opinion and helped manage the group even though I was really scared because it was my first time.” One student found motivation in the skill level of their peers, “The high English level of other students makes me want to study more.” Another participant enjoyed the opportunity to not only work on improving their English, but also to broaden their horizons, “I understand I must improve not only my English but also my knowledge of the world.” Four responses were deemed appropriate for the Improved Communicative Skills category. Two representative comments were “I feel that my vocabulary expanded and I am now better able to express myself” and “I had never said my opinion in English before and I feel I improved this ability.” Two responses were deemed worthy of the category titled, ‘Using English has become a natural part of my life’. The students mentioned, “Meeting and talking easily with students from all over the world and “I could learn the actual level of my English skills.” These comments suggest progress in their evolution as citizens in a truly globalized world and awareness of themselves and their abilities in relation to others in their peer group. The final category, Willingness to Communicate in English/Reduced Anxiety saw two responses. This category is related to both the concept of the “international posture” noted by Yashima (2009), as mentioned earlier, and in encouraging a willingness to communicate. The concept of willingness to communicate refers to the idea that language learners who are willing to communicate in the second language actively look for chances to, and actually do, communicate. One student commented, “I tried speaking English as much

as possible and participating in discussions.” The other student noted how they, “felt comfortable speaking to people in English.” This is encouraging because, as MacIntyre et al. (1998) state, a willingness to communicate is “the ultimate goal of the learning process.”



SUAC students at JEMUN

Conclusion

As an instructor preparing students for JEMUN each year I feel that the most important things are for everyone to have a valuable and positive experience, to actively participate and, hopefully, to expand their horizons. The results of this study suggest the JEMUN experience inspired a number of positive changes in several students. Specific examples include an increase in content knowledge, improved communicative competence, better ability to express opinions, a readiness to take an alternative perspective, and an increased willingness to communicate. All the SUAC student delegates were forced to, and did, raise the level of their game. They did their best to express the positions of their country and worked sincerely to reach agreements that truly represented their country’s interests. This supports Yashima’s (2007, 2009) findings that taking part in an MUN helps learners to have a strong desire to communicate what they have learned from their research.

The fact that JEMUN is experiential and not a series of classroom-based, teacher-led lessons allows the language students use to naturally become more realistic and personalized. Once the event gets started, for the most part, knowledge at JEMUN is constructed in a social context in which students are responsible for their own learning without recourse to their teachers. This means that delegates must take implicit responsibility for themselves and their learning and the overwhelming majority do so. Learning outside the

classroom in a truly international environment is a valuable component of a 21st century university curriculum. Ultimately, as long as students learn a little about the issues, broaden their horizons a bit, have a good overall experience and hopefully make friends, participating in JEMUN can always be judged beneficial. Perhaps it would be fitting to allow a student have the final say about their experience at JEMUN 2018: "It was so hard at first but also so exciting. It was a really nice experience for me. I want to participate again next year!"

References

- Benson, B. (1997). Scaffolding (Coming to Terms). *English Journal*, 86 (7), 126-127.
- Biggs, J. (2003). *Teaching for quality Learning at University* (2nd ed.). Maiden Head: Open University Press.
- Haack, K. (2008). UN Studies and the Curriculum as Active Learning Tool. *International Studies Perspectives*, 9, 395-410.
- Hazelton, W. A. (1984). International Organizations and Conflict Resolution: Peace Education Through Simulation. *Peace and Change*, 10 (2), 87-91.
- Kille, K. J. (2002). Simulating a Creation of a new International Human Rights Treaty: Active Learning in an International Classroom: *International Studies Perspectives*, 3, 271-290.
- Kirschner, P., Sweller, J. & Clark, R. C. (2006). Why minimal guidance during instruction does not work: An analysis of the failure of constructivist, discovery, problem-based, experiential, and inquiry-based teaching. *Educational Psychologist*, 41 (2), 75-86.
- Kolb, D. A. (1984). *Experiential learning: Experience as the source of learning and development*. Englewood Cliffs: Prentice-Hall.
- MacIntyre, P.D., Clément, R., Dörnyei, Z., & Noels, K.A. (1998). Conceptualizing willingness to communicate in a second language: A situational model of second language confidence and affiliation. *The Modern Language Journal*, 82 (4), 545-562.
- McIntosh, D. (2001). The Uses and Limits of the Model United Nations in an International Relations Classroom. *International Studies Perspectives*, 2, 269-280.
- Schaap, A. (2005). Learning Political Theory by Role Playing. *Politics*, 25(1), 46-52.
- Strauss, A. & Corbin, J. (1990). *Basics of Qualitative Research: Grounded Theory Procedures and Techniques*. Newbury Park, CA: Sage Publications.
- Wenger, E. (1999). *Communities of Practice: Learning, Meaning and Identity*, Cambridge University Press.
- Wood, D., Bruner, J. S. & Ross, G. (1976). The role of tutoring in problem solving. *Journal of Psychology and Psychiatry*. 17.
- Yashima, T. (2007). Autonomy and Willingness to Communicate: Development of an English-using Ideal Self. Paper presented at the Independent Learning Association. October 2007 Japan conference. Kanda University of International Studies, Chiba, Japan.
- Yashima, T. (2009). International Posture and the Ideal L2 Self in the Japanese EFL Context. In Z., Dörnyei & E. Ushioda (Eds.), *Motivation, Language Identity and the L2 Self* (pp.144-163). Clevedon, England: Multilingual Matters.
- Zenuk - Nishide, L. Hurst - Tatsuki D. (2012). EFL student learning from a model United Nations simulation. *Annals of foreign studies*.

Appendix A: "Best part of JEMUN"

Category Sub-categories	Examples of student comments
Communicative Skills and Willingness to Communicate	- To talk with other countries students - We could meet and talk with new friends from other universities or countries all over the world - Talking with people from different countries and schools about their experience - Communicating with people from other countries and universities was the best part for me - Making many friends from foreign countries - Talking about many things with different people was great - Working with many kinds of people was interesting - Making new friends - Meeting different people - Meeting and making friends with so many interesting people
Multiple perspectives/Awareness/Value of Knowledge	- Negotiating with other delegates was the best thing for me because we can share our opinion and if other delegates disagree with us, we can also think about the problem from other points of view
Sense of Accomplishment	- Finishing making our committees working paper (report) - Working with my committee and regional bloc colleagues
Expanded Opportunities to Use English	- Speaking with so many interesting people in English - I could use English with so many people so freely

Appendix B: "Most difficult or challenging part of JEMUN"

Category Sub-categories	Examples of student comments
Discussion/Negotiation skills	Talking with people who have a different opinion than me Having to negotiate with people who have different positions or opinions than me Meeting and discussing with colleagues in Committee and Regional Bloc It was difficult to discuss the issues
Difficulty of learning pre-conference/Learning the Schedule	Not having enough general knowledge Following the busy schedule
Difficulty of Speaking English	Communicating with others in English because I couldn't say what I wanted to say Expressing my opinion in English was the most difficult part Speaking English with Japanese
Writing	Writing the draft resolution (report) Writing the draft resolution (report) in formal words To write our draft resolution (report) in formal English Writing the draft resolution (report) in English

Appendix C: "How did you improve at JEMUN?"

Category Sub-categories	Examples of student comments
Improved Knowledge	- My understanding of world issues improved - I realized the world is much wider and bigger than I imagined - I learned more about the world and now I want to study even more - I learned a lot by researching my country and committee topic
Improved Confidence/Motivation	- I was able to say my opinion and helped manage the group even though I was really scared because it was my first time. - I feel more confident when speaking English now - It gave me motivation - The conference made me want to study more than before - The high English level of other students makes me want to study more - I understand I must improve not only my English but also my knowledge of the world
Improved Communicative Skills	- I became able to express my opinion quickly in English - I feel that my vocabulary expanded and I am now better able to express myself - I had never said my opinion in English before and I feel I improved this ability - Just communicating with people in English
Using English has become a natural part of their life	- Meeting and talking easily with students from all over the world - I could learn the actual level of my English skills
Willingness to Communicate in English/ Reduced Anxiety	- I tried speaking English as much as possible and participating in discussions. - I felt comfortable speaking to people in English

中国における住民最低生活保障と政府間財政関係に関する分析

Analysis on Minimum Life Security System and Central - Local Government Relations in China

俞 嶸

文化政策学部 国際文化学科

YU Rong

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本論文は地域間における住民最低生活保障の格差の実態を把握し、中央と地方の政府間財政関係を通して格差の原因を分析するものである。結論として、2000年代以降、住民最低生活保障の財源確保は地方から中央に変化するにつれ、財源不足がある程度緩和され、都市部では保障の地域間の均衡化が見られる。一方、農村部では依然と大きな地域格差が存在しており、現行の財源確保の仕組みに限界があることを示している。今後格差の是正を図るためには、中央財政支出だけではなく、財政力の弱い地域への移転支払の強化、さらに法律に基づく非税収入からの財源捻出が重要である。

This paper examines the influence of central-local government relations on Minimum Life Security system after the Tax-Sharing Reform in China. It is found that the increase in central government expenditure has equalized the Minimum Life Security in urban area but not rural area. In conclusion, increasing financial aid from the central government to the financially weak local government will be absolutely necessary for the equalization of a national minimum in this field.

1 はじめに

中国の住民最低生活保障制度の整備は1990年代前半にさかのぼり、戸籍制度により都市と農村が分断されたため、生活保障制度の内容と整備状況は都市部と農村部の間でかなり異なっている。都市部においては、1990年代の国有企業改革の推進に従い、リストラされた者のセーフティネット作りが急務となり、従来の「単位」保障に代わる新たな保障制度の構築が必要であった。この背景下で始まった住民最低生活保障制度はまず都市住民をカバーできるように進められ、1993年に上海市で制度が実施されるのを皮切りに、1999年には「都市住民最低生活保障条例」が公布され、全国の都市住民を網羅するシステムは概ね完成した。一方、農村住民向けの制度づくりは動きが遅く、1994年に山西省で初めての試みがなされた後、2007年により早くも国務院が「全国で農村住民の最低生活保障制度の確立に関する通知」を公布し、農村住民を網羅するシステムはようやく完成した。これをもって中国の住民最低生活保障制度は形上整えたと言える。

中国の住民最低生活保障制度について、多くの先行研究がなされており、主に都市と農村の間、または地域間における保障制度の相違と保障内容の格差にフォーカスしている。本論文は制度推進過程における財源の問題に焦点を当てる。まず財源問題の背景である中央と地方の政府間財政関係の変遷を概観し、制度の整備に与える影響を整理する。それから経済発展が進んでいる東部地域と遅れている中部・西部地域¹の間における住民最低生活保障の格差に着目し、2012年から2016年までの一人当たり最低生活保障基準を通して、各地域の保障レベルの変化を都市・農村別に捉える。今後の格差是正に向けて、中央と地方の政府間財政関係に今なお存在する問題を見出し、安定した財源を確保するための方法を探る。

2 地方財政に依存する住民最低生活保障（1990年代～2000年代初頭）

2.1 中央財政力の不足

1990年代に入り、住民最低生活保障制度の構築が必要となり、財源の確保は急務となった。保障の均衡化を図るためには、中央財政支出による財源確保のほか、中央から地方への移転支払で地域間の財政力格差を是正し、地方政府が財源を確保することも可能である。しかしながら、1980年代の改革開放当初から1990年代初頭までに実施された財政請負制の下で中央政府の財政収入が減る一方であり、1993年に中央財政収入が収入総額に占める割合は僅か22%まで低下した。移転支払が不足し、地域間の財政力格差を調整する力が次第に弱まった。

このような背景の下で、1994年に分税制が実施された。分税制は弱体化した中央政府の機能を強化することが重要な目的の一つであり、財政収入に占める中央政府の割合を6割まで引き上げる目標であった²。分税制の推進により、それまでの中央・地方間の多様かつ複雑な請負方式が取りやめられ、統一した徴税制度のもとで、税収を中央税、地方税、及び中央・地方共有税に分け、それぞれ徴収する形が確立された。従来と比べ、税収の多くはまず中央に流れるため、中央財政力の向上がもたらされ、制度実施直後の1995年に中央財政収入の割合は52%へと大幅に上昇した。

しかしながら、分税制の実施は地方政府への妥協案である「税返還」制度と併用される形であった。税返還は地方分権効果の強い財政請負制から集権目的的分税制に移行する際に、地方政府の既得権益を確保する過渡期的な移転支払措置である。「税返還」との併用の結果、中央財政収入の割合は上昇したが、中央政府が自由に再分配できる部分が少なく、地域間財政力格差を有効に調整できない状態は2000年代初頭まで続いた³。

2.2 予算外資金の影響

中国財政の大きな特異要素として、予算外資金は長らく中央と地方間の財政関係に影響を及ぼしてきた。国家予算に組み入れられる通常の税収を予算内資金と称するに対し、予算外資金は、国家予算に組み入れられない税外収入である。当初は予算に組み入れにくい零細な特定財源を各地方、国有企業などに自己管理させ、予算の補充として設けたものであるが、財政請負制の下で財政権が分散されるにつれ、その項目が増え、総額も膨張し、ピーク時である1992年には予算内資金の110.7%までに達している。

予算外資金の定義は、国家が規定した範囲内で、各地方、

各国有企業^{iv}、各事業部門^vと行政部門がそれぞれ自主的に徴収し使用する資金となっており、性質上財政資金の一種であると言えよう。徴収と使用の権限は各地方の財政機関、各省庁、各国有企業と事業部門に委ねられているため、中央政府が種々の規定を設けているが、実際に監督できる部分はきわめて小さい。このように予算外資金は財政資金として収支自主性と分散性が大きな特徴であり、その存在は中央財政力の低下を招いた一因だとされている。図表1に1994年から2002年までの中央と地方間の財政収支配分をまとめた。

図表1 1994年—2002年財政収入・支出の中央・地方間配分

年	中央・地方財政収入配分				中央・地方財政支出配分			
	中央予算内収入(%)	中央予算内外収入(%)	地方予算内収入(%)	地方予算内外収入(%)	中央予算内支出(%)	中央予算内外支出(%)	地方予算内支出(%)	地方予算内外支出(%)
1994	55.7	45.0	44.3	55.0	30.3	26.4	69.7	73.6
1995	52.2	41.3	47.8	58.7	29.2	25.6	70.8	74.4
1996	49.4	40.8	50.6	59.2	27.1	27.1	72.9	72.9
1997	48.9	38.1	51.1	61.9	27.4	22.5	72.6	77.5
1998	49.5	39.0	50.5	61.0	28.9	23.8	71.1	76.2
1999	51.1	41.0	48.9	59.0	31.5	26.4	68.5	73.6
2000	52.2	42.0	47.8	58.0	34.7	29.5	65.3	70.5
2001	52.4	43.2	47.6	56.8	30.5	26.5	69.5	73.5
2002	55.0	46.3	45.0	53.7	30.7	27.2	69.3	72.8

(出所)『中国統計年鑑』各年度版より作成。

図表1から見られるように、分税制実施直後の1994年から2000年代初頭まで、予算内財政収入総額に占める中央収入の割合は概ね50%前後であるが、予算外資金の収入を上乗せした中央予算内外収入で見ると、いずれの年も中央収入の割合は40%前後までに低下しており、予算外資金の存在は中央の財政力向上を妨げていると言える。一方、財政支出の面においても、中央政府の予算内支出の割合は30%程度と少なく、支出の大半は地方政府によって行われている状態である。予算外資金の支出を上乗せした予算内外支出で見ると、中央対地方の比率はさらに低い。「税返還」により、中央財政の再分配機能が不十分である故、地域によって支出できる財政資金に大きな格差が生じた。予算外資金の存在は格差をさらに拡大したと言える。

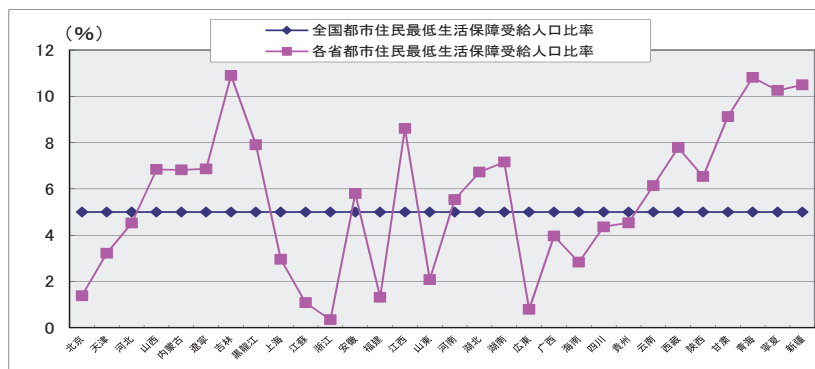
2.3 住民最低生活保障の地域格差

1993年に公布された「國務院1993年分税制決定」^{vi}

によると、中央と地方の事務区分において、住民最低生活保障を含む社会保障、教育、医療衛生など国民生活に直接関係する各種公共サービスは、ほとんど地方政府の責務となっている。中央財政力が不足し、地域間の財政力格差が有効に是正されない中、このような事務区分(支出責任)は、住民最低生活保障の地域間格差の拡大を招くことになった。

制度の推進は都市部と農村部で分断された形で行われたため、まず都市部に着目する。1990年代後半から都市部では国有企業改革が進められ、最低生活保障制度はまず国有企業からリストアップされた者が対象である^{vii}。制度の推進は地方政府の財源の多寡に大きく左右されるため、北京、上海、江蘇、浙江などの豊かな地域で制度の実施が先行し、経済発展の遅れている地域では歩調が遅く、1999年ようやくすべての地域の都市住民が加入する形になった。図表2に2003年の各省都市人口の中で、住民最低生活保障を受ける人口の割合をまとめた。

図表2 2003年都市部最低生活保障受給人口比率



(出所) : <http://www.mca.gov.cn/mztj/b311.htm> ,

<http://www.stats.gov.cn/was40/detail?record=6&channelid=52984>.『中国統計年鑑2004』より作成。

(注) : 各地の都市人口は2000年第5回人口調査の都市人口比率より算出されたものである。

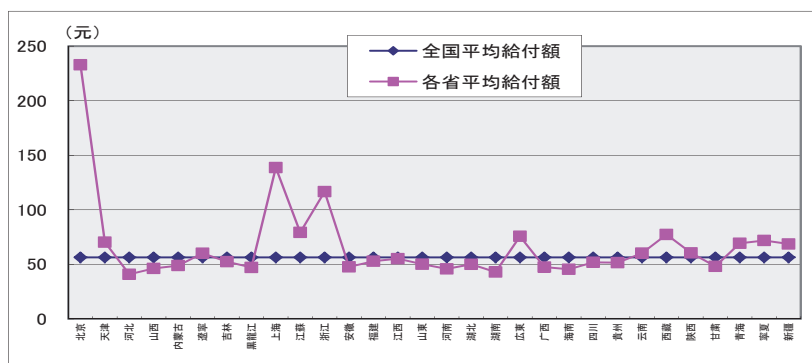
図表2から都市住民最低生活保障の受給人口割合が最も高いのは経済発展が遅れている西部地域の青海、寧夏、新疆と中部地域の吉林であり、いずれも10%を超えている。一方、受給人口の割合が3%以下であるのは、北京(1.38%)、天津(3.22%)、上海(2.96%)、江蘇(1.08%)、浙江(0.34%)、福建(1.31%)、山東(2.08%)、広東(0.79%)、海南島(2.83%)の9省であり、いずれも東部地域に位置している。

2001年に住民最低生活保障に投入された財政資金は53億元であり、そのうち中央財政が23億元、地方財政が30億元である。中央財政投入分の23億元は当初予算の8億元に15億元が追加された結果であり、地方財政力の格差に起因する保障レベルの格差を是正するため、中央財政投入分を増加せざるを得ない結果だと理解できる。続く2002年に投入された財政資金は前年度の2倍の105億

元に及び、中央財政が46億元、地方財政が59億元という内訳である。地域間財政力格差が十分調整されないなか、住民最低生活保障財源の半分以上が地方財政に頼る形では、異なる地域で受けられる保障に大きな格差が生じることは容易に考えられる。

図表3に2003年の各省における都市住民最低生活保障1人当たりの月平均給付額を示した。1人当たりの給付額がもっとも高いのは北京(233元)、上海(139元)、浙江(117元)であり、全国平均(56元)を大幅に上回っている。次に江蘇(79元)、西藏(77元)、広東(76元)、寧夏(72元)、天津(70元)があり、少数民族自治区で優遇政策を享受する西藏と寧夏を除けば、すべて東部地域に位置する省である。地域間の財政力格差は支給額の格差をもたらしたことが明確である。

図表3 2003年各省都市住民最低生活保障1人当たり月平均給付額



(出所) : <http://www.mca.gov.cn/mztj/b311.htm> ,

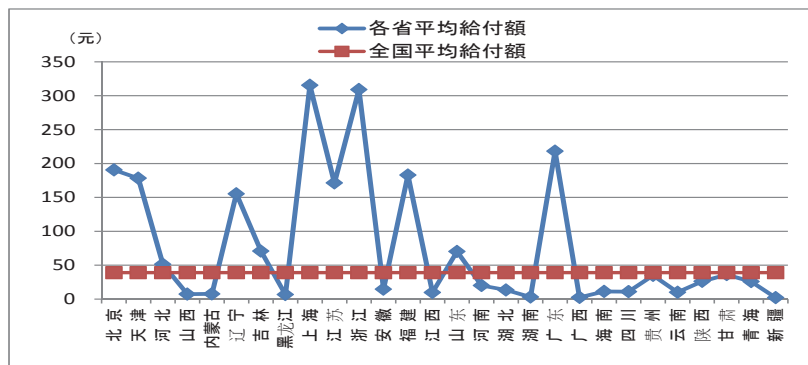
<http://www.stats.gov.cn/was40/detail?record=6&channelid=52984> .『中国統計年鑑2004』より作成。

(注) : 各地の都市人口は2000年第5回人口調査の都市人口比率より算出されたものである。

次に、農村の住民最低生活保障において、制度の構築は都市部に大きく後れ、2000年代初頭までに大きな進展はなく、多くの地域で保障レベルは極めて低かった。図表4は2001年の各省における農村住民最低生活保障の1人当たり月平均給付額である。都市住民で見られる以上に、農村住民の最低生活保障の地域間格差は大きい。1人当たり給付額がもっとも高いのは上海(315元)と浙江(305元)であり、全国平均(39元)を大幅に上回っている。

その他一人当たり給付額が100元を超えるのは広東(218元)、北京(191元)、福建(183元)、天津(178元)、江蘇(171元)と遼寧(155元)であり、すべて東部地域に位置している。一方、一人当たり給付額が10元を下回るのは山西、内蒙古、黒竜江、湖南、広西、新疆の6省であり、いずれも経済発展が遅れている中部、西部地域に位置している。住民最低生活保障制度はこれらの地域の農村部ではほとんど機能していないと言える。

図表4 2001年各省農村住民最低生活保障1人当たり月平均給付額



(出所) 王(2004)のデータより作成。

(注) 重慶、チベット、寧夏回族自治区はデータ欠如のため、含まれていない。

農村部の給付額が総じて低い最大の原因は財源不足である。農村住民最低生活保障はほとんどの地域で県政府の財政支出で賄われている。中央、省、地区、県、郷鎮の5層からなる中国の行財政構造のうち、「分税制」改革により、中央政府と省級政府の間の税源配分と職務配分が明確化されたが、省と省級以下の3層にわたる地方政府との間に依然と明確な配分基準がなかった。経済発展が遅れ、財源が不足している省ほど、下級政府への移転支払を躊躇い、縦割りの行財政構造は更に末端政府に行くほど移転支払の不足を招き、結果的に2000年代初頭までに県、郷鎮の財政状況が深刻となった。経済発展が遅れている省を中心に、多くの県と郷鎮政府は財政力が弱く、農村部の住民最低生活保障の財源を確保できない状態が続いた。

このように、1990年代から2000年代初頭までに、都市部と農村部のいずれも住民最低生活保障の地域間格差が大きく、地域間の財政力格差が十分是正されないうえに、保障財源が地方財政に大きく依存している結果であると言える。

3 中央財政にシフトする住民最低生活保障の財源（2000年代以降）

3.1 中央から地方への移転支払の変化

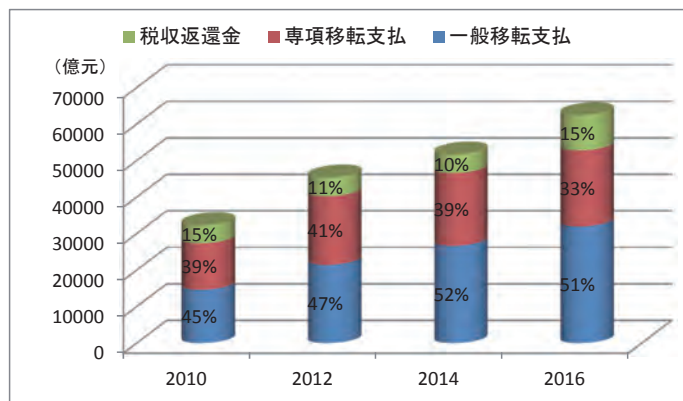
2003年に中国初の社会保障の現状と政策に関する白

書「中国の社会保障状況と政策」が中国労働・社会保障部より発表された。白書は全人口の半分以上を占める農村部における社会保障制度構築の遅れに触れ、最低生活保障制度についてその構造上の問題を指摘し、財源確保の重要性を強調している。

一方、2000年代に入ってから、分税制が定着し、制度実施当初から目指した中央財政力の強化が進められた。予算内と予算外の合計で計る財政収入のうち、中央財政収入が占める割合は分税制実施後一番低い1997年の38.1%から2010年の48.2%まで10%向上した。

中央政府の財政力が高まるにつれ、中央から地方への移転支払の規模は次第に拡大した。そのうち、過渡期の移転支払措置である「税返還」は2000年代に入ってから割合が大きく低下し、中央から地方への財政再分配は実質的に強化された。図表5は2010年から2016年までの中央から省への移転支払の内訳である。一般移転支払、専項移転支払、税返還の3項目から構成されており、総額は上昇していることが分かる。そのうち、一般移転支払は主に地方の財政力格差の是正が目的であり、移転支払総額の50%前後を占めている。専項移転支払は中央政府から用途が指定されており、移転支払総額の40%近くを占めている。残りの「税返還」は移転支払総額の10%程度である。

図表5 2010年～2016年中央対省の移転支払の構成



（出所） 財政部ホームページ資料より作成。

（注）「中央財政予算」の「中央対地方税収返還和转移支付预算表」の前年度の執行数より算出。

ただし、中央政府からの財政再分配はまず経済成長に直結する分野に優先的に使用されるため、財政力格差に由来する社会保障と公共サービス格差の是正効果は限定的である。一般移転支払7項目と専項移転支払18項目の合計25項目のうち、社会保障と公共サービスの均等化に関連しているのは一般移転支払の1項目である「均衡性移転支払」のみであり、2015年現在「均衡性移転支払」が移転支払総額の33.5%である。中央から省への移転支払は上昇傾向であるが、社会保障と公共サービスに使用される部分は限られていると言わざるをえない。

3.2 予算外資金と税外収入

3.2.1 「予算内集権、予算外分権」の進行（2000年代初頭～2010年）

1994年分税制以後、中央政府のコントロールが難しい

予算外資金の膨張に歯止めをかける政策が講じられるようになり、その結果、図表6で示している通り、2000年から2010年まで予算内資金が大幅に上昇したのに対し、予算外資金の上昇は僅かである。予算内資金と予算外資金を足し合わせた財政収入合計値において、中央政府が占める割合は2000年の42.0%から2010年の48.2%まで上昇しており、中央財政力は確実に向上した。税返還割合の縮小とともに、中央から地方への再分配も強化され、地域間の財政力格差に由来する住民最低生活保障の格差に対し、是正する財政構造が形成されつつある。

一方、相対的に規模が大幅に縮小した予算外資金は、2000年代に入ってから地方政府収入が9割以上を占め、支出もほとんど各地方の裁量で行う形となっている。いわゆる「予算内集権、予算外分権」の形が進行した。予算外資金は規模が縮小したものの、その性質から地域間の格差是正効果の一部相殺していると推測できる。

図表6 予算外資金と予算内資金の変化（2000年～2010年）



(出所)『中国統計年鑑』各年度版より作成。

(注) 中央財政収入の割合は予算内資金と予算外資金の合計値に占める割合である。

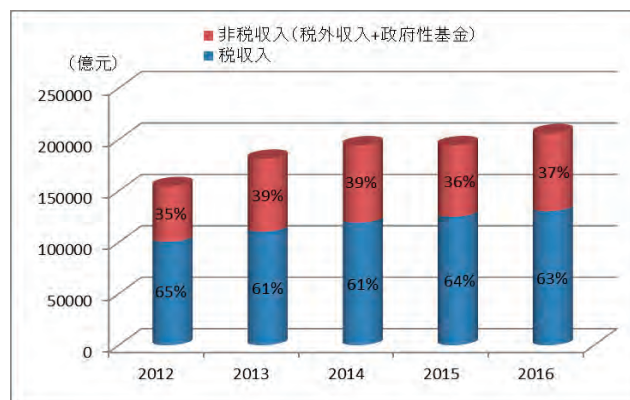
3.2.2 税外収入の肥大化（2011年～）

2011年より中国の財政上で長く使用されていた「予算外資金」の項目は廃止された。しかしながらその後も税外収入として、公共予算内の「非税収入」と独立予算の「政府性基金収入」の項目が存在している。中国財政部の定義によると、「非税収入」は各級政府、国家機関、法人、社会团体およびその他の経済組織が、法律に基づき、政府権限、政府信用、国家資源、国有資産を利用して取得した財政収入、または特定の公共サービス、準公共サービスを提供するために取得した財政収入である^{vi}。この定義から「非税収入」の使用と徴収は、予算外資金に類似しており、分散性と収支自主性の特徴が見られると言えよう。一方、「政府性基金」は1996年に公布された「予算外資金の管

理を強化することに関する決定」にすでに登場しており、予算外資金を政府予算に組み入れ、管理を強化する目的で始まったものの、現在なおその徴収と使用は法律で明確に規定されていない。2010年以後、中央政府の住民最低生活保障を強化する意向が強まるにつれ、財政力の弱い地域でも「政府性基金」を保障財源に充当する動きが見られるが、統一した基準はない状態である。

図表7は2012年から2016年までの財政収入の内訳を示している。「非税収入」と「政府性基金収入」からなる税外収入の規模は上昇傾向にあり、財政収入総額の約40%近くを占めており、財政はかなり税外収入に依存している構図である。

図表7 財政収入の内訳（2012年～2016年）



(出所) 財政部ホームページより作成。

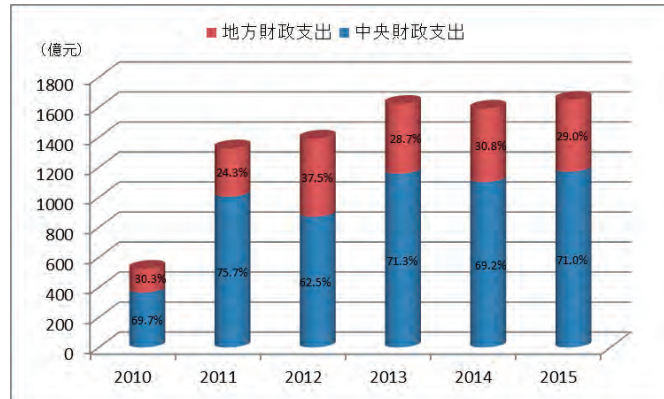
特筆すべきことに、税外収入の「非税収入」と「政府性基金収入」はいずれも地方政府の割合が高く、両者を合わせると一貫して90%近く^{ix}を占めている。税外収入の一部は最低生活保障の財源として使用されているが、徴収と使用はいずれも恣意性がある故、総じて格差是正の効果は不明確であると言わざるを得ない。

3.3 住民最低生活保障財源の変化と地域間保障格差の推移

2000年代に入り、住民最低生活保障の制度化が急務となる中、中央財政が強化されるにつれ、主要財源は地方財

政から中央財政に徐々にシフトしてきた。図表8に示している通り、2010年から2015年までの財政支出総額は、2011年に大きな上昇を記録し、その後も上昇傾向である。うち、中央財政支出は地方財政支出を大幅に上回っている。ただし、わずか6年の間に中央財政支出の割合はかなり変動しており、2011年の75.7%から2012年の62.5%まで変動幅は大きい。住民最低生活保障に関して、中央と地方の役割分担は明確になっておらず、依然と支出基準に客観性が欠けていると推測できる。

図表8 住民最低生活保障の財政支出（2010年～2015年）



（出所）民政部ホームページ<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/> 「社会服务发展统计公报」各年度版より作成。

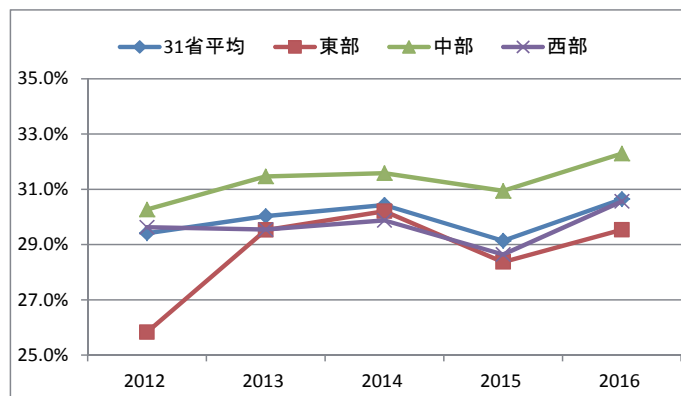
2010年以後地域間における住民最低生活保障の格差は中央財政支出の増加によってどのように変化したか、2012年から2016年までのデータを通して検証する。最低生活保障の基準は、一般的に消費水準との比較における相対的なものとして設定されており、中国の場合、保障額が前年度の平均消費支出に占める割合は全国共通の基準となっている。消費支出は都市部と農村部で異なる基準で算出されるため、都市・農村別に確認する。

図表9で見られる通り、都市部において、全国31省（直轄市、自治区）の平均基準と比べ、中部地域は総じて平均を上回っており、西部地域も平均基準に近い状態で推移し

ている。東部地域は2012年を除いて、平均基準に近い状態である。総じて経済発展が遅れている中部・西部地域と発展をリードしている東部地域の間には、都市部住民最低生活保障基準の均衡化は進んでおり、中央からの傾斜的な移転支払は都市部の格差是正にある程度寄与したと言える。

ただし、一人当たりの月平均消費支出は地域によって異なっており、2016年現在東部地域は最も高く、2122元であるのに対し、中部は1456元、西部は1544元とかなり差がある。結果的に地域によって保障金額にかなりの差がある状態に繋がっている。

図表9 都市住民最低生活保障基準の推移



（出所）：民政部ホームページ<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/> より算出。

（注）①都市部と農村部の住民最低生活保障全国平均基準値は「社会服务发展统计公报」各年度より算出。

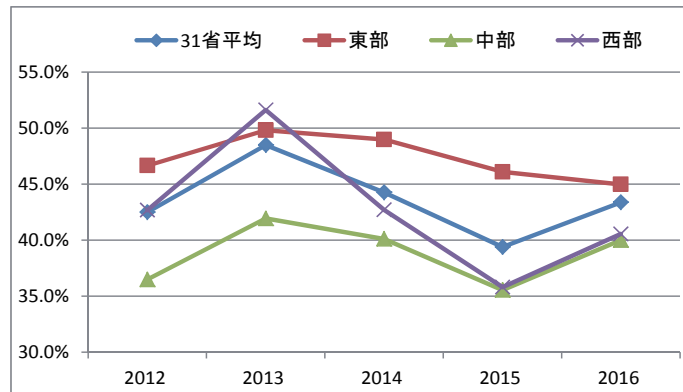
②各省（直轄市、自治区）の都市部・農村部の住民最低生活保障基準値は「社会服务发展统计季报」各年度第4四半期、2015年度は第3四半期より算出。

③各省（直轄市、自治区）の都市部・農村部の平均消費支出は「中国统计年鉴」各年度版より算出。

一方、図表10で見られる通り、農村部では、全国の平均基準と比べ、東部地域は平均を大きく上回っているのに対し、中部地域は平均を大きく下回っており、経済発展レベルの格差は保障基準の格差にそのまま反映されている状態である。西部地域は各年度の変動が激しく、不安定な状態を示している。中央財政による住民最低生活保障の財源補てんは都市部にとどまっており、農村部にまで行き届いていないと推測できる。

都市部同様、農村部でも一人当たりの月平均消費支出は地域によって異なっている。2016年現在東部地域は最も高く、1012元であるのに対し、中部は723元、西部は659元となっている。農村部でも地域によって保障金額の差が大きく、保障基準の格差に保障金額の格差が上乗せされた状態である。

図表10 農村住民最低生活保障基準の推移



(出所)：民政部ホームページ<http://www.mca.gov.cn/article/sj/tjgb/> より算出。

(注) ①都市部と農村部の住民最低生活保障全国平均基準値は「社会服务发展统计公报」各年度より算出。

②各省（直辖市、自治区）の都市部・農村部の住民最低生活保障基準値は「社会服务发展统计季报」各年度第4四半期、2015年度は第3四半期より算出。

③各省（直辖市、自治区）の都市部・農村部の平均消費支出は「中国统计年鉴」各年度版より算出。

4 むすび

1990年代制度発足以来、最低住民生活保障の実態は中央と地方の政府間財政関係、および予算外収入や非税収入など収支ともに恣意性のある財源に大きく影響されてきた。

1994年分税制実施後から2000年代に入るまでの間、税返還制度の併用により、中央政府予算内資金の地域間再分配効果は不十分である。都市部を中心に適用された住民最低生活保障の財源は主に地方政府が捻出するため、経済発展が遅れている中部・西部地域各省は財源不足により保障レベルが低く、東部地域との間に大きな格差が生じている。

2000年代以降、税返還規模の縮小とともに、中央財政による地域間再分配効果は向上した。主に地方財政に頼る住民最低生活保障の財源も徐々に中央財政にシフトし、2012年から2016年までのデータから、都市部では地域間の住民最低生活保障基準の均衡化が進んだことが確認できる。一方、農村部では依然と経済発展レベルに応じて地域間の保障基準の格差が顕著に見られ、中央財政の再分配効果は農村部にまで浸透していない構図である。

その背景として財源の不足が挙げられ、つまり中央財政支出によって住民最低生活保障の財源を補てんする現在の仕組みに限界が見えている。今後格差是正のため、実際に保障を行う県と郷鎮政府にまで移転支払が確実になされることを保証するとともに、膨張する非税収入も財源として機能させる必要がある。「非税収入」や「政府性基金収入」などの税外収入は、収支ともに恣意性があり、現在は中央政府の行政指導で最低住民生活保障を補てんする形であるが、今後安定した財源としての機能を果たしていくためには、収支を法律で規定するなど、抜本的な財源確保の仕組みの構築と関連法律の整備が不可欠である。

参考文献

(日本語)

- 『中国社会保障改革の衝撃—自己責任の拡大と社会安定の行方』2002 大塚正修 日本経済研究センター
- 『中国農村部における住民最低生活保障制度の構築と課題』2004 王元亮 The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare 2004 Vol.6.
- 『中国における政府間財政関係の変質と多次元展開』2016張忠任 島根県立大学『総合政策論叢』第31号
- 『ポスト改革期の中国社会保障はどうなるか—選別主義から普遍主義への転換の中で—』2016 沈潔 澤田ゆかり ミネルヴァ書房
- 『社会保障制度の再編と「新常态」下のリスクの所在』2016 澤田ゆかり 『中国経済研究』第13巻第1号

(中国語)

- 『都市居民最低生活保障標準の統一問題探討』2011 姚建平『社会科学』2011年第9期
- 『中国社会保障發展報告 2017』鄭功成 編 中国労働社会保障出版社
- 『轉移支付對縣級財政力均等化的作用』2017 馬海濤 任致偉 『財政研究』2017年第5期
- 『地方財政支出對城鄉收入差距的影響效應研究』2017 董黎明 滿清龍 『財政研究』2017年第8期
- 『農村最低生活保障中央財政轉移支付的均等化效應』2018 夏琨 李春根 『財政研究』2018年第2期
- 『社会服务发展统计公报』各年度版 民政部ホームページ <http://www.mca.gov.cn/>
- 『社会服务发展统计季报』各年度版 民政部ホームページ <http://www.mca.gov.cn/>
- 『2009年中国民政统计年鉴』中国民政部編 中国統計出版社
- 『2016年中国民政统计年鉴』中国民政部編 中国統計出版社
- 『中国统计年鉴』各年度版 中国統計出版社

(注)

- 中国は経済発展レベルにより、全国を東部、中部、西部の三つの地域に分けている。国务院が2000年に公布した「西部大開発の政策措置に関する通知」によると、東部地域は遼寧省、北京市、天津市、河北省、山東省、江蘇省、浙江省、上海市、福建省、広東省、海南省の11の省、直轄市を含む。中部地域は黒竜江省、吉林省、山西省、河南省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省の8の省を含む。西部地域は内モン古自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区、新疆ウイグル自治区、四川省、重慶市、チベット自治区、雲南省、貴州省、広西チワン族自治区の12の省、直轄市、自治区を含む。

- ii 『明報』1993年11月29日による。
- iii 分税制実施後から2000年代初頭までの中央財政力の変化について、多くの研究がなされており、中央財政力の強化は不十分であることが検証されている。例えば、張(2000)は、税返還額の算定基準に着目し、基準は裕福な地域であるほど受益度が高いと指摘し、中央財政調整力の強化に繋がらないと主張している。また内藤(2003)は行政運営の仕組みの問題に基づいて分析を行った。税収は中央・地方間でシェアする形になったが、中央税と地方税を区分する根拠が曖昧である。また、財政支出の面では、事務配分に従った支出構造になっていないと指摘し、これらの問題を抱えた財政収支区分では、中央財政も調整力を十分発揮できないと結論づけている。
- iv 国有企業は中央政府管轄の国有企業と地方政府管轄の国有企業に分けられる。
- v 事業部門とは、社会の公益目的のために、国家機関が設立するか、または他の組織が国有資産を用いて設立し、教育、科学技術、文化、衛生の活動に従事する社会サービス組織である。
- vi 中央財政は主に国家の安全、外交、中央国家機関の運営経費、国民経済構造の調整、地区発展の協調、マクロ経済管理に必要な支出、中央直轄事業の発展の支出を負担する。

具体的には、国防費、武装警察費、外交及び援助に関する支出、中央行政経費、中央が統轄管理する基本建設投資、中央直属企業の技術改造及び新製品開発試験費、地質探査費、中央財政により手配する農業支援支出、中央財政の負担する国内外借款の元利償還並びに中央が負担する公検法*支出、文化、教育、衛生、科学等の各事業費支出である。

地方財政は主に当該地方の党政機関の運営経費並びに当該地方の経済及び事業の発展に必要な支出を負担する。

具体的には地方行政管理費、公検法支出、武装警察費及び民兵事業費の一部、地方融資の基本投資部分、地方企業の技術革新及び新製品開発試験費、農業支援費、都市の維持・建設費用、地方文化・教育、医療衛生、価格補填、その他の関係の支出。

*注:公検法とは、公安(警察)、検察及び法律(弁護)のことを意味する。
- vii 国有企業のレイオフ者は原則としてポストを失ってから3年の期限で本来の3分の1の給料が支給され、社宅、医療、年金については在職時と同じサービスを受けることができる。それに必要とする費用は、企業、社会(失業保険など)および地方政府が3分の1ずつ負担することとなっているが、国有企業はこのような財政的な負担を負わせられながらでは市場の競争に勝ち抜けないため、あくまでも過渡的な制度である。
- viii 具体的には、公共サービス料金収入、国有資産使用料金収入、国有資本の投資収益、宝くじ収益金、各種の罰則金収入などである。
- ix 財政部ホームページより算出。

メディアが生活と交わるとき —1950年代、テレビ視聴する子どもをめぐる調査言説の分析から—

When Media Intersects with Life

—Discourse Analysis of Survey Results about Children Watching Television in the 1950's—

加藤 裕治

文化政策学部 文化政策学科

Yuji KATO

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本論は、1950年代後半に実施された子どもに関するテレビ視聴調査とそれに伴う各種論考を、同時代において新規のメディアとして現れたテレビへの想像力を含んだ言説として捉え、再読解する試みである。当時のテレビ視聴調査は、同時代における根拠のないテレビ批判に対抗するため行われた客観性の高いものであった。しかし一方でそこから得られた子どもに対するテレビの影響をめぐる解釈は、テレビ視聴をめぐる多様な価値観を含んでしまうものでもあった。つまり、こうしたテレビ視聴調査は、1950年代後半の「テレビを視聴する子ども」の実態を解明しながらも、一方で「テレビを視聴する子ども」をめぐる当時の社会的・文化的なイメージを再想像＝産出してしまう言説であった可能性を持っている。こうした調査言説のあり方の背景には、テレビという新たなテクノロジーメディアが日常世界に浸透する際に生じる、生活変容への「希望」や「不安」が入り混じった社会意識の反映が存在しているのではないかと。

This paper uses discourse analysis to examine the research statements of television viewers about children in the late 1950's. While this research has been considered objective and in contrast to unfavorable statements about children's television viewing in that period, the interpretations of the effects of television viewing on children potentially included the values of television researchers. As a result, while discovering facts regarding the television viewing habits of children in the late 1950s, they may have also inadvertently contributed to reimagining and reproducing unfavorable images about children watching television. It appears that this research discourse reflects the mixture of hopes and fears and the social consciousness about the roles of the new medium then penetrating everyday life.

1. 問題の所在

まずは、本論の主題に関係する、1958年6月に『サンデー毎日』に掲載された、当時のテレビと子どもに関する記事の引用からはじめたい。

ひとところ家庭の主婦たちの間で“木曜日の恐怖”という言葉がはやったことがある。というのはこの木曜日の夕方になると、子供たちが妙にソワソワしはじめ、夜になると突如行方不明になるというのである。そのわけはこの木曜日の夜には、いまテレビの全番組中で最高の視聴率をもち、子供たちの間でぜったいの人気をもつテレビ映画「スーパーマン」をはじめ「ロビンフッドの冒険」・・・といった人気番組がずらりとならんでいるからである。つまりテレビのある家庭では、この夜は子供はぜったいに勉強を放棄してテレビを独占、テレビのない家庭の子供も、ひそかに家をぬけ出してよそのテレビを見に出かけるというわけである。

（「和製スーパーマン大活躍」『サンデー毎日』1958年6月22日号）

この雑誌記事から、1950年代後半におけるテレビ受容の一端を垣間見ることができる。1953年、テレビの本放送が日本で開始されたが、テレビ受像機の普及はそれほど急速には進まなかった。しかし、この1958年にNHKのテレビ受信契約数が、100万台を超える。

1950年代というテレビ本放送の草創期ともいえるべき時期は、これまで街頭テレビの記憶から語られてきた。また1960年代は一家団欒のイメージである家庭のテレビの記憶が語られる。しかし、この1950年代後半は、その

移行期なのである。「徐々にテレビは街頭から商店へ、家庭へと浸透していく」と吉見俊哉は述べているが（吉見2016:215）、この時期は「街頭」テレビから「商店」テレビへと移行しつつも、「家庭」におけるテレビ所有も加速しはじめた時代だった。つまり新たなメディア＝テレビをどのように受容するか、そのスタイルが混沌としていた時期でもあった。

例えば当時、加藤秀俊が指摘したように、それまで動く映像を見るためには映画館という自らの生活と異なる場所に「見物人が訪問者」となる必要があったのだが、テレビは家庭の中で「見物」できるようにしたメディアとして現れた（加藤1958:2-24）。動く映像を見るという体験が、非日常のものではなくなり、日常＝生活に密着するものになったのである。それはメディア体験の大きな変容であり、また日常生活の変容でもあった。しかし、このようにテレビが日常生活へと浸透していく事態は、これまで、街頭テレビと力道山の活躍によるプロレスの記憶と、1960年代に入り家族団欒のメディアとして認知される狭間であって、あまり語られることはなかった。さらに実際は、世代や地方によってテレビを受け入れる状況や意味、その意識は異なると考えられるが、そうした点について、これまでのテレビ研究はあまり意識的ではなかったのである¹⁾。

こうした状況を飯田崇雄は「あまりにもイベントの特殊性を強調し過ぎることで、日常的に電器店でテレビジョンが買い求められ、社会に広がっていくプロセスは無視されてきた」と指摘している（飯田崇2005：122）。また飯田豊は首都圏だけでなく「地方でのテレビ受像機の普及については、資料が極めて乏しいのが現状である。こうした普及の回路を詳細に明らかにすることは・・・東京中心の放送（局）史を相対化する契機になる」とし、初期テレビ

時代の多様性と、その社会的意味について探求する必要性を論じている（飯田豊2017：347）。

またGalili,D（2016）は、放送が支配的なメディア実践となったことによる体系化、法制化、標準化に先立つテレビジョンの歴史の期間を「初期（early）」メディアの時代と定義する²⁾。そしてこの期間のメディアの社会的、文化的、物質的歴史を捉えなおすことによって、20世紀におけるテレビジョンの支配的な特性の体系を理解するだけでなく、その体系とは異なるテレビジョンの可能性を理解することの必要性を論じている。こうした指摘は、先の飯田崇雄、飯田豊と同様に既存のテレビ研究への再考を促すものである。

また近年、こうした位置づけから、実証的に初期テレビの多様なテレビ受容の状況を論じた研究も現れている。例えば太田美奈子（2018）は、青森県下北郡佐井村というローカルな地域におけるテレビ受容の調査を試みている。佐井村では1959年のNHK青森局の開局以前にNHK函館局からの電波を受信し、積極的なテレビ受容が行われていた。太田はそのテレビ受信のなかで生じた村の子ども達の意識変容を、聞き取り調査を中心に明らかにした³⁾。

本研究は、こうした初期テレビの再考という位置付けを共有しながら、1950年代後半における、「テレビと子ども」をめぐる言説について考察することを目的とする。テレビが街頭テレビから、家庭のテレビへと移行する狭間の時期、子どもたちは街角、友人宅、あるいは自宅と、様々な場所でテレビ視聴を行うことになった。それは生活（時間）の中に、テレビというメディアが急激に入り込むことでもあった。そして、こうした急激なテレビの日常への浸透は、社会においてテレビと子どもに関わる多くの批判や議論を巻き起こすことになった。そうした状況のなか、テレビの影響力を客観的に測定しようとする試みとして「文部省テレビ影響力調査」「NHK静岡調査」などの実証的な調査が実施されたのである。

本論は、この1950年代後半に実施された各種のテレビ視聴調査とそれに伴う各種論考を、同時代において新規のメディアとして現れたテレビへの想像力を含んだ「言説」と捉え、その再読解を試みる。当時のテレビ調査は、同時代における根拠の曖昧な主観的立場からのテレビ批判に対抗する科学的言明であると説明されてきた（小平2002）。だが、一方でテレビ調査は、その調査データをもとに、子どものヘビー・ビューアー（長時間視聴）を問題とするような議論も生み出してきた。つまりそうしたテレビ調査は、1950年代後半の「テレビを視聴する子ども」の実態を解明しながらも、一方で「テレビを視聴する子ども」をめぐる当時の社会的なイメージを再想像＝産出してしまった言説である可能性を持っている。

こうした仮説をもとに本論では、当時のテレビ調査を言説として分析することにより、1950年代後半に、子どもの生活時間とテレビの視聴時間の関係がどう判断されたのか、またその判断によってテレビを見る子どもがどのように対象化されたのかを明らかにする。さらにその分析をふまえて、新規のメディアテクノロジーの浸透と生活が交わる時に生じる言明がもつ社会的意味を考察する。

2. 1950年代後半のテレビ放送とテレビ批判

前節でも述べたように、本論が言及するテレビを見る子どもたちをめぐる大規模なテレビ調査は、1950年代後半にあらわれた。だが、こうした調査が実施されるきっかけはどのようなものだったのか。そこにはどのような社会背景があったのか。

まず触れておかなければならないのは、大宅壮一のテレビ批判からはじまった、「一億総白痴化」をめぐる議論であろう。この批判のきっかけは、日本テレビのバラエティ番組である「何でもやりますショー」（1953-59年）での“事件”だと言われてきた。1956年11月3日、神宮球場における早慶戦において、早稲田側の応援席で慶応の三色旗を振って応援することに賞金をかけた「何でもやりますショー」からの呼びかけに対し、実際に若い男がそれを実施したのである⁴⁾。この件が明るみになった後、大宅が11月7日の『東京新聞』紙上で、この番組を槍玉に挙げて「マス・コミの白痴化」と題した文章を掲載したことが、次第に「一億総白痴化」へと集約されていったのである。だが、実際には北村充史が指摘するように、大宅は以前から、テレビに対して「国民白痴化運動」などと論じていた（北村2007：33-42）。さらにこの時期は、大宅以外からのテレビ批判も多く発せられていたという（佐藤2008:111）。つまり「一億総白痴化」という象徴的な言葉にとどまらず、1956年以降、社会的にテレビへの批判が前景化していたのである。

こうした中、子どもとテレビの関係に対して特に批判が集中することになった。1955年にはラジオ東京テレビ（現：TBS）がスタートし、放送される番組が増加する中で、プロレス中継の他にも「西部劇、探偵もの・スリラー番組など『暴力番組』と呼ばれる番組がPTAの会合や新聞紙上で槍玉に」あがるが多くなっていた（小平2002:55）。さらに当時総理府の諮問機関であった中央青少年問題協議会が1958年5月に開いた全国大会で、青少年の犯罪をマスコミの悪影響であるとして、テレビ、映画、出版などに“自粛勧奨”することを決議し、文章で要望するといった出来事が生じていたのである（NHK2001:403-304）。

この1950年代の後半は、上記のように「一億総白痴化」「暴力番組」などの声が高まるのだが、こうした問題の背景には、テレビの急速な拡大が伴っていたのである。具体的にいえば受像機の増加、放送局の開局、そして放送時間の伸長という事態であった。つまり端的にテレビが、人々にとってより身近なものになり、非日常から日常のメディアへと転じはじめていたのである。

例えばテレビ受信契約数は1956年度末およそ41万9千台だったが1958年度末には198万2千台として100万台を突破、そして1959年度末には414万9千台へと急速に拡大していく。また東京を例にとれば、NHK、日本テレビ（NTV）に続き、1955年にはラジオ東京テレビ、1959年には日本教育テレビ（現：テレビ朝日）及びフジテレビが開局し、チャンネル数も増加していた。

さらにこの1950年代後半は、1日のテレビの放送時間が拡大していく時期でもあった。1953年2月1日のNHKによる本放送開始日、放送は昼の14時スタートであった。

『NHK開局にあたって』という特別番組からはじまり、冒頭でNHKの古垣鉄郎会長があいさつを行った。その後、歌舞伎界初のテレビ放送として注目されていた菊五郎劇団の舞台劇『道行初音旅』が祝賀プログラムとして流された。この後、休憩を含み、夕方18時半より『テレビ子供の歌』、19時より『ニュース映画』、また19時半からは日比谷公会堂から『今週の明星』がラジオと同時に放送され、20時から漫才『君のあだ名』、20時15分から現代舞踊『日本の太鼓』、20時45分から『受信者の皆様へ』が放送され終了となったのである。（この段落、NHK2001:367-368、また読売新聞朝刊1953年2月1日・4面を参照）

一方、8月28日に開局したNTVは11時20分より開局式の実況を開始。その後舞踊『寿式三番曳』、ミュージカルバラエティー『歌の祭典』、文化映画『上代の彫刻』と続き、13時にニュースを放送した後休憩。夕方17時に舞踊日本南方民謡集『おてもやん』で放送が再開され、21時半に放送が終了した（この段落、日本テレビ1983:38-39を参照）。

この両日が示しているように、テレビ放送は当初、昼の一部、そして夕方から夜9時頃までの限定された放送であった。しかし、この後、テレビは全日放送に向けて放送時間を拡張していくのである。NHK放送学研究室（代表：佐田一彦）の調査によれば⁵⁾、1950年代のテレビの編成は⁶⁾、第Ⅰ期の「登場期」（昭和28年から33年）、そして第Ⅱ期（昭和34年から36年）に分けられるという。第Ⅰ期の「登場期」は、NHKとNTVが放送を開始。NHKは昼が正午から午後1時半まで、そして夜が午後6時半から9時までの2時間半の放送であり、合計4時間であった（土日の昼は「スペシャルイベント」放送などの例外があったという）。またNTVは昼が午前11時半から13時半、夜間17時半から21時までの放送となっており合計6時間程度の放送であった（この段落、NHK放送学研究室1976:29-128参照）。

このように昼間と夜間で放送を開始したテレビであったが、1956年8月19日にはNTVが早朝放送を開始、午前6時半から8時までの1時間半、早朝にテレビが放送されるようになったのである。当時の新聞には「わが国初の「早朝放送」は世界でもNBC、CBSのそれにつぐ画期的試みとして注目されるが、ここ一週間の出足は必ずしも好調とはいえず、23日の「ニュース」の時間にはワイシャツ姿のスタジオ・マンがうっかりカメラの前を通過してあわてて首を引込める珍風景もみられるなど、総体にまだ手際の悪さが目立つ」（読売新聞朝刊1956年8月27日）など、その時間帯の放送の新規性が報じられている。

このような放送時間帯の拡大によって、1958年10月にはラジオ東京テレビを含め、朝が午前6時半から午前9時半、昼間が午前11時頃から午後2時過ぎまで、夕方・夜間は、夕方5時過ぎから深夜11時半頃までテレビを視聴することが可能になった。この年NHKテレビの1日平均放送時間は11時間23分（実績ベース）であり、民放テレビ16社の平均は8時間18分になった（この段落、放送学研究室1976:40-42参照）。このように1950年代のテレビは放送時間を拡大していったのである。逆に言えば、これは生活（時間）の中で、テレビ（番組）の視聴がより身近なものになったことを意味する。

テレビを視聴する子どもをめぐる大規模な調査を文部省、NHKが開始した理由は、当時の教育的な立場や親の立場からのテレビ批判への意識があったことは間違いない。だが、さらに言えば、こうした調査の背景には、日々、テレビの放送時間が拡大しており、その生活（時間）へと浸透している状況があった。つまり、この1950年代後半とは、生活（時間）が、テレビによって変容させられていくとする感覚が、リアリティを持って人々に体感される時期だったと考えられるのである⁷⁾。

3. 子ども視聴調査の出現：テレビ視聴時間への着目

前節で述べたような社会背景の中でテレビ視聴する子どもの問題がクローズアップされる。それに呼応するように、子どものテレビ視聴に関する調査が本格的に実施されることになる。「各人各様のテレビに対する人々の意見は、その多くが極めて主観的、あるいはごく一部の少数例の観察に基づく意見で、科学的論拠があるとは思われない状況の中で議論が行われていた。ここに、放送関連機関や教育機関が、本格的な調査の必要性を見出したということができよう（小平2002:55）」と指摘される状況が生じていたのである。

こうした調査の代表的なものが、1958年6月にお茶の水女子大学教授（当時）の波多野完治を委員長とする「テレビ影響力委員会」によって実施された、文部省（当時）による全国的なテレビ視聴調査であろう。この調査は「家庭および職場においてテレビジョンが青少年の生活に及ぼす影響力、および教育テレビジョンの学校教育ならびに社会教育にもたらす教育効果（教育テレビ番組についての調査を含む）について調査しテレビジョンの教育利用に関する今後の施策の基礎資料とする」ことを目的として、北海道、宮城、東京、愛知、大阪、広島、香川、福岡の8都道府県で行われたものだった。調査対象はテレビ所有家庭の小学校、中学校の生徒が中心であったが、他にも幼稚園、高等学校、勤労青少年への調査も行なわれている。調査の主題は三つに分けられていた。質問票の記入者を小・中学校教師、公民館指導者とする「教育効果についての実践記録」、次に父母に記入を依頼した「子供の生活に及ぼすテレビの影響」、そして児童・生徒に直接質問紙を用いて調査した「子ども自身はテレビをどう受取っているか」であった（勤労青少年は直接「勤労青少年はテレビをどのように受取っているか」に答える様式であった）。この調査の対象数は延べ5684名という大規模なものであった（この段落については文部省1959:1-3を参照）。

調査の内容は多岐にわたるが、その中心となっているのは、子どものテレビ視聴時間と視聴番組、そして生活の変化の把握である。いわゆる時刻目盛り調査票形式を利用して、テレビ視聴時間を時間目盛りに父母が線を引くことで記録するというものだった。またその他にも、生活習慣の変容（手伝いをするようになった/しなくなつた）、学業成績の変容（良くなつた/悪くなつた）、また視聴番組名、子どもに対するテレビの見せ方などを質問している。

ここで調査結果を本論に関わる点からまとめると、次のようなものになる。「視聴時間でいうと、小学校児童では二時間から四時間がいちばん多くて、全体の55%、中学

校では二時間がいちばん多く34%、三時間がその次で23%、この二つを合わせて57%になる。つまり小・中学校生徒の半分以上（テレビ所有家庭）が、一日二時間から三時間ずつテレビを見ている勘定になる（文部省1959:4）。このように報告された後、次のような主張がなされる。「これは大きな数字だ。一日は24時間しかない。そのなかに毎日二時間、三時間とテレビをみる時間がわりこんでくれば、ほかの仕事はそれだけけずられるにきまつている（文部省1959:4）」。

この概括では、かなり明確にテレビの視聴が他の生活時間に割り込むと主張されている。この後、調査結果は、その代替された時間として「ラジオの聴取時間」「読書時間」「勉強時間」の減少が起こっていること、また「夜ねるのがおそくなった」という点を報告する。そして「テレビが家庭につくようになってからは、マイナスの現象もおこっている」とその結果を論じている。

また全体のまとめの中で、問題として取り上げられているのは「ヘビー・ビューアーの子ども」である。すなわち「平日で五時間または五時間以上」テレビを見る子どもが、ここで問題とされるのである。この視聴時間の長さは、「勉強はできぬだろう」「学校で居ねむりをするだろう」「先生の質問にもこたえられぬだろう」を生むという推測が語られる。そしてこうした「テレビに『いかれ』てしまい、生活の設計を失っている」ことは、対策が必要であると論じられる（この段落、文部省1959:5参照）。

だが本調査における委員会の最終的な「総合して判断したもの」は、「テレビの子ども、青少年におよぼす影響は、大体において微量ながらプラス」であり、「わるいことも二、三あるのだが、しかし、よい方が多いのである」とテレビを位置づける。ここでテレビの「よい方」として調査結果が取り上げたのは、次の5つの項目であった。すなわち「(1) 親と話し合いをするようになった、(2) 新聞やラジオのニュースに対して注意することが増えた、(3) 読書に対する興味が増えた、(4) 名作ものをよむようになった、(5) 社会科の勉強がよく出来るようになった」なのである。そして、こうした結果から「一億総白痴化」と呼ばれている「世間の通念と多少くいちがう」点があると指摘し、テレビの「プラス」の側面を帰結するのである（この段落、文部省1959:5参照）。

さらにこの報告書は、「テレビには大きな未来がある」と指摘する。というのも、「テレビ英語教室」であれば、外人が「一日おきに教室を訪問してくれる」環境を作り出し、社会科であれば「北海道に住んでいた先生さえも、その全ぼうは知らぬのが常」のところ、「テレビは北海道について知らせてくれる」からである。テレビはそうした「理性的認識が成立するための感性的基礎」を提供する。教育に対してまだテレビは「革命」を起こすほどではない、だが「テレビにはたしかに革命的エネルギーがある」と論じられるのである（この段落、文部省1959:6参照）。

このように、1958年の文部省調査（報告書は1959年）は、視聴時間が長い子どもに対して、生活の「設計」に影響をおよぼすことへの危惧を語ってはいる。しかし、その点はほぼ問題として扱われない。最終的には、テレビが未来に向かうメディアであると肯定的に結論づけているのである。

一方、この文部省調査の前年、1957年にNHK放送文化研究所が行った「放送と子どもの生活調査」（第1次静岡調査）では、何が結論とされていたのか。このNHKによる静岡調査は、静岡市の小学校3年生と5年生、中学校2年生を対象として、各学年24学級、3学年で72学級、計3960名に調査を試みたものだった（布留1958:2）。この調査では、単純にある期間のテレビ視聴の状況を調査するだけでなく、テレビ以外の影響を与える要因（両親の職業、学歴など）を排除するため、前後計画法として計2回の調査（1回目1957年、2回目1959年）が行われた。こうすることで「テレビがはいる前からあった差や、成熟に伴う自然変動や偶然的な変動」が「避けられる」調査として実施されたのである（布留1961:13）。そのため、この調査の最終的な報告はこの2回の調査後になるのだが、第1回目調査終了時の中間報告が、1958年7月から10月にかけてNHKの『文研月報』に掲載されている。本調査の内容は多岐にわたるのだが、その中間報告の3回目に、ラジオや新聞といった既存メディアとの接触量（時間）との比較が、また4回目の報告で、テレビが「余暇」時間、つまり子どもの生活時間にどのような影響を与えているのかがまとめられている。

そこで（ほぼ唯一）明らかになったことは、テレビを所有する家庭の子どもはラジオに対する接触の頻度が低いという結果であった。しかし、そうした子どもたちは映画をよく見るだけでなく、新聞、雑誌もよく読むとされる。そのため、こうした「余暇」に対する「テレビの影響は予想した程大きくはな」いとされる（吉田1958a:23）。さらに起床、就寝、夕食時刻の比較、また平日・休日を比較軸とした調査では、テレビ所有の子どもは「起床時間がおそく、就寝時間もおそい」とされるが、その差は非テレビ所有の子どもと比較し、わずか「5分内外」であるとの結果が提出される。そのためテレビ所有層の子どもたちは「全体として起きている時間は余り長くならず一日の周期が夜おそい方にずれるという傾向」だという（吉田1958b:8）。そして「平日よりも休日の方がテレビの影響がはっきりあらわれている」のだけれども、明確な状況は「テレビ受像機がもっと普及した時期」に「更にテレビの放送時間が長くなる場合を考えると、テレビの影響はもっとはっきりした形であらわれるであろう」と帰結されるのである（吉田1958b:17）。

さて以上、テレビ批判の議論が広まりつつある状況のなかで行われた、子どもに対するふたつのテレビ視聴調査の内容を概観してきた。ここで明らかになるのは、視聴時間が最もわかりやすい指標として、その争点となっていたことである。例えば文部省の調査における、「ヘビー・ビューアーの子ども」の「発見」は、この点を強調している。そうした子どもらは、「勉強はできぬだろう」「学校で居ねむりするだろう」「先生の質問にもこたえられぬだろう」として推測され、「テレビに『いかれ』てしまい、生活の設計を失っている」とも論じられていた。つまりテレビの視聴時間が長い事は、即座に「生活の設計を失う」とも言及されているのだ。従来、このふたつの調査の帰結は「当時社会で一般的に言われていたようなテレビ悪影響説を支持できる結果は得られなかった（小平2002:56）」と言われてきた⁸⁾。一見、文部省の調査報告に関しては、こうし

たテレビの長時間視聴児に関する否定的な言及も散見される。

しかし全体的なトーンからすれば、この両者の調査のまとめは、テレビが子どもに与えるネガティブな影響については、“静謐”とも言える状態を保っている。むしろ先の文部省調査は、ヘビー・ビューアーへの懸念があるものの、最終的には「テレビにはたしかに革命的エネルギーがある」という言葉とともに、テレビの未来への展望が語られているのである。この時点ではヘビー・ビューアーの存在が「発見」されるもののあまり問題視されておらず、むしろ調査結果は子どもに対するテレビの可能性を論じる内容としてまとめられていた。

4. 長時間視聴する子どもという「問題」

先の3.で示したテレビ調査結果は、テレビの未来への展望を強調する。そのため、増加するテレビの視聴時間は、問題視されるまでには至っていない。

だが、次に見ておきたいのは、直接の調査結果というより、この調査がマスコミ（新聞）において発表された際の報道内容である。調査それ自体は、科学的・実証的なものであった。しかし、この調査がマスコミによって報じられた際、何が注目されていたのか。

文部省調査の結果が発表された1959年3月11日の翌日12日、朝日新聞は「テレビとこども」と題して、その概要を報道している。その際、最も大きな見出しでは「中学生の場合が問題 むつかしい勉強とのふり分け 五人の一人は“テレビっ子”」を打ち出していた⁹⁾。さらに記事は「テレビを買った動機」「視聴時間」「生活習慣」「映画、新聞との関係」「読書」「勉強」「学業成績」そして「子供のよくみる番組」というカテゴリーごとにその調査結果を報告している。また小見出しで強調されているのは、「1日5時間以上みてる子も」「親と話し合う機会がふえる」「変って来た読書の内容」の3点であった。

一方、同日12日の読売新聞は、「テレビとこども 初の総合調査まとまる」の大見出しでこの調査の結果を報じていた。そして中見出しでは「学業さほど心配ない 親と話し合う機会ふえる」とともに「五人に一人“テレビ狂”」と記述し、小見出しで「中学生はやや成績が悪い」と報じたのである。

この双方の記事は、同日の記者への発表をもとにしている。そのこともあってほぼ、両紙が注目した点は一致している。それは中学生がやや成績が下がる傾向として勉強との兼ね合いをどうするか、という教育的な観点、さらに「親と話し合う機会ふえる」というコミュニケーション的な観点であった。しかし、この2点に対して、独特の用語で表現されているのが「五人に一人は“テレビっ子”」「五人に一人“テレビ狂”」という言葉なのである。こうした独特の特徴を持つ言葉は、例えばWiederが指摘するところの「コード」として解釈されるものである（Wieder 1974）。この時の「コード」とは、人々の行為を規定するのではなく、その行為を集団間で理解できる社会的世界を作りだすものとなる。実際に、この“テレビっ子”の用語は、その後、例えば1980年代の世相語辞典でも取りあげられるような日常的な言葉となり、テレビとこどもの関係に一種、批

判的な価値観を担うものとして使われていく。

しかし、この時“テレビっ子”“テレビ狂”と指し示された理由は、ほぼテレビ視聴時間の長さによるものだった。紙面ではこの調査の結果、小学生は1日平均2時間から5時間、中学生も平均1時間から3時間、テレビを視聴していると論じている。さらに朝日新聞の見出しにあるように、小学5年生では、平均5時間以上視聴しているヘビー・ビューアーが全体の20%、中学高学年にも10%程度がいることがこの調査で明らかにされた、という点がクローズアップされたのである。

こうした子ども達のテレビ視聴実態の「発見」は、勉強に影響を与えるかどうかはわからず、むしろ「親と話し合う機会が増える」というある種、肯定的な価値を伴うことも示されている。だが一方で、本論の冒頭で引用した目の前の現象をセンセーショナルに捉えた記事、つまり子ども達がテレビへ没頭する現象を「木曜日の“恐怖”」とするような直感に、客観的なお墨付きを与えたともいえる。

さて、こうした1958年の調査後をめぐる状況に呼応するかのように、次年度1959年に行われた文部省のテレビ影響力調査は、その調査趣旨を変更している¹⁰⁾。この調査報告書（1960年10月発表）の冒頭では「最近いつそう人々の関心を集めていますテレビの問題」と記され、「テレビの影響」ではなく「テレビの問題」として調査の前提が捉えられているのである。実際、「調査主題 子どもの生活に及ぼすテレビの影響調査」に対して、その「調査のねらい」は次のように述べられる。「小学校高学年および中学生の一部にみられるテレビ長時間視聴児(テレビ・チャイルド)についてテレビ視聴がかれらの生活態度や行動にどのような影響をもたらしているか、また父兄がどのような指導を行っているかについて調査し、父兄ならびに教育関係者の指導資料とする」(文部省1960:1)とされており、テレビの長時間視聴をある種の「問題」として捉え、またテレビの「指導」へと向ける意向が強く打ち出されているのである。

しかしこの文部省調査では、こうした調査の前提にもかかわらず、調査結果について明確にテレビの影響とは言えない、との説明が散見される。例えば勉強時間の変動についての調査は、その結果を次のように論じる。「中学校で5時間以上勉強したものが、長時間視聴児にはつきり少ないほかは、勉強の時間は小、中学校とも、普通児と長時間視聴児との間にいちじるしい相違は認められない。すなわち、常識からすると長時間視聴児の勉強時間は普通児に比べて少ないだろうと予想されるが実際には勉強時間は少なくなっていない」(文部省1960:8)。この後に、本調査は「現状では長時間視聴児は比較的裕福で子どもの教育に関心の深い家庭に多いと考えられるので」とし、予想と異なる結果の理由として、そもそも家庭環境が異なるという点を挙げるのである。

さらに本調査では、1959年9月29日に文部省が実施した国語・数学(算数)の学力調査の結果と長時間視聴児との関係が検討されている。そこでもまた調査の結果、「長時間視聴児の国語学力は普通児に比較して幾分まざつていても劣つてはいないといえることができる」「長時間視聴児の算数の学力は、普通児に比較してむしろすぐれているといえることができる」という帰結になっているのであ

る(文部省1960:63,72)。そのためこの調査結果は、「学力とテレビ視聴とどのような関連があるか」ということは簡単に推測できない」と指摘する。つまり調査の目的は「問題」を強調していたのであったが、調査結果やそれに対するコメントは、「問題」をあまり明確に捉え切ることができなかったのである。

しかし、こうした調査結果に対してマスコミは、視聴時間の多さを「問題」として強調していくことになる。例えば1960年11月23日の朝日新聞は、この調査の記事を掲載しているが、その内容は、調査の主体、方法、結果を載せる中立的な記述に留まっている。しかし、その大見出しは「ふえる“テレビっ子” 文部省の影響調査」なのである。そして「三時間以上が約二割 学力は劣らないが夜ふかし、目に悪い」という中見出しがつけられる。調査結果を見れば「学力は劣らない」としてもよいのだが、ここで新聞は長時間視聴に焦点をあて、その影響を「夜ふかし、目に悪い」と報じるのである。

こうした調査や報道のトーンの背景には、テレビを見る子どもに対する社会的な問題視との同調という点も拭い去れない。例えば上記の調査結果や報道が出る以前、「テレビの悪い影響」から「子どもを守ろう」とするためのピラが、墨田区立第三寺島小学校の先生と母親らによって撒かれたという記事が1960年2月18日の朝日新聞に掲載されている。

報道によれば、ピラ巻きに至ったのは、この小学校における「局に頼む運動」の存在であった。これは墨田区立第三寺島小学校の先生と母親らが「子供のためのテレビ番組研究会」を立ち上げ、テレビの悪影響を論じる結果として行われたものだったという。そこではチャンバラのまね、ヤクザ言葉のまね、ふろしきをかぶって高いところから飛び降りる、といったテレビ番組の模倣的な振る舞いへの批判が出たという。さらにその会では、夜ふかしをする、真夜中に突然泣き出す、テレビを持っている家に見にいっておそくまで帰ってこないといったテレビに占有されてしまう時間についての不満が提出されたという。そのため、こうしたテレビの影響から子どもを守ることで行われた行動が、各テレビ局に、夜「八時に終わりの字幕(子供向けは終わり-おやすみなさい)」を出してもらうという運動へと結実したというのである。

興味深いのは、テレビ番組の模倣という振る舞いの側面が取り上げられるのではなく、まずはテレビ放送の時間帯のコントロールを依頼しようとした点である。確かに個々の番組を変更せよというのは難しいかもしれない。しかし、ここで目的とされたのは、まず子どもの視聴時間を制限しようとするというものだったのである。こうしたテレビを「悪い」とみなす姿勢はこの後、この小学校のレベルを超えて、様々に取り上げていくものになるだろう。

だがここで確認しておきたいのは、この1960年の時点において、子どものテレビ視聴時間の長さこそが問題の争点になっていたことである。実際、長時間視聴のヘビー・ビューアーが増大していたことは、当時の調査から確認できる。だが調査そのものの中では、このテレビ長時間視聴の子どもへの影響は、宙吊りのままであった。しかし、この墨田区の小学校の例や、冒頭のスーパーマンの記事のように、子どもによるテレビの長時間視聴は、ある種の「問

題」として捉えられるものになってしまう。1959年から60年にかけて、テレビと子どもの関係をめぐる言説は、テレビを長時間視聴する子どもに焦点をあて、テレビの問題の争点としていくのである。

5. さらなる争点としての「テレビ・ジブシー」

前節で論じたように、子どもたちのテレビ視聴の行動は、視聴時間の増加という理解しやすい現象を論じることで問題視されるものになる。だが、この1950年代後半の初期テレビの時期において、さらに、ヘビー・ビューアーと異なる子どもたちの行動が問題になっていた。それはテレビ・ジブシーと呼ばれる現象である。

冒頭でも述べたように、テレビ草創期の1950年代はまだテレビ受信機がない家庭も多く、街頭テレビ(電気屋や飲食店など含む)のテレビ視聴のほか、近所の家、友人や親戚の家でテレビを見せてもらうという光景が各所に見られた。例えば、その当時の記憶として次のような証言がある。

昭和二十五年生まれの私が小学校の三年生か四年生の頃のことで、話は昭和三十四年から三十五年当時にまでさかのぼります。

近所にトミちゃんという名前の女の子がいて、私とは同じ学年でした。クラスは違っても親同士が友達だったため私とトミちゃんも自然に仲が良くなって、夕食をすませると何よりも先にトミちゃんの家遊びに出かけるのが日課のようになっていましたが、もしもトミちゃんの家が電気屋ではなくて、そこにテレビがなかったら、私はあれほど足しげくトミちゃんの家には通わなかったに違いありません。・・・渡辺哲雄(31歳)の証言より¹¹⁾

このように外出してテレビを見ることは、当時のテレビをめぐる記憶として語られる特徴的な現象であった¹²⁾。このような現象について飯田豊は「テレビを観るために近所の家庭を渡り歩く姿を揶揄した『テレビ・ジブシー』という言葉も流行した」と論じている(飯田豊2016:347)。飯田が指摘するように、このテレビ・ジブシーという言葉は揶揄でもあり、当時から批判的なニュアンスの入った言葉であった。

テレビを視聴するために外出してしまうこうしたテレビ・ジブシーはすでに当時、教育をめぐる言説の中で、テレビが生み出した子どもの行動として調査対象となっていた。例えば1958年1月には東京教育大学(当時)、御茶の水女子大学マスコミュニケーション研究会が小学生を対象とした調査を行っている。その調査の指導に際しては、先の文部省のテレビ影響力調査の委員長を務めた波多野完治、そして当時東京教育大学教授であった平沢薫が名を連ねている。

この調査は1958年1月から2月にかけて行われた。東京の「山の手」とされるお茶の水女子大学付属小学校と「下町学校」としての東京都台東区田原小学校の1、3、5年生計600人を対象に、質問紙と生活時間表に毎日行ったことを記述するという方法で調査されている。この調査では、「山の手」と「下町」そしてテレビを家庭で所有して

いる子ども、所有していない子どもという区分でテレビ視聴の対比がなされている。

視聴時間に関しては、調査1週目のテレビ所有家庭の子どもが1日平均3時間9分であったことに對し非所有家庭の子どもはわずか35分、また2週目はテレビ所有家庭の子どもが1日平均2時間9分に対して非所有家庭の子どもは21分と大きな違いがあることが観察されている。この違いは第1週目に相撲初場所があったことに起因すると分析されている。またテレビ・ジブシーはテレビのない家庭の子どものうち49%であり、特に田原小学校は「下町という環境にあるだけに」、御茶の水大付属小学校より「13%も多くなっている」と報告されている。また、当然のことではあるが、テレビ所有家庭の子どもの視聴時間が長いこと、逆に非所有の子どもの視聴時間は極端に短いことがこの調査で発見されている（この段落、平沢1958：7-10参照）。

この調査報告は、現在から見ても興味深いものであり、当時のテレビ・ジブシーの行動が把握できる価値を持っている。調査によればテレビ・ジブシーのテレビ視聴先は、御茶の水大付属小学校の生徒であれば親類が30%で、以下、近所、友達の家、知人商店、食堂と続く。一方、田原小では友達の家が43%で、近所、商店、食堂、親類と続く。そして中には「友達の家にベントウを持参したり、あるいは泊りがけでテレビをみにゆく子供もある」という（この段落、平沢1958:10-11参照）。

平沢の調査報告は、ほぼニュートラルな分析に終始している。そして結論的に次のように子どもたちの振る舞いを解釈する。「一般によくいわれているように、一億総白痴化とか、勉強や読書や、ラジオや睡眠などにたいして大きな障害条件があるとか、という問題点については、子供自身がすでにある程度のテレビ視聴の計画化、勉強の計画化をすすめていきつつある現状では、それほど心配はないのではない（平沢1958：15）」。

こうしたテレビ・ジブシーに関する論点は、例えば『児童心理』1959年1月号に掲載された寺内礼治郎・菊池章夫による「テレビと子どもの生活」でも取り上げられている。

ここで寺内・菊池はまず、「テレビのめずらしさ」として、アメリカ児童心理学者の研究を参照しながら、テレビを買ってしばらくの時期を「新しいおもちゃ」としてテレビを扱う期間だと位置付ける。そしてテレビの視聴が生活時間へと組み込まれていく際には、「新しく生活の中へ入り込んできたテレビの持つ魅力は、新しい遊び道具や小犬の比ではない。子どもの生活は一時混乱する」と論じる。さらに寺内・菊池は調査結果をもとに、テレビを視聴する子どもの生活の変化が大きい点を、ラジオの聴取時間と関連させる。そこでは「ラジオ型の生活型」から「テレビ型の生活型」へと移行する「過渡期」があり、子どもはテレビを生活の中に取り込もうと工夫をしていると帰結するのである（寺内・菊池1959:88-89）。このように寺内・菊池はテレビが生活に入り込む際の問題について、現在が「過渡期」であり、そのスタイルが次第に定着していくはずであるというのである。

一方、寺内・菊池は「おじいさんの家でおとなしくテレ

ビをみている子ども、街頭テレビにむらがっている子ども、そば屋でねばっている子ども、これらのテレビを持たない家の子どもを、一括して「テレビ・ジブシー」と呼んでいる」とする（寺内・菊池1959:90）。そして先の「東京教育大学、御茶の水女子大学マスコミュニケーション研究会」のデータを参照しながら、寺内・菊池は、奇妙な振る舞いの子どもたちを見いだす。それは、自分の家にテレビがありながらよそでみる子ども＝「セミ・ジブシー」の存在である。寺内・菊池はこの子どもたちを「両親の制約をうけずに、仲間たちと一緒にテレビをみることに楽しさを見出しているのであろうか。ことにこのことは番組の選択が仲間との話し合いや情報の交換——いわゆる仲間文化（group culture）」と論じる（寺内・菊池1959:90）。寺内・菊池は、このテレビ・ジブシーをテレビが普及する過渡的な現象であることを認めつつ、論文の最後には「子どもの生活の中で不当に大きな位置を占めることについては不安を感じないわけにはいかない」（寺内・菊池1959:91）と論じるものの、テレビによって生じた子どもの主体的な行動として、好意的に評価するのである。

こうしたテレビ・ジブシーを肯定的に扱う研究がある一方、1959年8月に『児童心理』に掲載された早川元二、また磯貝芳郎の論文は、それに全く異なる評価を与えている。

早川もまた、先の東京教育大学と御茶の水女子大学マスコミュニケーション研究会のデータを参照しつつ議論を行っている。そこで早川は「一般にテレビに熱中する子どもは「考える力が弱くなる」と言われ、その現れとして「勉強嫌いになったり」、「読書力が弱められたり」、「落着きのない集中力の弱い子になったり」とすると心配されている」と（根拠が明確でない意見を）論じる。そして「それが本当なら当然、テレビ・ジブシーもその熱中する子どもたちの一員なのだから、思考力を弱めたり、粗野な感情を育てたり」しているに違いないとされるのである（この段落、早川1959:87参照）。

ただしこうした問題は、テレビを見る子ども、すなわち「テレビ・チャイルド」全員に当てはまってしまうという。それゆえに早川は、ここでテレビ・ジブシーに固有の特徴として、「不安定な条件の中でのテレビ視聴の影響」があると指摘するのである。この「不安定な条件」とは、早川によれば「見る場所」「見る場所の人間関係」「彼自身の心」だという。そしてそうした不安定さが現れるのは、他人の家で見ることから現れる「罪を犯しながら見る」ことに起因するのだという。つまり人間関係がそれほどしっかりしていない家での視聴の不安、また家にテレビがないことの「劣等感」、そして「親の目をかすめて見る」がゆえに、それらの罪悪感が生まれるというのだ。こうした問題に対して、早川は「親と一緒に見る」ことを処方箋とする。それはテレビを見ているその場で親と「話し合うことができる」からである（この段落、早川1959:87-90参照）。

早川はこの議論がどのような根拠に基づいているかを明らかにしていない。しかし、寺内・菊池論文におけるテレビ・ジブシーの子どもたちのテレビ視聴への評価＝「両親からの制約をうけずに」テレビを見る「仲間文化」の議論とは、真逆とも言える意見を同じデータから導くのである。

さらに磯貝芳郎は、テレビ・チャイルドの性質を探ると

して、長野市の小学校5年生248名を対象とした調査から議論を展開する。長野は東京とテレビ環境が異なるのだと述べた後¹³⁾、調査対象全体の61名、約25%の家庭にテレビがあるとする。そして家庭にテレビがある子どもの視聴時間と非テレビ所有の子どもの視聴時間を対比する。このとき磯貝は、テレビ所有家庭の子とテレビ非所有家庭の子どもの視聴時間をそれぞれ別個の方法で計測するのだが¹⁴⁾、そこから明らかになるのはテレビ所有家庭の子は1日に3～4時間見ているものが最も多く、またテレビ非所有家庭の子は1時間以内が「常態」であるというものだった（磯貝1959:92-93）。

しかし、磯貝はこのテレビ・ジブシーの子もこそが「問題」であるとする。それは彼らが「1日平均1時間からそれ以上毎夜七時以後にテレビを見に外出する」からだという。「彼らは、異常と思われるほどにテレビを見に外出しながら、なおかつ両親からは何の制約にも受けずにいる」ことが、問題だというのである（この段落、磯貝1959:96参照）。

さらに磯貝は、子どもが家庭外でテレビを見るようになってしまうのは、「子どもの家庭環境か、子ども自身の性格か、交友関係に求められるだろう」とする。テレビ・ジブシーの問題が、家庭外でテレビを見ることから現れる問題であるというより、逆にそもそも（家庭などに）問題を持つ子どもが「家庭外でテレビをよく見るように」になると論じられるのである。つまり、子どもの家庭的な属性に大きな問題があるとみなされるのである（この段落、磯貝1959:96参照）。

テレビ・ジブシーとは、街頭から家庭内へと移りゆくテレビの移行期に現れた、外出してテレビを見る子どもたちを差し示した言葉であった。また、上記の各種調査が報告しているように、テレビ・ジブシーは、ヘビー・ビューアーと比較すると、テレビの視聴時間の長さでは、全く短時間の視聴しかしていない子どもたちであった。それゆえに、テレビの長時間視聴の問題からすれば、当時のヘビー・ビューアーと結びつけられた「問題行動」とは、ほとんど関係がない。実際に、平沢や寺内・菊池はテレビ・ジブシーをテレビを「見に行く」ということから現れる、主体的な子どもの行為として位置づけてもいたのである。

しかし、その一方で早川や磯貝は、テレビ・ジブシーを子どもの問題行動として扱う。だが、この2人の批判の出発点を見ることで明らかになるのは、テレビ・ジブシーの子どもを否定的に対象化する論拠が、「長時間視聴の子どもではない、しかし問題がある」という論点で進められていることなのである。早川は「一般にテレビに熱中する子どもは『考える力が弱くなる』」とする。しかしこれでは「テレビ・チャイルド」全員に当てはまってしまうことから、テレビ・ジブシーの問題が新たに発見されなければならなかった。また磯貝も同じく、長時間テレビを見ることが問題なのではなく、「毎夜七時以後にテレビを見に外出する」という点を強調していた。このようにテレビ・ジブシーは、ヘビー・ビューアー＝長時間視聴の観点から問題追及ができない子どもたちを、その批判の対象とする論理の中で「問題」として「発見」されているのである。

6. 結論：テレビと生活が変わるとき

1950年代後半、街頭テレビから家庭のテレビへ移行する期間において、テレビを見る子どもたちの変化をとらえようとした当時のテレビ視聴調査の言説を中心に、その内容を検討してきた。こうした調査自体は現在から見れば、当時、子どもがテレビとどう接していたかを示す貴重な資料でもある。だが一方でその調査結果には、テレビを見る子どもたちを「問題」として対象化する視点が含まれていることも明らかになった。1950年代後半のテレビ視聴調査は、テレビ視聴時間をテレビの子どもに対する影響を論じる際の焦点としてまず注視した。ここには、当初それほどの争点でもなかった子どもの長時間視聴＝ヘビー・ビューアーが、次第に「問題」として対象化されていくプロセスが存在していた。さらに、ヘビー・ビューアーのように長時間視聴をするわけではないが、外出してテレビを見る子どもは、テレビ・ジブシーとして対象化され、一方でその主体的な側面が肯定されつつも、他方では家庭的に問題があるとみなされたのである。

こうしたヘビー・ビューアーやテレビ・ジブシーが、子どもの問題として注目されていったのは、この時期特有の問題でもあったと考えられる。テレビというメディアが生活に入り込みつつある中で、明らかにそれまでと異なる、「目に見える」子どもたちの行動が出現していた。長いテレビ視聴時間、夜、外出し深夜までテレビを見る子どもの出現、そうした子どもたちの行為が、一体、日常生活＝生活時間の何を変容させたのかという点へと関心が向けられたのである。本論で参照してきた、各種の視聴調査や解釈は、新たなメディア＝テレビが生活に入りつつある時に、その影響を受けていると想定できる子どもたちを、どのように捉え、対象化しようかとする試みの結果であった。しかし先に指摘したように、その評価は全く二分されるものとして現れたのだった。一方では、メディアが子どもの生活を変容させていくことの肯定（仲間文化の形成など）である。対してもう一方では、メディアによって子どもの生活が変化していくことへの不安が強く現れていたのである。

こうした「テレビ視聴をする子ども」の両極的な評価の語りが、テレビの草創期から現れていたことに対して、本論はその真/偽を問うことを目的とするのではない。またここで取り扱った言説の内容を、佐藤卓己（2008）が指摘するような「テレビ的教養」の系譜へと結びつけることも留保したい。むしろこうした両義的な評価の語りは、テレビというメディアテクノロジーに触れた際、それが生活を変容してしまう/しているのではないか、という人々の想像力のあり方から産み出されたものだったのではないか。

初期テレビの研究は、テレビメディアとそれを受容した社会の関係を語る際に、様々な「神話」を捉えなおすことを目的とする。例えば、戦後の街頭テレビ（神話）の中で消えていた戦前からのテレビの系譜、地方における希望としてのテレビ、映画と異なる新たなメディアの可能性、などが明らかにされてきた。本論がここで明らかにしたのは、「驚きとためらい」で受容されたテレビの位置づけだといえる。それは、テレビというメディアテクノロジーが生活に浸透してきた際に、テレビに「惹かれてしまう」子どもたちを前にして、人々（大人）に引き起こされた些か不安

めいた反応の記録であったといえる。

アメリカの1930-40年代というラジオ時代におけるテレビへの想像力を論じたSewell, P. W.は、テレビの広大さと浪費性というメディアの敬すべき性質は、それ以上になぜそれらを飼いならすものとしても扱われてきたのか、と問うている(Sewell 2014: 160-165)。そうだとすれば、この1950年代後半の調査は、子どもたちを誘引するテレビの「広大さ」に直面した中で、ヘビー・ビューアー、テレビ・ジプシーとテレビを見る子どもを名付けることで、それをなんとか理解しようとする(=飼いならす)言説であったということもできる。

そうだとすれば、本論が見てきた言説は、テレビというメディアテクノロジーに対する「希望」と「不安」が入り混じった意識の反映とあってよいかもしれない。そこにはメディアテクノロジーが生活と交わる際に、そうした「希望」と「不安」の二重性の中でためらう社会の姿が反映されている¹⁵⁾。

注

- ¹⁾ 佐藤卓己は大宅壮一が「白痴番組」と指摘した当該番組が、東京だけに限定された贅沢品であったと指摘する(佐藤2008: 107-8)。佐藤がこう指摘するのは、1956年当時、民放局はまだ東京に日本テレビ、ラジオ東京テレビのみであったからである。佐藤は「一億総白痴化」の言葉にもかわらず、各地のテレビ放送開始にはかなりの時間差があり、テレビ視聴が可能な範囲は限定的であったとする。ただしテレビの受信については、太田(2018)の研究にもあるように、放送局がない地域でも電波の受信を試み、テレビを視聴していた地域が各地に存在する。筆者も福島の本宮市における小学校のテレビ調査記録をもとに、そうしたテレビが視聴可能になった地域で聞き取り調査を実施したことがある(加藤裕2017)。このように放送局の開局と実際のテレビ視聴・受信の関係が当時どのようなものであったのかは不明確な部分が多い。
- ²⁾ Galiii, Dも参加している、初期テレビジョンの歴史性を捉えなおす試みは、Dartmouth Collegeにおける“e-MEDIA STUDIES”によって提唱されたものである。“e-MEDIA STUDIES”はウェブ上でのジャーナル発行を中心に、複数の領域や方法論を横断するメディア研究やメディア史研究を目的としている。詳細は<https://journals.dartmouth.edu/cgi-bin/WebObjects/Journals.woa/xmlpage/4/issue>(2018年11月20日閲覧)を参照のこと。
- ³⁾ 受容者研究だけではなく、例えばラジオの録音構成を苗床として生まれたテレビ・ドキュメンタリー『日本の素顔』の特徴性をめぐる丸山友美(2013)の研究、あるいは映画と比べて貧弱な機械や設備、また劣悪な条件の中にありながら、映画との違いを理解しながら進んだ1950年代のテレビ・ドラマ制作の状況を論じた北浦寛之(2017)の研究など、この時代の特徴を精緻に捉えながら、テレビメディアの制作サイドを改めて見直そうとする研究が近年、現れてきている。
- ⁴⁾ この『何でもやりまSHOW』において、早稲田応援席で慶應の旗を振ったとされる人物は、三國一朗によると、一般の視聴者ではなく加茂嘉久という俳優であったという(三國1980: 244)。
- ⁵⁾ これらの研究は1976年に『放送学研究』に掲載されたものである。テレビの開始からこの1970年代までのテレビ編成を、5つの期間に区切り研究したものとされている。ただし「本研究は現実的制約から、対象を主として関東地区に限る」とされ、調査そのものに「関西地区」のテレビ編成の状況などが論じられない、またそうした「地域的限定のほか」、NHKの編成を中心に扱っている面もある」といった留保がついており(放送学研究1976: 24)、テレビの放送時間の地域差やNHKと民放の差は、同時代にも意識されながら調査されている。
- ⁶⁾ なおテレビにおける編成とは佐田一彦によれば、放送における2つの仕事のひとつであり、番組を創る制作に対し、創った番組を計画的に配列して送り出すことだという。本来、編成とは番組の順番だけではなく、どのような種類の番組を、どのような時間量、どのような頻度または周期で、どのような時刻に、どんな順序で配列するかまでを細かく決定する作業、ということになる(佐田1988: 79-80)。これが視聴者から見れば、番組が放送される時間(「放送の時間」)として受け取られるもの

になる。本論では本来編成というべきものも、放送時間の言い方で一括する。

- ⁷⁾ 放送編成が生活時間と関連しつつ行われるものであることは、すでにラジオによって検証されていた。ラジオはテレビに先行するメディアとして、テレビが本放送を開始していた時点で全日放送を実現していたからである。またすでに「聴取率」には三つのピークがあることを認識していた。ひとつは夜であり、特に19時30分からの1時間を中心とした、いわゆるゴールデンワーカーであり、さらに昼の正午、そして朝である(NHK 2001: 318)。またこうした中で、ラジオは放送の編成の中で、「子供向け放送」を実施する時間を夕方までに定めていた。特に著名なものとして『子供の時間』がある。東京、大阪、名古屋の3局が統合し、日本放送協会(JOAK)が設立された翌年の1926年から、「教養放送」のひとつとして放送された。葉口英子によれば、その内容は童謡・唱歌、和楽、洋楽、各楽器の独奏、うたのおけいこ、歌劇といった子ども向けの歌や音楽が数多く紹介されている番組であり、JOAKでは平日、午後6時から6時半まで(日曜・祭日は午前9時半から10時)に放送された。その背後には、学童前の児童から中学1、2年までの子供に対し、学業や遊びを終えた子どもたちを対象にし、この時間になれば、この放送番組を聴くのだ、という統一的な観念を児童たちに引き起こしたいという放送局側の意図もあったという(葉口2008: 80-81)。つまり戦前のラジオ放送時代においては、放送局側の意図として、子どもの聴取をこの夕方の6時から6時半ごろに習慣化させたいという、生活時間を変更させる意欲があったのである。
- ⁸⁾ NHKの放送文化研究所設立50周年の座談会において、静岡調査はエポックメイキングな調査だったと評価されており、「テレビのネガティブな影響に対する懸念を否定するかたちの結果が出ている」と語られている(内川他1996: 8)。
- ⁹⁾ 「テレビっ子」とは、当時の新聞でも言及されているが、それは波多野完治の発言で流行語になったという(榎原1984: 45)。ちなみに波多野完治はフランス心理学を導入した心理学者で児童心理学等が専門。1969年にはお茶の水女子大学学長となる。
- ¹⁰⁾ 1958年の調査が「子どものテレビ視聴時間、視聴番組、視聴嗜好の実態と、テレビによる子どもの生活の変化」について、7(ママ)都道府県の小・中学生を対象に行われたものであったことに対して、この1959年の文部省調査は「日記法による子どもの生活時間調査、担当教師による子どもの学力チェックなどの手法を用いたテレビ長時間視聴児の分析」と変更されており、調査対象も9都道府県の小・中学生が対象となっている(小川2002)。また報告書の名称は1958年の調査が「テレビジョン影響調査」(発表は1959年)であるのに対し、1959年の調査では「テレビジョン影響力調査」(発表は1960年)となっている。なおこの調査はこの後3年間続き、計5年間にわたって実施された。
- ¹¹⁾ この証言は、『人生読本 テレビ』河出書房新社(1983)、46ページに掲載されているものである。
- ¹²⁾ 小津安二郎監督の映画作品『お早よう』(1959年)は、東京・荒川周辺と思われる地域に住む兄弟2人(小学生と中学生)の何気ない日常が描かれているが、その中に当時のテレビ視聴を象徴的に表すシーンが幾つか挿入されている。特に印象的なのは学校から帰宅し、近所の家で相撲を視聴するシーン。もうひとつが、テレビを買ってくれない親に対し兄弟が家出を試みるシーンである。このとき、テレビ視聴シーンは直接映し出されることはないが、家に帰ってから兄弟が駅前の街頭テレビでテレビを見ていたことが明らかになる。その際、小津は時計を映しだすシーンを入れるのだが、その時間は20時台となっている。
- ¹³⁾ 長野県は1958年10月に民放の信越放送、同年11月にNHK長野の2局が開局する。この当時、東京や大阪の大都市圏を除けば、NHK、民放の双方が開局していたのは実は長野県の特徴でもあった。
- ¹⁴⁾ 磯貝のこの調査では、TV所有家庭とTV非所有家庭の子どもが見るテレビの視聴時間が、異なった計算方法で産出されている。TV所有家庭の子どもは調査対象者が視聴しているとチェックした番組の放送時間を単純に足しあげた時間になっている。ただし例外は大相撲で、大相撲にチェックした子どもの視聴時間は60分と定められている。一方、TV非所有家庭の子どもの場合は、夜7時以降に限定し、30分番組を単位として番組本数で計算したとされている。つまり7時以前に毎日見ても、それは0分であり、逆に7時以降の番組は2時間番組でも、実質の時間で例えば20時から21時半まで視聴したのであれば、それは1時間半と計算されると説明されている(磯貝1959: 93-4)。
- ¹⁵⁾ 佐藤俊樹は、技術に関わる社会の語りを対象として、新しい技術が人間や社会を変容するという言明こそが、社会にとってどのような意味をもたらすのか考察する必要があると論じる(1996→2010)。本論はこうした指摘を参照しつつも、1950年代の後半に生じたテレビを視聴する子どもへの戸惑いという歴史的・文化的拘束のある言説を分析

したものである。また一方で、当時の子どもらのテレビ視聴をその時代的背景を考慮し、戦後におけるテレビへの希望という位置づけから分析した論文として、長谷(2014)を参照のこと。

参考文献（※なお新聞、雑誌からの引用は本文中にその発行年月日を記入している。）

- 布留武郎, 1958,「放送とこどもの生活——静岡調査中間報告1——」『NHK文研月報』8(8):2-18
——, 1961,「テレビジョンと児童——静岡調査の概要」『新聞研究』116:12-16.
Galili,Doron., 2016, "Introduction:Early Television Historiographies" Journal of e-Media Studies Volume5,Issue1:1-6. (URL: <https://journals.dartmouth.edu/cgi-bin/WebObjects/Journals.woa/xmlpage/4/issue> 2018年11月20日閲覧)
早川元二, 1959,「テレビ・ジブシー——その問題点と指導——」『児童心理』13(8):905-910.
葉口英子, 2008,「昭和初期(1925-1937年)のラジオ番組『子供の時間』にみる音楽に関する考察」『静岡産業大学情報学部研究紀要』10:79-96.
長谷正人, 2014,「アウラとしてのテレビジョン——1950年代日本のテレビ受容をめぐって——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第60輯:21-35.
平沢薫, 1958,「テレビ視聴の実態調査」『新聞研究』83:7-15.
放送学研究室, 1976,「日本のテレビ編成」『放送学研究』28.
飯田崇雄, 2005,「『モノ=商品』としてのテレビジョン」『放送メディア研究』3:119-150.
飯田豊, 2016,『テレビが見世物だったころ——初期テレビジョンの考古学』青弓社.
磯貝芳郎, 1959,「テレビを見すぎる子ども」『児童心理』13(8):911-917.
加藤秀俊, 1958,『テレビ時代』中央公論社.
加藤裕治, 2018,「初期テレビ時代における子どもの視聴:1957年本宮小学校のアンケートから」『静岡文化芸術大学研究紀要』第18巻:127-132.
北村充史, 2007,『テレビは日本人を「バカ」にしたか? 大宅壮一と「一億総白痴化」の時代』平凡社新書.
北浦寛之, 2018,『テレビ成長期の日本映画 メディア間交渉のなかのドラマ』名古屋大学出版会.
小平さち子, 2002,「子どもとテレビ研究・50年の軌跡と考察〜今後の研究と議論の展開のために〜」『NHK放送文化研究所年報』47:53-110.
丸山友美, 2013,「『日本の素顔』における「よきジャーナリズム」:「客観的」ドキュメンタリーの模索」『社会志林』60(3):77-98.
三國一朗, 1980,「実説“一億総白痴化”事件」『小説新潮 別冊』'80秋号 32(4):240-246.
文部省, 1959,『昭和33年度 テレビジョン影響調査』.
——, 1960,『昭和34年度 テレビジョン影響力調査』.
日本放送協会編, 2001,『20世紀放送史 上』NHK出版.
日本テレビ放送網株式会社, 1978,『大衆とともに25年〈沿革史〉』.
太田美奈子, 2018,「青森県下北郡佐井村における初期テレビ受容」『マス・コミュニケーション研究』92:165-182.
佐田一彦, 1988,『放送と時間 放送の原点をさぐる』文一総合出版.
榊原昭二, 1984,『現代世相語辞典』柏書房.
佐藤卓己, 2008,『テレビ的教養 一億総博知化への系譜』NTT出版.
佐藤俊樹, 1996→2010,『[新世紀版]ノイマンの夢・近代の欲望 社会は情報化の夢を見る』河出文庫.
Sewell, Philip W., 2014, *Television in the age of radio: Modernity, Imagination, and the Making of a Medium*, New Brunswick: Rutgers University Press.
寺内礼治郎・菊池章夫, 1959,「テレビと子どもの生活」『児童心理』13(1):85-91.
内川芳美・大森幸男・竹内郁郎・仲佐秀雄・藤竹暁・水谷修, 1996「座談会 放送とともに歩んだ調査研究〜放送文化研究所50年 回顧と展望」『放送研究と調査』46(6):2-21.
Wieder, D. Lawrence., 1974, "Telling the code", Turner, Roy.(ed.), *Ethnomethodology*:Penguin,144-172. (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一編訳「受刑者コード——逸脱行動を説明するもの」『エ

スノメソドロジ——社会学的思考の解体』せりか書房,155-214.)
吉田潤, 1958a,「児童の余暇活動に及ぼすテレビの影響——静岡調査中間報告3——」『NHK文研月報』8(10):14-23.
——, 1958b,「児童の余暇活動に及ぼすテレビの影響——静岡調査中間報告4——」『NHK文研月報』8(12):7-17.
吉見俊哉, 2016,『視覚都市の地政学——まなざしとしての近代——』岩波書店.

※本研究報告は、科研費研究 研究課題/領域番号16K04083 「戦後日本社会におけるテレビによる時間意識の編成と多層性に関する研究」の成果の一部である。

プレミアム付商品券のミクロ経済学的考察

Microeconomic Consideration of Gift Certificate with Premium

鈴木 浩孝

文化政策学部 文化政策学科

Hirohata SUZUKI

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿の目的は、ミクロ経済学の消費者行動理論を用いてプレミアム付商品券政策の仕組みを明らかにすることである。1人当たりのプレミアム付商品券の購入可能金額を所与とする場合、あるパラメーター領域ではプレミアム分と同額の現金支給時よりも対象財の購入量を増やす効果は大きくなる。プレミアム率の設定はこの領域の操作に相当する。さらに使途の制約は対象財の区分を通じたパラメーター値の分布の間接的な操作に相当すると考えられる。他方、1人当たりのプレミアム付商品券の購入金額を内生的に扱う場合には、すべての個人が自身の効用関数に適した購入金額を選択することから、パラメーターの全域においてプレミアム分と同額の現金支給時よりも効果が大きくなる。

Abstract

The purpose of this paper is to clarify the mechanism of gift certificate with premium, using the consumer behavior theory of microeconomics. If we consider the purchase price of a per-capita gift certificate with premium is given, the effect of increasing the purchase amount of target goods is greater than when paying cash the same amount as the premium amount in a certain parameter area. The setting of the premium rate corresponds to the operation of this area. In addition, restriction of use are considered to correspond to indirect manipulation of distribution of parameter values through division of target goods. On the other hand, when dealing endogenously with purchase price of a per-capita gift certificate with premium, since all individuals select the purchase price according to their own utility function, the effect is greater than when paying cash the same amount as the premium amount over the entire range of parameters.

1. はじめに

消費喚起のための政策として、2015年には各自治体よりプレミアム付商品券の販売が行われた。例えば浜松市の場合、財源は地方創生関連交付金より6.5億円¹、うち4.9億円(=2000円×24.5万冊)は消費者が得る「プレミアム」(=販売額-商品券の額面)分という状況であった。2018年10月よりプレミアム付商品券は再び注目されており、3度目の延期がもはや困難となった消費増税にともなう有権者への対応策の1つとして発行が検討されている²。また商品券絡みの他の政策としては、1999年に地域振興券の配布が行われた。現金と比べて有効期限や使途(地域内での消費に限定するなど)に制約がある商品券という意味で、この類の政策はミクロ経済学の教科書でしばしば紹介されているフード・スタンプ計画に類似したものと言える³。米国でのフードスタンプ計画は、1964年の設立時には参加者がその額面価値未満の価格で購入しその分の費用を政府が負担するというものであったが、今日では単に低所得者に一定額分を与えるだけのものとなっている⁴。この前者と近い方式がプレミアム付商品券であり、後者と近い方式が地域振興券であると言える。

商品券配布(プレミアム分が商品券本体かによらず)と現金支給との違いについて、鈴木(2015)は商品券という形をとることにともなう追加的な事務コストの存在を指摘した上で、商品券配布を行う以上は2015年の浜松市のケースのように使途の制約を強めることが重要であるということを示している⁵。また小川・家森(2016)は、経済学的発想の重要性を説くための事例として、名古屋市のケースをもとに同様のことを論じている。

本稿の目的は、ミクロ経済学における消費者行動理論の枠組みを用いて、プレミアム付商品券政策の仕組みを明らかにすることである。構成は以下の通りである。次節ではモデルの提示を行い、ベンチマークとして政策実施以前における個人の最適化問題を解いた上で、1人あたりの商品券購入可能額を所与とした場合の政策実施後における最適購入量とそのもとでの効用水準を求める。それをもとに、プレミアム分に等しい額の現金支給政策を行う場合よりも、効果が大きくなるための条件を数値例として示す。さらに、商品券がプレミアム付きで販売されるのではなく単に支給される場合との比較を行う。第3節では1人あたりの商品券購入可能額を内生化したケースを考察する。第4節では要約の後に結論を述べる。

¹「風紋 浜松市プレミアム付き商品券」『静岡新聞』2015年8月26日朝刊P.23より。

²「消費増税対策に重点」『日本経済新聞』2018年10月19日朝刊P.4より。他にも増税分のポイント還元、自動車税減税、住宅ローン減税延長など様々な対策が検討されていることに加え、消費増税分のうち3割程度を教育・子育てに回すことも既に表明されている。こうした姿勢に対しては「増税分を消費者に返していくかのような対策」という見方があり、財政健全化の遅れが懸念されている(『日本経済新聞』2018年10月20日朝刊P.5より)。

³ Frank (2006)、スティグリッツ (2003)、ブレア&ケニー (1990)、西村 (1986) などを参照のこと。

⁴ スティグリッツ (2003)、P.324より。

⁵ 例えば浜松市の「出世大家康くんプレミアム付商品券」は、2015年7月の販売時から9月末までは地元資本の小規模店のみで使用可能とされていた。これについては2015年6月23日付の日本経済新聞においても「小規模店での活性化を狙った全国でも珍しい仕組み」と評されている。

2. モデル

個人はある期間内において財の購入に充てる所得を持ち、また財は第1財と第2財に大別されるとする。第1財と第2財の購入量をそれぞれ x_1, x_2 とし、それらから消費者が得る効用を $U(x_1, x_2)$ とする。以下では限界代替率逓減の法則

$$\frac{d}{dx_1} \left(\frac{\partial U}{\partial x_1} / \frac{\partial U}{\partial x_2} \right) < 0$$

を満たす効用関数として、

$$U(x_1, x_2) = x_1^\alpha x_2^{1-\alpha}$$

を用いる ($0 < \alpha < 1$ とする)。

2-1. ベンチマーク (政策実施前)

第1財と第2財の価格を p_1, p_2 、購入量を x_1, x_2 とし、個人がこれらの購入に充てる所得を I とすれば、個人の最適化問題は以下の通りである。

$$\max U(x_1, x_2) = x_1^\alpha x_2^{1-\alpha}$$

$$\text{s.t. } p_1 x_1 + p_2 x_2 = I$$

上式より、最適購入量およびそのときの効用は

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{\alpha I}{p_1}, \frac{(1-\alpha)I}{p_2} \right) \quad (1-1)$$

$$U = \left(\frac{\alpha I}{p_1} \right)^\alpha \left(\frac{(1-\alpha)I}{p_2} \right)^{1-\alpha} \quad (1-2)$$

と求められる。

2-2. プレミアム付商品券

いま第1財の購入量を増やすことを目的として、第1財の購入のみに使用可能な商品券をプレミアム付で販売する政策が行われるとする (ゆえに以下では第1財購入量の増加の程度を政策の効果とみなす)。この商品券の1人当たりの購入金額は h ($0 < h < I$)、額面は $(I+r)h$ とする⁶。つまり r (> 0) はプレミアム率であり、プレミアム分に相当する金額は rh である。個人にとって商品券を購入する場合の金額 h は定数であるが、商品券を購入するか否かについては自由に選択できるとする。

この商品券を購入することにより、個人の予算制約線は図1のABからEFDに変化する。このとき元の消費可能領域 (三角形OAB) の一部が選択不可能となる理由は明らかであり、それは個人が第1財にのみ使用可能な商品券をプレミアム付きで得ることと引き換えに、流動性つまり両財に使用可能な所得の一部を手放すためである⁷。

このときの個人の最適化問題は以下の通りである。

$$\max U(x_1, x_2) = x_1^\alpha x_2^{1-\alpha}$$

$$\text{s.t. } p_1 x_1 + p_2 x_2 = I + rh, \quad x_2 \leq \frac{I-h}{p_2}$$

上記の最適化問題の解としての購入量およびそのときの効用は、①～③のケースごとに以下の通りとなる (導出過程は補論1を参照)。

$$\textcircled{1} \quad 0 < \alpha \leq \frac{(1+r)h}{I+rh} \quad \text{and} \quad \{(1+r)h\}^\alpha (I-h)^{1-\alpha} < \alpha^\alpha (1-\alpha)^{1-\alpha} I \quad \text{のとき}$$

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{\alpha I}{p_1}, \frac{(1-\alpha)I}{p_2} \right) \quad (1-1)$$

$$U = \left(\frac{\alpha I}{p_1} \right)^\alpha \left(\frac{(1-\alpha)I}{p_2} \right)^{1-\alpha} \equiv U_1 \quad (1-2)$$

$$\textcircled{2} \quad 0 < \alpha \leq \frac{(1+r)h}{I+rh} \quad \text{and} \quad \alpha^\alpha (1-\alpha)^{1-\alpha} I < \{(1+r)h\}^\alpha (I-h)^{1-\alpha} \quad \text{のとき}$$

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{(1+r)h}{p_1}, \frac{I-h}{p_2} \right) \quad (2-1)$$

$$U = \left\{ \frac{(1+r)h}{p_1} \right\}^\alpha \left\{ \frac{I-h}{p_2} \right\}^{1-\alpha} \equiv U_2 \quad (2-2)$$

$$\textcircled{3} \quad \frac{(1+r)h}{I+rh} \leq \alpha < 1 \quad \text{のとき}$$

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{\alpha(I+rh)}{p_1}, \frac{(1-\alpha)(I+rh)}{p_2} \right) \quad (3-1)$$

$$U = \left\{ \frac{\alpha(I+rh)}{p_1} \right\}^\alpha \left\{ \frac{(1-\alpha)(I+rh)}{p_2} \right\}^{1-\alpha} \equiv U_3 \quad (3-2)$$

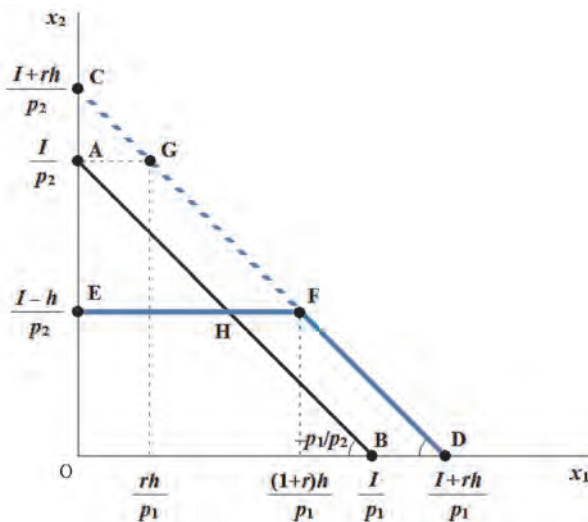


図1 予算制約線

⁶ 第3節では h を個人にとっての操作変数とみなした内生化のケースを扱う。

⁷ 仮に額面 rh の現金が支給される場合の予算制約線はCDである。また額面 rh の商品券が支給される場合の予算制約線はAGDである。これらいずれの場合も元の消費可能領域はすべて選択可能である。

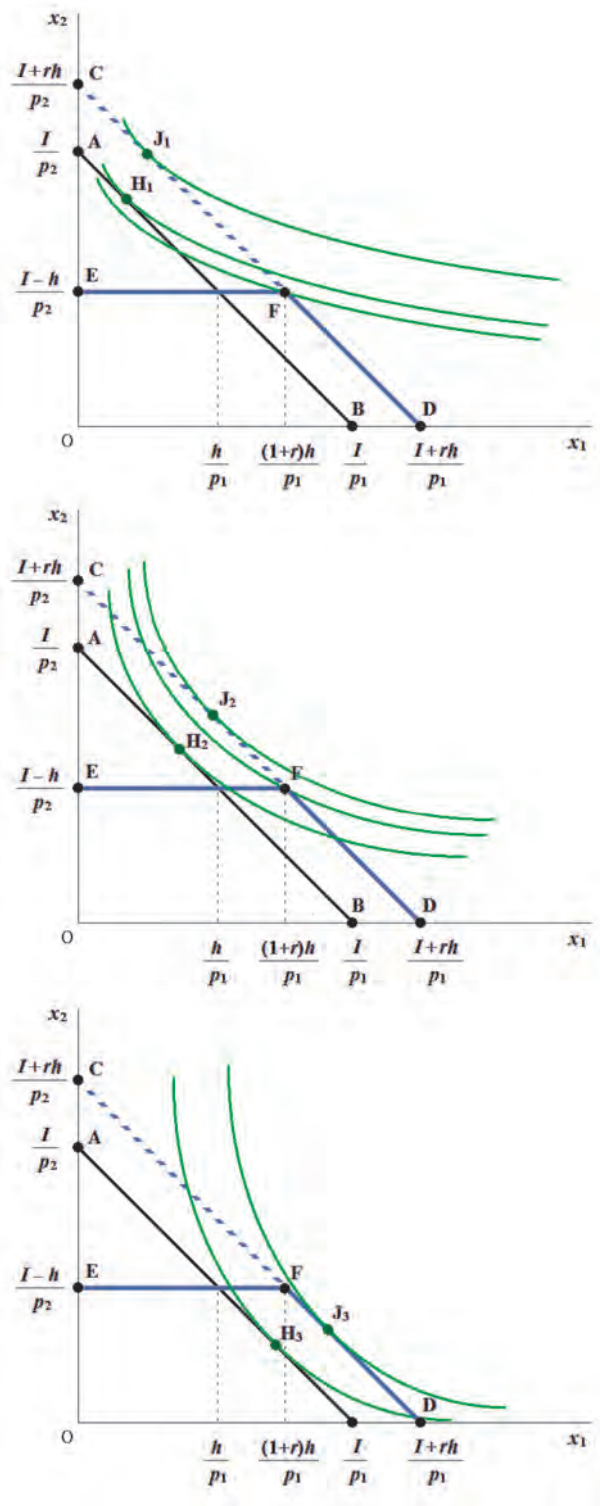


図2 最適な (x_1, x_2) の選択

上段は $0 < \alpha < (1+r)h/(I+rh)$ and $\{(1+r)h\}^\alpha (I-h)^{1-\alpha} < \alpha^\alpha (1-\alpha)^{1-\alpha} I$,
 中段は $0 < \alpha < (1+r)h/(I+rh)$ and $\alpha^\alpha (1-\alpha)^{1-\alpha} I < \{(1+r)h\}^\alpha (I-h)^{1-\alpha}$,
 下段は $(1+r)h/(I+rh) < \alpha < 1$ の各場合を表している。

α が①を満たすほど小さい個人は、プレミアム付商品券を購入しようとせず、販売前の最適消費点 H_1 にとどまる（図2の上段参照）。つまりこのような個人に対してプレミアム付商品券は（第1財の購入量を増やすという意味での）効果をまったく持たない。対照的に α が③を満たすほど大きい個人は、最適消費点を H_3 から J_3 に変更する（図2の下段参照）。この J_3 は、個人に額面 rh の現金（または商品券）が支給される場合の最適消費点と同一である。ゆえにこのような個人に対してプレミアム付商品券は、そのプレミアム分と同額の現金を支給する場合と同じ効果を持つ。これらの間の領域として、 α が②を満たす程度の大きさの個人は、最適消費点を H_2 から F に変更する（図2の中段参照）。 F が J_2 よりも右方にあることから明らかなように、このような個人に対してプレミアム付商品券は、そのプレミアム分と同額の現金を支給する場合よりも大きい効果を持つ。

以上より、プレミアム付商品券という形の政策が効果を持つのは②③を満たす個人に対してであり、その中でも②を満たす個人に対しては、プレミアム分と同額の現金を支給する場合よりも効果が大きい。次項では、この②を満たす α の範囲が、所与のプレミアム率や販売額に対してどの程度のものであるのかを数値例で示す。

2-3. 数値例

2015年に販売されたプレミアム付商品券のプレミアム率は、10～30%のケースが多かった⁸。そこで以下ではプレミアム率 r の数値例として0.1, 0.2, 0.3の3通りを考える。また1人当たり購入額 h については、予算制約上の所得 I に対する比率として、 $t (= h/I)$ を用いて表す。2-2項での分析結果を用いれば、②を満たす α の範囲は表1のようにまとめられる。

この結果より、②を満たす α の範囲は、 t の上昇とともにその下限・上限ともに上昇すること、また r の上昇とともにその下限が低下し上限が上昇する（ゆえに範囲は拡大すること、そしてプレミアム分に相当する所得移転額（ $= rt = rh/I$ ）が同じであっても、 r または t の値が異なる状況では α の範囲は異なるということが分かる。

2-4. 「支給」形態との比較

比較のため、単に商品券が支給される場合⁹との違いについて触れておこう。同額の所得移転という条件下での比較を行うために、 rh の金額（2-2項では個人が得るプレミアム分として扱っていた金額）の商品券が個人に対して支給されるとすれば、この場合の予算制約線は図1のAGDとなる。元の消費可能領域がすべて選択可能である（ABの全域がAGDの内側に含まれる）ことより、ここでは2-2項で論じた①～③のうち①のようなケース、つまり政策実施後も個人が元の予算制約線上の最適消費点にとどまるというケースは生じ得ない。ゆえに生じ得るケースは、商品券と同額の現金を支給する場合よりも効果が大きい

⁸ 『静岡新聞』2018年10月25日朝刊P.7より。浜松市の場合、「出世大名家康くんプレミアム付商品券」のプレミアム率は20%であった（『出世大名家康くんプレミアム付商品券事業報告書』より）。

⁹ 例えば1999年に行われた地域振興券の支給はこのケースに相当する。

表1 予算制約線の屈折点で効用最大となる α の範囲

	0.1		0.2		0.3	
	下限	上限	下限	上限	下限	上限
0.1	0.068	0.109	0.059	0.118	0.054	0.126
0.2	0.138	0.216	0.121	0.231	0.110	0.245
0.3	0.211	0.320	0.186	0.340	0.170	0.358
0.4	0.288	0.423	0.255	0.444	0.234	0.464
0.5	0.368	0.524	0.329	0.545	0.303	0.565
0.6	0.454	0.623	0.408	0.643	0.379	0.661
0.7	0.547	0.720	0.496	0.737	0.463	0.752
0.8	0.649	0.815	0.596	0.828	0.560	0.839
0.9	0.768	0.908	0.718	0.915	0.682	0.921

表頭は r の値、表側は $t (= h/I)$ の値をそれぞれ表しており、これらの積 $(= rt = rh/I)$ は個人の当初の所得 I に占める所得移転額 rh の割合を表している。また、表中の数値は $0 < \alpha < (1+r)h/(I+rh)$ and $\alpha^{1-\alpha}(1-\alpha)^{\alpha} I < \{(1+r)h\}^{\alpha} (I-h)^{1-\alpha}$ を満たす α の下限値と上限値であり、それぞれ小数第4位以下を四捨五入している。

ケース（2-2項での②に類するケース）と、商品券と同額の現金を支給する場合と効果が等しいケース（2-2項での③に類するケース）の2つである。これらの境目となる α の値を求めれば、表2の通りとなる（導出過程は補論2を参照のこと）。

表2より、 α の上限値は t または r の上昇とともに上昇する。これは2-2項での表1の場合と同様の結果である。また表1と表2を同一の所得移転額の下で比較すると、 α の上限値は表1のケースの方が高い。この結果は、所得移転が単に支給の形で行われる場合と異なり、プレミアム付商品券では流動性との引き換えという形で行われる仕組みになっていることから明らかである。

表2 予算制約線の屈折点で効用最大となる α の上限値（商品券支給時）

$t \backslash r$	0.1	0.2	0.3
0.1	0.0099	0.0196	0.0291
0.2	0.0196	0.0385	0.0566
0.3	0.0291	0.0566	0.0826
0.4	0.0385	0.0741	0.1071
0.5	0.0476	0.0909	0.1304
0.6	0.0566	0.1071	0.1525
0.7	0.0654	0.1228	0.1736
0.8	0.0741	0.1379	0.1935
0.9	0.0826	0.1525	0.2126

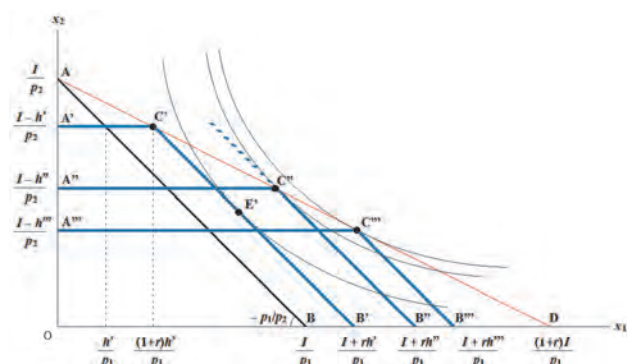
表頭 r と表側 t の積は、個人の当初の所得に占める所得移転額の割合 rh/I を表している。

また表中の数値は小数第5位以下を四捨五入している。

3. 内生化

前節では1人当たりの商品券購入金額 h は個人にとって操作不可能な外生的なものであったが、この節では消費者にとって操作可能な場合について考える。例えば図3に示すような無差別曲線を持つ個人にとって、 h の選択肢としては $h' < h'' < h'''$ の3段階があるとする。これらのうち、 h' は最適消費点が右下がりの予算制約線の内点解（ E' ）として存在する場合である。また h'' は予算制約線の屈折点（ C'' ）が最適消費点で、かつそこを通る無差別曲線の傾

きが予算制約線の右下がり部分の傾きと等しい場合である。そして h''' は予算制約線の屈折点（ C''' ）が最適消費点で、かつそこを通る無差別曲線の傾きが予算制約線の右下がり部分の傾きよりも緩やかな場合である。これら3段階の中では個人にとって最適な h の値が h''' であることは明らかである。

図3 最適な (x_1, x_2) および h の選択

C'' では $(\partial U / \partial x_1) / (\partial U / \partial x_2) = -p_1 / p_2$ 、 C' では $(\partial U / \partial x_1) / (\partial U / \partial x_2) = -p_1 / (1+r)p_2$ である。またこれらに対応する h の値は、それぞれ $h' = al / (1+(1-\alpha)r)$ 、 $h'' = al$ である。

以下では h を連続変数として内生化し、最適な h の値とそのときの購入量の組および効用を求める。まず

$$\frac{(1+r)h}{I+rh} \leq \alpha < 1 \Leftrightarrow 0 \leq h \leq \frac{al}{1+(1-\alpha)r}$$

であること、および $\partial U_3 / \partial h > 0$ より、 U_3 は h の上限値 $al / \{1+(1-\alpha)r\}$ において最大となる。そのときの U_3 の値は、

$$U_3^{RC} = \left[\frac{(1+r)al}{\{1+(1-\alpha)r\}p_1} \right]^{\alpha} \left[\frac{(1+r)(1-\alpha)I}{\{1+(1-\alpha)r\}p_2} \right]^{1-\alpha}$$

である（上付きのRCは定義域の右端点解であることを示す）。次に

$$0 < \alpha \leq \frac{(1+r)h}{1+r} \Leftrightarrow \frac{\alpha I}{1+(1-\alpha)r} \leq h < I$$

であること、および

$$\begin{aligned} \frac{\partial U_2}{\partial h} &= \left(\frac{1+r}{p_1} \right)^\alpha \left(\frac{1}{p_2} \right)^{1-\alpha} h^{\alpha-1} (I-h)^{-\alpha} (\alpha I - h) \\ &\approx 0 \Leftrightarrow h \approx \alpha I \left(> \frac{\alpha I}{1+(1-\alpha)r} \right) \end{aligned}$$

より、 U_2 は $h = \alpha I$ において最大となる。そのときの購入量の組と効用は、それぞれ

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{(1+r)\alpha I}{p_1}, \frac{(1-\alpha)I}{p_2} \right) \quad (4-1)$$

$$U_2^* = \left[\frac{(1+r)\alpha I}{p_1} \right]^\alpha \left[\frac{(1-\alpha)I}{p_2} \right]^{1-\alpha} \quad (4-2)$$

である（上付きの*は内点解であることを示す）。

さらに $U_2^{LC} = U_3^{RC}$ and $U_2^{LC} < U_2^*$ より、 $0 < h < I$ における効用の最大値が U_2^* であることも明らかである（上付きのLCは定義域の左端点解であることを示す）。以上より、個人は商品券の購入金額を $h = \alpha I$ に設定することにより最大の効用 U_2^* を得る。 $h = \alpha I$ は U_2 の成立条件である

$$\alpha^\alpha (1-\alpha)^{1-\alpha} I < \{(1+r)h\}^\alpha (I-h)^{1-\alpha}$$

も満たしている。

また $h = \alpha I \Leftrightarrow \alpha = h/I = t$ より、このときの α の値は表1の表側の値に相当し、かつそれが表側に対応する α の範囲内に存在することが分かる。つまり h が外生の場合において内生の場合と同水準の効用を実現できるのは、2-2項で示した②のケースの中でも $\alpha = h/I$ を満たす α をパラメーターとする効用関数を持つ個人のみである。

ところでこの内生のケースでの購入量は、第1財の価格のみが $1/(1+r)$ 倍に引き下げられた場合の最適購入量と同一である（図3のADがその場合の予算制約線に相当する）。もし1人当たりの商品券購入金額 h が個人にとって連続的に操作可能であれば、合理的な個人は第1財の購入をすべてプレミアム付商品券で行うはずであるから、プレミアム率 r をとともう商品券の購入が第1財価格の $1/(1+r)$ 倍の低下と同じ結果をもたらすことは明らかである。ゆえにこのケースでは常に内点解が実現し、所得効果のみならず代替効果も生じることで、第1財の購入量を増やす効果はより大きくなる¹⁰。

4. 結び

本稿ではミクロ経済学における消費者行動理論の枠組み

を用いて、プレミアム付商品券政策の仕組みを分析した。 h （＝1人当たりのプレミアム付商品券の購入金額）を所与とすると、政策の効果は α （＝個人の効用関数のパラメーター）の値次第で、①効果がない、②プレミアム分と同額の現金支給時よりも効果が大きい、③プレミアム分と同額の現金支給時と効果が等しい、の3つのケースが生じ得る。特に②のケースが生じる α の範囲については、 t （＝ h/I ＝所得に対するプレミアム付商品券購入額の割合）の上昇とともに下限・上限ともに上昇し、また r （＝プレミアム率）の上昇とともに下限は低下し上限は上昇する。また rt （＝プレミアム分の金額）が同じであっても、 r または t の値が異なる状況では α の範囲は異なる。他方 h を内生的に扱う場合では、効用最大化行動の結果としてすべての個人が $\alpha = h/I$ を満たす立場になり得ることから、 α の全域において②のケースが生じる。

現実における h は連続的ではなく離散的なものと考えられることから、その部分において h を所与とした分析結果は意義を持つと考えられる。政策を行う側にとっては h が直接操作可能な変数であると同時に、対象となる財の区分（つまり第1財と第2財の区分）の操作を通じて間接的にはあるが、各個人の α の値については前記の①、②、③の各ケースにおける α の分布もある程度操作可能である。したがって財の区分につながる使途の制約はこれらを考慮して行われるのが望ましい。ただし現実における個別の α の値（およびその分布）の把握は困難ゆえ、その部分を明らかにするのは今後の課題である。

補論1：2-2項の解の導出

2-2項の最適化問題において仮に不等式制約を考慮しない場合の内点解は

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{\alpha(I+rh)}{p_1}, \frac{(1-\alpha)(I+rh)}{p_2} \right) \quad (3-1)$$

であるが、これが不等式制約を満たすためには

$$\frac{(1-\alpha)(I+rh)}{p_2} \leq \frac{I-h}{p_2} \Leftrightarrow \alpha \geq \frac{(1+r)h}{I+rh} \quad (5)$$

でなければならない。また(5)式が成り立たない場合に、もし予算制約線の屈折点（図1のF点）である

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{(1+r)h}{p_1}, \frac{I-h}{p_2} \right) \quad (2-1)$$

が選択されるとすれば、そのときの効用は、

$$U = \left[\frac{(1+r)h}{p_1} \right]^\alpha \left[\frac{I-h}{p_2} \right]^{1-\alpha} \quad (2-2)$$

である。実際にこの屈折点を選択される（つまりプレミア

¹⁰ 本稿で想定したようなコブ＝ダグラス型の効用関数のもとでは、第2財の消費量は商品券購入後も不変となるため、効果はすべて第1財の方で現れることになる。

ム付商品券を「買わない」よりも屈折点で「買う」方が効用が高くなる) ためには、(2-2)式の右辺 > (1-2)式の右辺 でなければならない。

以上より、2-2項の本文で示した①～③の区分ごとに解を定めることができる。

補論2：商品券が支給される場合

額面 rh の商品券が支給されることにより、個人の予算制約線は図1のABからAGDに変化する。このときの個人の最適化問題は以下の通りである。

$$\begin{aligned} \max U(x_1, x_2) &= x_1^\alpha x_2^{1-\alpha} \\ \text{s.t. } p_1 x_1 + p_2 x_2 &= I + rh, \quad x_2 \leq \frac{I}{p_2} \end{aligned}$$

内点解は、仮に不等式制約を考慮しなければ(3-1)式と同じであり、それに対応する効用水準も(3-2)式の通りであるが、不等式制約を満たすためには

$$\frac{(1-\alpha)(I+rh)}{p_2} \leq \frac{I}{p_2} \Leftrightarrow \alpha \geq \frac{rh}{I+rh} \quad (6)$$

でなければならない。また(6)式が成り立たない場合には予算制約線の屈折点(図1のG点)である

$$(x_1, x_2) = \left(\frac{rh}{p_1}, \frac{I}{p_2} \right) \quad (7-1)$$

が選択されることは明らかであり、そのときの効用は

$$U = \left(\frac{rh}{p_1} \right)^\alpha \left(\frac{I}{p_2} \right)^{1-\alpha} \quad (7-2)$$

である。以上に基づき、屈折点で効用が最大となる α の上限値(つまり $rh/(I+rh)$ の値)を数値例で示せば表2の通りとなる¹¹。

参考文献

- Frank, R. H. (2006), *Microeconomics and Behavior*, 7th ed. McGraw-Hill Irwin.
- ブレア&ケニー (1990), 中本博皓訳『現代ミクロエコノミクス』多賀出版。
- スティグリッツ (2003), 藪下史郎訳『スティグリッツ公共経済学 第2版 (上)』東洋経済新報社。
- 小川・家森 (2016), 『ミクロ経済学の基礎』中央経済社
- 出世大名家康くんプレミアム付商品券事業実行委員会 (2016), 『出世大名家康くんプレミアム付商品券事業報告書』。
- 鈴木浩孝 (2015), 「プレミアム付き商品券のミクロ経済分析」, 静岡県西部地域しんきん経済研究所『しんきんパートナー』vol.32, P.12-14.
- 西村和雄 (1986), 『ミクロ経済学入門』岩波書店。

¹¹ プレミアム付商品券の場合と異なり、ここでは政策実施後も個人が元の予算制約線上の最適消費点にとどまるというケース(2-2項の①のようなケース)が生じ得ないことから、 α の下限値は定義域の下限値となるに過ぎない。

Ecological Considerations in the Grid Expansion Planning

山本 紗知

文化政策学部 文化政策学科

Sachi YAMAMOTO

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

いわゆるエネルギー転換を背景に、送電網整備が急がれるドイツでは、整備事業を具体化していく計画プロセスにおいて、自然環境や生態系へいかに配慮すべきかをめぐる議論が高まっている。多段階から成る計画プロセスの性質などから、最終的な事業許可に先立って、迅速化法に基づき送電線路の大まかな経路を決定するための連邦個別計画の策定段階で、切迫した整備需要と自然環境利益の保全との折り合いのつけ方がとりわけ問題となる。本稿は、この連邦個別計画の策定段階で、連邦自然保護法に基づく生息地保護・種の保存法といった自然保護の仕組みがどのように位置づけられるのか、そして、近年の学説における議論の所在を明らかにする。

The Energiewende requires large-scale expansion of energy grid in Germany. It is often disputed about how to give adequate considerations for the natural environmental or ecological effects of projects through the planning process. In the process, a route of corridors will be determined in the Federal Sectoral Planning before planning approval, by the Bundesnetzagentur according to the Grid Expansion Act(2011). Mainly focusing on this step, this Article describes the ecological conservation mechanism through the planning, in the connection with some rules based on Federal Nature Conservation Act(2009), for example for species protection and habitat conservation.

I. はじめに

(1) 大規模な建設プロジェクトが急ピッチで進むなか、それが果たして自然環境・生態系への計り知れない影響を十分に考慮した結果かと、疑問の声が聞かれることが稀ではない。再生可能エネルギーを利用した電力供給への大転換を掲げるドイツにおいても、その前提となる国内エネルギーネットワークの再構築という喫緊の課題を前に、自然環境の保全との摩擦が強まっている。

わが国でも知られているように、ドイツではいま、再生可能エネルギーを用いて発電された、いわゆるエコ電力(Ökostrom)を、風力発電施設が集中する北部から南(西部)の主要な消費地へと輸送するために必要な(超)高圧送電網の整備が急がれている。2011年夏には、エネルギー経済法¹改正や送電網整備迅速化法²(以下「迅速化法」という)の制定をふくむ一連の立法措置によって、特定の路線を対象に、一方で手続全体の透明性を高めつつ、他方で手続にかかる時間の大幅な短縮を目的とする新たな計画法制が実現した³。

しかし、エネルギー転換という政策自体に世論の理解が一定程度得られたとしても、送電線路の通過が見込まれる自治体では、やはり巨大な鉄塔群に対する反発は大きく、計画は各地で難航することとなった。そこで、2015年の法改正により打ち出されたのが、国土をほぼ縦断する長距離路線であるSuedLinkをはじめ、代表的な事業のいくつかを原則として地中化するという新たな方針である⁴。当

然、架空送電よりも費用は嵩むものの、景観の破壊や鳥類の衝突・感電被害をふくむ多くの懸念が解消され、国民の理解が得られることによる整備手続の大幅な加速が期待されたわけである。とはいえ、巨大な鉄塔が視界から消えたからといって、環境負荷が無視できるほどに軽減したというわけでは到底ない。地中化の場合にも、これまででないスケールでの掘削やケーブルの地中埋設による生態系や地下水への影響など、架空送電の場合とはまた異なった配慮が必要となるのは当然である。

(2) 上述した2011年の立法措置においては、整備が急がれる一部の路線を対象に、事業の実施に至るまでに、連邦需要計画(Bundesbedarfsplan)―連邦個別計画(Bundesfachplanung)―計画確定手続(Planfeststellungsverfahren)を経るという段階的な計画・決定プロセスが構築された。具体的には、まず、法律形式で、今後整備が必要な路線をリストアップした連邦需要計画が策定される。同計画に掲げられた事業のうち、複数の州や国を横断するものには、一般的にエネルギー関連事業の根拠となるエネルギー経済法ではなく、その特別法に当たる迅速化法が適用される。そして、同法に基づき、対象となる個々の事業について、連邦ネット庁(Bundesnetzagentur)により500~1000mの幅をもった予定路線帯(Trassenkorridor)が連邦個別計画上で定められ、それに続く計画確定手続では、この予定路線帯がさらに具体化されて、最終的に事業の許可が下されることとなる。

このような多段階の計画プロセスは、ドイツでは道路な

¹ Energiewirtschaftsgesetz vom 7. Juli 2005 (BGBl. I S. 1970, 3621).

² Netzausbaubeschleunigungsgesetz Übertragungsnetz vom 28. Juli 2011 (BGBl. I S. 1690).

³ 拙稿「ドイツの新たな送電線整備法制と計手法」静岡文化芸術大学研究紀要17巻(2017年)47頁。

⁴ 拙稿「ドイツにおける送電線整備法制の展開」静岡文化芸術大学研究紀要18巻(2018年)57頁。

どのインフラ整備において決して珍しいものではないが、連邦個別計画という新たな計画手法に特有なのは、後続の許可手続では、予定路線帯の内側で事業を具体化することができるにとどまり、事業の位置についての再考はもはや認められないという意味での、計画決定がもつ厳格な法的拘束力である（迅速化法15条1項）。計画にあたって最も紛糾するであろう事業の位置の問題を、市民参加も経て早期に決着させてしまうことで、後続手続の負担は軽減し、手続全体にかかる時間が短縮するよう見込まれているのである。こうした手続構造は、事業許可に先立つ連邦個別計画の段階に、事業をめぐる利害調整の場として極めて重要な役割を与えると同時に、計画法上の多くの難題を生じさせている⁵。自然保護利益との折り合いのつけ方についても例外ではなく、手続の迅速化という目下の課題に、いってみればブレーキをかけることになりうる自然保護利益の取り扱いをめぐる、議論が高まっている。本稿では、この連邦個別計画を中心に据えて、送電網整備法制における自然保護制度の位置づけや、論点の所在を明らかにしたい。

(3) 以下ではまず、議論の前提として、事業に最終的な許可が下される計画確定手続の段階に着目し、従来の判例・学説をふまえながら、連邦自然保護法⁶に基づくいくつかの制度の位置づけを確認的に述べる(II.)。そのうえで、それに先立つ連邦個別計画の段階へと視点を移し、上位計画という性質や計画手法の特徴から生ずる、それら諸制度の取り扱いに関する論点を、近年の学説に触れながら素描し(III.)、最後にごく若干の考察を添えて、本稿のむすびにかえる(IV.)。

なお、2006年の第一次連邦制改革により、連邦は自然保護に関する競合的立法権限を有することとなったため（基本法74条1項29号）、当該権限行使の結果である現在の連邦自然保護法は、もはや枠組み法ではなく、完全な規律によって成り立っている。ただ、それと同時に州も、自然保護の一般原則などをのぞき、連邦法と異なる内容の州法を制定することが可能となったことから（同法72条2項3号）⁷、各州の自然保護法制にはそれぞれ特色があるものの、本稿では連邦自然保護法の規律のみを念頭に置いて論ずることとする。

II. 計画確定手続における自然保護

(1) ドイツには、特定の大規模なインフラ整備事業を対象に、土地利用をめぐる多面的な利害調整を経たうえで、事業の許可を下すための特別の行政手続として、計画確定手続（行政手続法72条以下）の仕組みがある⁸。長距離道路や空港などと同様に、（超）高圧送電線の整備には、エネルギー経済法43条以下の規定、あるいは上述のよう

に、一部の事業については迅速化法18条以下の規定に基づいて、計画確定手続を要する。基本的には、事業者の申請により手続が開始されると、市民の参加手続などを経て、事業の実施により得られる経済的利益や、逆に負荷を受ける環境上の利益など、事業に関連するあらゆる重要な諸利害を衡量（Abwägung）したうえで、最終的には計画確定庁が、行政行為の形式により計画確定決定（Planfeststellungsbeschluss）を下すという流れが予定されている。

周知のとおり、計画確定手続をはじめとする計画手法の本質にあるのが、（事業者・）計画主体に与えられた計画形成自由（planerische Gestaltungsfreiheit）の存在である。土地利用に関する多様な利害を相互に照らし合わせ、事業の実現に向けて調整をはかるという創造的・形成的な役割ゆえに、計画策定主体には、単なる許可手続の場合よりも格段に広い裁量が認められる。しかし、行政の自由な判断が無制限に認められるわけではなく、究極的には法治国家の要請から、法定手続に則ることが求められるとともに、実体的にもさまざまな制約が課せられる。実体的要請として、計画策定主体に公的・私的利害の適切な衡量を求める衡量要請（Abwägungsgebot）がよく知られているが、そのほかに、衡量判断をいわば外側から制限する法理がいくつかある。表現の仕方や分類は様々ではないものの、計画の客観的な必要性である計画正当性（Planrechtfertigung）が認められることのほか、先行する行政決定（Vorentscheidung）や実体的強行規定（zwingendes materielles Recht）を遵守すべきことが求められる⁹。

(2) ところで、各種インフラ事業の実施を根拠づける個別法自体には、自然保護に関する規律が体系化されているわけではなく、自然保護利益への配慮を求める規定が点在するにとどまる¹⁰。とはいえ、明示的な規定が置かれていない場合でも、計画確定手続の一部として実施される環境影響評価手続において、自然保護に対する負荷をふくむあらゆる環境影響が調査・評価されることが予定されている。そのうえで、計画主体は、上述の衡量要請にしたがって、主要な公益のひとつである自然保護に適切に配慮し、環境にできるだけ負荷のない計画を追求しなければならないのであるが、もっとも、そこではほかの諸利害と比較して、衡量の一要素である以上の優先的な価値が、自然保護利益に与えられるわけではない¹¹。

それに対して、次にみる連邦自然保護法上のいくつかの規定からは、ほかの諸利害との衡量の余地なしに、計画主体が遵守しなければならない自然保護の諸要請が導かれ、それへの適合については、衡量要請の場合と異なり、司法審査が全面的に及ぶこととなる。この種の規定は、かねて

⁵ 拙稿・前掲注3、51頁以下。

⁶ Bundesnaturschutzgesetz vom 29. Juli 2009 (BGBl. I S. 2542)。

⁷ Klopper, Umweltrecht, 4. Aufl. 2016, § 12, Rn. 81。

⁸ 土地利用決定であるとともに、事業許可としての計画確定の性質について、Steinberg/Wickel/Müller, Fachplanung, 4. Aufl. 2012, § 1, Rn. 8 ff。

⁹ たとえば、Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 8), § 3, Rn. 3 ff.; BVerwG, Urteil vom 14. Feb. 1975 – 4 C 21.74 –, BVerwGE 48, 56 (59)。

¹⁰ Durner, in: Ziekow (Hrsg.), Handbuch des Fachplanungsrechts, 2. Aufl. 2014, § 7, Rn. 5。

¹¹ 山田洋『道路環境の計画法理論』（信山社、2004年）12頁。

より計画基本指針 (Plangungsleitsätze) と呼ばれ、あるいは現在では単に、実体的な強行規定として説明されている。計画確定決定の効力として、一度の決定により公法上のほかの許認可が不要となる、いわゆる (形式的) 集中効 (Konzentrationswirkung) (行政手続法 75 条 1 項後段) が認められているが、それはあくまでも権限・手続の集約を意味するにとどまり、集約された許認可で求められる公法上の実体要件までもが不要となるわけではない¹²。計画策定に際して遵守しなければならない強行規定の存在は、そのことの帰結としても理解されよう。具体的には、連邦自然保護法上の侵害規制 (Eingriffsregelung) (13 条以下)、生息地保護 (Gebietsschutz) (34 条以下)、そして種の保存 (Artenschutz) (44 条以下) の仕組みが、衡量をつうじた行政の自由な計画策定に対するとくに重要な制約として働くという¹³。

(3) この後の内容に必要な範囲で、それぞれの仕組みについて簡単に説明を加えておきたい¹⁴。まず、侵害規制とは、地域を限定せず、自然や景観への負担を最小化することを目的とする仕組みである¹⁵。計画確定手続を要する事業のように、自然や景観への侵害 (Eingriff) に当たる行為は、何よりもまず回避 (vermeiden) されなければならない (15 条 1 項)、回避できない場合には、適切な措置を講じることにより、侵害を埋め合わせる (ausgleichen)、あるいは代替する (ersetzen) ことが、原因者に義務付けられる (15 条 2 項)。こうした侵害の回避、埋合せ・代替義務はいずれも、上述のように、計画主体による衡量以前の問題、すなわち、衡量に組み込まれて相対化されることのない厳格な規制である¹⁶。もっとも、回避・補填が不可能であることによって、ただちに事業の中止が導かれるわけではない。自然保護・景観保全の利益が、相反するほかの利害と衡量され (15 条 5 項)、前者がより重要であると判断されれば、侵害は不許可となる。そうでない場合には、侵害は認容され、金銭による補償がなされる (15 条 6 項)。

また、連邦自然保護法には、地域を指定して特別の保護を与えるタイプの制度もいくつかある。なかでも、EU (EEC) の鳥類保護指令¹⁷と生息地指令¹⁸を根拠に国内法化されたヨーロッパ生態系ネットワーク「Natura 2000」の構成地域を保護するために (以下「生息地保護」ということがある)、とくに厳格な法的強制力をもつ仕組みがある¹⁹。すなわち、行政庁は事業を許可するのに先立ち、Natura 2000 地域の保全目的と適合するかどうかを判断するための特別な審査を実施しなければならない、その結果、当該地域の重要な構成部分が著しく害され得ると判断された場合には、衡量を経ることなく、それ以前の問題

として、原則として事業は不許可となる (34 条 1・2 項)。なお、明文の規定はないが、適合性判断の本審査の前に、簡易な予備審査 (Vorprüfung) によるスクリーニングが実施される。審査の結果、適合性が否定された場合には、(社会的・経済的性質のものをふくむ) 優先すべき (überwiegend) 公益によるやむを得ない理由があり (34 条 3 項 1 号)、かつ、受忍可能な代替案がない (34 条 3 項 2 号) ときに限って事業は例外的に認められるが、当該地域内で影響を受ける自然生息地や種の重要性によっては、例外要件が厳格化されることがある (34 条 4 項)。

そして、近年、計画確定手続上での重要性が高まっているといわれるのが、同じく生息地指令と鳥類保護指令を基礎に連邦自然保護法上に制度化されている、特別の種の保存 (besonderer Artenschutz) の制度である。野生の動植物種のなかでも、指令に掲げられているものなどの特定保護種 (besonders geschützte Arten) (7 条 2 項 13 号) が対象とされる。そこでは同じく衡量以前の問題として、動物種の殺傷 (Tötung) や妨害 (Störung) といった類型化された介入行為 (Zugriff) が原則として禁止される (44 条 1 項)。ただし、計画確定手続を要する事業のうち、前述した同法 15 条 1 項にいう自然や景観への回避不能な侵害に当たる事業に関しては、侵害規制が優先され、たとえ EU レベルで保護が求められる種に影響が及ぶ場合であっても規制が緩和されるなど、介入禁止原則は修正されることがある (44 条 5 項)。そのうえで、優先すべき公益によるやむを得ない理由があり、かつ、受忍可能な代替案がないなどの要件を満たす場合に、規制される事業が例外的に許容されるという基本的な構造は、前述の Natura 2000 地域の保護制度と共通している (45 条 7 項)。

III. 連邦個別計画における自然保護

1. 生息地保護と種の保存

(1) ここまで、計画確定手続一般を念頭に、計画主体の衡量に対する厳格な制約となるいくつかの自然保護利益があることを確認したが、これらの位置づけは、迅速化法の規定に基づく計画確定手続においても基本的にあてはまると理解されているようである。架空・地中送電線による形式を問わず、対象となる送電線整備事業には原則として侵害規制が適用される²⁰、Natura 2000 地域と適合しない、あるいは介入禁止原則に違反すると判断された事業は、例外要件を満たさない限り、計画確定決定が下されることはない²¹。それに対して、計画確定手続に先立つ連邦個別計画の段階では、計画手法であるという点は同じでも、

¹² Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 8), § 3, Rn. 17 f.; Geiger, in: Ziekow (Fn. 10), § 3, Rn. 2.

¹³ たとえば、Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 8), § 3, Rn. 32 ff.; Hoppe/Schlarmann/Buchner/Deutsch, Rechtsschutz bei der Planung von Verkehrsanlagen und anderen Infrastrukturvorhaben, 2011, § 20, Rn. 1047 ff.

¹⁴ さしあたり以下を参照、Steinberg/Wickel/Müller (Fn. 8), § 3, Rn. 33 ff.

¹⁵ 侵害規制について、山田・前掲注 12、16 頁以下、高橋寿一『地域資源の管理と都市法制』(日本評論社、2010 年) 100 頁以下など。

¹⁶ なお、現行法のもとでは、埋合せ・代替措置の差異に大きな意味はないと理解されている。

¹⁷ Richtlinie 79/409/EWG des Rates vom 2. April 1979 über die Erhaltung der wildlebenden Vogelarten.

¹⁸ Richtlinie 92/43/EWG des Rates vom 21. Mai 1992 zur Erhaltung der natürlichen Lebensräume sowie der wildlebenden Tiere und Pflanzen.

¹⁹ 山田・前掲注 11、28 頁以下。

²⁰ Nebel/Riese, in: Steinbach (Hrsg.), NABEG/EnLAG/EnWG, 2. Aufl. 2017, NABEG, § 18, Rn. 104 ff.

²¹ Sangenstedt/Karrenstein, in: Steinbach (Fn. 20), NABEG, § 20, Rn. 27 ff.

未だ上位段階であり、当該計画決定によって具体的な事業の実施が決まるわけではないため、自然保護利益の取り扱いについて、別途の検討が必要である。

子細にみると論者により見解の相違があり得るところではあるが、連邦ネット庁による連邦個別計画の決定は、代替案評価をふくむ包括的な衡量決定である²²。迅速化法では、連邦ネット庁は予定路線帯を選定するにあたり、「予定路線帯での事業の実施が、優先すべき (überwiegend) 公的または私的利害に反するかどうかを審査する」(5条1項2文) こととされている。審査においては、予定路線帯の国土適合性 (Raumverträglichkeit) (5条1項3文) とともに²³、環境影響評価法の規定にしたがって実施される戦略的環境審査 (5条4項) で明らかにされる環境影響への適切な配慮が、(ほかの諸利害に対して特別な優位が与えられるわけではないとしても) とりわけ重要な要素である。迅速化法の個々の規定をみるに、予定路線帯の選定プロセスをつうじて戦略的環境審査手続との連動は明らかであるが、その一方で、衡量に対する厳格な制約となり得る連邦自然保護法上の諸制度との関係については言及がない²⁴。したがって、それらが予定路線帯の選定に際してどう動くかは、次にみるように法解釈に委ねられる。

(2) まず、侵害規制について、学説では、具体的な送電線路が定まる計画確定手続の段階ではじめて問題になるとされている²⁵。一般的に、連邦自然保護法14条にいう自然や景観への侵害とは、土地の形状や利用に対する物理的な変更を前提とし、さらに、それによって生態系のバランス (Naturhaushalt) や景観の性能・機能を著しく害する潜在的可能性がある場合であると理解されているところ、予定路線帯の決定のみでは、そこでいう侵害は生じないからである。それに対して、生息地保護と種の保存の両規律は、次のような理論から、連邦個別計画の策定段階ですでに機能すると理解されている。

連邦自然保護法34条1項には、Natura 2000地域を著しく害する可能性のある「プロジェクト (Projekt)」は、その許可あるいは実施の前に、当該地域の保全目的との適合性が審査されなければならないと規定されている。同法・指令のいずれにも、ここでいうプロジェクトの定義規定は置かれていないものの²⁶、当該規定が「行政庁の決定に際して尊重 (beachten) または配慮されなければならない諸計画 (Pläne)」へも準用される点を手掛かりに (36条1項2号)、連邦個別計画の策定段階における早期の適合性審査の必要性が導かれると考えられている²⁷。その際に引き合いに出されるのが、同じく準用の対象となる、道路や水路の路線決定 (Linienbestimmung) である (36条1項1号)。路線決定とは、計画確定手続に備え、あらかじめ

め道路などのおおまかな経路や特徴について行政内部的に決めておくための上位計画であり (連邦長距離道路法16条など)、連邦個別計画と近い性質を有する。さらに、連邦個別計画決定の厳格な法的拘束力に鑑みても、この段階ですでにNatura 2000地域との適合性を審査しておくことは望ましいといえよう。

それに対して、種の保存の仕組みに関しては、連邦自然保護法44条に規定された一定の介入行為を禁止するという制度の性質上、せいぜいそうした行為を準備するにすぎない予定路線帯の決定段階では、その制約は問題となり得ないようにも思われる。たしかに直接には、当該規制は介入行為が行われる時点で働くのであるが、のちの事業決定段階で同法44条以下の規定との抵触が生じ、それによって事業の実現が不可能となってしまうことのないように、計画内容が実現するときを見越して (prognostisch)、そうしたリスクの発生をあらかじめ調査・判断しておく必要があるという意味において、連邦個別計画の策定段階ですでに一定の予防効果 (Vorwirkung) があると理解されているのである²⁸。上位計画段階での種の保存法のこうした間接的な効果は、ゲマインデが策定する建築管理計画 (Bauleitplanung) の領域で、計画策定の段階で実現不可能な計画は違法であるという必要性原則 (Erforderlichkeitsgebot) (建築法典1条3項) や、より一般的には計画による紛争克服原則 (Konfliktbewältigungsgebot) を根拠に、かねてより認識されてきた²⁹。次にみるように、どの程度まで詳細な予測が必要かの点は大いに問題になり得るとはいえ、まずは連邦個別計画の段階で、介入禁止原則との抵触可能性をある程度審査しておくことが求められる。

2. 審査の範囲や詳細さ

(1) さて、このように、連邦ネット庁が予定路線帯を選定する際には、Natura 2000地域との適合性や、介入禁止原則違反の有無を判断するための審査が必要になるとすれば、今度は、その審査がどのような範囲や詳細さでなされるべきかという問題 (Prüfungstiefe) が論じられることとなる。それぞれの審査に課される一般的な要請については、計画確定手続に関するこれまでの裁判例をもとに、概ね次のように理解されている。

まず、Natura 2000適合性審査に関しては、そこで用いられる調査・評価手法の選択について示す法的な規定があるわけではなく、「関連する最良の学術的知見」に合致することという一般的な基準があるにとどまる³⁰。そのため行政庁は、当該地域に悪影響が生じないと確信 (Gewissheit) を得られる場合でなければ、適合性を肯定する判断を下すことはできない。すなわち、そうした影響が発生しないであろうことに対して、「学術的観点から

²² Kment, NVwZ 2015, 616 (621).

²³ 拙稿・前掲注3、52頁以下。

²⁴ Sangenstedt/Salm, in: Steinbach (Fn. 20), NABEG, § 7, Rn. 65.

²⁵ Wahlhäuser, UPR 2013, 427 (430).

²⁶ Ewer, in: Lütke/Ewer, BNatSchG Kommentar, 2. Aufl. 2018, § 34, Rn. 4.

²⁷ もっとも、その旨が明文化されることが望ましいともいう、Hennig/Krappel, UPR 2013, 133 (135 f.); なお、かつて、生息地保護の要請は計画確定手続の段階ではじめて問題になるとの理解が示され、それを拙稿でも引用したことがある。Durner, NuR 2012, 369 (372).

²⁸ Wahlhäuser, UPR 2013, 427 (429 f.).

²⁹ Appel/Rietzler, NuR 2017, 227 (233).

³⁰ Ewer, in: Lütke/Ewer (Fn. 26), § 34, Rn. 25; BVerwG, Urteil vom 17. Jan. 2007 – 9 A 20.05 –, BVerwGE 128, 1 Rn. 62.

合理的な疑いがない」場合にはじめて、プロジェクトや計画の適合性を主張することが可能であるというように、行政側には比較的厳しい立証責任が課される³¹。

それに対して、介入禁止原則違反の審査に対する要請は、より緩やかである。連邦行政裁判所曰く、行政庁は、違反が生じないとの確信を得ることまでは求められず、それが「高度な蓋然性をもって (mit hoher Wahrscheinlichkeit)」推測できればそれで足りる³²。この差異は、たとえば、生息地保護の仕組みと比較して、形式化された審査手続が欠けていることや、より本質的には、空間的な限定がなく、調査対象の種もあらかじめ決まっていなかったため、審査がより広汎にならざるを得ないことなどに求められる³³。

さらに、介入禁止原則違反の有無を判断するための前提となるべき、計画地域内での保護種の出現頻度や分布が、常に信頼性をもって明らかにされ得るわけではないとか、生態学分野で一般的に承認された基準が未だ確立していない多くの問題があるといった事情もあって、判例や学説では、事後的な司法統制は限定されるという意味での、審査を行う行政庁の判断特権 (Einschätzungsprärogative) が強調されるとともに、現状把握のための調査やそれに基づく審査の広がり・深まりを抑制しようとする方向での検討がなされる。連邦行政裁判所の言葉によれば、「実践的な合理性の基準 (Maßstab praktischer Vernunft)」にしたがって審査が行われる必要があるが、同時にその基準を満せば十分でもあるという³⁴。

(2) 基本的には以上のような従来の判例・学説に依拠しつつ、連邦個別計画の策定段階で求められる審査の範囲や詳細さの程度を検討するにあたっては、さらに、事業許可に先立つ上位段階の計画手法たる性質に見合った、ドイツ流に言えば「各段階に適した (ebenengerecht)」審査でなければならないという視点が加わってくる。インフラ整備事業の実施を目的とする計画プロセスに多くみられるように、対象を同じくする複数の計画が策定され、先行計画から後続計画に対して法的拘束力が働く場合には、どの計画段階で、何を、どのように衡量 (調査検討) すべきかが、ドイツではかねてより重点的に論じられてきた³⁵。その根底には、検討の重複や問題の先取りが生じないよう留意しつつ、手続全体をつうじて複合的な問題を段階的に処理し、決定を段階的に具体化していこうとする問題の階層化 (Abschichtung) の考え方がある。そうすると、ここで求められるのは、連邦個別計画・計画確定手続の両段階をつうじた、自然保護法上の審査の適切な階層化である。

一般的には、計画上の規定の具体性が高いほど、自然保護法上の審査はより精密になされなければならないとの

定式が、しばしば挙げられる³⁶。通常、多くの詳細が未定である上位計画の段階で、あらゆる環境影響に配慮することが不可能であるのはもちろん、決定を徐々に具体化していく多段階のプロセスを前提とすれば、精密な審査は最終段階に委ねられ、上位計画段階での審査の程度は、事業決定段階のそれよりも低く抑えられてよいと考えられるのは、不思議ではない³⁷。近年、連邦行政裁判所は、イムシオン防止法上の許可に先行する建築管理計画に関してであるが、Natura 2000適合性審査には、各計画手法の枠組みで得られる知見や当該計画手法の機能から当然に限界があるとの旨の判断を示しており、そうした思考と一致する³⁸。また、種の保存法違反の審査に際しては、先述のような生息地保護の仕組みとの違いを考慮すれば、連邦行政裁判所のいう知見や機能の限界が、より顕著に働くであろうとの見解が示されている³⁹。

その一方で、連邦個別計画の段階での審査に対する法的要請を緩めることに対しては、慎重な立場もある。たとえば、ある論者は、たとえ種の保存に関してであっても、既存のデータや知見に基づくだけの大まかな審査では不十分であると主張する。Natura 2000地域への著しい侵害や、介入禁止原則違反が考えられるのであれば、多くの場合に審査はその範囲・詳細さの程度において、計画確定手続とほぼ同等とならざるを得ず、ほかの上位計画の段階と比べても劣ることはないという⁴⁰。それに対しては、建築管理計画の段階での種の保存法上の審査についてさえ、現地調査は原則的に不要、既存のデータや知見に基づく概算見積もり (Potenzialabschätzung) で足りるとする裁判例があるのだから、況や圧倒的に広い地域を対象とする連邦個別計画については、実践的な合理性の基準に照らしてさらに大まかでよく、ましてや事業決定段階で求められるほどに高い要請は不要かつ現実的にも不可能であるとの反論がなされ、両者は真っ向から対立している⁴¹。

多くの論者が懸念するのは、計画確定手続の段階になってから、自然保護法の要請に一致するような事業の具体化が、予定路線帯の内側では不可能であると判明してしまうことである。連邦個別計画決定の法的拘束力ゆえに、その後の計画プロセスが行き詰ってしまうという、いわゆる計画トルソ (Planungstorso) と称される事態である。それによって再度の予定路線帯の選定を余儀なくされるという手戻りが生じるよりは、自然環境への影響を十分に配慮できるよう、あらかじめ精密な審査をしておく方が、結果的には手続全体の迅速化という立法目的にかなうとの主張には、一定の合理性があるといえよう⁴²。とはいえ、審査対象地域の広大さはもちろん、事業の位置の観点に加え、

³¹ Appel/Rietzler, NuR 2017, 227 (229); BVerwG, Urteil vom 17. Jan. 2007 – 9 A 20.05 –, BVerwGE 128, 1 Rn. 62.

³² Appel/Rietzler, NuR 2017, 227 (229); BVerwG, Urteil vom 25. Jun. 2014 – 9 A 01.13 –, NVwZ 2015, 85 Rn. 40 i. V. m. 32.

³³ Appel/Rietzler, NuR 2017, 227 (229 f.); BVerwG, Urteil vom 9. Jul. 2008 – 9 A 14.07 –, BVerwGE 131, 274 Rn. 57 f.

³⁴ BVerwG, Urteil vom 9. Jul. 2008 – 9 A 14.07 –, BVerwGE 131, 274 Rn. 56 f.; Heugel, in: Lütke/Ewer (Fn. 26), § 44, Rn. 64 f.

³⁵ 参照、拙稿「インフラ事業の立地計画とその展開」一橋法学第17巻第2号(2018年)145頁(150頁)。

³⁶ Lieber, NuR 2008, 597 (599); Lau, NVwZ 2017.

³⁷ 例外的に、上位計画でありながら相当に詳細な国土整備計画について、Lieber, NuR 2008, 597 (599 f.).

³⁸ Lau, NVwZ 2017, 830 (832); BVerwG, Beschluss vom 24. Mär. 2015 – 4 BN 32.13 –, NVwZ 2015, 1452 Rn. 35.

³⁹ Appel/Rietzler, NuR 2017, 227 (235).

⁴⁰ Schlacke, NVwZ 2015, 626 (631).

⁴¹ Appel/Rietzler, NuR 2017, 227 (235).

⁴² Schlacke, NVwZ 2015, 626 (631); Lau, NVwZ 2017, 830 (832).

地中化のような技術的な観点からの代替案の検討も問題になり得ることに鑑みれば、審査にかかる時間や手間は、すでに相当なものと予想される。現在、複数の事業で連邦個別計画の決定に向けた手続が進むなか、今後の実務の動向が注目される。

IV. むすびにかえて

以上、本稿では、送電網整備法制において主戦場となる、連邦個別計画の策定段階における自然保護利益、なかでも生息地保護・種の保存を目的とする法的利益の取り扱いに関する議論を紹介した。計画確定手続などの従来からある計画手法に関して蓄積されてきた判例・学説をベースに、それらを応用しながら展開される学説を素描し、それによって、送電網の迅速な整備という差し迫った課題を前に、自然保護利益との現実的な折り合いのつけ方が模索される様子を明らかにしようと試みた。計画を徐々に具体化していく途上で、各段階に見合った十分な配慮が自然保護利益に加えられるまで踏みとどまる慎重さを備えつつ、科学的な解明を困難にする生態系システムの不確実性を受け止め⁴³、どこかの時点で計画プロセスを前に進めねばならないところで、計画主体には難しい判断が迫られる。そのとき、微妙なバランスのうえに成り立ち、一度失われてしまうと元には戻らないという生態系の特徴を、どの程度まで重視した対応をとり得るかが、その国の環境行政の基本姿勢を自ずと示すことにもなる。縦糸と横糸の関係といえようか、送電網整備法制と連邦自然保護法上の諸制度との交差を対象に、引き続き検討を深めたい。

※本稿は、科学研究費助成事業（若手研究B）「持続可能性に対応する計画法理論の研究—多段階行政過程における計画手法を中心に—」（課題番号17K13609）の成果の一部である。

⁴³ 生態系システムに内在する不確実性に対応するための法制度のあり方について、畠山武道「生物多様性保護と法理論」環境法政策学会編『生物多様性の保護』（商事法務、2009年）12頁以下、戸部真澄「生物多様性保全と法」大阪経大論集66巻1号（2015年）69頁（85頁以下）。

『陸海軍喇叭譜』（1885）制定以前の陸軍フランス式ラッパ譜について

Influence of the French Bugle Call on the Imperial Army of Japan in the Early Meiji Period.

奥中 康人

文化政策学部 芸術文化学科

Yasuto OKUNAKA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

『陸海軍喇叭譜』が制定される1885年12月以前には、陸軍はフランスのラッパ譜を、海軍はイギリスのラッパ譜を用いたことが知られているが、それ以上の詳細は判っていなかった。しかし、近年発見された3点の手書きの陸軍ラッパ譜（靖国偕行文庫所蔵のタイトルの無い2点と、名古屋鎮台のラッパ手が記した『喇叭記帳』）によって、その実態を解明できることになった。調査の結果、日課号音、招呼、敬礼、教練のためのラッパ信号（約70曲）については、ほぼフランスのラッパ譜に由来を確認することができる（例えば、「起床」*« Le Réveil »* や、「礼式」*« Aux champs »* など）。しかし、軍隊内の組織に対して付与された約30曲の隊号（例えば、「鎮台一聯隊」など）、敬礼のための「靖国神社参拜式」については、日本で創作された可能性が高い。また、2000小節を超える長大な行進曲も日本でアレンジされていたと考えられる。3冊の楽譜資料は、明治前期におけるフランス音楽受容の広がりをよく示している。

The purpose of this paper is to show an influence of French bugle call on the Imperial Army of Japan. Although it's a well-known fact that the Army used a French bugle calls before December 1885, little is known about further details. But it became clear that what kind of calls existed at those days, because three handwritten notes for bugle call, two notes with no title from *Yasukuni Kaikou Bunko* collection, and *Rappa Kicho* (Bugle note) written by a bugler at Nagoya, were found within recent years.

We can confirm that the about 70 bugle calls for daily routine, salute or drill were derived from the French bugle calls; *'Kisyo'*: *« Le Réveil »*, *'Reishiki'*: *« Aux champs »* etc. On the other hand, about 30 calls (refrain) given for each organization inside the Army, and *'Yasukuni Jinja Sanpaisiki'* for ceremony were presumably composed in Japan. A long bugle march was also arranged in Japan. Research revealed that French military music was widely accepted in the early Meiji period.

1. はじめに

軍隊の信号ラッパ（仏：clairon、英：bugle）は、幕末維新期頃から日本に存在するヨーロッパの金管楽器で、おそらく、ある時期まではピアノやヴァイオリン以上に普及していたはずである。ラッパの楽譜についても、はやくから『英国歩兵練法』（1865）や、『喇叭符号』（1867）などが刊行され¹、戊辰戦争の頃には、そうした楽譜に基づいたラッパ信号が鳴り響いたと考えられている。

1871年に創設された陸海軍においても、フランスの軍隊をモデルにした陸軍がフランスのラッパ譜を、イギリスの軍隊をモデルとした海軍はイギリスのラッパ譜を用いたといわれているが²、1885年12月に、最初の日本オリジナルのラッパ譜『陸海軍喇叭譜』（221曲）が制定されたことによって、それまでのフランスやイギリスのラッパ譜は用いられなくなった。陸軍に関して言うと、1902年に（『陸海軍喇叭譜』を継承した）『陸軍喇叭譜』が制定されたことによって海軍と分離。この『陸軍喇叭譜』も、何度か改正を繰り返して、最終的には77曲の『陸軍喇叭譜』で1945年8月を迎える。

したがって、幕末維新期から1945年まで日本のラッパ譜の歴史は、次のような4つの時期に区分することができる。

1865～70頃	幕末維新期の仏・英のラッパ譜
1871頃～85	陸・海軍の仏・英ラッパ譜
1885～1902	『陸海軍喇叭譜』
1902～45	陸・海のラッパ譜が分離

このなかで、1871頃～85年を除く3つの時期についてはラッパ譜がある程度は残っている。しかし、1871頃～85年については極端に資料が少ないため、「仏・英のラッパ譜をもちいた」以外の情報はほとんど存在しなかった³。また、幕末維新期と同じように「仏・英のラッパ譜」を用いたのなら、わざわざ調査をする必要はないと思われるのか、この時期の研究も少ない。ところが、近年のインターネット上のデータベース、デジタル・アーカイブの整備、および新たな楽譜資料の確認によって、その実態を垣間みることが可能となった。

本稿は、明治前期——『陸海軍喇叭譜』（1885年12月）以前——の陸軍ラッパ譜について、残されている文献や楽譜を紹介し、その実態をどこまで明らかにできるのかを示したい。主な資料として、明治十年代後半の3点の手書きのラッパ譜（おそらくこれまで紹介されたことのない靖国偕行文庫の2点、および名古屋鎮台の『喇叭記帳』）を用いて、同時代のフランスのラッパ譜や、陸軍の文書に残された記述を参照し、当時の陸軍におけるラッパによる敬礼

¹ 他にも『英式喇叭譜』（1869）や、『英国尾栓銃練兵新式』（1869）、『英国銃隊練法』（1871）、『法国歩兵演範 散兵教法』（1869）に収録されたラッパ譜がある。

² 「此以前〔1885年の『陸海軍喇叭譜』以前〕の海軍は英国、陸軍は仏国を用ゐたり」小山作之助『国歌君が代の由来』（1941）106頁。

³ ただし、近年になって塚原康子は、明治14年に海軍の（少なくとも）敬礼のラッパ譜が独自のものに「改正」されていたという事実を明らかにしている（『明治国家と雅楽—伝統の近代化 / 国楽の創成』（有志舎 2009））。

や日課号音、行進曲等の収録曲を分析する。それにより、フランスのラッパ譜だけが用いられていた訳ではなく、遅くとも明治十年代には日本で作曲されたラッパ譜が存在し、吹奏されていた可能性があることを明らかにする。ともすると単純な「信号音」と思われがちな軍隊ラッパだが、長大なラッパの行進曲など、意外に豊かな西洋音楽文化が存在したことも臆気ながら浮かびあがってくる。

2. 『偕行ラッパ譜A』

靖国神社の靖国偕行文庫には、「明治二十年前後の陸海軍ラッパ譜」というタイトルで3冊のラッパ譜が1セットになって所蔵されている。この3冊には、いずれもタイトルが記されていないので、本稿では仮に『偕行ラッパ譜A』『偕行ラッパ譜B』『偕行ラッパ譜C』として、それぞれの楽譜の内容を検討しようと思うが、『偕行ラッパ譜C』は1886（明治19）年頃に刊行された『陸海軍喇叭譜』であるため除外し⁴、残りの『偕行ラッパ譜A』と『偕行ラッパ譜B』を対象とする。この2冊は、以下に説明するように、『陸海軍喇叭譜』が刊行された1885年12月よりも前に作成された可能性が高い。

『偕行ラッパ譜A』は、縦7cm×横12cm、黒表紙をもつ150頁の小さな手帳で、手書きのラッパ譜である。五線も手書きで1頁に4段。ただし、音符が記されているページ、空五線のページ、白紙のままのページが混在していて、筆記作業はあまり計画的ではなかったように見える（〔表1〕参照）。ただし、音符自体は極めて丁寧に読みやすい（曲のタイトルは日本語で記されているので、筆者は日本人と思われる）⁵。

3～6頁には、軍事用語の「和語仏語」の対応表が記されている。たとえば「起床」は「ルレウエー」、「点呼」は「ラペール」というように、55の日本語の軍事用語と、それに対応するフランス語（カタカナ）が記されていて、陸軍のお雇い外国人がフランス語を用いた様子がうかがえる。

ラッパ譜は5箇所に掲載されており、ラッパ信号が1箇所（44～70頁、）に、行進曲が残りの4箇所（34頁、36～41頁、84頁、88～148頁）に掲載されている。

2-1. ラッパ信号【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】

44～70頁には、116曲のラッパ信号が掲載されている。特に分類の明示はないものの、各曲のタイトルから判断して便宜的に分類すると⁶、【日課号音】（7曲）、【招呼】（12曲）、【敬礼】（15曲）、【教練】（38曲）、【軍隊・学校】（32曲）におおよそ分類できる。リズムや音価が微妙に異なる別バージョンの〔異稿〕（12曲）も添えられている。

116曲から重複する異稿12曲を除くと、実質的には104曲が収録されていることになる（全曲については、本論文63～64頁の〔表3〕参照）。

まず【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】（44～64頁、72曲）について、そのタイトルやメロディを、フランスのラッパ譜——フランス陸軍省が1875年に制定した歩兵教練書（以下、『仏ラッパ譜（1875）』と略記）⁷に収録されているラッパ譜——と対照させて調べてみると、多くの曲について同じ曲を簡単に見出すことができる。したがって、陸軍はフランスのラッパ譜を使っていた、という、これまでの通説を、とりあえずは確認することができる。

起床	Le Réveil
点呼	L'Appel
喫食	La Soupe
学科	L'Ecole du premier degré
分レ	La Berloque
曹長呼	Aux sergents-majors
周番軍曹呼	Aux sergents
給養軍曹呼	Aux fourriers
週番伍長呼	Aux caporaux
喇叭手呼	Le Rappel
控兵呼	Au Piquet
集合	Le Rappel
呼集	L'Assemblée
一般命令	A l'Ordre
軍旗集合	Au Drapeau
拝命布達	Le Ban
非常	La Générale
〔タイトルなし〕	La Retraite
気ヲ付ケ	Le Garde-à-vous
消燈	Extinction des feux

〔表1〕『偕行ラッパ譜A』

頁	1 ~2	3 ~6	7 ~33	34	35	36~41	42	43	44~70	71 ~82	83	84	85 ~87	88~148	149 ~150
内容	白紙	和語 仏語	白紙	楽譜 行進曲 2曲	白紙	楽譜 行進曲 (12番)	空五 線	白紙	楽譜 ラッパ信号 116曲	空五 線	白紙	楽譜 行進曲 2曲	白紙	楽譜 行進曲 (97番+12番+8番) (※右綴じ)	白紙

⁴ 印刷譜の『偕行ラッパ譜C』は、『陸海軍喇叭譜』（1885）に制定された221曲と、1886年10月に追加された号外の「足曳き」「陸軍砲兵射的学校」の2曲を含んでいるので、1886年10月以降に刊行されたことになる。他に、手書きで「第七中隊」～「第十二中隊」（1887年9月24日に追加制定）、「みづくかばね」（1893年8月1日に追加制定）、「後備歩兵第八聯隊」等（1894年8月11日に追加制定）が書き加えられている。

⁵ 「明治二十年前後の陸海軍ラッパ譜」を寄贈した政府三徳の父、政府金助による写本である可能性が高い。政府金助（1867年生まれ）は、1884年6月に陸軍教導団の歩兵科喇叭生徒となり（1885年9月卒業）、1885年9月に名古屋鎮台歩兵第十八聯隊第三大隊喇叭長になっている。

⁶ 【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】【軍隊・学校】【行進曲】は、後年の『陸軍喇叭譜』のカテゴリを参考にした（あくまでも便宜的なもので、中にはそのカテゴリに相応しくないものも含まれているが、譜面に記されている曲順を優先）。

⁷ *Règlement du 12 juin 1875 sur les manœuvres de l'infanterie.* / Ministère de la guerre, 1877.（フランス国立図書館 Bibliothèque nationale de France の電子図書館ガリカ Gallica によって閲覧）

礼式	Aux champs
軍隊二應スル礼式	Aux champs en marchant
早足	Le pas accéléré
坂（マルス）	Le pas de charge
かけ足	Le pas gymnastique
附ケ剣	Baïonnette au canon
取レ剣	Remettre la baïonnette
止レ	Halte
散兵前へ	En avant
散解	En tirailleurs
右向ケ	Par le flanc droit
左向ケ	Par le flanc gauche
退却	En retraite
伏臥	Couchez-vous
起立	Levez-vous
打方	Commencez le feu
全止	Cessez le feu
早馳	Le pas de course
大隊集合	L'Assemblée
騎兵右方ヨリ襲来	Cavalerie venant à droite
騎兵左方ヨリ全	Cavalerie venant à gauche
全前方ヨリ全	Cavalerie venant sur le front
〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies(1)
〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies(2)
〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies(3)

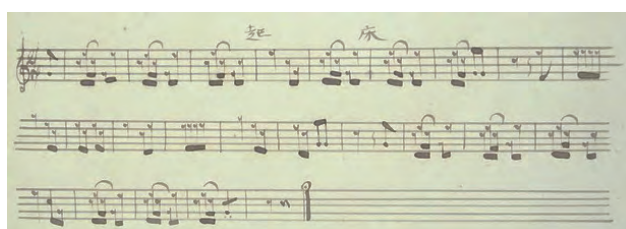
〔タイトルなし〕 Les refrains des compagnies(4)
 〔タイトルなし〕 Les refrains des compagnies(5)

このように、【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】（44～64頁）のラッパ信号、全72曲のうち、47曲が、『仏ラッパ譜（1875）』にそのまま収録されている。

すべてのラッパ譜を例にあげて紹介することはできないが、比較的有名な曲をつかって説明しておく、「起床」〔譜例1〕は、『仏ラッパ譜（1875）』に「Le Réveil」〔譜例2〕として掲載されている曲と同じ譜面である。もちろん、厳密に比較をするなら、速度指定、ダ・カーポ（D.C.）やフィーネ（FIN）の有無の点で異なっており（いずれも、『偕行ラッパ譜A』には無い）、また、スラーのかかりかたも微妙に違っているが、ここではこの程度の差異については問わない（以下同様）。

また、「礼式」〔譜例3〕というタイトルの曲は、『仏ラッパ譜（1875）』の「Aux champs」〔譜例4〕と同一曲で、明治初期に——たとえば、1872年9月12日、鉄道開通の際に⁸——軍隊のラッパ手が吹奏をしていた「ヤーシャン」であることがわかる。これまで、文献に記載されている「ヤーシャン」が、幕末のラッパ譜『喇叭符号』（1866）に「陣営」というタイトルで収録されていることは既に知られているが、明治期に入ってから楽譜で確認できたのは、これが初めてではないかと思われる。

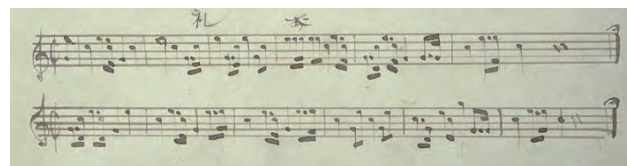
同じように、幕末維新期の文献で頻出する「アッペル」



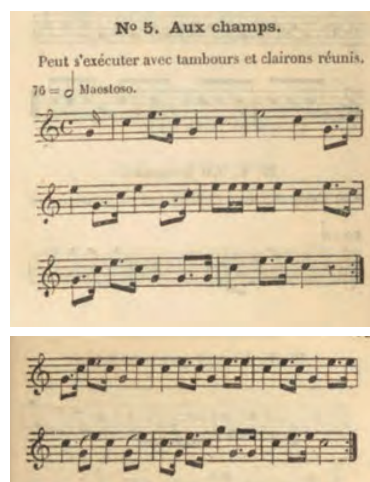
〔譜例1〕



〔譜例2〕



〔譜例3〕



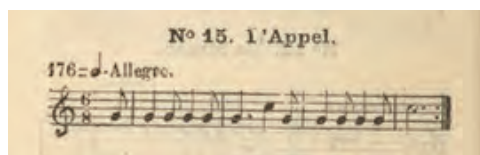
〔譜例4〕

⁸ 「明治五年九月十二日、鉄道開通につき新橋・横浜両所鉄道館へ車籠臨幸あらせられたが、新橋に着御の節「鉄道館内の近衛兵横隊に布列し擗銃式を行ひ喇叭「ヤーシャン」の曲を吹かしむ横浜も亦同じ」」堀内敬三『音楽五十年史』（鱗書房 1942）18頁。1884年11月の文書にも「喇叭「アウシャン」ヲ吹奏シ」とあり、明治十年代後半まで吹奏されていたことが判る（「嘉仁親王敬礼の儀」：「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C04031252900、明治17年「大日記 11月水 陸軍省総務局」（防衛省防衛研究所））。

や「ラッペル」に該当すると思われる楽譜も、「点呼」〔譜例5〕、「集合」〔譜例7〕として確認できる。ただし、「ラッペル」という表記がフランス語の« L'Appel »〔譜例6〕なのか、「« L'Rappel »」〔譜例8〕なのか、直ちに判断することは難しい。



〔譜例5〕



〔譜例6〕

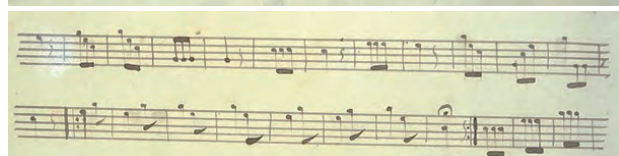


〔譜例7〕



〔譜例8〕

〔タイトルなし〕とした楽曲が6曲あるが、一つ目の「〔タイトルなし〕」〔譜例9〕は、『仏ラッパ譜（1875）』の« La Retraite »〔譜例10〕と同じメロディなので、日本語のタイトルをつけるなら「退却」もしくは「帰営」になる⁹。3/8拍子で、下の「ド」からオクターブ半上の「ソ」までを使い、楽譜どおりに繰り返せば（やや複雑な）64小節の曲である。

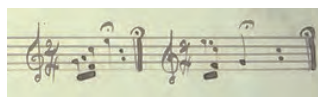


〔譜例9〕



〔譜例10〕

タイトルが記されていない最後の5曲〔譜例11〕は、第1～5中隊の隊号« Les refrains des compagnies »〔譜例12〕の音の並びと同じなので¹⁰、日本でも「〇〇中隊」のラッパ信号として用いられたのであろう。



〔譜例11〕



〔譜例12〕

72曲（44～64頁）のうち47曲は『仏ラッパ譜（1875）』にも同じ曲が確認できたが、残りの25曲については、参照した『仏ラッパ譜（1875）』に同一の楽譜は確認できないものの、多くはフランスの楽曲に依拠している。

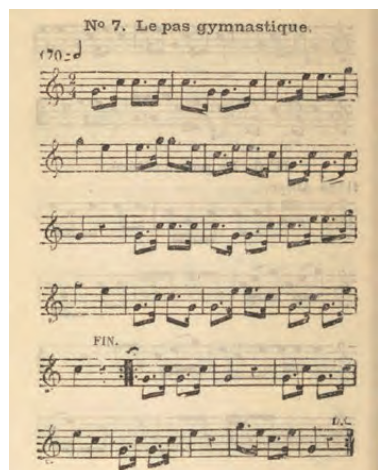
⁹ 同じ「退却」（33曲目）でも« En Retraite »とはメロディが異なる

¹⁰ 本来なら、中隊のラッパ譜は、後述する大隊のラッパ譜と同じく【軍隊・学校】のカテゴリに属すべきだが、『偕行ラッパ譜A』では、【教練】のラッパ譜の最後に記されている。

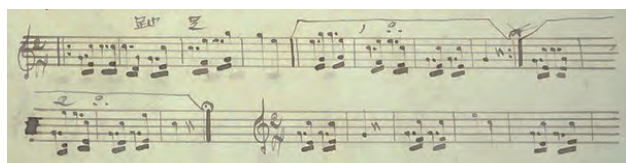
「早歩」¹¹、「駢歩」、「襲撃」¹²の3曲は、フランスの別のラッパ信号の冒頭の数小節と一致する。たとえば、「駢歩」〔譜例13〕は、「Le pas gymnastique」〔譜例14〕の冒頭4小節を転用している。全24小節の「Le pas gymnastique」は、これとは別に「かけ足」〔譜例15〕として収録されており、短い「駢歩」と長い「かけ足」は、用途によって使い分けられていたと思われる。



〔譜例13〕



〔譜例14〕



〔譜例15〕

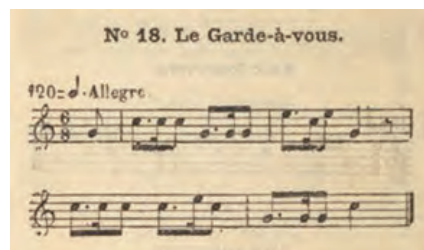
「全〔拝命布達〕終」〔譜例16〕と「下士命令」〔譜例17〕は、「Le Garde-à-vous」〔譜例18〕の信号を転用している（『偕行ラッパ譜A』では「気ヲ付ケ」〔譜例19〕として記載）。「全〔拝命布達〕終」は「Le Garde-à-vous」を2度吹奏、「下士命令」は「Le Garde-à-vous」のあとに2つの付点4分音符を追加している。



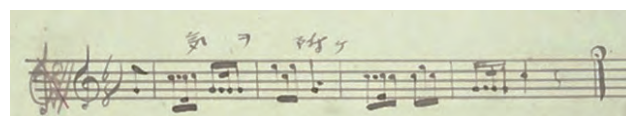
〔譜例16〕



〔譜例17〕



〔譜例18〕



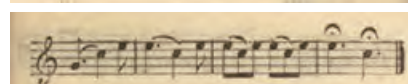
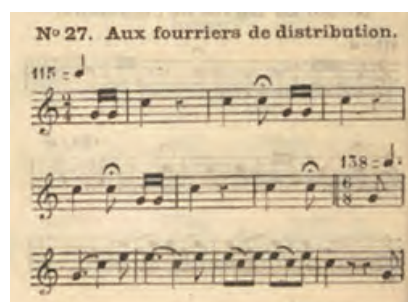
〔譜例19〕

他にも、『仏ラッパ譜（1875）』に同一の楽譜は掲載されていないものの、類似したメロディが掲載されているものとして、「掃除」「診断」「兵卒罪人呼」「下士罪人呼」「分隊合せ」「分配」がある。

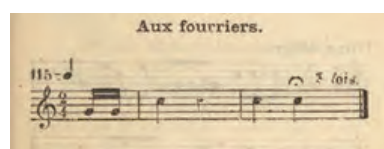
「分配」〔譜例20〕を例にあげると、「Aux fourriers de distribution」〔譜例21〕の譜面とよく似ている。「Aux fourriers de distribution」の冒頭6小節は、「Aux fourriers」〔譜例22〕（『偕行ラッパ譜A』では「給養軍曹呼」）のフレーズを3回繰り返す。しかし、「分配」は2回しか繰り返さない点で異なっているが、いずれにせよ、フランスのラッパ譜に依拠していることは確認できる。



〔譜例20〕



〔譜例21〕

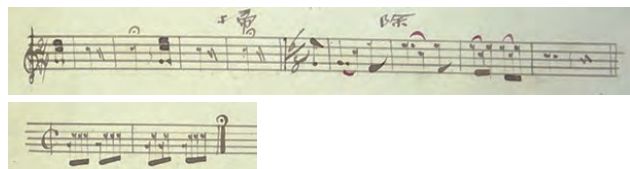


〔譜例22〕

¹¹ 「Le pas accéléré」の冒頭4小節。

¹² 「Le pas de charge」の冒頭4小節。

「掃除」〔譜例23〕も「分配」のケースとよく似ていて、「掃除」とまったく同じ信号は、『仏ラッパ譜（1875）』には存在しないが、「La Corvée du quartier」〔譜例24〕に類似している。冒頭4小節のフレーズは、ラッパ信号「Aux caporaux」〔譜例25〕で、「La Corvée du quartier」はこれを3回繰り返すが、「掃除」は2回である。



〔譜例23〕



〔譜例24〕



〔譜例25〕

「診断」（« Aux malades »）、「兵卒罪人呼」（« Aux hommes punis »）、「下士罪人呼」（« Aux sous-officiers punis »）も同様で、3回繰り返す「Aux caporaux」のフレーズが、『偕行ラッパ譜A』ではいずれも2回になっている点が異なっているが、これが、筆者の誤記なのか、それとも2回で正しいのかは、わからない。ただし、「診断」〔譜例26〕については、別のフランスのラッパ譜（1869）¹³（以下『仏ラッパ譜（1869）』と略記）に2回で記されたバージョン「La visite du docteur」〔譜例27〕が存在すること¹⁴、「分配」「掃除」「兵卒罪人呼」「下士罪人呼」のどれもが2回で統一されていることから、誤記ではない可能性のほうが高い。



〔譜例26〕



〔譜例27〕

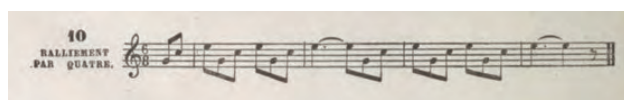
「分隊合せ」〔譜例28〕と『仏ラッパ譜（1875）』の「Ralliement」〔譜例29〕は、記譜上の違いはあるが、鳴り響く音は、ほぼ同じである。『仏ラッパ譜（1869）』には、「分隊合せ」と同じ書きかたの「Ralliement par quatre」〔譜例30〕が掲載されているので、記譜上の表記はフランスにおいても必ずしも一定ではなかったようだ。



〔譜例28〕



〔譜例29〕



〔譜例30〕

『偕行ラッパ譜A』の「右二向キ替へ」「左二向キ替へ」「援隊合せ」「豫備隊合せ」の4曲も、『仏ラッパ譜（1875）』には掲載されていないものの、『仏ラッパ譜（1869）』には、それぞれ「Changer de direction à droite」、「Changer de direction à gauche」、「Ralliement sur le réserve」、「Ralliement sur le bataillon」として掲載されている¹⁵。

そうすると、『偕行ラッパ譜A』は、『仏ラッパ譜（1869）』を底本としたように思えるかもしれないが¹⁶、逆に『仏ラッパ譜（1869）』には、「遇番伍長呼」「騎兵右方ヨリ襲来」など、『仏ラッパ譜（1875）』には掲載されている数曲が欠落している¹⁷。

¹³ *Méthode de clairon d'ordonnance.* / A. Lagard (1869)

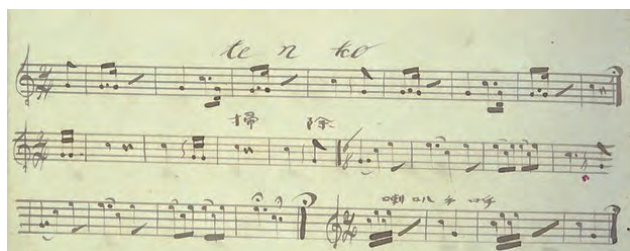
¹⁴ ただし、前半部分を2回繰り返す点は共通しているが、「ド」の音の回数、音価は異なる。

¹⁵ ただし、本来「Ralliement sur le réserve」の日本語訳は「援隊合せ」ではなく「豫備隊合せ」、「Ralliement sur le bataillon」は「予備隊合せ」ではなく「大隊合せ」のはずだが、『偕行ラッパ譜A』は「援隊合せ」「豫備隊合せ」となっている。

¹⁶ 他にも「半小隊合せ」「小隊合せ」は、『仏ラッパ譜（1875）』には掲載されていないが、『仏ラッパ譜（1869）』には掲載されている。

¹⁷ 他には「兵卒罪人呼」「下士罪人呼」「控兵呼」「一般命令」など。

〔異稿〕の11曲についても少しだけ説明しておく、〔譜例31〕1段目の「te n ko」（異稿）は、音の巡りは「点呼」〔譜例5〕と同一だが、6/8拍子が2/4拍子に、「4分音符+8分音符」のリズムパターンが「付点8分音符+16分音符」に変更されている。〔譜例31〕2～3段目の「掃除」（異稿）は、「掃除」〔譜例23〕の最後の2小節をカットしている（それにより、『仏ラッパ譜（1875）』の« La Corvée de l'ordinaire »〔譜例32〕に近似）。〔譜例31〕3段目右の「喇叭手呼」（異稿）は、「喇叭手呼」〔譜例33〕の音価を1/2にしたものだが、このバージョンは、『仏ラッパ譜（1869）』にも掲載されている〔譜例34〕。



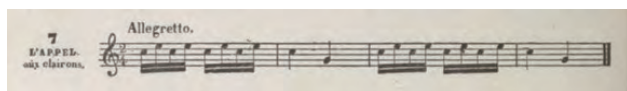
〔譜例31〕



〔譜例32〕



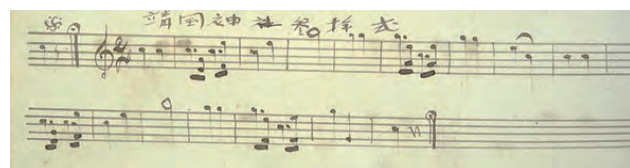
〔譜例33〕



〔譜例34〕

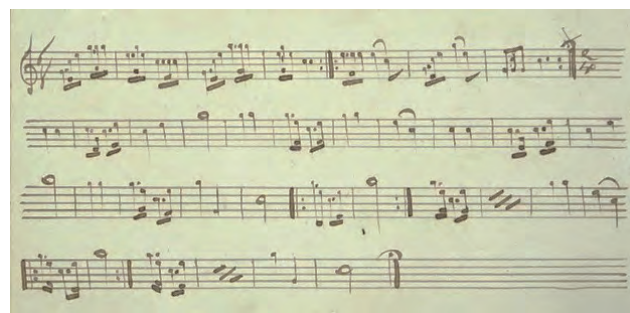
つまり、72曲のうちの64曲は、（類似しているものも含め）フランスのラッパ譜に依拠していることが確認できる。だが、残りの8曲（「士官呼」「下士呼」「楽手呼」「銃兵呼」「靖国神社参拜式」「前衛」「後衛」「外套着脱」）については、『仏ラッパ譜（1875）』『仏ラッパ譜（1869）』だけでなく、他の年代のラッパ譜も参照したものの¹⁸、見つけることができなかった。

もちろん、筆者が未だ閲覧していないラッパ譜にこの8曲が収録されている可能性は十分にあるだろう。しかし、このなかの【敬礼】の「靖国神社参拜式」〔譜例35〕という曲については、軍隊にとって重要な固有名詞をタイトルに含む点で、既存のフランスのラッパ信号を転用するのではなく、日本で作られたのではないかと推測したくなる¹⁹。これと同様のことは、【軍隊・学校】のシグナルについても言うことができる（後述）。



〔譜例35〕

ところで、『偕行ラッパ譜A』の70頁に掲載されているタイトルの無い楽譜〔譜例36〕は、2段目から始まるメロディが「靖国神社参拜式」と同じである。ただし、3段目の途中から別のメロディ16小節が続いているので、「靖国神社参拜式」の異稿と思われる。1段目の7小節は、これとは別の曲であるようにも読めるが、フェルマータ記号に「×」が付けられていて、その直後に（次段にはなく）「2/4」の拍子記号が記されているので、この1頁全体が「靖国神社参拜式」の異稿とみなしたほうがよい。



〔譜例36〕

¹⁸ *Méthode pour le clairon simple.* / G. Tilliard (1857)

Méthode adoptée pour l'étude des sonneries dans les bataillons de marins fusiliers et les compagnies de débarquement à bord des bâtiments de la flotte. / J. Dumaine (1864)

Méthode complète pour clairon d'ordonnance. / P. Clodomir (1865)

Méthode pour le clairon. / F. Carnaud (1870).

Manuel des petites armes et exercices divers. / J. Dumaine (1877)

Règlement du 29 juillet 1884 sur l'exercice et les manœuvres de l'infanterie: batteries et sonneries. / Ministère de la guerre (1885)

Méthode de tambour. / N. Pita (1885)

¹⁹ 靖国神社は、1879年に社名を招魂社から改称したので、ラッパ譜「靖国神社参拜式」が作曲されたのであれば、1879年以降になる。

2-2. 【軍隊・学校】

44～70頁に掲載されている116曲のうち、前節で扱わなかった残りの32曲（65～69頁）は、陸軍の各組織に与えられたラッパ信号で、【軍隊・学校】として分類できる（本論文64頁の【表3】参照）。

「團歩」「團工」「士官校」「戸山校」「近衛工兵」「東京鎮台工兵大隊」「仙台工兵」「名古屋工兵」「大坂工兵」「広島工兵」「熊本工兵」「近衛歩兵」「近衛一聯隊」「全二聯隊」「鎮台一聯隊」「全二聯隊」「全三聯隊」「全四聯隊」「全五聯隊」「全六聯隊」「全七聯隊」「全八聯隊」「全九聯隊」「全十聯隊」「全十一聯隊」「全十二聯隊」「全十三聯隊」「全十四聯隊」「歩兵第一大隊」「全二大隊」「全三大隊」「十八聯隊」

その最初のページ【譜例37】をみればわかるように、だいたい4小節程度の短いシグナルが並んでいる（ちなみに「團歩」は「陸軍教導団歩兵大隊」、「團工」は「陸軍教導団工兵隊」、「戸山校」は「陸軍戸山学校」を意味する）。また、【譜例38】の右ページの「十八聯隊」だけは、あきらかに筆記具のインクの色が異なっており、しばらく時間をおいてから記入されたことがうかがえる。

フランスのラッパ譜を参照すると、この32曲のなかで、「歩兵第一大隊」「全二大隊」「全三大隊」については、『仏ラッパ譜（1869）』に同一の楽譜を発見できる²⁰。しかし、他の29曲については、少なくとも筆者が閲覧した複数のフランスのラッパ譜に同じ曲を見つけることはできなかった。

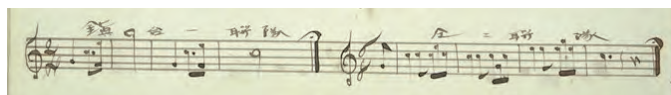
もちろん、——これは常につきまとう問題だが——私が閲覧していないラッパ譜に、当該曲が存在する可能性はある。しかし、フランスのラッパ譜に確認できる3曲と、確認できない29曲には、明らかな違いがある。それは、大隊は、どの部隊にも存在する下部組織で、ラッパ信号「〇〇大隊」は、日本中のどこでも用いられる点で汎用性のある信号である。しかし、29曲の個々の組織は、すべて軍隊における唯一の組織である。たとえば、「鎮台一聯隊」のラッパ信号（【譜例39】の左）は、東京鎮台の歩兵第一聯隊のみが使う信号であり、他で使われることは無い。軍隊における唯一の組織に対して付与されたラッパ信号のすべてが、フランスの楽譜に確認ができないことは、偶然の一致とは考え難い。このことは、「唯一の組織に対しては既存のフランスのラッパ譜から借用するのではなく、オリジナルのラッパ信号を作成する」というような方針があったことを強く示唆している²¹。「靖国神社参拜式」もこの方針に沿って作成されたのではないだろうか。



【譜例37】



【譜例38】



【譜例39】

²⁰ 「歩兵第一大隊」は「11^e Bataillon」、「全二大隊」は「6^e Bataillon」、「全三大隊」は「9^e Bataillon」をあてている（いずれも『仏ラッパ譜（1869）』）。

²¹ そもそも、フランスのラッパ譜には大隊(bataillon)や中隊(compagnie)のラッパ譜は存在するが、聯隊(régiment)のシグナルや、地名などの固有名詞のついた個々の組織団体についてのラッパ信号は、管見の限りでは存在しない。

ところで、この【軍隊・学校】のラッパ信号の一部の曲については、文献に記録が残っている。西南戦争を記録した陸軍の資料によると、

第十四聯隊兵八其第一大隊第二中隊（…）熊本城二達ス時坪井二在ルノ賊去テ未タ幾ハクナラス故二城中ノ兵我ヲ認テ賊ト為シ狙撃止マス喇叭ヲ以テ之ヲ止ムルモ亦タ應セス聯隊ノ記號ヲ吹奏シ始テ入城スルヲ得タリ時正二午後七時ナリ²²（下線、引用者）

1877年4月14日、政府陸軍の第14聯隊第1大隊第2中隊（小倉）は、西郷軍に包囲されていた熊本城にようやく到達したのだが、城中の熊本鎮台兵は、かれらを西郷軍と誤認して狙撃してくる。そこで、ラッパで（おそらく）「打ち方止メ」を吹奏したが止まなかったので、「聯隊ノ記號ヲ吹奏」し、ようやく熊本城に入城することができたという。熊本城に籠城していた熊本鎮台の兵隊たちが、「聯隊ノ記号」によって味方（第14聯隊）であることを認識したということなので、この「聯隊ノ記号」とは、『偕行ラッパ譜A』に掲載の「鎮台十四聯隊」（『譜例38』の左ページ2段目右）のラッパ信号にちがいない。

他にも、西南戦争時の資料には、官軍が「第一聯隊」「第二聯隊」のラッパ信号を暗号として用いようとした記録²³、「第十聯隊之譜号」を集合の合図に用いようとした記録を確認できる²⁴。つまり、「〇〇聯隊」のシグナルは、1877年までには誕生していたことになる。

また、アジア歴史資料センターには、1883年5月の「教導団ヨリ各工兵隊喇叭オルフラン之義ニ付上申之件」²⁵というタイトルがつけられた文書があり（「オルフラン」は、フランス語の「refrain」）、

近衛 各鎮台 及 教導団 工兵隊二号喇叭綴譜別紙之通相定候条此旨相達候事

つまり、近衛、各（6つの）鎮台、教導団、それぞれの工兵隊の「号喇叭綴譜」を定めたという。したがって、『偕行ラッパ譜A』の「團工」、「近衛工兵」、「東京鎮台工兵大隊」、「仙台工兵」、「名古屋工兵」、「大坂工兵」、「広島工兵」「熊本工兵」の8曲のラッパ信号は、1883年5月に制定されたことになる。

話が前後するが、既に指摘したように【軍隊・学校】の最後に記された「十八聯隊」（『譜例38』）は、明らかに別インクで後から書き足されている。第18聯隊は、1884年

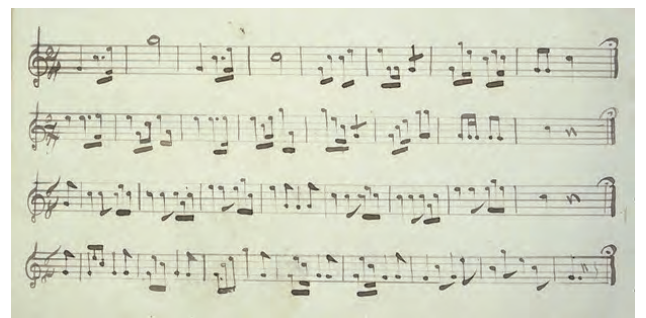
夏に名古屋に創設された。このことから、『偕行ラッパ譜A』の【軍隊・学校】の部分は、各工兵隊のラッパ信号が制定された1883年5月以降から1884年春頃までのあいだに筆写され、第18聯隊が創設された1884年夏以降になって（第18聯隊のラッパ信号が制定されてから）²⁶、ラッパ譜「十八聯隊」が書き加えられたことになる。

2-3. 行進曲

『偕行ラッパ譜A』の34頁、36～41頁、84頁、88～148頁の4箇所には、行進曲が記されている。

まず、36～41頁には192小節（1～12番）の行進曲の、1番と2番が記載されたページ（『譜例40』の1段目の冒頭4小節）に注目すると、すでに説明をした【軍隊・学校】の「鎮台一聯隊」のラッパ信号、また3段目の冒頭4小節は「二聯隊」のラッパ信号であることが判る（『譜例39』を参照）。3番以降を調べても、すべて冒頭4小節は「〇〇聯隊」のラッパ信号であるため、これはそれぞれの「聯隊の行進曲」と呼んでもよい。「〇〇聯隊」のラッパ信号が日本で作られたのなら、この行進曲も日本で作られたことになる。

また、34頁の「教導団歩兵大隊」「士官学校」（84頁にもこの2曲が記載）も、【軍隊・学校】のラッパ信号「團歩」「士官校」を用いた16小節の行進曲である。



〔譜例40〕

88～148頁には1～115番の行進曲が掲載されていて、筆者は1～115番を、意識的に3つの独立したセクション（1～97番、98～109番、110～115番）として区別して記している²⁷、ここでは、1～97番を「A-1」、98～109番を「A-2」、110～115番を「A-3」としておく。

ただし、この行進曲について詳しく検討する前に、まず『偕行ラッパ譜B』の説明を済ませておきたい。なぜならA-1～A-3は、『偕行ラッパ譜B』に収録されている行進曲

²² 参謀本部陸軍部編纂課編『征西戦記稿』巻之20（1887）、13頁。『熊本鎮台戦闘日記附録 但十四聯隊之部』（1882）にもほぼ同様の記述がある。

²³ 「6月17日 喇叭暗号記号共別紙の通相定相達 総督本宮」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09084908000、来翰綴 第2号 明治10年5月1日～10年6月29日（防衛省防衛研究所）。これと同時期の資料「野津大佐 豊後地方相定暗号記号等の儀」には、「喇叭号之義八聯隊譜ノ如キ新古之区別も有之喇叭卒中不熟之者も有之況や一般軍人に於テハ往々不心得之者可有」とあり、「聯隊」のラッパ信号が汎用性がなかったことを裏づけている。

²⁴ 「中隊の緊急集合に使うラッパ譜号の届出 水野大尉」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09084530900、雑書 明治10年5月1日～10年5月30日（防衛省防衛研究所）。

²⁵ 「5_24 教導団ヨリ各工兵隊喇叭オルフランの義ニ付上申の件」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C09071344800、明治16年 第3号審按12 従4月至6月（防衛省防衛研究所）。

²⁶ 『歩兵第十八聯隊歴史』（稲富書店 1913）によると、歩兵第18聯隊は1884年5月に名古屋で「編成ヲ創メ」、同年7月1日に「編成全ク成リ」、8月15日に「東京宮中ニ於テ軍旗ヲ御親授」、1885年4月29日に衛戍地の豊橋に移転とある。ラッパ譜についての記述は無いが、ラッパ譜「十八聯隊」が制定されたのは、1884年5月以降の、それほど遠くない時期とみてよいだろう。

²⁷ 97番と98番の間には2段の空五線があり、明確に区別している。また、110～116番は最初の段にのみト音記号が記されていて、各段にト音記号が記された109番までとは、書式が異なり、区別をしているように読み取れる。

の大部分と共通しているからである。

3. 『偕行ラッパ譜B』

『偕行ラッパ譜B』は、『偕行ラッパ譜A』と同型の黒表紙、130頁の白紙の手帳で、手書きで五線が記されている。やはり、筆記者やタイトルなどの情報はとくに記載されていない。空五線の頁や白紙頁もあるが、音符が記されている頁は一箇所にまとまっている。音符の筆跡は、『偕行ラッパ譜A』の筆記者と似た非常に丁寧なもののなので、同一人物のように思える。

楽譜は、5頁から75頁に行進曲だけが収録され、【日課号音】や【軍隊・学校】などのラッパ信号は存在しない。『偕行ラッパ譜A』の行進曲と同じく、個々にタイトルや、何番かを示す数字などは何もないが、全体では2326小節、1～132番で構成されている。

多くは16小節単位で1番になっている（18小節、20小節、24小節、36小節単位の部分もある）。拍子は1～121番までは2/4拍子だが、最後の122～132番だけは6/8拍子である。

ところで、先の『偕行ラッパ譜A』の行進曲「A-1」「A-2」「A-3」は、すべて『偕行ラッパ譜B』の行進曲に含まれている（本論文65～67頁の【表4】参照）。

『偕行ラッパ譜B』	『偕行ラッパ譜A』
1～97番	「A-1」
98～109番	「A-3」
110～117番	「A-2」

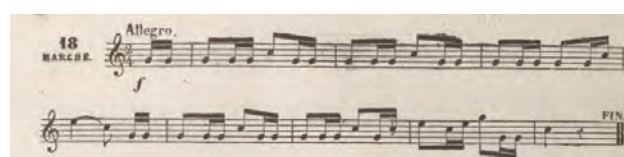
『偕行ラッパ譜A』は、なぜ「A-1」「A-3」「A-2」の順序に記したのか、その理由は分からないが、『偕行ラッパ譜B』のほうが計画的に筆写している印象を受けることや、『偕行ラッパ譜A』には存在しない118～132番を含む点で、原典に近いのは『偕行ラッパ譜B』ではないかと考えられる²⁸。

『偕行ラッパ譜B』の行進曲1～117番（つまり『偕行ラッパ譜A』の「A-1」「A-3」「A-2」）2052小節には、フランスのラッパ譜と共通する部分がいくつかある。たとえば、

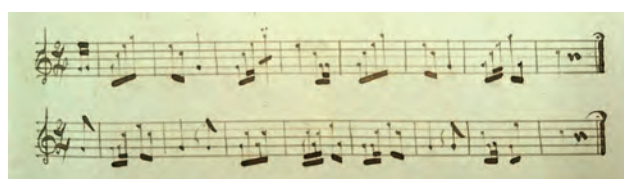
『偕行ラッパ譜B』の1番の前半8小節【譜例41】は、『仏ラッパ譜（1869）』²⁹の「Marche」【譜例42】と、また、14～15番【譜例43】は、やはり『仏ラッパ譜（1869）』に掲載されている「Vingt pas accélérés originaux」の1～2番【譜例44】と一致している。16番【譜例45】は、『仏ラッパ譜（1875）』³⁰や『仏ラッパ譜（1869）』に掲載されているラッパ譜「Le pas accéléré」【譜例46、譜例47】を、そのまま行進曲の一部として用いている³¹。



〔譜例41〕



〔譜例42〕



〔譜例43〕

〔表2〕『偕行ラッパ譜B』

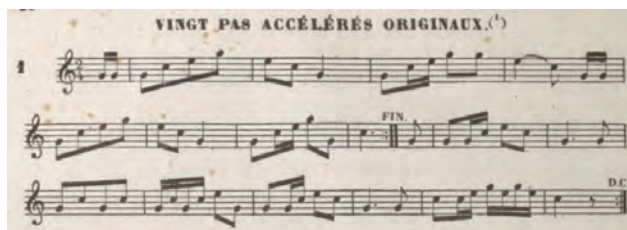
頁	1～4	5～75	76～108	109～130
内容	白紙	楽譜 行進曲 (132番)	空五線	白紙

²⁸ 煩雑になるので本文中では説明をしていないが、実は『偕行ラッパ譜B』を基準として「A-1」を対照させると、1～26番の順序が、「1～2、23～26、19～22、15～18、11～14、7～10、3～6」と異なっている。おそらく、Aの筆記者が写譜をする際に順序を取り違えたと思われる（底本が乱丁？）。

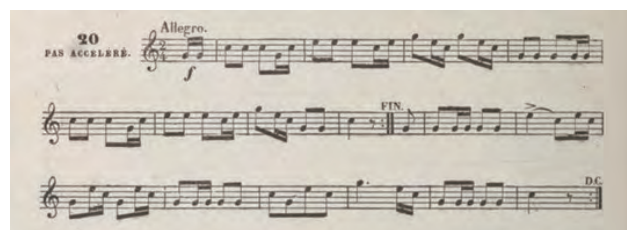
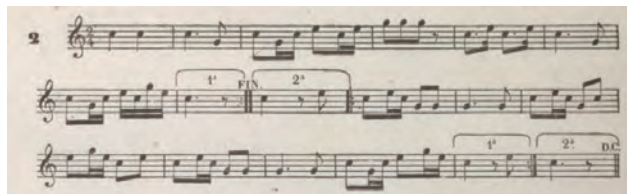
²⁹ *Méthode de clairon d'ordonnance*, 1869

³⁰ *Règlement du 12 juin 1875 sur les manœuvres de l'infanterie*. / Ministère de la guerre, 1877.

³¹ 後半冒頭のアフタクトの8分音符は、『仏ラッパ譜（1869）』と一致する（『仏ラッパ譜（1875）』には該当する音がない）。



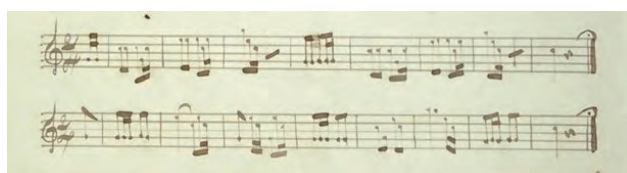
〔譜例44〕



〔譜例47〕



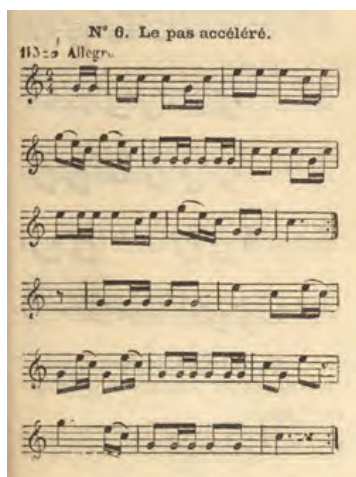
〔譜例48〕



〔譜例45〕



〔譜例49〕



〔譜例46〕

『仏ラッパ譜（1875）』に掲載されているラッパの行進曲「Marches pour clairon seul」は全10曲で構成されているが、『偕行ラッパ譜B』との対応関係は、以下の通りである（『偕行ラッパ譜B』の6番〔譜例48〕、『仏ラッパ譜（1875）』の第1曲〔譜例49〕）。

『偕行ラッパ譜B』	『仏ラッパ譜（1875）』
6	PREMIÈRE MARCHE〔1〕
13	DIXIÈME MARCHE〔10〕
59	DEUXIÈME MARCHE〔2〕
60	TROISIÈME MARCHE〔3〕
61	QUATRIÈME MARCHE〔4〕
62	CINQUIÈME MARCHE〔5〕
63	SIXIÈME MARCHE〔6〕
64	SEPTIÈME MARCHE〔7〕
65	NEUVIÈME MARCHE〔9〕

『偕行ラッパ譜B』の59番から64番までの6曲は、「Marches pour clairon seul」の第2曲から第7曲までの6曲に対応しているが、なぜか6番と13番は遠く離れていること、「Marches pour clairon seul」の第8曲が『偕行ラッパ譜B』には存在しないことなど、不可解なところはある。

同じように『偕行ラッパ譜B』の66番から73番には、『仏ラッパ譜（1875）』の「Marches avec tambours et clairons réunis」（全10曲）が用いられているが、前者には後者の第4曲、第5曲が欠落し、『偕行ラッパ譜B』の71番は拍子が2/4に変更され（「SEPTIÈME MARCHE」は6/8）、72番は音が少し異なるなど、やはり完全に一致しているわけではない。

『偕行ラッパ譜B』	『仏ラッパ譜（1875）』
66	PREMIÈRE MARCHE〔1〕

67	DEUXIÈME MARCHE [2]
68	TROISIÈME MARCHE [3]
69	SIXIÈME MARCHE [6]
70	SEPTIÈME MARCHE [7]
71	HUITIÈME MARCHE [8]
72	NEUVIÈME MARCHE [9]
73	DIXIÈME MARCHE [10]

また、『仏ラッパ譜 (1875)』の« Marches de retraite pour clairon » 全10曲は、欠落することなく『偕行ラッパ譜B』に用いられているものの、74~75番、78番が離れていて（しかも、78番は『仏ラッパ譜 (1875)』の第2曲の前半だけが一致）、93番はメロディが少し異なるなどの相違がある。やはり順序は完全に対応しているわけではない。

『偕行ラッパ譜B』	『仏ラッパ譜 (1875)』
74	QUATRIÈME MARCHE [4]
75	PREMIÈRE MARCHE [1]
78	DEUXIÈME MARCHE [2]
91	TROISIÈME MARCHE [3]
92	CINQUIÈME MARCHE [5]
93	SIXIÈME MARCHE [6]
94	SEPTIÈME MARCHE [7]
95	HUITIÈME MARCHE [8]
96	NEUVIÈME MARCHE [9]
97	DIXIÈME MARCHE [10]

『偕行ラッパ譜B』の85~90番は、1865年のフランスのラッパ譜に掲載されている« Trente pas accélérés » の1~6番を用いているが32、後者は1番が16小節単位であるのに対して、後者はすべて4小節付加されて20小節単位になっている（本論文65~67頁の【表4】参照）。

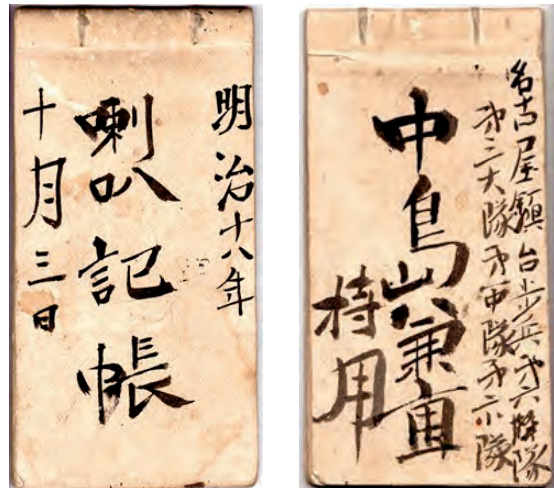
全体的にみると、『偕行ラッパ譜A』と『偕行ラッパ譜B』に共通する行進曲2052小節（1~117番）のうち、約30%がフランスのラッパ譜に依拠している。しかしながら、曲順などの点で、フランスのラッパ譜を転写したとは考えにくい。もちろん、底本となった楽譜が他に存在するかもしれないが、それよりもむしろ、音の微妙な相違、順序が逆になったり、遠く離れていたり、かとおもえば思い出したように連続しているところもあったり、あるいは忘れたかのように欠落してしまっている様相から、この一連のラッパの行進曲の作成には、記憶（の気まぐれ）が大きな役割を果たしたことを暗に示しているように思える³³。

フランスのラッパ譜に見出すことができなかった残りの約70%については、未見のフランスのラッパ譜に存在する可能性も、日本で作成された可能性も、どちらも考えら

れるが、記憶されていたメロディと、新しく創作したメロディが混在した、一種のアレンジとするのが妥当ではないだろうか。

4. 名古屋鎮台の『喇叭記帳』

筆者の手元にある『喇叭記帳』³⁴は、8.5cm×18cmの紐綴じの手帳で、すべてのページに手書きの五線譜が記されている。



表紙には日付「明治十八年／十月三日」、裏表紙には「名古屋鎮台歩兵第六聯隊／第三大隊第一中隊第二小隊／中島兼重／持用」と記されていて、筆記された年月日と筆者が特定できる点で前述の靖国偕行文庫のラッパ譜とは大きく異なる。ただし、文字・音符は読みにくく、しかも五線譜の記譜法のルールに則っていないので、楽曲の特定は極めて困難である。しかし、『偕行ラッパ譜A』『偕行ラッパ譜B』を参照することによって、ほぼすべてが解読できる（本論文63~64頁の【表3】参照）。ただし、全42頁の後半部分（22~42頁）の全102曲は、1885（明治18）年12月3日に制定された『陸海軍喇叭譜』のラッパ譜を写譜したものなので除外し、前半部分を対象とする。

前半部分は全91曲あり、内訳は【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】が53曲、【軍隊・学校】が37曲、【行進曲】は「六聯隊まるす」というタイトルの1曲の行進曲（1~13番）が収録されている³⁵。

冒頭ページ【譜例50】を例にすると、「おこ志」「志んき」「志よくじ」「そうじ」「しんだん」「くゑきよび」の6曲で、最初の「おこ志」の場合、タイトルから推理して「起床」のラッパ譜【譜例1】を対照させてみると、音価はかなり異なるが、音の巡りは同一であること³⁶、つまり、フ

³² *Méthode complète pour clairon d'ordonnance*. / P. Clodomir (1865)

³³ もちろん、ラッパの行進曲は、フランスにおいても様々な曲順で演奏・記譜されていたかもしれない。あるいは、そもそも楽譜に書き残されることのほうが稀で、主に口頭で伝承されていた流動的な音楽文化である可能性もある。

³⁴ 現在は静岡文化芸術大学附属図書館蔵。

³⁵ ただし、『喇叭記帳』も【日課号音】【招呼】【敬礼】【軍隊・学校】【行進曲】といったカテゴリは明示されていない。

³⁶ 『喇叭記帳』に限らず、明治期のラッパ譜は、五線の第二間（ト音記号の「ラ」）に「ソ」の音を記すことが多い。

ランスのラッパ譜「Le Réveil」〔譜例2〕であることが判明する。

他のラッパ譜についても同様で、53曲中の49曲は『偕行ラッパ譜A』と共通していること、つまり、多くはフランスのラッパ譜に依拠していることがわかる。ただし、「そうじのおハリ」に該当する曲は『偕行ラッパ譜A』ではなく、楽譜は「Le Garde-à-vous」〔譜例18〕をあて、「ヤゑお古しはろよい」(?)も『偕行ラッパ譜A』にはないが、楽譜はフランスのラッパ譜の「Marche」〔譜例42〕をあてている。「やゑのふ」(野営の譜?)は『偕行ラッパ譜A』やフランスのラッパ譜にも見あたらない。

【軍隊・学校】のラッパ譜37曲も、ほぼ『偕行ラッパ譜A』と共通する(『喇叭記帳』には「十九聯隊」が記載されている)³⁷。「〇〇大隊」「〇〇中隊」の7曲ラッパ譜を例外として、これら30曲に該当する楽曲はフランスのラッパ譜にはまったく見あたらない。

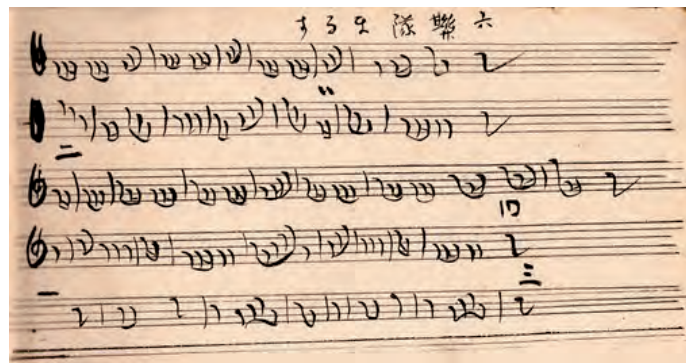
【行進曲】は、1番～13番の「六聯隊まるす」という行

進曲が記載されている(筆記者の中島兼重が名古屋鎮台の第6聯隊に属していたことと符合する)。

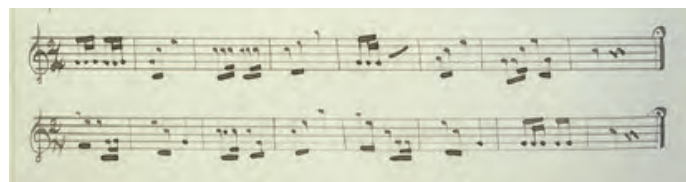
「六聯隊まるす」の最初の頁〔譜例51〕の上2段(数字は記されていないが1番)は、『偕行ラッパ譜A』の36～41頁に掲載されている「聯隊の行進曲」の6番目の楽曲〔譜例52〕で、そのあとに続く2番～13番は、『偕行ラッパ譜B』の1番～12番の行進曲が用いられている(本論文65頁の〔表4〕参照)。推測の域をでるものではないが、ひょっとするとこれは当時の行進曲の演奏実践の一例かもしれない。『偕行ラッパ譜B』に掲載されているような2000小節を超える長大な行進曲は、全体を1曲として演奏するのではなく、自分が所属する聯隊の信号が含まれる「聯隊の行進曲」を冒頭に置き、そのあとは2000小節の行進曲の中から選択して、1曲を構成した——六聯隊における実例が『喇叭記帳』には記されている——と考えられる。



〔譜例50〕



〔譜例51〕



〔譜例52〕

³⁷ 帝国聯隊史刊行会『歩兵第十九聯隊史』(1918)によると、歩兵第19聯隊は、1885年5月30日に旧名古屋城内に第一大隊が創設、1886年6月12日に聯隊本部と第二大隊を新設、同年8月23日に軍旗を親授、1887年5月26日に第三大隊が編成された。『喇叭記帳』の表紙にある日付(1885年10月3日)から推測すると、第一大隊が創設されたあとにラッパ譜「十九聯隊」が制定されたことになる。

5. まとめ

ほぼ同時期に作成された可能性の高い3点の楽譜—『偕行ラッパ譜A』『偕行ラッパ譜B』『喇叭記帳』—の検証によって判明したことを順次挙げておく。

まず、『偕行ラッパ譜A』や『喇叭記帳』に掲載されている【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】のラッパ譜は、ほとんどがフランスのラッパ譜に同じ曲を確認することができ(約70曲)、それとは対照的に、【軍隊・学校】のラッパ信号は、汎用性のある大隊、中隊については、フランスのラッパ譜を借用しているが、それ以外の約30曲はフランスのラッパ譜には存在しない。大隊・中隊以外の【軍隊・学校】のラッパ信号は、すべて日本の軍隊における唯一の組織に与えられたシグナルであることから、日本で作られたオリジナルのラッパ譜であることを強く示唆している。

【敬礼】のラッパ譜「靖国神社参拜式」のように、軍隊にとってきわめて特別な意味をもつ楽曲も、既存のフランスの楽曲を転用するわけにはいかず、独自のメロディを必要としたとしても不思議ではない³⁹。

もちろん、未見のフランスの(ひょっとしたら、フランス以外の国々の)ラッパ譜に、同一の楽譜が見つければ、この結論は直ちに修正されるべきだろう。

同じようなことは【行進曲】についても言える。『偕行ラッパ譜A』や『偕行ラッパ譜B』に収録されている2000小節をこえる長大な楽曲は、部分的にはフランスの行進曲が用いられていたが、順序の相違、欠落している部分などもある。なによりも過半の部分(約70%)は、フランスのラッパ譜に同一曲を見つけないことができていない。したがって、フランスの行進曲は所々で素材として借用されながら、全体としては新たな行進曲が作曲されたこととみなしたほうが、妥当であるように思える。もっとも「作曲された」というよりは、新たに「再構成された」というほうが実態に即しているかもしれない。

ところで、そうした曲が日本で作曲されたとすれば、では、いったい誰が作曲をしたのか、という問題が浮上してくる。ラッパで使用されるのは「ド・ミ・ソ」だけなので、音楽としては単純だが、文部省の『小学唱歌集』ですら、ほとんどが西洋の曲を転用した時代である。この時期に2000小節をこえる行進曲や、「靖国神社参拜式」を作曲する能力をもつ日本人が(陸軍軍楽隊の外部を探しても)存在したとは思えない。そうすると、真っ先に思い浮かぶのは、第2次フランス軍事顧問団の一員として、明治5年から陸軍のラッパ教師をつとめていたG. C. ダグロンだろ

う⁴⁰。『偕行ラッパ譜B』の行進曲の分析から窺えることは、フランスのラッパの行進曲をよく知っていて(おそらく、ラッパの楽譜を所有しているということではなく、頭のなかに記憶して)、それを思い出しつつ、新たな行進曲を再構成できるのは、フランス人のラッパ手でなければできない芸当であるからである。フェントンやルルー、エッケルトの陰に隠れがちな人物であるが、再評価が必要である。

『喇叭記帳』は、当時のラッパ伝習の様子もよく伝えている。中島兼重が書いた楽譜は、音符の長さ(音価)が不正確で、小節線(縦線)の引いてある場所も不規則なので、1小節あたりの拍数もデタラメである。これは当時の兵隊の音楽能力の低さを示す証拠にしか見えないかもしれない。しかし、よく観察すると、筆者の中島兼重は、音符を書く作業の際に「楽譜」を写譜していないことがわかる(もし楽譜を「写譜」したのであれば、『喇叭記帳』のような楽譜には、決してならない)。しかも、音程については正確に記されているので、筆者である中島が、ラッパ手による吹奏を聴いて、それを紙に記録したことをよく示している。少なくとも名古屋鎮台では楽譜はあまり用いられず、口頭伝承的なラッパ教習がおこなわれており、中島の前で模範演奏を行った人物も、正確に吹奏していた。中島は唱歌教育を受けていない世代であり(仮に1885年当時、20歳なら、1865年生まれ)、その世代が記したものであるとは、かなり正確な備忘録を残したことになる。また、口頭伝承による教習が一般的であったのであれば、現在、この時期のラッパに関する楽譜資料がほとんど現存せず、研究が難しかったことも納得できる。

実は、2冊の偕行文庫のラッパ譜には、多くのラッパ譜が記されているものの、それだけでは「演奏」の証拠にはならない。しかし、『喇叭記帳』は、少なくとも記載されている曲については、間違いなく「演奏」をおこなっていた証拠となる。おそらく名古屋鎮台だけではなく、各地の鎮台でも、フランスのラッパ信号を含む数多くの音楽が鳴り響いていただろう。

1885年12月3日に『陸海軍喇叭譜』が制定されたことにより、陸軍はそれまでのラッパ譜を用いなくなった。明治後期にラッパ譜が消防組のラッパ譜として転用されたこともあったが、明治前期の陸軍は「フランスのラッパ譜を使った」ということ以外は(日本で作られた可能性のある楽曲もあるのだが)、人々の記憶から忘れ去られた⁴¹。

³⁸ 『偕行ラッパ譜A』は、1885年10月3日の日付のある『喇叭記帳』と収録曲がほぼ一致し、また『偕行ラッパ譜A』の行進曲(2052小節)が『偕行ラッパ譜B』の行進曲と一致する。さらに、『偕行ラッパ譜A』は1883~1884年頃に作成された可能性が高いことから、『偕行ラッパ譜B』もほぼ同じ時期に作成されたと推測できる。

³⁹ 本文中で述べたように、1877年には「鎮台一聯隊」から「十四聯隊」までのシグナルが存在していたこと、1883年5月には各工兵隊のラッパ信号が新たに制定され、さらに後になって第18聯隊や第19聯隊のラッパ譜も制定されている。これらのことから、どうやら陸軍の組織拡大に伴って、次々に新たな信号が創作されていたらしい。実は、この方針自体は『陸海軍喇叭譜』(1885)以降も引き継がれていたが、曲数があまりにも多くなりすぎて、明治30年代になると破綻することになる。

⁴⁰ ダグロンは1873年来日し、1883年3月に離日している(中村理平『洋楽導入者の軌跡』(刀水書房 1993))。

⁴¹ ところが、筆者がオークションで手に入れた1枚のSPレコードが、新たな課題を突き付けてくる。「歩兵第一聯隊」のラッパ隊が、おそらく昭和初期あたりに録音したと思われる「中丸須行進曲」(獅子印 福泰留声機器公司317)というタイトルのレコードには、『偕行ラッパ譜B』の行進曲14~23番がほぼそのまま収録されている。つまり、1885年12月『陸海軍喇叭譜』制定以降、それまでのラッパ譜は公式には使われなくなったが、歩兵第一聯隊では「中丸須行進曲」として、部分的に伝承されていたことになる。

※本研究は文部科学省科学研究費、基盤研究(C)「近代日本におけるラッパ受容に関する基礎的研究」(16K02343)の成果の一部です。

〔表3〕『偕行ラッパ譜A』、フランスのラッパ譜、『喇叭記帳』

	『偕行ラッパ譜A』	フランスのラッパ譜	『喇叭記帳』
【日課号音】【招呼】【敬礼】【教練】			
1	起床	Le Réveil	おこ志
2	点呼*	L'Appel	志"んき
3	掃除*	La Corvée du quartier	そうじ
4	喫食*	La Soupe	しょくじ
5	診断	Aux malades	しんだん
6	学科*	L'Ecole du premier degré	がつか
7	分レ	La Berloque	わかれ
8	士官呼		士官よび
9	下士呼		下士官よび
10	曹長呼	Aux sergents-majors	
11	周番軍曹呼	Aux sergents	
12	給養軍曹呼	Aux fourriers	
13	週番伍長呼	Aux caporaux	
14	楽手呼		
15	喇叭手呼*	Le Rappel	喇叭よび
16	銃兵呼*		銃兵よび
17	兵卒罪人呼*	Aux hommes punis	
18	下士罪人呼	Aux sous-officiers punis	くゑきよび
19	控兵呼	Au Piquet	ばんべよび
20	集合	Le Rappel	よひたし
21	呼集	L'Assemblée	じうたいあつまり
22	一般命令	A l'Ordre	めうれ
23	軍旗集合	Au Drapeau	仙たいあつまり
24	拝命布達	Le Ban	士官はいめんふたツしき
25	全終	Le Garde-à-vous	
26	下士命令	Le Garde-à-vous	下士めうれ
27	分配*	Aux fourriers de distribution	きうよびぶんばい
28	非常	La Générale	
29	〔タイトルなし〕	La Retraite	ひきあげ
30	靖国神社参拜式		さんぱいしき
31	気ヲ付ケ	Le Garde-à-vous	きおつけ
32	消燈*	Extinction des feux	しょうと
33	礼式	Aux champs	をうしやん
34	軍隊ニ應スル礼式	Aux champs en marchant	
35	早足	Le pas accéléré	
36	坂（マルス）	Le pas de charge	坂丸そ
37	かけ足	Le pas gymnastique	かけあし
38	前衛		ぜんゑ
39	後衛		こうゑ
40	外套着脱		
41	附ケ剣	Baïonnette au canon	ツけうけん
42	取レ剣	Remettre la baïonnette	とれけん
43	止レ	Halte	はる
44	散兵前へ	En avant	前エ
45	散解	En tirailleurs	ちれ
46	右向ケ	Par le flanc droit	右向
47	左向ケ	Par le flanc gauche	左向
48	退却	En retraite	ことゑ
49	伏臥	Couchez-vous	ねよ
50	起立	Levez-vous	おきよ
51	打方*	Commencez le feu	うちかた
52	全止*	Cessez le feu	うちかたやめ
53	分隊合セ	Ralliement	分隊合
54	半小隊合セ	Ralliement par demi section	半小隊合
55	小隊合セ	Ralliement par section	小隊合
56	早歩	Le pas accéléré	

	『偕行ラッパ譜A』	フランスのラッパ譜	『喇叭記帳』
57	駈歩	<i>Le pas gymnastique</i>	
58	早馳	<i>Le pas de course</i>	
59	右ニ向キ替ヘ	Changer de direction à droite	右ニむきおかエ
60	左ニ向キ替ヘ	Changer de direction à gauche	左ニむきおかエ
61	襲撃	<i>Le pas de charge</i>	
62	援隊合セ	Ralliement sur la réserve	ゑんたい合
63	豫備隊合セ	Ralliement sur le bataillon	
64	大隊集合	L'Assemblée	大隊よび
65	騎兵右方ヨリ襲来	Cavalerie venant à droite	
66	騎兵左方ヨリ全	Cavalerie venant à gauche	
67	全前方ヨリ全	Cavalerie venant sur le front	
68	〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies (1)	一中隊
69	〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies (2)	二中隊
70	〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies (3)	三中隊
71	〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies (4)	四中隊
72	〔タイトルなし〕	Les refrains des compagnies (5)	
		Le Garde-à-vous	そうじのおハリ
		<i>La Berloque</i>	しよくじぶんばい
		Marche	やゑお古しはろてよい(?)
			やゑのふ(?)
		Ralliement sur le bataillon	大隊合

【軍隊・学校】

1	団歩		歩兵東京山
2	団工		歩兵ノ工兵東京山
3	士官校		士官ガ古
4	戸山校		藤山ガ古
5	近衛工兵		近衛工兵
6	東京鎮台工兵大隊		工兵一大隊
7	仙台工兵		工兵一中隊
8	名古屋工兵		工兵二中隊
9	大坂工兵		工兵二大隊
10	広島工兵		工兵三三隊
11	熊本工兵		工兵三大隊
12	近衛歩兵		近衛いつぱん
13	近衛一聯隊		近衛一聯隊
14	全二聯隊		近衛二聯隊
15	鎮台一聯隊		歩兵一聯隊
16	全二聯隊		〔タイトルなし〕
17	全三聯隊		三聯隊
18	全四聯隊		四聯隊
19	全五聯隊		五聯隊
20	全六聯隊		六聯隊
21	全七聯隊		七聯隊
22	全八聯隊		八聯隊
23	全九聯隊		九聯隊
24	全十聯隊		十聯隊
25	全十一聯隊		十一聯隊
26	全十二聯隊		十二聯隊
27	全十三聯隊		十三聯隊
28	全十四聯隊		十四連隊
29	歩兵第一大隊	Refrain (11° Bataillon)	壹大隊
30	全二大隊	Refrain (6° Bataillon)	貳大隊
31	全三大隊	Refrain (9° Bataillon)	三大隊
32	十八聯隊		十八聯隊
	「*」は異稿も収録		十九聯隊

フランスのラッパ譜 細字：Règlement du 12 juin 1875 sur les manœuvres de l'infanterie. / Ministère de la guerre (1877)

斜体：類似曲が (1877) にアリ

太字：Méthode de clairon d'ordonnance. / A. Lagard (1869)

〔表4〕 行進曲

『偕行ラッパ譜B』	『偕行ラッパ譜A』			『喇叭記帳』 「六連隊まるす」	フランスのラッパ譜 斜体は部分一致			
5~75頁	88~148頁			36~41頁				
	A-1	A-2	A-3					
		（『本当は『偕A』の3番と26番は曲順が異なっているが、ここでは順序を『B』に合わせた。』の誤写ミス？）、	『日本連隊のシグナルを使用可能性大』	1聯隊				
				2聯隊				
				3聯隊				
				4聯隊				
				5聯隊				
				6聯隊		1		
				7聯隊				
				8聯隊				
				9聯隊				
				10聯隊				
				11聯隊				
				12聯隊				
1	1					2	Marche (1869)	
2	2					3		
3	3					4	Trente pas accélérés ⑦ (1865)	
4	4					5		
5	5					6	Marches pour clairon seul ① (1877)	
6	6					7		
7	7					8		
8	8					9		
9	9					10		
10	10					11		
11	11					12		
12	12					13		
13	13							Marches pour clairon seul ⑩ (1877)
14	14							Vingt pas accélérés originaux ① (1869)
15	15							Vingt pas accélérés originaux ② (1869)
16	16							Le pas accéléré (1877)
17	17							
18	18							
19	19							
20	20							
21	21							
22	22							
23	23							
24	24							
25	25							
26	26							
27	27							
28	28							
29	29							
30	30							
31	31							
32	32							
33	33							
34	34							
35	35							
36	36							
37	37							
38	38							
39	39							
40	40							
41	41							
42	42							
43	43							

『偕行ラッパ譜B』	『偕行ラッパ譜A』			『喇叭記帳』 「六連隊まるす」	フランスのラッパ譜 斜体は部分一致
44	44				
45	45				
46	46				
47	47				
48	48				
49	49				
50	50				
51	51				
52	52				
53	53				
54	54				
55	55				
56	56				
57	57				
58	58				
59	59				Marches pour clairon seul ② (1877)
60	60				Marches pour clairon seul ③ (1877)
61	61				Marches pour clairon seul ④ (1877)
62	62				Marches pour clairon seul ⑤ (1877)
63	63				Marches pour clairon seul ⑥ (1877)
64	64				Marches pour clairon seul ⑦ (1877)
65	65				Marches pour clairon seul ⑨ (1877)
66	66				Marches avec tambours et clairons réunis ① (1877)
67	67				Marches avec tambours et clairons réunis ② (1877)
68	68				Marches avec tambours et clairons réunis ③ (1877)
69	69				Marches avec tambours et clairons réunis ⑥ (1877)
70	70				Marches avec tambours et clairons réunis ⑦ (1877)
71	71				Marches avec tambours et clairons réunis ⑧ (1877)
72	72				Marches avec tambours et clairons réunis ⑨ (1877)
73	73				Marches avec tambours et clairons réunis ⑩ (1877)
74	74				Marches de retraite pour clairon ④ (1877)
75	75				Marches de retraite pour clairon ① (1877)
76	76				
77	77				
78	78				<i>Marches de retraite pour clairon ② (1877)</i>
79	79				
80	80				
81	81				
82	82				
83	83				
84	84				
85	85				<i>Trente pas accélérés ① (1865)</i>
86	86				<i>Trente pas accélérés ② (1865)</i>
87	87				<i>Trente pas accélérés ③ (1865)</i>
88	88				<i>Trente pas accélérés ④ (1865)</i>
89	89				<i>Trente pas accélérés ⑤ (1865)</i>
90	90				<i>Trente pas accélérés ⑥ (1865)</i>
91	91				Marches de retraite pour clairon ③ (1877)
92	92				Marches de retraite pour clairon ⑤ (1877)
93	93				<i>Marches de retraite pour clairon ⑥ (1877)</i>
94	94				Marches de retraite pour clairon ⑦ (1877)
95	95				Marches de retraite pour clairon ⑧ (1877)
96	96				Marches de retraite pour clairon ⑨ (1877)
97	97				Marches de retraite pour clairon ⑩ (1877)
98			1		
99			2		
100			3		

『偕行ラッパ譜B』	『偕行ラッパ譜A』				『喇叭記帳』 「六連隊まるす」	フランスのラッパ譜 斜体は部分一致	
101			4				
102			5				
103			6				
104			7				
105			8				
106			9				
107			10				
108			11				
109			12				
110			1				
111			2				
112			3				
113		4					
114		7					
115		8					
116		5					
117		6					
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
* 『偕行ラッパ譜A』には、他に「教導団歩兵大隊」と「士官学校」の16小節行進曲が掲載されている（34頁、84頁）							
(1865) = Méthode complète pour clairon d'ordonnance. / Clodomir							
(1869) = Méthode de clairon d'ordonnance. / A. Lagard							
(1877) = Règlement du 12 juin 1875 sur les manœuvres de l'infanterie./ Ministère de la guerre							

創る観客論に立脚した劇場モデルに関する考察②

アドルフ・アッピア（1862－1928）の論文「Monumentality（記念碑性）」（1922）を事例に

A study on the model of the theatre for making an active audience II Analysing “Adolphe Appia : Monumentality (1922)”

永井 聡子

文化政策学部 芸術文化学科

Satoko NAGAI

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

「劇場」は舞台と観客がいかに融合するかによって仕上げられる。「劇場」とはハードウェア（劇場建築・機構・設備）とソフトウェア（運営と作品の核となる人材）の融合から生まれ、劇的世界は「劇場」に対する考え次第で日常にも非日常にもなる。「劇場」を観客も含めた専門領域として概念を整理しつつ、舞台、観客との関連性を考察する。西洋劇場の近代化の過程で演出論が果たした役割が、劇場改革にどのように関わる必要があるのか。本論では、1922年アドルフ・アッピア（1862－1928）が発表した論文「Monumentality」から、観客を能動的にする空間と、観客を創る劇場観から現代性を読み解くことを目的としている。

It is important to consider 'theatre' and 'audience' in the public theatre as a base for cultural creation. Theatre leads to the work of art producing a dramatic world. As a result, Process of the creation is the most important issue for the theatre construction of the daily and non-daily management. What is the theatre as a professional area? The aim of this paper is to discuss what a regional theatre should make an active audience by analysing the paper Adolphe Appia : Monumentality (1922) (Revue d'esthétique Oct.-Dec. 1953: 349-68 Volbach, pp. 221-34; Babel, 4, pp. 142-56) (Richard C. Beacham, "ADOLPH APPIA Texts on Theatre", Routledge, 1993)

1. 研究の背景・目的

「劇場」とはハードウェア（劇場建築・機構・設備）とソフトウェア（運営と作品の核となる人材）の融合から生まれ、「劇場」に対する考え次第で日常にも非日常にもなる。劇場は観客も含めた劇的世界を創造する専門性のある領域と言えよう。

劇場とは一つの「鏡」である（中略）演劇とはこの鏡に映された生命の姿であるといへる。この生命の姿が一つの全体として感じられる時に、演劇の直観形式が現れる（外山卯三郎「舞台芸術論」，昭和5年、建設社，p.16）

上記は美学者・外山卯三郎の言葉だが、外山が言う演劇は「劇的なもの」という言葉で表すもので、戯曲だけでは文学の領域であり、劇場があって初めて成立すると考えている。演劇の学問が成立する当初より、文学とも美学とも違うことの認識があったことは興味深い。1979年発行の「日本演劇学会紀要 18」に記載の名簿には、国立劇場や新国立劇場をはじめ地域の劇場など日本のほとんどの劇場建設を手がけた小泉嘉四郎、小谷喬之助、当時大学院生だった清水裕之、伊東正示ら劇場建築、技術、舞台演者等の現場に関わる研究者が多く参画していたことは、劇場と演劇が表裏一体となっていることの証左である。小泉はすでに『劇場舞台設計計画』（近代建築社、1965年）を出版しており舞台芸術史と合わせた劇場建築計画の記述がある。小谷喬之助はその後『新建築技術叢書4 現代の劇場空間』（彰国社、1975年）を、清水裕之著『劇場の構図』（鹿島出版会、1988年）を出版している。

劇的世界は、また「舞台」と「客席」に対する考え次第で構築され、「見るもの」「見られるもの」を包括した概念が存在してでき上がる。「演劇は劇場がなければ上演できず、演劇の上演は劇場がなくてもできる」といった文脈

とも違う。特に「場所」という言葉を使って考察してしまうと、より空間性を帯びてくる。それを「劇場」というハードもソフトも包括する概念と定義すると国も時代も超えた本質論となる。本論では、劇場はいかにあるべきかについて演出家や劇場運営者、研究者の言説を資料として論じる。その前提として、「劇場」とはハードウェア（劇場建築・舞台機構・設備）とソフトウェア（作品と運営、それを取り巻く人材）の融合から生まれる概念と定義し、舞台と観客席が明確に分けられるとする劇場観から逃れるため、舞台機構である「プロセニウムアーチ」をキーワードに据え、これに立ち向かう演劇人の言説を分析する。「プロセニウムアーチ」は演出面でのスペクタクル性を強化するための有効な手段となった。舞台照明や舞台美術の表現性を多様なものとし、観客の眼を楽しませ、観客の見方を大きく変えてもきた。だが一方で、観劇態度を受け身にもしてきた。20世紀半ば、「観客を能動的にするための方策」として実現させた舞台人が現れる。それは照明と連動した空間の進化であった。一堂に多くが集まる観客と舞台を近づけることは、劇場が都市の中の拠点性を持ち得ることを示すものでもある。アドルフ・アッピア（1862－1928）（以下、アッピア）は、舞台装置家、舞台照明家としての文脈で語られることが多い。しかしながら、アッピアの論文「Monumentality（記念碑性）」（1922）において、現代にも通じる劇場と観客との接点を考察する積極的な視点を見出すことができる。その上で、舞踊改革者としてのエミール・ジャック・ダルクローズとの作品の共同だけでなく、劇場改革を連結させたりヒャルト・ワグナーの作品をオペラ劇場で上演する機会も得たアッピアが晩年に書いたこの論文の意義は大きい。

2. 研究対象

観客を能動的にする空間を考察、観客を創る舞台芸術に

ついてその理論を提示したアッピアの論文「Monumentality」(1922)を分析し、アッピアの劇場観にみる現代性を考察する。アッピアが実験に関わった舞台機構のホリゾンと舞台照明が果たしてきた役割は劇場空間のみならず演出、観客の舞台を見る目も劇的に変えてきた。19世紀末から20世紀初頭にかけて欧米で一つの時代をつくった反写実主義があるが、その創始者としての立場にいたのがイギリスのゴードン・クレイグであり、スイスのアドルフ・アッピアである。両者とも反写実の立場として「光」と「影」の効果的使用によって新しい表現方法を示した。アッピアはクレイグと比べ比較的理念の芸術家として知られている。それは芸術活動よりも執筆に比重が置かれているためであるが、ここで極めて注意しなければならないのが、同じような表現方法を同時期に提示しながら、両者には光に対する指向性の違いがあることである。20世紀まで舞台装置の表現方法として書き割に見られるような詳細な写実表現の一掃という点では共通している。一方で、アッピアはホリゾンによって生み出される間接照明の効果について、「光を演出上の要素」としていかに扱うかという視点から考察を深めた。さらにこの考察を現場の設備で開発していった協力者がいた。マリアーノ・フォーチュニー (Mariano Fortuny, 1871-1949) である。ホリゾンとは、四半球のかたちで舞台の演技面を囲む。客席から見るとホリゾンの存在によってどこからも見きれない状態をつくると同時に、継ぎ目のない無限の空を表現することが可能になるもので、その点においては、画期的な装置であった。ドイツ・ベルリンのアルゲマイネ電気会社 (Allgemeine Elektrizitäts-Gesellschaft, 通称AEG) は、鉄骨の内側に二重に絹を張り、組み立てられた後に、二重の絹の空気を抜いて平滑な面をつくった。照明は基本的には三方向から当てる。つまり幕面の反射を光源として使用し、「拡散光」の効果を利用した。アッピアは、後にフォーチュニー・システム (Fortuny System) と呼ばれるシステムの誕生の実験にも立ち会う。フォーチュニー・システムは、運搬、搬入のために折りたたみ式になっており、この大がかりな装置がクッペル・ホリゾンで、半筒形になっているのがルント・ホリゾンと呼ばれる。これは不要の際に、巻き取り式とすることが可能で、むしろこちらのほうが普及した。現在ではスクリーン状が一般的で、現代の劇場のほとんどに常設されている。こうした舞台機構上の実験と実現は、クレイグとの相違点を示す上で重要であるだけでなく、後に「光」と「光を創造する」「影」の創出という演出理念こそが劇場の空間計画に大きな影響を及ぼすことになる。アッピアがこの点を構想していたという点、同時にヨーロッパの演劇の近代において、照明の「光」が演出の要素として認識され、後世に照明の演出効果としての威力を伝え、表現力という新たな役割を与えた点は、劇場自体のあり方を大きく変えた。既述したように、舞台照明は、身体や舞台美術と連動して表現上の可能性を広げる一方で、どこからでも見切れることなく見ることができるといふ、観客の見方を変えてきた。より均質性の高い劇場空間を構築していったと言え、これは客席の優劣をなくしていき、どの観客席から見ても舞台が同じように見えるようにすること、すなわち中央に座った者に最も良く見せようとする空間構成から、すべての観客に対して均等の視覚条件を用

意しようとする空間構成への変化をうながした。18世紀後半から19世紀にかけて貴族階級に代わり市民が中心となる社会の情勢に伴い、舞台芸術分野にも広がったこの新たな視覚条件は、従来の一点透視による空間構成の構築に象徴される封建社会から解放されるのだが、舞台と平土間の客席を取り囲む馬蹄席は、ボックス席に座る「人間による生きた厚い壁」(清水裕之『劇場の構図』、鹿島出版会、p.175) が劇的臨場感という能動性を確保もしてきたのであり、むしろ舞台に対して同じ条件を用意した観客席は、観客の舞台を見る姿勢を受動的にすることに一役買ってしまった側面もあることに注目しておきたい。

3. アドルフ・アッピア (1862-1928) 論文「Monumentality」(記念碑性) (1922)

3-1. 舞台作品の構図

アッピアに関わったドレスデン・ヘレラウに建設されたダルクローズ学校内のホールでは、舞台空間と客席空間を区切るプロセニウムアーチを取り除き、照明機能も合わせて舞台と客席を融合させる実験を行った。アッピアは、言葉と音楽とを融合したリヒャルト・ワーグナーの総合芸術の舞台において、観客と舞台との有機的結合も視野に入れて、作家・俳優・空間というヒエラルキーをおいた上で、作家がリズムを意識すること、リズムを獲得した俳優が空間を意識した表現をすること、二次元の背景幕を否定することなどが必要であるとした。これは、舞踊家ダルクローズとの共同が身体表現を中心にすえ新たな空間の表出と密接に関係している。では、戯曲と演出との関係性をどう考えていたのだろうか。アッピアは台詞劇に音楽を取り入れた。音楽をベースにしながら台詞、身体、空間の関係性を考察した。中でも音楽のリズムと劇場空間の同等性に目を向け照明の効果とともに、舞台と客席を融合させる理論と実践をおこなった点においては、前例がなく、演劇史上とくに劇場改革を行った演劇人と位置づけることができる。音楽は、ジェスチャー、演技、絵画、照明、背景幕などの演出上の配置に強力な関係性を要求した。この場合の俳優は、「他の要素よりも重要ではない (only one medium)」とし、「表情やジェスチャーは、音楽によって口授 (dictate) され、俳優 (actor) は、媒介となる (become the intermediary)」。従って、極めて重要なのは、「戯曲家は生きた光 (living light) に気づくべき」(Performer practical, Music and the Art of the Theatre (1899) p.33) とした点である。「生きた身体」のみならず「生きた光」それこそが、アッピアの言う「生きた芸術 (living art)」になるもので、「演出 (mise en scène) それ自体では意味がなく観客がつくる」という視点は、「生きた劇場」に繋がる。(The Art of the Living Theatre, p.144) つまり空間的プロポーション (spatial proportions) が、テンポと音楽の長さに関係する「temporal sequence」[length sequence music] と述べる。言葉とリズムの詩 (word-tone poet) や台詞劇の表現者 (the performer of the spoken drama) は、言葉とリズムと空間が一体となるべきことを述べている。アッピアは、音楽をベースに台詞、身体、空間であり、それは、舞台装置と照明の関係性から創造される光と影を表現した。これは舞台空間内で収まるものでは

なく、客席空間とも融合させるため、プロセニウムステージからの離脱を試みたのである。ダルクローズ学校のメインホール（奥行きは50m、幅16m、高さ12m）で、客席数は560席（階段座席）と小規模なものだったが、床はリノリウム敷きのダンス空間にしつらえ、オーケストラピットは沈められて観客の視界から消えるようにし、必要に応じて蓋が閉められてその上で演技ができるようにした（可動式）。装置は、階段やカーテンなどが用いられ、舞台機構、客席空間とともに劇場空間全体が装置化している。アッピアによる舞台と客席の融合への試行は、ダルクローズ学校の内部写真をみると、音楽を主体とするアッピアの演出理念から、内壁との間に配置されて均質な照明効果が追求されているのがわかる。均質である必要があるのは、観客の視覚条件というよりは、舞台と客席の一体化のための感覚条件であったことが大きい。そこに音楽というリズムをベースに据えた意味がある。プロセニウムアーチを取り除いた完全なオープンスペースと舞台と観客の両方を包むという、ホール全体を照らす均質な照明によって、舞台と客席とが有機的に結合されている。この劇場空間では、舞台と客席の天井および側壁を同質のものとして、人間（俳優・観客）を包み込んでいく。これは日常という観客、非日常という俳優という構図をに反転することを可能にする。ダルクローズが目指した俳優をいかに自由に空間に開放するかということに加え、観客をも自由にすることに繋がる。その具体化の契機となったのがダルクローズのユーリズミックスで、アッピアはリズムを知覚することは俳優ばかりではなく、観客も空間に敏感になることをみずから体験したのである。動的で可塑的な身体を空間に結びつける演出理念では、必然的に劇場空間が改変されるべきことが理解できる。プロセニウムアーチを持たず、舞台と観客席を建築的にもリズムを獲得した身体との融合で構成された舞台が必要だったというアッピアの演出理念は、ジャック・コポーによるヴューコロンビエ座（1913年開場）に反映され、また1916年には、演出家マックス・ラインハルトと建築家ハンス・ペルツツィヒによってベルリンに建設されたグローセ・シャウシュピールハウスなどに影響を与えた。アッピアの活動は、1903年パリ・ベアン伯爵夫人私設劇場、1912～13年ドレスデンにおけるダルクローズ学校内のホール、1923年のミラノ・スカラ座、1925年のパーゼル市立劇場における演出および劇場空間のデザインなど、画期的なこの試みは、イギリスの演出家ゴードン・クレイグとともに近代における演出の父と並び称されていることを、「劇場」の視点からも確認できるものと言える。

3-2. 理念と劇場空間

アッピアは、演出理念だけではなく、「劇場」の視点からも確認できるものとして具体的にどのような解決をしたのかまとめておきたい。舞台と客席を繋ぐ「前舞台領域」において、「プロセニウムアーチ」を取り除き、仮設可動式のオーケストラピットを建築的解決とした。これは、舞台作品をダルクローズのリトミックという身体表現の基準とともに、恒常的に質を担保するものと捉えたい。客席空間においては「観客参加」を促し、「非日常と日常」の融合を試みた。観客の観劇態度を「能動的」にするというこ

とは劇場運営の根幹に関わる。舞台と客席を包む劇場空間として、観客＝「日常」と俳優の「非日常」の反転が実現していることは、その日常性と非日常性が表裏一体となっていることを暗示するものである。

アッピアに関する研究は、演劇史の中では、ゴードン・クレイグの演出による舞台装置と照明、身体表現と音楽の融合からE. J. ダルクローズの「リトミック」（ダンス）との関係性、R. ワーグナーのオペラ作品分析で論じられることが多い。一方、劇場建築史においては、「プロセニウムアーチ」や「オーケストラピット」との関係性、観客席の現代性について論じられてきた。劇場のスペクタクル性を要求してきた近代化の流れの中で、舞台と客席を繋ぐ前舞台領域のあり方や、舞台と観客との関係性、観客参加のあり方の考察を理論的に示す必要がある。アッピアは当然ながら要求されるドラマの中の虚構性だけでなく、舞台を仕上げる、あるいは劇場建設以前に存在する照明と、その活用としての光そのものの虚構性、俳優のもつ現実的な身体との融合を試み、それを劇場空間へ還元し、社会と結びつく劇場そのもののあり方にも言及している。中でも、Richard C. Beachamの“ADOLPH APPIA Texts on Theatre” (Routledge, 1993) は先駆的論文であるが、所収のアッピアの論文「Monumentality」(1922) (Revue d'esthétique Oct.-Dec. 1953: 349-68 Volbach, pp. 221-34; Bablet, 4, pp. 142-56) (Richard C. Beacham, “ADOLPH APPIA Texts on Theatre”, Routledge, 1993)の文中にある「未来の教会」“the cathedral of the future”と言及している点について整理しておきたい。アッピアが述べる観客を“受動的”ではなく“能動的な”態度に導く視点、劇場の「虚構と現実」を再構成することが予測不能な観客の反応にどのように結びつくのかという、舞台と客席、作品と観客参加に関係する“生み出す”視点は極めて重要である。

4. アッピアの劇場観から読み取る劇場改革的視点

4-1. 劇場上演の俯瞰的視点

舞台人は創造の際、劇場空間の観客席から舞台を見ている。劇場で上演される作品をとりまく人々と、作品の虚構と現実を上演空間として再構成するには、全体を把握する俯瞰的視点が必要となる。劇場空間は最初の環境設定であり、空間が潜在的にもつエネルギーを受け取り、舞台は生み出される。劇場の近代化で重要であったのは、舞台の中の虚構と現実との二重の時間軸を観客と共有する中で劇場を構築することであったのである。つまり、俳優と役との融合を信じさせることでも、観客に虚構を直接に受容させることでも、イリュージョンを舞台の額縁（プロセニウムアーチ）の中に閉じ込めてしまうことでもなかった。ダルクローズ学校で行った具体的な解決としては以下に整理される。

- ①プロセニウムアーチの除去
- ②オーケストラピットの融通性
- ③馬蹄型客席の否定（階段座席）
- ④ホール内全側壁を用いた照明効果（電球が側壁、天井、舞台側を包む布とホール全体）

とりわけ、劇場空間に内包される舞台空間と客席空間を規定する境界領域を超えて、いかに作品に観客を参加させるのか。俳優と舞台空間を客席側から把握することで、創りあげられる舞台と客席の虚構性の密度は同等なのであり、予測不能な観客の反応を“予測し”担保するのは、結果として生まれる観客の能動性こそが「芸術作品」であると考えられるアッピアの言説であり観客のあり方を再考する劇場改革に結びつく。アッピアにとって、観客＝日常、俳優＝非日常を融合、むしろ俳優＝日常、観客＝非日常に反転させることのできる劇場空間をダルクローズ研究所という小空間において実践したことが彼の劇場人生を決定づけたと言える。日常と非日常、虚構と現実はいずれも反転させることができる唯一の場所が劇場であることを証明した。それが実現されていた過去の空間は、アッピアの中では自然の光で満たされるギリシャ劇場であり、大聖堂であった。自然の光は、影を生み出した。光と影の能動性が存在する空間でこそ人間を日常から非日常に導くという発想である。人工的に創造されたはずのバイロイト祝祭劇場の二重のプロセニウムアーチと深く沈めた「神秘の淵」と称されるオーケストラピット、舞台上の暗転や扇型の客席は、作曲家ワーグナーの音楽につつまれる舞台上の「芸術作品」に集中するという近代的プロセニウムアーチの方向性を進めたが、いっぽうで舞台上、観客席の双方が関わる“人々の劇場”という視点は日常と非日常の融合という劇場そのもののあり方を実現していた。アッピアによるワーグナーの作品「トリスタンとイゾルデ」は、ようやくアッピアの晩年、大劇場ミラノ・スカラ座（1899年）で上演される。後に執筆した「Monumentality」の論文中で、アッピアは次のように言及している。「劇場は（フィクションを維持する）最後の避難場所となる」という劇場観の論点は、「劇場」を一つの概念として捉えたとき、劇場の可能性を示唆しているように思われる。つまり、俳優が空間を意識することで「観客が受け身の態度を覆し」「受け身を強要されても反逆する精神を獲得する」として、作家とともに「俳優の表現性」が「観客を舞台に引き込む」ことを考えていた。アッピアがイタリアを訪れた際に発想した「未来の大聖堂（the cathedral of the future）」とは、観客を受動的ではなく“能動的な”態度に導くことであり、劇場の「虚構と現実」「非日常と日常」を再構成する極めて重要な視点と考えたのである。「役者が観客を受け身にしたのだ。（中略）見られる俳優、大人しく観る観客は時代錯誤である」（アッピア前掲pp.138-139）とし、「（この時代の錯誤をなおし人々の劇場とするには）建築家が、俳優、劇作家、舞台演出家、観客とより親密になるために可能な限り、互いを近づけるために刺激を与えること」であり、「人類が生き続ける限り、パルテノン神殿は決して時代錯誤にはならない」のは、「（パルテノン神殿は）美しいのではない、生きているのだ」という言説によって自身の劇場観を要約した。

演出理論をダルクローズとともに、実験、提示しながら、音楽と俳優が一体になるというアッピアの考えは、俳優がリズムを意識し空間を意識するという時代が導いた意識だけでなく、「作家も自身の中でリズムを確認すること」という言説からは、作家にも空間への意識を求めたことが窺える。観客参加を根拠づけるのは、俳優自身が獲得すべき

リズムが、自然に観客の受け身の態度を覆すことを目指すもので、それはアッピアの、観客自身が「芸術作品となる」という発想は、劇場自体が潜在的に多様な観客を受け入れるという、今日的劇場のあり方を示唆するものであると言える。

4-2. 日本の劇場の近代化にみるアッピアの劇場観

日本の舞台芸術においては、近代化の過程でいかに西洋の劇場空間の要素を取り入れるかという視点は外せないものであった。客席空間は柵席から椅子席に代わり、これが舞台を見る観客の姿勢に制限をかけたと言っても過言ではない。観客の見る姿勢の自由度が失われていくいっぽうで、アッピアがダルクローズと連携したように、日本においても日本人の身体表現の訓練方法や舞台照明の多様な表現力を実現する素地が必要となった。日本の演劇界において、1923年には築地小劇場は、舞台照明のあり方、俳優の訓練方法等の実験を行ってきた。そういった側面からみると、築地小劇場の空間は、ダルクローズ学校との類似性を見ることができる。築地小劇場を土方与志とともに創立した小山内薫は、著書『芝居入門』において、アッピアの舞台美術家としての紹介や『演劇論叢上巻』（寶文館、昭和3年）の中で「藝術と劇場」について書かれた論文を紹介している。日本にはすでに舞台と観客を包む劇場観があった背景には、西洋の劇場史とは別の文脈で育ってきた歴史があることを強調しておきたい。歌舞伎劇場の花道であり、文楽劇場の観客に見える人形遣いと、義太夫、三味線が並び劇場構造そのものが息づいていた証左であるし、むしろこれらの舞台表現が1960年代から70年代のアングラを生んだのであり、彼らが求めた劇的世界は、テント公演に見られるように舞台機構としての「プロセニウムアーチ」からの解放による日常と非日常の混在、あるいは反転がひとつの指標であって、こうした日本の演劇人が西洋の進歩的であり本質をついた舞台表現へのあくなき追求と歩を同じくする。これは劇場史における重要な問いかけでもあったと言える。「プロセニウムアーチ」を隔て、舞台装置の巨大化と舞台機構の発達がスペクタクル性を強化させた過程において、オペラ劇場から繰り出される「劇場性」は、観客席との距離を遠ざけるものとして、観客との距離を近づけ生身の身体の後権を目指す演劇人から反逆される対象ともなった。一方で、舞台機構としての「プロセニウムアーチ」に対し、観客が覗き見ることの感覚を舞台上に暗示する「第四の壁」理論で実現させてもきた。小山内薫は花道による「役者と見物とのこのIntimacy（親密な関係）―それは、今日のラインハルトの求めて止まない所である」と述べている。（『舞台の変遷』『芝居入門』、プラトン社、1924、p.153）日本の舞台と観客の境界領域の曖昧性は、引幕の上部から奥や正面からは中が見えても観客には容認されていたことや、「幕」を代表とする大道具、小道具の精神性、花道を使って幕切れに演じる「幕外」と呼ぶ演出、劇場空間と時間軸の跳躍、芝居が終わっていったん引幕を引いたのち、芝居を別の時空に飛躍したことを意味することなどからも明らかであるように、劇場はハードウェアとソフトウェアの融合、舞台と客席の「見る」「見られる」の関係性を端的に保証する。「幕」が「長いこと遠近法によって構築されてきた虚構空間を隠しておいて、

おもむろに覆いを取るためのものである。」とは逆の指向性であることを理解しておきたい。(Christian Biet Christophe 'Qu'est-ce que le théâtre?' folio essais p.291)

舞台と客席が獲得すべき交流については、舞台と客席を廃止して単一の場所とすることで観客と俳優との間に直接的な交流が回復される。それはアップシアのいう「生きた劇場」が観客を包むという視点であり、光の舞台上の表現性については、舞台機構としての解決では「ホリゾン幕」として、現代の舞台作品を支える重要な舞台機構となっている。また日本の照明界でも遠山静雄らから始まり、吉井澄雄に広がる舞台芸術革新の動きが《光と影は演劇のドラマツルギー》であるとして、言葉やリズムを伴う「身体と光」が等価値であることを表明し実現されていく。

虚と実の境界線である、日本の劇場人が参考としたプロセニウムアーチの近代化に見る理念の系譜は、「ガルニエ宮 歌劇場」と「バイロイト祝祭劇場」の2つの劇場を挙げることができる。「ガルニエ宮 歌劇場」は、建築家シャルル・ガルニエ(1825-1898)が設計(1875年竣工)し、事実記念碑的な建造物として都市に現存する。そこで必要とされたのは、もはや絵画による2次元の背景幕ではなく、巨大な舞台装置を配置することができる奥行きだったのであり、舞台に限りなく近づけるためにと設計した客席空間であった。バイロイト祝祭劇場(1876年完成)は、作曲家リヒャルト・ワーグナー(1813-1883)が、客席から見えないオーケストラピットと客席から舞台に段々とせり出す二重のプロセニウムアーチを実現した。ワーグナーの楽劇理論から生まれた劇場改革のひとつである「舞台」=「理想」、客席=「現実」とする劇場空間としての指向性と、これまで平土間席を囲み、重層する栈敷席がもついわゆる馬蹄型形式の客席から扇型の客席とすることで、視覚の不均質さに対する容認から脱却し、客席の側壁からボックス席を排除して、扇型の客席空間とすることで、どの客席からも同じように見える均質さを目指した。客席の側壁から連続する柱を舞台の袖幕のように設計、オーケストラピットはこの「二重のプロセニウムアーチ」の間に位置し沈められた。観客の集中力を促すこの建築的解決は「舞台と観客を融合すべき全体の調和を重視する」もので、皮肉にもどの劇場にも設備される近代プロセニウムアーチ(額縁)を用意した。19世紀のオペラ劇場では、どこへ行っても画に描いた書き割りが使われ「見た目の美しさ」にこだわるのが支配的だった時代に、ガスから電気が使用されて以来、劇的表現を大きく変えたのは、舞台を見る「観客の眼」の方である。現代のわたしたちが当たり前と思うような舞台照明と舞台装置の新たな融合による抽象的效果を舞台芸術の世界に理論と実践から持ち込み、劇場改革を成し遂げたのがアップシアであり、舞踊家・ダルクローズのユースミックスというモダンダンスの草創期に位置づけられる身体訓練と結びついた。俳優が空間に自由となること、身体がリズムを知覚すること、そしてそれが観客に波及し、空間に敏感になることを求める試みは、劇場空間を、古代ギリシャ・ローマの劇場に見られるプロセニウムアーチを持たない“オープンスペースへの劇場回帰”を促した。肉体、感情、悟性という人間の三つの異なる表現能力に対応する舞踊、音楽、詩という個別化した芸術要素を、

偉大な人間精神により再び融合させ、芸術が本来持っているはずの根源的統一を図ろうとしたワーグナーの総合芸術とアップシアの劇場観は、劇場の規模、場所性を超えて一致した。

既述した「劇場は(フィクションを維持する)最後の避難場所となる」と言うアップシアの劇場観の論点を、以下の3つの観点からまとめていく。

①舞台-前舞台領域

- ・プロセニウムアーチの融通性

作品のドラマと音楽、身体表現に加え空間も同等の価値をもつものとして光と影(舞台照明)をおくことを前提に、建築解決として横に広げたり狭めたりできる融通性を確保したこと。

- ・オーケストラボックスの仮設性

観客席からの視界から消すことも表すこともできる仮設性を持たせた配置としたこと。

- ・身体と光の能動性

身体と光を等価値とし、身体や詩だけでなく、光の虚構性と現実性を重視したこと。

②客席-観客参加

- ・ボックス席の排除と観客後部席の設置から均一の客席空間を確保したこと。

・観客参加という視点について、作品のドラマと音楽、身体表現と同等の価値をもつものとして、“客席空間を満たす光と影(照明)”を置いたことと、それにより観客の意識を舞台に集中させることと結びつけたこと。

- ・均一の客席によりチケット価格は一種類であること

③劇場空間-「虚構」と「現実」のあり方を、①、②を同時に考察したこと。

・観客席と舞台は充分な日の光、夜には照明で満たされた空間とすることで、一日中使われることができる工夫を凝らしたこと。

・ロビー、プロムナードホール、庭、テラス空間への連続性を持たせたこと。

- ・集いという社会的雰囲気の中で楽しむこと。

「(バイロイト祝祭劇場では)人々はちょうどギリシャの円形劇場をおおっている巨大な日おおいのように、後方から前方に向かって天井が高くなっているような印象を受ける。」(レオ・L・ベラネク 長友宗重/寺崎恒正 共訳、『音楽と音響と建築』鹿島出版会、p.231)のであるし、アルトーの言説によれば、ギリシャ悲劇に見られるような「クロス性という原則」は「舞台の基盤」となり、上演のあいだに「回折されていく統一性の絆」となり、作業の原則であるとともに、「意味構築の関与する形式」である。したがって、「再び問い直されたクロス性」は「脱中心化」された上演の原動力になり、「隠された統一性の要因」となるのである。(アントナン・アルトー、安堂信也訳『演劇とその分身』、白水社、2015年、p.152) 舞台と客席が獲得すべき交流については、舞台と客席を廃止して単一の場所とし、観客と俳優との間に直接的な交流が回復されることで、それは劇場が潜在的にもつ「統一性」が観客を

包むという視点こそが劇場に重要である。(前掲、p.157)
20世紀の演出家にして、舞台装置家・舞台照明家と称されるアッピアの“光を満たす”実験の意義はギリシャ劇場や大聖堂がもつ“光の虚構性”に目をむけたことであり、非日常と日常の連続性から考察したことにある。

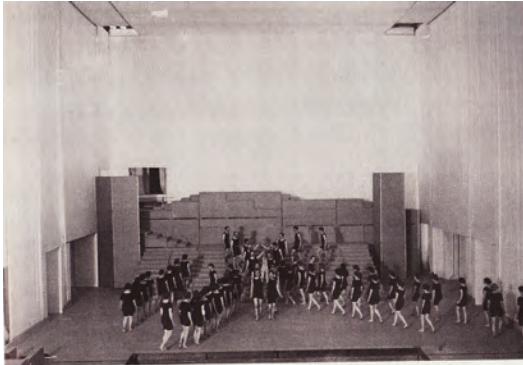


写真1. ダルクローズ学校メインホール（舞台）

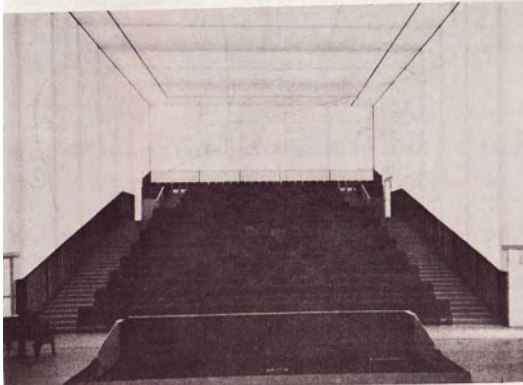
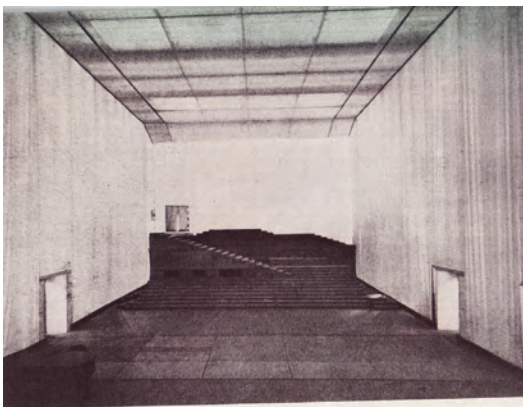


写真2. ダルクローズ学校メインホール
（舞台・手前のオーケストラピット・観客席）

5. 結論

アッピアが「Monumentality（記念碑性）」を執筆してから27年後、1951年のパイロイト祝祭劇場で、ワーグナーの作品上演に光と影の象徴的舞台が実現する。ワーグナーの子孫ヴィーラント・ワーグナーが戦後の「新パイロイト」の中で表明したのは、“劇場改革者”アッピアの演出理念だった。パイロイト祝祭劇場でのワーグナー作品の上演は、アッピアが生きているうちにこそ実現しなかったが、1921年ミラノ・スカラ座でワーグナー作曲「トリスタンとイゾルデ」の象徴的装置と照明効果による舞台が実現した。本論で取り上げるアッピアの論文は、その1年後に発表されたものである。

言葉と身体表現に加えて、光が等価値であることの認識は、劇場空間のあり方を大きく変えただけでなく、劇場そのものが都市の中でいかに存在し得るかという視点も導かれる。その結果、演劇改革というべき作品の質の変化にとどまらず、劇場改革に繋がったと考える。アッピアの劇場空間に対する意識として、ギリシャ劇場と大聖堂への眼差しは、近代的プロセニウムアーチからの解放とその解決にあるのだが、劇場としては舞台と観客を融合する前舞台領域の変革という劇場空間の本質的な視点を提示した。加えて、予測不能な観客の反応だからこそ、適応させるための劇場空間づくりが必要だったと考えた。すなわち、劇場の統一性は、観客がいかに参加するかにかかっているため、“堅固な空間を持つ劇場と対立させた仮設建築”を意味するものではなく、劇場の舞台と客席、俳優と観客がもつ非日常性、日常性がいつでも反転、変化しつづけることのできる空間としての仮設性を意味した。これを劇場がもつ本質的なものとして意識していたからこそ、観客の能動的な参加を、照明と空間を包み込む劇場空間に求めたのだと思われる。アッピアの“光を満たす”実験の意義は、劇場が“市民の劇場”としてギリシャ劇場や大聖堂がもつ“光の虚構性”に目をむけ、非日常と日常が融合も、反転も可能となるその連続性を考察したことにあり、改めて、アッピアを劇場改革の先駆者と位置づけたい。劇場空間を前提とした舞台と客席、作品と観客参加に関係する“生きた芸術”のための“生み出す”視点を、現代劇場へのメッセージとして受け取ることができる。

出典：

写真1. 写真2. ADOLPHE APPIA, OEUVRES COMPLÈTES TOME IV, L'AGE D'HOMME, 1991

参考文献：

- Kenneth McGowan 'THE THEATRE OF TOMORROW', BONI AND LIVERIGHT PUBLISHERS, NEW YORK, 1921
- 外山卯三郎『舞台芸術論』建設社、1930年
- 小山内薫『舞台芸術』早川書房、1948年
- 小泉嘉四郎『劇場舞台設計計画』、近代建築社、1965年
- レオ・L・ベラネク 長友宗重／寺崎恒正 共訳、『音楽と音響と建築』鹿島出版会、1972年
- 小谷喬之助『新建築技術叢書4 現代の劇場空間』、彰国社、1975年
- 高山宏『目の中の劇場』青土社、1985年
- 高辻知義『ワーグナー』岩波新書、1986年

清水裕之『劇場の構図』鹿島出版会、1988年
『下村寅太郎著作集8聖堂・画廊・広場 ヨーロッパ遍歴』精興社、1988年
『新建築学大系 33 劇場の設計』彰国社、1993年
服部幸雄『花道のある風景』、白水社、1996年
Satoko Nagai 'The Modernization of the theatrical space in Tokyo-from the latter 19th century to the beginning of the 20th century', TFTR (国際演劇学会) 1997年
W. シヴェルプシュ 小川さくえ訳『光と影のドラマツルギー』法政大学出版局、1997年
ディガエターニ著、細川昌訳『オペラへの招待』、新書館、1998年
ナンシー・レイノルズ、マルコム・マコーミック 松澤慶信＝監訳『20世紀ダンス史』慶應義塾大学出版会、2013年
永井聡子著『劇場の近代化』思文閣、2014年
本杉省三『劇場空間の源流』鹿島出版会、2014年
アントナン・アルトー、安堂信也訳『演劇とその分身』、白水社、2015年
Satoko Nagai (co-writer Samuel L. Liler)
Edited by Jonah Salz『A History of Japanese Theatre』
Cambridge University Press, 2016
Christian Biet Christophe Triau, 'Qu'est-ce que le théâtre?', folio essais, 2005

※本論文の一部、近現代演劇研究会(日本演劇学会)口頭発表(2018.7)の内容を含みます。

大学教育における伝統工芸とデザイン

Traditional Crafts and Design in University Education

伊豆 裕一

デザイン学部 デザイン学科

Yuichi IZU

Department of Design, Faculty of Design

我が国の伝統的工芸品産業（以下：伝統工芸）は、生活様式や市場の変化に加えて、職人の高齢化や後継者不足といった問題もあり減少の傾向にある。しかし近年、伝統工芸品の丁寧な仕上がりは再評価を受けるとともに、伝統工芸とデザインの協働により現代の消費者のニーズに合わせた商品が高い評価を受けるなど両者の関係は注目され、海外需要の拡大に向けた期待も高まっている。これに対し、大学における伝統工芸教育とデザイン教育の多くは異なる学科やコースとして行われている現状がある。そのため、これからの伝統工芸教育とデザイン教育を考えるにあたり、両教育の関係を調査し評価することは重要であると考えられる。本稿では、大学における伝統工芸教育とデザイン教育の科目構成と学生作品を比較することで、両教育の現状と今後について考察する。

The traditional craft industry in Japan has declined in recent decades due to the aging of craftsmen, a shortage of successors, and lifestyle and market changes. On the other hand, the precise finish of Japanese traditional crafts are being reevaluated and the expectations for overseas demand are increasing. Contemporary consumers have highly evaluated products manufactured in collaboration with designers. In contrast, currently crafts and design educations at universities are independent. They are offered as different courses or even different departments. Consequently, the relationship between traditional craft education and design education at universities must be assessed to develop future crafts and design education methods. In this research, I consider the present condition and the future relationship of both education by comparing course structure and students' works.

1. はじめに

我が国の伝統工芸は、生活様式や市場の変化に加えて、職人の高齢化や後継者不足といった問題もあり減少の傾向にある。一方で近年、伝統工芸とデザインの協働（コラボレーション）により現代の消費者のニーズに合わせた商品が、日本のみならず海外市場においても高い評価を受けるなど注目されている。そのため、デザインの活用による伝統工芸の需要の拡大や産地の活性化に向けた期待も高まっている。

これに対し、我が国の大学におけるプロダクトデザイン教育（以下：デザイン教育）は主に近代産業に向けたデザイナー育成を目的としてきたこともあり、多くの大学において、伝統工芸教育（以下：工芸教育）とデザイン教育は異なる学科やコースとして行われている。そのため、両教育の関係を調査し評価することは、今後の日本の伝統工芸の有り方や人材育成を考える上で重要であると考えられる。本稿では、大学における工芸教育とデザイン教育について、歴史、科目構成、および学生作品を比較することで、両教育の現状と今後について考察する。

2. 伝統工芸とデザインの関係

日本における伝統工芸の位置付けは、生活様式の変化や価値観の多様化などから変化しており、単に閉じた領域として存続することは困難となってきた。経済産業省によると、昭和50年代には5,000億円以上あった伝統工芸の生産額は、平成21年には1500億円程度と約1/4であり、企業数、従事者数とも減少傾向にある【注1】。また、伝統工芸の産地組合に所属する職人構成も60代が中心と

なるなど高齢化の進行と合わせ、後継者不足も大きな問題となっている。

一方、受け継がれた匠の技による、日本の伝統工芸の持つ魅力は近年見直されつつある。この評価の兆しを日本のブランドとして形成していくための取組として、経済産業省は2016年6月に「Craft Meetプロジェクト」として日本各地に埋もれた伝統工芸の技術を海外目線で再評価し、海外需要を発掘していくプロジェクトを開始している【注2】。

これに対し、近代デザインを主軸に全世界的に発展してきたデザイン分野においても、近年、伝統工芸をはじめとする地場産業と接続し協働することで新たな可能性を模索し、地域社会とともに発展の可能性を探求する動きが生じている。

ルイヴィトンやエルメスといった海外の高級ブランドと日本の伝統工芸とのコラボレーション商品が開発されていること【注3、4】、また内装に地元の伝統工芸品を大幅に取り入れたJR九州のクルーズトレイン「ななつ星」（図1）が人気を集めるなど【注5】、伝統工芸とデザインの協働が注目を集めている。さらに、富山県高岡市にある鋳物工場がデザイナーと協働で開発した、自由に曲げて使用することのできる錫（すず）の籠（図2）が海外でも高い評価を得るなど【注6】、伝統工芸として受け継がれた職人の技術を活かしつつ、現代の消費者のニーズに合わせたデザインが施された商品が高い評価を受けている。

以上のように、伝統工芸の産業としての規模は以前と比較して縮小しているものの、デザインとの協働による新たな市場の創出は多く見られる。そのようななか、2016年10月から2017年3月まで、金沢21世紀美術館で「工芸とデザインの境目展」と名づけられた展示会が開催された。



図1 伝統工芸を取り入れた「ななつ星」の内装

(出展) ななつ星ギャラリー：
https://nanatsuboshi-gallery.jp/user_data/artists_detail.php?artist_id=109



図2 自由に曲げて使用できる錫の籠
 (筆者撮影)



図3 美術的工芸品としての陶器(左)とその図案(右)

(出展) 明治デザインの誕生調査研究報告書『恩地図録』

プロダクトデザイナーの深澤直人が企画監修者となった同展示会では「プロセスと素材」、「手と機械」、「かたち」、および「さび」をテーマとした観点から工芸とデザインを見つめ直すことにより、それらの境目を浮き彫りにすることを目的とした展示がおこなわれた。同展の期間中の来場者は25万人を数え〔注7〕、伝統工芸とデザインの関係に対する注目の高さが伺えた。

3. 工芸教育とデザイン教育の歴史

日本における美術教育の草分けとして、1887年(明治20年)に設立された東京美術学校(現:東京芸術大学)では、1889年に専修科美術工芸として、まず工芸教育(金工・漆工)を開始し〔注8〕、その後、1896(明治29)年に図按科としてデザイン教育を開始している〔注9〕。

また、他の美術大学における工芸教育とデザイン教育の歴史においても、同様に工芸部や工芸科などとしてまず工芸教育を開始し、その後、図案科、工業意匠、およびデザイン科などとしてデザイン教育を開始している例が多く見られる〔注10~12〕。

- 東京美術学校(現:東京芸術大学)
 - 1889(明治22) 専修科美術工芸部
 - 1896(明治29) 図按科
- 帝国美術学校(現:武蔵野美術大学)
 - 1929(昭和4) 工芸案科
 - 1947(昭和22) 工芸美術・生産工芸
 - 1954(昭和29) デザイン科
- 多摩帝国美術学校(現:多摩美術大学)
 - 1947(昭和22) 工芸部
 - 1950(昭和25) 造形図案科
- 金沢美術工芸専門学校(現:金沢美術工芸大学)
 - 1946(昭和21) 漆工科、金工科
 - 1955(昭和30) 産業美術学科工業意匠

これに対し、工学の一分野としてデザイン教育を開始した東京高等工芸学校(現:千葉大学)や京都高等工芸学校(現:京都工業繊維大学)では、工芸教育を行うことなく、デザイン教育を開始している〔注13、14〕。

- 東京工業学校(現:東京工業大学)
 - 1897(明治30) 工業図案科
 - 1914(大正3) 廃止
- 東京高等工芸学校(現:千葉大学)
 - 1921(大正10) 工芸図案科
- 京都高等工芸学校(現:京都工芸繊維大学)
 - 1902年(明治35年) 図案科

東京美術学校において1889年に専修科美術工芸部が開設された当時、日本において工芸という言葉は、工業と近い意味で使用されたともいわれる。これに対して、美術工芸の概念は1877年から1903年までの間、計5回にわたって開催された内国勸業博覧会や、当時日本政府が工芸品輸出の場とした万国博覧会における貿易拡大を目的に、「美術としての工芸」として実用品を対象とした工芸とは区別する意味で形成されたといわれている(注15、16)。このことから、専修科美術工芸部における工芸教育では、貿易振興策などを目的とした美術品のための工芸教育が重視されていたと考えることができる。

一方、東京美術学校ではデザイン教育の始まりとも言われる図按科を1896年に開設している。しかし、当時の図按は『温知図録』(注16)に見られる美術工芸品としての陶芸品(図3)や織物の図案などが主であったとされ、美術工芸品の下絵としての図案教育が重視されていたことが考えられる。

これに対し、東京工業学校の工業図案科では、1897年の開学当初から陶磁器における銅版転写法や石版転写法に向けた教育が行われ(注17)、さらに英語のパンフレットには「Industrial Design」との表記もあったといわれ(注18)、産業における量産を前提としたデザイン教育が開始されたことが示唆される。

以上から、我が国の工芸教育は輸出振興を目的とした美術工芸から開始され、デザイン教育も当初は美術的工芸品のための図案から開始されたものが、工業製品としての量産も視野に入れた教育へと変化したと考えることができる。

4. 工芸教育とデザイン教育の現状

4-1 科目構成

現在の工芸教育とデザイン教育の関係について、両教育においてともに長い歴史をもつ、東京芸術大学と金沢美術

工芸大学の公開された科目概要から考察する。

東京芸術大学の工芸科では、基礎的な造形力や、芸術における表現技法や価値観の理解を目的に、1年次に工芸の基礎実技に加えて絵画実習や塑像実習が課される。また、木材をテーマとした素材表現演習では、木材を出発点とし、素材的、工作的特性を理解しながら、造形作品を制作するなかで、様々な工程を通して、木材の性質、技術の意味、作品表現について認識を深める。その後、2年次では実材を使った実習制作として、彫金、鍛金、鋳金、漆芸、陶芸、染織から3種類選択する実習制作が課され、3年次以降の専攻へと繋げている〔注8、19〕。

一方、東京芸術大学のデザイン科では、1年次にデッサン・塑造の基礎実技に加えて表現力・造形力・観察力の育成を目的としたデザイン技法が課され、合わせてIllustrator・PhotoshopといったPCスキルや石膏によるキャスト技術といった量産技術の修得も課される。その後、2年次では生活に関わる衣・食・住・遊を主題とした6課題のデザイン演習により発想力・計画力・造形力・伝達力を育成することが目標とされる。さらに、3年次では社会・都市・情報をテーマとした演習が課されている〔注9、19〕。

これに対し、金沢美術工芸大学の工芸科では、新しい工芸の世界を切り拓く人材の育成に向けた表現力と創造性の育成が目標とされ、1年次では、伝統技法や素材についての学習により、工芸に対する基礎的な知識や技術を修得し、2年次以降の工芸の各分野の専門演習へと繋げている〔注20、21〕。

一方、金沢美術工芸大学の製品デザイン科では、知性と感性豊かなプロのデザイナーを目指し「手で考え、心でつくる」ことが目標とされる。1年次では社会的ニーズに応える広い視野と解決力、コミュニケーション能力、時代に敏感な創造性と造形力の養成が課され、2年次以降のデザイン演習へと繋げている〔注21、22〕。

なお、金沢美術工芸大学では、工芸科とデザイン科の両方に2年次においてデザインプロセスという科目が設定されている。本科目において工芸科では、工芸におけるデザインの一連のプロセスを理解した上で、プレゼンテーションを中心に学び、現代社会における工芸の役割と、工芸表現の広がりや可能性を考察するとされる。一方、デザイン科では、金沢の和菓子店における和菓子の買い方、売り方、食べ方の新しい体験のサービスデザインとして、フィールドワークから着想を得ることが課される。このことから、両学科においては、同じ名称の科目においても、教育の目的は異なることが示される。

以上のように、東京芸術大学と金沢美術工芸大学の工芸科では、1年次に造形や素材加工の基礎を学び、2年次以降に素材ごとの継承された技法の修得が課される。またデザイン科では、1年次に造形力訓練に加えてデザインに必要とされる各種の知識や技術を学び、2年次以降に提示されたテーマに対応するデザイン演習が課される。同様の教育構成は、同じく工芸学科と生産デザイン学科を持つ多摩美術大学身にも見られる〔注23、24〕。また、武蔵野美術大学では、工芸工業デザイン学科として2年次前期までは共通教育の後、2年次後期から工芸とデザインに分かれるコース設定がされるものの、それぞれのコースの選択時

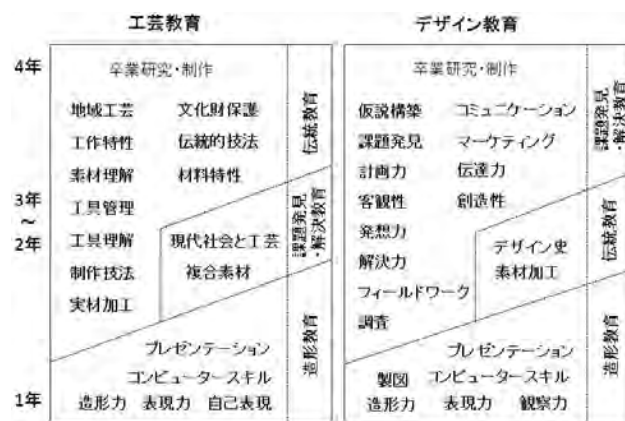


図4 工芸教育（左）とデザイン教育（右）の科目概要に見られるキーワードの分類

における教育内容は同様となる〔注25〕。

4-2 教育目的

大学における工芸教育は、伝統的な素材の特性や受け継がれた加工法を学ぶ伝統教育と、作品を創作するために必要な造形・表現力を養う造形教育から構成されるといわれる〔注26〕。前節に示した東京芸術大学工芸科の科目にこれを当てはめると、1年次に課される絵画実習や塑像実習を通じた造形・表現力の修得は造形教育、2年次に課される実材を使用した伝統的な加工技術の修得を目的とした演習は伝統教育と考えることができる。また、前節に述べた他の大学の工芸科においても同様の科目が確認できる。

一方、デザイン教育においてもデッサンや色彩構成などによる表現力や造形力の育成は必要とされ、これらは工芸科と同様に造形教育と考えることができる。これに対し、東京芸術大学のデザイン科における、生活に関わる衣・食・住・遊を主題としたデザイン演習において求められる計画力や伝達力は、デザイン提案を行うための課題発見・解決力の育成が目的である考えることができる。現在のデザインにおいて社会の問題に対する課題発見・解決力の育成は欠かせないものとなっている。このことから、これらは造形教育とは異なる課題発見・解決教育と考えることができる。また、他の大学のデザイン科においても同様の科目が確認できる。

図4に、前節に述べた東京芸術大学と金沢美術工芸大学の工芸教育とデザイン教育の科目概要に見られるキーワードを上記の伝統教育、造形教育、および課題発見・解決教育の3分類に当てはめ、おおまかな履修年次とともに表した。工芸教育とデザイン教育の両方において、1年次から2年次にかけて造形教育と考えられる科目が多く課され、多くのキーワードも共通する。これに対して、工芸教育では2年次以降、工具管理や実材加工といったキーワードが確認されるようになり、伝統教育科目が増加していることが示される。一方、デザイン教育では、解決力や客観性といったキーワードが確認されるようになり、課題発見・解決を目的とした科目が増加していることが示される。

表1 工芸教育における卒業制作

	東京芸術大学			金沢美術工芸大学		
	タイトル	形態・目的	材料	タイトル	形態・目的	材料
金工	1 Equipment	衣料モチーフ	真鍮	1 葉脚電	動物モチーフ	銅
	2 煙に巻く	植物モチーフ	真鍮	2 威嚇	動物モチーフ	銅
	3 瞳	植物モチーフ	銅	3 巡りゆく白	有機的形態	銅
	4 パラノイア	昆虫モチーフ	真鍮	4 光の気配	アクセサリ	銀
	5 好きを集める	動物モチーフ	アルミ	5 たゆたう	本モチーフ	洋白(合金)
	6 Trinity	有機的形態	鉄	6 Form I-V	有機的形態	青銅
	7 Myself	人物モチーフ	銅			
	8 Starry	植物モチーフ	銅			
	9 後継	植物モチーフ	アルミ			
	10 餌食	什器モチーフ	ブロンズ			
	11 ムズムズ	昆虫モチーフ	ブロンズ			
	12 Moose creek	有機的形態	洋白(合金)			
	13 あさばらけ	動物モチーフ	ブロンズ			
陶磁	1 めいめい	動物モチーフ	陶土	1 土と水の時間	有機的形態	陶土
	2 輪	什器モチーフ	陶土	2 スープニール	器	陶土
	3 季節のはじまり	建物モチーフ	陶土	3 泥を象る	有機的形態	磁土
	4 跡	有機的形態	陶土	4 経年	植物モチーフ	陶土
	5 日々を編む	幾何的形体	陶土			
漆工	1 澄んだ真鍮	有機的形態	乾漆	1 神代	鳥モチーフ	漆・スチロール
	2 うねり	有機的形態	乾漆	2 Loose	幾何的形体	乾漆
	3 宙の臨界	有機的形態	乾漆	3 対話の痕跡	人モチーフ	乾漆
	4 ささぐもの	植物モチーフ	乾漆	4 もしもし	雑貨モチーフ	乾漆
				5 Nut	有機的形態	螺鈿

5. 工芸教育とデザイン教育の学生作品

5-1. 卒業制作展

2018年1月から3月にかけて開催された東京芸術大学の工芸学科とデザイン学科、金沢美術工芸大学の工芸学科と生産デザイン学科、および千葉大学と静岡文化芸術大学のデザイン学科における卒業制作展（学士過程）を調査した。

表1に、東京芸術大学工芸科と金沢美術工芸大学工芸科の卒業制作作品集（学部）（注27、28）から染織をのぞいた金工、陶磁、および漆工の作品の卒業制作展におけるタイトル、筆者の視点により分類した造形作品における形態のモチーフ、又はデザイン提案における提案目的、および主に作品の外観に使用された材料を表す。なお、タイトルについて概ね10文字を超えるものは、修飾的な語句を省き、作品の目的を表すと考えられる部分のみを記入している。抽象的なタイトルのつけられた作品は、陶磁の一部が実用性も備える器と分類されるものの、金工と漆工はほぼ全作品が造形提案と考えられ、約半数が動物や植物をモチーフとし、他は抽象的あるいは幾何的な形態としている。

表2に、東京芸術大学デザイン科、金沢美術工芸大学デザイン科製品デザイン、千葉大学デザインコース、および静岡文化芸術大学生産造形学科の卒業制作作品集（注27-30）から、メディア、グラフィック、およびファッション提案などをのぞいたプロダクトデザイン、または立体造形による作品を同様に分類する。東京芸術大学ではタイトルや形態から多くが造形提案として制作されるものの、他の3大学では、生活用品、家具、モビリティ、および玩具など製品化を前提としたデザインが多く提案されている。また、千葉大学では農業や医療分野など社会システムに向

けたシステム提案と考えられる作品も見られる。

素材について、工芸作品ではそれぞれの伝統工芸分野に合わせた素材が伝統的な工法により加工される。一方、デザイン作品では木材や金属に加えて、プラスチック、布、粘土など様々な素材が使用され、加工に当たって3Dプリンターやレーザー加工機などのデジタルファブリケーションを活用したと考えられる作品も見られる。

以上から、工芸作品は伝統的な工法による素材表現や形状表現が中心となる一方、デザイン作品では課題発見により設定したテーマに対して、最適な素材、加工、および形状表現による解決案を示したと考えられる作品が多く見られる。なお、デザイン作品の一部には陶磁、和紙、および竹など伝統工芸に用いられる素材を伝統的な技術で加工した作品も見られる。一方、工芸作品では、一部に新しい素材の組み合わせや加工方法を試行したと考えられる作品が見られるもの、製品化や社会システムを意識したと考えられる作品はほとんど見られない。

5-2. 工芸作品の分類

第3章に示したように、明治前期の美術工芸は、実用品としての工芸とは区別される。また、その後、民芸運動の中心人物となった柳宗悦による工芸分類においても、日本の工芸は、鑑賞的工芸と実用的工芸の2種類に分類されている（図5）（注26）。

鑑賞的工芸：伝統的な素材や手法を用いた、実用品としての機能性よりも美術品としての美しさを追及した工芸作品（図6）。

実用的工芸：伝統的な素材や手法を用いた、実用品としての機能性と造形的な美しさの両方を備えた工芸作品（図7）。

表2 デザイン教育における卒業制作

東京芸術大学				金沢美術工芸大学				千葉大学				静岡文化芸術大学			
	タイトル	形態・目的	材料		タイトル	形態・目的	材料		タイトル	形態・目的	材料		タイトル	形態・目的	材料
1	時の留守	家モチーフ	紙、木	1	食器セット	弁当箱	プラスチック	1	レンタル移動機	個人移動	金属	1	柔剛の守	全身アクセサリ	金属
2	鳥を思う	有機形態	木	2	スポーツギア	水中モーター	プラスチック	2	動態リソース	形態研究	スチレンボード	2	子供用シューズ	スニーカー	ウレタン
3	Kinetic	機械的形態	木、金属	3	完走キット	マラソン用	布	3	アスリート用バス	バス内装	スチレンボード	3	人間がチャガチャ	有機的形態	金属
4	Compound	幾何形態	木、アクリル	4	物干ラック	洗濯干し	金属	4	愛着の再解釈	腕時計	プラスチック	4	カワノ瓦田	キャラクター	粘土
5	みんなの個	有機形態	羊毛フェルト	5	生活プロダクト	消臭Goods	シラス	5	養蜂箱	農業	木	5	クラウンカノン	女児用玩具	プラスチック
6	Lagoon	椅子	金属、布	6	住まいモビリティ	移動住居	プラスチック	6	英語学習玩具	木製玩具	木	6	ファッショングッズ	バッグ	布
7	Furry Bofun	有機形態	木、布	7	ディスプレイシェルフ	子供用家具	木	7	ペンライト	コンサート用	プラスチック	7	生めがね	眼鏡	アクリル
8	Forms of Love	有機形態	木、アクリル	8	アラデビューザー	照明器具	金属	8	モビリティ玩具	雪上移動	木	8	気候を楽しむ	長靴	ゴム
9	円具	コミュニケーション	布、発泡材	9	サイドテーブル	子供用家具	木	9	いちごパッケージ	果物保護	布、PET	9	夢航海	観賞用モデル	紙
10	紋りの変奏	紋り模様	布	10	シェアファニチャー	単身用家具	金属	10	ツーリストパンチ	自転車用雨具	化学繊維	10	Beneditus	車内装	クレイ
11	Transformation	有機形態	布	11	ペル	工芸品	金属	11	寒冷地用歩行杖	荷物運搬歩行杖	プラスチック	11	For the Garden	照明	陶土
12	Tutti	飾り棚	木、アクリル	12	ストリーフアニモーター	ペンチ	プラスチック	12	野菜用工具	野菜加工	プラスチック	12	POSMO	郵便配達車	プラスチック
13	Out of this world	人面モチーフ	粘土	13	モバイルキッチン	キッチン家具	木、金属	13	下駄印象評価	快適性検討	木	13	KAGUYA	照明器具	竹
14	Tiamat	動物モチーフ	発泡材	14	ソファアーベッド	医療・介護	金属	14	玩具	積み木	木	14	Photarium	プロジェクター	プラスチック
15	女塾	幾何形態	木、金属	15	公共用ベンチ	社会インフラ	木	15	喉交換遊び	伝統的ゲーム	プラスチック	15	ぎのこ軍管	家庭きのこと栽培	木
16	和紙のミルフィーユ	幾何形態	木、和紙	16	ブロックイ	知育玩具	フェルト	16	照明器具	屋内光環境	木・紙	16	Form	椅子	金属
17	Room F2F	家モチーフ	木					17	使い捨て商品	環境パッケージ	紙	17	私の置時計	自画像(彫刻)	金属
18	You Look	人形	プラスチック					18	遊具	移動式遊具	木	18	高速バスグッズ	旅行小物収納	化学繊維
19	雨音の間	幾何形態	木、陶器					19	小型植物工場	学習キット	木	19	浜名湖ボート	観光用ボート	木
								20	移動式遊具	公園用遊具	木	20	手帳型化粧箱	携帯化粧ケース	皮
								21	家庭用植物工場	野菜育成	アクリル	21	備蓄飲料水	防災用バック	布
								22	外科手術用具	医療	プラスチック	22	tutatte	携帯情報機器	プラスチック
												23	鉄を縛る	鎖	鉄



図5 柳宗悦による工芸の分類

図6 鑑賞的工芸作品例
(平成29年度東京芸術大学
修了作品展：筆者撮影)図7 実用的工芸作品例
(静岡文化芸術大学学生作品)

以上の分類を前提に、表1に示した工芸教育における卒業制作作品を見ると、東京芸術大学と金沢美術工芸大学の工芸科の卒業制作作品の多くは、実用品としての用途は有さないオブジェであり、美術品としての美しさを追及した鑑賞的工芸作品と考えることができる。

5-3. デザイン作品の分類

デザインという言葉には、設計や製品意匠といった意味に加えて計画や構想という意味もあり、表2に示したように各大学のデザイン科の作品は多岐にわたる。

また、第3章に示したように、日本の大学におけるデザイン教育は美術系と工学系に分類される。しかし、美術系と工学系の両方において、製品デザインのための調査手法やアイデア発想法としてのスケッチといった各手法を学ぶ教育内容は同様となる。その一方、カリキュラム全体での教育内容には違いも見られ、工学系では美術系に比べ、デザインにおける問題解決に科学的なアプローチを取り入れた人間工学や材料工学などデザイン科学やデザイン理論を扱う研究室も多い(注31)。さらに、近年では、各種の

分析手法を用いることで課題解決をおこないながら、ユーザー体験や社会問題の解決など「コトのデザイン」に焦点をあてたデザイン思考教育も行われている。

たとえば車のデザインにおいて、従来にない斬新なスタイリングのスポーツカーのデザイン提案は製品デザイン、一方、都市交通における交通渋滞の緩和や地域住民の生活に配慮した新しい移動手段としての車のコンセプトや技術的ソリューションのデザイン提案はデザイン思考と分類することができる。

これに対して、特に美術系のデザイン教育においては、美術的な美しさをもつ造形表現もデザイン教育の対象として重視され、造形作品としての素材感や形状の美しさを追及した造形デザイン作品も多く見られる。

以上より、現在のデザイン教育における学生作品は製品デザイン、デザイン思考、及び造形デザインの3つに分類して考えることができる。

製品デザイン：おもに工業製品としての量産を前提とし、商品としての市場性、ユーザーにとっての使用性、お



図8 製品デザイン作品例
(静岡文化芸術大学学生作品)



図9 デザイン思考作品例
(静岡文化芸術大学卒業作品集2018より)



図10 造形デザイン作品例
(静岡文化芸術大学卒業作品集2018より)

よび魅力的な造形の実現を目的としたデザイン提案 (図8)。

デザイン思考：おもに社会や産業における課題解決を目的に、デザイン思考の各手法やデザイン科学を用いた分析や考察などをベースとしたデザイン提案 (図9)。

造形デザイン：おもに造形、素材感、および色彩などの工夫による美しいオブジェの制作など、観賞用の立体造形作品としたデザイン提案 (図10)。

表2に示した各大学デザイン学科の卒業制作作品を以上のカテゴリから分類する。東京芸術大学では上から“時の留守”、“鳥を想う”とタイトルは抽象的であり、また形態も家モチーフ、有機形態となっており、これらは造形デザインと考えられる。一方、金沢美術工芸大学では、“食器セット”、“スポーツギア”とタイトルからも製品デザインと考えられる作品が続く。これに対し千葉大学の“レン

タル移動機”は製品デザインである一方、形態研究である“動態リソース”はデザイン思考と考えられ、静岡文化芸術大学の“剛柔の美”は造形デザイン、“子供用シューズ”は製品デザインと考えることができる。

表3に、表2に示した作品を上記により筆者の視点から分類した結果を示す。なお、タイトル、卒業制作展での説明、および造形の印象などから、造形デザインを目指す一方、製品としての実用性も考量したと考えられる作品は、両方の欄に○をつけた。東京芸術大学では造形デザインが多くを占める一方、他の大学のデザイン科における卒業制作作品の多くは製品デザインが中心となる。また、金沢美術工芸大学では3点、千葉大学では6点のデザイン思考、静岡文化芸術大学では1点のデザイン思考と6点の造形デザインと考えられる作品が見られる。

表3 デザイン教育における卒業制作の分類

東京芸術大学				金沢美術工芸大学				千葉大学				静岡文化芸術大学			
タイトル	製品	思考	造形	タイトル	製品	思考	造形	タイトル	製品	思考	造形	タイトル	製品	思考	造形
1 時の留守			○	1 食器セット	○			1 レンタル移動機	○			1 柔剛の守			○
2 鳥を想う			○	2 スポーツギア	○			2 動態リソース		○		2 子供用シューズ	○		
3 Kinetic			○	3 奔走キット	○			3 アスリート用バス	○			3 人間ガチャガチャ			○
4 Compound			○	4 物干しラック	○			4 愛着の再解釈		○		4 カワラノ瓦田	○		
5 みんなの個			○	5 生活プロダクト	○			5 養蜂箱	○			5 クラウンカノン	○		
6 Lagoon	○		○	6 住まいモビリティ	○	○		6 英語学習玩具	○			6 ファッショングズ	○		
7 Furry Bofun			○	7 ディスプレイシェルフ	○			7 ペンライト	○			7 生めがね			○
8 Forms of Love			○	8 フォトディスプレイ	○			8 モビリティ玩具	○			8 気候を楽しむ	○		
9 円具			○	9 サイドテーブル	○			9 いちごパッケージ	○			9 夢航海			○
10 絞りの変奏			○	10 シェアファニチャー	○			10 ツーリストパンチョ	○			10 Benedictus	○		
11 Transformation			○	11 ベル	○			11 寒冷地用歩行杖	○			11 For the Garden	○		
12 Tutti	○		○	12 ストリートファニチャー	○	○		12 野菜用工具	○			12 POSMO		○	
13 Out of this world			○	13 モバイルキッチン	○			13 下駄印象評価		○		13 KAGUYA	○		
14 Tiamat			○	14 ソファベッド	○			14 玩具	○			14 Photorium	○		
15 女勤			○	15 公共用ベンチ	○	○		15 喉交換遊び	○			15 きのこ筆筒	○		
16 和紙のシルフィユ			○	16 ブロックタイ	○			16 照明器具	○			16 Form	○		
17 Room F2F			○					17 使い捨て商品	○			17 私の直時計			○
18 You Look			○					18 遊具	○			18 高速バスグッズ	○		
19 雨音の間			○					19 小型植物工場		○		19 浜名湖ポート	○		
								20 移動式道具	○			20 手帳型化粧品	○		
								21 家庭用植物工場		○		21 備蓄飲料水	○		
								22 外科手術用具	○	○		22 tutatie	○		
												23 鉄を纏う			○

表4 工芸教育とデザイン教育における教育目的と作品分類

教育目的		伝統教育	造形教育	デザイン思考教育
制作目的	鑑賞的工芸	◎	○	
	実用的工芸	◎	○	
デザイン教育	造形デザイン		◎	
	製品デザイン		◎	○
	デザイン思考		○	◎

6. 工芸教育とデザイン教育

表4に、第4章に示した工芸教育とデザイン教育の教育目的による3分類と、第5章に示した工芸作品とデザイン作品の制作目的による5分類の関係を示す。

工芸教育において、鑑賞的工芸、実用的工芸に関わらず、まず造形教育により表現力や感性を身につけた後、伝統教育により受け継がれた知識や技術を修得することが重視される。

一方、デザイン教育において、造形デザインでは素材や制作方法は自由に選択できることから、造形教育による表現力や感性の育成、製品デザインでは造形力に加えて社会や市場における課題発見・解決、デザイン思考では、科学的な分析を含む各種分析手法を活用した課題発見・解決が重視される。

これに対して、第2章で述べたクルーズトレイン「ななつ星」は、日本では新しい旅行形態となるクルーズトレインというコンセプト提案と組子細工（図1）や伊万里焼という伝統工芸の組み合わせが評価を得ている。これを表4に当てはめると、クルーズトレインのコンセプトはデザイン思考教育によるデザイン思考、組子細工や伊万里焼は伝統教育による鑑賞的工芸や実用的工芸が対象とする分野と考えることができる。また、第2章に例を示した錫の籠（図2）についても同様にデザイン思考教育による課題発見・解決と伝統教育による素材の理解や加工技術の組み合わせと考えることができる。

以上のような、伝統教育とデザイン思考教育の組み合わせによると考えられる作品は、今回調査した卒業制作展においても見ることができた。表2の金沢美術工芸大学11“ベル”では鋳物のストーリーを伝えることをコンセプトとした真鍮鋳物のタイマー内蔵ベル（図11）、千葉大学13

“下駄印象評価”では表面に凹凸模様を施した杉の集成材による下駄（図12）の着用時快適性研究、静岡文化芸術大学13“KAGUYA”では千葉大学で開発された染色竹材（注32）を用いた竹の照明器具（図13）が提案された。一部の提案はまだ基礎的な研究段階であるものの、デザイン思考により、真鍮鋳物、下駄、および竹細工といった伝統工芸品と新しい技術やデザインソリューションを協働させ、新たな伝統工芸品の可能性を示した提案と考えることができる。

7. おわりに

本稿では、大学における工芸教育とデザイン教育の現状について、歴史、科目構成、および学生作品を調査し分類することで、両教育の関係について考察した。科目構成において、形を考え表現するための造形教育は両教育において共通するものの、伝統的な技法の修得を主な目的とする伝統教育を重視する工芸教育と、課題発見・解決を重視するデザイン教育の内容は大きく異なった。

一方、近年注目を集める伝統工芸とデザインの協働による商品には、伝統技術に新しい商品コンセプトや技術的なソリューションを組み合わせることで、現代の消費者のニーズに合わせたものが多く見られる。これに対し、今回の調査ではデザイン教育による作品の一部に、伝統工芸の技術を前提に、デザイン思考による課題発見・解決を図ろうとする提案が見られた。

今後、今回明らかにした視点をもとに、今回の4大学に加えて、より多くの大学の年度ごとの変化も含めた調査を行いたい。また、伝統教育、造形教育、および課題発見・解決教育の組み合わせに関する試行を行うことで、新たな教育法の開発につなげたいと考えている。

参考文献

- 1) 経済産業省製造産業局 伝統工芸品産業室：伝統的工芸品産業をめぐる現状と今後の振興施策について、
http://www.meti.go.jp/committee/summary/0002466/006_06_00.pdf
（参照日 2018年9月18日）
- 2) 経済産業省：News Release 平成28年6月20日「Craft Meetプロジェクト」を開始します。
<http://www.meti.go.jp/press/2016/06/20160620002/20160620002>.



図11 真鍮鋳物によるベル
（金沢美術工芸大学卒業・終了作品集2018より）



図12 下駄の着用時快適性研究
（千葉大学意匠展2018：筆者撮影）

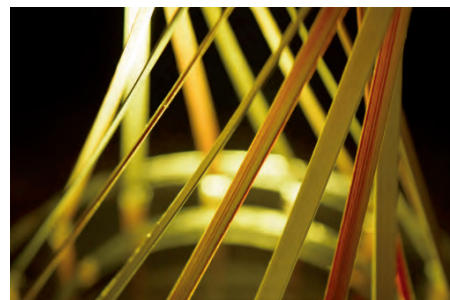


図13 染色竹による照明器具
（静岡文化芸術大学卒業作品集2018より）

- html(参照日 2018年9月18日)
- 3) 金沢経済新聞：ヴィトンと輪島塗がコラボー限定200個の小物ケースが人気に、
<https://kanazawa.keizai.biz/headline/145/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 4) Pen Online: 日本とフランス、伝統の技術が出合った特別な腕時計、
<https://www.pen-online.jp/feature/product/slim-dhermes-komakurabe/1>
 (参照日 2018年9月18日)
- 5) SankeiBiz: 豪華寝台列車「ななつ星」成功の要因は何か、
<https://www.sankeibiz.jp/business/news/141019/bsd1410190709001-nl.htm>(参照日 2018年9月18日)
- 6) NHKニュースおはよう日本：伝統工芸“新たな発想”で世界に売り込む、
<https://www.nhk.or.jp/ohayou/digest/2017/03/0325.html>
 (参照日 2018年9月18日)
- 7) 金沢21世紀美術館：2016年度 金沢21世紀美術館年報、
http://www.kanazawa21.jp/files/report_2016.pdf
 (参照日 2018年9月18日)
- 8) 東京芸術大学：東京芸術大学 工芸科、
https://www.geidai.ac.jp/department/fine_arts/crafts
 (参照日 2018年9月18日)
- 9) 東京芸術大学：東京芸術大学 デザイン科、
https://www.geidai.ac.jp/department/fine_arts/design
 (参照日 2018年9月18日)
- 10) 武蔵野美術大学：大学概要 沿革、
<http://www.musabi.ac.jp/outline/about/history/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 11) 多摩美術大学：沿革、
<http://www.tamabi.ac.jp/prof/history/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 12) 金沢美術工芸大学：沿革、
<http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/about/history/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 13) 千葉大学：Design, Chiba University/ History,
http://design-cu.jp/?page_id=1297(参照日 2018年9月18日)
- 14) 京都工芸繊維大学：大学の歴史、
https://www.kit.ac.jp/uni_index/principle/history
 (参照日 2018年9月18日)
- 15) 平光睦子：「工芸」と「美術」のあいだー明治中期の京都の産業美術、
 晃洋書房、pp.11-48, 2017
- 16) 東京国立博物館 編：明治デザインの誕生ー調査研究報告書「温知図録」、
 国書刊行会、pp.122-139, 1997
- 17) 緒方康二：明治とデザインー東京高等工業学校工業図案科を中心に、
 夙川学院短期大学研究紀要 2, 1-17, 1978
- 18) 林孝一、御園秀一、渡邊誠：トヨタ自動車のデザイン組織とデザイン
 手法の変遷、デザイン学研究Vol. 61, No. 2, pp.17-26, 2014
- 19) 東京芸術大学：平成30年度履修案内 東京芸術大学美術学部、
https://www.geidai.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/H30curriculum_fineart.pdf(参照日 2018年9月18日)
- 20) 金沢美術工芸大学：工芸、
<http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/faculty/craft/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 21) 金沢美術工芸大学：シラバス・履修方法、
<http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/students/timetable/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 22) 金沢美術工芸大学：製品デザイン、
<http://www.kanazawa-bidai.ac.jp/faculty/design-product/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 23) 多摩美術大学：工芸学科、
<https://www.tamabi.ac.jp/dept/cr/course.html>
 (参照日 2018年9月18日)
- 24) 多摩美術大学：生産デザイン学科、
<https://www.tamabi.ac.jp/dept/pd/course.html>
 (参照日 2018年9月18日)
- 25) 武蔵野美術大学：工芸工業デザイン学科、
<http://www.musabi.ac.jp/course/undergraduate/iic/curriculum/>
 (参照日 2018年9月18日)
- 26) 岡本文一：工芸の諸相 造形表現としての考察、新潮社、2017
- 27) 東京芸術大学：平成29年度 東京芸術大学 卒業・終了作品集、2018
- 28) 金沢美術工芸大学：金沢美術工芸大学 卒業・終了作品集 2018、
 2018
- 29) 千葉大学：意匠展 千葉大学工学部デザイン学科2017年度卒業研究・
 制作集、2018
- 30) 静岡文化芸術大学：静岡文化芸術大学 卒業展 15th, 2018
- 31) 範聖璽、野口直孝：美術系と工学系大学におけるデザイン教育の違い
 について：日本と中国における事例を中心として、日本デザイン学会
 デザイン学研究、第48回研究発表大会概要集、pp.201-202,
 2001
- 32) 沈得正、飯塚拓郎、佐藤浩一郎、寺内文雄、久保光徳：タケの構造に
 着目した染色方法の検討と染色竹材の印象評価、デザイン学研究、
 Vol.63, No.6, pp.65-72, 2017

Development of a City and Its Architectural Styles: Riga, Latvia

天内 大樹

デザイン学部 デザイン学科

Daiki AMANAI

Department of Design, Faculty of Design

近年に多い、日本とくに戦後を含めて通史的に扱った建築展には、その資料形態、資料保存の可否と場所、打ち出すべき歴史観のあり方という三つの問題点が認められる。このうち第三の点を、静岡文化芸術大学でも開催されたラトヴィア建築展の検討を通して考察する。年代順に区切った通時的展示に比べ、テーマ別展示はラトヴィアの歴史的事情、建築産業の状況から選ばれた形式であるが、ラトヴィア性を立ち上げる際の観光と実際の日常生活との関係など、検討すべき課題がある。そこで本稿では首都リガの発展史と並行した、建築物における歴史区分を提案する。ラトヴィア特にリガの建築において注目されがちなアール・ヌーヴォー様式を歴史の中に位置づけること、観光において看過されがちな木造建築をアール・ヌーヴォーとともに量を担うデザインとして位置づけること、さらに現代のラトヴィア人を取り巻く建築環境を歴史とともに位置づけることが目的である。

Comprehensive exhibitions on Japanese postwar architecture, recently burgeoning, involve three questions: forms of exhibits, feasibility and locations of preservation, and conflicts between completeness and originality of historical viewpoints. This paper probes the third point through investigating an exhibition on Latvian architecture. Compared with chronological exhibitions, thematic ones show some advantages when they intend establishing a Latvian way of thinking, Latvianness, in terms of Latvian complicated history and her turbulent situation in the building industry. They also want, however, a realistic consideration to the everyday life of her residents in spite of the touristic appeal. Consequently, we advance the historical divisions in Latvian architecture which derive from the development of her capital city, Riga. By so doing, Art Nouveau architecture, focused by historical researches of art and architecture and by the tourist industry, and Wooden buildings, often left unnoticed, will be equally established as prevalent and therefore important architectural styles in the city. Moreover, we will understand more of the contemporary built environments around her residents.

I. 記述の方法論——序言

A. 建築展と歴史記述

建築展、特に建築家個人に着目したものよりも、日本、中でも戦後を扱った通史的な展示が近年顕著である¹。そのことが胚胎する論点を三つに整理してみたい。

第一に、建築展一般に、展示にあたっての資料形態をめぐる問いがある。移動可能な絵画や彫刻などに比べ、土地に文字通り基礎づけられた建築物を移動させるのは容易でない。したがって、造作・照明器具・窓・内外装材・銘板など建築物の断片、模型（ときに実寸に拡大してインスタレーションと化す）・図面・写真・映像・設計者や使用者のインタビュー・解説者のテキストといった、建築物本体ではない資料が展示室を埋めることになる。この問いが成り立つ背景には、絵画や彫刻など作家が自らの手で制作し

た作品そのものを原資料として追求し、系統的なコレクションの形成・保存・展示に努めてきた美術館が、上記の困難にもかかわらず建築を取り上げるようになった近年の状況がある。その要因には、作品と展示空間の関係に対する原理的な関心もあるが、現代的な関心として、世界的な美術館ビジネスと、観光産業や都市再開発と結びついた建築との共犯関係への再検討があるだろう²。

第二に、資料保存の可否と場所の問題がある。都市の再開発に伴い、建築史上重要な建築物が解体されるという話題は、日本国内でもしばしば見られてきた。これに対し、美術館の収蔵も含めて、日本に建築のアーカイブはさほど顕著ではなかった。各地の民家園と同様の発想を近代建築に持ち込む、ハードルの高い移築保存が中心であったとすら言える³。ところが近年、各大学の資料館に加え、さまざまなアイディアに基づいた資料館が生まれつつある⁴。

¹ 後述するものの他に「戦後日本住宅伝説——挑発する家・内省する家」（2014-5、埼玉県立近代美術館、広島市現代美術館、松本市美術館、八王子市夢美術館）、「日本の家 1945年以降の建築とくらし」（2017、東京国立近代美術館）、戦後という枠を超える「建築の日本展：その遺伝子のもとらすもの」（2018、森美術館）、また現代を取り扱ったがその背景に伝統を認める展示として「In the Real World: 現実のはなし〜日本建築の倉から〜」（2014、第14回ヴェネツィア・ビエンナーレ建築展、ヴェネツィア・ビエンナーレ日本館）、「en [縁]: アート・オブ・ネクサス」（2016、第15回ヴェネツィア・ビエンナーレ建築展）、「日本、家の列島——フランス人建築家が驚くニッポンの住宅デザイン」（2017、パナソニック汐留ミュージアム）などが相次いだ。住宅が特権的なビルディングタイプとして扱われている点について、本稿に言及する余裕はない。

² Hal Foster, *The Art-Architecture Complex*, London: Verso, 2011 [ハル・フォスター、瀧本雅志訳『アート建築複合態』、鹿島出版会2014]。

³ 博物館明治村（1965-）、北海道開拓の村（1983-）、江戸東京たてもの園（1993-）など。近代建築では在来工法の民家に比べ、湿式工法が多用されるため、竣工当初の部材をそのまま用いるような解体・再構築は困難である。

⁴ 京都工芸繊維大学美術工芸資料館（1980-）などに加え、NPO西山卯三記念すまい・まちづくり文庫（1997-）、大分市アートプラザ磯崎新建築展示室（1998-）、日本建築学会建築博物館（2003-）、新建築社の建築・景観写真のデジタル修正事業から始まった建築・空間デジタルアーカイブスDAAS（2006-）、日本建築家協会と金沢工業大学のジョイント（JIA-KIT建築アーカイブス+金沢工業大学建築アーカイブス研究所、2007-）、新規設置の武蔵野美術大学造形研究センター（2008-）、映像・画像・音声のウェブ保存に特化した早稲田建築アーカイブス（2010-）、個人の発案に始まったという愛媛県大三島の今治市伊東豊雄建築ミュージアム（2011-）、寺田倉庫株式会社による模型に特化した展示・保存施設「建築倉庫ミュージアム」（2016-）など。伊東豊雄「今治市伊東豊雄建築ミュージアムの開館に向けて」、今治市伊東豊雄建築ミュージアムウェブサイト、<http://www.tima-imabari.jp/about/>、2018.11.14確認。

文化庁も2013年に国立近現代建築資料館を設立し、企画展示と予約による資料閲覧を行っている。分散しながらも続々とアーカイブを整えつつある現況の背景にある危機感とは、いわば世代交代のタイミングで名だたる建築家が遺した資料群の散逸に対するものに加え、建築資料とりわけ手書きのスケッチや設計図が美術作品に近い扱いを受け始めたこととグローバル経済の拡大とによる、国内資料の海外有力美術館への「散逸」に対するものが大きいだろう⁵。2014-5年に金沢21世紀美術館で行われた「ジャパン・アーキテクツ1945-2010」展では、ポンピドゥーセンターが収蔵した戦後日本建築に関するコレクションが、戦後日本建築の通史的な展示の中核をなした⁶。植民地主義の時代に欧米列強が形成した古代文明のコレクションが各地からの「収奪」の上に成り立っていること、日本においても廃仏毀釈など明治期の混乱や浮世絵に対する評価基準の未形成などから、近世の文物を中心に大量に流出ないし「避難」したことなどが想起されるが、ナショナリズムを排して考えても次の問題は避けて通れないだろう。

すなわち第三に、展示内容に示されることになる視点および歴史観に関して、系統性・網羅性と一貫性また新規性とが、ときに相克する点が挙げられる。前記「ジャパン・アーキテクツ1945-2010」展には、国内の文脈で比較的重視されてこなかった建築家に対する独自の関心と収集が窺えた。建築史家の戸田穰はこの「乱暴な外部からの視線の背後には、海外における日本建築の受容の問題が控えている」と指摘する。原資料の展示という方針を貫いた「日本語を解さない者が、距離を隔てて日本建築を眺めた」とき、「美術館におけるオブジェの視覚的・形態的な展示価値を専らとする」方法論が顕著に浮上するといえる⁷。そこには、第二次大戦後を中心にアメリカ合衆国で文学批評に流行したニュー・クリティシズムに対する「作品と世界のあいだの靱帯を切り離そうという営為」⁸という形容さえ該当しよう。当時の日本建築界に内在した種々の議論を捨象して、独自の選定からストーリーを編み出す方法論に、批判的な視点から吟味が加わることは避けられない。しかし一方で、何であれ対象を通史的に記述しようとするとき、数多の実例に言及する網羅性や系統性よりも、辞書項目と

しての可読性を優先させ、一貫して新たな視点の提示に努める態度も、こと字数や展示室面積、原資料の入手可能性といった限界の下では許容されないだろうか。また、一定の学術的な質の担保を必要条件としつつも、学界で共有されてきたストーリーと異なる視点を提示すること自体は、批判の対象としてであれ歓迎されるべきといえる。これは歴史記述の視点をめぐる、おそらく原理的な問題であろう。展示に示されるのは、いつでもペンディング中の歴史観であると考えるのは、懐疑に偏しているだろうか。

以上の論点から建築の通史とそれを扱う展示について今後も考察を重ねていきたいが、本稿では近代日本というフィールドから一旦離れ、バルト海沿岸のラトヴィア共和国について検討する。北海道より小さく、九州と四国の合計よりは大きな面積に、1918年の独立後のピーク時で京都府ほど、現代では岡山県ほどの人口を抱える⁹同国の建築を通史的に語ることは、建築物の数からみると簡単に見えるが、語るべき枠組みからみると非常に難しい。静岡文化芸術大学でも開催された、同国建築に関する展示について次節で概観し、本論で別の視点からその歴史を語り直してみたい。

B. 建築展「ラトヴィア、融合の建築」

本展(英名"Latvia, Architecture at Convergence")は、駐日ラトヴィア共和国大使(当時)夫人で建築家のダツツェ・ペンケ氏と建築家でキュレーターのイルゼ・パクローネ氏らの主導で、駐日ラトヴィア共和国大使館と新建築社編集部との協力で進められた。2017年に東京工業大学、京都工芸繊維大学、静岡文化芸術大学、宮城大学を巡回した¹⁰。筆者はその企画構成には携わっていない。展示では会場により事情が異なるものの、おおよそ10の鍵概念¹¹が、解説パネルと数枚の写真を貼付した門型の什器("Gateway")¹²10台に表現され、傍にラトヴィアと日本の歴史を並行させた年表と現地写真のプロジェクションが示された。Crossroadsでは、ラトヴィア史上に交叉した物流、軍事などの諸力に着想を得ている。Evolving Archetypeは、現前のもから重層的な同国の歴史を通じて淵源を想起する契機を示す。Inherited Symbolsでは各時代の特徴が各々継承されてきたことを示す。Pomp and Circumstance

⁵ 伊東豊雄の世界的な名声につながったさんだいメディアテーク(2000)の模型は、ニューヨークの近代博物館(MoMA)に収蔵されている。榎原充大「建築をアーカイブすること」ということ。ニッシャ印刷文化振興財団「AMeET」2014.3.10, <https://www.ameet.jp/digital-archives/391/3/>, 2018.11.14確認。

⁶ フランス国立近代美術館(ポンピドゥー・センター)副館長フレデリック・ミゲルーの主導で形成されつつある世界的な建築資料コレクションの一端としての収集である。戸田穰「建築展の問題——三つの展覧会を通じて」『建築史学』n.64, 2015, pp.61-73, 特にpp.64-68。

⁷ 同上。

⁸ 越智博美「新批評」, 大橋洋一編『現代批評理論のすべて』2006, pp.12-15, 引用はp.14下段。

⁹ ラトヴィア側の人口はGunita Zariņa, "The main trends in the palaeodemography of the 7th - 18th century population of Latvia", *Anthropologischer Anzeiger*, Jahrg. 64, H. 2 (Juni 2006), 189-202, およびCentral Statistical Bureau of Latvia ed., *Demography 2018*, Riga, 2018。日本側の人口はすべて2017年の推計人口に基づく。<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2017np/pdf/gaiyou3.pdf>, 2018.4発表, 2018.11.14確認。

¹⁰ 2018年には神戸大学、関西学院大学、文京学院大学にも巡回したようである。http://www.kobe-u.ac.jp/NEWS/event/2018_04_19_01.html, <https://www.kobe-np.co.jp/news/sanda/201805/0011243127.shtml>, <http://www.u-bunkyo.ac.jp/news/page/2018/11/post-301.html>, 2018.11.14確認。

¹¹ 東京以外の展示では、以下に述べる10の概念のうちSilent Song, また現地写真のプロジェクションが省かれた。また静岡文化芸術大学では公開講座「ラトヴィア文化ウィークス」を併催し、建築以外の面からラトヴィア文化を紹介した。近藤涼香、西尾かなで、藤原薫平、天内大樹編、静岡文化芸術大学2017年度前期公開講座・企画展「ラトヴィア文化ウィークス記録集」, 静岡文化芸術大学デザイン学部天内研究室, 2018.3。本展の巡回のためご尽力いただいた駐日ラトヴィア共和国大使館、新建築社、展示初日に本学にお越しくださった駐日ラトヴィア共和国ノルマン・ペンケ特命全権大使、ダツツェ・ペンケ大使夫人、また公開講座にご講演をいただいた岩手大学堀口大樹准教授、SUBARU店主溝口明子氏に厚く御礼申し上げます。

¹² 高さ2200mm, 幅2000mm(片方から475mmの位置にもう1本の柱が立つ), 奥行950mmの木枠で、正面/裏面に1面ずつ都合2枚の解説パネル(475mm×2200mm), 側面に内外2面ずつ都合4枚の写真または解説のパネル(950mm×1200mm)が取り付けられた。

は住居の贅沢さが取り上げられるが、農村の豊かさはこれから排除されるものではない。Urban Solitudeでは一人になれるという農村部の余裕と緩やかなつながりを都市部でも感じさせる建築空間を取り上げる。Inside Outでは建物内外の連続性ないし開放、Poetic Pursuitでは周囲に拡大する感受性を一定の輪郭をもった造形に縮約することを指し、Hard Softnessは強いられる影響力を柔らかく受け止め既存のものに関連づけるというラトヴィアの歴史と関連の深い要素が取り上げられた。Silent Songでは静寂でありながら相互理解が表層の奥に見え隠れすることを、Harmonyでは矛盾する文化の流れが一つに融和することを示した。

年表が別途用意されたとおり、10のテーマに基づく本展示は歴史順に建築物を配列するような展示ではなく、前節で取り上げたものと同様、ある設定されたテーマに合致する建築物を複数取り上げることで、古今の時代をリンクさせたものである。そのことで期待される効果はおそらく次の通りだろう。

第一に、統治主体が転々とした同国の歴史に対し、建築物とそこに示される生活様式という物質的なすがに継承されたものとしてラトヴィア性を定義できる点が挙げられる。ラトヴィアの歴史上、ハンザ同盟都市と周辺村落という社会構成に対し、ポーランド・リトアニア、スウェーデン、ロシアなどが統治主体として次々と現れた。ドイツ帝国軍およびバルト・ドイツ人勢力とロシア帝国軍およびソヴィエト連邦軍に蹂躪された第一次大戦後、1918年に宣言されたラトヴィア臨時国民評議会による独立が達成された。しかし、ソ連軍がナチス・ドイツとの不可侵条約に付帯する秘密議定書に基づき1940年に侵入すると、ラトヴィアは併合され、戦中はドイツ軍も侵入・占領した。戦後同国はソ連占領期を経て、1989年の「人間の鎖」に代表される運動により、1991年実質的な独立を回復した¹³。その間の民族構成を見ると、ハンザ同盟以来都市を中心に定住してきたバルト・ドイツ人は、19世紀のロシア化政策の下で衰退し、代わって農村部から都市に進出した者を中心にラトヴィア民族意識が高まった。バルト・ドイツ人は第一次大戦でも力を発揮したが、先の秘密議定書以後、ドイツ領内に移住した。一方、ソ連占領期にはロシア人が労働者として多数送り込まれて定着し、独立回復時も首都リガと南東部を中心に多くが残った。現在でもロシア人ほか民族構成の25%を占め（ラトヴィア人62%）¹⁴、言語構成ではロシア語が30%に達する¹⁵。このように体制の連続性よりも分断が目立つ歴史の下で、分野横断的にラトヴィア的なものを定義することは困難であろう。ラトヴィア共和国領内に遺された／建てられた建築物を広く取り扱いながら、歴史上の建築物の場合は施主、設計者、使

用者の国籍や民族的出自をあまり問わずにラトヴィア性を構築するのに、年代別よりもテーマ別の方がなじみやすそうである。

第二に、近現代建築だけでなく中世以来の建築物の蓄積を素直に訴えられる点が挙げられる。ソ連占領下では民族性を表現することができなかったため、戦後の建築物といえバリガ駅の南に建つ高さ108メートルの鉄筋コンクリート建築、ラトヴィア科学アカデミーが典型とされるスターリン様式と、フルシチョフ時代に転換して郊外住宅地区に大量に建造されたコンクリート重量パネルによる高層アパート群がおおよそその産物である（本論で詳説する）。おそらく旧ソ連圏全般に亘った反動として、1980年代以降、たとえばリガに近接したリゾート地ユールマラなどに、コンクリートによる不規則な造形を示した建築物がいくつか建てられているが、これもラトヴィア性を示すものとは言えない。都心部に建つ高層のホテル・ラトヴィヤ¹⁶は、ソ連占領期に西側資本を実験的に導入した、ガラス外装の端正なモダニズムと言えるが、これも中世以来のリガ旧市街のスカイラインを乱しているという理由で解体が検討されている。占領期の凄惨な記憶を喚起する建築物への対処についても、ロシア系住民の存在によってばかりでなく、ラトヴィア系住民の負の記憶に対する態度の個性性からも、合意は容易に見込めまい——東日本大震災後の我々には想像しやすい。さらに、独立回復後のラトヴィアにはソ連占領期に分担していた工業生産が残らなかったため、同国経済は順調とはいいがたい。金融と内需に偏った経済により、同国はリーマン・ショックに始まる金融危機を正面から蒙る結果となり、失業率は2008年12月から1年間に7%から22.8%に上昇した¹⁷。すなわち、独立回復後の経済を牽引した住宅投資そのものが負債と化したことは、建設投資が良質な建築物を順調に蓄積できなかったことを示す。そうした中でも良質な近現代建築を紹介しようとするれば、取り上げる建築物は網羅的というよりは、選択的な視点によるピックアップになるだろう。

それでも同展がラトヴィア性を訴えた動機については憶測の域を超えないが、2014年のクリミア危機はひとつの切っ掛けだろう。同国にはロシアと国境を接し、ロシア系住民が半数以上を占める行政区画もある。今も天然ガスは全量をロシアから輸入し、マスメディアでもロシアの衛星放送が存在感を放っている同国の現状で、ソフトパワーの概念が浮上するとき、ユネスコ世界遺産でもあるリガ市を中心として、建築物の蓄積からラトヴィアという存在をアピールするのは、自然な成り行きだろう。しかしラトヴィア人一人一人の生活に密接に結びついた建築文化を、ラトヴィア固有の性質からすべて説明できるだろうか。ラトヴィアに押しつけられたとも見える（共産）世界標準とし

¹³ ソ連の「占領」、独立の「回復」といった表現で、同国は1918年以後の独立の連続性・正統性と、1940年から1991年に及ぶソ連・ナチス双方による占領の不法性を訴えている。本稿はこの歴史観の是非を問うものではないが、解説の対象たる同国の表現に即する。

¹⁴ Central Statistical Bureau of Latvia, op.cit.

¹⁵ ウクライナ人、ベラルーシ人を含む。堀口大樹「ラトヴィアにおける言語状況と言語政策・言語教育政策」, 東京外国語大学平成18-20年度科学研究費補助金プロジェクト「拡大 EU 諸国における外国語教育政策とその実効性に関する総合的研究」2009.3, pp.27-50, http://www.tufs.ac.jp/common/fs/ill/EU/EU_houkokusho/horiguchi.pdf, 2018.11.14確認。「非国籍者」のカウントを含めて、37%に達するという統計もある。https://en.wikipedia.org/wiki/Demographics_of_Latvia(2011年の同国政府調査に基づいている), 2018.11.14確認。

¹⁶ 現ラディソン・ブル・ラトヴィア・カンファレンス&スパ・ホテル・リガ。

¹⁷ https://en.wikipedia.org/wiki/2008_Latvian_financial_crisis, 2018.11.14確認。

てのコンクリート重量パネルの高層アパートも、筆者には十分特徴的なものにみえる。この蓄積を現代および将来にどう活かすかこそ、戦後に工場労働を中心に人口が集中し始め、フルシチョフ政権と同時期、核家族世帯向けインフラとして共同住宅を大量に整備し蓄積してきた、浜松のような都市にとっても興味深い問いである¹⁸。リガ新市街に前世紀前半に集積されたアール・ヌーヴォーまたはユーゲントシュティルの建築も、その当時は突出した傑作として以上に、都市において量を担ったベーシックな存在だったかもしれない¹⁹。ラトヴィア人のベーシックに迫る建築の歴史観を、本稿は日本語ながら追求してみたい。したがって、前節における建築展に関する三つの論点のうち、本論は特に第三との関係が中心になるであろう²⁰。

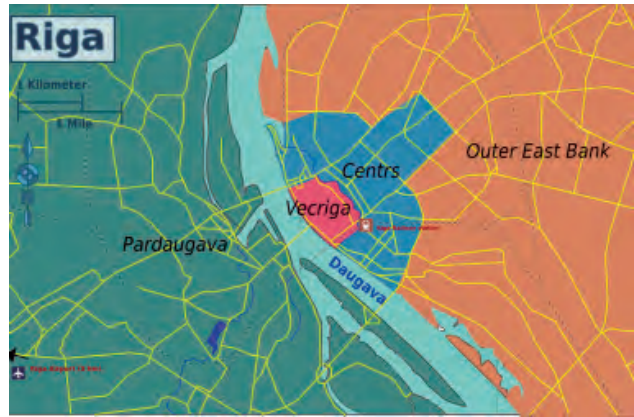


図1：リガ市内

II. ラトヴィアの建築史的展開——リガ市を中心に²¹

ラトヴィアの建築を語る上で、前章のように国家の枠組みが必ずしも自明のものではなかった経緯から、本章では市域でラトヴィアの人口の3分の1にあたる64万人、都市圏で107万人を抱える首都リガを記述の中軸とする。都市リガがあって国家ラトヴィアの枠組みが生まれたとも考えられる側面、またいまや二拠点居住によって国の全域がリガとの関係を深めつつある側面を重んじた。以下、観光サイトwikivoyage.orgに従い、中世以来の町並みを遺した旧市街Vecrīga、19世紀末から開発が本格化した新市街Centrs、行政区域としての市内を南から北に貫き、旧市街の西をかすめるダウガヴァ川の東に拡がりソ連占領期に大きく開発された東岸地区（リガ市内の行政区分に比べると少々大雑把ではある）、同川の西岸に拡がり独立回復後に空港に近接して開発が進む西岸地区Pārdaugavaという分類を用いる〔図1²²〕。

A. 19世紀の木造建築——ユネスコ世界遺産の登録基準から

世界遺産「リガ歴史地区」に指定された区域は、行政としてのリガ市324平方キロメートルの全域のうち438.3ヘクタールである。ただしその中に旧市街は全域が含まれている。次の引用はユネスコのサイトにおける物件の該当登録基準と、登録内容である。中世の街並み、アール・ヌーヴォー建築を強調する一般的な観光ガイドと比べて目を引く点は、「19世紀の木造建築」という文言であろう。

登録基準 (i) —— 人間の創造的才能を示す傑作である：リガ歴史地区における中世とそれ以降の都市計画の枠組

み、また世界のどこにも比肩しえないアール・ヌーヴォー建築の量と質、さらに19世紀の木造建築が〔リガ歴史地区に〕顕著な普遍的価値をもたらしている。リガ歴史地区はアール・ヌーヴォー建築を世界でもっともよく集中させている。

登録基準 (ii) —— 建築、技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の展開に関して、ある期間、ある文化圏内において、人文的価値の重要な流通を示すものである：リガはバルト海文化圏において多大な影響力をふるい、建築、記念碑的彫刻、庭園設計における展開をもたらした²³。

19世紀の木造建築という要素は、都市の中の分布から考えるとアール・ヌーヴォー建築と同時期に広がったものと考えられる。そこで旧市街から新市街へのリガの発展の特徴を捉えるため、2つの人口統計を見てみよう。一方はラトヴィア全体の人口であり〔図2²⁴〕、他方はリガの都市的地域の人口である〔図3²⁵〕。グラフの形状を見ると、両大戦時の人口の落ち込みが顕著であり、また独立回復以降、国としても首都としても人口減に直面していることが見て取れる。ただし、国としては（まだ政体は成り立っていないものの）第一次大戦以前の人口がピークだったのに対し、リガの人口は特にソ連占領期に大きく伸びたことがわかる。現在のリガの人口のうちロシア系住民の割合が4割ほどであることを考慮すると、第二次大戦およびソ連占領による人口減²⁶から回復した人口のうちおおよそ半分がラトヴィア域外からの流入、半分がラトヴィア人の

¹⁸ 街中の平凡な建築物に対する美学的な価値観が、使用者の働きかけ（具体的にはリノベーションなど）を促すこともある。天内大樹、脇坂圭一、土屋和男、柳沢究「静岡県内の防火建築帯および防災建築街区における建築物に関する研究 その3 前現代都市の美学的評価」、日本建築学会東海支部2017年度研究集会、名古屋大学東山キャンパスES総合館035講義室、愛知、2018.2.20。

¹⁹ 内田祥士「宮城論——希望の建設・地獄の宮城」NTT出版2017年に表現を借りた。

²⁰ なお、フランクフルトでリガの現代建築に絞って開催されたテーマ別展示の記録として、Oskars Redbergs ed. *9 Conditions of Riga*, Riga: Megaphone Publishers, 2013がある。

²¹ 以下は静岡文化芸術大学2017前期公開講座「ラトヴィア文化ウィークス」シンポジウム「ラトヴィア、生活と文化」（2017.6.17）席上での口頭発表「リガの発展と建築」前掲『ラトヴィア文化ウィークス記録集』pp.35-38に加筆・整理したものである。

²² <https://en.wikivoyage.org/wiki/Riga>, 2018.11.14確認。同図はリガ市の行政区域としてのVecrīgaと比べても多少の差異がある。

²³ 登録基準 (i) と (ii) の内容に関しては<https://whc.unesco.org/en/criteria/>および<https://whc.unesco.org/fr/criteres/>を、リガ歴史地区の記述に関しては<https://whc.unesco.org/en/list/852/>および<https://whc.unesco.org/fr/list/852/>を参照し、筆者が訳した。2018.11.14確認。

²⁴ Gunita Zariņa, Op. cit.

²⁵ Sigurd Grava, "The Urban Heritage of the Soviet Regime: The Case of Riga, Latvia", *Journal of the American Planning Association*, 59:1 (1993), pp. 9-30.

²⁶ 戦争そのものによる被害や移住ばかりでなく、ソヴィエト政府による粛清・投獄や東方への強制移住、これらを嫌った亡命も大きな要因である。

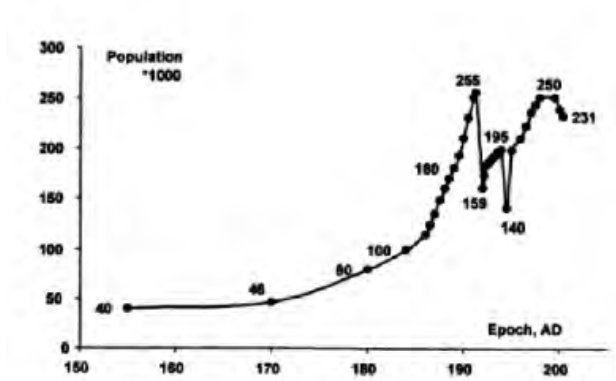


図2. ラトヴィアの人口, 1500-2000

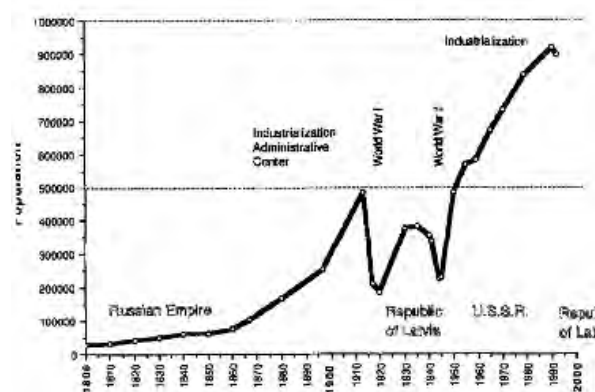


図3. リガの人口, 1800-2000

増加であり、後者はリガ市民の自然増と農村部からの流入が含まれているだろう。戦後復員等による人口増と、都市化による人口増のタイミングが重なった点は、西欧諸都市よりも日本の都市に近い。

リガにおける木造建築は第一次大戦前の人口のピークに向かった時期のものと位置づけられる。ラトヴィアという後背地の人口が最大になり、また独立以前のロシア帝国内での物流や取引が円滑だった頃に、現代でも同国の産業の大きな割合を占める林業に由来する産品で建築物を構築するのは、自然なことである。煉瓦を主体とするアール・ヌーヴォー建築に比べると、おそらく坪単価も動員される技術も低廉に抑えられるだろう。同時期に発展したフィンランドの首都ヘルシンキでは、土とのつながりを切り離せなかった都市進出者が、道路境界線に接せずにセットバックさせて木造住宅を建てて、残りの敷地で園芸や近郊農業を展開したという²⁷。またアニタ・アンテニシュチェはすでに19世紀前半、旧市街の外に市街が拡張し始めていたが、防衛上の理由から建築物が木造で建てられ、実際に1812年、ナポレオンの軍勢がやってきたという誤報により焼き払われたこと、その後古典主義や折衷的なアール・ヌーヴォーなど石造建築の装飾を木造で模す例が増えたことを報告している²⁸。したがって農業従事者が都市に進出したというだけでなく、建築家自身もラトヴィア性を意識し、新たな国民国家の首都となるべき都市にふさわしい住宅としてあえて木造を選び取った可能性もある。

現在特に木造住宅が多く遺された地域として、ダウガヴァ川中洲の高級住宅街チーブサラと、リガ駅の南、ラトヴィア科学アカデミーの南に広がるモスクワ地区の2つが挙

げられる。前者では元々漁村だったところに、リガからダウガヴァ川を渡り帰宅することを厭わない階層の住宅が建ち並ぶことになった [図4²⁹]。後者は1941年7月に焼き払われたシナゴグの跡が遺されていることや、地区名そのものから判るとおり、モスクワとの舟運を担った水夫が元々住み着き、その後1868年から1913年にかけて25.1%から19.3%に下がったリガのロシア人人口³⁰の代わりに、19世紀後半から進出し1881年には8.4%を占めるに至った³¹ユダヤ人が住み着いた鉄道駅近接の地区である [図5]。とはいえどちらも世界遺産指定以降のジェントリフィケーションの波を受けて保存されているだろう。以上の木造建築は次節で整理する歴史区分では第二の区分に当てはまるが、ユネスコの登録基準に記された、リガに



図4. チーブサラの木造住宅, 2017

²⁷ 伊藤大介「ヘルシンキ 都市と建築の系譜」日本フィンランド都市セミナー実行委員会編『ヘルシンキ・森と生きる都市』市ヶ谷出版社1997、とくにpp.34-37。アメリカの美術史家マンズバックは、木造建築がリトアニアには見られず、エストニアには見られることを指摘している。ただし1930年代のエストニアの首都タリンで、ヘルベルト・ヨハンソンなどの建築家を除いて木造の外壁がそのまま露しになることはなく、コンクリート造を擬した漆喰仕上げが施されたという。S. A. Mansbach, "Modernist Architecture and Nationalist Aspiration in the Baltic: Two Case Studies", *Journal of the Society of Architectural Historians*, Vol. 65, No. 1 (Mar., 2006), pp. 92-111. いずれにせよ各国の類似と相違に関しては、注意を払わねばならない。

²⁸ Anita Anteniške, "National Romanticism Apartment Buildings of Riga", <http://www.artnouveau-net.eu/LinkClick.aspx?fileticket=x8GTLCdbkU0%3D>, accessed 14 Nov. 2018.

²⁹ 以下註記なき写真は筆者撮影。

³⁰ Anteniške, op.cit.

³¹ <https://www.mfa.gov.lv/en/about-the-ministry/publications/latvia#2>, accessed 14 Nov. 2018. また同時期、ドイツ人の割合は42.9%から13.3%に減少し、ラトヴィア人のそれは23.6%から42.2%に増加した。その間のリガの人口増を考えると、ドイツ人人口の変化よりはラトヴィア人の流入の激さが判る。



図5. モスクワ地区の木造住宅, 2017

関する一般的な観光案内とは異なる部分を先に扱った。

B. リガの歴史記述——4つの時代区分

リガの建築に関しては特にアール・ヌーヴォー建築の様式的分類などに集中して議論が重ねられてきた³²。これは前節で扱った木造建築同様、新市街の拡張に伴って多く建てられた建築物である。以下、都市リガの位置づけの変遷に伴う4つの時代区分から都市の成り立ちと建築を結びつけて論じるが、新市街の拡張は第2の時期に当たる。個々のアール・ヌーヴォー建築に関する記述は必然的に薄まるが、この4つの時代区分を理解することがラトヴィア建築の包括的な理解につながるものと思われる。

(1) 港町リガ——バルト海とロシアの結節点

本章冒頭で述べた地域区分でいうと、この時期のリガは旧市街のみであり、19世紀中頃に壊された城壁に囲まれた地区である。記録上は2世紀から見られ、ダウガヴァ川を介したヴァイキングと東ローマ帝国との通商の中継地点として集住が始まった。しかしキリスト教勢力と異教徒との争いから、1200年、北方十字軍の一環としてシトー会のアルベルトが来襲し翌年リガに本拠を置くことに成功、1202年にリヴォニア帯剣騎士団を創立した。このときの司教館の敷地に現在建っているのは、1297年に創立された聖ヤーニャ教会で、17世紀に建物は再建され教会組織はルーテル派となっている。司教座教会は1211年にまで歴史を遡れるが、煉瓦が斜めに積まれた外壁は1595年の再建時のものである。リヴォニア帯剣騎士団は1237年にはドイツ騎士団に吸収されリヴォニア騎士団を名乗るが、1282年に都市ハンザに加盟した市民との対立をしばしば起こしていた。騎士団が市民を制圧したのち、1330年に破壊された要塞を市民に再建させたのが現在のリガ城であるが、これも一旦荒廃し、1515年に再建さ

れたものが現在残っている。リヴォニア戦争(1558-83)によるポーランド・リトアニア合同以降を近世と見なす歴史区分³³からすれば、この城壁が唯一中世を物質的に遺した部分と言えよう。ドイツ系が中心を占めた市民はバルト海とロシアの中継貿易を主な生業としており、1561年のドイツ騎士団解散後も、リガはポーランドの進出まで20年間帝国自由都市の地位を保った。富の蓄積は、1209年に木造教会堂を構えていた聖ペーテラ教会が15世紀を通じて石造建築となり、136メートルの尖塔を建てるに至ったことにも見える。なおこの尖塔はしばしば倒壊や落雷に遭い、近年では第二次大戦で破壊されたが、現在は再建されている。

世俗建築では、ブラックヘッドの館は1334年に建てられたドイツの未婚商人組合のホールで、その名は彼らの守護聖人たるヌビアの人モーリスに基づく。1941年に破壊された後の敷地は、ソヴィエトにより広場として使われていたが、独立回復後1995-1999年に再建された。リガ城の火災前の2012年に大統領官邸が移転してきており、再建の経緯と併せ考えると都市ハンザの記憶はリガの歴史の淵源として素直に受け止められているようである。旧市街にはこのほか住宅クラスの規模でも近世の建物が遺されている。1605年に建てられ1696年、1755年に再建されたメンツェンドルフ家住宅はリガ歴史航海博物館の分館として使われている。三人兄弟と呼ばれラトヴィア建築博物館として使われている3棟並んだ建物も、もとは順に17世紀後半、1646年、15世紀のものだったが、1955-7年に再建されている。再建とはいえオリジナルに近い状態を作りそれを保存する体制が整えば、街並みとしての体験は十分可能であろう。

(2) 民族の都リガ——近代都市への離陸

新市街の成立に向けては、先述した1812年のナポレオン戦争時の出来事にみるように、城壁の解体前から、後に新市街と呼ばれる地区では木造建築が建ち並ぶ姿が完成していただろう。1857-63年に城壁が壊され、旧市街を取り囲むこの敷地から近代的な都市施設——公園、ブルヴァール、行政庁舎、劇場、後に大学などが展開し、都市外縁に向けて別荘、工場、教会、商店、学校などが散在した。1870年には鉄道が開設され、バルト海とロシアの結節点としてのリガの役割は増した。すでに1856年には、鉄道駅と隣接してダウガヴァ川から水を引き込んだ内港が都市計画図に掲載されている³⁴。現在リガ駅と百貨店を介して接するバスターミナルや、水面として残っている旧市街を取り囲む運河の一部を挟んだ中央市場の敷地である。新市街の開発は東京の郊外住宅地に比べてかなり広範であるが、これは元々自然空間を日常的に必要なとするラトヴィア人の生活故に、郊外住宅の区画規模がかなり広いからであろう。1901年にはリガ北北東のキシュ湖畔に田園都市メジャパルクス11821平方キロメートルが計画され、整

³² 浩瀚なものとしてはJānis Krastiņš, *Rīgas Jūgenstila Ēkas [Art Nouveau Buildings in Riga]*, Riga: ADD projekts, 2007. 日本語では伊藤大介「ラトヴィアの首都リガのユークレント建築——“新たな”北欧建築の登場——」『北方生活研究所所報』No.26, 2001, pp. 2-13がある。美術全般と建築を包括的に扱ったものとしてSteven A. Mansbach, *Riga's Capital Modernism*, Leipzig: Leipziger Universitätsverlag, 2013がある。

³³ 例示すると<http://www.onlatvia.com/german-crusader-states-until-1561-68>, https://en.wikipedia.org/wiki/History_of_Latviaなど。2018.11.14確認。

³⁴ Krastiņš, op.cit., p.9.

備が始まった。

制度面でも、1858年に技術協会が設立されると、すでにその半数を建築家が占めていた。1862年にアレクサンドル二世の勅許の下とはいえ、帝国初の³⁵私設ポリテクニクが開設され、1869年同校に建築学科ができると、私設の技術・美術学校、各種団体や展覧会などが国家の管理の外で花開く。入学者の出身は地域的にはワルシャワからクリミアまで幅広いが、1896年までギムナジウム卒業者に限られていた。しかし教育環境が整備されると、リガに事務所を置く建築家は、1870年代に15人で、ほとんどはベルリンかサントペテルブルクの卒業生だったところ、1900年には50人ほどに増え、その半数以上がポリテクニク卒業生となった。他にもリガドイツ人工芸協会（Gewerbeverein）の工芸学校が1872年に開かれた³⁶。欧州主要国で長い伝統を誇るアカデミー系の建築教育機関と比べたポリテクニクの評価について、伊藤大介は「工学技術優先」でありながら「様式への深い歴史的認識を伴わない」故に様式の「取捨選択に自由度が高く」、結果的に「建築の文化面の変質を支えた」とする³⁷。しかしポリテクニクの学部はマンズバックによると開校当初の工学、化学農業に加え、機械（1864）、商業（1868）、建築（1869）の順に開設された³⁸。工学（土木中心か）と異なる建築学科の設立の要因には、建築という営みに工学的アプローチ以外の教育も必要との判断があったと思われる。リガのポリテクニク以外の各種学校の設立から、またラトヴィア人初の建築家と目されるヤーニス・フリドリヒス・パウマニスのようにベルリンとサントペテルブルク双方のアカデミーを卒業した者の存在から、さらにはサントペテルブルク土木学校（現サントペテルブルク国立建築土木大学）出身のミハイル・エイゼンシュテインのように、建築家に次ぐ建築工匠の資格者も作品を遺したことから、リガの建築装飾の折衷性は、ポリテクニクの教育だけに帰するとは判断しにくい。

この時期の建築についてはすでに研究の蓄積がある。ラトヴィアの建築家ヤーニス・クラスティンシュは「折衷装飾のアル・ヌーヴォー」（エイゼンシュテインの過剰の装飾は「断じてリガのアル・ヌーヴォーの典型ではない」という）、複数階を跨ぐ出窓などで分節した「〈垂直〉アル・ヌーヴォー」、ドイツ語圏やとりわけフィンランドに刺激を受け、ラトヴィアへの人類学的探究の結果としての文様や民俗建築に取材してアル・ヌーヴォー的な曲線にまとめた「民族ロマン主義」、リガに例は少ないが端正な長方形を取り入れた「新古典主義」という分類を設けている。これまで農村部を中心に分布していたラトヴィア人の都市への流入により、ダイナスなどに代表される人類学的な研究対象が浮上し、文様や木造建築への探究が、リガに

おける国民国家ラトヴィアの首都としての形成過程と相互作用をもたらしたことは特筆すべきであろう。リガの北東に建設されたラトヴィア民族野外博物館は独立後の1924年に設立されている。こうした状況下で、中には旧市街の、例えばブラックヘッドの館を新市街で模倣したような建物もある。また筆者の観察では、リガ新市街は木造建築を除いても必ずしも狭義のアル・ヌーヴォー（あるいはユグントシュティル）のみに占められてはおらず、ゴシック・リヴァイヴァル、ジョージアンなどを選んだ建物、またチェコ・キュビズムや水平線を強調するモダニズムの影響なども認められる。

（3）工業都市リガ——ソヴィエト体制の一翼

ラトヴィアがソ連、ナチスを経て再びソ連に占領されると、リガには体制のシンボルとなる建物が求められた。スターリン様式は先述のラトヴィア科学アカデミーや、1954年からピート生産を目的に建設され、ロシア人その他4000名が労働者として移入したラトヴィア北部の都市セダなどに認められる。ラトヴィア科学アカデミーが当初コルホーズを所管する建物として計画されたこと³⁹は、機能的要請よりもスターリン様式の高層建築を建てるという象徴的要請が先立ったことを示す。旧市街や「資本主義都市」と呼ばれた新市街の建築（実際には独立以前の竣工が多かったはずである）のうち、質のよいものは特権階級の使用に、木造建築は共同住宅等に充てられた。旧市街の教会堂も空襲による破壊から一部が修築され、音楽ホール、展示場などの形態で姿を保った。建築・都市計画部門は郊外開発に注力したため、結果的に旧・新市街は資本主義的再開発から免れた。問題はその郊外、東岸地区である。

指導者がフルシチョフに交代して初めてスターリンの方針を批判した1954年12月7日の演説は、工場生産のコンクリート重量パネルの現場組立が最も効率的な建設方法であるとの内容であった。装飾的な部材をコンクリートパネルに付加しなければならないスターリン様式と、また女性の煉瓦積み職人と煉瓦を運ぶ男性労働者の双方が農村部出身の非熟練労働者という建設慣行とを打破すると、労力は24%、生産高は5倍以上になると彼は主張した⁴⁰。さらに、ソヴィエトは西側とくに合衆国を中心に主張されていた近隣住区理論を採用した。幼稚園、託児所、学校を含み、コンクリート重量パネルによる高層住宅で公園、運動施設を囲み、最低限の商店と飲食店、稀に修理工や医者が配置される大街区マイクロラヨンを郊外に続々と建設した。しかし例えば洗濯排水が考慮されないなど設備や環境の面でも劣悪な建物だった上に、竣工・入居後も公共交通は別部署なので整備されないなど、街区と都市の接合が貧弱だった⁴¹。またソヴィエト連邦全体の工業生産を手広く引き受けた都市リガはラトヴィア人の思惑を超える人口膨張

³⁵ Mansbach, op.cit., p.15.

³⁶ Jeremy Howard, *Art Nouveau: International and National Style in Europe*, Manchester: Manchester University Press, 1996, pp.185-6; Latvijas mākslas vēsture, "Sākumlapa", http://www.makslasvesture.lv/1840_-1890:_Makslas_dzive, accessed 2018.11.14.

³⁷ 伊藤, 前掲論文, p.5.

³⁸ Mansbach, op.cit., p.16.

³⁹ そのためラトヴィア側はこの建物の敷地を旧市街ではなく農村地帯に直結するリガ駅の南に移せた。Grava, op.cit., p. 20.

⁴⁰ Adrian Forty, *Concrete and Culture: A Material History*, London: Reaktion Books, 2012, pp. 149-159 [エイドリアン・フォーティ, 坂牛卓+遼見浩久+呉鴻逸+天内大樹訳『メディアとしてのコンクリート』鹿島出版会2016, pp.192-202].

⁴¹ Grava, op.cit., pp.13-14.

を示したため、独立回復の頃には深刻な住宅不足に陥っていた。現代に至るも、見かけの国土の利用度とは裏腹に、リガの1人あたり居住面積は20.3平米で、関東大都市圏の借家における1人あたり住宅床面積の23.8平米をも下回っている⁴²。設備や環境の面で劣った建築物にラトヴィア性を読み込みたくないのももっともだが、現代建築家はこのストックをどう改良していくかに興味を持つことだろうし⁴³、リガの郊外居住者を取り巻く環境の典型といえる。この状況を歴史的な視点で捉えることが、良好な居住環境の実現に不可欠と思われる。

ラトヴィアにおける独立回復運動は、大都市としてリガを発展させるためと政府が主張した地下鉄建設計画を一つの切っ掛けとしている。この計画が都市の環境を壊すという趣旨の環境保護運動がリガ市民の自主的な議論を蓄積させ、独立回復運動に発展したのである。しかしリガ旧市街のスカイラインはすでに、北側のダウガヴァ河畔の農業省と、先述の北東側旧レーニン通り、現ブルーヴィーバス(自由)通りに建つホテルによって損なわれたとされている。スターリン様式のラトヴィア科学アカデミー、あるいはダウガヴァ川中洲に建つ高さ368メートルのリガ・ラジオ・テレビ塔などを含め、確かに高層建築を解体すれば旧市街の教会尖塔は際立つだろうが、ここにも歴史と記憶を共有するよすがとしての建築物につきまとう、歴史観への対処の問題が生じよう。

(4) グローバル都市リガ——郷土への懸念

独立回復後のラトヴィアを取り巻く大きな問題の一つは、経済的な不安定による人口減である。ラトヴィア国立美術館に展示されていた美術家イヴァルス・ドルレ (Ivars Drulle) の作品《To My Homeland》では、作家の住居から半径15kmにある空家をすべて撮影したポジフィルム、それらを地図にプロットしたもの、またそのうち壁だけが残った一軒の空家に花壇を造り、通年撮影した映像などがセットとして提示された。これは同国の現状を極めて先鋭に捉えた感性の披露と呼べる。

2004年にラトヴィア人建築家2名の設計で竣工した地上27階建てのハンザバンカ(現・スウェドバンク)本社、コープ・ヒンメルブラウなどを含んだ2006年の国際指名コンペに国内事務所SZK and Partnersが勝利したものの、プロジェクトが止まっているリガ・コンサートホール、ラトヴィアからドイツに留学して終戦を迎え、合衆国に移住した建築家グナールス・ビルケルツ設計により2014年竣工したラトヴィア国立図書館などはすべて、ダウガヴァ川西岸を敷地としている。その他、旧市街から北方に伸びている港湾地区にもレム・コールハース設計の現代美術館

が構想されたことがあるが、新都心や住宅地の計画は旧市街から見てリガ国際空港の手前に該当するダウガヴァ川西岸(中洲のチープサラ島南部に残された、広大な開発保留地を含む)に集中している。これらの開発は、人口減の国家・都市に不要というわけではない。むしろリガの劣悪な郊外住宅地において、高層アパートの単なる解体ではなく、住宅一戸の面積の拡張、またソ連占領期の計画を超えた多様な用途を許容する建物への修繕や更新の余地を生むための計画とも言える。他国のこととは言え、これが同地の定住人口の維持に有効であることを願わずにはいられない。

リガから離れた場所に別荘を構える二拠点居住を考慮すると、いまやラトヴィア全土がリガを含めた関係人口をカウントせざるを得ない状況ではないだろうか。これは日本でも札幌、東京、福岡などを中心とした地方で先鋭的に始まっている事態と思われる。人口減や産業の空洞化の背景には当然ながら、独立回復後グローバル資本主義に巻き込まれ浮沈する同国の経済があるのだが、日本もそれを悠然と眺めていられる状況にはないだろう。ラトヴィアの現在に至る経緯を歴史的に把握することは、日本の蓄積と現況を重層的に把握する手がかりとしても重要と考えられる。

III. 結語

2016年後半に筆者の勤務する大学にラトヴィア建築展を巡回させたいと依頼を受け、公開講座「ラトヴィア文化ウィークス」というかたちで膨らませ、2017年に実際の準備と展示に立ち会った。本稿はその際に漠然と感じていたことを、建築展の胚胎する問題系のうち歴史観という入口から整理して記述に努めた。筆者は日本語を母語として留学歴もなく東京に生まれ育ち、日本の近代建築を研究対象としているため、比較の契機をこれまで持たなかった。建築展もまた必ずしも筆者の本筋の仕事ではないが、さまざまな僥倖から考察をかたちにできたものと感じる。関係の皆さまに改めて御礼を申し上げる。

⁴² 旧共産圏に共通する問題で、モスクワは16.7平米、ヴィリニウスは16.2平米である。Sasha Tsenkova, *Riga: Housing Policy and Practice A Framework for Reform*, Riga: Riga City Council, 2000, p.9. 挙げられた数字は国連の1997年の統計に拠っている。United Nations Economic Commission for Europe, *Human Settlement Trends in Central and Eastern Europe*, Geneva: UNECE, 1997. 東京圏については国土交通省「平成29年度住宅経済関連データ」〈9〉(2)「一人当たり住宅床面積の国際比較(壁芯換算値)」, <http://www.mlit.go.jp/common/001133728.xls>, 2018.11.14確認。

⁴³ 事実、2017年4月8日に東京工業大学で開かれた「ラトヴィア、融合の建築」展シンポジウムで建築事務所NRJAのウルディス・ルクシェヴィチスが発表した内容は、ソ連占領期の建築の保護に関わるものだった。さしあたり「NRJA、ラトヴィア展《Unwritten》」『a+u』新建築社、555号、2016.12, pp.114-115参照。

※本研究報告は、文部科学省科学研究費／若手研究(B)「近代日本の芸術観と建築・デザイン——デザイン思想のグローバル・ヒストリー(17K18003)」の成果の一部である。

デジタル絵本の受容に関する研究 ー読み聞かせと黙読との比較ー

A Study on Acceptance of Digital Illustrated Books - Comparison between reading aloud and silent reading -

かわ こうせい

デザイン学部 デザイン学科

Kosei KAWA

Department of Design, Faculty of Design

デジタル絵本の読み聞かせが子どもにどのような効果をもたらすのか検証した。紙に印刷された従来の絵本において読み聞かせは、子どもの想像力育成や情動の発達、社会性の向上に良い影響があるといわれてきた。デジタル絵本においても読み聞かせによって肯定的な効果が得られるのかどうかを確かめるため、小学校低学年児童にデジタル絵本の読み聞かせを実施した。デジタル絵本をひとりで黙読した場合と比較し、どちらの方がより楽しかったか、より内容を理解できたか、より集中できたか、の3点について回答を記録分析した。その結果デジタル絵本においても、読み聞かせの方が、黙読と比して集中力を保ち内容をよりよく理解できることが示唆された。

To examine how the reading aloud of digital illustrated books effects on children, the author compared the reading aloud and the silent reading of digital illustrated books. It has been proved that reading aloud conventional illustrated books of paper to children has a positive influence on the development of children's imagination, development of emotion, and improvement of sociality. In order to verify whether the affirmative effects can be also obtained by reading aloud of digital illustrated books, we read aloud digital illustrated books to elementary school students of lower grades. They silently read digital illustrated books, too. We asked them that which one was more enjoyable, more understanding of contents, or easier to concentrate. As a result, it was suggested that in the digital illustrated books, the reading aloud is better than the silent reading by keeping the concentration and understanding the contents.

[はじめに]

絵本は、ひとが人生の最初期に出会う視覚メディアであり、人間形成に大きな影響を与えられている。松居直は、絵本がひとの想像力獲得に不可欠であると主張している。「子どもは、生まれたときから、豊かな想像力を持っているのではありません。(中略)自分の力では物語のイメージが浮かばない子どもでも、絵本のさし絵を見れば、それを手がかりにして、心の中に思い描くことが出来ます。物語の進展にしたがって場面がかわれば、また新しい挿絵が、消え入りそうになる子どものイメージをささえてくれます。こうして、さし絵に助けられつつ、子どもは心の中に物語の世界を描いてゆくことができ、一つの新しい体験を自分のものにします。こうして、多種多様な豊かなイメージを自分のものにして初めて、人間は未知のものを想像し、理解できるようになります」(松居 1973)。

文字を読めない子どもは、まず読み聞かせによって絵本を受容する。読み聞かせという行為は、読み手と聞き手に様々な影響を及ぼす。瀬田貞二は次のように述べている。

「絵本は、子供が最初に出会う本です。長い読書生活を通じて人の読む本のうちで、一番大切な本です。その子が絵本の中で見つけた楽しみの量によって、生涯、本好きになるかどうかが決まるでしょうから。またその時の感銘が、大人になってその人の創造力をことあるごとに刺激するでしょう。(中略)彫刻や映画などと同じく、本は一つの美術形式なのです。また実際すぐれた絵本は、膝の上で聞かせる子にも、声を出して読んでやる親にも、楽しい印象を刻みつけるものです」(瀬田 1985)。

近年、書籍の電子化が進み、タブレット上で閲覧するデジタル絵本がつつぎに登場している。紙の絵本では親中心の読み聞かせが行われるのに対して、デジタル絵本では

子ども中心で操作が行われ、子どもからの発話数も増えるため、絵本に接する時間が増加し、子どもの言葉を受け止めながら一緒に楽しむことが出来るメディアである、との報告がある(佐藤 2013)。また、読み聞かせ時に幼児の脳血流と心拍変動を計測したところ、紙書籍と比して電子書籍においても、消極的な影響は見られないとの研究がある(清野 2012)。これらの報告は、デジタル絵本が子どもに肯定的な効果をもたらすことを示唆している。デジタル絵本は今後とも急速に普及することが見込まれるため、これにともない、家庭、学校、図書館などさまざまなシーンにおいてデジタル絵本を読み聞かせる機会もまた急増すると予想される。

[問 題]

1. 読み聞かせ

読み聞かせが聞き手に与える影響については、これまで多角的な研究が行われてきた。読み聞かせにおいて、子どもが読み手の言葉を聞くと、脳内で感情や情動にかかわる部分が反応する。とくに喜怒哀楽を生みだし行動を起こす、大脳辺縁系が活発に働く(泰 2009)。さらに、物語絵本の読み聞かせ中におこる心拍の変動は、音声要因によるとの可能性が示唆されている(清野 2012)。これらは、読み聞かせが子どもの心に働きかけることを意味する。絵本の中の出来事は、子どもたちの遊びを通して追体験され、みな心の共通体験となっていく。絵本の読み聞かせは人と人とを共感でつなげ、人が成長するための推進力となる(磯野 2015)。絵本の読み聞かせによって、空想世界が明瞭化・拡大化し、心性・心情の豊かな発達が進む(堂野 2012)。幼稚園において1週間絵本の読み聞かせを受けることで、幼児の向社会性が高まったとの報告もある。具

体的には、援助・協力行動、共感・なぐさめ行動、分け与え行動を積極的に行うようになることが、幼児の自己評価、保育士の評価、双方において確かめられたという（堂野 2008）。

2. 読み手への影響

読み聞かせは当然、聞き手の子どもたちだけではなく、読み手に対しても働きかける。ゼミ学生による幼児への読み聞かせ演習授業を担当した大学教員が「子どもに絵本を読んであげることを通して、当の大人自身がどれくらい豊かになるものかということに改めて目を開かせられる」と述べている（藤塚 2006）。読み手は子どもの表情や動作を見つつ相手のことを考えながら読みきかせるため、思考や創造力、コミュニケーション、感情のコントロールを司る脳の部位が活性化するという（泰 2009）。絵本を読んで聞かせるという伝達の世界ではなく、読む者と聞く者によってつくられる共同的な感情的な世界である（佐藤 2008）。

3. 大学生と絵本

幼少期に絵本を読み聞かせてもらった体験は、大学生になってもよい影響を残すという。大学生へのアンケートとその分析調査によると、幼少期に絵本を読み聞かせられた経験は、親への肯定感を通じて間接的に青年期の内的作業モデルや学生生活の満足感に関係する、との結論が得られている（龍・小川内 2004）。一方で、読み聞かせ体験を持つ大学生たちがその内容を忘却しているとの報告もある。大学生にアンケート調査を実施したところ、148名のうち147名が読み聞かせをしてもらった経験があるにも関わらず、「今好きな絵本がありますか」との質問に無記入52名、1冊と答えた者が40名しかいなかった。「おとなはかつて絵本を読んでもらったこと、読んだことを忘れてしまっている。自分が何をどう楽しんだのか、何がおもしろかったのか、字だけでなく絵を読み込んでいたことを、忘れている」という（杉浦 2014）。大学生による読み聞かせは、読み手自身にとっても、かつて幼少期に体験した読み聞かせの記憶を掘り起こし、心の成長につながる機会となり得る。

[目 的]

紙絵本の読み聞かせは、読み手にも聞き手である子どもにも肯定的な影響があると言われてきた。脳科学的分析によると、絵本の黙読に比べ読み聞かせにおいては、読み手が母親でなくても、子どもの前頭前野に血流減少が見られ、こころが癒される効果がある（森 2017）。本研究では、デジタル絵本においても、読み聞かせが子どもの絵本受容に肯定的な効果をもたらすのか明らかにすることを目的とする。大学生による小学生への読み聞かせを黙読と比較し、どちらがより1) 楽しかったか、2) 内容を理解できたか、3) 集中できたか、の3点について検証する。

[方 法]

1. 対象

浜松市立佐藤小学校に通学する児童32名（1年生12名、2年生13名、3年生7名）の聞き手を学年ごとに5-7名ずつの5グループに分け、デジタル絵本の読み聞かせを実施した。9歳ぐらいまでは、まだ読書行為が完成にいたらないため、絵本を手放すべきではない、お話を読んでもらおうと、知的好奇心や想像力を育てて、子どもの情緒を安定に導く。絵本から導かれる読書は、人生を見つめる目を養い、物事を考えるくせをつけ、知識を拡大してくれるので、一生を通じて大切にすべき習慣である（三宅 1998）。以上の指摘を受け、小学3年生を上限とした。また、5歳児にもなると、絵本を理解するため絵とともに文字を注視することが、アイトラッキング機器による視線移動の観察で明らかになっているため（磯 2011）、ひらがなとカタカナを読みこなすことのできる小学1年生以上を対象とした。

2. 材料

読み聞かせ会にあたっては、デジタル絵本作品『ふしぎなねこ』（あきね2017）および『くいしんぼうの しろくま』（ばる 2017）を用いた。



図1・図2『ふしぎなねこ』あきね (2017年)



図3・図4『くいしんぼうの しろくま』ばる (2017年)

これらの絵本は、静岡文化芸術大学デザイン学部の学生によって制作された。未発表の新作であり、かつ、すべての児童にとって初見である点から、この二作が選ばれた。

『ふしぎなねこ』は、周囲にあわせて体色が変わる力をもつ猫が、黒猫と出会うことで孤独から抜けだし、自己を肯定できるようになるという11見開きの物語で、色調を抑えつつもコントラスト比の高いシルエットからなる絵は、児童が形を認識しやすい画面を構成している。一方『くいしんぼうの しろくま』は、魚の食べすぎで重い体が氷に挟まったしろくまを、友達が救出する21見開きの物語である。彩度の高い色面で構成されたカラフルな背景に、太いアウトラインの白いクマを配置し、視認性の高い画面構成をつくり出している。どちらも、ひらがなとカタカナの

みを使用し、小学1年生でも無理なく読みこなせる作品である。また両絵本ともに、結末はハッピーエンディングである。読み聞かせにおいて3-4歳児が積極的に反応を示すシーンは、「楽しむ」「陽気な」といった要素であり、子どもは明るい内容を示す主題を好みやすい(松村 2010)、との研究成果に合致する作品である。デジタル絵本の閲覧には、iPad pro 9.7インチおよび、株式会社アスタウン開発によるデジタル絵本アプリ「えほんダス」を使用した。

3. 手続き

読み聞かせは、静岡文化芸術大学デザイン学部の学生1名が行った。読み手の学生には、以下のような「望ましい読み聞かせの条件」を意識するよう事前に指導した。読み聞かせる際の演じ分けによって、物語理解が阻害される可能性があるため(松村 2015)、中立的に淡々と読み聞かせる。心をこめての「淡々とした語り」と身ぶり手ぶりをまじえた「エンタテインメント型語り」を比較すると、絵本の読み聞かせでは、若手のエンタテインメント型は理解をさまたげる。現代の子どもたちは、キャラクター化した主人公の目に見える「動き」を期待しているため、絵のない素話の読み聞かせでは、エンタテインメント型の方が、子どもに深い理解を残す。(上野 2011)。読み聞かせのスピードは、幼児が絵本を面白いと感じるかどうかには影響しないが、速く読んだ方が絵本に集中する(玉瀬 2008)。保育実践者と、幼児教育を学ぶ学生に共通して重視されるファクターは、「子どもの発達に即した絵本の選択」、「読みきかせ中、子どもへまなざしを向けること」、「読み聞かせ中の子どもの発言を尊重すること」の3点であった(中村 1991)。学生は、プロの保育実践者よりも「望ましい読み聞かせの条件」を重視し、意識する傾向にある(中村 1991)ため、これら「望ましい読み聞かせの条件」を忠実に守りつつ読み聞かせていた。会場では全グループに声が届くように配慮し、マイクおよびスピーカーを用いた。iPadを掲げた学生5名が、1名ずつ各グループにつき、絵本を見せながら読み聞かせに合わせてページをめくった。まず1作品目の『ふしぎなねこ』を読み聞かせた後、続いて同作を児童が黙読し、「楽しさ」「理解」「集中」の3点について、読み聞かせと黙読のどちらが勝るかを質問し、回答を記録した。次に、2作品目の『くいしんぼうのしろくま』を黙読してもらった後、読み聞かせを行い、同じ3点の回答を記録した。順番によって理解度や集中度に差が出る可能性に配慮し、1作品目と2作品目で黙読と読み聞かせの順序を入れかえた。実際の質問文は以下の通り。1) 読み聞かせてもらうのと、自分で読むのとでは、どちらの方が楽しかったですか? 2) 読み聞かせてもらうのと、自分で読むのとでは、どちらの方がよくわかりましたか? 3) 読み聞かせてもらうのと、自分で読むのとでは、どちらの方が飽きなかったですか?

4. 分析方法

3つの質問に対する回答を学年別にクロス集計し、2冊のデジタル絵本において読み聞かせが有効だと回答したのべ人数の割合を求めた。次に、楽しさ、理解、集中の要素ごとにカイ二乗検定からクラメールの連関係数を算出し、関連性を検証した。

[結果と考察]

1. 結果

質問に対する回答を学年別に集計した結果は、図5のとおりである。

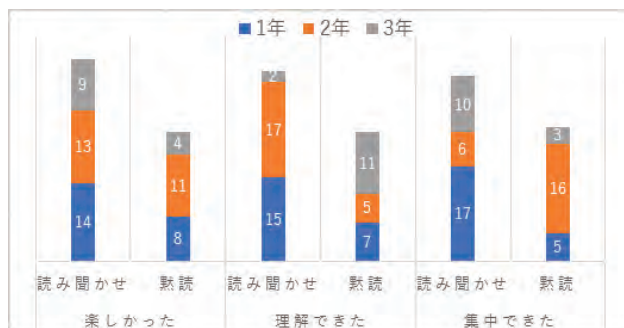


図5 デジタル絵本の読み聞かせと黙読 (人)

楽しさ、理解、集中の各要素において、読み聞かせの方が有効だと回答した児童の割合を表1に示す。

表1：読み聞かせを選択した児童の割合、クラメール連関係数 v

	楽しさ	理解	集中
1年	63.6%	68.2%	77.3%
2年	54.2%	77.3%	27.3%
3年	69.2%	15.4%	76.9%
v	0.12	0.50	0.49

全体では、どの要素においても読み聞かせの方が有効であったとの回答割合が大きい。学年別に見ると、1年生では、楽しさ、理解、集中すべての指標において、読み聞かせの方が効果ありとの所感を持つ児童の割合が大きい。2年生では、楽しさにおいて読み聞かせと黙読の割合は拮抗しており、内容理解においては、読み聞かせが有効との回答が80%近くあったが、読み聞かせの方が集中できた児童は30%弱にとどまった。3年生では、楽しさと理解において70 - 80%の児童が読み聞かせを有効だととらえており、一方で読み聞かせの方が飽きなかったと回答した児童は15.4%にとどまった。カイ二乗検定から算出したクラメールの連関係数によれば、読み聞かせと各要素において、楽しさについては $v=0.12$ とほとんど関連がなく、理解については $v=0.50$ と強い関連があり、集中については $v=0.49$ と比較的強い関連がある。

2. 考察

小学校低学年児童によるデジタル絵本の受容においては、読み聞かせの方が集中して内容をよりよく理解できることが示唆された。3年生では、黙読の方がよく理解できたとの回答数が優位だった。これは国語学習の深度と文章読解への慣れが影響しているのではないかと推察される。実際、グループを担当した学生が、3年生は黙読が早いと記録し

ている。一方2年生を担当した学生は、短い絵本の方が集中していたと述べている。黙読の方が語彙の理解度は高まるため、学習においては黙読が効果を上げるとの報告もあり（藪中 2004）、3年生は、絵本読み聞かせを学習ととらえた可能性も考えられる。また2年生では黙読の方が集中できたとの回答割合が大きかったが、文字のみのテキストでは、黙読の方が読み聞かせよりも、登場人物や物語のイメージ形成を促進させ物語や人物への共感を深めるとの実験結果があり（藪中 2004）、文章読解力を身につけつつある小学2年生は、とくに黙読での絵本受容を好む可能性がある。上記2点を除くすべての項目において、読み聞かせ優位の結果となったことから、紙の絵本において繰り返し検証されてきた読み聞かせの効果が、デジタル絵本においても確認されたと考えられる。

【おわりに】

本研究では、デジタル絵本の読み聞かせを黙読と比較し、児童がどのように受容しているか分析した。実際に、児童32名に2冊の読み聞かせを行い、楽しさ、理解、集中という3つの指標について、聞き取り調査で得た回答を分析した。その結果、小学校低学年児童のデジタル絵本受容においては、読み聞かせの方が集中して内容をよりよく理解できることが明らかになった。一方、絵本のグループ読み聞かせにおいて、1人群や6人群と比して3人群では、理解度の高さ、イメージの形成の豊かさともに、優れた結果が出たとの実験がある（中澤 2005）。本研究では、3年生において黙読の方がよりよく理解できた、との回答数が優位だったが、グループの規模を変えての検証が必要である。内容理解において、読み聞かせのあとに感想を聞くと物語への理解度が高まるという実験結果もある（松村 2014）。また、指さす、手を差し伸べるなどして「絵本の読み聞かせの途中で、読み手が絵本の文章や絵で描写されている事物・人物・事象に聞き手の注意を向けさせるような働きかけを行う」視点の操作によって、聞き手の理解度が高まるという報告がなされている（中村 1993）。これらの成果を併用することで、デジタル絵本の内容理解がより深まる可能性がある。

また、小学2年生において黙読の方が集中できる、との回答割合が大きかったが、リアルタイムで子どもの視線を追いかけて、読み手に示すシステム（湯川 2013）等を使った検証も有効であると考えられる。

今回は、紙の絵本に近い静的な作品で読み聞かせを行った。しかし本来デジタル絵本は、インタラクティブな仕掛けを得意とする。読み聞かせは、絵本を読んで聞かせるといった伝達の世界ではなく、読む者と聞く者によってつくられる共同的な感情的な世界であるという（佐藤 2008）。また、『おおきななぐ』や『3びきのこぶた』といった、子どもの活動を誘い込む絵本を用いた集団への読み聞かせの観察を通して、子どもたちが集中と発話を繰り返し楽しみながら聞く様子が報告されている（佐藤 2007）。さらに、ポップアップ絵本『パパ、お月さまとって！』の読み聞かせでは、ページを大きく開く仕掛けの箇所に差しかけると、子どもたちの注意が一気に引きつけられるという（佐藤 2007）。このような、双方向性のあるコンテンツ

でのデジタル絵本読み聞かせについても、子どもの受容における影響を検証していきたい。

【参考文献】

- 佐藤 朝美・佐藤 桃子（2013）紙絵本との比較によるデジタル絵本の読み聞かせの特徴の分析, 日本教育工学会論文誌 37: 49-52
 清野 すみれ・山添 花恵・木村 美幸・吉田 征二・河合 隆史（2012）絵本の電子書籍化と読み聞かせへの影響（2）, 日本人間工学会大会講演集 53: 2E4-3
 藪中 征代（2004）読み聞かせに関する実証的研究II, 日本保育学会大会発表論文集 57: 894-895
 森 慶子（2017）「絵本の読み聞かせ」の効果の脳科学的分析, 読書科学 56-2: 89-100
 中澤 潤・杉本 直子・衣笠 恵子・入江 綾子（2005）絵本の読み聞かせのグループサイズが幼児の物語理解・イメージ形成に及ぼす影響, 千葉大学教育学部研究紀要 53: 203-210
 松居 直（1973）絵本とは何か, 日本エディタースクール出版部, 8-11
 杉浦 篤子・清水 貴子（2014）絵本 — 読み聞かせの役割と可能性, 藤女子大学人間生活学部紀要, 51: 85-98
 龍 祐吉・小川内 哲生（2004）女子大学生の内的作業モデルと学生生活満足に及ぼす幼少期の絵本読み聞かせの影響, 日本教育心理学会総会発表論文集 46: 355
 泰 羅（2009）読み聞かせは心の脳に届く, くもん出版 102
 佐藤 公治（2008）幼児教育知の探究5, 萌文出版: 206-207
 磯野 久美子（2015）幼児期の読みきかせによる絵本体験のもつ意味, 幼年児童教育研究 27: 25-33
 堂野 恵子（2008）絵本の読み聞かせが幼児の向社会的性の発達に及ぼす影響, 安田女子大学紀要 36: 81-91
 堂野 恵子（2012）絵本の読み聞かせが幼児の空想認知の発達に及ぼす影響, 安田女子大学紀要 合冊18: 11-28
 瀬田 貞二（1985）子どもの本評論集 絵本論, 福音館書店 33-34
 藤塚 愛子（2006）演習授業「絵本の読み聞かせ」が学生に与える影響と効果, 道都大学紀要 31: 131-148
 松村 敦・森 円花・宇陀 則彦（2015）絵本の読み聞かせ時の演技分けが子どもの物語理解と物語の印象に与える影響, 日本教育工学会論文誌 39: 125-128
 中村 年江（1991）絵本の望ましい読み聞かせの条件, 日本保育学会大会研究論文集 44: 54-55
 玉瀬 友美（2008）幼児における絵本への情緒的反応に及ぼす読み聞かせ速度の効果, 読書科学 51（2）: 58-65
 三宅 光一（1998）絵本の読み聞かせについて, 外国語教育論集 20: 131-158
 上野 康治・金田 重郎（2011）絵本読み聞かせとポストモダン社会, 人工知能学会全国大会論文集 25: 1-4
 湯川 和秀・辻田 直哉・柴田 邦道・上野 康治・高橋 一夫・金田 重郎（2013）リアルタイム視線表示機能を持つ絵本読み聞かせ支援システム, 電子情報通信学会技術研究報告 112: 145-150
 松村 敦・岡本 穂高・宇陀 則彦（2010）絵本の読み聞かせにおける子どもの好みと絵本の主題との関係性, 日本教育工学会論文誌 34: 93-96
 中村 年江（1991）絵本の読み聞かせに関する心理的研究, 読書科学 35（4）: 149-159
 佐藤 公治・西山 希（2007）絵本の集団読み聞かせにおける楽しさの共有過程の微視発生的分析, 北海道大学大学院教育学研究紀要 100: 29-49
 松村 敦・根岸 舞・宇陀 則彦（2014）絵本の読み聞かせ後の問いかけが子どもの物語理解とイメージ形成に与える影響, 日本教育工学会論文誌 38: 157-160
 磯 友輝子・坪井 寿子・藤後 悦子・坂元 昂（2011）絵本の読み聞かせ中の幼児の視線行動 — 絵本の内容理解とターゲット部分への注視に注目して —, 電子情報通信学会技術研究報告, HCS, ヒューマンコミュニケーション基礎 110: 13-18
 中村 年江・今井 靖規（1993）絵本の読み聞かせに関する心理学的研究（IV）— 幼児の物語理解に及ぼす視点と絵本提示の効果 —, 日本教育心理学会総会発表論文集 35: 292
 あきね（2017）ふしぎなねこ, ehondasu.com
 ばる（2017）くいしんぼうのしろくま, ehondasu.com

パトナーに於ける伝・アーザル・カイヴァーン廟－伝説と実像－

The so-called Mausoleum of Azar Kayvan in Patna: Legend and Facts

青木 健

文化・芸術研究センター

Takeshi AOKI

Art and Culture Research Center

序論では、2010年以降のアーザル・カイヴァーン学派研究の成果を概観する。新出ペルシア語写本の校訂、19世紀の「第2次アーザル・カイヴァーン学派」の存在、「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の発見などである。現在の資料状況では、アーザル・カイヴァーン学派の全体像を描出するには至っていないが、基礎資料は拡充されつつある。本稿では、それらのうち、「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の調査について報告する。

第1章では、「伝・アーザル・カイヴァーン廟」が存在するインド・ビハール州パトナーの歴史的・地理的概観を試みた。現在の市街地よりも大幅に東へ寄った地点に近世パトナーがあったこと、雨季と乾季の経済活動、イラン系名士の集住地、スーフィー教団の拠点、市内に存在する仏教遺跡などが確認された。アーザル・カイヴァーン在世当時とは、スワラワルディー教団とカーディリー教団が、パトナー郊外でハーンカーを造営していた。

第2章では、先行研究のパトナー調査を概観した。チャハールデヒー氏は3回パトナーを調査したとするが、「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の正確な位置を示しておらず、調査日時・周辺状況も不明瞭のままである。

第3章では、2016年2～3月の筆者によるパトナー調査の詳細と、そこから得られた結論が述べられる。現地のハーンカーに於ける伝承では、カイヴァーン・シェクーフ地区はイラン系の知識人やスーフィー廟の集まる地点であり、その一角に嘗てアーザル・カイヴァーン廟が存在していたとされる。しかし、印パ分離独立後にこの地区の住民の多くがパキスタンへ移住し、アーザル・カイヴァーン廟は取り壊されてヒンドゥー寺院の建設が試みられた。それが完成しておらず、現在は未完成状態のヒンドゥー寺院が「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の跡地に建っている。

What I have done in this small article is to provide the basic outline and information of the so-called mausoleum of Āzar Kayvān (1533-1617/8, the founder of the Āzar Kayvān school) in Patna, about which Mas'ūd Rezā Modarresī Chahārdehī reported in his New Persian article in 2012 (see "Noskhe-ye Khattī-ye Dīvān-e Mōbed Kelīd-e Peydā'ī-ye Nevīsande-ye Dabestān al-Mazāheb va Peydā'ī-ye Mazār-e Āzar Kayvān", *Mehr va Nāhīd: Pazhūhesh-e Īrān Shenāsī*, pp. 73-79). Much of my general information in regard to its discovery is greatly indebted to this article.

Chapter 1 presents an overview of Patna in Mughal India mainly from the perspective of the locations of Sufi *khānqāhs*. Take, for example, at the time of Āzar Kayvān, the Qādiriyyah order and the Suhrawardiyyah-Firdawsiyyah order had flourished at the western and eastern suburbs of Patna.

Chapter 2 surveys Chahārdehī's article. My Japanese summary of this New Persian article tells us that he visited Patna for three times and reached the mausoleum by the guide of two informants, Dr. Syed Shah Haseen Ahmad (Khanquah Hazrat Diwan-e Shah Arzani) and Dr. Latīq al-Haqq (the Munimiyyah order). The main issue here is the exact location of the so-called mausoleum of Āzar Kayvān, about which the article did not mention explicitly.

Chapter 3 is concerned with my own travel to Patna (with Miss Mahsa Tavana and Mr. Pradeep Prabakaran) during February to March in 2016. I had looking for the mausoleum everywhere in Patna and finally found it at the district of Kayvān Shokūh or Jaytulī, where Dargāh Kacchī, Dargāh Pakkī (see photo 1 and 2, those two belong to the Suhrawardiyyah-Firdawsiyyah order) and Dargāh Raipura (see photo 3, this belongs to the Munimiyyah order founded in the 18th century, i.e. after the death of Āzar Kayvān) enclosed the mausoleum. But the oral tradition about it is now interrupted in that the almost whole Muslim population in this district had emigrated to Pakistan at the time of partition of India in 1947. Only Dr. Syed Shah Haseen Ahmad and Dr. Latīq al-Haqq (see photo 4 and 5, I happened to see same informants of Dr. Chahārdehī!) transmitted the tradition that this is the place noted in connection with the mausoleum of Āzar Kayvān. Unfortunately, however, that mausoleum itself was already destroyed 30 years ago and this location is now occupied by a Hindu temple which is still under construction (see photo 7 and 8). According to the two informants, although new coming Hindus tried to complete this temple again and again, they could not succeed it for the curse of Āzar Kayvān buried under the ground.

In conclusion, I could not find any decisive evidence to identify this place as the location of the mausoleum of Āzar Kayvān except the oral tradition of two Muslim Sufi leaders in Patna. But if this is true, I can suggest that the Āzar Kayvān school was in a good relationship with the Suhrawardiyyah-Firdawsiyyah order at the eastern suburb of Patna in the first half of the 17th century.

パトナーにおける伝・アーザル・カイヴァーン廟－伝説と実像－

目次

序論：2010年以降のアーザル・カイヴァーン学派研究の成果

第1章：近世パトナーの歴史的・地理的概観

第1節：近世パトナーの成立

第2節：近世パトナーの経済活動

第3節：近世パトナーの各地区の特色

第4節：近世パトナーのスーフィー聖者廟

第5節：近世パトナーの仏教遺跡

第6節：モーベド・シャー活躍の地？

第2章：先行研究

第1節：先行研究の書誌情報

第2節：先行研究の要約（パトナー訪問の根拠／第1回パトナー調査／デリー調査／第2回パトナー調査／ムンバイ調査／第3回パトナー調査）

第3章：パトナー調査（2016年2月～3月）

第1節：調査の方法

第2節：カイヴァーン・ショクーフ地区のイスラーム聖者廟

第3節：ライク・アル・ハック師とハスィーン・アフマド

師の情報

第4章：パトナー調査の結果の分析

第1節：インフォーマントの信頼性

第2節：先行研究との照合

第3節：「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の位置の特徴

結 論：伝・アーザル・カイヴァーン廟とアーザル・カイヴァーン学派の理解

参考文献表

写真1：カッチー聖者廟

写真2：パッキー聖者廟

写真3：ライプラー聖者廟

写真4：ライク・ル・ハック師への聞き取り

写真5：ムンイミーヤ教団での聞き取り

写真6：ムンイミーヤ教団本部

写真7：伝・アーザル・カイヴァーン廟跡のヒンドゥー教寺院
工事現場

写真8：伝・アーザル・カイヴァーン廟跡地に建つ工事中のヒ
ンドゥー教寺院

地図：近世パトナー市街図

序論：2010年以降のアーザル・カイヴァーン学派 研究の成果

サファヴィー朝・ムガル帝国期に活躍した神秘主義者アーザル・カイヴァーン（西暦1533年～1617/8年）は、イラン西部のペルシア州エスタフルに生まれ、北インドのビハール州パトナーで没した。彼が創立した教団は、彼の没後約50年間に亘って北インドで栄え、この学派の近世ペルシア語文献は44冊中8冊が現存している。このアーザル・カイヴァーン学派の研究としては、2010年以降、下記のような収穫があった。

- Qazvinī 2009-10・・・アーザル・カイヴァーンの後継者を名乗るハキーム・アッパース・カイヴァーン・ガズヴィーニー師（1862～1938年）のペルシア語文献『神智学の書（*Ketāb-e 'Erfān Nāme*）』の校訂
- Chahārdehī 2012・・・アーザル・カイヴァーンの墓廟の位置に関する報告論文
- Chahārdehī 2012-13・・・アーザル・カイヴァーンのペルシア語韻文著作 *Jām-e Kay Khosrow Sharh-e Mokāshefāt-e Āzar Kayvān* の校訂
- 青木 2015a, 2015b, 2016, 2017, 2018・・・アーザル・カイヴァーン学派のペルシア語文献 *Dāstān-e Mōbedān Mōbed Dādār Dād-dukht va Keyfiyat-e Ū* の校訂
- Goshtāsb 2018 (forthcoming)・・・現存するアーザル・カイヴァーン学派文献 *Shārestān-e Chahār Chaman* と *Dabestān-e Mazāheb* から、失われたアーザル・カイヴァーン学派文献の逸文を蒐集

本稿ではChahārdehī 2012に注目し¹、アーザル・カイヴァーンの墓廟をテーマとする。その為に、筆者は2016年2月から3月にかけて、Chahārdehī 2012が指摘する「伝・アーザル・カイヴァーン廟」を訪れ、その真偽を検証し、併せてパトナー周辺を調査した。その結果、Chahārdehī 2012の情報の幾つかを修正した上で、追加情報を得ることができた。以下では、近世パトナーの概観、Chahārdehī 2012の要約、筆者のパトナー調査の順で論を進め、「伝・アーザル・カイヴァーン廟」を検証する。つまり、本稿は、16～17世紀のインド・イランに於ける神秘主義教団を取り上げ、その教祖の墓廟の位置から教団の性格に迫る個別事例の一研究である。

第1章：近世パトナーの歴史的・地理的概観

最初に、近世パトナー史に関してはAhmad 1988a、Ahmad 1988b、Gupta 1998、Gupta 2009を、パトナーのスーフィー教団史についてはMunemia 2015を参照しつつ、アーザル・カイヴァーン在世当時のパトナーの歴史的・地理的条件を概観したい。

第1節：近世パトナーの成立

パトナーは、紀元前5世紀にマガダ国が盆地都市ラージャグリハから遷都して以来栄えたパータリプトラの後継都市に当たる。しかし、ガンジス川に面している為に幾多の洪水に襲われ、その度に相貌を一新してきた。本稿で問題とする17世紀のパトナーの原型は、16世紀にこの街を拠点としたスール朝（1539～55年）によって整えられた。初代王シェール・シャーは、ガンジス川の中州（現在は消滅）に城砦を築き、それに南面するガンジス川南岸に近世パトナーの市街地を造成した。

アーザル・カイヴァーンと同時代のパトナーの記録としては、英国商人Ralph Fitch が1588年に同市を訪れ（Ahmad 1988a, p. 55）、ウラマーの'Abd al-Latif Ahmadābādīも1608年に同市を訪れているものの（Ahmad 1988a, p. 78）、両者とも何の証言も残していない。1632年8月には、英国商人Peter Mundy（1600～67年）がパトナーを訪れて、「東西3マイル（＝約4.8キロ）に及ぶ街である」との記述を残している（Ahmad 1988a, p. 54）。17世紀のパトナーが、ガンジス川に沿った細長い街だったことが分かる。1641年の評価では、この街の人口は、およそ20万人とされている（Ahmad 1988b）。

1703年になると、アウラングゼーブの孫の'Azīm al-Shān（1664～1712年）がビハール州総督として赴任した際に、パトナーに城壁及び7つの城門を造成している。これで、18世紀初頭のパトナー市街の公的範囲が明確になる。それによると、「パトナーの東門はPurab Darvaza、西門はPachchim Darvazaである」（Ahmad 1988a, p. 74）。この時造成された東門Purab Darvazaは現在のマンスール・ギャンジ地区にあり、西門Pachchim Darvazaは現在のサーディクブル地区にある（地図参照）。この間は約3キロで、Peter Mundyが証言している4.8キロよりはやや狭い範囲に収まる。

また、Ahmad 1988bによると、この「イスラーム期パトナー市街」は、「ガンジス川南岸に沿って、プーンプーン川との合流地点まで拡大した」とされる。このプーンプーン川は、東門Purab Darvazaの更に東方4キロ付近

を流れており、いわば城壁外の東部地域である。このブーン川までの城壁外域をどう捉えるかが、後の議論の焦点になる。

最後に、18世紀初頭のパートナーの範囲を、現在のパートナー市街区に重ねてみよう。西門Pachchim Darvazaは、現在のパートナー中心部から4キロ以上東に位置する。ここを起点として、更に東に3キロほど城壁が張り巡らされていたことになる。現在のパートナーに比べると、18世紀初頭のパートナーはかなり東に寄った位置にあったことが窺える。パートナー市街が西に向かって発展するのは、英領期に入ってからである。

第2節：近世パートナーの経済活動

パートナーは、ガンジス川の水運によって成立している。特に、雨期（7～9月）に入ると陸上交通が途絶し、パートナーの物流は水運に頼っていたとされる。近世パートナーにも15を超えるガート（＝川岸埠頭）が存在し、アッラーハーバード・ペナレス方面から下り、或いはベンガル湾から遡ってくる舟運の船着き場として活用されていた。

17世紀にこの水運を用いてパートナーからカルカッタに輸出されていた主要産品は、火薬の原料となるカリウム硝酸塩とされる（Gupta 1998, p. 122）。遊牧帝国から火薬帝国への移行期にあって、西欧列強の需要に応じたものとされる。これに次いで、コットン織物の完成品も輸出されていた（Gupta 2009, p. 4）。こちらは、17世紀前半まではインド国内、イラン、中央アジアを主たる輸出先にしていたが、17世紀後半以降はヨーロッパに切り替わった（Chatterjee 1996, p. 152）。この他、17世紀当時のパートナーは、ビハール州域内の米、ミルク、ギー油、砂糖など産品の集積地として栄えた（Singh 2005, p. 64）。

第3節：近世パートナーの各地区の特色

17世紀のパートナーの各地区の特色を、西部⇒中心部⇒東部へ向かって挙げてみよう。17世紀初頭にビハール州総督だったAfdal Khān（在任1608～12年。シャー・ジャハーンの王妃ムムターズ・マハルの長姉マリーカ・バーヌーの夫）がChowhattaの東地区に住んでいたことから（Gupta 1998, p. 142）、アーザル・カイヴァーン当時のパートナーの行政の中心はChowhattaの東地区だったと考えられる。これは、18世紀初頭に築造された西門Pachchim Darvazaの西側に当たる。Afdal Khān統治下のパートナーの中心は、18世紀のパートナー市街地よりも西にずれていたようである。

Chowhatta地区の南に当たるKankarbagh地区は、アクバル帝（在位1556～1605年）によってサファヴィー朝の第2代国王シャー・タフマースプ（在位1524～76年）の息子にジャーギールとして施与されたので、17世紀にはイラン系の名士が多数居住していた（Gupta 1998, p. 102）。1620年代の数年間パートナーに住んでいたMuhammad Sādiqが、著書*Subh Sādiq*の中でパートナーの名士としてイラン系の名前を多数挙げているのは、このような事情による（Ahmad 1988, p. 77）。

18世紀パートナー市街の中央部に当たるKhajekalanガートの傍らには、パートナー市内最古のモスクで、1489年創建のBegu Hajjam ki Masjidがある（Gupta 2009, p. 16）。中世の主要なモスクは、この周辺に集中している。このうち、Mirzā Ma'sūmモスクは1614年

創建（Gupta 2009, p. 17）、Ibrāhīm Khānモスクは1618年創建（Gupta 2009, p. 18）と伝わるので、前者はアーザル・カイヴァーンも目にしていた可能性がある。

18世紀のパートナー東門Purab Darvazaの更に東に広がるKayvān Shokūh地区は、高官が住む住宅地で、その高官たちが学者や詩人を招待した文化人地区だったとされる（Gupta 2009, p. 14）。このように見ると、17世紀パートナーの市街地は、18世紀初頭に造成された城門の東西に大きく張り出していたようである。これは、街の東西幅が4.8キロだったとする1632年のPeter Mundyの証言によって裏付けられる。

第4節：近世パートナーのスーフィー聖者廟

次に、パートナーにおけるスーフィー聖者廟を概観しよう。聖者廟の創建年代から類推すると、パートナーのスーフィー聖者廟は、最初に東西の郊外地区に設けられた。18世紀のパートナー市東門Purab Darvazaの外で、且つブーン川よりは西側にあるJethuli村には、スフラワルディー教団のスーフィーShihāb al-Dīn Jagjot（1268年没）の廟があり、デリー以東の東インド最古のスーフィー廟の一つに数えられる。パートナーの西30キロ地点のマネル村には、スフラワルディー教団系フェルドゥスィー教団のShaykh Yahyā Manērī（13世紀）の孫Makhdūm Sharaf al-Dīn（1263～1381年）の廟がある（Ahmad 1988, pp. 76-77）。パートナーに於けるスーフィー聖者廟の造営は、市の中心部ではなく、東西の郊外から始められたことが窺える。

近世パートナーの市街地の中心部にスーフィーを招聘した人物としては、上述のビハール州総督Afdal Khān（在任1608～12年）が挙げられる。彼は、Sayyid Pīr Damaria、Shāh Arzānī、Shāh Abū al-Barakāt Muhammad Fā'izの3人のスーフィーを招いたとされる（Munemia 2015, p. 10）。この3人の内訳は、以下の通りである。

- ① スフラワルディー教団のSayyid Pīr Damariaのジャーギール（施与地）は、上述のKankarbagh地区の西部にあった（Gupta 1998, p. 103）。この為、この一帯にはスフラワルディー教団系の施設が多かった。但し、現存するSayyid Pīr Damariaの墓廟は、ガンジス川北岸のManapur地区に位置している。
- ② 西門Pachchim Darvazaの西側、現在のムハンマドプル地区には、Shāh Arzān Dargāh（別名Sultān Ganj廟）が聳えている（Gupta 1998, pp. 123, 129）。ここは、カーディリー教団の聖者Shāh Arzānが1618年に没した場所で、1623年に現在の廟が創建された（Gupta 2009, p. 2）。Afdal Khānが居を構えたChowhatta地区に近いので、彼とShāh Arzānの関係を窺わせる。
- ③ Shāh Abū al-Barakāt Muhammad Fā'izについては、筆者には詳細を明らかに出来なかった。

この他、サーディクプル地区東部、即ちアズィーマーバードの城壁の中心部のガンジス川河畔には、ナクシュバンディー教団系のMun'imīyahムンイミーヤ教団の本部が置かれている。この教団本部は、本来はナクシュバンディー教団系シャッターリー教団のスーフィーMulla

Meetanムッラー・ミータン（アウラングゼーブ時代）が創建したものだが、後にナクシュバンディー教団系スーフィーShāh Muhammad Mun'im Pākシャー・ムハンマド・ムンイム・パーク（1671～1771年）が自派の拠点として再建した（Munemia 2015, pp. 11-14）。現在では、ムンイミーヤ教団の聖者廟として機能している。

全体として、パトナーでは、13～14世紀に東西の郊外にスフラウルディー教団系の聖者廟が先行して創建され、17世紀前半にAfdal Khānの招聘によって市街地内にカーディリー教団系、スフラウルディー教団系の聖者廟が相次いで建てられている。また、17世紀半ば以降には、市の東郊にナクシュバンディー教団系団系の聖者廟も創建されている。アーザル・カイヴァーン在世当時、彼の眼には、東郊と市内に広く分布するスフラウルディー教団の聖者廟と、市内に集中するカーディリー教団の聖者廟が映っていた筈である。

第5節：近世パトナーの仏教遺跡

アズィーマーバードの城壁の南外延部に当たるPahari地区には仏教遺跡が多い（Gupta 1998, p. 105）。特に、この地点にある「5人兄弟の丘」と通称される丘は、アショカ王が造営させたストゥーパ遺跡と推定されている（Allen 2003）。但し、アーザル・カイヴァーン在世当時にこれがどの程度認知されていたかは不明である。

第6節：モーベド・シャー活躍の地？

複数のパトナー郷土史家が、「アーザル・カイヴァーンの孫弟子で『ダベスターネ・マザーヘブ』の著者であるモーベド・シャーは、Gulzarbaghで執筆していた」と記述している（Ahmad 1988, p. 66; Gupta 1998, p. 105）。このGulzarbaghとは、サーディクプル地区の北西部に当たり、パトナーの積み出し港の1つガイ・ガートに面した地域である。この情報に信憑性があるとしたら、17世紀当時のアーザル・カイヴァーン学派の本部の位置を特定する重要な手掛かりである。しかし、この記述には出典が明記されていない。

第2章：先行研究

第1節：先行研究の書誌情報

次に、本稿の主題に関する唯一の先行研究であるChahārdehī 2012の内容を要約しよう。これは、イラン暦1390年12月20日（＝西暦2012年3月10日）に提出され、『太陽と金星：イラン学研究』（*Mehr va Nāhīd: Pazhūhesh-e Īrān Shenāsi*）のpp. 73-79に掲載されたペルシア語論文「『ダベスターン・アル・マザーヘブ』の著者を明らかにする『モーベド・ケリドの詩』の写本とアーザル・カイヴァーン廟の発見」（Chahārdehī 2012）である。この論文の後半（pp. 77-79）が、アーザル・カイヴァーン廟の位置を扱っている。

第2節：先行研究の要約

この論文後半は、著者がパトナーを3回、デリー、ムンバイを各1回訪れてアーザル・カイヴァーン廟を探した紀行文の体裁をとっており、それぞれの日時の記載もない。時間的な前後関係も不明確である。記されているのは、①調査の根拠、②訪問地、③インフォーマント、④蒐集した口承である。以下では、それらを整理してみよう。

パトナー調査の根拠・・・チャハールデヒー氏が訪問を思い立った根拠は、2010年に出版されたハキーム・アップバース・カイヴァーン・ガズヴィーニー（1862～1938年）の著書『神智学の書』（Qazvīnī 1388 AH）の中のアーザル・カイヴァーン廟は、パトナー市アズィーマーバード地区(dar shahr-e Pātnā dar mahalle-ye 'Azīmābād)の大河の河畔にある（Chahārdehī 2012, pp. 78-79）との記述である。これを信じるならば、19世紀後半から20世紀前半の段階で、アーザル・カイヴァーン廟の位置は特定されていたことになる。

Chahārdehī 1393 AHによると、典拠となった『神智学の書』の著者Hakīm 'Abbās Kayvān Qazvīnīハキーム・アップバース・カイヴァーン・ガズヴィーニーは、ヒジュラ暦1277年（＝西暦1862年）にガズヴィーンで生まれ、テヘランやメッカで研鑽を積んで、シーア派ウラマーの最高位の称号アーヤトゥッラーを得た人物である。また、ネウマトゥッラー教団の第36代指導者サーレフ・アリー・シャーの弟子だったこともあるが、後に決別し、独自の神秘主義を模索した。1938年にラシュトのアメリカ病院で死去し、ラシュト・ソレイマーン墓地に葬られている。このカイヴァーン・ガズヴィーニーが、如何にしてパトナーのアーザル・カイヴァーン廟の位置情報を入手したのかは不明である。

エクゼター大学のサッジャード・リズヴィーによれば、カイヴァーン・ガズヴィーニーは手稿 *Rāgushā* の中でハーディー・サブゼヴァーリー（1873年没）を高く評価している（Rizvi 2011, pp. 483-84）。また、チャハールデヒーによると、アーザル・カイヴァーンを尊敬していたが故に、彼は実名アリーに替えてカイヴァーンを名乗り、また、彼の著作『精神的・物質的な天界飛翔の注釈に関する説教』（Chahārdehī 2012-13の後半部分に収録）には、アーザル・カイヴァーンの主著『ジャーム・カイホスロー』の影響が垣間見られる。上記の指摘が正しければ、カイヴァーン・ガズヴィーニー自身謎めいた思想家で、彼の情報ネットワークの解明が待たれる。

第1回パトナー調査・・・日時不明の第1回パトナー調査では、チャハールデヒー氏は以下の3ヶ所を巡り、それぞれ下記のようなインフォーマントに会っている。

- ① シーア派のホセイニーエ・モスク・シャードマーン・・・パトナーの郷土史家で聖者廟に詳しい「セイイェド・レザー・カーゼミー氏」
- ② マドラセ・エルミーエ（マドラセ・ソレイマーンニーエ）・・・マドラセ・ソレイマーンニーエの教師の「セイイェド・レザー・レザヴィー氏」
- ③ ホダーバフシュ東洋図書館にて、「アブー・モザッファル・アーレム教授」、パトナーの墓地についての著書のある故ギヤームッディーン・エムティヤース教授の息子の「エムティヤース博士」

しかし、何ら情報を得られなかったとある。

デリー調査・・・日時不明のデリー調査では、チャハールデヒー氏は、『ディーヴァーネ・モーベド』の校訂者である「アーベド・レザー・ビーバル教授」、及び「故アミーール・ハサン・アーベディー教授」と会見した。しかし、何ら情報を得られなかったとある。但し、この時に前者を通じて、パトナーにあるシャー・アルザーン・ダルガーの指

導者ハスィーン・アフマド博士を知ったことが、第3回パートナー調査に繋がる。

第2回パートナー調査・・・日時不明の第2回パートナー調査では、パートナーの[退職教授ハビーブ・アル・モルサリーノ博士]、[メフディー・ハージェ・ピーリー]、また、パートナー郊外ダーナープールのサッジャーデ・ネシーンである[タルヘ・レズヴィー・バルグ博士]、[リズヴァーヌッラー・アラヴィー博士]と会見した。しかし、情報を得られなかったとある。

ムンバイ調査・・・日時不明のムンバイ調査では、ルパールスィー共同体とゾロアスター教徒の学校に行き、会見した。しかし、具体的な情報を得られなかったとある。

第3回パートナー調査・・・日時不明の第3回パートナー調査では、上述の[ハスィーン・アフマド博士 (Dr. Hasin Ahmad)]と会見し、「私の友人の一人は、アーザル・カイヴァーンの墓廟に関して、信頼できる情報を持っている」との情報を得た。その後、その友人である[ラティーク・アル・ハック博士 (Dr. Latīq al-Haqq)]が合流し、「我々は幼少期から、故シャー・ファリド・アル・ハック・エマーディーと共に、アーザル・カイヴァーン廟へ巡礼していた」との情報を得た。その後、この2人と、「アーザル・カイヴァーン廟」へ巡礼に赴いた。その具体的な位置を、チャハールデヒー氏は以下のように記述している。

パートナー市ジャクリー地区にある。最寄り駅はインド鉄道のバンカーガート駅で、駅を下りた直ぐのところ、有名なカッチー聖者廟の近くで、国道の南側に当たる。ガンジス川から南へ250メートルで、現在では区分・水・空気の変化、自然地理の変遷によってガンジス川が後退しており、幾つかの家と1つの道路が、川（＝ガンジス川か？）とアーザル・カイヴァーン廟の間に位置してしまっている。

続けて、「アーザル・カイヴァーン廟」を訪れた感激を、以下のように記している。

今や、アーザル・カイヴァーンの墓地には、12個の柱が見出せる。この建築物は、アーザル・カイヴァーン学派の精神的空間に一致している。私は、確信を持って表明したい。この論文に付属して、私が撮影したアーザル・カイヴァーン廟と庭園の写真を最初に提示したい。
(Chahārdehī 2012, p. 79)



写真1：カッチー聖者廟

チャハールデヒー氏の調査で実質的なインフォーマントは、ハスィーン・アフマド博士とラティーク・アル・ハック博士の2名である。また、「アーザル・カイヴァーン廟」を訪れたものの、それを本物と断定する理由は2名の口承伝承である。この論文に添付された白黒写真には、何らかの建築物が映ってはいないものの、文中で言及されている「12個の柱」は見出せない。

第3章：パートナー調査（2016年2月～3月）

第1節：調査の方法

色々と疑問の多いチャハールデヒー氏の報告を受けて、筆者は下記の方法で、2016年2月～3月に、パートナーで伝・アーザル・カイヴァーン廟の調査を行った。目的は2つである。第1に、直接「伝・アーザル・カイヴァーン廟」を訪れ、周辺の状況を調査すること。第2に、現地のインフォーマントに直接取材し、更なる情報を聞き出すこと。

この為に、2名の同行者にご協力頂いた。第1に、ゲッティンゲン大学イラン学研究所博士課程の院生（当時）で、アーザル・カイヴァーン学派研究で博士論文を執筆中のMahsa Tavana女史。第2に、ヒンディー語の通訳として、ケーララ州在住の映画俳優Pradeep Prabhakaran氏。両氏には深甚の謝意を表したい。以下はその際の調査の記録である。

第2節：カイヴァーン・ショクフ地区のイスラーム聖者廟

論文に記載されていた「パートナー市ジャクリー地区」²という地名は実在しなかった。その代わり、「ジャイトウリー地区」という地名があるが、これはパートナー市東郊の農村部の地名であって、現在の行政区画上はパートナー市に含まれない。ここが、嘗てのカイヴァーン・ショクフ地区に該当する。また、バンカーガート駅周辺には、実際に機能している聖者廟は存在しなかった。代わりに、古寂びたイスラーム教徒墓地を2つ見出せたものの、明らかに聖者廟とは性質が異なる。

調査範囲をバンカーガート駅から南北に延びる線路とガンジス川に挟まれた地区に拡大すると、駅を起点に北西から南東に掛けて、以下の3つの聖者廟を確認できた。

- ①カッチー聖者廟Dargah Kachchi (写真1参照)
- ②パッキー聖者廟Dargah Pakki (写真2参照)



写真2：パッキー聖者廟

③ライプラー聖者廟Dargah Raipura (写真3参照)

Pradeep Prabhakaran氏の通訳を介して、これらの聖者廟の廟守りたちに聞き込み調査すると、以下の事実が判明した。

カッチー聖者廟は、上述のスフラワルディー教団系フェルドゥスィー教団のShaykh Yahyā Manērī (13世紀)の孫のMakhdūm Sharaf al-Dīn (1263～1381年)の義理の父に当たるスーフィー聖者ピール・ジャグ・ジョート・バルヒーPīr Jag Jot Balkhīの墓廟で、西暦13～14世紀頃に造営された。

パッキー聖者廟は、Shāh Ādam Sūfīシャー・アードム・スーフィーというスーフィー聖者の墓廟と聞いた。この人物についての詳しい情報は得られなかったものの、カッチー聖者廟に所縁のスーフィーである点は確かめられた。だとすると、シャー・アードム・スーフィーも、西暦13～14世紀のフェルドゥスィー教団のスーフィーと推測される。

ライプラー聖者廟は、上述のナクシュバンディー教団系スーフィーShāh Muhammad Mun'im Pākシャー・ムハンマド・ムンイム・パーク (1671～1771年)の初代サッジャーデ・ネシーン (教団指導者)であるMawlānā Hasan Razā Raipūrīマウラーナー・ハサン・ラザー・ライプラーを中心とした墓廟である (ハサン・ライプラーについては、Munemia 2015, p. 20参照)。歴代のサッジャーデ・ネシーンがパトナー近郊のライプラー出身だったこともあり、彼らの墓廟群はライプラー聖者廟と呼び習わされている。こちらは、18世紀以降のムンイミーヤ教団の聖者廟である。

第3節：ライク・アル・ハック師とハスィーン・アフマド師の情報

ここまで聞き取りしたところ、同行してくれていたカッチー聖者廟の墓守が、貴重な情報を提供してくれた。即ち、「アーザル・カイヴァーンとかいうスーフィー聖者については、ディーヴァーン・シャー・アルザーニー聖者廟のサッジャーデ・ネシーンであるハスィーン・アフマド師が最も詳しいから、彼を訪ねたら良い」とのことであった。また、「この問題ならば、ムンイミーヤ教団のスーフィー、故シャー・ファリード・アル・ハック・アマーディー師と彼の息子ライク・アル・ハック師³も詳しいので、パトナー市内にあるムンイミーヤ教団の本部を訪れたら良い」との助言もあった。

偶然ながら、全く別の経路を辿りつつ、チャハールデヒー氏が獲得したインフォーマントと同一人物の名前が2名挙げだったので、パトナー市内に戻ってディーヴァーン・シャー・アルザーニー聖者廟とムンイミーヤ教団本部を訪れ、この2人に教えを乞うた (写真4、写真5、写真6参照)。以下が、聞き取り情報である。

ハスィーン・アフマド師の口伝・・・1600年代にパトナーで成立したディーヴァーン・シャー・アルザーニー教団では、下記のような口承伝承がある。——即ち、アフガニスタンからパトナーへ移住して1618年に亡くなった聖者シャー・アルザーニー (上述) は、しばしば没年と死没地が一致するアーザル・カイヴァーンと混同されるものの、これは間違いである。シャー・アルザーニーはカーディリー教団のスーフィーであり、アーザル・カイヴァー



写真3：ライプラー聖者廟

ンは移住当初はゾロアスター教徒であった。しかし、アーザル・カイヴァーンはパトナーに定住してからは、カイヴァーン・ショクーフのムスリム地区に居を定め、やがてイスラームに改宗した。これを記念して、イスラーム教徒はこの地区全体を「カイヴァーン・ショクーフ」と名付けた。また、アーザル・カイヴァーンは、偉大なスーフィーだったので、彼の弟子たちは現在に至るまでパトナーに残っている。(この「現代パトナーに於けるアーザル・カイヴァーン学派」情報は、Chahārdehī 2012-13, p. 20でも言及されているものの、現地では一向に確認できなかった。)

ライク・アル・ハック師の口伝・・・師は、直接車で伝・アーザル・カイヴァーン廟まで案内して下さった。師によると、カッチー聖者廟の手前、バンカーガート駅の北東側、国道の南側に、建設途中で未完成状態のヒンドゥー教寺院が建っていた。我々は何度もこの前を通った筈だが、単なる工事現場として見過ごしていた (写真7参照)。

これに関するムンイミーヤ教団の口承伝承は以下の通りである。——もともとこの地区は、カイヴァーン・シェクーフ地区と言い、アーザル・カイヴァーン学派が住んでいた。アーザル・カイヴァーンの墓廟も、もともとこの地点にあった。しかし、ここはムスリム地区なので、1947年のインド・パキスタン分離の際に多数の住民がパキスタンへ移住してしまい、地区全体が空白地帯になった。そこへ移住したヒンドゥー教徒が不法にアーザル・カイヴァーン廟を取り壊し、ヒンドゥー寺院を建設しようとしたものの、何度やっても工事に不備が現れて完成させることができず、結局寺院は未完成のまま放置された (写真8参照)。この寺院の中央部分の下に、アーザル・カイヴァーンの遺体が埋まっている筈である。自分はイスラーム教徒なので、未完成とは言えヒンドゥー教寺院を訪れるのは気が進まず、滅多にここに足を踏み入れない。

先行研究への追加情報・・・1点だけChahārdehī 2012への追加情報を挙げるとしたら、先行研究では、単にアーザル・カイヴァーン廟の位置だけを問題にしていたのに対し、ハスィーン・アフマド師の情報では、「アーザル・カイヴァーンの移住先＝アーザル・カイヴァーン学派の本部＝アーザル・カイヴァーン廟の位置」と、3者を同一視していた。この点は、今回の成果として強調して良いと思わ



写真4：ライク・ル・ハック師への聞き取り



写真5：ムンイミーヤ教団での聞き取り



写真6：ムンイミーヤ教団本部



写真7：伝・アーザル・カイヴァーン廟跡のヒンドゥー教寺院工事現場

れる。

第4章：パートナー調査の結果の分析

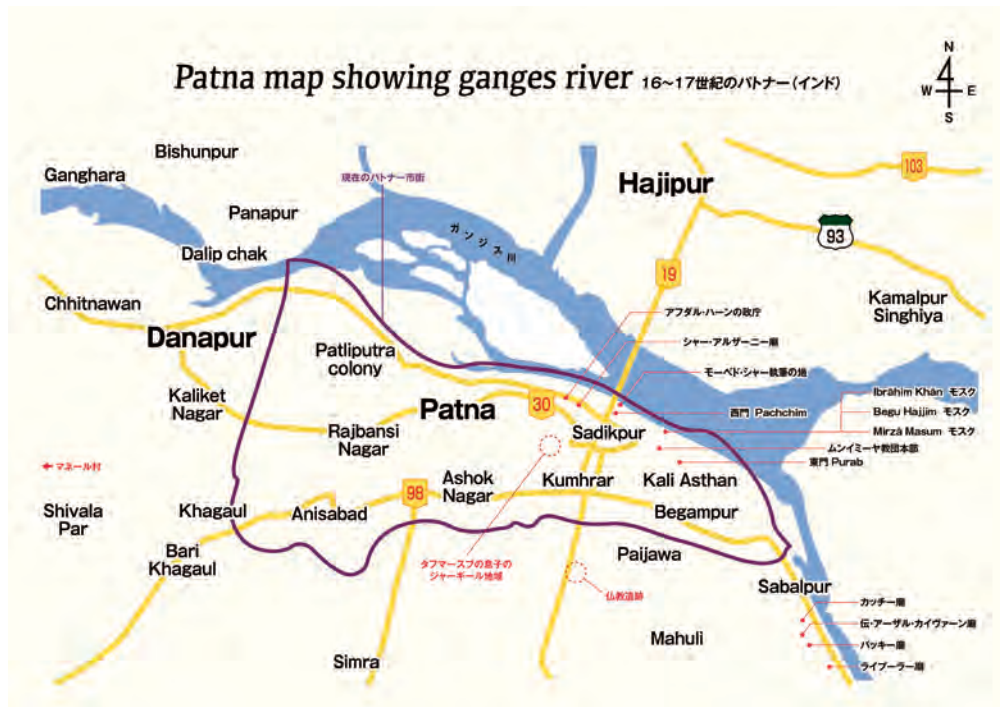
第1節：インフォーマントの信頼性

以上、チャハールデヒー氏と同一のインフォーマント2名に行き着き、Chahārdehī 2012の情報を補うデータを聞き取ることができた。伝承の根拠については、ハスィーン・アフマド師とライク・アル・ハック師の情報は、教団単位の口承が元になっていた。前者が依拠するディーヴァーネ・シャー・アルザーニー教団は、アーザル・カイヴァーン学派のパートナー移住と時を同じくして1600年代にパートナーで設立された。後者が依拠するムンイミーヤ教団は、設立時期は18世紀と遅いものの、カイヴァーン・ショクーフ地区に集中的に歴代サッジャード・ネシーンの廟を造営し、この地区に深い地縁を持つ。Chahārdehī 2012では不明だったものの、2人のインフォーマントのバックグラウンドがこのような以上、彼らから得られたデータの信頼性には、一定の評価ができる。

但し、肝心の墓廟が破壊され、その上にヒンドゥー教寺院が未完成状態で放置されている以上、これがアーザル・カイヴァーン廟跡地であるとの確実な証拠はない。あくま



写真8：伝・アーザル・カイヴァーン廟跡地に建つ工事中のヒンドゥー教寺院



地図：近世パトナー市街図

で現地の口碑に基づく推測の域を出ないが、先行研究と照合する価値はある。

第2節：先行研究との照合

先行研究では、①カイヴァーン・カズヴィーニー師が「パトナー市のアズィーマーバード地区の大河の近く」と述べ、②チャハールデヒー氏が筆者と同じ「パトナー市ジャクリー地区で、有名なカッチー聖者廟の近く」と特定した。となると、後者は検討する必要がないが、独立した情報である前者は、検討の価値がある。

その為には、19世紀後半から20世紀前半の段階で、「パトナー市のアズィーマーバード地区」とは、具体的にどの範囲を指すのかを明確にしておく必要がある。ここで、第1章第1節で述べたAhmad 1988bの「イスラーム期パトナー市街」情報が生きてくる。旧パトナー市街がアズィーマーバード期に大きく東へせり出した「Purab Darvazaからブーンブーン川までの地域」こそ、旧パトナー市街ではなく、イスラーム期に完成されたと言う意味で、アズィーマーバード地区と呼ばれるに相応しい。

実際、イスラーム教徒は、英領期の発展から取り残されたパトナー市東部地域を、20世紀になってからも「アズィーマーバード」と呼んでいたとされる(Ahmad 1988b)。そして、この一帯は(現在の)ジャイトゥリー地区にほぼ重なるので、カイヴァーン・カズヴィーニー情報とチャハールデヒー情報は、基本的には同一の墓廟を指して、アーザル・カイヴァーン廟と特定しているのだと思われる。

第3節：「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の位置の特徴

この墓廟は、真偽は別として、19世紀末か20世紀初頭以降、アーザル・カイヴァーン廟と認識されていたことになる。となると、肯定するにせよ否定するにせよ、決定打

に欠ける墓廟の信憑性の問題は棚上げにして、この「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の位置は、最低限、「何故、そこがアーザル・カイヴァーン廟と伝えられるようになったのか?」と言う問題を提起する。以下では、この地区がアーザル・カイヴァーン学派の本拠地だとされる上で、どのような特徴を備えていたのかを検討したい。

まずは、第1章で述べた情報を基にして、16世紀後半～17世紀初頭と想定されるアーザル・カイヴァーンのパトナー移住の時期に、現在の「ジャイトゥリー地区」がどのような地域だったのかを復元してみよう。この地区は、17世紀初頭のビハール州総督だったAfdal Khānが住んでいたChowhattaとは、パトナー市街の西と東に10キロ以上懸け離れた立地条件にあり、アクバル時代にイラン系名士が住んだとされるKankarbagh地区とは更に距離がある。

18世紀初頭に造営されたパトナー市の東門Purab Darvazaは、まだ存在していない。18世紀になると、この一帯はKayvān Shokūh地区と命名されて、文化人が住む地域だったとされるが、アーザル・カイヴァーンの在世当時とは何の関係もない話である。また、近世パトナーのガートはGulzarbagh周辺に集中しており、カイヴァーン・ショクフ地区にはガートを見いだせない。パトナー市内の仏教遺跡からも、直線距離で10キロ以上離れている。

結局、15～16世紀の時点では、ここは旧パトナー市街の東郊に過ぎず、確認できる目立った特徴としては、スワフルディー教団系フェルドゥスィー教団のカッチー聖者廟とパッキー聖者廟が建っていた程度である。同時代のAfdal Khānに招聘されたスーフィー聖者シャー・アルザーンがパトナー中心部に住んでいたのに比べると、拠点の地理的選択には相当の懸隔がある。

結論：伝・アーザル・カイヴァーン廟とアーザル・カイヴァーン学派の理解

筆者は、アーザル・カイヴァーン学派のインド移住の動機として、パートナーのガートでの経済活動、ムガル帝国支配者層との関係、仏教遺跡との関係などを想定していたものの、伝・アーザル・カイヴァーン学派本部＝墓廟の位置から判断する限り、それらは決定的に的外している。

仮に、これをアーザル・カイヴァーン廟と捉えた場合、これら2つの聖者廟に囲まれるようにして「伝・アーザル・カイヴァーン廟」の跡地が存在している以上、スフラワルディー教団系フェルドゥスィー教団との間に、ある程度関係を想定できるだろう。もちろん、これが確実にアーザル・カイヴァーン廟であると言う保証がない以上、問題の立て方は、「何故、伝・アーザル・カイヴァーン廟＝アーザル・カイヴァーン学派本部は、16～17世紀のスフラワルディー教団系フェルドゥスィー教団の聖者廟に挟まれた地域に特定されているのか？」としかならない。ただ、スフラワルディー教団系フェルドゥスィー教団との関係性という視点は、今後、アーザル・カイヴァーン学派文献を分析する上で、貴重な視座を提供する。仮に文献上のフィードバックがあるとしたら、上記の口承は補強されるだろう。

最後に、チャハールデヒー氏の誤解を修正したい。氏は、上掲のように「今や、アーザル・カイヴァーンの墓地には、12個の柱が見出せる。この建築物は、アーザル・カイヴァーン学派の精神的空間に一致している」と結論しているが、現在建っている建造物は未完成のヒンドゥー教寺院であって、アーザル・カイヴァーン廟そのものの遺跡ではない。ここに「アーザル・カイヴァーン学派の精神的空間」を感じ取ったチャハールデヒー氏の見解は、正されるべきだと思われる。

参考文献表

ペルシア語

- Ahmad, Syed Shah Haseen 2001: *Tasauwuf Ahad ba Ahad*, Patna.
- －2012: *Heyāt-e Shaikh ul Islām*, Patna.
- Chahārdehī, Mas'ūd Rezā Modarresī 2012: "Noskhe-ye Khattī-ye Divān-e Möbed Kelīd-e Peyda'ī-ye Nevīsande-ye Dabestān al-Mazāheb va Peyda'ī-ye Mazār-e Āzar Kayvān", *Mehr va Nāhid: Pazhūhesh-e Īrān Shenāsī*, pp. 73-79.
- －2012-13: *Nāme Jām-e Kay Khosrow Sharh-e Mokāshefāt-e Āzar Kayvān bar Asās-e Noskhe-Khattī az Khodājūy ibn Nāmdār va Resāle-ye Me'rājīye va Movā'ez dar Sharh-e Me'rāj Rūhānī va Jesmānī va Enslākh-e Rūhī az Hakīm 'Abbās Kayvān Qazvīnī*, New Delhi: Alpha Art.
- Chahārdehī, Nūr al-Dīn Modarresī 1393 AH (=2015 CE) : "Sharh-e Hāl-e Hakīm 'Abbās Kayvān Qazvīnī," <http://razdar.com/1393-06-11-20-42-14>.
- Khanquah Hazrat Diwan Shah Arzani, *Quarterly Deewan Patna*, Vol. 11, 2015.
- Qazvīnī, Hakīm 'Abbās Kayvān 1388 AH (=2009-10 CE) : *Ketāb-e 'Erfān Nāme: Asr-e Hakīm 'Abbās Kayvān Qazvīnī bā Moqaddame-ye Rashīd Yāsemī va Nūr al-Dīn Modarresī Chahārdehī*, Tehrān: Nashr-e Āfarīnash.

英語

- Ahmad, Qeyamuddin 1988a: *Patna through the Ages*, Patna.
- －, 1988b: "AẓīmĀBĀD," *Encyclopaedia Iranica* (電子版、

2018年7月1日 閲 覧) <http://www.iranicaonline.org/articles/azimabad-patna-ancient-pataliputra-present-capital-of-bihar-state-in-northeast-india>.

- Allen, Charles 2003: *The Buddha and the Sahibs*, London: John Murray Publishers Ltd.
- Chatterjee, Kumkum 1996: *Merchants, Politics, and Society in Early Modern India: Bihar, 1733-1820*, Leiden.
- Goshtāsb, Farzāneh 2018 (forthcoming) : "Mirāth-e Gomshode-ye Āzar Kayvān".
- Gupta, Raman 1998: *Patna: A Journey through the Ages*, Patna
- －2009: *The Contribution of Muslims to the Developments of Patna 1540-1947*, Patna.
- Munemia 2015: *An Introduction to Khanqah Munemia: Abode of Spirituality and Harmony*, Patna.
- Rizvi, Sajjad H. 2011: "Hikma muta'aliya in Qajar Iran: Locating the Life and Work of Mulla Hadi Sabzawari (d. 1289/1873)", *Iranian Studies*, 44:4, pp. 473-496.
- Sing, Vipul 2005: *The Artisans in 18th Century Eastern India, a History of Survival*, New Delhi.

日本語

- 青木 健 2015a: 「アーザル・カイヴァーン学派研究－*Dāstān-e Möbedān Möbed Dādār Dāddukht*の写本蒐集と翻訳校訂－」, 『東京大学東洋文化研究所紀要』(第167冊)、pp. 348 (157) - 302 (203).
- －2015b: 「アーザル・カイヴァーン学派研究2－*Dāstān-e Möbedān Möbed Dādār Dāddukht*の写本蒐集と翻訳校訂－」, 『東京大学東洋文化研究所紀要』(第168冊)、pp. 147 (174) - 77 (244).
- －2016年「アーザル・カイヴァーン学派研究3－ポスト・モンゴル期のイスラーム思想史に於けるアーザル・カイヴァーン学派－」, 『東京大学東洋文化研究所紀要』(第169冊)、pp. 184 (379) - 97 (466).
- －2017年「アーザル・カイヴァーン学派研究4－*Dāstān-e Möbedān Möbed Dādār Dāddukht*の写本蒐集と翻訳校訂－」, 『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』(第48号)、pp. 9-31.
- －2018年「アーザル・カイヴァーン学派研究5－*Dāstān-e Möbedān Möbed Dādār Dāddukht*の写本蒐集と翻訳校訂－」, 『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』(第49号)、pp. 1-19.

(Endnotes)

- 筆者はこの情報を、2014年9月にボン大学で開かれたアーザル・カイヴァーン学派研究会の際に聞き、2015年9月にボン大学研究員の Mohammad Karīmī Zanjānī Asl氏からその現物を入手した。お送り下さったZanjānī Asl氏には、感謝申し上げます。
- チャハールデヒー氏はこの名前をペルシア語で「ジャクリー地区(Jaklī)」と綴っているが、地元住民によれば「ジャイトゥリー地区(Jaytulī)」が正しいとのことである。
- チャハールデヒー氏はこの名前を「ラティーク・アル・ハック」と綴っているが、本人によれば「ライク・アル・ハック」が正しいとのことである。

本稿は、科学研究費補助金基盤研究C「16～17世紀に書写された古代イラン文献の文献学的研究」(研究課題／領域番号15K02054, 研究代表者：青木 健)の成果の一部である。

明治維新前後の駿府における工匠に関する研究

Study on the Craftsmen around the Meiji Restoration in Sunpu

新妻 淳子

文化・芸術研究センター

Junko NIITSUMA
Art and Culture Research Center

現在の静岡市街地は、江戸時代には駿河国の府中「駿府」であった。慶長12年（1607）徳川家康が隠居所として駿府城を築き、同時に整備された慶長の町割りが現在まで継承されている。駿府には徳川家ゆかりの寺社が所在し、久能山東照宮や静岡浅間神社のように装飾豊かな漆塗りの社殿群が現存している。これらは、江戸幕府によって修営が行われてきたもので、そこには駿府の工匠も関与していた。社殿の修営には大工、木挽、左官、屋根屋はもちろん、塗師、蒔絵師、絵師等、建築や工芸の工匠が多数携わった。江戸時代から継承される駿府の職人町や工匠たちの活動・居住状況について『明治前期静岡町割絵図集成』を分析したところ、建築系の工匠が多い本通り・新通り、工芸系の碁盤状町域、木材・流通系の町が浮かび上がり、それぞれの工匠にも着目して考察を行った。

Shizuoka city was called "Sunpu" (the provincial capital of Suruga) during the Edo Period. Shogun Ieyasu Tokugawa had built Sunpu Castle and designed town zoning at his retirement in 1607. There are many temples and shrines for Tokugawa family in Sunpu. Kunozan Toshogu Shrine and Shizuoka Sengen Jinja Shrine have richly carvings and Japanese lacquer works. Sunpu's craftsmen (for example carpenter, sawyer, plasterer, roofer, Japanese lacquer painter, gold lacquer master and painter) cooperated with the architectural engineers of the Tokugawa Shogunate. There were craftsmen residential districts in Sunpu. I analyzed "Archaic town map of Shizuoka in the early Meiji period", and recognized a set of the map on the distribution of three areas for the craftsmen. Architectural craftsmen lived in two main streets. Arts and crafts residential areas were laid out as a grid. Many lumber dealers and Sawyers were located in the northern part of Sunpu as shown on map of text figure.

1. はじめに

現在の静岡市街地は、江戸時代の駿河国府中「駿府」の町域を継承している。この町割りは、徳川家康が駿府を隠居所と定め、慶長12年（1607）の駿府城築城の際、同13～14年に整備されたもので、慶長の町割りと呼ばれている。駿府の町は、駿府城の東・北・西の三面に武家地を配し、町人地は町域の半分近くを占めた。駿府城の南側に広がる碁盤状の町域とその北西の短冊状の町々、南西に延びる旧東海道筋の町々が配置されている（図1）。

駿府には、駿府城をはじめ静岡浅間神社、宝台院、華陽院等、徳川家ゆかりの寺社が在り、家康が薨去後埋葬された久能山には久能山東照宮が造営された。その後、徳川頼宣と忠長を駿府城主に迎えるが、寛永9年（1632）以降幕末までは幕府直轄領となり、幕府の庇護を受けた。慶応4年（1868）徳川家達が駿府藩主に任じられ、明治2年（1869）「静岡藩」と改称、明治4年の廃藩置県により静岡県が成立すると静岡藩は廃藩となった。明治22年の市制・町村制施行により旧駿府町域は静岡市となる。

久能山東照宮や静岡浅間神社には装飾豊かな漆塗りの社殿群が現存し、これらは江戸幕府によって修営が行われ、駿府の工匠も関与していた。社殿の普請には大工、木挽、左官、屋根屋はもちろん、塗師、蒔絵師、絵師等、建築や工芸の工匠が多数携わった。

駿府には工匠が住まう職人町があり、その町名の多くは現在も継承されている。駿府の町の構成を伝える史料として、「駿河国駿府町方文書」中の天保13年（1842）町絵図¹が残る。明治前期の駿府の町々を描いた町絵図『明治前期静岡町割絵図集成』²（以下「静岡町絵図」と呼ぶ）もある。

中世から続く職人町「上大工町」には大工が、「大鋸町」には木挽が集住していた。慶長の町割りの際に「本通り」（東海道）と並行する「新通り」を新たに開いて東海道を移し、新通1丁目～7丁目、新通川越町の8町が配された。「新通2丁目」に上大工町の大工を分けて移住させ「新通大工町」「下大工町」とも呼ばれた。大鋸町の木挽を分けて移した「新通7丁目」は「新通大鋸町」とも呼んだ³。他に「材木町」「御器屋町」「桶屋町」「研屋町」「鍛冶町」「鋳物師町」等、建築や工芸に関わる町名が見られる（図1）。駿府の大工や左官に関しては拙稿⁴を参照されたい。

本稿では、明治前期（明治18～20年頃）の「静岡町絵図」を分析し、江戸時代から継承される職人町、工匠の活動や居住状況について明らかにするものである。これまで蓄積してきた建築系の工匠に加えて、社殿の装飾にも関わる工芸系の工匠にも着目して考察する。

2. 明治前期の「静岡町絵図」に見る工匠

「静岡町絵図」には、居住者の職業、番地、世帯主の氏名、家族の人数、同居者について記載され、明治維新後、次々と整えられた公共施設等についても確認できる。現在、静岡県庁や静岡市役所、静岡県警が所在する追手町には、県庁、陳列所、議事堂、有渡安倍郡役所⁵、静岡警察署、静岡治安裁判所、警察医局梅毒病院、静岡師範中学校等が記され、士族の居住状況や兼業の様子も判明する。

建築に関わる職業として大工、左官、石工、瓦、屋根屋、建具、表具、畳の他、建築を彩る鋳師や、塗師、道具や釘を打つ鍛冶、材木関係では木挽や板粉、材木屋等の職種が挙げられる。

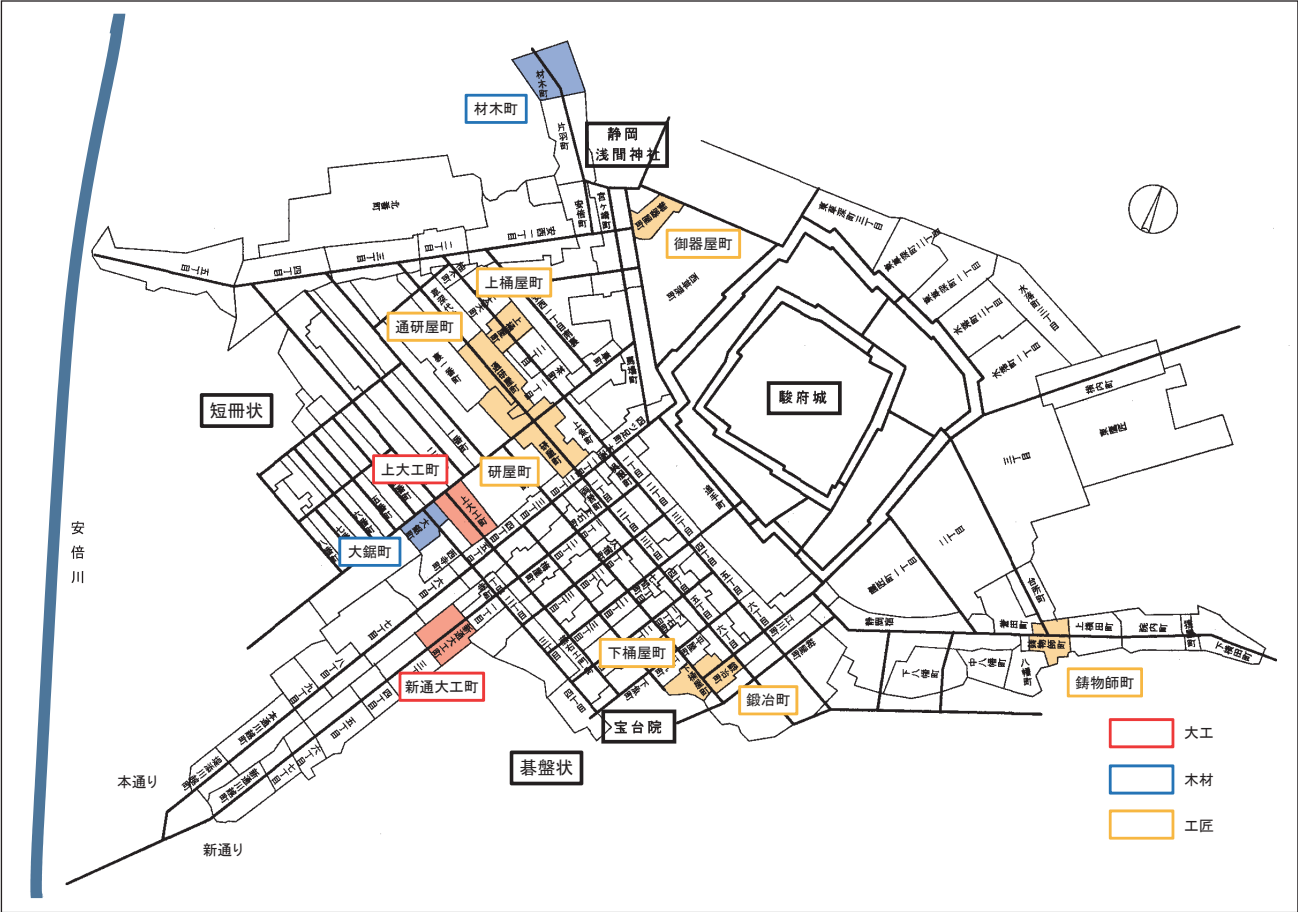


図1 駿府町名地図 ※明治38年（1905）頃の地図から作成

工芸に関する仕事としては、主に漆器、蒔絵、塗師、指物、檜物、ロクロ、下駄、傘、紙漉、竹細工、桶等が見られ、仏師、彫物師、ブリキ細工、寄木細工、鼈甲の職人も居住していた。

漆器、雛具、指物、竹細工、下駄等は現在も静岡の伝統工芸品として継承されている。

本研究では、「静岡町絵図」から町名、番地、職業、氏名を抽出してデータベースを作成し、以上のような建築・工芸関係の工匠の分布状況について分析を行った。各職5人以上の居住が認められる町について図2の明治前期「静岡」の工匠分布図にまとめた。凡例に示した10職種を地図に落とし込み、駿府全体の集住傾向を容易に把握できるよう、建築系の大工・左官は赤色、材木系の木挽・材木は青色、金物系の鍛冶・鋳は黄色、工芸系の塗師・指物・檜物は緑色、紙漉は黒色にて表示した。さらに、工匠の集住状況等、特色のある町については、その内訳を示した。

分布図から工匠の居住傾向を以下のように読み取ることができる。基盤状町域の工匠、本通り・新通りの工匠、静岡浅間神社門前の工匠、十分一材木蔵と工匠について考察する。

3. 基盤状町域の工匠

駿府城南側の基盤状に町割りされた町域には、塗師と指物師が多く分布していることがわかる（図2）。宝台院門前の町々には多くの塗師が居住し、計43人を数える（表1）。

表1 宝台院門前町の塗師

平屋町	江尻町	下魚町	寺町4	下石町2	下石町3	合計
10	6	5	6	8	8	43

さらに人宿町通りには塗師と指物師が混在している（表2）。

表2 人宿町通りの塗師・指物師

	人宿町1	人宿町2	人宿町3	合計
塗師	2	6	15	23
指物師	6	5	8	19

上石町通りには檜物師⁶などの職種も見られる他、上石町1丁目と2丁目の両町で10軒の鍛冶屋を数える（表3）。

表3 上石町通りの工匠

	上石町1	上石町2	梅屋町	合計
塗師		3	8	11
指物師	3	4	5	12
檜物師		5		5
鍛冶	4	6	1	11

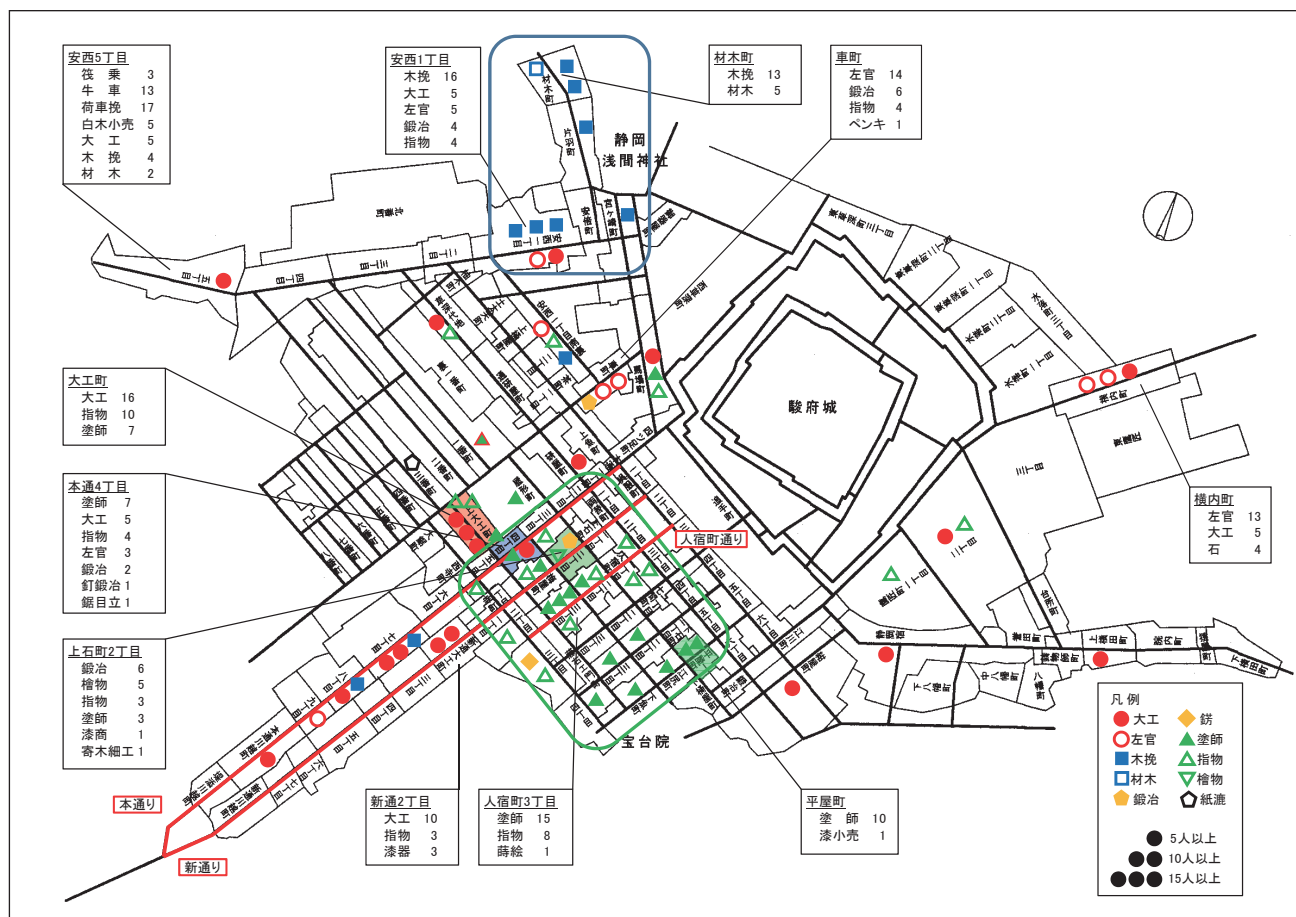


図2 明治前期「静岡」の工匠分布図 ※明治38年(1905)頃の地図から作成

このように塗師や指物師が、駿府の町の中心部で多数活躍していたことがわかる。駿府における漆器の生産について『静岡木漆産業史』⁷⁾によれば、駿河漆器も享保年間(1716~1735)江戸十組問屋⁸⁾の組中に加えられ、榎の本地呂塗⁹⁾諸器物が珍重されたことによって販路を拡張したという。これらは清水湊から江戸、大坂へ輸送され、明和年間に(1764~1771)大きな発展を遂げた。明和元年に呉服町5丁目に開業した土佐屋久七が、販路開拓の役割を担った。天保13年(1842)、土佐屋久七は長崎に向い、オランダ人への販売に成功、これが長崎貿易の始まりである。その際、長崎から漆器諸具の図面・標本を持ち帰り、駿府の優秀な工匠を集めて漆器の生産を開始した。平屋町と七間町の名工¹⁰⁾が選ばれている。安政元年下田の開港に伴い欠乏所が設置されると、土佐屋久七も駿河漆器や寄木細工の販売に赴いた。安政6年(1859)の横浜港開港に伴い、下田港とともに欠乏所も閉鎖、駿府の漆器商は横浜港にて取引を開始した。寄木木地呂塗、青貝研出塗、梨子地塗立等が今度は横浜港から輸出された。後に静岡漆器共進会から土佐屋久七に贈られた特別賞の褒賞証には「安政年間海外輸出ヲ企画シ陰ヲ冒シ雄ヲ辞セズ卒先シテ下田、長崎、横浜諸港ニ販売ヲ試ミ静岡貿易漆器の嚆矢者トナル其功労誠ニ追懐スベシ」と、静岡貿易漆器を牽引した功績について記されている¹¹⁾。慶応3年(1867)パリ万国博覧会に駿河漆器を出品、明治6年(1873)のウィーン万国博覧会には静岡の寄木細工が出品された。

駿府の寄木細工と蒔絵技術の発展について近世から明治前期に至るまでを以下に見てみたい。

3-1. 駿府の寄木細工¹²⁾

寄木細工は、江戸時代に中国から長崎に伝来し、駿府にも伝わった。安政元年(1854)、土佐屋久七(3参照)によって桑材による極緻・精巧な市松寄木細工が始められた¹³⁾。土佐屋久七は、下田の欠乏所で駿河漆器に加えて寄木細工を販売したが、極粗末なものであったという。

平屋町の指物師山本安兵衛(図3)が、寄木細工の第一人者といわれる。山本安兵衛は、平屋町で寄木細工を製作していた指安に弟子入りし、これまでにない緻密な寄木法を創案した。明治6年(1873)のウィーン万国博覧会に山本安兵衛は、寄木細工を出品すると、万国審査官より進歩賞牌を授与され、明治11年(1876)のパリ万国博覧会では銅牌を手に入れている。駿府からは茶町の漆卸佐藤吉左衛門、札之辻町の漆器卸商永倉右衛門もパリ万国博覧会に出品し、賞状を授与された。

静岡の寄木細工は盛んになり、それぞれ特徴のある作品が製作された。著名な工匠は次の通りである。

「指定」増田清吉(両替町3丁目) 山水花鳥模様等
 「指大」篠塚吉蔵(七間町1丁目2) 方形細物の寄木
 「指定」木村定次郎(上石町2丁目) 名倉形に木を接合

「指清」柴田清吉（本通9丁目）山本安兵衛弟子、模様物
「指茂」高木某（七間町2丁目）普通接合で大量製作
「奈順屋」高木新吉（人宿町3丁目）堅木を丸い柱に張付
曾根徳兵衛（新通5丁目）

※下線は「静岡町絵図」に記載

「静岡町絵図」に寄木細工職として現れるのは、上石町2丁目38番地の木村和平次（図4）と七間町2丁目33番地の八木初次郎で、他は指物職とある。上石町2丁目には指物職が3件あるが木村姓ではないため、木村和平次は「指定」の後継と考えられる。七間町2丁目の「指茂」は、「普通接合により多量に製作して、工人、徒弟数十人を使用し貿易の盃、壁板等を専業として、貿易品の過半数を製作していた。」¹⁴とあるから、大量生産をしていたようで、寄木細工職八木初次郎が継承したと推測される。

両替町3丁目の「指定」増田清吉は、緻密な山水花鳥模様の寄木を専門とする名工であった。同町17番地に指物職増田清七があるのは、名前の誤記か後継であると思われる。七間町1丁目2番地には指物職篠塚吉蔵が記されている。新通5丁目の曾根徳兵衛であるが、「静岡町絵図」によると同町13番地に指物職曾根田徳兵衛がある。「静岡町絵図」によると指物職は当時の駿府に235件あり、その中で寄木細工の名工と呼ばれる工匠は7名程度であった。

3-2. 駿府の蒔絵¹⁵

駿府の研出蒔絵の技術は、文政11年（1828）信州の画伯天嶺によって上石町1丁目の髹漆師¹⁶中川亀蔵の三男中川専蔵に伝授され、以降、駿府でも花鳥草木等の蒔絵が製作できるようになった。

専蔵の兄文蔵は天嶺に絵画を授けられ、後に画人中川梅縁として広く知られた。梅縁は文化元年（1804）から進められていた静岡浅間神社再建¹⁷において画方御用を命じられ、扁額、大歳御祖神社・麓山神社・八千戈神社の彫刻図案を手掛けた¹⁸。また、弘化5年（1848）人宿町3丁目の静岡浅間神社廿日会祭「脚物記録」の清画を梅縁が担当している。これは、当時同町の町頭勝太郎の父宮島宗蔵が下図を描き、それを基に梅縁が仕上げたものという¹⁹。宮島宗蔵²⁰は駿府の左官方棟梁で、文政13年（1830）から静岡浅間神社の再建掛りとなり、大歳御祖神社（天保2年上棟（1831））と八千戈神社（天保9年上棟）の造営に棟梁として参画し、その両社の絵師として梅縁も活躍していた。

天保元年（1830）には、江戸から来た小林留吉・遷次郎²¹によって描金の技術が伝えられ、その伝習生によって静岡蒔絵の四流派が成立した。明治初年（1868）には各流派の弟子も活躍している。

中川派 中川半助（上石町1丁目）
中川専之助（本通4丁目26-甲）蒔絵職
中川専蔵（本通8丁目1）蒔絵職
深幸派 深井幸太郎（呉服町5丁目）深江屋幸
藤伝派 藤伝（鍛冶町）
下山派 下山茂司（本通5丁目1）蒔絵師

※下線は「静岡町絵図」に記載

「静岡町絵図」にも蒔絵職が認められる。中川半助の後継であろうか、上石町1丁目3番地に蒔絵職中川周次郎とある。半助弟子²²の服部宗良は、「静岡町絵図」人宿町2丁目41番地に本県士族・蒔絵師と記されている。中川専之助は、本通4丁目の町の中程に居を構え（図6）徒弟養成に尽力したという。中川専蔵は天嶺から蒔絵の技術を伝授し、本通8丁目の自宅に江戸から来た小林留吉・遷次郎を迎える等、駿府における蒔絵技術発展上重要な人物である。下山茂司は本通5丁目にあり、山水画家として有名であった²³。

「静岡町絵図」には39名の蒔絵職を確認することができ、その中に本県士族で蒔絵職が5名²⁴含まれている。

3-3. 平屋町の工匠（図3）

宝台院門前の平屋町の町絵図から工匠の居住状況を示した。

通りの北側に塗師8人、南側に塗師2人と漆小売1人が見られる。指物師2人の内、山本安兵衛は駿府における寄木細工の第一人者で、平屋町では最も間口が広い。隣家は鍛冶職で鋳職や金具職もある等、明治前期には寄木細工を核とした工芸の町であったと考えられる。

3-4. 上石町2丁目の工匠（図4）

上石町2丁目は通りの両側に工匠が多く居住している。鍛冶職が6人あるのは、当町と左官の町「車町」のみである。その他に檜物職5人、指物職3人に寄木細工職の木村和平次というように木工芸の色が濃く、これに加えて箆細工職が2人見られる。さらに、大工3人と木挽2人というように建築系の工匠も混在している。近隣の七間町2丁目には寄木細工職の八木初次郎もある。

4. 本通りと新通りの工匠

慶長以前の東海道「本通り」と慶長の町割りで新しく東海道として開かれた「新通り」は、駿府城西隅から安倍川へ向けて並走している。新通りには上大工町の一部を分けて大工が移住した新通大工町（2丁目）、西寺町大鋸町の一部を移した新通大鋸町（7丁目）がある。

両大工町には天保期²⁵・明治前期共に大工の集住が見られた（表4）。

表4 両大工町の大工

	上大工町	新通大工町
天保13年（1842）	30	12
明治18年（1885）頃	16	10

天保期の上大工町の工匠の構成は、大工30人、指物職4人であった。明治前期の上大工町（図5）は、大工が約半数の16人に減り、指物職10人、塗師7人、蒔絵職1人、檜物職1人、鍛冶職2人、木挽1人というように建築と工芸の工匠がほぼ同数居住する工匠の町となっている。明治前期の「新通り」「本通り」の大工数は、新通大工町10人、新通5丁目7人、本通7丁目10人、本通川越町9人である。明治前期の木挽の分布については、大鋸町に6人、本通

The diagram illustrates the layout of the Miyayama area, showing various job types (職) and their distribution across different sections. The diagram is divided into several colored blocks representing different job categories. A compass rose indicates North (北), South (南), East (東), and West (西).

Job Types (職) and their Distribution:

- 鍛冶職 (Blacksmith):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 棺物職 (Coffin Maker):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 木工職 (Carpenter):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 大工職 (Carpenter):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 金具打職 (Metal Fitter):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 鋸職 (Sawyer):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 塗師職 (Painter):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 指物職 (Joiner):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 漆商 (Lacquer Merchant):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 荷車挽 (Cart Puller):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 筆細工職 (Calligraphy Artist):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 木挽職 (Wood Turner):** Located in the top left, top right, and middle right sections.
- 木晩職 (Wood Turner):** Located in the top left, top right, and middle right sections.

Directions: 北 (North), 南 (South), 東 (East), 西 (West).

[illegible][illegible]

静岡文化芸術大学研究紀要 VOL.19 2018 111

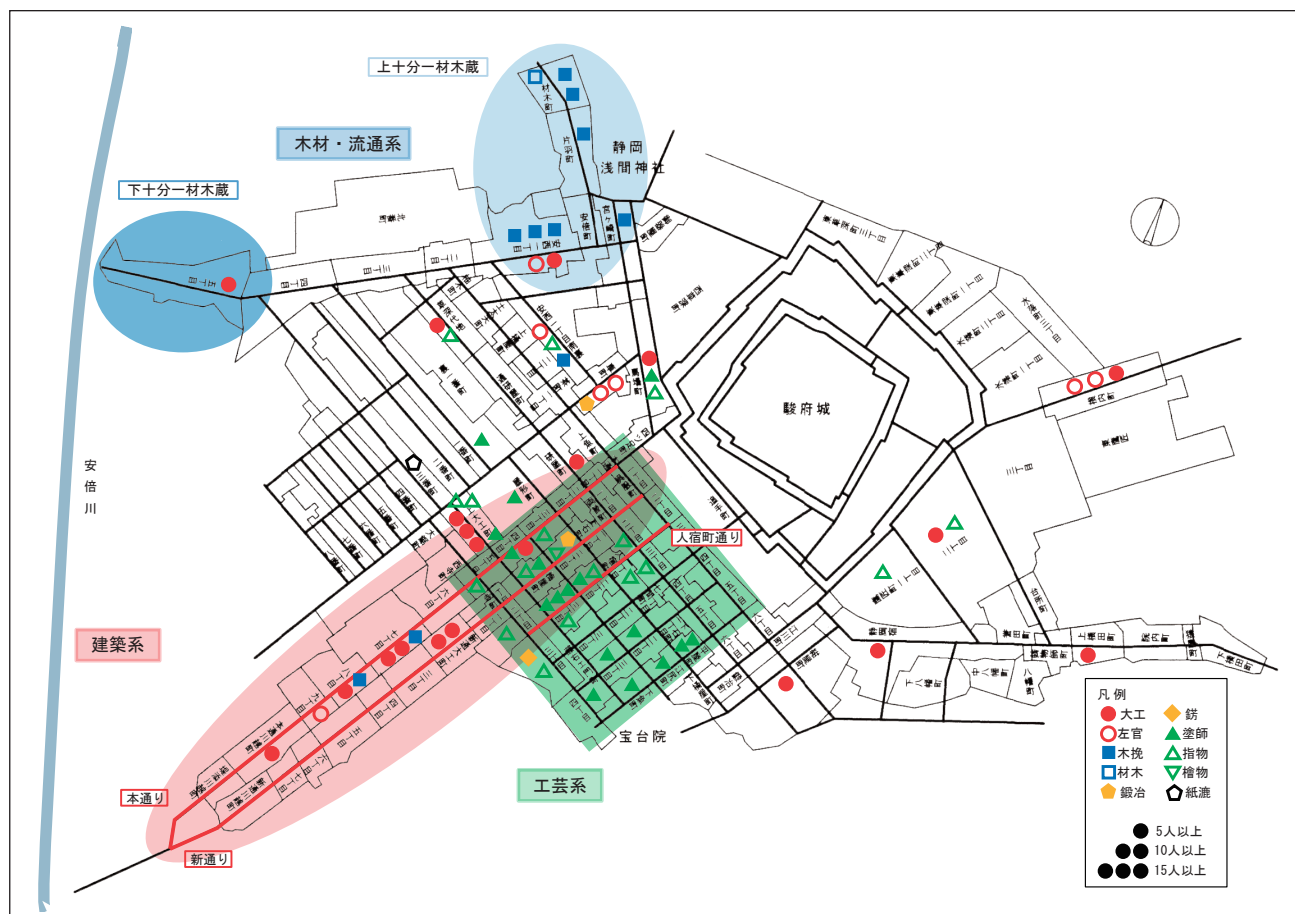


図8 明治前期「静岡」の工匠分布図 ※明治38年(1905)頃の地図から作成

材木町と安西1丁目には木挽が多数居住し、天保期³⁰と明治前期とほぼ同数である。製材した材木を扱う材木商も店を構えるが、近隣の3町に材木商は見られない。

中世から木挽が集住していた大鋸町には木挽が6人あり、材木小売商牧田太七は、通りを挟んで材木置場を所有している。駿府の他町にも材木商はあるが、「材木小売及木挽職」「材木商兼大工職」というように兼業する者も見られる。

6-2. 下十分一材木蔵の町(安西5丁目)

下十分一材木蔵が所在した安西5丁目には、木挽4人、材木小売2人と木材関係は少数である。一方、木材の筏流しに直接関わる筏乗3人³¹、木材や石材、筏の上荷(杉皮・木炭・茶・栲等の林産物)³²の陸運を担ってきた牛車業13人、さらに荷車挽17人、荷持7人等、流通に携わる人々が多く居住していたことが「静岡町絵図」から判明する。安西5丁目の木材・流通関係と工匠の分布状況を図7にまとめた。安西5丁目の西端は安倍川の堤まで至り、その先は河原である。牛車や荷車挽は、堤沿いから安西5丁目の通り全域に及んでいる。東隣の安西4丁目にも荷車挽2人と荷持6人が認められるが、陸揚げされた諸品は、河原近くで車等に載せられ駿府の町へと運び込まれたのだろう。

7. まとめ

「静岡町絵図」によって、今日まで受け継がれる建築や

工芸のものづくりの営みを垣間見ることができた。駿府から静岡へ移行した明治前期は、居住者の変動もあったが、基本的に駿府時代の生業は継承されていたといえよう。

明治前期の「静岡」における工匠の居住傾向を図8にまとめた。碁盤状町域は、多くの塗師、指物師、蒔絵師が居住する町々で構成され、工芸品を扱う店も軒を連ねていたことから「工芸系」の町であったといえる。

「本通り」「新通り」と周辺の町は、多くの大工、木挽、左官、鍛冶、指物師が見られる「建築系」の町筋である。

江戸時代から木材の流通を担ったのが、上十分一材木蔵が所在する材木町と下十分一材木蔵があった安西5丁目、そして周辺の町である。材木町と安西1丁目には多数の木挽と材木商が店を構える。一方の安西5丁目には、筏乗、牛車、荷車挽が集住し、木材・諸品の筏流しから陸送にも携わっていたことが伺える。駿府の町の北端には、このような「木材・流通系」の町が配されていた。

駿河漆器、駿河雛具、駿河指物等の静岡の伝統工芸品は、装飾豊かな漆塗りの社殿で構成される久能山東照宮や静岡浅間神社の造営に由来するといわれているが、駿河漆器が江戸、大坂へ本格的に進出したのが江戸中期(享保年間)、蒔絵技術が伝来したのが江戸後期(文政年間)、寄木細工を輸出用に製作を開始したのが江戸末期(安政年間)である。これらを踏まえて、静岡浅間神社社殿造営に携わった塗師・蒔絵師・鋳師、絵師等工芸系の工匠の活動実態や漆等の材料の調達について、さらに検証が必要である。江戸

時代から明治時代への技術の継承と海外貿易による工芸技術の発展も考慮したい。

人、もの、それらを包括する町の有機的な繋がりが変遷しつつも近世・近代・現代へと継承されてきた。その文化の諸相を今後広く解明していきたい。

本稿は、「明治前期「静岡」における工匠の活動」（日本建築学会大会学術講演梗概集（東北）2018年9月）を基に加筆・修正し、図・表を加えて再構成したものである。

註

¹ 「駿河国駿府町方文書」町絵図、静岡県立中央図書館所蔵。天保13年（1842）の町絵図の他、一部の町に関しては元文3年（1738）、明治3年（1870）の町絵図も存在する。

² 明治前期静岡町割絵図集成』静岡郷土出版社、1989年。明治18～20年頃（1885～87）製作と推定される町絵図275点収録。

³ 桑原藤泰『駿河記 上巻』臨川書店、1974年。

⁴ 拙稿「駿府の工匠の活動について—駿河国における工匠の活動 その1—」日本建築学会東海支部研究報告集第35号、1997年。拙稿「駿府の職人町と大工について—駿河国における工匠の活動 その8—」日本建築学会東海支部研究報告集第41号、2003年。拙稿「駿府の職人町と左官について—駿河国における工匠の活動 その9—」日本建築学会大会学術講演梗概集（北海道）、2004年。拙稿「左官組合と太子講—静岡市の事例から」（新宿区立新宿歴史博物館『鏝（KOTE）—伊豆長八と新宿の左官たち—」新宿区教育委員会、1996年）

⁵ 明治12年（1879）設置。

⁶ 上桶屋町には「曲物職」が2軒在る。

⁷ 『静岡木漆産業史』静岡木漆共同職業訓練所、1960年、p49～67。

⁸ 元禄7年（1694）結成、天保12年（1841）廃止解散、嘉永5年（1852）駿府諸問屋の特許回復、明治維新で解散。「江戸十組塗物問屋規定書写」（嘉永5年（1852））

一、御公儀様より享保年中仰せ渡され候、御法度の品、取扱候儀は勿論、猶又其後御触有之候、御停止の品一切御積込成さるまじく候事（後略）（『静岡木漆産業史』、p55）

⁹ 栗、槻等の細工品に摺漆を何遍も施し、空目を止め、研上の上へ木漆で艶出したもの。（『静岡木漆産業史』 p48）

¹⁰ 平屋町指万、七間町3丁目指亀（『静岡木漆産業史』 p53）

平屋町指磯、七間町1丁目指金・指兼（同上p54）

¹¹ 『静岡木漆産業史』 p67。明治26年（1893）4月2日静岡漆器共進会から東京市本石町2丁目小沢久次郎（孫）に贈られている。土佐屋小沢久七は、明治4年（1871）長崎で病死。呉服町5丁目の漆器店は、慶応2年（1866）の火災で、長崎から持ち帰った漆器諸具の図面・標本までも全焼。

¹² 『静岡木漆産業史』 p70～72。

¹³ 『静岡木漆産業史』 p54。

¹⁴ 『静岡木漆産業史』 p71。

¹⁵ 『静岡木漆産業史』 p51～53、69。

¹⁶ 漆塗りの職人。

¹⁷ 静岡浅間神社は、神部神社・浅間神社、大歳御祖神社の総称である。神部神社は駿河国の惣社で「惣社」と呼ばれ、浅間神社は醍醐天皇の勅願によって富士山本宮浅間大社より勧請されたと伝えられ「新宮」とも称される。大歳御祖神社は安倍の市に在ったが、現在地に移され「奈吾屋社」と称された。境内社の麓山神社は「山宮」、八千戈神社は「摩利支天社」、少彦名神社は「神宮司社」または「神宮寺薬師社」と呼ばれた。静岡浅間神社は、鎌倉幕府、今川氏等に保護されたが、武田・徳川の攻防戦で臨済寺とともに焼き払われ、徳川家康によって再建、寛永18年（1641）には家光による大造営が行われた。その後の安永2年（1773）と天明8年（1788）の火災によって全焼した。駿府城代と駿府町奉行の尽力によって、文化元年（1804）から慶応まで60余年かけて再建されたのが現社殿（重文26棟）である。（財団法人文化財建造物保存技術協会編『重要文化財神部神社・浅間神社・大歳御祖神社 第一期修理工事報告書』重要文化財静岡浅間神社修理委員会、1977。『重要文化財神部神社・浅間神社・大歳御祖神社 第二期修理工事報告書』1982年。『重要文化財神部神社・浅間神社・大歳御祖神社 第三期修理工事報告書』

1988年。宝鑑出版委員会『宝鑑 静岡浅間神社の文化財・社宝目録』浅間神社御鎮座千百年奉祝会、2001年）

¹⁸ 中川梅縁画の「八千戈神社 二十四孝彫刻下絵」が静岡浅間神社に残っている（前掲『宝鑑』 p83）。また、大歳御祖神社本殿の小壁板彫刻裏墨書に「天保六年（1835）／末十月 日／彫工立川内匠／御再建絵方／彩色五郎右工門／門人 宮島勝太郎／五郎右工門方 萬蔵」、同本殿妻壁板裏墨書に「彫刻 立川内匠／御再建掛絵方／彩色 梅圓茂房／門人 宮島正敬／梅圓方 龍山／梅圓方 樗二／周朝」とある（前掲『重要文化財神部神社・浅間神社・大歳御祖神社 第一期修理工事報告書』収録墨書写真より）。梅縁は雅号、初め文蔵と称し、通称は五郎右衛門（『静岡木漆産業史』 p51）。

¹⁹ 増田亜矢乃「江戸時代の町方と廿日会祭」『静岡浅間神社の稚児舞と廿日会祭』静岡新聞社、2017年、p180～227。『静岡浅間神社廿日会祭の稚児舞』静岡市教育委員会、2017年。同書に収録の「廿日会御祭礼甲子福祭蹴物 坤」巻末に「右蹴物略図人数衣装其外共行烈帳巨細記之／絵師／中川梅縁 清画／宮島宗蔵 下図」とある。

²⁰ 拙稿「久能山東照宮の修営と工匠」『久能山誌』静岡市、2016年、p257～261。

²¹ 小林留吉・遷次郎は、中川専蔵家に滞在后、江川町に居住し、江川町砂張屋の製品に描金。（『静岡木漆産業史』 p52）

²² 明治以降の流派別蒔絵師（『静岡木漆産業史』 p69）

【中川派】中川半助一花井広太郎（後）河合友蔵（新通5丁目）一富井重吉・服部宗良（人宿町2丁目）

中川専之助・延次郎（四丁目派）一橋本文吉（本通4丁目）・中村清太郎（屋形町）・中水作太郎（葵町）

中川専蔵一杉山勇次郎（人宿町）・富田喜三郎（横内）・平山仙次郎

【深幸派】深江屋幸（深井幸太郎）一大田和貞治（下石町2丁目）・杉山徳次郎（下石町2丁目）

【藤伝派】（藤伝）一佐藤八右衛門・白井己之吉

【下山派】下山茂司一松村伴之助

²³ 『明治前期静岡町割絵図集成』「本通五丁目」解説。

²⁴ 人宿町2丁目41 本県士族 蒔絵職 服部宗良

裏一番町3 本県士族 蒔絵職 笹沼喜代次

六番町13 本県士族 蒔絵職 上木嘉一

屋形町33 本県士族 蒔絵職 井上徳保

馬場町甲137-1 本県士族 蒔絵職 大原孝一

（『静岡町絵図』データベースより）

「士族出の熊谷、笠間、上木という人達があり」（『静岡木漆産業史』 p69）

²⁵ 「駿河国駿府町方文書」町絵図より。

²⁶ 「左官連名帳」明治8年（1875）、静岡市左官組合所蔵。

²⁷ 「仲間規定連印書」安政3年（1856）、静岡市左官組合所蔵。前掲『駿河志料一』。

²⁸ 阿部正信『駿國雑誌一』吉見書店、1976年。『静岡市史編纂史料 第6巻』静岡市役所教育社会課、1929年。『静岡市史 第2巻』静岡市役所、1931年。

²⁹ 海野実『安倍川とくらし』1979年、p61～92。

³⁰ 「駿河国駿府町方文書」町絵図より。

³¹ 大正9年（1920）安倍川筏乗組合が設立され、当時の組合員数は174人、内静岡市居住者は13人であった（前掲『安倍川とくらし』 p79～90）。江戸～明治期も木材産地の筏乗りによって川下されていた。

³² 前掲『安倍川とくらし』 p77～78。筏は上流域の人々の交通手段でもあった。

静岡県内の大学における定住外国人学生在籍状況

Second Generation Migrant University Students in Shizuoka Prefecture

池上 重弘

文化政策学部 国際文化学科

Shigehiro Ikegami

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では静岡県内の高等教育機関を対象として2017年度に実施した定住外国人学生の修学実態調査の結果を報告する。本研究は2013年度に実施した調査を発展させたもので、対象地域を静岡県西部地域から県内全域に広げた点が前回調査との相違点である。前回2013年度と比較して、入試段階や入学段階の書類で定住外国人であることを把握する高等教育機関が若干認められたが、多くの大学において定住外国人学生の制度的把握は依然としてなされていない。しかし、制度的には把握していないが学生とのやりとりを通じて在籍状況を把握しているという回答も少なからずあった。定住外国人学生を対象とする特別な入試制度や授業料等の減免制度、奨学金制度はまったく実施されていないことが明らかになった。2013年度の調査後、静岡文化芸術大学の定住外国人学生の中には、県内に本社を置くグローバル企業に総合職として就職する学生も出現してきた。今後は定住外国人の二世帯としての特性を生かした就職支援など、大学側ができることを模索する必要があるだろう。

This paper aims to report the results of the research on enrollment situation of second-generation migrant students conducted in FY 2017 for higher education institutions in Shizuoka prefecture. This research developed the survey conducted in FY 2013, and expanded the target area from the western part of Shizuoka prefecture to the whole area of the prefecture. Most of the higher education institutions do not grasp the fact of enrollment of migrant students, however some find the information as settled foreigners in documents at the entrance examination stage or the entrance stage. Although there is no institutional grasp, there were also a few answers that they are grasping the enrollment situation through daily interaction with students. It was revealed that no special entrance examination system for targeted migrant students, no reduction and exemption system for tuition fees etc., and no scholarship system were implemented in higher education institutes in Shizuoka prefecture. From now on, it will be necessary to explore what the university can do, such as employment support that makes full use of the characteristics of second-generation migrant students.

1 はじめに

本稿の目的は、2017（平成29）年度の静岡文化芸術大学特別研究「静岡文化芸術大学における多文化共生分野の研究体制整備に向けた研究」（研究代表：池上重弘）の一環として実施した静岡県内の高等教育機関における定住外国人学生の修学実態調査結果を報告することである。本稿において定住外国人学生とは、永住者（特別永住者を含む）、日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者等といった地位または身分に基づく在留資格（一般に身分資格と称される）で日本に滞在し、日本の高等学校を卒業（大検を含む）して大学等の高等教育機関に入学した学生を指す。留学生試験で入学した外国人留学生は含まない。静岡県西部地域の場合、ブラジル・ペルー・フィリピン・中国・ベトナム等の国籍の学生が多い。こうした定住外国人学生の多くは、就労目的で来日した第一世代に対して、親に連れられて幼少期に来日した者や日本で生まれ育った者であり、移住二世帯と呼ぶ。

4年前の2013（平成25）年度にも、静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター長特別研究「多文化環境に生きる子どもの教育達成支援をめぐる研究」（研究代表：池上重弘）の一環として同内容の調査を実施した[池上2014]。前回2013年度の調査と比較して、今回2017年度の調査は、1）4年間の時間が経過した点、2）静岡県西部地域から県内全域へ対象地域を拡大した点が相違点となる。

2 調査方法

ふじのくに地域・大学コンソーシアムの理解と協力を得て、静岡県内にある高等教育機関について、外国人留学生支援担当者の役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスの情報を入手した。2013年度の調査結果から、ほとんどの高等教育機関において定住外国人学生の状況は制度的には把握されておらず、外国人学生の在籍状況については留学生担当職員が回答するケースが多いことがわかったため、各機関の外国人留学生支援担当者に調査票を送付することにしたのである。

具体的な調査方法は2013年度と同様で、2017年12月に電子メールの添付ファイルで自記式の調査票を送付した（資料1）。質問項目と質問内容、選択肢は2013年度の調査時とまったく同じである。その際、静岡文化芸術大学の場合はどのような回答になるかをサンプルとして同時に送付し、回答の目安にもらった。調査への協力依頼文では、「静岡県内の高等教育機関における定住外国人の在籍状況と定住外国人に対する対応を調査し、定住外国人の子どもたちに対する教育支援の向上に資するため」という研究目的を明示し、メール添付のワードファイルの調査票のうち、該当する部分を残して非該当部分を削除したものをメール添付で返送してくれるよう依頼した。

2017年11月27日に依頼文をメール送信、12月15日を返答メットとした。メール送信した21校中回答があったのは16校で、回収率は76.2%だった¹⁾。回答した16校のうち1校は定住外国人についてではなく外国人留学生

資料1 定住外国人学生*の修学状況に関する調査（調査票） 2017年度

資料1 定住外国人学生*の修学状況に関する調査（調査票） 2017年度

（該当する回答を残し、それ以外の選択肢を削除する形でご回答ください）

1 定住外国人学生の在籍状況を把握していますか。

- （1）全く把握していない
 （2）入試段階で把握している
 （3）入学段階の提出書類で把握している
 （4）制度的には把握していないが、学生とのやりとりでいたい把握している
 （5）その他（ ）

2 在籍状況を把握している場合、各学年の人数をお知らせください。

- （1）1年生（ ）人 （4）4年生（ ）人
 （2）2年生（ ）人 （5）過年度生（ ）人
 （3）3年生（ ）人 （6）大学院生（ ）人

3 定住外国人学生を特別に対象とした入試制度はありますか。

- （1）ない
 （2）ある →ある場合、どのような制度ですか。入試制度名をお知らせください。
 （もし参考になる情報がサイト上にある場合URLをお知らせください）

4 定住外国人学生を特別に対象とした減免制度はありますか。

- （1）入学金も授業料も減免制度はない
 （2）入学金について減免制度がある
 （3）授業料について減免制度がある
 （4）入学金も授業料も減免制度がある

5 定住外国人学生を特別に対象とした奨学金制度はありますか。

- （1）ない
 （2）ある →ある場合、具体的な制度についてお知らせください。
 （もし参考になる情報がサイト上にある場合URLをお知らせください）

6 大学名（ ）大学

*定住外国人学生とは、永住者（特別永住者を含む）、日本人の配偶者等、定住者、永住者の配偶者といった地位または身分に基づく在留資格（一般に身分資格と称される）で日本に滞在し、日本の高等学校を卒業して本学に入学した学生を指します。留学生入試で入学した外国人留学生は含みません。

についての回答だったため、有効回答から除外した²⁾。以下で報告するのは21校中、有効回答となった15校（有効回答率71.4%）に関するデータである。

3. 調査結果

表1は各大学からの回答をまとめた一覧表である。国立大学、公立大学、私立大学の三分類に大きく区分した上で、大学ごとの回答を記している。静岡大学は静岡市と浜松市の両方にキャンパスを持つが、同じ静岡キャンパス内でも学部・研究科によって回答が異なっていたので各学部の回

答を掲載した。回答校数は15だが、静岡大学については各学部で回答が異なる上、教育学部と教育学研究科では回答に若干の差違が認められるため、表1には22の回答が記載されている。以下、五つの項目に分けて結果をまとめたい。

（1）在籍状況の把握

22の回答中、在籍状況把握については「（1）全く把握していない」が6（27.3%）、「（2）入試段階で把握」が3（13.6%）、「（3）入学時の提出書類で把握」が4（18.2%）、「（4）制度的には把握していないが、学生と

表1 定住外国人学生の修学状況に関する調査結果（2017年12月25日現在）

	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5
	在籍状況 把握	人数 (人)	特別な 入試制度	減免制度	特別な 奨学金 制度
国立					
1 静岡大学					
人文社会学部/ 人文科学研究科	(3)入学時提出書類で把握	2年生1人 4年生2人	ない	ない	ない
教育学部	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
教育学研究科	(3)入学時提出書類で把握	0	ない	ない	ない
理学部/ 総合科学技術研究科理学専攻	(5)その他	1年生1人 2年生1人	ない	ない	ない
農学部/ 総合科学技術研究科農学専攻	(2)入試段階で把握	0	ない	ない	ない
大学院自然科学系教育部	(2)入試段階で把握	0	ない	ない	ない
工学部(浜松キャンパス)/ 総合科学技術研究科工学専攻	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
情報学部(浜松キャンパス)/ 総合科学技術研究科情報学専攻	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
2 浜松医科大学					
学部	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
公立					
3 静岡県立大学					
	(5)その他	—	ない	ない	ない
4 静岡文化芸術大学					
	(5)その他	—	ない	ない	ない
私立					
5 静岡英和大学					
	(4)だいたい把握	0	ない	ない	ない
6 静岡産業大学					
	(4)だいたい把握	1年生1人 3年生2人	ない	ない	ない
7 静岡理工科大学					
	(5)その他 入学時に確認し把握	1年生3人 2年生5人 3年生2人 4年生2人	ない	入学金も 授業料も 減免制度 あり	ない
8 順天堂大学保健看護学部					
	(5)その他	0	ない	ない	ない
9 総合研究大学院大学生命科学 研究科遺伝学専攻					
	(3)入学時提出書類で把握	0	ない	ない	ない
10 東海大学海洋学部					
	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
11 東海大学短期大学部					
	(5)その他	0	ない	ない	ない
12 東京女子医科大学看護学部					
	(3)入学時提出書類で把握	0	ない	ない	ない
13 日本大学国際関係学部					
	(4)だいたい把握	1年生8人 2年生11人 3年生5人 4年生5人 院生1人	ない	ない	ない
14 沼津工業高等専門学校					
	(1)把握していない	—	ない	ない	ない
15 浜松学院大学					
	(2)入試段階で把握	1年生2人 3年生3人 4年生1人	ない	ない	ない

のやりとりでだいたい把握」が3(13.6%)、そして「(5) その他」が6(27.3%)だった。制度的に把握している場合、留学生入試以外の入試の願書における国籍記載による把握と、入学段階の提出資料による把握の2つのパターンが認められる³⁾。一方、制度的には把握していないが学生とのやりとりでだいたい把握できるとの回答や、その他の方法で把握できるとの回答もあった。

把握状況欄で「(5) その他」と回答した大学でも、その内実は多様である。静岡大学理学部・総合科学技術研究科理学専攻では、「入学手続きで記入する『宣誓保証書』に国籍欄はあるが、厳密には把握できていない」との補足記載があった。静岡県立大学では「制度的には把握していない。文部科学省の学校基本調査において、国籍別・所属別の在籍状況を把握しているが、学年別には把握していない」と付記されていた。静岡文化芸術大学では「制度的にも調査等でも把握していないが、学生とのやりとりで分かる場合もある」と記した補足があった。私立大学では、静岡理工科大学が「入学時に確認し把握している」、東海大学短期大学部が「年度初めに本籍地の確認をしている」と回答していた。

(2) 定住外国人学生の在籍人数

定住外国人学生の在籍人数について具体的な回答のあったのは5大学(静岡大学は2学部)だった。静岡大学では、人文社会学部で2年生1人、4年生2人の在籍、理学部で1年生1人、2年生1人の在籍だった。静岡産業大学では、1年生1人、3年生2人の在籍となっている。静岡理工科大学は1年生3人、2年生5人、3年生2人、4年生2人の在籍と回答があった。日本大学国際関係学部では、1年生8人、2年生11人、3年生5人、4年生5人、大学院生1人との回答であった。浜松学院大学は1年生2人、3年生3人、4年生1人と人数を回答してくれた。

静岡文化芸術大学においては、2013年度調査時と同様、事務局が個々の学生とのやりとりを通じて、ある程度の概要を把握している。事務局から提供を受けた回答ではないが、2017年度の定住外国人学生は1年生5人、2年生8人、3年生3人、4年生6人の計22人だった⁴⁾。

(3) 特別な入試制度

2013年度の調査では、浜松学院大学のみが特別な入試制度「特別修学支援推薦入試選抜(多文化共生枠)」を設けていた。しかし、2017年度の調査時点では同様の入試制度は運用されていないもようで、定住外国人学生を想定

した特別な入試制度については浜松学院大学も「ない」との回答になっていた。2017年度は定住外国人学生を対象とした特別な入学試験を行う県内の高等教育機関は一校もないことが明らかになった⁵⁾。

(4) 減免制度

2013年度の調査時点では浜松学院大学が定住外国人学生を対象とした授業料の減免制度を有していたが、2017年度の調査時点では同制度は廃止されたようで、減免制度については「なし」との回答だった。一方、静岡理工科大学は減免制度の部分で「入学金も授業料も減免制度あり」と回答しており、「本学法人内日本語学校から推薦された学生のみ対象」と注記されていた。日本語学校からの推薦となると定住外国人学生ではなく留学生が対象となる可能性が高いと思われるが、後日電話で確認したところ、留学生のみならず、当該の日本語学校から推薦があれば、定住外国人学生も減免制度の対象となるとのことであった⁶⁾。

(5) 特別な奨学金制度

定住外国人学生を対象とした独自の奨学金制度を持つ大学はなかった。

4. 考察

前回2013年の調査同様、今回の調査でも、定住外国人学生の在籍状況を制度的に把握していない機関が少なくなることが明らかになった。たしかに高等教育機関が制度的に定住外国人学生の修学実態を把握するには個人情報への配慮等の課題がある。静岡県外の四大学(長崎大学、神戸大学、愛知教育大学、愛知県立大学)に対して実施したヒアリング調査によれば、教職免許を出す教育大学では教員免許状に本籍地を記す必要があることから入学時に本籍・国籍を届けさせているが、それ以外の大学では組織的・体系的に定住外国人学生の在籍状況を把握していないものの、いずれの大学でも教員が授業時のやりとり等でインフォーマルに把握しているようであった[池上 2018a: 107]。

表2に静岡県下の高等教育機関における定住外国人の在籍状況を抜き出してまとめた。このうち制度的に把握しているのは、入学時提出書類で把握している静岡大学人文社会学部と、入試段階で把握している浜松学院大学の2校である。静岡産業大学と日本大学国際関係学部は学生とのやりとりでだいたい把握しているとの回答だったが、その結果としてかなり詳細に在籍状況を把握していることがわか

表2 定住外国人学生の在籍状況(2017年12月25日現在)

	1年生	2年生	3年生	4年生	大学院生	計
静岡大学人文社会学部		1		2		3
静岡大学理学部	1	1				2
静岡産業大学	1		3			4
静岡理工科大学	3	5	2	2		12
日本大学国際関係学部	8	11	5	5	1	30
浜松学院大学	2		3	1		6
(参考)静岡文化芸術大学	5	8	3	6		22

る。また、静岡大学理学部と静岡理工科大学はその他の方法による把握で詳細な人数を把握している。このうち静岡理工科大学は在籍状況の把握方法としては「(5) その他」と回答したが、「入学時に確認し把握」との注記があったので、「(3) 入学時提出書類で把握」に近い方法で在籍状況を確認しているものと思われる。静岡文化芸術大学の場合も、公式には「(5) その他」との回答になるが、把握状況の実態としては「(4) 学生とのやりとりでいたい把握」に近い方法で把握したり、教員が授業等での個別のやりとりで把握している。

今回2017年度の調査は前回2013年度の調査と比べて、4年の年月が経過したこと、静岡県西部地域から静岡県全域に調査対象を広げた点が特色であった。表2に記した各校の在籍人数（静岡文化芸術大学分を含む）を合計すると79人に達する。今回回答のなかった大学や大学として制度的に把握していない分も含めれば100人近い人数に及ぶことも想像に難くない。2010年国勢調査のデータをオーダーメード分析した高谷らは、日本で学ぶブラジル籍の子どもたちについても「（夢ではなく目標として）大学進学を志す時代がようやく到来したと言えるだろう」[高谷ら 2015：54-55]と言及している。今回の調査では定住外国人学生の国籍については質問していないが、静岡県内に在住する外国人のほぼ3分の1がブラジル人であること、若年層となるとブラジル人の比率がさらに高まることを念頭に置くと、大学進学している定住外国人においてもブラジル人がかなりの比率を占めるであろうことが想定できるだろう⁷⁾。

静岡県下では、定住外国人学生による活動が広がりつつある。ブラジルやフィリピンにルーツを持つ大学生等の若者が中心となって2014年に結成したCOLORSはCommunicate with Others to Learn Other Roots and Storiesの略で、「異なるルーツやストーリーを学ぶために他者と通じ合う」ことを目的としたグループであり、メンバーたちの社会参画意識を涵養するだけでなく、外国につながる二世世代であることの意義を積極的に捉えるエンパワメントの活動を展開している[池上 2018b、松岡・鈴木 2017]。

こうした活動で中心的役割を担う学生の中には、静岡県内に本社を持つグローバル企業で総合職として就職する者も現れるようになってきた。前回調査の結果をまとめた論文において、「産業界が採用の局面（学生にとっては就職活動）においてこうした定住外国人学生を国籍で差別せず、その能力に応じて正当に評価すること」が重要であると論じた[池上 2014：100]。静岡文化芸術大学における定住外国人学生の就職実績から判断する限り、グローバル人材としての定住外国人学生に対する正当な評価は少しずつだが確実に浸透し始めているように感じられる。

5. むすびにかえて

1990年の改定入管法施行から30年近い年月が経過しようとしている。1990年代半ばに小学生となったブラジル人は2018年現在、30歳近い年齢に達している。日本で高等教育を受けたブラジル人の中には結婚して家族形成を始める者も出てきている。2010年代半ばは、定住外国

人の二世世代が日本社会において対等な仲間として受け入れられるか否かの大きな分岐点であるという認識が必要であると以前論じたが[池上 2014：100]、静岡県下の高等教育機関において定住外国人学生に対する奨学金や就職に関するマッチング支援などの各種支援が充実することで、定住外国人の二世世代が持つ潜在力が日本社会の力となって花開くことが期待できよう。

注

- 1) 電子メールでの調査依頼に対して回答がなかったのは、静岡福祉大学、聖隷クリストファー大学、常葉大学、常葉大学短期大学部、放送大学静岡学習センターであった。
- 2) 光産業創成大学院大学については、メールでの回答はあったが、すべての質問項目に対して「該当の留学生はいない」との回答だったため、定住外国人学生を対象とする今回の調査では分析対象から除外した。
- 3) 在留カードの写しを提出させるという事例があった。
- 4) この数字は静岡文化芸術大学が事務局として学生から直接確認しているものではなく、中期計画の一環として筆者が副学長の立場で各学科長の協力を得て入手した情報に拠っている。22人の国籍別内訳はブラジル12人、フィリピン3人、中国3人、その他4人であった。なお、静岡文化芸術大学における定住外国人学生の在籍状況については池上[2018a：105-107]を参照。
- 5) 宇都宮大学では、平成28（2016）年度入試より定住外国人を対象とした外国人生徒入試を実施している。募集人員は国際学部国際学科で若干名となっており、出願書類と小論文、面接を総合して選抜を行っている。出願に際しては、在留資格の条件として「日本国籍を有せず、出入国管理及び難民認定法により、大学入学に支障のない在留資格を有する者又は入学に際し当該資格を有する見込みのある者」とした上で、日本語能力試験N1取得といった日本語要件、実用英語技能検定準2級以上、TOEIC Listening & Reading スコア450点以上、GTEC CBTスコア700点以上、TEAP（4技能）スコア186点以上のいずれかの取得といった英語要件のほか、いわゆる一條校ないし文部科学大臣が日本の高等学校相当と指定している外国人学校修了者（見込みを含む）といった学歴要件、出願の年度末までに18歳に達する者といった年齢要件を設け、その全てを満たす者にのみ出願資格を認めている[宇都宮大学 2018：2-3]。
- 6) 静岡理工科大学学生事務部学務課への電話インタビュー（2018年11月19日）。
- 7) 法務省の「在留外国人統計（2017年12月末）」によれば、静岡県の在留外国人総数85,998人のうち、ブラジル人は27,993人で32.6%を占める。一方、16歳未満の年少人口についてみれば、静岡県の外国人年少人口10,395人のうち、ブラジル人は5,162人で49.7%とほぼ半数を占める。

引用文献

- 池上重弘. 2014. 「定住外国人学生の修学実態調査報告－静岡県西部地域の大学を中心に－」『静岡文化芸術大学研究紀要』14：97-100.
- 池上重弘. 2018a. 「静岡文化芸術大学を核とした多文化共生の推進策をめぐる研究」『静岡文化芸術大学研究紀要』18：105-110.
- 池上重弘. 2018b. 「移住者の二世世代による日本社会への発信－浜松市のニューカマー二世世代の中心に」『移民政策学会設立10周年記念論集刊行委員会編『移民政策のフロンティア－日本の歩みと課題を問い直す』明石書店、251-255ページ.
- 宇都宮大学. 2018. 「平成31年度 外国人生徒入試学生募集要項」
http://www.utsunomiya-u.ac.jp/docs/31gaikokujin-boshuyoukou.pdf (2018年11月15日最終閲覧)
- 高谷幸・大曲由紀子・樋口直人・鍛冶至・稲葉奈々子. 2015. 「2010年国勢調査にみる外国人の教育－外国人青少年の家庭背景・進学・結婚－」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』39：37-56.
- 松岡真理恵・鈴木恵梨香. 2017. 「外国にルーツを持つ若者たちが社会を変える－浜松国際交流協会の活動を通して」『部落解放』748:188-200.

引用資料

法務省在留外国人統計（2017年12月）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20170&month=24101212&tclass1=000001060399>
（2018年11月15日最終閲覧）

謝辞

年末の多忙な時期にもかかわらず、調査にご回答いただいた各高等教育機関の担当者の皆様にこの場を借りて篤く御礼申し上げます。ありがとうございました。また、各高等教育機関の担当者連絡先を快くご提供くださったふじのくに地域・大学コンソーシアムにも心からの感謝の意を表します。

『授業に関するアンケート』のweb実施における成果と課題（報告）

Web-based Student Course Surveys: Advantages and Drawbacks

高木 邦子

文化政策学部 国際文化学科¹

Kuniko TAKAGI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

林 在圭

文化政策学部 国際文化学科²

LIM Jaegyu

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

野村 卓志

文化政策学部 文化政策学科³

Takashi NOMURA

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

平野 剛史

事務局 教務・学生室

Tsuyoshi HIRANO

Educational and Student Affairs Section

今年度はじめてweb実施へと移行した授業評価アンケートについての報告である。(1) 新アンケート実施に向けた準備と手続きを説明し、(2)web実施後に教員から得られた意見を報告した。そして(3)web実施による授業アンケート結果を、マークシートで実施した2017年度の結果と比較した。

web実施の長所としては迅速性とアクセスのしやすさが、短所としては回答率の低さと回答ミスの多さが挙げられた。そのうえで回答率と信頼性を高めるには、教員と学生が授業アンケートを授業改善に有効な方法であると理解する必要があることが指摘された。さらに、授業アンケート実施のタイミングや、学業成績との関係の分析、web実施に対する学生の意見収集など今後のFD活動に向けた提案がなされた。

Web-based Student Course Surveys: Advantages and Drawbacks

This paper reports on the transition to a web-based system of university student course surveys. Included in this report are a summary of the preparations and procedures involved in making the transition, comments from teachers on how they felt about the new system compared to the paper-based system used in the past, and a comparison of survey results between this and last year. Research indicated that the timeliness and ease with which survey results could be collected and accessed were definite advantages of the new web-based system, but a decrease in the number of student responses as well as increase in the number of mistakes made answering the survey are hurdles that remain to be overcome. Upon reflection, in order to obtain more reliable answers from the web-based survey, both students and teachers need to feel that survey responses will yield fruitful insight into improving the content and methodology of courses. In addition, further research needs to be conducted in order to better understand factors such as when the survey should be given, the relationship between survey answers and academic achievement, and student opinions regarding the online survey interface.

1. はじめに

本学でこれまでマークシートにより実施してきた『授業改善のためのアンケート（以下、「授業アンケート」と表記）』が、2018年度前期からLMS（Learning Management System）であるSUAC-manaba⁴のオプション機能によるweb実施へと変更された。本稿では新アンケート実施の流れを述べたうえで、実施後に教員から得られた意見を報告し、web実施によるアンケートの概要をマークシートで実施した2017年度と比較する。そのうえで本学における授業アンケートweb実施の成果と課題を論じる。

2. 授業アンケートweb実施の流れ

（1）実施前の準備

学生への周知 学生に対しては、授業アンケート実施の約1ヵ月前からポータル・ちらし配布による連絡、学生ホー

ルと各教室への接続マニュアル配置、授業でSUAC-manabaを使用する教員からの呼びかけ、という方法により周知をはかった。周知内容は、アンケート実施方法が変更されること、SUAC-manabaおよび授業アンケートへのアクセス方法、事前にログインしてみること、教員からの指示があるまでは回答しないことであった。

教員への周知 教員に対しては実施方法、結果の閲覧およびコメント記入などの流れと全体的な手続きについて日本語版と英語版のマニュアルを作成・配布した。さらに専任教員に対しては教授会で手続きを説明し、非常勤講師を含む全教職員を対象とした任意参加の説明会を2度開催した。なお、配布したマニュアルは全てSUAC-manabaからPDFファイルで随時ダウンロード・閲覧できる。

webアンケートの試行 LMS運営ワーキンググループに所属する教員3名が、6月上旬に各自の担当授業で授業アンケートを試行し、学生が大きな問題なくSUAC-manabaに接続し、授業アンケートに回答できることを確認した。

¹ 国際文化学科 教育・FD委員

² 教務部長 教育・FD委員長

³ LMS運営部会長

⁴ 株式会社 朝日ネットによるサービス

(2) 実施

質問項目 2017年度まで実施していた授業アンケートの項目を基本的には踏襲し、実施法のみマークシートからweb実施に変更した⁵。また、科目ごとの集計のため従来記入を求めている「科目コード」はweb実施では不要となったため廃止した。なお、授業アンケート回答期間中、学生はいつでも回答可能であり、一度回答を送信すると修正することはできない。だが教員によっては学生が回答するタイミングを固定したい場合が想定されたため、「担当教員からの指示により実施する」と定めようとして指示前の回答を防ぐため、授業で扱ったキーワード等、教員が指定した言葉を記入する欄（以下「教員指定欄」）を新たに設けた。ただし教員指定欄の使用は任意であり、記入しなくても学生はアンケートに回答可能である。従来のマークシートの解答用紙をAppendix 1に、今回のweb実施の画面をAppendix 2に示す。

また、SUAC-manabaの仕様により回答選択肢の並び順とレイアウトが変更された。従来のマークシートでは左から右に「5:おおいにそう思う」という肯定的な選択肢から「1:そう思わない」という否定的な選択肢に向かって並んでいたのに対して、web実施では上から下に「1:そう思わない」と否定的な選択肢から「5:おおいにそう思う」という肯定的な選択肢に向かうよう配置された。

回答期間 従来のアンケートが「授業第13週目以降」に実施されていたことを踏襲し、回答期間の開始日は第13週目にあたる2018年7月9日とした。また、回答期間は従来、第15週目までの3週間であったが、初めてのweb実施でトラブルが起きる可能性があること、学生は授業終講以降も回答できるようになることを踏まえて1週間延ばし、定期試験期間最終日である8月3日までの4週間とし

た。

手続き 従来は、授業時間の最後にマークシートの配布時間を含め15分程度が授業アンケートにあてられ、学生が記入を始めると教員は退室することになっていた。だがweb実施にあたり配布時間は不要となり、またスマートフォンでの記入中、教員に読まれるとは考えにくいと判断し、教員の退室は必須ではなくなった。

回答期間内の任意の授業時間に、教員が授業アンケートについて説明したうえで10分程度の時間を設け、その場で回答できる学生にはその場で、回答できない・しない場合は授業後に回答するよう求めた。現状では本学のWi-Fi対応教室は多くはない⁶が、それでも授業時間内に時間を設けたのは、web実施による回答率低下を防ぐ手立てとして授業時間内に回答時間を設けるという他大学の事例（横浜商科大学,2017など）を参考としたことによる。なお、回答期間が残り1週間ほどになった7月28日に、事務局から全学生に回答を促すリマインドメールが送信された。

ところで、従来のマークシートは無記名で実施したため回答者の匿名性は担保されたが、学生がログインして回答するLMSを介した方法では、実際は管理者にはどの回答者がどの回答をしたのかという紐づけが可能である。同システムを使う機関のなかには、成績処理終了後に、学生と紐づけたアンケート結果を担当教員にフィードバックする大学もある（小樽商科大学など）。だが今回はweb実施への移行にあたり可能な限り従来のアンケートを踏襲したため、授業担当教員には回答者情報は開示せず、学生にも「授業担当者には誰が回答したものかわかりません」と教示した。

教員への結果開示 SUAC-manabaでは、教員は受講生の回答を即時にFigure 1に示すような円グラフで確認できる。また、教員は自由記述部分を含めた全ての回答デー

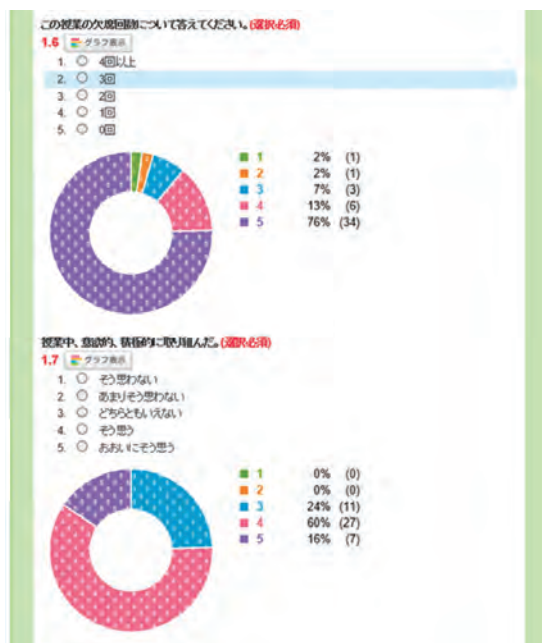


Figure 1 SUAC-manabaの教員確認画面 例

⁵ ただし、本学の授業アンケート項目は現在、改訂に向けた検討がすすめられている。

⁶ 2018年度前期に本学でWi-Fi教室は3教室のみであった。2018年度後期に3教室増え、今後順次増える見込みである。

タをExcelファイルでダウンロードし、各自で分析することができる。

さらに、授業ごとの結果とは別に、全学平均との比較が掲載される「結果個票」がSUAC-manaba上にPDFファイルで発行される。システム導入後初めての授業アンケート実施である今回は、作業のため結果個票の開示に時間を要し、回答期間終了後2週間ほど経過した8月20日に結果個票が開示された。次回からはより早い時期に結果個票が発行されるようになる。なおこの結果個票のPDFファイルは、当該授業を履修した学生にもSUAC-manaba上で公開されている。

教員から学生へのフィードバック(コメント) アンケート結果を受けた教員から学生へのコメント記入期間は、回答期間終了翌日の8月4日から本学前期の成績報告メ切り日である8月24日までとした。この期間としたのは、教員がコメント入力の際に参照し得る情報が全て出揃う時期であり、かつ極力早い時期にフィードバックをすることで、教員・学生の双方に授業アンケートへの意識を高めようと意図したことによる。なお教員がコメント作成時に参照し得る情報としては、授業中の履修者の様子、即時に確認できるアンケート結果、結果個票、定期試験などの学生の最終達成などを想定した。

3. 実施後の教員対象アンケート：「授業アンケートweb実施についての調査」

(1) 目的

授業アンケートのweb実施における手続きや操作感について意見を収集し課題を洗い出すため、教員対象のアンケート調査を実施した。

(2) 方法

項目 SUAC-manabaのアンケート機能を利用し、下記Ⅰ～Ⅴの項目から成るアンケートを作成した。

Ⅰ web実施を効果的に行うための意見 「“授業改善に活かす為”というアンケートの趣旨にもとづき、『授業に関するアンケート』のweb実施を効果的に行うためのご意見をお寄せください」と自由記述を求めた。

Ⅱ 「教員からの指示で記入」欄の要不要 「「教員からの指示で記入」の欄は今後もあった方が良いでしょうか？」として「あった方が良い」「特に必要ではない」「どちらでも良い」から選択を求め、その理由を自由記述で得た。

Ⅲ 各授業のアンケート結果を最初に見た時期 web実施の大きな利点のひとつに、結果が速くわかるという即時性がある。この利点を活かしているかを確認するため、「Ⅲ. 各授業のアンケート結果（学生の回答が即時反映される円グラフやExcelファイル）を最初にいつご覧になりましたか？ご担当科目のうち、多かったものを選択してください。」として「1. 授業中、学生が回答しているとき」「2. 回答時間を設けた授業の終了後」「3. 大学が定めた回答期間終了後（定期試験終了後）」「4. 8/20の結果個票（全体平均と各授業の比較）pdf公開を受けて」「5. コメント入力期間の締切が迫った時」に「6. その他」を加えた6つから選択を得た。

Ⅳ コメント記入の際に参照した情報 「Ⅳ. 教員コメント記入の際に参照した情報を全て選択してください」と尋ねた。「1. 各授業のアンケート結果（即時反映される円グラフ）」「2. Excelで見られる学生の自由記述」「3. 履修者の目標達成状況（成果物の評価や試験得点の分布、平均値等）」「4. 履修学生の授業中の取り組みの様子」「5. 結果個票（全体平均と各授業の比較）」「6. 昨年度のアンケート結果」、に「7. その他」を加えた7つより複数選択を得た。

Ⅴ 教員の負担について 「Ⅴ. これまでと比べ、授業アンケートに関する教員の負担は変わりましたか？」との質問に対して「1. 変わらない」「2. 負担は増えた」「3. 負担は減った」「4. その他」から選択を求めたうえで、その理由を自由記述で得た。

手続き 回答した教員の匿名性を担保するために、事務局FD担当職員がコース担当者であり、本学の常勤・非常勤全ての教員がコースメンバーとして登録されている「授業アンケート情報提供」コースでアンケートを実施し、コース担当者的手で回答者情報が削除されたデータを分析者が受け取り集計を行った。アンケート回答期間は、授業アンケート結果を受けた教員のコメント入力期間が8月24日に終了した後、8月30日から9月20日午前0時迄であった。

(3) 結果

本学の常勤教員に非常勤講師を合わせた245名中、回答者は29名（11.8%）と非常に少なかったが、以下参考データとして述べる。

Ⅰ web実施を効果的に行うための意見

多様な意見が得られたため、「web実施について」、「授業アンケートそのものについて」、「LMSのシステムや環境について」、に絞り分類した。内容ごとに意見が多かった順にTable 1-1とTable 1-2に示す。

web実施について 最も多く得られた意見は、回収率の低下についての記述で6件であった。web実施による回答率低下の危険は当初より指摘されており、教員の実感としてもそれが明らかとなった。

次いで多かったのが処理の速さに関する意見の5件であった。教員へのフィードバックの速さを活かし、学生へのコメント等でのフィードバックを迅速に行えたといった記述がみられた。その一方で、教員コメントの入力期間をもっと長く欲しかったというコメントも4件みられた。

そのほか、実施の負担が軽減したとの意見が3件、学生への指示への提案が2件、自由記述の量についての感想が2件得られた。このうち、自由記述の量についての感想は、1件は自由記述量が“減った”、もう1件は“増えた”と対照的な記述であった。

授業アンケートそのものについて 授業アンケートそのものに対する意見として、無記名実施にこだわる必要がないのではないかという意見が3件、効果的な実施のタイミングについての意見が3件得られた。これらの意見は、今後、授業アンケートの在り方について教育・FD委員会で検討する際の参考となるであろう。

LMSのシステムや環境について SUAC-manabaのシステムやWi-Fi環境整備についての意見も得られた。これは、業者や担当部署への連絡事項となった。

Table 1-1 授業に関するアンケートのweb実施を効果的に行うための意見(1)

<web実施について>

回収率について(6)
・アンケートについての説明はしましたが、その場で回答したかどうか確認はしていませんので回答数が少ない結果になったかと思います。 ・何度も提出を呼びかけましたが提出率は「紙」より低下しました。 ・回答数が以前に比べて大幅に減ったため、回答期間を出席した授業時に制限するなどの方法が必要かと思われる(方法論としては色々と考えられると思うが、回答期間が長い場合は結局アンケートに回答しなくなる学生が多いため)。 ・アンケート回収率が悪くなったかと思っています。アンケート回答への真剣さも減ったかと思っています。授業の中でアンケート実施の時間をきちんと作って、真面目に答える雰囲気作りが必要かと思いました。 ・授業内でアンケート入力時間が作れなかったため周知はしたが回答数が少なかったため、結果から全体は読み取れない。 ・回答をするように指示をし、時間も設けていたものの、最終的には回答率が紙の回収に比べて低かった。もし、その場で回答状況を確認しながら、回答を促す指導するのであれば、紙よりも手間が増えるように感じる。
処理の速さについて(5)
・自分の講義でのアンケート終了後、すぐに自分で結果を確認できるのはとても助かる。私はアンケート後、すぐにコメントを入力した ・試験採点からコメント入力までに、前期は実際には日数をおいてしまいましたが、間が空かなくなるのが良いかと思っています ・今回は全体平均と比較せずにコメントしました。次回からは個票の公開が早まって平均を見てからコメントが書けるのでよかったです。 ・授業中に実施して、翌週すぐに結果を学生に見せながらフィードバックすることができたので、評価する学生にとっても反応があるのは良かったのではないかと思います。 ・早くてよいのではないかと思います。
教員コメント入力期間について(4)
・試験やレポートの採点結果も踏まえてコメントを書きたいので、コメント入力期間は今後も今回と同じくらい確保してほしい。 ・教員によるコメント入力締切が、成績の締切と同じなのがありがたい。もう少し後までにしてほしい。 ・コメント入力期間はもう少し長くてもいいのではないかと ・教員のコメント入力期間をもう少し長くいただきたい。
負担軽減(3)
・これまでは、学生に回収して教務まで提出するという負担を掛けていたが、それが無くなって良かった。 ・紙媒体よりやりやすかったです。効率的でした。 ・アンケート結果の確認方法についての感想 紙媒体でもらうよりも、自分で確認する方が義務感がなくなるように感じました。
学生への指示について(2)
・学生はあまり気にしていないかもしれないが、実際におこなってみると、今回の運用(説明文の文面や、教員が退室しなくてよいこと)では実質上授業のその場での回答を半ば強要しているような心持ちになった。大学のパソコンやWi-FiでSUAC-Netに接続できる教室以外では、後でメディアステーションで回答してもよい(=manabaへの接続にかかる費用は大学の負担)旨をもっと強調する説明文にするほうがよいのではないかと。 ・学生には、講義中にアンケートに回答するように指示するのが良いかと思っています。
自由記述について(2)
・例年に比べて、自由記述の量が減った印象があります。教員側の工夫で改善できるようには思います。 ・昨年度までと比較して、学生のコメント量が増えたように感じました。紙に筆記するよりもスマホ等で打つ方が自由に所感や気づきを表明できるのでしょうか。

Table 1-2 授業に関するアンケートのweb実施を効果的に行うための意見（2）

＜授業アンケートそのものについて＞

無記名の実施について（3）

- ・記名型アンケートも試していいかと思います。学生も成人（18歳以上にまもなく変更）なので責任を持って答えるようにさせるのも教育のように思います。文科省も無記名で取らなければならないと指示しているわけではないと思います。特に、悪し様に書くアンケート回答の場合はなおのことだと思います（私は悪し様に書かれていません。だから、怒りから書いているわけではなく、冷静に考えて、このコメントを書いているとご理解ください）。
- ・学生が無記名な場合、無責任な回答を行う学生が散見される。従って、授業改善に活かすならば、まず記名制にすべきである。
- ・教員に名前がわからないようになっていても、学生から見て個人の名前で意見をいうという設計がよいと思います。

実施のタイミングについて（3）

- ・アンケート開始日を科目ごとに設定できれば良いと思う。（授業アンケート期間の中で）
- ・授業アンケートのフォーマットだけ早めに用意しておいて、中間アンケートも取れるようにすれば、後半からでも授業改善が図れます。現状ですと、来期まで授業改善を図ることができません。
- ・アンケートの実施時期について、教員に裁量が認められていますが、web実施において、とくに効果的なタイミングがありますか？最終回、最後から2番目の授業時など。

＜LMSのシステムや環境について＞

- ・最終週の授業を待たずに先に解答してしまった学生が、後から教員が設けた設問に答えようと思ってもできなかったようなので、未回答の項目やコメントについては後から修正できるようにした方がよいのではないかと思います。
- ・学生からのコメントが見にくい。一覧としてプリントアウトできる機能が欲しい。
- ・集計結果の個票と自由記述が別ファイルになっているのは、閲覧のための作業が面倒に感じてしまいました。
- ・回答結果のエクセル表は、設問番号と回答番号と数値だらけで見づらく、どの枠とどの枠の相関を見るといった分析が、まだ全然できていません。このまま放置してしまう可能性大です。
- ・パッと目に飛び込んでくる時間割表で授業名をクリックすると上部に「アンケート」タブが表示され、押すと「回答の確認や、集計は管理メニューから」といなされますが、どこにあるのか分からず、マイページに戻って上部のテキストリンクからアンケートに入る、というミスを毎度繰り返してしまいます。
- ・コメントを書くとき、一旦保留にするシステムを作ってほしいです。書きかけ、または、オムニバスの講義には、保留する機能があれば便利です。
- ・教室のWifi環境整備に伴い、回答率が向上することに期待したい。

＜その他＞

- ・アンケート期間はよいと思いました。
- ・複数の教員が担当する科目において、コメントを誰がどのように記入するか、もっと事前に検討しておけば良かったです。
- ・丁寧な周知活動をしていただき、よくわかりました。
- ・教員によるコメント入力をしておりません。申し訳ありません。
- ・「そうは思わない」「あまりそう思わない」のようなネガティブな意見は理由と共に書かせるようにしたらどうでしょうか（書かないと完了できない仕組み）。授業改善であれば、正当な理由が知りたいし、書いた人にちゃんとフィードバックすることが、教員が自らの講義を反省するという本質にかなうのではないのでしょうか。
- ・きちんと授業アンケートを出す学生は真面目な学生が多いので評価がアンバランスに高いという気がしました。

Ⅱ 「教員からの指示で記入」欄の要不要 アンケート回答タイミングを固定したい授業担当者のために設定した「教員からの指示で記入」欄の要不要についての回答をFigure 2に示す。「どちらでも良い」「特に必要ではない」が多く、自由記述では「使用しなかった」との回答も複数見られた。また「教員が独自に設定する項目欄を使用すれば、担当教員の指示前か後かは検出可能だから。」との意

見があった。「独自に設定する項目欄」とは、授業担当者が学生に聞きたい質問を訊ねる「授業担当者による設問欄」のことである。

以上から、「教員からの指示で記入」の欄は、必要と感じる教員が少ないうえに「授業担当者による設問」の活用により目的が果たせそうである。

Ⅱ 「教員からの指示で記入」の欄は 今後もあった方が良いか？

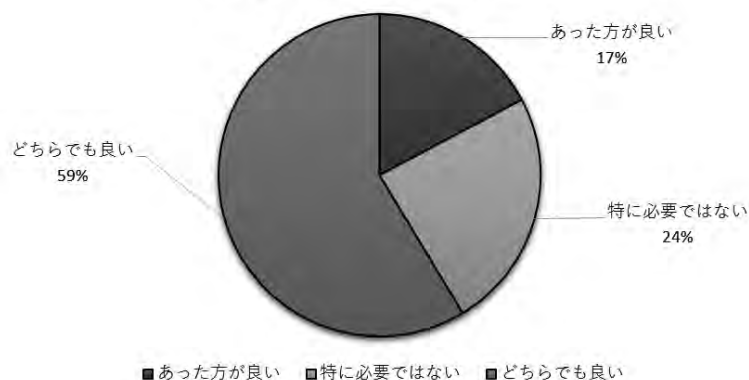


Figure 2 「教員からの指示で記入」欄の要不要

Ⅲ 各授業のアンケート結果を最初に見た時期 web実施の即時性を活かしている教員の比率を把握することを意図した質問であった。結果をFigure 3に示す。学生の回答期間が終了し、教員からのコメント記入が可能となった時点で結果を見たとの回答者が最多の9名（31.0%）であり、授業中の学生が回答しているときや、回答を求めた授業終了後など、授業アンケートの即時性を活かしていた回答が10名（34.5%）、全体平均がある個票公開を受けての閲覧が6名（20.7%）と続いた。

なお、個別の授業におけるアンケート結果は随時閲覧可能であるため、教員の「結果を見る」という行為は、アンケート結果に対する教員の主体的関与の指標ともいえる。教員が授業アンケートを単なるルーチンとして、または学生から評価される不愉快なものとしてではなく、教育効果の高まる授業に向けた手がかりを得るものとしてとらえることが、アンケート結果への主体的関与に繋がると考えられる。

Ⅲ 各授業のアンケート結果を最初に見たか？

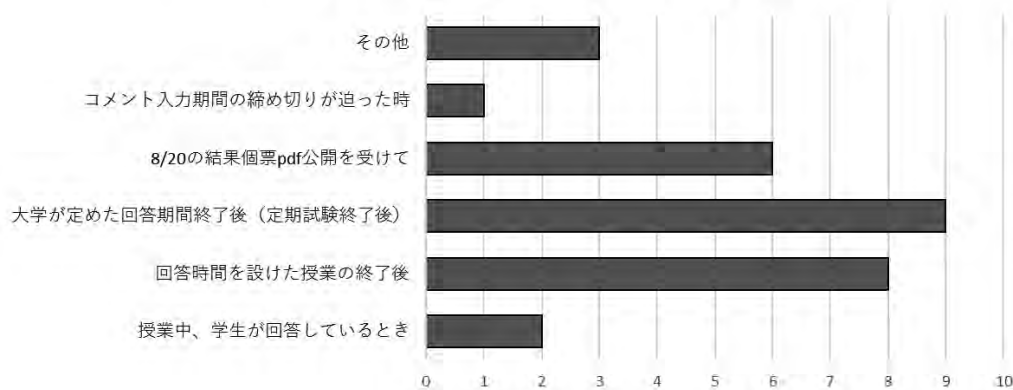


Figure 3 授業アンケート結果を最初に見たタイミング

Ⅳ コメント記入の際に参照した情報 教員が授業アンケートへのコメントを記載する際に参照する情報として、最も活用されていたものは「自由記述」であり、平均との比較のない「その授業でのアンケート結果」、「履修者の学

習目標達成（試験等の成績）」、平均との比較のある「結果個票」、と続いた（Figure 4）。Ⅲでも示されたとおり、結果個票を参照する教員が一定数見られた。

Ⅳ コメント記入の際に参照された情報を全て選択してください（複数選択可）

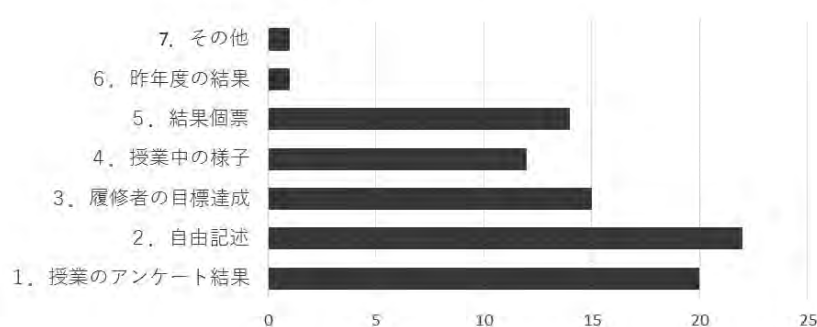


Figure 4 コメント記入時に参照した情報

Ⅴ 教員の負担について web実施により従来よりも教員の負担が減ったかどうかの回答分布をFigure 5に示す。「負担が減った」との回答が約6割と最多であった。理由の記述からは、主に、教室へのアンケート用紙を持参・配

布し学生に回収を依頼する手間や、コメント入力の手間が挙げられた。一方で「変わらない」との回答は、授業時間内で時間を取られる点や、結果を読むのに慣れない点などが挙げられた。

Ⅴ これまでと比べ、授業アンケートに関する教員の負担は変わりましたか？

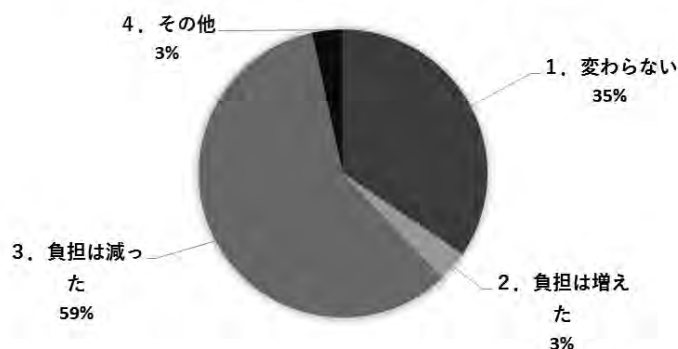


Figure 5 教員の負担の変化

4. 2017年度前期と2018年度前期の比較

(1) 処理時間の比較

授業アンケートをwebで実施する最大の利点は、自動化による処理の速さである。従来のマークシート方式であった2017年度前期と、今回web実施をした2018年度前期で、授業アンケートにかかわる手続きの時系列比較をFigure 6に示す。事務手続きの手作業の削減により一連の処理が格段に短時間で終わるようになった。

従来の授業アンケートの結果は、前期であれば最終回授業から約1ヵ月後の9月上旬（2017年度前期は9月5日）に、全体と担当科目の評定値比較が含まれた集計結果（「結果個票」と呼ぶ）が各教員に紙で配布された。これほど時間を要したのは、マークシートの読み取りと集計・印刷・配布が全て人員を割き手作業で行われていたためである。web実施により集計は自動化され、学生の回答内容は教員が即時にブラウザを介して確認できるようになった。また全体平均との比較が掲載される「結果個票」は、回答期

2017年度								2018年度			
実施		教員への 結果開示	教員による コメント作成	学生への結果・ コメントの開示	実施		教員への 結果開示	教員による コメント作成	学生への結果・ コメント開示		
7月	第13週	【教員】教室に持参・配布・説明・退室 【学生】回収・事務局に提出 (7/10～8/4)				授業内に教員が指示。 授業中/外で回答 (7/9～8/3)	授業ごとの集計は 随時閲覧可 (7/9～8/3)				
	第14週										
	第15週										
8月	試験 期間										
							結果個票開示* (8/20)	コメント入力** (8/4～8/24)	結果個票開示* (8/20)※学生にも開示		
9月											
		結果個票配布 (9/5)	コメントを紙で作成・ 提出 (9/5～9/25)								
11月											

* 結果個票は、教員と学生に同時に開示される。また、次回からは個票開示は早ければアンケート回答期間翌日から可能。

** 教員からのコメントは、教員が入力したものが学生に即時公開される。

Figure 6 授業アンケートにかかわる作業の時系列 (2017年度と2018年度の比較)

間終了後に管理者の操作によりLMS上にPDFで公開されるようになり、印刷や配布の時間も手間も削減された。

授業アンケート結果を踏まえた教員のコメントは、従来は配布された結果個票を踏まえて各教員が紙で作成し事務局に提出しており、その提出期日は9月下旬から10月初旬であった（2017年度は9月25日）。この時点で、学生が授業アンケートに回答してから既に2か月ほどが経過している。こちら提出物の回収と提出された各授業の印刷・製本が全て手作業で行われているため、集計結果と教員のコメントが製本され学内に配架されるまでには更に時間を要する（2017年度は11月13日に配架）。それに対

してweb実施では授業アンケート結果に対する教員のコメント入力には回答期間終了の翌日（今年度は8月4日）から可能となり、結果個票の開示も早くなった。教員が入力したコメントは学生には即時閲覧可能となり、教員から学生へのフィードバックも従来と比べて大幅に早いタイミングで行うことができるようになった。

（2）分析対象、回答率、自由記述の記入の比較

2017年度と2018年度で授業アンケートを実施した科目総数、回答総数、自由記述を記入した学生の人数および自由記述の総文字数の比較をTable 2 に示す。

Table 2 2017年度と2018年度のアンケート対象科目、回答数、記述数と文字数

	2018年度前期	2017年度前期
科目総数	309 科目	305 科目
履修者3名以下の科目数	9 科目	実施せず
0回答の科目数(未実施含む)	1 科目	2 科目
分析対象科目数	299 科目	303 科目
分析対象科目の回答総数	9,577	10,643
分析対象科目の履修者総数	12,620	12,722
回答率	75.9 %	83.7 %
自由記述記入した人数	1,067 人	1,157 人
回答者のうち自由記述記入人数の比率	11.1 %	10.9 %
自由記述総文字数	54,616 文字	47,239 文字
自由記述記入者のひとりあたりの文字数	51.2 文字	40.8 文字
教員コメント記入数	206 科目	—
コメント記入率	68.9 %	—
教員コメント総文字数	47,525 文字	—
一科目あたりの教員コメント文字数	231 文字	—

a. 分析対象

2017年度は、それ迄授業アンケート実施対象外であった履修者3名以下の科目を除く305科目のうち、回答者数0または未実施の2科目を除外した303科目を分析対象とした。2018年度では履修者3名以下であってもアンケート回答を求めるかは教員の判断に委ねられた。結果、開講された309科目のうち履修者3名未満の科目は9科目あったが、そのうち7科目で1名以上の学生からアンケートの回答が得られた。なお、本報告では昨年度と比較するため、2018年度前期分は履修者3名以下の9科目と、回答者数0であった1科目を覗く299科目を分析対象とした。

b. 回答率

web実施移行にあたり、当初より回答率低下が心配されており、教員アンケートでも不安の声があったが、2017年の授業アンケート回答率は83.7%、2018年度は8ポイント低下した75.9%であった。Figure 7に示す回答率の分布からも、2017年度で回答率が高い科目が多く、2018年度では回答率が低い科目が多いことがうかがえる。

c. 自由記述の記入数・文字数

中部大学では、web実施の導入により、従来400件弱であった自由記述が5000件強へと大きく増加したと報告されている（杉井・松浦,2010）。そこで本学でも昨年度とweb実施の今年度とで記入数とその文字数を比較した結果、回答者総数に占める自由記述記入者の比率はマークシートで実施した2017年度前期は10.9%、web実施による今年度は11.1%と大きな差はみられなかったが、自由記述を書き込んだ学生1人あたりの文字数は、マークシートで約41文字、webでは約51文字と、web実施の方が10文字多い文章を記述していた。

現在の大学生にとってスマートフォンでの回答が容易であることや、授業時間外でアンケートに回答可能となったことで、時間にせかされることなく記述が出来た学生がいることがうかがえる。

d. 教員からのコメント記入数・文字数

web実施された今年度の授業アンケートにおいて、教員がコメントを記入した科目は、分析対象となった299科目のうち206科目(68.9%)にとどまった。この理由として、

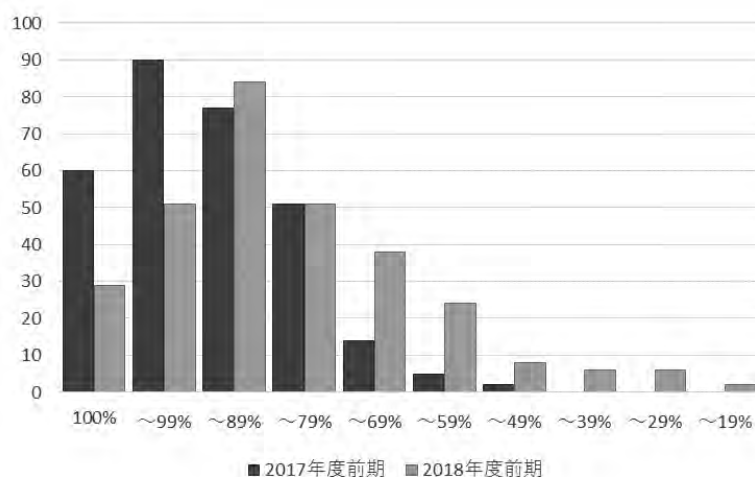


Figure 7 2017年度と2018年度の科目履修者における回答者比率の分布

初の試みであり周知やリマインドが不十分であった可能性、結果個票からコメント入力メ切までの期間が短かったことなどが考えられる。これは、「フィードバックのないアンケートに学生が意義を見出せなくなる」という悪循環を生み出す恐れがあり、早急に改善が必要な結果である。

なお、教員からのコメントを記入していない教員数を勤務形態ごとにみると、常勤講師は87名中16名（18.4%）、前期科目の非常勤講師が76名中28名（36.8%）と非常勤講師でのコメント未記入が多い。しかし常勤教員は担当科目が複数あるため、同じ教員が複数の科目にコメントを記入しそびれるケースも散見された。結果、コメント未記入であった93科目のうち、科目担当者が常勤の科目が47科目、非常勤の科目が46科目とほぼ半々であった。常勤・非常勤にかかわらず、授業アンケートの趣旨説明で理

解を求め、リマインドにより記入忘れを防ぐ方策が必要である。

また、アンケートに対する教員からのコメント文字総数は47,525文字であり、科目数で割ると1科目あたり約231文字となる。コメント文字数を2017年度前期と比較するには、昨年度の紙で公開されているコメントの文字数を数えなくてはならず今回は見送ったが、記入のしやすさがコメント量に反映されているかは検証の余地がある。

(3) 平均得点の比較

昨年度と今年度の平均得点の比較をFigure 8に示す。全体の傾向としては大きな違いはみられなかったが、webで実施した2018年度のアンケートでは全体的に平均得点がわずかに低いようである。

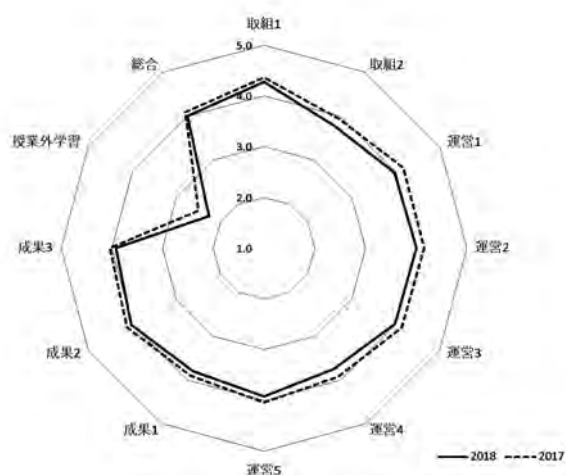


Figure 8 2017年度と2018年度の平均得点比較

ただし、両者は回答方法だけでなく回答選択肢の提示形式も異なり、2017年度のマークシートでは左から「5：おおいにそう思う」～「1：そう思わない」と提示されたのに対して、今回のweb実施では上から「1：そう思わない」～「5：おおいにそう思う」との順序で提示された。

選択肢の並び順やレイアウトの評定値への影響に関する研究では、ポジティブな回答から右へ順にネガティブな回答になるdescending scaleの方が、ネガティブ回答から右へ順にポジティブな回答になるascending scaleよりも満足度評定が高得点であることが知られる（Nicholls,

Orr, Okubo, & Loftus, 2006)。またDillman & Christian (2005) では選択肢の配列形態により回答傾向が異なることが示されている。本学の従来のマークシートは横配置のdescending scale、web実施は縦配置のascending scaleと配置が複雑に変化しており単純な比較はできないが、2017年度と2018年度の得点差についてはマークシートかweb実施かといった実施方法の違いのみに起因すると結論づけることはできない。

（4）回答期間中の回答の傾向

a. 週ごとの回答数比較

2018年度前期の授業アンケート回答期間の日ごとの回答数をFigure 9に示す。4週間のうち第3週目、すなわち授業最終回の週にあたる7月23日から27日までの週がもっとも回答数が多かった。一方で、わずかながら土日も回答があり、授業時間外での回答も可能となったことの利点がかがえる。

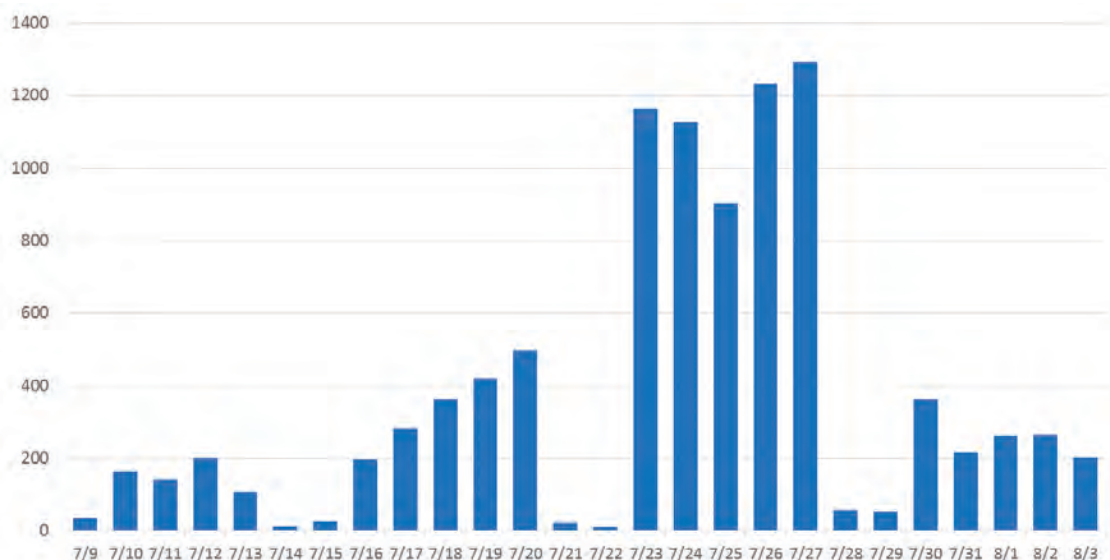


Figure 9 アンケート回答期間の回答数

b. 教員の指示前の回答の程度

回答率低下を避けるため、授業担当教員にはアンケート回答時間を授業内で必ず設けるよう依頼したが、SUAC-manaba上ではアンケートの回答自体は、回答期間が開始された7月9日以降いつでも可能となる。そこでweb実施の場合、教員の指示よりも早いタイミングで回答している学生がどの程度いるかを検討した。

授業時間内の回答者数が最多である授業日で、かつ回答者の半数以上が回答している日を教員がアンケートへの回答を指示した日と見なし、その日以前に記入されている回答を「指示前回答」とした。さらに、最多回答者数の日が授業日ではない科目と、二番目に回答者数が多い授業日とその前後の週にある科目は、授業中の回答時間確保が困難であったか複数週にわたり呼びかけられた可能性があるため対象から除外し、239科目を対象に指示前回答数を得た。

授業アンケート実施週ごとの指示前回答数の状況をTable 3に、また、各週にアンケートを実施した科目の指示前回答の比率の分布をFigure 10に示す。アンケート回答期間中、第3週で教員が回答を指示したと思われる授業は239科目中147科目と半数以上であった。回答者に占める指示前回答の比率の平均値は、1週目は約1.5%と低いが、2週目は2.2%、3週目は5.6%と高まり4週目には15.6%と実施が後になるほど指示を待たずしての回答が目立つ。各週に実施したアンケートにおける指示前回答率

の分布 (Figure 10) から、実施週が早い段階では指示前回答率が0%の科目が多いが、後になるほど指示前回答の比率が高まり、4週目にアンケートを実施した科目の四分の一ほどで指示前回答率が26%以上となっている。後になるほど指示前回答が多いというこの結果は、他科目に回答したついでに指示の無い科目の授業アンケートに回答している可能性を示唆すると考えられる。授業アンケート実施のタイミングを固定したい教員や、授業担当者による設問欄を利用したい教員にとっては歓迎できない結果だが、一方では指示がなくとも授業アンケートに回答しようとするアンケートに対する履修学生の積極的姿勢の表れと見ることもできる。

学生には「教員の指示があるまで回答しないように」との周知が行われていたにもかかわらず、指示前回答は多かった理由に、回答者への周知不足があると考えられる。手続きの周知を更に慎重に行うほか、指示前回答を避けた教員の科目では特に、授業内で教員自身からの周知が必要であろう。

（5）回答の信頼性

a. 教員指定欄による記入ミスの検出

教員指定欄を利用した科目は299科目中24科目であった。回答のタイミングをコントロールする必要性を感じて

Table 3 アンケート実施週ごとおよび全体の指示前回答数と回答者に占めるその比率

回答期間	アンケート実施 授業数	指示前 回答数	回答者に占める指示前回答 比率の科目平均(%)
1週目	18	8	1.5
2週目	51	37	2.2
3週目	147	376	5.6
4週目	23	132	15.6
全体	239	553	6.2

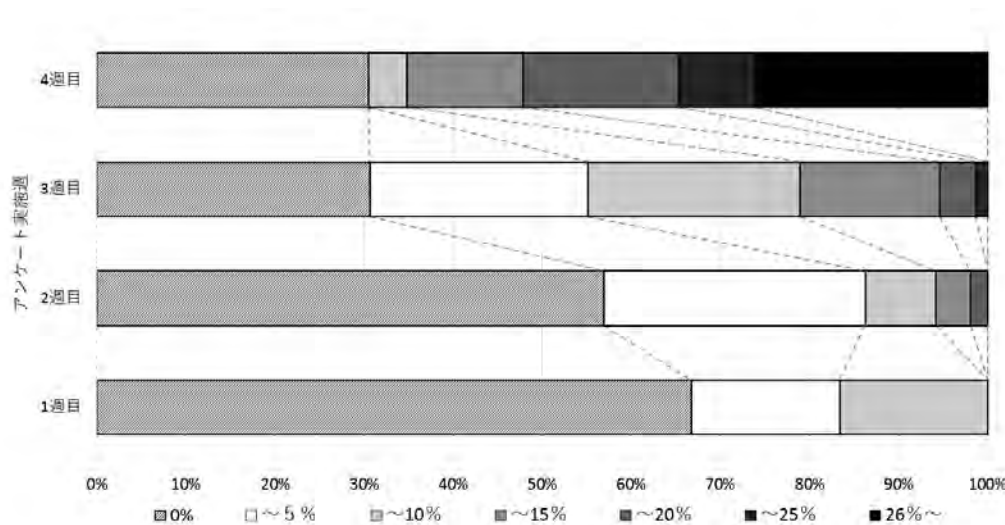


Figure 10 週ごとのアンケート実施科目における指示前回答者比率の分布

いる教員は多くはないようである。なお、この24科目でのべ回答数は917であったが、このうち別科目のキーワードが記入された回答が1、科目名が類似した他科目のアンケートに誤って回答したため、入れ替えて回答したとの申告が1あった。少なくとも教員指定欄を利用した科目では、科目ミスは皆無ではないもののごくわずかであった。

次に、この24科目すべてにおいてタイムスタンプを参照して指示前回答を除外し、授業時間以降に記入された回答のキーワード記入率をTable 4に示す。教員が指定したキーワード等の記入率は15.4%~100%と科目によって幅があり、平均は72.3%であった。指示の聞き落としや記入漏れと推測されるキーワード未記載の回答が一定数見られるが、これらはキーワードのみ忘れて記入できなかった可能性がある一方、真剣に回答しようとしていない可能性もあり、信頼性についての懸念がある。

b. 「授業担当者による設問」欄による記入ミスの検出

「授業担当者による設問」欄は、教員が独自に設定した質問に対して1~5の選択肢で回答する任意の項目であり、3項目設けられている（Appendix 2参照）。授業時間内

での回答の半数以上が「授業担当者による設問」に回答している場合、教員が何らかの項目を設定して訊ねたとみなしたところ、この設問欄を1項目以上活用した授業は299科目中23科目であった。これらの科目の授業中の回答者数とそのうちの設問欄未回答数、授業時間外（授業後）の回答者数とそのうちの設問欄未回答数をTable 5に示す。教員により3問が設定されているにもかかわらず1問しか回答していない場合や、1問しか設定されていないのに3問ともに回答している場合はエラーとみなし、設問回答率からは除外した。

Table 5より、授業時間内の設問回答率は平均84.4%、授業時間外の設問回答率は平均59.0%であった。すなわち授業時間内にアンケートに回答した場合でも15.6%の回答者が授業担当者からの設問に正しく回答しておらず、授業後に回答した場合は41.0%もの未記入または記入ミスが出ることがわかる。

一方、「授業担当者による設問」が設定されていないにもかかわらず、これらの項目に何らかの回答がなされているものが245検出された、これは総回答数9,577の2.6%にあたる。

Table 4 教員指定欄における授業時間内回答数およびキーワード記入率

科目	回答 総数	指示前 回答	授業時間内 回答	授業内回答の キーワード 記入数	授業内回答の キーワード 記入率(%)
A	23	1	21	10	47.6
B	25	1	23	4	17.4
C	15	0	13	2	15.4
D	23	0	23	22	95.7
E	121	21	100	53	53.0
F	84	1	72	44	61.1
G	77	2	75	59	78.7
H	44	1	42	36	85.7
I	55	2	50	26	52.0
J	48	1	44	31	70.5
K	23	2	19	16	84.2
L	57	5	49	40	81.6
M	25	0	25	21	84.0
N	7	1	5	4	80.0
O	23	3	17	14	82.4
P	76	32	44	33	75.0
Q	23	0	22	21	95.5
R	5	0	5	5	100.0
S	37	0	34	25	73.5
T	38	0	34	19	55.9
U	45	0	45	32	71.1
V	9	0	9	9	100.0
W	15	0	3	3	100.0
X	19	6	12	9	75.0
					72.3

Table 5 「授業担当者による設問」欄利用科目の授業中および授業後の回答率

科目	授業時間内回答			授業時間後回答		
	回答数	「担当者による 設問」回答数	設問回答率 (%)	回答数	「担当者による 設問」回答数	設問回答率 (%)
A	91	76	83.5	29	4	13.8
B	15	5	33.3	2	1	50.0
C	20	14	70.0	1	1	100.0
D	17	14	82.4	4	3	75.0
E	4	4	100.0	3	2	66.7
F	10	9	90.0	4	3	75.0
G	10	10	100.0	1	1	100.0
H	16	14	87.5	3	1	33.3
I	9	9	100.0	4	3	75.0
J	17	17	100.0	1	1	100.0
K	7	7	100.0	1	1	100.0
L	16	16	100.0	1	1	100.0
M	99	94	94.9	1	0	0.0
N	72	61	84.7	11	3	27.3
O	8	6	75.0	2	1	50.0
P	37	26	70.3	1	0	0.0
Q	44	39	88.6	0	0	—
R	51	48	94.1	1	0	0.0
S	3	3	100.0	5	3	60.0
T	14	12	85.7	3	1	33.3
U	11	8	72.7	5	4	80.0
V	11	5	45.5	0	0	—
W	12	10	83.3	1	1	100.0
全科目平均			84.4			59.0

5. web実施の成果と課題

（1）簡略な手続きと迅速な処理

簡略さ 本論で報告した教員対象のアンケートとweb実施によるアンケートの分析から、授業アンケートのweb実施での簡略さという利点がうかがえた。実施からフィードバックまでの手続きは簡潔になり、かかる時間と労力は大幅に削減された。教員アンケートからも、持参・配布の負担軽減や、学生に回収を依頼する申し訳なさから解放されたことを評価する声があった。また、自由記述の文字数がweb実施で僅かに多かったことから、ほとんどの学生がスマートフォンを所有し日常的に活用している現在、webによる授業アンケートの回答は学生にとって手軽であったと考えられる。

迅速なフィードバックによる学生の意識向上 松尾・本田・江島（2009）は、コンピュータによる授業アンケートでは、紙媒体による授業評価の課題であった即時性、双方向性が確保されると指摘している。web実施による迅速性は、教員から学生へのフィードバックまでの時間を短縮し、学生が記入した内容に対する説明責任を効果的に果たすことに繋がる。第14回目の授業で実施したアンケートの結果とそれに対するフィードバックを翌週の15回目に教員が授業中に示すことで、学生が授業アンケートの意義を理解し好意的に受け止めたことを示す研究もある（中島・長濱・中山,2013）。回答したアンケートに対する反応がある方が、学生の授業への動機づけが高まりやすいことも指摘されている（鳥巢・佐々木, 2005；坂本,2005など）。このように、web実施により可能となった迅速なフィードバックは、履修者の満足感と授業アンケートへの積極的な姿勢に繋がると考えられる。

本論ではフィードバックの迅速性が示され、また教員アンケートでは肯定的評価も得られた。だが、フィードバックはいまだ全授業終了後になされており、web実施のスピードを十分に活かしきれているわけではない。さらに、フィードバックが授業アンケートに対する学生の意識に及ぼす効果も不明である。今後、この検証と教員・学生の意識向上の意義を明確にする必要がある。

授業中途での実施の可能性 ところで、授業アンケートには説明責任としてだけでなく、授業改善への直接的効果に繋げる意義も指摘されている（松下,2005）。

ブルームが示した教育評価は、三つある。教育活動前に行い学習者の特徴を把握するために行われる「診断的評価」、教育活動の途中で言い、その時点での理解度や教育法の適切性を把握するために行われる「形成的評価」、教育活動の総括として教育目標達成状況を示すために行われる「総括的評価」である。この教育評価の視点からは、授業アンケートに授業改善につなげる「形成的評価」と教育活動の業績評価である「総括的評価」の性格をもつとの指摘（関内ら,2009）もあるが、FDの意味から、とりわけ「形成的評価」の取り組みのなかに授業アンケートを位置づける立場が多くみられる（長谷部、2013など）。

形成的評価としての授業アンケートは、改善に繋がることが目的で行われる。そのため学期末ではなく学期途中で実施し、その結果を受けた教師の反応を授業内で学生にフィードバックすることが推奨される。たとえば坂本

（2005）は、授業アンケートがなかなか授業改善に結びつかないことについて「授業評価が授業の最後に実施される総括的評価である限り、改善の機能を果たしにくいのはむしろ当然」としている。関内・縄田・葛生・北原・板橋（2006）も、当時の主要国立大学の授業アンケート実施時期はほとんどが学期末であったが、学期中に2度実施している大学での実践を、受講生に還元できるという点で「大きな意味がある」と評価している。今回、教員アンケートでも学期途中での授業アンケート実施の提案が得られたが、この背景にも授業アンケート結果を踏まえた学生への還元への意図が推測される。

一方、田実ら（2010）は、学期末の授業評価結果のみによる授業改善へ動機づけについて、授業評価の高低に影響されて教員の油断や慢心を招くことを指摘している。最後まで出席した学生とは授業に好意的な学生であることが推測される。また、ずっと授業への不満や要望があったとしても、学期末のアンケートでは「今更訴えても仕方がない」と何も書かない可能性もある。

関連して坂本（2005）は、ハーバード大学のearly evaluationを参考に4回目あたりと終盤の2度のアンケート実施を紹介し、最後まで出席した「適応した学生」のバイアスがかかりにくく、評価を受けて改善のための時間が取れるというメリットを挙げている。

このように、授業の改善に資する有効な情報を得るための授業アンケートは、様々な形式や頻度で、教員個人や組織全体で行われるようになってきている（鈴木,2005；松下,2005；権田,2010；原・兒玉・河田・白嶋・皆木,2010；鳥巢・佐々木,2012など）。そしてweb実施の簡便さと迅速さをもってすれば、授業アンケートの中間実施は十分可能である。実際、近年取り組まれている授業内評価や中途評価の実践の多くは、クリックやスマートフォンなどからwebを通じたリアルタイムで行われている。

授業改善のための形成的評価の取り組みは、授業アンケートでなくとも個々の教員によるミニッツペーパー等の活用でも可能である。そのため中間実施の方法は各教員に委ね、大学としての授業アンケートは学期末に実施している例もある。さまざまな他大学の事例を参照し、本学での授業アンケートの最適な実施時期とその活用について検討が求められる。

（2）教員・学生からのアクセシビリティ向上

学生にとってのアクセシビリティ向上 授業アンケートのweb実施にともない、学生は授業時間外にもアンケートに回答できるようになった。本報告でも土日や授業時間外に回答している学生が一定数いることが示されている。時間外にアンケートに回答する学生は、授業時間の終わりに慌ただしく記入するのではなく、じっくりと本音で記入できたかもしれない。

授業アンケートの結果を受けた教員のコメントをLMS上で閲覧できることも利点である。従来は、授業アンケートの結果とそれに対する教員のコメントは、印刷・製本されて事務局や図書館など学内の数力所に配置する形で公開されていた。だが、実際はこの冊子を知る学生や閲覧している学生は少なく、2016年に教育・FD委員会が行った

アンケートでは「見たことがない」学生が95%、聞き取りでは「存在を知らない」との声も多く挙がった。仮に結果が冊子で公開されている事実を知っていたとしても、回答から数か月後に配架されたものは学生にとって有意義な情報とはなりにくく、学部事務室、事務局、図書館まで足を運んで閲覧する学生が非常に少ないことが予想される。

このように、従来の手続きでは、授業アンケートに対する教員の意見や対応などのフィードバックが学生に届いていたとは言い難い。中島ら(2013)は、フィードバックが得られない授業評価が繰り返されることで、学生が評価自体の意味を見失うとの懸念を指摘している。web実施の場合、授業アンケート結果とそれに対する教員の説明や改善方針を学生が確認しやすくすることで、アンケートに対する学生の関心や意識を高める効果が期待される。そうした学生たちの意見は教員にとってもさらに有益なものとなり、教員にとっての授業アンケートの意義もまた高まると考えられる。

教員にとってのアクセシビリティ向上 教員にとっては、場所や時間を選ばずアンケート結果の確認ができるようになったことはweb実施の大きな利点といえる。アンケート結果の情報が身近なものになり、評価懸念と抵抗感が強い教員の意識の緩和が期待される。また、情報へのアクセシビリティとweb実施の即時性とを併せると、アンケートを実施したその授業時間内にすぐ結果を閲覧し、その場で学生にフィードバックをすることも可能になり、授業アンケートの形成的評価としての位置づけを高めることにも繋がる。

アンケート結果、結果個票を参照した流れでコメント入力ができるため、作業もスムーズにすすむことは、手続きの簡略化とも関係する。またアンケートのデータがExcelで得られることも、教員が個人的に分析し結果を活用する可能性を広げている。

授業アンケート結果に関する一連の情報がLMSにまとめて保管されることも利点である。SUAC-manabaでは管理者の設定により、LMS上に過去のアンケート結果や個票を残すことができる。そのため、前年度のアンケート結果と今年度の結果を比較する際にも情報を照会しやすい。

以上のように、web化により高まったアンケート結果へのアクセシビリティは、学生にとっても教員にとっても授業アンケートに対する意識と関心を高めるきっかけとなり得る。そのためには、アンケート結果と教員からのコメントが閲覧できることの学生への周知や、LMS上にあるデータの活用法の教員への例示など、地道な情報発信が必要である。アンケート結果にもとづく教員と学生のコミュニケーションが促進され、相互に「価値のあるアンケート」と実感を得ることで、授業改善へのPDCAサイクルで機能する授業アンケートとなることを期待する。

(3) 回答率と信頼性の課題

回答率 web実施による回答率低下は授業アンケートのweb実施が決まった時点から懸念され、その対策として今回は授業中に回答時間を設けた。だがマークシートで実施した昨年度の83.7%と比べて今年度は75.9%と8%ほど回答率が低下した。教員からも回答率低下の声が挙がった。

授業アンケートのweb実施に伴う回答率低下は多くの大学で報告されている。たとえば横浜商科大学では、2014年度秋のweb導入当時は回答率が24%であった(ただし、その後の努力により2017年度春は58%まで向上)(横浜商科大学,2017)。名城大学(2018)ではweb実施を導入した平成29年度前期には、回答率が前年の57%から41%へと16ポイント減少した。名古屋学院大学(2016)は「回収率低下は避けられた」としているが、初回のweb実施の単純回答率は57.7%であった(牧野・児島,2016)。中部大学では、web実施にあたり回答率が50%から20%前後にまで低下したとある(杉井・松浦,2010)。なお、中部大学では、回答率は低くとも回答者のGPA分布が在学生全体の分布と比べてあまり変わらないことから、全員が回答せずともある種のサンプリングがなされているとしている(西川,2013)。他大学とはweb実施前の回答率が異なるため単純な比較はできないが、本学の回答率低下は比較的抑制されており、また低下してもある程度の高さにあることが特徴であるようだ。だが今後web実施が当たり前のことになると、学生にとって新鮮さは薄れ、回答率は更に低下する恐れもある。今後継続的に、回答率向上に向けた取り組みが求められる。

回答率向上の手立てを考える際、単純回答率と学生回答率の差異を検討する必要がある。本学では単純回答率(総回答数/履修者数)のみ算出しているが、「解答している学生の率」である「学生回答率」を算出している大学は多い。たとえば学生回答率が高く単純回答率が低い場合は、学生の多くに授業アンケートへ回答する意思があるが、回答しにくい、またはしそびれる要因があると推測できる。

この場合の対策のひとつに、適切なりマインドが挙げられる。今回のアンケート期間中には、回答期間終盤にさしかかる7月28日に大学事務局から学生に回答を求めるリマインドメールが配信されたが、それ以外は担当教員に任せていた。だが、回答催促のメールを複数回送信することで回答率が向上するとの報告もある(檜垣,2015)。また科目による回答率の差の大きさを踏まえると、教員によって呼びかけの温度差があったことも推測されるため、教員に対して学生への呼びかけを促すことも必要であろう。以上から、学生には回答するように、教員には学生に回答呼びかけをするように、といったリマインドの頻度や方法の工夫は回答率向上のひとつの方策である。

もうひとつの対策として、項目の工夫が考えられる。履修科目数が多い学生にとっては、毎回同じ項目に答えるアンケートには飽きが生じる可能性がある。そこで「授業担当者による設問」欄を利用して教員がオリジナルの質問をするなど、多少のバリエーションをつけることで飽きを払拭することができるかもしれない。そのほかアンケート自体の項目数削減や、自由記述欄の増加なども回答者を飽きさせない手立てとして検討の余地がある。

一方、学生回答率が低く単純回答率が低い場合は、同じ学生が複数の授業でアンケートに回答していないことを意味し、授業アンケート自体への姿勢が消極的な学生が多いことを示すと考えられる。そのため、この場合は学生への意識づけが重要となり、授業アンケートの意義の周知に加えて、教員側の応答性向上という対策が考えられる。アンケートに書いた内容に対して教員から応答や反応があると、

学生にとって授業アンケートが「回答する価値がある」ものと感じられやすいと推測できる。もちろん教員側にも、アンケートの意義の周知だけでなく、改善の試みに対する学生の反応を示し、web実施の利点である迅速性とアクセシビリティ、双方向性を活かした授業アンケートの活用を促進する手立てが必要である。

信頼性 webでの回答はマークシートよりも簡単であり短時間でできるが、それは同時に、設問を読むこともなくいい加減な回答も簡単に入力できてしまうということでもある。今回、担当教員がキーワードを設定する「教員指定欄」や「授業担当者による設問欄」において、未記入や不備が散見された。また記入ミスは授業中の回答よりも授業時間外の回答で多かった。ミスや不備がみられた全てがいい加減な回答をしているとは断定できないが、今回のweb実施アンケートの回答の信頼性については疑問が残る。

ただし、これは必ずしもweb実施のみの課題とはいえず、従来のマークシート方式でも「考えずに全て5」というように、いい加減な回答が含まれていた可能性は否定できない。従来のアンケートにおいて回答の信頼性について検討はなされていないため比較はできないが、回答率が高くとも、その内容が信頼できないものであれば意味がない。仮に、アンケート結果の信頼性が低いとなれば、教員の授業アンケートに対する意識も低下し、アンケートの形骸化を進める恐れもある。そして教員のそうした姿勢がさらに学生のアンケートに対する意識を下げるという悪循環に陥りかねない。

信頼性の高さは、アンケートに対する回答者の姿勢のあらわれである。したがって信頼性を高めるには、学生の意識が低い場合の回答率向上の手立てとして挙げた、授業アンケートの意義の周知と教員の応答性向上がここでも重要となる。応答性を向上するための教員側の意識と活用促進も必要である。教員が学生にわかりやすい形でアンケートの効果を示すことで、学生の姿勢が前向きになり回答の信頼性を高めることが期待される。

（4）コメント入力期間の課題

上述のとおり、授業アンケートのweb実施はその処理の速さが利点であり、教員から学生へのフィードバックが迅速に行われ得る。だがその一方で、教員からはコメント入力期間をもっと長く取ってほしいとの要望が複数挙がった。

教員アンケートでコメント入力時に参照した情報を訊ねたところ、学生の回答や自由記述など、結果個票が出る前に得られる情報を参照した教員が多い一方で、結果個票を参照する教員も一定数存在した。今回は結果個票の公表がコメント入力期限の4日前であったため、全体平均との比較が出る結果個票を踏まえてコメントを記入する教員にとっては短時間で記入することが負担であったと推測される。コメント未記入の授業が全体の30%を超えたことは、こうした時間的な問題があったのかもしれない。

結果個票には、個別の授業アンケート結果だけでなく、科目全体の平均が示されている。このように授業アンケートの結果を全科目の平均値との比較で示す大学は多い（白垣・小野,2016など）。平均値と自身の授業への評価との差は、教員自身が授業改善のポイントや必要性を認識した

り、改善への意識を高めたりする機能があるとされる。個票公開の閲覧を待ってコメントを入力した教員は、こうした目的で個票にある平均値との比較を活用していたと考えられる。

しかし、実は全体平均と各授業の単純な比較は、統計的には誤差を多分に含み、本質的にはあまり意味ある比較ではないとの指摘がある（中村,2007；澤田,2010）。項目によっては教室の設備や気温といった環境要因に左右されるため、平均値の比較が授業改善に資する情報とは限らないことも知られている（谷上,2017）。これらの立場では、ある授業を振り返る材料としては、履修動機や授業規模、内容・目標・方法や教室環境が多様な他科目の平均評定値との相対的比較よりも、絶対的な評定の分布や自由記述、または教育成果としての定期試験結果などの指標が有用ということになる。この場合、結果個票は授業改善のための情報というよりは、大学のアカウンタビリティとしての機能を果たすものと位置づけられる。

以上のように、授業アンケート結果の平均値を比較することには賛否がある。だが、結果個票が閲覧できる以上、その活用の仕方は各教員に任されているのが現状である。将来的には、教員に対して授業アンケート結果の意味や活かし方について情報提供が必要であろうが、当面は結果個票の開示を待って回答する教員への時間的配慮が求められるよう。

ただし、教員のコメント入力期間を長く取るほど学生へのフィードバックが遅くなるためweb実施の利点を活かしかねないという葛藤もある。今回は初回の実施であったことから授業アンケート回答期間終了から結果個票が出るまで2週間以上の時間を要したが、次回以降は結果個票の開示がもっと早く行われる。そこで、後期の授業アンケートも成績メ Cutting 日までを教員コメント入力期間として様子を見たいと、改めて「教員をせかさない・かつ早めの学生へのフィードバック」のタイミングを模索することになる。

（5）匿名性とIR

本学ではこれまで授業アンケートの匿名実施について議論されておらず、今回のweb実施にあたってはそれを踏襲して教員に回答者の情報は提供していない。これに対して教員対象のアンケートでは、授業アンケートを記名で実施してはとの提案が挙がった。

授業アンケートで記名や個人が特定される学籍番号等の記入を求めることには慎重な意見が多く（吉川,2007；松尾ほか,2009；中島ほか,2013など）、その殆どが、学生のプライバシーの確保と、評価懸念の高まりから学生が本心で回答しにくい可能性に言及している。記名の授業アンケートでは「本音を回答する」と答えた学生が40%程度にとどまったとの報告もある（吉川,2007）。

一方、匿名での回答と記名や学籍番号記載での回答との間には、統計的にはほとんど差がないとの報告も存在する（牧野,2004；鳥巢・佐々木,2006；木村・木村,2015など）。また鳥巢・佐々木（2006）では、学籍番号を記入しなかった学生よりも記入した学生で自由記述量が多く、誠実な回答を得るには個人が特定される形式がのぞましいとしている。さらに前掲の吉川（2007）も、匿名性は本

音の回答を得るひとつの方法とする一方、同時に不正回答も容易になり、不正回答防止と回答の匿名化は相反する要求であるとの葛藤を指摘している。こうした立場に立つと、責任ある、すなわち信頼性の高い回答を得るためには回答者が特定され得る形でのアンケート実施も一案である。

以上のように、授業アンケートの匿名性については議論がある。匿名・記名の比較は主に回答する学生の心理状態に及ぼす影響から議論されるが、大学で教育成果を広く検討するIR (Institutional Research) が盛んになっている現在、授業アンケート結果を他のデータと連結して分析できる可能性も注目されている。たとえば東北大学では、2017年度から記名式で授業アンケートを実施し、成績評価との関連を分析している(須藤・串本,2017)。このように、授業アンケートは学生からの自己申告による「理解度」や「満足感」ととどまらず、学修成果に繋がるような効果的な授業を運営するための情報を提供するものとなりつつある。

授業アンケート結果と他の学務情報との関係を検討した研究の多くは、アンケートデータをweb実施で得ている(たとえば成績との相関を検討した富山短期大学の事例(坂井,2018)など)。本学で利用しているSUAC-manabaの場合、webで得られた回答は管理者には学籍番号と連結されたデータで閲覧できるため、回答者を特定できる。それを教員に知らせるかどうかは大学ごとの判断である(先にアンケート結果のみ教員に知らせ、成績評価後に学生情報と連結したデータを知らせることが多いようである)。したがって本学でも教務システムとの連携により成績や取得単位数、GPAなどの情報との関係を分析可能である。

ところで、本論の授業アンケートおよび教員アンケートのデータは、回答者情報を唯一入手できるLMSの管理者から個人情報削除して分析者に渡されたものである。こうした手続きを経た場合、分析者には学生を特定することができないが、IRでの活用は可能となるであろう。

以上から本学の場合、授業アンケートの個人情報の取り扱いの方針として、たとえば「1: 教員は、それぞれの回答が誰のものかを成績評価後に知ることができる」、「2: 誰の回答かを管理者(事務局職員)だけは知ることができる。だが教員に知らせず、IRにも利用しない」、「3: 誰の回答かを管理者だけは知ることができる。だが教員には知らせない。ただし、IRで分析を行う場合は管理者がデータ連結後に個人情報を削除したものを分析者に渡す」というように、複数の選択肢が考えられそうである。大学は授業アンケートに回答する学生に対して、どこまでデータを利用するかを説明する責任もあるため、この機にアンケートデータの扱い方と活用範囲を検討すべきである。

(6) 学生対象の調査の必要性

本報告では授業アンケートのweb実施にあたり教員から少数ながら得られた意見を報告した。だが、web実施に対する学生の意見はいまだ得ていない。そこで次は、学生を対象とした調査が必要である。マークシートのアンケートに回答した経験がある2年生以上を対象に、web実施の手続きや回答のしやすさ、クラスの結果や教員からのフィードバックの閲覧状況、授業アンケートに対する考え

などについて幅広く意見を得たい。

授業アンケートは学生から授業者に向けたメッセージであり、教員だけ、学生だけが主体のものではない。教員と学生の双方にとって授業アンケートを効果的なものにするために、両者の意見を踏まえてweb実施の運用を工夫していく必要がある。

6. 総括：今後に向けて

本報告では、web実施の成果と課題、そして今後の検討事項を示した。

web実施による成果として、(1) 実施手続きの簡略化、(2) 即時性・処理の迅速性といったスピード、(3) アクセシビリティの高さ、が示された。また課題としては(1) 回答率と信頼性向上の取り組みの必要性、(2) そのための教員・学生双方の意識向上の手立ての検討、が指摘された。さらに、今後に向けた検討事項として(1) 授業アンケートを実施するタイミングと頻度の検討、(2) 匿名性とIRのバランスの検討、(3) web実施に対する学生側の意見収集、が挙げられた。

名古屋学院大学では授業アンケートをweb実施に切り替えてから「2年余りの試行錯誤と不断の改善によって、ようやく学内に根付いた」そうである(児島,2018)。本学ではさらに授業アンケート項目の改定も控えている。本学でwebによる授業アンケートを安定して運用していくためには、この1~2年は試行錯誤の時期である。

引用文献

- Dillman & Christian 2005 Survey Mode as a Source of Instability in Responses across Surveys. *Field methods*, **17**, 30-51.
- 権田 豊 2010 中間アンケートを取り入れたリアルタイム授業改善 新潟大学大学教育機能開発センター大学教育研究年報, **16**, 125-129.
- 原 哲也・児玉(島津) 千恵・河田かずみ 白嶋 章・皆木省吾 2010 学生のリアルタイム評価を応用した授業内容改善FDシステムの開発 日歯教誌, **26**, 77-81.
- 長谷部比呂美 2013 学生による授業評価 一実施時期についての検討 淑徳短期大学研究紀要, **52**, 71-80.
- 檜垣泰彦 2015 Webを用いた授業アンケート実施方法についての一考察 信学技報, **114**, 43-48.
- 木村 敦・木村あやの 2015 記名と匿名での授業評価アンケートの比較 一小グループ演習を含む広義科目における検討 日本教育工学会論文誌, **39**, 17-20.
- 児島完二 2018 スマホによるWeb授業評価アンケートの実際と授業の振り返りを支援する機能の提案 2018 PC Conference pp.235-238.
- 牧野幸志 2004 評価懸念が学生による授業評価アンケートに与える影響(2) 一授業担当者への評価懸念がある場合 高松大学紀要, **41**, 75-85.
- 牧野 雅・児島完二 2016 授業評価アンケートの全面web化による効果: 大学IRへ 大学ICT推進協議会 2016年 年次大会 (<https://reg.axes.jp/pdf/2016/WF23.pdf> 2018年11月15日確認)
- 松尾和枝・本田多美枝・江島仁子2009 コンピュータによる授業評価システムに関する文献的考察 日本赤十字九州国際看護大学IRR, **7**, 29-34.
- 松下佳代 2005 補論1 学生による授業評価一現状と課題 一 京都大学高等教育叢書, **21**, 203-208.
- 名城大学 2018 大学教育開発センター委員会 平成29年度授業改善アンケート調査結果報告書 (https://www.meijo-u.ac.jp/academics/education/fd/pdf/h29koki_kaizen.pdf 2018年11月15日確認)

- 中島 誠・長濱文与・中山留美子 2013 授業評価へのフィードバックを授業時間中に実施する効果 大学教育研究 三重大学授業研究交流誌, **21**, 63-68.
- 中村知靖2007 授業評価アンケートの聖地 『高等教育シリーズ140 授業評価活用ハンドブック』 第6章 pp.122-138.
- Nicholls, M. E. R., Orr, C. A., Okubo, M., & Loftus, A. (2006). Satisfaction Guaranteed: The Effect of Spatial Biases on Responses to Likert Scales. *Psychological Science*, **17**(12), 1027-1028.
- 西川 勉治 2013 中部大発「魅力ある授業づくり」～個を大切に「授業評価」～ 大学コンソーシアム京都 第18回FDフォーラム 第3分科会 学生による授業アンケートの現状と課題そして発展へ pp.224-228.
- 坂井一貴 2018 学修成果と授業アンケート結果との関係性に関する一考察 富山短期大学紀要, **54**, 31-43.
- 坂本 健成 2005ファカルティ・ディベロップメントとして効果的に授業改善を行うためのリアルタイム授業評価実施の提案 流通科学研究, **4**, 71-82.
- 澤田忠幸 2010 学生による授業評価の課題と展望 愛媛県立医療技術大学紀要, **7**, 13-19.
- 関内 隆・羽田貴史・葛生政則・板橋孝幸 2009 「学生による授業評価」の現状と課題：東北地区大学の実施状況調査を踏まえて 東北大学高等教育開発推進センター紀要, **4**, 133-146.
- 白垣 潤・小野 隆 2016 岡崎女子大学・岡崎女子短期大における学生による授業アンケートの再設計について 研究紀要, **50**, 111-117.
- 須藤彰三・串本 剛 2017 学生に授業評価アンケートと小テスト成績の相関 ―中間・期末テスト及び成績評価も加えた授業改善の鍵― 東北大学高度教養教育・学生支援機構紀要, **3**, 369-377.
- 杉井俊夫・松浦 均 2010 「魅力ある授業づくり」への新たな取組と分析からの気づき ―2008-2009年度授業評価から― 中部大学教育研究, **10**, 55-70.
- 鈴村賢治 2005 大学経営を変える「リアルタイム授業評価システム」 知的資産創造 2005年5月号, 84-87.
- 谷上亜紀 2017 授業評価アンケートについての一考察 出席率と満足度 彦根論叢, **414**, 48-60.
- 田実 潔・竹原卓真・鈴木 剛・岩本一郎・古谷次郎 2010 学生による授業評価に基づいた授業改善への探索的研究（Ⅲ）：過去3度のアンケートの縦断分析から 北星学園大学経済学部北西論集, **49**, 1-16.
- 鳥巢泰生・佐々木英洋 2006 リアルタイム授業評価システムを活用した授業改善(3) 大手前大学論集, **6**, 123-149.
- 鳥巢泰生・佐々木英洋 2012 リアルタイム授業評価システムを活用した授業改善(9) 大手前大学論集, **13**, 215-237.
- 横浜商科大学IR委員会 学生総合センター 2017 学生による授業評価アンケート報告書―2017（平成29）年度春学期調査― (<https://www.shodai.ac.jp/gm/ir/20170401qclasseva.pdf> 2018年11月15日確認)
- 吉川 歩 2007 出欠の個人認証と授業評価の匿名性を両立する出血・評価収集システム 甲南会計研究, **1**, 69-77.

授業に関するアンケート

本アンケートは、皆さんの本授業への取組みや、皆さんが本授業をどのように評価しているかについて質問するものです。回答は、今後の本学教育の改善のための参考資料とするもので、皆さんの成績評価等に影響することは一切ありません。回答が終了しましたら、回収担当の学生に渡してください。なお、回答前に、裏面の＜注意＞事項について確認してください。

- I 科目コードを記入してください。
- II あなたの所属する学科をマークしてください。
(社会人入国生等、本学学生以外の方は「その他」をマークしてください。)
- III あなたの学年をマークしてください。
(社会人入国生等、本学学生以外の方は「その他」をマークしてください。)
- | 国際 | 文政 | 理工 | 生薬 | 保健 | 看護 | その他 |
|----|----|----|----|----|----|-----|
| 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |

IV 履修動機や取り組み

Q1. この授業を履修した動機について次の中から3つまで選んで選んでください。10を選んだ場合は()内に具体的に動機を記入してください。

[illegible]

- 1 関心強い分野の授業だったから
- 2 単位が取りやすいと思ったから
- 3 時間割の都合でこの授業を選択できなかったから
- 4 友達と一緒に履修したから
- 5 専門性を深められそうだったから
- 6 友達や先輩の関心や評判の良さから
- 7 免許、資格を取得するために必要だったから
- 8 シラバスの内容を見て受講したいと思ったから
- 9 免許、資格を取得するために必要だったから
- 10 その他()

Q2. この授業の欠席回数について答えて下さい。(5:0回 4:1回 3:2回 2:3回 1:4回以上)

	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0

※ 以下Q3からQ11及びQ13は、次の5～1のうち、もっともあてはまるものをマークしてください。

5. おおいにそう思う 4. そう思う 3. どちらともいえない 2. あまりそう思わない 1. そう思わない
- Q3. 授業中、意欲的、積極的に取り組んだ。
- 5 4 3 2 1
- 0 0 0 0 0
-

V 營業投資

- Q4. 授業の目的や目標が明確に示されていた。……………0
- Q5. その目的や目標に適った授業の進言や指導がされていた。……0
- Q6. ………………0
- Q7. 質問に意見の言いやすい雰囲気づくり、あるいは工夫がされていた。……0
- Q8. 取り扱ったテーマや与えられた資料・課題は、学習意欲や興味が増すようなものであった。……0

VI 学習の成果

99. この授業で示された目標を達成するための努力ができた。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
100. 受講料と比べて、知識や技能が向上したと思う。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
101. この科目あるいは関連科目への関心が盛まった。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

問世臨井外業投

12. この二枚に一枚、一回あてられにくい時間、最長時間外の希望
（予習・復習、レポート、科目科活動等全て含む）を行いたい。
.....
5 4 3 2 1
5.3時間以上 4.1時間～5時半 3.1時間～4時半 2.30分～1時間 1.30分未満

電話合線

- 13 総合的に判断して、充足ができる筈だった。

IX この授業を今後より良くしていくために良かったと思う点や改善すべき点などがあれば裏面に自由に書いてください。

X 授業担当者による設問

(授業担当者が、皆さんに訊ねたいことがある場合、質問を板書等で別に示します。その場合
合には、Q1～Q13と同様の要領、または授業担当者の指示に従い答えてください。)

-

＜注意＞ 本用紙は汚したり曲げないでください。
マークは鉛筆(なるべく硬いもの)または黒のサインペンを使用してください。
マーク枠からはみださないように塗りつぶしてください。

正しい記入例	正しくない記入例

Appendix 2 2018年度前期にweb実施した授業アンケートの回答画面

1.履修動機や取り組み

この授業を履修した動機について次の中から3つまで選んでください。(選択必須)

1.4 

- ☐ 関心が深い分野の授業だったから
- ☐ 単位が取りやすそうだったから
- ☐ 時間割の都合上この授業しか選択できなかったから
- ☐ 友達と一緒に履修したから
- ☐ 専門性を深められそうだったから
- ☐ 友達や先輩の間で評判の良い授業だったから
- ☐ 必修だったから
- ☐ シラバスの内容を見て受講したいと思ったから
- ☐ 免許、資格を取得するために必要だったから
- ☐ その他

「その他」を選んだ場合は、具体的に動機を記入してください。

1.5

この授業の欠席回数について答えてください。(選択必須)

1.6 

- ☐ 4回以上
- ☐ 3回
- ☐ 2回
- ☐ 1回
- ☐ 0回

授業中、意欲的、積極的に取り組んだ。(選択必須)

1.7 

- ☐ そう思わない
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ どちらともいえない
- ☐ そう思う
- ☐ おおいにそう思う

教員からの指示で記入

1.1

所属する学科(選択必須)

1.2 

- ☐ 国際
- ☐ 文政
- ☐ 芸文
- ☐ 生産
- ☐ メディア
- ☐ 空間
- ☐ デザイン
- ☐ その他

学年(選択必須)

1.3 

- ☐ 1年
- ☐ 2年
- ☐ 3年
- ☐ 4年
- ☐ その他

2.授業運営

授業の目的や目標が明確に示されていた。(選択必須)

1.8  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

その目的や目標に通った授業の運営や指導がされていた。(選択必須)

1.9  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

ていねいでわかりやすい教え方だった。(選択必須)

1.10  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

質問や意見の言いやすい雰囲気づくり、あるいは工夫がされていた。(選択必須)

1.11  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

取り扱ったテーマや与えられた資料・課題は、学習意欲や興味が増すようなものであった。(選択必須)

1.12  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

3.学習の効果

この授業で示された目標を達成するための努力ができた。(選択必須)

1.13  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

受講前と比べて、知識や技能が向上したと思う。(選択必須)

1.14  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

この科目あるいは関連科目への関心が高まった。(選択必須)

1.15  グラフ表示

1. ☐ そう思わない
2. ☐ あまりそう思わない
3. ☐ どちらともいえない
4. ☐ そう思う
5. ☐ おおいにそう思う

4.授業外学習時間

この授業に対し、1回あたり平均してどれくらいの時間、授業時間外の学習(予習・復習、レポート、科目にかかわる活動等全てを含む)を行いましたか。(選択必須)

1.16  グラフ表示

1. ☐ 30分未満
2. ☐ 30分～1時間
3. ☐ 1時間～1時間半
4. ☐ 1時間半～2時間
5. ☐ 2時間以上

5.総合評価

総合的に判断して、満足がでる授業だった。(選択必須)

1.17 グラフ表示

1. ☐ そう思わない

2. ☐ あまりそう思わない

3. ☐ どちらともいえない

4. ☐ そう思う

5. ☐ おおいにそう思う

6.自由記述

この授業を今後より良くしていくために良かったと思う点や改善すべき点などがある場合は自由に書いてください。

1.18

7.授業担当者による質問(授業担当者が、皆さんに訊きたいことがある場合、質問を板書等で別に示します。その場合は、前の設問と同様の票額、または授業担当者の指示に従い答えてください。)

(授業担当者による設問1)

1.19 グラフ表示

1. ☐ そう思わない

2. ☐ あまりそう思わない

3. ☐ どちらともいえない

4. ☐ そう思う

5. ☐ おおいにそう思う

(授業担当者による設問2)

1.20 グラフ表示

1. ☐ そう思わない

2. ☐ あまりそう思わない

3. ☐ どちらともいえない

4. ☐ そう思う

5. ☐ おおいにそう思う

(授業担当者による設問3)

1.21 グラフ表示

1. ☐ そう思わない

2. ☐ あまりそう思わない

3. ☐ どちらともいえない

4. ☐ そう思う

5. ☐ おおいにそう思う

Effectiveness of In-Class English Extensive Reading: A Case Study

上村 明英

英語・中国語教育センター

Akie UEMURA

The English and Chinese Language Education Center

This paper reports the effectiveness of extensive reading (ER) in English classes in a university. Students were given approximately 15 minutes ER time at the beginning of each class. After a semester, they were asked to fill in a survey for this research. The survey result shows that the lack of time is the most common obstacle in ER program. Moreover, it is indicated that their motivation for ER has decreased within a year. The author suggests in-class ER can be a possible way to tackle those obstacles for two reasons through analyzing the survey results. One reason is that students can recognize the fun of reading in in-class ER. The other is that in-class ER can be the first step for students to start reading English books. Following the research findings, several aspects which seem to be essential for a successful ER program are also discussed.

本稿は、大学における英語の授業内多読の効果について報告するものである。各授業の冒頭15分間で用意された多読図書を読む活動を1学期間行い、学期最終日にアンケートを実施した。その結果、多読を妨げる最大の要因が時間不足であることが明らかになった。さらに、一年の間に多読に対する意欲が低下していることも分かった。本調査から授業内多読は二つの理由からこの状況を打開する方法となり得ることが示唆された。一点目としては、授業内多読を通して多読の楽しさを学生が認識することができるという点である。もう一点は、授業内多読は読む時間が最低限確保できるというだけでなく、授業外でも多読をするきっかけとなりうるという点である。調査結果をふまえ、授業内多読に必要な不可欠な要素についても考察を加える。

1. Introduction

1.1. What is extensive reading?

In recent years, extensive reading (ER) has become recognized as an effective method to learn English in Japan. Although there are many ER programs, they vary in style and implementation, especially at university. For instance, students devote their class time fully to ER or related activities, whereas other classes do not have ER time in class and students are asked to read books by themselves at home as one of their assignments. Toward a greater understanding of the goals of ER and how it may be used most effectively, this paper will introduce some of the basic principles of ER and discuss some conclusions drawn based on research undertaken on the implementation of an ER program at university.

1.2. Principles of ER

One of the most influential guidelines for ER teachers is the ten principles for teaching ER presented by Day and Bamford (2002).

1. *The reading material is easy.*
2. *A variety of reading material on a wide range of topics must be available.*
3. *Learners choose what they want to read.*
4. *Learners read as much as possible.*
5. *The purpose of reading is usually related to pleasure, information and general understanding.*
6. *Reading is its own reward.*
7. *Reading speed is usually faster rather than slower.*

8. *Reading is individual and silent.*

9. *Teachers orient and guide their students.*

10. *The teacher is a role model of a reader.*

Following these principles, Sustained Silent Reading (SSR), Start with Simple Stories (SSS) and Short Subsequent Tasks (SST) are often explained as crucial points for successful ER implementation (Takase, 2010). For learners, three basic rules are often explained (Furukawa & Kanda, 2010). The first rule is not to look up any words in a dictionary. If a student needs a dictionary, it means the book is too difficult. Second, readers should skip past difficult sentences, because they should be able to understand what is happening from the context, even if they cannot understand some sentences. The third rule is to stop reading if the book is not interesting.

It has been reported that learners who follow these principles show an improvement in vocabulary (Day, Omura & Hiramatsu, 1991), reading proficiency (Takase, 2012a), and on English test scores (Ito, Yoshioka & Nishizawa, 2010).

1.3. ER at Shizuoka University of Art and Culture

Based on the research reported above, 15 minutes were allocated for completing the ER program in selected English classes at Shizuoka University of Art and Culture (SUAC). SUAC is a public university established in 1999 in Hamamatsu. It is composed of four undergraduate departments; The Department of International Culture, The Department of Regional

Cultural Policy and Management, and The Department of Art Management in The Faculty of Cultural Policy and Management, and The Department of Design in The Faculty of Design. All students are required to take at least eight credits of language classes in either English or Chinese. English Communication (EC) classes are offered mainly for freshman and sophomore students. Students usually take two English classes per week; one for speaking and listening and one for reading and writing.

ER is one of the mandatory assignments for all EC classes. Students borrow books from the library, read them and take quizzes on MReader, an online testing system to support ER. Those students who pass an online test of the book they read receive that book's word count. Students can only take one quiz per day. The minimum number of words required to receive full credit for the ER program, 10% of their class grade, is 40,000 words per semester for freshman and 50,000 words per semester for sophomore students.

Students were given approximately 15 minutes ER time at the beginning of each class. Books from a list of Oxford Reading Tree Stage 1 to 4 were prepared for the students. When students finished reading a book, they made comments on the story. At the end of the semester, students indicated which books they had read from the list and received the word count without taking quizzes. In this type of in-class ER, there was no freedom for students to choose the books they read. Although this is against one of the principles stated above, reading the same book in a class is recommended in the guide presented by the Extensive Reading Foundation (2011) as a first step so that learners can understand the ER method.

1.4. Research questions

Over a 15-week semester, in-class ER was introduced and a research was conducted. There were two research questions.

Research question 1: What are the obstacles that hinder students from doing ER? In many cases, students

experience some difficulties learning a foreign language. Therefore, it should be helpful to know the difficulties that students face in ER in order to improve the ER program.

Research question 2: What are the effects of in-class ER? Takase (2012a) states that in-class ER is necessary for a successful ER program. Although there has been extensive research conducted on the effectiveness of in-class ER, this paper reports the outcomes of in-class ER as a case study. Additionally, some essential points of ER instruction are considered based on the conclusions drawn from this research. Since the circumstances and the methods of ER vary widely, it is hoped that this report will provide a reference for advancing ER expertise at university.

1.5. Methodology

In this research, both quantitative and qualitative methods were employed. The data collected by MReader such as the number of words read by students and the number of books or quizzes they took during the semester are referred to. A survey was also conducted at the end of the semester. Most of the questions were scale-type or multiple-choice questions. There were also spaces for free comments. The survey was conducted in Japanese so that the students were able to correctly understand the questions and fully express their thoughts.

The data collected in the classes for students from the Department of International Culture and Design is shown in table 1 below. In general, students from the Department of International Culture tend to have positive attitudes towards English and the language level is relatively high. On the other hand, students in the Department of Design often hold a negative image of learning English. By comparing those two groups, the effectiveness of in-class ER of various English levels can be revealed. The data collected on freshman and sophomore students was also compared to see if there was a shift in their attitudes towards ER.

Table 1

Department	International Culture		Design		Total
	Freshman	Sophomore	Freshman	Sophomore	
Number of students	55	22	26	16	119
Number of surveys collected	46	18	17	14	95

2. Results

2.1. Research question 1: What are the obstacles that hinder students from doing ER?

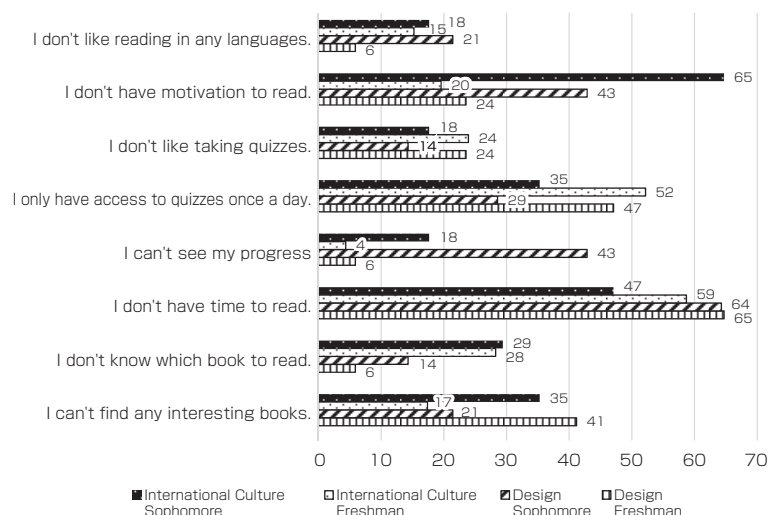
2.1.1. Lack of time

In the survey, students were asked to answer what obstacles hindered them from doing ER. The most popular answer was lack of time. ER research from another university also reported that students are often too busy to read by themselves at home (Takase, 2010). In particular, nearly 65% of students from the Department of Design indicated a lack of time as their biggest challenges in doing ER. There are two possible reasons for this. One reason is that they might be particularly busy with homework for other classes, as design students have a heavy workload. The other reason is they often chose books that were too difficult. As will be explained later, the students tended to read long and difficult books in order to avoid taking too many quizzes after reading. Since the English ability of the Design students was not as high as the International Culture students, Design students might struggle more

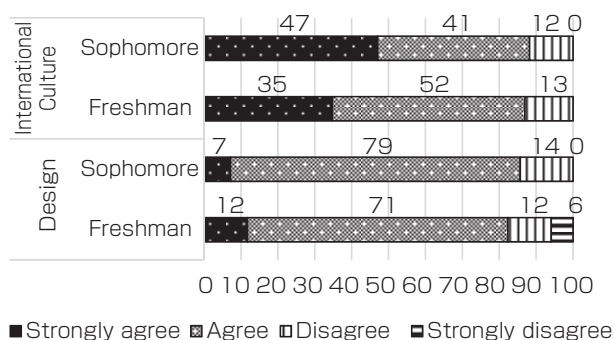
reading books that took a longer time to finish. One of the Design students implied this by stating, "it takes time to understand because of my poor English ability".

2.1.2. Lack of motivation

While a lack of time was the most common answer given in the freshman classes and the Design sophomore class, sophomore students in the Department of International Culture indicated a lack of motivation as the most popular answer. It was also the second most common reason among sophomore students in the Department of Design. In contrast, limited access to the reading quizzes was the second most common reason given by freshman students from both International Culture and the Design Department. These results point to an important implication. Freshmen students are motivated to read books, but their motivation seems to decrease within a year, despite the fact that high motivation and positive attitudes towards English are recognized as the having the most significant impact on the outcome of ER (Takase, 2012b; Joichi, 2015).



[Figure 1] What are the obstacles that hinder you from reading?

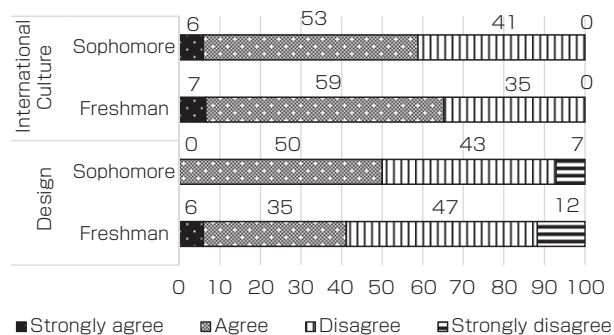


[Figure 2] I enjoyed in-class ER. (%)

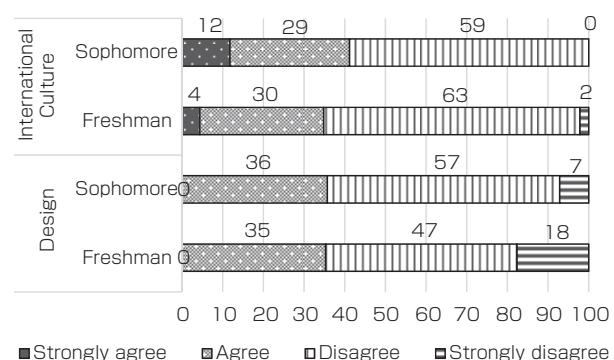
2.2. Research question 2: What are the effects of in-class ER?

2.2.1. Experience of fun reading

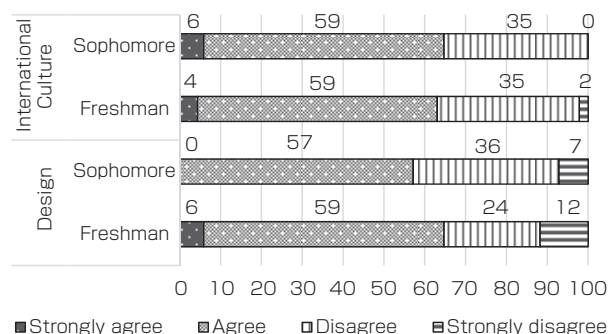
The second research question concerned the effectiveness of in-class ER. The survey shows that one of the most significant outcomes was that many students began to see the joy of ER. More than 80% of all the students agreed or strongly agreed that they enjoyed in-class ER. One sophomore student in the International Culture Department commented she had less reluctance towards doing ER than the previous year. Another student in the same class said "I could



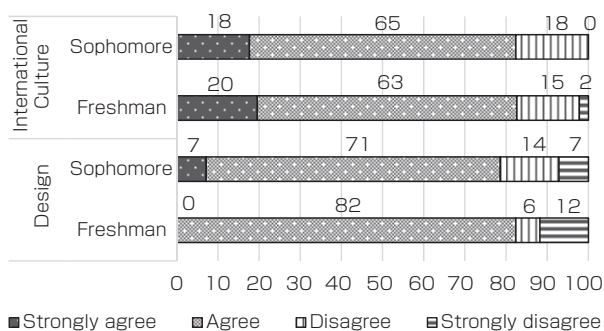
[Figure 3] I could overcome the negative image of English. (%)



[Figure 4] I've got the confidence in English. (%)



[Figure 5] I gained English ability. (%)



[Figure 6] In-class ER could raise my motivation. (%)

make the best effort ever". A freshman student in the Design Department commented, "I used to dislike reading English, but not now". These results show that even with only 15 minutes of each class, many students started to recognize the joy of reading in English. Also, around 80% of students replied that the in-class ER raised their motivation to study or to do more ER. Additionally, the majority of students felt an improvement in their English, even though it was probably not enough to give them confidence or overcome their negative image towards English. Several freshman students in the International Culture Department commented that they were able to raise their reading speed. A sophomore Design student said, "I think I can read more smoothly now". These survey results suggest that in-class ER can be a remedy to lack of motivation.

2.2.2. First step to start reading

Another advantage of in-class ER is that it can be a valuable chance for students to start reading ER books. The following are some comments from the students.

- I need energy to read English books, however, I could read easily in class. – Sophomore, Design
- I didn't read books unless I had ER time in classes. – Sophomore, Design
- It was a good opportunity to start reading English books. – Sophomore, Design
- I couldn't find time to read by myself. – Sophomore, International
- I've gotten into the habit of reading English books. – Freshman, International
- I think it was good because I could have more time to read English. – Freshman, International
- I got used to reading English sentences. – Freshman, International

Takase (2017) claims that it is necessary to lead students to get used to English reading by providing time in class. For students in the International Culture Department who tend to have positive attitudes towards English, the in-class ER helped establish for them a habit of reading English books. These comments also showed that the 15-minutes ER time was the first step for some students to start reading. Since they started reading from easy books in classes, even students who were reluctant to read English found themselves able to participate in the ER program positively.

3. Discussion

To summarize the findings, many of the students were able to understand the joy of reading through in-class ER. In addition, in-class ER enabled them to get into the habit of reading English books. However, despite the positive comments about ER, there was no difference in the total number of words read by students

between those who had ER time in their classes and those who did not (see Table 2). This suggests that most students read English books just for the points. Students do not read more than required unless they enjoy ER. Taking time for ER in class was not enough to get students to read autonomously out of class. Based on these findings, The following discusses some of the essential aspects of ER instruction.

3.1. Instruction on appropriate book choice

Having all students read the same easy books in class is helpful so that they can understand the importance of starting from a low level for the purpose of easy comprehension. On the other hand, it is also helpful to use class time for students to read books of their own choice and watch if they are reading smoothly. Based on teacher observation, students should be given advice on what books to choose. In particular, ER teachers at university need to emphasize the importance of starting from easy books. Although the importance of choosing easy books was explained at the beginning of classes, the average number of words per book students read was around 7,000 or more (see Table 2). Also, many students randomly chose various levels of books. This seems to be the main cause for why students were not able to notice their progress. It has been reported that those who started reading from an easy level and

then raised the level gradually can improve their English ability more than those who read various levels randomly, even though they read almost the same amount of words (Kimura, 2016). Furukawa (2017) recommends reading 100 to 1000-word books until reaching 20,000 words and 500 to 2000-word books until reading 50,000 words in total. Teachers need to show students the roadmap of reading from easy to more difficult books so that they can learn to select appropriate books by themselves.

3.2. Discussion time in class

Another activity that should be included in in-class ER is discussion time with other students about the books they read. It has been reported that information sharing with classmates about books can encourage students to read out of class (Fujioka, 2015). This seems to be effective not only for raising motivation but also in helping students find interesting books. Uozumi and Takase (2015) reported that those who read books that they were interested in tended to improve in their English abilities more than those who didn't. Information sharing with classmates who have similar interests can be the most convenient way for students to find enjoyable books.

Table 2

Department	International Culture		Design	
	Freshman	Sophomore	Freshman	Sophomore
Average word count	49970 (49696)	42264 (42489)	49970 (34963)	42264 (27749)
Average number of passed quizzes	7 (8)	3 (3)	5 (5)	3 (3)
Average words per book	7227 (7279)	13015 (11233)	7469 (7322)	14311 (6831)

Upper: all classes (Lower): classes with in-class ER

3.3. Access to a variety of books

In order to give advice to students on which books to read, students need access to many books of various topics and levels. Takase (2012a) claims that students should be able to enjoy reading if the books match their levels and interests. Some students indicated in the survey that they could not find any interesting books to read. In particular, more than 40% of freshman students in Design answered that they did not read much because

they could not find any interesting books. Therefore, it is suggested that students should be supplied with books of various genres, including art or design, that match their interests.

3.4. Introducing Yomiyasusa Level (YL)

YL is used in most ER classes in Japan as a measurement of book difficulty. Currently, students cannot easily identify how hard a book is to read because

there is no standard measurement of book difficulty across different reader series. Accordingly, students tend to pay little attention to the level of books that they are to read, which makes it difficult for them to see progress in their reading level. Among various standards of book levels, YL is recognized as the most suitable standard for Japanese students (Fujii, 2017). In another university, it was reported that students' reading comprehension got better after introducing YL (Fujioka, 2015). If students can see the level of each book, it should be helpful when choosing a book and may encourage them to read because they can see their level improve.

3.5. Systems to promote reading easy books

As has been explained repeatedly, promoting the reading of easy books is one of the main challenges for university ER programs. One reason why students tend to read long books is because the online testing system only allows them to take one quiz per a day. Because of that, it is difficult for them to read the required number of words by reading easy books. Allowing them to take more than one test per day may be necessary in order to provide them with more chances to read easy books without having to worry about limited access to quizzes. One solution to this problem is by doing in-class ER. Another possible solution is to assess student learning based on the number of books as well as the number of words read in a semester.

4. Conclusion

In this research, the obstacles to ER and the effects of in-class ER were investigated. Because students are often busy and can take quizzes only once per day, they tend to read long books in order to finish reading the required amount of words. As a result, students cannot enjoy nor improve in English effectively and may lose their motivation to read. In-class ER, where students can read easy books, offers a solution to this problem in two ways. One way is that students can experience the joy of reading. The other is that in-class ER can be the first step to start reading and students get at least 10-15 minutes a week of ER reading time, even if they are busy.

On the other hand, the total number of words read did not increase by in-class reading. In order to create active readers, further efforts need to be made, such as teacher instruction about book choices, information sharing among students, supplying students with various genres and levels of books, a standardized measurement for book difficulty levels, and an ER program that promotes reading easy books. These conditions also seem to be vital for a successful ER, in addition to in-class ER.

Even though the students in this research experienced in-class ER only in the first semester, they showed positive changes in their learning attitudes. The research results reported in this paper will be reflected in future in-class ER at this university. It is also hoped that the conclusions drawn from them will help other teachers improve their ER programs.

References

- Day, R., & Bamford, J. (2002). Top ten principles for teaching extensive reading. *Reading in a Foreign Language*, 14 (2), 135-141.
- Day, R. R., Omura, C., & Hiramatsu, M. (1991). Incidental EFL vocabulary learning and reading. *Reading in a Foreign Language*, 2 (2).
- Takase, A. (2012a). The effectiveness of sustained silent reading in becoming autonomous learners. *Forum for Foreign Language Education* (11). 1-14. Faculty of Foreign Language Studies, Kansai University.
- Takase, A. (2012b). The impact of extensive reading on reluctant Japanese EFL learners. *The European Journal of Applied Linguistics and TEFL*, 7, 97-113.
- The Extensive Reading Foundation (2011). 「国際多読教育学会による多読指導ガイド」 Retrieved from http://erfoundation.org/guide/ERF_GuideJ.pdf (15/10/2018 Last Access).
- 伊藤和晃, 吉岡貴芳, 西澤 一 (2010). 「英語多読における読書量と英語運用能力との関係」『平成22年度高専教育講演論文集』411-414. Retrieved from http://www.nagaoka-ct.ac.jp/h22kenkyu_s/document/ronbun/No.64.pdf (15/10/2018 Last Access).
- 魚住香子, 高瀬敦子 (2015). 「英語力の伸びに影響を与える要因: アンケート結果と読書記録の分析より」 Power Point presented at 日本多読学会, 東京.
- 城一道子 (2015). 「授業内英語多読の意義—4年間の実践をととして—」『江戸川大学語学教育研究所紀要』13, 33-48.
- 高瀬敦子 (2007). 「大学生の効果的多読指導法 一易しい多読用教材と授業内読書の効果—」『関西大学外国語教育フォーラム』6, 1-13.
- 高瀬敦子 (2010). 『英語多読・多聴指導マニュアル』東京: 大修館書店.
- 藤井数馬 (2017). 「英語多読導入期に用いる多読図書におけるYL指数とLexile指数の相関調査—両指数の教育・学習上の特性の整理とともに—」. 『EIKEN BULLETIN』29, 151-166.
- 藤岡千伊奈 (2015). 「リメディアル教育における授業内多読指導」 Power Point presented at 日本多読学会, 東京.
- 古川昭夫 (2017). 『読書記録手帳』(第13版) 東京: コスモピア株式会社.
- 古川昭夫・高田みなみ (2010). 『英語多読完全ブックガイド第3版』東京: コスモピア株式会社.

eBookを活用した授業の可能性を考える

Using eBooks from a College Library in Lecture Courses

野村 卓志

文化政策学部 文化政策学科

Takashi NOMURA

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

林 左和子

文化政策学部 文化政策学科

Sawako HAYASHI

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

岡田 建志

文化政策学部 国際文化学科

Takeshi OKADA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

ジャック・ライアン

文化政策学部 国際文化学科

Jack RYAN

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

井出 直樹

情報室 図書係

Naoki IDE

Librarian, Information Systems Section

図書館にeBookサービスを導入することにより、図書の貸出等の管理を容易にし、さらに利用者の利便性を上げる効果があるとされている。本学図書館へのeBook導入へ向けての試行として、eBookを複数の講義で学生に利用させた上でアンケート調査を行った。eBookは2社のシステムを利用し、その比較を行った。他大学の事例と比較しつつ、本学の図書館にeBookサービスを導入するときの特徴や問題点、さらに講義環境に求められる特性について論じた。

The introduction of a library eBook system can be effective for rationalizing book management and improving user convenience. As a trial for the introduction of an eBook system to the university library, a survey was conducted after having students use eBooks for multiple lectures. In this research, we used the eBook systems of two companies and compared them. Advantages and problems with the use of an eBook system for the university's library and the specifications required for the appropriate lecture environment are discussed.

1 はじめに

近年、eBook（電子書籍）サービスは広く普及してきた。2016年度の市場規模は1976億円であり、出版市場の10%以上を占めるようになった[1]。これら個人向けの販売を前提としたサービスとは異なり、図書館向けのeBookサービスは貸出を主な機能としており、そのシステムの性質や業者は個人向けのサービスとは異なるものである[2]。本研究では、eBookサービスを本学の図書館に導入した上で講義内で使用し、特徴や問題点を明らかにするためにアンケート調査を行った。その結果を報告する。

2 eBookと教室環境

本研究では、eBookサービスとして、2016年度にエブスコ・インフォメーション・サービス・ジャパン社が提供するEBSCOhost[3]、2017年度には丸善雄松堂社が提供するMaruzen eBook Library[4]を導入した。これらeBookサービスの形態の基本的な機能は共通している。書籍を購入するときは紙の書籍と同じように提供されている書籍から選択して一冊ずつ購入する。購入した書籍は大学内のLANを経由すればWebブラウザを用いて当該サービスのサイトを開いて読むことが可能であり、この時にユーザ個別の認証は必要とされない。同時アクセス数は購入時に1あるいは3に設定し、この同時アクセス数によって価格が異なる。個別に契約すればさらにアクセス数

を増やすことも可能だが、今回使用した書籍ではアクセス数を増やす契約にはしておらず、同時アクセス数は3としている。また、開始ページと終了ページを指定して、ページのPDFファイルを生成してメールの添付ファイルとして送信する機能を有している。

本研究の講義を行った文化政策学部は人文・社会科学系の学部であり、多くの講義は学生が机に向かって板書やプレゼンテーションを見て学ぶ、いわゆる座学形式である。また、情報リテラシー系の講義では、学生1名に1台のPCが用意されている、いわゆるPC教室を利用している。ここで使用しているPCはオフィス等の利用を前提として準備されており、eBookの閲覧に関しては考慮されていない。

3 講義におけるeBook利用とアンケート結果

2016年度に導入したEBSCOhostを、PC教室を利用した「図書館情報技術論」の講義で使用した。まず、講義において一般的なeBookの特徴の解説を行ったのちに、EBSCOhostの使用方法を説明して指定した本の閲覧を行わせた。受講人数とアンケート回答数は30名であるが、この講義内で閲覧を行った時にはEBSCOhostの正規利用開始前無料トライアル期間で同時アクセス数の制限が課されていなかったため、受講生全員に同一の書籍の閲覧を行わせることができた。また、PDFファイルの送信機能を使って、学生の所有するスマートフォン等による閲覧も

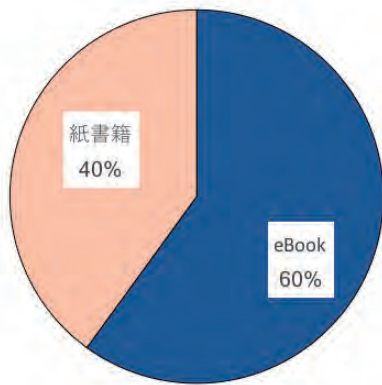


図1) 紙書籍とeBookのどちらが便利か
「図書館情報技術論」のアンケート結果

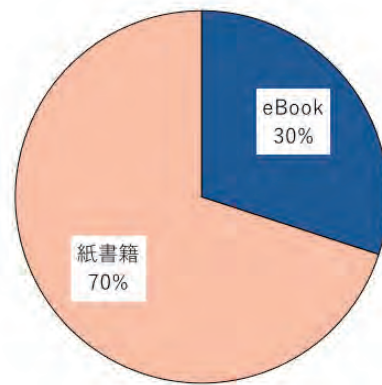


図2) 紙書籍とeBookのどちらが便利か
「国際文化入門D」および「東南アジアの歴史」のアンケート結果

行わせた。これらの閲覧ののちに、トラブルの有無、使用した感想の自由記述、紙の書籍とeBookのどちらが便利と思うかのアンケートを行った。

その結果、特にトラブルを報告した学生はいなかった。どちらが便利かの問いには、図1に示すように60%の学生がeBook、40%の学生が紙の書籍と回答した。eBookに対して肯定的な感想としては、持ち運びに便利、入手が容易、本文を検索できるのが便利、文字サイズや用紙サイズを変更できるのが見やすい、という点を挙げていた。否定的な感想としては、紙書籍の方が慣れているという意見に加えて、ページを繰る速度が遅い、文字がぼやけて見にくい、書籍の種類が少ない、との指摘があった。速度に関してはPCそのものの処理能力に加えて、30名程度が同時アクセスしていることから回線速度の問題もあるものと考えられる。また、使用したPCは画面の解像度が100 ppi (pixel per inch) 程度の一般的なものであり、eBookの閲覧に学生が日常的に利用しているスマートフォンやiPadのような260 ppi以上の高解像度のものではなかったため、閲覧には解像度が十分で無かったと思われる。

続けて、座学の講義である「国際文化入門D」および「東南アジアの歴史」において、講義中にEBSCOhostの利用方法に関する資料を提示したのち、指定した書籍から一部の節のPDFファイルをダウンロードし、講義前に読むように指示した。講義ののちに、トラブルの有無、使用した感想の自由記述、紙の書籍とeBookのどちらが便利と思うかのアンケートを行った。アンケート回答数は、それぞれ48件と14件、合計62件である。

その結果、8件13%の学生からやり方がわからないなどのトラブルが報告された。どちらが便利かの問いには、図2に示すように30%の学生がeBook、70%の学生が紙の書籍と回答しており、図1に示した結果とは大きく異なった。eBookに対する否定的な感想として、操作のやり方がわからない、学内ネットからのアクセスに限定されているのが不便、付箋を貼ったり書き込みができない、とするものが多かった。このようにeBookが便利でないとする結果が多かったのは、講義内でPC上の操作実習を行っていないことが原因のひとつであると考えられる。そ

の一方、紙の書籍が便利とした学生も、半数近くがeBookについて何らかの面で肯定的な言及をしていた。なお、この授業も無料トライアル期間に行ったため同時アクセス数が3と少ないことに関するトラブルはなかった。

eBookを学生に使いわせるには、学生がそのeBookシステムの操作に慣れるための指導が必要になる。PC教室等で講義中に学生に一齐に操作させることを考えると、同時アクセス数が3程度に限られていることは大きな障害となる。その一方、書架などの物理的な空間の占有はしないが、履修している人数だけの複本を購入することは費用の面から現実的ではない。これより、eBookのライセンスを、例えば講義で使用方法を指導する期間だけ同時アクセス数を増加できるシステムがあることが望ましい。学生がシステム操作に慣れた後には、講義前の予習または課題の素材として指定しても、アクセス数の不足で困っている様子はみられなかった。アクセス数が3であっても困らないのは、学生が書籍にアクセスしてPDFを送付操作する時間が比較的短いためと考えられる。

また、教室で使用するPC等の仕様を決定するときには、eBookの使用を考慮して、画面の解像度を印刷物に匹敵する300ppi程度にすることが望ましい。

アンケート結果からは、スマートフォンを日常的に使用しているためか、学生はeBookそのものに対する抵抗感はありません。高解像度画面のPC等を用いてシステムの操作法を十分指導すれば、講義で大学図書館のeBookを活用して、その利点を楽しむものと思われる。

4 Using eBooks in English Literature course

In the spring semester of 2017, I investigated the possibilities of using eBooks in my Survey of English Literature course. This course surveys the history of English literature by examining a different era and canonical work from that era each week. Due to having incorporated the eBook option into my course at a late date and the resulting limited eBook options, I chose to

make reading an eBook and completing a quiz on the book an optional, extra-credit assignment worth five points. I chose the following five English eBooks from the possibilities available: Gulliver's Travels, Frankenstein, Robinson Crusoe, Dracula and Oliver Twist. They are all well-known canonical titles and each was covered in a course lecture. The instructions regarding the extra-credit assignment were explained in English as follows, "You may earn 5 bonus points if you do the following optional homework assignment about one of these five books."

In the end, three students out of a total of 45 enrolled in the course read the eBook and completed the extra-credit assignment. This works out to 6.7% of registered students. At the end of the semester, as part of a survey about the entire course, all students were asked the following questions about the eBook extra-credit assignment:

If you did not do the eBook assignment, why not?

If you did do the eBook assignment, please describe your feelings about the process and experience.

The number one reason stated for why students did not do the assignment was "inconvenience," with seventeen students stating this as the reason. Eleven students cited "looked too difficult" as the reason they didn't do the assignment. Two students commented that they were discouraged from doing the assignment because it was only possible to download (or save as a PDF file) a total of sixty pages of the book and not the entire book.

Comments from the three students who did the assignment were more positive. One noted that, "I thought it would be difficult to access the book but it was easy." Another said that they were glad they did the assignment because, "it was an easy way to get an extra five points in a difficult class." The other student wrote that, "it gave me motivation to read more books in English."

Regarding the use of eBooks in English lecture classes, the opportunities depend largely on the creativity of the teacher. In this trial usage, I chose to make the eBook assignment optional. However, in future I would consider making an eBook assignment required. Having said that, being restricted to a download of only sixty pages of the book is a serious drawback to the system utilized in this trial. In fact, this drawback would likely be enough to deter more than a few students from doing the assignment at all. The ability to download the entire book, or at least save the entire book as a PDF file, should be made possible. Barring this functionality, the practical uses of eBooks will remain limited.

5 関東の大学図書館におけるeBookの活用

2017年に行われた調査では、関東地方に所在する国公

私立大学80校の大学図書館のうち、電子書籍貸出サービスを提供している館は49館（61%）であった。提供方法別にみると、「登録利用者（学生、教職員）パソコン等に電子書籍を提供（外でもアクセス可能）な館」が30館、「登録利用者のパソコンなどに電子書籍コンテンツを提供（学内限定）」が21館、「学内の図書館など特定の施設のパソコンなどに電子コンテンツを提供」は10館であった[2]。登録利用者が学外からでも利用できる仕組みを後押ししているのが、学術認証フェデレーション（学認）である。本学はまだ学認に加わっていないが、参加して認証連携が可能になれば、学外からでも大学図書館が契約している電子ジャーナルや電子書籍にアクセスできるようになる[5]。千葉大学附属図書館のサイトには、「千葉大学で契約している電子ジャーナルや論文情報データベース等の多くは、自宅・出先など大学外からも、統合情報センター発行のアカウント（情報環境基盤システムアカウントの「利用者番号」と「パスワード」）でログインして利用することができます」[6]とある。学生が自宅にいながらでも図書館が契約する電子書籍を借りること、データベースにアクセスすることができるということである。学外からのアクセスは無理としても、大学WiFiを完備するなどして学内のどこからでも大学のネットワークへの接続ができるようになっていれば、大学内のどこからでもまた図書館の開館時間にこだわらず、電子書籍を読むことができる。こういった、場所や時間にこだわらずに利用できることが、電子書籍の特徴を生かしたサービスといえる。

同じ調査で電子書籍を提供する上での懸念としては、コンテンツに関するものが最も多く、その他に「継続性」や「利用者への説明」がある。コンテンツに関するものとしては、「価格」や「コンテンツ数が少ない」、「新刊が少ない」などであった。この3点は、平成24年度国立大学図書館協会の調査[7]で既に指摘されており、いまだに解決されていない問題である。「継続性」とは「サービス中止に対する不安」である。これについては、「CLOCKSS」[8]のような取り組みが始まっており、デジタル学術書については対応が可能なのではないかと見られる。利用者への説明は、重要なポイントである。電子書籍は場所をとらないことから図書館の狭隘化対策に有効と考えられるが、同じ理由で、利用者が偶然発見することは期待しにくい。千葉大学附属図書館では、電子書籍のタイトルページなどを印刷して「可視化」して利用につなげているということであった。さらに、ただ存在をアピールするのではなく、「教員との連携のもと、授業などで意図的・意識的に電子書籍貸出サービスを活用する」[2]といった取り組みが有効である。

図書の一部を学生に読んでほしい場合、電子書籍は有効である。教員サイドからすれば、履修者分のプリントを用意するコストを節約することができる。一方学生は、必要箇所を自分に適した形（紙あるいはスマートフォンなど）にダウンロードすればよい。また欠席した場合も自分でダウンロードして読めばよい。事前に必要資料を学生に読ませ、授業ではその内容を深めることで、主体的な学びを実現することが容易となる。

この場合、最大の問題は、活用したい新刊が電子書籍で提供されていないことである。しかし授業で使いたい図書の執筆者の多くは、大学の教員自身である。教員自身が電

電子書籍を活用することが授業の役に立つことを実感し、電子書籍での刊行を前提として執筆にあたるのが、この問題の解決につながるのではないだろうか。そのために、まず、電子書籍を活用した授業の可能性を知ってもらうことが必要となると考える。

6 本学図書館に導入した2種類のeBookシステムの比較

本節では、静岡文化芸術大学図書館・情報センター（以下、本節では本学）に導入された2種類のeBookシステムについて、授業に関連した学生による利用の際の便宜の観点を中心として比較する。

既述のように、2016・2017年度に導入したのは次の2種類のコレクションである。

- ・ NetLibrary (EBSCOhost eBook Collection) （以下、本節ではEBSCO）
- ・ Maruzen eBook Library (MeL) （以下、本節ではMeL）

以下、この2種類のコレクションの機能の比較を行う。なお、本学で洋書を購入したのはEBSCOのみなので、ここでは本学で購入した和書の利用に限って比較する。

（1）コレクション全体の検索

EBSCOは本学ウェブサイトからのリンクで最初に開かれるページで「すべてのテキストフィールド」「タイトル」「著者」「サブジェクト」「Category」「ISBN」「Year of Publication」「出版社」について検索できる。MeLは同様のページで「書名」「著編者名」「目次」「本文」「件名」「ISBN」について検索できる。したがって、学生は、検索したい書籍のタイトル（の一部）またはISBNを知っていれば、いずれのコレクションでも容易に検索できる。

では、特定のテーマに関連する内容を含む書籍を探したい時はどうか。例として、「ベトナム」に関する内容を含む書籍の検索を試みると、以下ようになる。本学に導入済みのeBookでタイトルに「ベトナム」を含むものはないので、EBSCOの「すべてのテキストフィールド」およびMeLの「本文」で「ベトナム」を検索すると、両コレクションで共通して導入している9点がいずれのコレクションでも検索結果として出てくる。この例では、両コレクションの検索機能の使いやすさに差異はない。

EBSCOでは「すべてのテキストフィールド」でのコレクション全体の検索結果から特定の書籍のリンクをたどると、コレクション全体の検索で使ったキーワードについて「この電子書籍からの最も関連度の高いページ」が表示される。一方、MeLでは「本文」でのコレクション全体の検索結果から特定の書籍のリンクをたどっても、そのような機能はない。

（2）個別の書籍内の検索

EBSCOでは書籍のPDF全文のページを開き、書籍タイトルの横のリンクからたどって「検索対象」を選べば、当該書籍内の全文を検索できる。MeLでは書籍の「閲覧」をクリックすると別ウィンドウが開くので、その左側の「単語」タブを選べば検索ができる。なお、MeLでは、

この検索の結果に表示されるページ番号と書籍内の実際のページ番号が一致しない場合がある。

（3）閲覧

EBSCO・MeLとも閲覧時の表示サイズの調整が可能である。両コレクションの主な相違点は次のとおりである。

EBSCOには全画面表示の機能がある。ページの表示は1ページごとである。ページの移動は矢印のクリックまたはスクロールで行う。

MeLには全画面表示の機能はない。ページの表示は1ページごとまたは見開き2ページのいずれかを選択できる。ページの移動は矢印のクリックまたはページ番号の入力で行う。ただし、上述のように書籍内の実際のページ番号と一致しない場合がある。

（4）ページの保存、電子メールでの送信、印刷

これらの操作については、EBSCO・MeLとも1コンテンツあたり60ページ以内に限定されている。

EBSCOではページの保存、電子メールでの送信、印刷の機能が備わっている。これらの機能を使用する際には、「現在のページ」「現在のページおよび次の□ページ」「このセクション」のいずれかを指定して操作する（「現在のページおよび次の□ページ」では希望するページ数を指定する）。ここで言う「セクション」は当該コレクションで書籍ごとにあらかじめ設定されているものである。書籍によってはこの「セクション」が内容上の章・節等と一致しない場合がある。

MeLではページの保存、印刷の機能が備わっている（保存をした上でそのファイルを印刷する）。サイト自体には電子メールでの送信の機能はない。保存は「現在ページのみダウンロード」「現在ページを含む□ページ分をダウンロード」のいずれかを指定して操作する。

（5）リモートアクセス

学生のeBookに関する否定的な感想の一つに、「学内ネットからのアクセスに限定されているのが不便」というものがあつた。eBookを提供している機関の中にはオプションで学外からのアクセスを可能にするシステムを設けているところもある。

例えば、MeLでは、所属機関内からアクセスしてサイト上で登録の手続きを行うと、登録日から90日間は認証IDとパスワードの入力により機関外からもアクセスできる。登録の更新も可能である。EBSCOでも、個人アカウントの作成によりリモートアクセスが利用可能となるが、今回は試行しなかった

授業に関連した学生による利用の際の便宜の観点を中心として比較した場合の両コレクションの主な共通点・相違点は以上のとおりである。相違点に関しては、それぞれに特徴があり、総合的には一概にどちらの利便性が高いとは言えない。同一機関で両コレクションをともに利用する場合には、特に相違点に留意しながら学生に利用のガイダンスを行うとよいと考えられる。

7 情報室図書係の対応

この特別研究に於いて、情報室図書係はeBookの設定、発注処理、Webサイトへのアップ、講義での説明等を担当した。

2016年度に、EBSCO社のeBook"NetLibrary (EBSCOhost eBook Collection)"の導入が決まると、図書係ではまず、先行事例のある静岡県立大学附属図書館の担当者にヒアリングを行い、どのような手順で進めたのかを調査した。それをもとに、EBSCO社の日本総代理店（当時）と協議し、具体的な導入手続や契約条件について確認した。並行して、ヒアリングや協議の結果を特別研究メンバー間で情報共有し、サービスの機能の確認など、図書館・情報センターWebサイトでの公開に向けた準備を進めた。

2016年10月25日にNetLibraryの無料トライアルの設定が完了すると、公開に先立ち、特別研究メンバーと情報室員で操作や閲覧について確認した。その後、11月4日にはWebサイト「お知らせ欄」に掲載して公開し、トライアルの提供を開始した。トライアルはサービス導入を前提としたもので、学内ネットワーク経由で指定のURLにアクセスすると、事業者の指定した和書のトライアルコレクションを自由に利用できるというものであった。実際に利用してみると、5ページ分のダウンロードで2.5MBにも達する容量の大きさや、ダウンロード時に記載される時刻がサーバのあるアメリカ東部時間で記載されること、図書の見開きが洋書ベースに設定されていることなどが分かった。また、11月21日には講義「図書館情報技術論」に於いてこのトライアルを利用し、図書係が受講者にNetLibraryの操作方法等について実習形式で説明した。

トライアル利用と並行して、図書係では発注処理や設定等、正式導入に向けた準備を進めた。価格は主として1アクセス、3アクセスでそれぞれ設定され、eBook1アクセス購入では紙の同書の販売価格を上回っていた。Webサイトへの掲載では、購入が8タイトルと少なかったことから、各書それぞれに直接アクセスするリンク、それに利用マニュアルへのリンクを記載することとした。そして、12月1日にNetLibraryの正式運用を開始し、『地域と図書館』などeBook8タイトルのサービス提供をスタートした。その後、順次購入を進め、現時点で20タイトルを提供している。

2017年度は新たなeBookサービスとして、丸善雄松堂が提供する"Maruzen eBook Library"を導入することとなった。図書係では基本的に前年度の導入例に倣い、諸手続を進めた。Maruzen eBook LibraryにはNetLibraryのような無料トライアルがなく、契約前でも試読ができる仕様となっていた。価格は概ねNetLibraryと同程度であった。

特別研究メンバーの選書をもとに購入を進め、10月27日に丸善雄松堂の設定が完了すると、NetLibraryの際と同様、公開に先立ち特別研究メンバーと情報室員で操作や閲覧について確認した。総じて操作性はよく、ページレイアウトも見やすいとの評価であった。12月1日には正式運用を開始し、『情報メディア白書2017』などeBook8タイトルのサービス提供をスタートした。その後、順次購入を進め、現時点で21タイトルを提供している。

2018年4月12日には、図書館・情報センターWebサイト「電子情報サービス」のコンテンツにeBookのページを設け、購入した41タイトルを一覧形式で掲載し、アクセス環境を向上させた。また、平成30年度の学部新入生向け必修科目「学芸の基礎」に於いて、図書係ではOPACやデータベースと共に、これらeBookの利用方法について、実習形式で説明した。

eBook導入にかかる諸設定は、Webサイト構築の専門知識がなくても対応できるものであった。さらなるeBook導入の課題として、まずはコンテンツ数と価格が挙げられる。

eBook導入に於ける一連の経験は、今後、図書館向けの新たな電子情報サービスが提供される際の対応として、非常に参考となるものであった。

8 おわりに

eBookサービスを本学の図書館に導入し、講義で利用する試みを行った。eBookサービスは、図書館の事務を担当する情報係に大きな負担をかけることなく導入可能である。本研究では2種類のeBookサービスを試したが、いずれのサービスにおいても固有の操作方法を十分に指導すれば、学生のeBook利用に対する抵抗は大きくない。無線LANや高解像度の端末の利用、さらに学術認証フェデレーションの加入による学外利用などの環境を整えば、講義中だけでなく予習、課題レポート等に活用できる可能性は大きいと考えられる。

参考文献

1. インプレス総合研究所、『電子書籍ビジネス調査報告書2017』、インプレス（2017）
2. 植村八潮、野口武悟、『電子図書館・電子書籍貸出サービス 調査報告2016』、電子出版制作・流通協議会（2016）
3. EBSCO Japan 社 <http://www.ebsco.co.jp/>（閲覧：2017年9月14日）
4. 丸善雄松堂社「Maruzen eBook Library」<https://elib.maruzen.co.jp/>（閲覧：2018年11月16日）
5. 「学術認証フェデレーション(学認)とは」<https://www.gakunin.jp/fed/>（閲覧：2018年10月19日）
6. 千葉大学附属図書館 <https://www.ll.chiba-u.jp/remote.html>（閲覧：2018年10月22日）
7. 国立大学図書館協会「大学図書館における電子書籍のサービスに向けて 現状と課題」平成25年6月 <https://www.janul.jp/j/projects/si/gkjhokoku201306a.pdf>（閲覧：2018年10月19日）
8. CLOCKSS(クロックス)：デジタルコンテンツ・アーカイブプロジェクト <https://www.nii.ac.jp/content/justice/project/clockss.html>（閲覧：2018年10月19日）

Current status and issues on support for students with disabilities in Shizuoka University of Art and Culture

小杉 大輔

文化政策学部 文化政策学科

Daisuke KOSUGI

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

西澤 浩子

教務・学生室 修学サポート室

Hiroko NISHIZAWA

Student Affairs Section

障害者差別解消法の施行に伴い、我が国の国公立大学においては、障害をもつ学生に対する合理的配慮の提供が義務化された。これに伴い、各大学では、障害学生支援体制の構築が推進された。本稿では、開室後2年半を経過した静岡文化芸術大学修学サポート室の障害学生支援についての考え方やこれまでの業務内容を整理し、本学の障害学生支援の今後の課題について考察する。

In Japan, the Act for Eliminating Discrimination against Persons with Disabilities was promulgated in 2013. According to this act, universities are mandated to provide reasonable accommodation for students with disabilities. Consequently, many universities have organized and developed support systems for students with disabilities. And it has been two and a half years since the support office at Shizuoka University of Art and Culture started. In this paper, we report on the support activities provided by the support office and we would like to present our views on the issues that we need to address from now.

精神疾患や発達障害をもつ学生が増加し続けている。日本学生支援機構（2018a）が実施した全国の大学、短期大学及び高等専門学校を対象にした「障害のある学生」の修学支援に関する実態調査によれば、2017（平成29）年5月1日現在における障害のある学生（精神障害、発達障害、視・聴覚障害、病弱・虚弱等を含む。以下、障害学生と表記）数は31,204人（全学生数の0.98%、前年度から3,948人増）、障害学生在籍学校数は914校（全学校数1,170校の78.1%）となった。

この背景には、「障害者差別解消法」施行後、各大学等において、障害学生支援体制の整備や取組が進み、それ以前に比べて学内連携が整ったことにより、障害学生の把握が一層進んだことがあると推測されている。

1. 障害者差別解消法と大学における合理的配慮

障害者差別解消法は、それに先立って2006（平成18）年に国連で障害者の権利に関する条約が採択されたことを受け、同条約を批准するにあたって整備が進められたものである。日本は2013（平成25）年に障害者差別解消法を制定し、2014（平成26）年に障害者の権利に関する条約を批准、そして2016（平成28）年に障害者差別解消法を施行している（清水 2016；日本学生支援機構 2018b）

独立行政法人日本学生支援機構が2018（平成30）年3月に発行した「合理的配慮ハンドブック」によれば、この法律は障害者基本法の「差別の禁止」規定を具体化するものと位置づけられ、障害を理由とする差別の解消を推進するための方策、行政機関や民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることによって、共生社会の実現を図ることを目的としている。

この法律では、差別解消を進めるための2つの方策を定

めている。1つ目は差別的取扱いの禁止である。行政機関や民間事業者が事業を行う際、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることで障害者の権利利益を侵害してはならないとしている。2つ目は合理的配慮の不提供の禁止である。行政機関等が事業を行う際、障害者から社会的障壁の除去を必要とする意思の表明があった場合、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁を除去するために合理的な配慮をしなければならないとしている。一方、民間事業者における合理的配慮の不提供の禁止は努力義務となっている。大学等については障害者差別解消法において、国公立大学等は行政機関等における独立行政法人等に該当し（同法第2条3号）、合理的配慮の不提供の禁止は法的義務となっている（同法第7条）。また、私立大学等は事業者等に該当し（同法第2条7号）、合理的配慮の不提供の禁止は努力義務になっている（同法第8条）。

各大学等は、2016年の障害者差別解消法施行に向け、支援体制の整備を進めた。また、文部科学省は、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ：2012年12月）（第二次まとめ：2017年3月）」も策定し、大学等における合理的配慮について詳細な検討を行い、課題も提示して、今後の高等教育機関における実践の方向性を示した。

2. 大学における合理的配慮とは

「合理的配慮ハンドブック」では、合理的配慮の定義について、まず、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」という障害者の権利に関する条約の定義を引用している。また、「障害者から現に

社会的障壁^{注1}』の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないとき』にその『社会的障壁』を除去することとなっている」という障害者差別解消法における合理的配慮の規定が併記されている。

そして、「障がいのある学生の修学支援に関する検討報告（第一次まとめ）」では、合理的配慮は「障害のある者が、他の者と平等に教育を受ける権利を享受・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」であり、その際「大学等に対して、体制面、財政面において、均等を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義づけられている。

また、ここでは、合理的配慮について、障害の社会モデルによる理解が不可欠としている。障害の捉え方にはさまざまなものがあり、その中に医学モデルと社会モデルがある（高橋・高橋 2015）。医学モデルでは、障害は個人に内在するものであり、脳や身体の機能の一部が多くの人と同じようには機能しない状態を指す。このモデルによれば、障害への対応では、治療による症状の改善や訓練による機能の向上を試みることを目指す。これに対し社会モデルでは、ある個人が活動に制限を受けるのは、一部の個人に不便を強いる社会のあり方が問題であるとし、そのあり方を変えることを目指す。たとえば、文字を読むことに困難さがある人の場合、情報提供の手段が印刷物のみであれば、その情報に「アクセス」することができない。しかし、その情報が音声で提示されればアクセス可能となる。つまり、読字に困難のある人が「学修」や「研究」という活動において制限を受ける状況は、情報提供の手段を限定している教育機関の問題であると考えられる。このような一部の人のために活動に制限がかかるような物理的環境や制度、きまりなどが「社会的障壁」であり、この社会的障壁を小さくする取り組みが合理的配慮である。

3. 静岡文化芸術大学の障害学生支援

3-1. 修学サポート室

静岡文化芸術大学では、上述の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」および障害者差別解消法の制定を受け、2014年度から障害等をもつ学生への支援体制の構築に着手した。

まず、障害をもつ学生の修学支援体制の構築をめざし、2014年11月に、修学サポート室を開室した。修学サポート室は、専用の部屋をもち、（おもに発達障害に関する）専門的知識を有する支援相談員1名が常駐し、週4日開室とした。その後、2016年度からは、室長（学生部長と兼任）のもと、支援相談員1名、コーディネータ教員2名、教務・学生室^{注2}の学生担当の職員（以下では事務職員と記述する）1名による支援業務を行うという現在の体制となった。ただし、修学サポート室に常駐するのは支援相談員1名である。

またこの間、2016年3月までに、「障害学生支援に関する基本方針」「障害学生修学支援規定」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」等を制定した。

修学サポート室のおもな所掌業務は、学生の修学に関す

る相談への対応、支援内容の策定、授業配慮申請の手続き、支援学生の家族との連携、教職員や学内部局（保健室、学生相談室^{注3}、キャリア支援室^{注4}との連携、医療機関や発達相談支援センター等の外部機関との連携等である。

学生からの相談の受付、相談対応、家族や学内部局、外部機関との連携に関わる業務は主に支援相談員が担っており、必要に応じて事務職員、室長、コーディネータ教員がそれらをフォローする。事務職員はまた、教務・学生室と連動し、必要に応じて、当該学生の履修状況等の情報を提供する。コーディネータ教員は、心理学、ユニバーサルデザイン等の専門的知識を提供するほか、当該学生が所属する学部・学科の教員との連携を調整する役割を担っている。室長、コーディネータ教員が相談対応に加わることもある。

各支援学生の相談対応については、修学サポート室のスタッフ全員が参加するケース会議で検討、決定しているが、必要な情報はスタッフ間で随時共有し、円滑な支援の実施に努めている。

3-2. 支援の対象となる学生

修学サポート室では、原則的に、障害や疾患等のある学生で修学上の困難を抱える学生であれば、障害者手帳や診断書の有無に関わらず相談を受け付けている。つまり、障害の有無を支援の出発点にするのではなく、当該学生あるいはその周囲の関係者が感じる「修学上の困難さ」を支援の出発点とする考え方である（西村 2018）。そして、相談があったすべての学生について、その状況の確認と整理をおこない、学生の意思を尊重しつつ、支援の必要性や支援の内容を決定していく。なお、これらの一連の手順は、「合理的配慮ハンドブック」にまとめられている合理的配慮の内容の決定の一般的な手順にも合致するものである。

3-3. 相談・支援の流れ

3-3-1. 相談の経路

上述のように、修学サポート室における学生への相談・支援の出発点は、修学上の困難さを感じている学生あるいはその周囲の関係者から相談がなされることである。学生に対しては、メールや電話で事前予約をすることを推奨しているが、直接修学サポート室に相談に訪れる学生もいる。

周囲の関係者には、保健室の職員、教務・学生室の職員、学生相談室のカウンセラー、当該学生の所属する学科の教員、保護者、当該学生の友人が含まれる。

保健室職員からの相談は、心身の不調で保健室を利用した学生の訴えの内容から修学支援が必要と考えられた場合、入学時に入学者全員に記入・提出を求める保健室問診票において、修学上の不安の訴えや修学サポート室への相談の希望が書かれていた場合などが当てはまる^{注5}。このようなケースにおいては、修学サポート室の支援相談員は、まず保健室職員と情報を共有し、当該学生を修学サポート室につなげるように保健室職員に要請、その後当該学生とインテーク面接を行う。

教務・学生室や学生相談室に修学上の相談をした学生が修学サポート室での支援を希望した場合も、保健室の場合と同様、担当者間で情報を共有し、インテーク面接につないでいく。

教員から学生対応についての相談があった場合、当該学生についての情報を収集し、修学サポート室での支援を行う必要があるかについて修学サポート室で協議する。そこで支援を行う必要があると判断した場合、支援相談員もしくは教員から当該学生に修学サポート室への相談を提案することになるが、この場合、修学サポート室に相談するかどうかは学生の判断に委ねられる。学生が修学サポート室への相談を拒否する場合は、必要に応じて教員への助言、支援を行う。また、修学サポート室ではなく、教員が対応すべき問題であると判断されるケースもあり、その場合も必要に応じて教員への助言、支援を行う。

保護者が大学のWebサイト等で修学サポート室の存在を知り、メールフォーム等で問い合わせるケースもある。この場合、後に修学サポート室に来てもらい、相談を行うことになるが、これには保護者と当該学生とで来室するケースと保護者のみで来室するケースがある。後者には、当該学生本人には知らせないで来室するケースもある。

なお、入学が決定した時点で障害や疾患等が明らかになっている場合は、入学前に保護者と学生本人に修学サポート室に来てもらい、支援内容について協議している。

このほか、修学サポート室の支援を受けている学生が、同様の困難をもつ友人に修学サポート室を紹介し、そこからインテーク面接につながるケースもある。

一方、他者から見て支援の必要があるが、学生本人にその自覚がなかったり（本人は困っていない）、本人による申し出が困難であるというケースもある。グループワークの際に周囲とトラブルになる学生や、課題がこなせずに成績や単位取得の面で困り感をもっているが、それを一人で抱え込んでいる学生がこれにあたる。このような学生については、授業担当者、所属学科の教員、コーディネータ教員、教務・学生室職員等が、本人の意向を確認しつつ、申し出そのものを支援することもある。これは、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」において、「本人からの申し出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい」としていることに対応するものである。

取得単位数が標準よりも著しく少ない状態で長期欠席しており、学科教員の呼び出しの連絡にも応じないなど、大学が何もできない状況にある学生もいる。このような学生について教員から相談があった場合、修学サポート室のスタッフで対応を協議したうえで、支援相談員が当該学生本人に連絡し、状況を確認することがある。それでも本人に連絡がつかない場合は、健康状況が良くない可能性も考慮して、保護者に連絡し、状況を確認することになる。結果、休学や退学の決断に至るケースもあるが、修学支援につながることもある。

3-3-2. インテーク面接

原則として、支援についての相談があったすべての学生について、支援相談員によるインテーク面接を実施する。インテーク面接では、修学上の悩み、不安、現在の生活状況、健康状況等の情報収集を行う。その中で、高校生までで受けてきた支援の内容についての情報を収集することも

ある。また、暫定的な支援内容を伝えることもある。ただし、話す内容は学生に委ねられている。ここでは、困っている状況を一緒に整理し、何が問題で、自分には何ができるのか、あるいは問題の解消にはどのような支援、配慮が必要なのかについて、建設的な対話の中で学生自らに理解してもらうことを目指す。

さらに、相談のあった内容を誰に知っていて欲しいのか、つまり、情報開示の範囲についての約束をする。この点については、ゼミ教員のみを知ってほしいというケース、学科教員全員に知ってほしいというケースなど、様々である。本人の同意のもと、保護者との面談（あるいは電話、メール等による連絡）を行い、情報の共有と家庭での支援について相談することもある。保護者が学生の面談に同席することもある。その一方、学生が保護者への情報開示を拒むケースもある。

続いて、インテーク面接で得た情報や履修状況等に関する資料をもとにケース会議を行う。ただし、本人がインテーク面接において、修学サポート室による支援を望まないことを宣言した場合は、原則的には支援を行わない。また、インテーク面接での主訴が休学・退学に関するものである場合、教務・学生室や学科教員につなげることで支援を終えることもある。

修学サポート室での支援が必要ではないと判断するケースもある。たとえば、本人は不安を抱えているが、客観的にみて支援を必要とする状況にないような（履修状況は良好であり、不安を感じる必要がない場合など）ケースである。その場合であっても、本人が希望すれば、面談は継続される。一方、不安が強い場合などにおいて、心理カウンセリングが相応しいと考えられる場合もあり、その場合は学生相談室、より重篤なケースでは心療内科、精神科等の病院を紹介する。ただし、これらを利用、受診するかどうかの判断は本人の意思に委ねられる。

3-3-3. 支援・合理的配慮の内容

修学サポート室での支援が必要だと考えられた場合、支援内容を決定するプロセスに移る。インテーク面接の結果を踏まえ、修学サポート室スタッフがケース会議で支援内容案を作成、支援相談員がそれに基づいて学生本人に支援内容を提示する。そして、本人との対話の中で合意形成を行い、実際の支援を行っていく。

本学で行っている授業における支援、合理的配慮は、履修登録支援、学習指導、スケジュール管理、講義に関する配慮（配慮依頼文書の発行と配布）などである。ここに含まれる内容は、高橋（2016）による障害学生修学支援実態調査の分析結果報告にあげられている発達障害学生への授業支援実施項目のうち、実施校数の多い項目とほぼ一致する。

これらの支援内容について説明する。まず履修登録支援には、学期当初における履修内容の決定（履修状況の把握、優先的に履修する科目の指導、シラバスの確認等）と履修登録手続きの指導が含まれる。学習指導には、授業内容のふり返し、レポート等の課題内容の説明、レポート作成指導が含まれる。レポート等の課題では、その初期段階で課題に手をつけられずに困っている学生が最も多く、課題を理解し、作業をスタートさせることの支援が重要になる。

スケジュール管理には、出席状況、課題の進捗・提出状況の確認が含まれる。これらの支援・指導は定期面談時に行うが、必要に応じて、コーディネータ教員や当該学生の所属学科の教務委員も同席する。

講義に関する配慮には、出席配慮（疾患等に由来する欠席、一時退出への配慮、欠席時の資料の事後提供）、板書支援（黒板、スライドの撮影の許可）、授業内容の資料化および事前提供（スライド内容の印刷提供、拡大資料の提供）、コミュニケーション配慮（講師の話す速さへの要望、映像資料の内容のテキスト化、個別指導、プレゼンテーションの困難さへの配慮など）、座席配慮（聞き取りやすい座席の確保など）などが含まれる。これらの配慮内容は、後述する授業配慮願によって、講義担当教員に伝えられる。ただし、配慮の内容、方法は各教員に委ねられる。

また、授業外の支援として、健康（体調管理、服薬の確認など）、生活管理（食事、睡眠、アルバイト、家事、金銭管理への助言など）、自己理解（特性傾向の理解、コミュニケーションスキルの理解など）、対人関係（家族関係、友人関係、SNSでの対人関係などの問題把握と自己解決支援）、就職活動等に関する支援、進路変更（休学、退学、転学科など）についての応談、学外支援機関への紹介・連携をおこなっている。いずれも、定期面談時に実施している。

3-3-4. 定期面談

支援を継続する場合、支援相談員は、週に1回程度の定期面談により、学生のニーズに応じて、履修スケジュールや試験情報、授業や課題の進捗状況、支援状況の確認等の支援を行う（支援・合理的配慮の項に詳述）。定期面談にコーディネータ教員が同席することもある。また、本人の求めに応じて保護者が同席することもある。また、生活面での支援や服薬などについて保護者に確認を取る必要がある場合、面談に代えて電話やメールで情報を確認することもある。

学生が定期面談に来ないこともあるが、その場合でも、電話やメールで連絡をとり、状況を確認、可能であれば代替の面談を実施する。

この定期面談は、修学支援の重要な位置を占める。一つには、支援内容や授業配慮を含む支援方法が当該学生の修学を本当に支えているのかについて、学生から聞き取り、経過を見続けることで、必要に応じて再検討、再調整を行うことが可能になる。さらに、たとえば発達障害学生の場合、課題提出が滞ったことで授業に出られなくなったり、一度欠席してしまったら翌週から出席できなくなったりするなど、少しの躓きが修学上の問題に発展することがあるので、地道な確認が重要になる。この点は、西村(2018)の富山大学の実践報告でも指摘されている。

また、同じく西村(2018)が述べるように、定期面談は実際の修学状況を確認し対応を考えるだけでなく、学生本人の自己理解が行われていく過程でもある。修学サポート室においても、定期面談を重ねる中で、自己の特性への理解が進み、発達障害的傾向を受け入れ、外部の専門施設での診断につながったケースもある。自己の失敗体験の理由がわかり、自己受容が進むケースも多い。発達障害傾向の学生に限らず、人に言えなかった過去の傷つき体験等の

語りに至ることも多く、カウンセリング的関わりが必要になることも多い。支援員の助言を受け入れて行動を調整していく中で、成功体験を重ね、自己肯定感を回復していくケースもみられる。西村(2018)はこのような過程について、定期面談を通して認知行動療法がおこなわれていくようであると述べている。支援学生が障害や特性を前向きに受け止めることができるようになるまでは時間がかかるが、このような支援は大変重要であると考えている。

なお、(定期的な面談を拒むなどの理由で)定期面談できないケースにおいても、学期当初、学期中、試験終了後をめどに面談を行い、支援ができていないかの評価を行っている。また、一回の相談の後、支援を受ける意思がないことの表明があり、支援を継続しないケースもある。

3-4. 授業配慮願の申請制度

静岡文化芸術大学では、2016年度から授業配慮願の申請制度が始動した。これは、学内で組織的な修学支援を行うために整備された制度であり、授業配慮願を申請することで、学生は授業において希望する支援、たとえば、障害に配慮された資料の提供、体調不良の際の授業中の退室の許可、希望する座席への着席等の配慮を受けることができる。

授業配慮願の申請を希望する学生は、まず、修学サポート室で支援相談員と面談をおこない、そこで、授業配慮申請制度についての詳しい説明を受け、現在の症状や授業内での困難事項について確認される。支援相談の当初に行うインテーク面接がこの面談を兼ねることもある。また、コーディネータ教員が同席することもある。

制度の内容および自らの状況とそれに対して受けることのできる配慮について、学生と支援相談員の合意が形成された場合、当該学生は支援相談員の助言に従って修学支援申請書を作成する。この過程において、情報開示についての約束事を確認する。つまり、病名・障害名を書類上で明らかにするのか、症状のみを伝えるのかの確認である。

学生は、修学支援申請書を完成させたのち、障害者手帳または診断書の写しを修学サポート室に提出する。それを受け、支援相談員が授業配慮申請書を作成し、学生に内容を確認する。さらに、これらの申請書の内容について修学サポート室のケース会議で精査し、必要に応じて、学生本人にも確認を取りながら、授業配慮申請書を完成させる。この過程で、配慮申請した学生の所属学科の教務委員に希望する配慮内容を伝え、意見を募り、その内容について学科会議で情報共有するよう求める。

学生の症状と配慮の内容の例として、視野狭窄の学生に対し、拡大資料の提供を求めた例、疾患による易疲労感のある学生に対し、途中退席の許可や欠席の際の資料のとり置きなどを求めた例、難聴の学生が受講者に含まれる授業の担当者に対し、重要事項や課題の内容は板書や印刷物で伝えること、はっきり、ゆっくり話すよう心がけることなどを依頼した例があげられる。

申請書類の完成後、障害学生修学支援委員会^{注6}で審議を行い、承認後、実施計画書（授業配慮願）が当該学生の所属学部の学部長に通知される。その後、この授業配慮願が学部長から授業担当教員へ通知される。授業配慮願には、履修希望科目、症状等、希望する授業中の配慮が書かれて

いる。授業担当教員は、申請学生が希望する配慮について各自で検討し、可能な限りの配慮・支援を行う。

授業配慮願を受け取った授業担当教員から修学サポート室に、支援内容やその方法についての確認や相談が寄せられることもある。この場合、授業の目標や形式、授業資料の提示方法や配布資料の形式等を確認し、必要に応じてケース会議で対応を検討しながら、学生の支援ニーズとのすり合わせを行う。

ここまで述べてきた授業配慮願は、当該学生が障害者手帳や診断書を保持しており、その障害や疾患等について組織的に周知する必要があるとみなされたケースについてのものである。一方、授業配慮を希望する学生の中には、特定の疾患、障害の診断を受けていない者もあり、障害者手帳や診断書を提出することができない者もいる。この場合、先と同様のプロセスで授業配慮願を発行することができない。本学では、このような場合でも、必要な授業配慮を行うために、修学サポート室長名で授業配慮願を発行し、授業担当教員に通知することがある。たとえば、診断を受けていないものの発達障害の傾向がみられる学生が、障害特性のために朝の講義に遅刻することが多くなることが予想される場合に、講義資料の置き置きを配慮願で依頼するケースなどがこれにあたる。

なお、授業配慮願で教員に依頼した配慮の内容の妥当性や配慮の適切さについては、定期面談等で確認を行い、必要に応じて調整を行うことにしている。

3- 5. 外部機関との連携

先に、発達障害の疑いのある学生については、(本人の同意のもと)地域の発達相談支援センターや専門医につなげることがあると述べたが、発達障害の疑いのある学生に限らず、心身の不調が顕著な場合、病院を紹介し、医師の診断を受けるようにうながすことがある。ただし、診断を受けるかどうかの判断は、学生本人に委ねられる。

病院の紹介は支援の過程のさまざまな時期でおこなわれる。症状が重篤であったり、本人の希望があれば、インテーク時から行うケースもある。

また、学生が自身の症状や対応する医療機関についてWeb等で調べ、自発的に医師の診断を受けるケースもある。

支援中の学生が通院する場合、必要に応じて主治医と連絡をとり、対応について相談、情報共有することもある。

3- 6. 支援学生の障害内容

2017年度に修学サポート室に来談した学生の総数(総来談者数)は161名、そのうち同年度の新規来談者は29名であった。また、2016年度の総来談者数は158名、同年度の新規来談者は38名であった。なお、2018年度は10月末までで、総来談者数は139名、そのうち新規来談者が33名となっている。

支援につながった学生の障害内容は、身体障害(四肢、聴覚、視覚)、病弱(白血病、甲状腺障害、てんかんなど)、虚弱^{注7}、精神障害(うつ病、双極性障害、統合失調症、心身症、ゲーム依存、摂食障害、リストカットなど)、発達障害(ASD、ADHD、LD、吃音症)である。なお、発達障害の診断はついていないが、その疑いがある学生も多数

おり、診断がついている学生数とあわせると最も人数が多くなる。

なお、障害別の割合をみると、発達障害およびその傾向40.4%、精神障害およびその傾向19.3%、身体障害5.3%、病弱・虚弱12.3%、その他22.8%となっている。

4. 今後の課題と展望

本稿では、静岡文化芸術大学修学サポート室で実施している障害学生支援の仕組みと現状について報告した。

修学サポート室では、保健室や学生相談室、教務・学生室と連携し、修学上の困難を抱える学生の相談対応を行っている。修学サポート室に寄せられる相談の件数は年々増加しており、相談内容は修学支援に限らず多様である。当室を訪れる学生とのさまざまなやり取りの中で、私たちも多くのことを学んできた。また、授業配慮願の発行の仕組みの整備、障害学生を対象にした長期履修制度の策定など、障害学生の学びの支援の充実を図る取り組みも進展させてきた。しかしながら、検討すべき課題は山積している。

現状、修学サポート室における支援において重要な課題と捉えているのは、支援学生に対するキャリア支援、とくに就職活動の支援である。障害学生の中には、単位をそろえ卒業するのが精一杯であり、自らの適性を見出せず、在学中に就職活動まで完結させるところまで至らない者が多数いる。支援者も可能な限りの支援を行うものの、大学での生活を支援し、単位をとらせることがその目的になってしまうケースも多い。一方、一般の学生と同様のペースで、かつ良い成績で単位を取得してきたものの、就職活動で大きな挫折を味わったことをきっかけに、支援が必要となるケースもある。たとえば、就職活動を開始するまで、自分に発達障害的傾向があるという現実と直面する機会をもたなかったのであるが、就職活動中の面接等での失敗経験を通して、自己理解、発達障害的特性の理解という大きな課題に直面することになった学生がこれにあたる。このような学生は二次障害を起こすことも多く、結果として、その後の学びがうまく行かなくなり、卒業が難しくなることもある。

「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」で述べられているように、障害のある学生の就職においては、一般的な採用方式と障害者雇用促進に関する諸制度に基づく採用方式があること、卒業後の就労支援機関や就労系障害福祉サービスの利用も視野に入れる必要があることなど、一般の学生に比べて就職活動が複雑になる。これに加え、モデルケースを周辺に見つけづらい状況に置かれていることにより、就職後のイメージを確立しながら、自分に合った就職活動を円滑に行うことが難しい。そこで、この第二次まとめでは、大学等において、対話の中で障害のある学生の意向をつかみながら、早い段階から多様な職業観に関する情報や機会の提供を行うことや、職業観の涵養や自らの障害特性、適性の理解、対処法の習得、権利擁護の知識と理解に資するプログラムの提供、障害に配慮したインターンシップやアルバイトを行うための支援などの取り組みを促進することが重要であるとしている。また、これらの支援や情報提供を行うことは、障害のある学生への支援担当部署、あるいは単独の大学等のみで

は困難であると考えられることから、学外における、ハローワークや地域の労働・福祉機関、就職・定着支援を行う機関、(インターンの実施等を含む)就職先となる企業・団体との連携が必要であるとしている。

本学においても、修学サポート室が、個々の支援学生に対して、定期面談と並行して、キャリア支援室や外部機関との連携のもと就職支援を行い、4年次あるいは卒業後の就職を展望できるようにしていくのが望ましいと考えている。

近年、このような取り組みを実施する大学が増えてきており、支援の参考となる資料が蓄積されてきた。たとえば、九州産業大学では、配慮を要する学生(大学不適応、身体・精神・発達障害等)の卒業期支援として、卒後就労への橋渡しを担う就労移行支援施設と同等のシステムを学内に構築する試みを行っている(鬼塚 2017)。ここでは、学内就労体験(図書館、食堂・売店・清掃関係などの学内委託企業)、学外就労移行支援事業所の見学および体験実習、学内での就労移行支援事業所出張講座等を実施している。

関西学院大学では、発達障害学生に対する修学支援と並行し、就労支援に特化した「キャリア教育支援プログラム」が実施されている(藤田・西岡・大江 2018)。ここでは、社会福祉法人の就労支援員との連携のもと、学生自身の障害特性の理解や就労イメージを具体化させるためのグループワーク、大学図書館における事務作業や軽作業を行う学内実習、就労支援セミナー、特例子会社見学会、進路選択面談などが実施されている。これらは3年生が対象となるが、2年生に対しても、プレキャリア教育支援プログラムにより、3年次の支援プログラムの前段階の準備を行っているという。

発達障害学生に対する就労支援の取り組みとしては、この他にも、プール学院大学における修学支援を行う学生支援センターと外部の就労関連機関との積極的な連携(ハローワーク、就労移行支援事業所、公共機関、特例子会社などと連携したインターンシップなど)の事例が報告されている(高瀬ら 2017)。また、富山大学では、発達障害をもつ学生に対し、3年次からは修学支援と並行して、職種・業界の選択、働く地域の選択、エントリーシートの作成、応募手続きの履行、面接練習等を行う就職支援を実施していることが報告されている。富山大学においても、必要に応じてキャリアセンターや、ハローワーク等外部の就労支援機関との連携が行われている(西村 2018)。

これらの取り組みを参考に、本学でも、修学サポート室で支援を行っている学生への就職支援体制の構築について検討する必要がある。

この他、本学においても、大学生活に困難を感じているにも関わらず主体的に支援を求めようとしない学生をいかに支援するか、というサービスギャップの問題にさらに取り組むべきであると考えている(藤川 2018)。取得単位数の不足のために標準年次での卒業がかなわなかったことをきっかけに修学支援が始まった学生たちの中に配慮を要する学生が含まれることも多く、早期に支援を開始していれば、学業不振の状況を防げたのではないかと感じることもある。

また、たとえば、発達障害的特性のために書字が苦手、時間的に切迫した状況では、判読不能に近い文字を書くこ

とになる学生がいた場合、授業担当者に「課題に真剣に取り組んでいない」と誤解される危険性がある(近森 2018)。これは、本来であれば、当該学生と相談の上で、授業担当者とも書字の困難について情報を共有し、配慮を行う必要があるケースであるが、本人からの申し出がなければ、見過ごされてしまう可能性がある。本学においてもこのようなケースが潜在しているかもしれない。

現在、修学サポート室で支援している学生、とくに発達障害的特性をもつ学生の中には、抑うつ状態などの二次障害を抱えている者も多い。このことから早期支援の必要性を痛感している。

そして、このような学びの困難さが見られる学生に対し、教職員が援助を申し出たり、辛さを理解するひと言をかけたりすることが、支援の第一歩になるのではないかと考える。本学において、このような声かけが日常的になるような風土を醸成してゆくことも、修学サポート室の使命の一つであると考えている。

本学が、すべての学生にとって過ごしやすく、学びやすい場となるよう、今後も日々の支援活動に真摯に取り組んでいきたい。

- ^{※1} 改正障害者基本法(平成23年8月改正法施行)では、この「社会的障壁」について、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会生活における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」としている。したがって、大学等においては、大学等における事物、制度、慣行、観念等により、キャンパス内での移動、施設利用、修学、資格取得、その他の様々なプログラムへの参加等の全ての場面において、配慮を求められる場合が想定される。
- 例えば、運動機能に障害があって車椅子を使っている学生がいたとする。受講したい授業の教室が階段を使わないと行けない場所にあったとすると、階段が「社会的障壁」となり、授業への参加が制限される。この授業で使う教室を車椅子でアクセス可能な教室に変更すれば、社会的障壁が除去されたことになる。この場面での教室変更が、合理的配慮にあたる(日本学生支援機構 2018b)。
- ^{※2} 教務・学生室：履修・試験、免許・資格、留学といった教務関連の相談と、休・退学といった学籍管理、クラブ活動等の課外活動、施設利用等の管理といった生活関連の相談の担当窓口。
- ^{※3} 学生相談室：カウンセラーが人間関係や学生生活上の精神面に関する相談に応じている。
- ^{※4} キャリア支援室：学生のキャリア形成および就職活動を支援する組織。
- ^{※5} 保健室問診票には、現在治療中の病気、アレルギーの有無等のほか、身体面・精神面で気になることや心配事の記述欄がある。また、「人に会いたくない」「やる気が出てこない」「なんとなく不安である」「悲観的になる」などの精神面での不調に関するチェック項目、「コミュニケーションが苦手」「急な予定変更があるとあわてる」「グループ行動が苦手」「指示を聞き逃したり忘れたりする」などの発達障害的傾向に関するチェック項目も設けている。さらに、保健室もしくは学生相談室、修学サポート室に相談を希望するかをたずねる項目もある。
- ^{※6} 障害学生修学支援委員会：障害学生の修学等支援の実施計画の策定や関係部局間の調整を行う学内組織。
- ^{※7} 病弱とは、慢性疾患等のため継続して医療や生活規制を必要とする状態、(身体)虚弱とは、病気にかかりやすいため継続して生活規制を必要とする状態をいう(日本学生支援機構 2015)。

引用文献

- 近森 聡 (2018) 関西大学における障害のある学生の修学支援 精神／発達障害の場合。関西大学人権問題研究室紀要, 75, 43-64.
- 藤川 麗 (2018) 学生相談におけるコラボレーション。教育心理学年報, 57, 192-208.
- 藤田 望・西岡崇弘・大江佐知子 (2018) 高等教育における発達障がい学

- 生のためのキャリア教育支援の取り組みと今後の展望. 関西学院大学 人権研究, 22, 35-46.
- 文部科学省 (2012) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第一次まとめ). http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf (参照日2018年11月8日)
- 文部科学省 (2017) 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告 (第二次まとめ). http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/04/26/1384405_02.pdf (参照日2018年11月8日)
- 日本学生支援機構 (2015) 教職員のための障害学生修学支援ガイド (平成26年度改訂版) https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/guide_kyouzai/guide/index.html#guide_pdf (参照日2018年11月8日)
- 日本学生支援機構 (2018a) 平成29年度 (2017年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書 https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2018/07/05/h29report.pdf (参照日2018年11月8日)
- 日本学生支援機構 (2018b) 合理的配慮ハンドブック. https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/hand_book/_icsFiles/afieldfile/2018/03/14/h29_handbook_main.pdf (参照日2018年11月8日)
- 西村 優紀美 (2018) 発達障害のある大学生の支援: 修学支援から就職後の支援まで. 学園の臨床研究, 17, 5-14.
- 鬼塚淳子 (2017) 配慮を要する学生を対象とした大学内就労移行支援システム創出の試み. 科学研究費助成事業 研究成果報告書 <https://kaken.nii.ac.jp/ja/file/KAKENHI-PROJECT-15K13255/15K13255seika.pdf> (参照日2018年11月8日)
- 清水 浩 (2016) 我が国における障害者関連の法整備及び国の施策の変遷 山形県立米沢女子短期大学紀要 第52号, 31-39, 2016
- 高橋 知音 (2016) 発達障害学生支援の課題. 日本学生支援機構 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査分析報告 第3章 36-67. https://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2017/09/04/03_chapter3.pdf (参照日2018年11月8日)
- 高橋知音・高橋美保 (2015) 発達障害のある大学生への「合理的配慮」とは何かーエビデンスに基づいた配慮を実現するためにー. 教育心理学年報, 54, 227-235.
- 高瀬智恵・松久真実・今村佐智子・小脇智佳子 (2017) 発達障害学生の就労支援ー就労移行支援事業所との連携 “キャンパスチャレンジ”の試みー. プール学院大学研究紀要, 58, 69-83.

バリ島西部ププアン村に伝承される大正琴を起源とする楽器マンドリン

Mandolin Instrument Originated with *Taisho-goto* in Pupuan Village, Western Bali.

梅田 英春

文化政策学部 芸術文化学科

Hideharu UMEDA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management

大正琴は、1912年（大正元年）に、名古屋在住の森田吾郎（1874-1952）により創案、製作された鍵盤付弦楽器である。この楽器は、1915年頃から1940年頃まで、東アジア、南アジア、東南アジアへと広く輸出された。アジアに伝播した大正琴は、その後、それぞれの地域で変容をとげ、各地の音楽の中に取り込まれ、現在まで用いられている。本論文では、インドネシア、バリ島西部タバナン県ププアン村に伝播し、マンドリンとよばれる大正琴を起源とする楽器について概観する。

A *Taisho-goto* is a stringed zither, that is plucked using keys, and was invented in Nagoya in 1912 by Morita Goro (1874–1952). The musical instrument quickly gained popularity in Japan and, from approximately 1915 until 1940, it was exported to East Asia, South Asia and Southeast Asia. Some of the *Taisho-goto* that arrived in Southeast Asia, were remodeled according to local preferences and accepted as local instruments. The purpose of this research report is to describe the mandolin that originated with *Taisho-goto* in Pupuan village, Tabanan district, Bali, Indonesia.

はじめに

1912年（大正元年）に名古屋において森田吾郎によって創作された大正琴は、第一次世界大戦によりヨーロッパから東南アジア、南アジア方面への輸出の止まった玩具に代わり、広くアジア諸国に当初は玩具として輸出されていた（梅田 2017: 58）。その後、各地では伝統音楽に合わせて改良が加えられ、独自の楽器へと変化していった。

本稿は、2018年8月から9月にかけてインドネシア、バリ島で行った日本から伝播した大正琴の調査の報告である。なお、今回、調査対象にしたのはバリ西部のタバナン県ププアン郡ププアン村に伝承する楽器、マンドリン mandolin とそのアンサンブルである。著者は2008年に同郡のプジュンガン村（ププアン村南部）で調査を行い、すでに調査報告としてまとめている（梅田 2010: 71-83, 田中・尾高・梅田 2012: 121-137）。しかし、その時の調査ではプジュンガン村の楽器、アンサンブル、演奏者からの調査しか行ってこなかったため、この楽器の歴史的な側面の記述は、「プジュンガン村における楽器の伝承民族誌」となってしまった。今回は、前回の調査報告に基づきつつ、新たなインタビューや楽器の改良の過程を踏まえ、バリ島西部で演奏されてきたマンドリンとよばれる大正琴を起源とする楽器についての調査報告をまとめた。

楽器の名称マンドリンとププアン村への伝承

マンドリンは、一般に17世紀頃にイタリアから広がっていったリュート型の撥弦楽器を指す。しかしバリ島の場合は、この西洋の楽器との関連については全く言及されない。また、ププアン村ではマンドリンとよばれる一方、南隣のプジュンガン村ではマノリン manolin と呼ばれているが、名称に差異はあるにせよ、マンドリンという楽器名からの転用だと考えていいだろう。

大正琴が誕生してまもない時期の大正初期の大正琴の教則本には、大正琴にと西洋楽器マンドリンの類似点について次のように述べられている。

西洋楽器の「マンドリン」と日本楽器の「八雲琴」とを併合して、所謂西洋楽器と日本楽器の長所の折衷楽器らしく考えます、その故に日本音楽でも西洋音楽でも演奏し易くなつて居るのであると思ひます。（渡邊 1916: 頁数記載なし）

大正琴は其名の示す如く大正新時代に生れたる新楽器にしてマンドリンの八絃より六本を除き残りの二絃を以て演奏する…。（神長 1917: 頁数記載なし）

著者の考えではマンドリンの奏方「ママ」でやるのが一番上品で音楽的であると思ふ而して斯く演奏すべく作られた物と信ずる故に以下述ぶる所はマンドリンの奏方を引用し其れに著者の意見を加へたのである。（神長 1917: 頁数記載なし）

この三つの引用からわかることは、大正琴と西洋楽器マンドリンの音質と奏法の類似である。音質の点からいえば、スチール弦をピックで演奏する点であり、演奏法の点からいえば、トレモロ奏法を用いるという点が、両者の楽器に共通している。マンドリンは大正琴が創作される以前の1901年（明治34年）に日本に導入され、大正琴が創作された大正初期は各大学にアンサンブルが設立される時期と重なることから、このような言及がなされたと考えられる。

この楽器をマンドリンではなくマノリンとよぶプジュンガン村の演奏者への調査（2008年）においては、特に名称に関する伝承はなく、「マンドリン」という名称は間違っていることだけを強調された。一方、今回のププアン村の

調査においてマンドリンの名称の起源については大きく二つの説が伝えられていることがわかった¹。

一つはインドネシア語で中国標準語を意味するマングリン mandalin から派生しているという説、もう一つは少林寺拳法の「少林」が訛って「マンドリン」になったという説である。重要なことは両説ともに「中国」との関わる起源が伝承されていることにある。2008年のプジュンガン村の調査においては「楽器は華人が売りに来て集落に広まった」とされており、それがこの楽器が中国から伝播されたものと考えられていた（梅田 2010: 72）。調査した当時、筆者は華人と日本人が取り違えられて伝承した可能性について言及したが、ププアン村でも同様な言説が楽器の伝播や起源として人々の間では信じられている。人によっては、華人が西ジャワから琴に類似したカチャピ kacapi とよばれる楽器を持ってきたことで、ププアンの発明家がこの楽器を作りだしたと考えている演奏者もいる。ここで重要なことはププアン村がバリ中央部から隔絶された山間部に位置する一村落にありながらも、この地域には早くから華人が進出し、現在でもバリには珍しい仏教や道教の寺院があり、多くの華人系インドネシア人が商業経済を担っている点である（Aryasa 2017: 2-3）。当時、日本から輸出された大正琴は日本人の手で売られたのではなく、当時の商業経済を担う華人たちの手から各地の人々に渡っていった可能性が高く、華人からこの地域の人々の手に大正琴が渡ったと考えるのはププアンの地域的特徴から考えれば当然ともいえる。ただ注目すべきは、この演奏と関わる村落の人々やこの楽器に関する現地の文献には、日本の大正琴との関係は一切言及されていないことである。

なお、今回調査したププアン村では、プジュンガン村にマンドリンが伝承したのは1960年代だと伝えられている²。1960年代にプジュンガン村の人々がププアン村にマンドリンの習得に訪れており、その結果、プジュンガン村に伝承されたという。なお、2000年代にプジュンガン村がこの楽器のアンサンブルの演奏を収録してバリのレーベルであるアネカレコードよりミュージックテープを販売したが、この収録は最初に学んだププアン村の寺院において録音されたという。ただし、現在プジュンガン村ではマノリンの演奏はされなくなっている。

ププアン村で創作された楽器の形態

ププアン村の伝承では、マンドリンを製作した人物は農業に従事していたイ・クトッ・ラストラ I Ketut Lastra（呼称はパン・スカル Pang Sekar）であり、1930年代に華人³が村に伝えたオリジナルの楽器から類似した楽器を新たに作ったと考えられており、その楽器は、現在も孫に伝承されている。

バリ島ではバリ東部カラングス県と今回調査した西部タバナン県では大きくその形態が異なっている。大正琴

と同様にボタンを押さえて右手で弦を弾く奏法はかわらないが、東部の楽器が日本の大正琴のように長方形をしているのに対して、タバナン県の楽器は大きく、表面には彫刻が施されている豪華な楽器だった（写真1）。



写真1：2008年に製作されたプジュンガン村の大正琴（著者所蔵）



写真2：1930年代にププアン村で製作されたとされる大正琴



写真3: 1930年代に輸出用として製造された日本の大正琴（著者所蔵）

これまでの調査ではプジュンガン村の楽器が村で変化したものか、あるいは村外から持ち込まれたものなのかが不明なままであった。しかし今回、調査でププアン村で1930年代に創作された楽器を調査することができた。

写真2の楽器は、ラストラが1930年代に華人から伝えられたオリジナルの楽器をもとに創作した楽器と考えられているもので、現在はその孫が所蔵している。ボタンの部分は交換され50セン、25ルピアなど新しい貨幣が使われているが、かつては古いコインが使用されていたという。この楽器が1930年代に創られたかどうかの真偽はともかく、重要なことはこの楽器が、日本が戦前に輸出した大正琴と極めて類似している点にある。写真3は、1930年代に海外輸出用に製造された楽器である。当時、日本の大正琴には4弦、5弦のものもあったが、標準的な輸出用の大正琴は3弦であり（梅田 2017: 59）、弦の数は当時の本数と一致する。またププアン村で作られたマンドリンは

¹ 2018年9月1日に行ったププアン村在住の演奏者ウィアルタワン I Wayan Wiartawan へのインタビューに基づく。

² 2018年9月1日に行ったププアン村在住の演奏者ウィアルタワンへのインタビューに基づく。ただし、文献によるとプジュンガン村ではそれ以前にもマノリンが演奏されており、1960年代以降に復興したと書かれている（Suriyatini, Sugiarta, Arnawa and Kustiya 1992: 20）。

³ 華人は北部バリのブレレン Buleleng 県トゥムスク Temukus 村の華人により伝承されたという記述もある（Sudirga 2015: 119）。

長方形であるが、日本の楽器と非常に類似していることがわかる。一方、バリの伝統音楽を演奏するためには全音階を必要としなかったことから、ボタンの数は12個に減っている。また1930年代の楽器のレプリカと2008年にプジュンガン村で製作された楽器はともに12個のボタンであることから、この地域のマンドリン、マノリンは楽器の形態に変化はあったもののボタンの数は維持されて、その音域を広げてこなかったことがわかる。今回の調査からは、1930年代に日本で作られた大正琴が何らかの手段によりプブアン村に運ばれ、そこで村人により類似した楽器が製作された後、その形が変化し大型化していったことが明らかになった。

プブアン村におけるマンドリンの復興

1930年代にプブアン村で創作されたマンドリンは、大人数のアンサンブル化をすることなく、マンドリン（2台から3台）、竹笛スリン suling、竹製口琴ゲンゴン gengongの三つの楽器だけのアンサンブルとして友人が集まる場などで演奏されていたという⁴。あくまでも娯楽のための音楽であり、儀礼的な役割は一切なかった。なお、1960年代にプジュンガン村に伝播したマンドリンは、ガムランの舞踊曲などを演奏するために写真4のように大型の吊ゴングを含む10人程度のアンサンブル化していった一方で、プブアン村では1991年には全く演奏されなくなってしまった⁵。



写真4 プジュンガン村のノリンのアンサンブル
(2008年12月著者撮影)

プブアン村においてこの楽器の復元を行ったのは、プブアン村出身の音楽家イ・マデ・ウィアルタワン I Made Wiartawanである。彼はこの復興について次のように述べている⁶。

プブアン村の若い世代は、皆、村の文化に魅力を感じることなく、街へ出ていくことを望んでいました。

そこで、思いついたのは子どもの頃、よく聞いていたマンドリンでした。しかし、そう思ったときはほとんど演奏できる人はいませんでした。もともとマンドリンは演奏グループとしての組織を持っていなかったもので、その伝承システムはほとんどなく、学びたい人ができる人の家を個人的に訪れて習得するものだったのです。

この楽器の演奏を復興するためにはまずは楽器を製作しなくてはなりません。探しているうちに古い楽器が一台残っていることがわかり製作をはじめました。最初は、その楽器を分解するなどして構造を学び、2000年にまず楽器を製作しました。

このインタビューからわかるように1991年に演奏されなくなった楽器マンドリンは、その9年後の2010年、ウィアルタワンの個人的な努力により新たに製作された（写真5、6）。



写真5 ウィアルタワンにより2000年に製作されたマンドリン



写真6 ウィアルタワン製作の楽器によるプブアン村の伝統的なマンドリンの演奏姿勢

⁴ 2018年9月1日に行ったプブアン村在住の演奏者ウィアルタワンへのインタビューに基づく。

⁵ *Nusa Bali*, 27, Juli, 2016.

⁶ 2018年9月1日に行ったプブアン村在住の演奏者ウィアルタワンへのインタビューに基づく。

写真5, 6のように前面には彫刻された板が取り付けられているのと、ネックの部分にも彫刻が施されているが、楽器の構造は基本的には同じであり、写真2のププアン村に残されていた古い楽器と同様、ボタンの数は12個で、スレンドロ五音階が約1オクターブ半演奏できた。ただし弦は1弦増やして4弦とした。なお、ププアン村でのマンドリンの演奏姿勢は、写真6のように、演奏者は胡坐をかいて、ネックの部分の右足先に載せて傾けて演奏した。

楽器を数台製作したのち、ウィアルタワンは演奏グループの結成を試みる。以下はインタビューの内容である⁷。

ププアン村にはまだマンドリンの音楽を演奏できる年配者が何人かいたことから指導をお願いしたのですが、これまで大勢に教えた経験がなくうまく伝承することができませんでした。そこで楽器を製作した2000年に、まずは私が演奏者から曲を習得し、それを自分で次世代に教えることにしました。幸いに若い世代はこの楽器に興味を持つようになり、そうしているうちに、プジュンガン村とは異なる時代に合ったアンサンブルのグループを創設することを思いついたのです。2000年に5台のマンドリンを中心に構成したグループ「ブンシル・ガディン Bungsil Gading⁸」を創設しました。

2000年に創設されたブンシル・ガディンは、その後、村のさまざまなイベントで演奏することになる（Mawan dan Budiarsa 2014: 54）。更にマンドリンは電氣化されていく。成長したグループは、2013年のバリ芸術祭初日のパレードにタバナン県を代表する演奏グループとして参加し（Mawan dan Budiarsa 2014: 55）、また2016年6月26日にはバリ芸術祭のプログラムの一つとして参加した。この時、マンドリンの演奏者は胡坐をかく伝統的な演奏姿勢をとるのではなく、机の上に楽器を載せて、演奏者は椅子に座って演奏した（写真7）。

この芸術祭での演奏で注目すべきは、バリの伝統楽器以外の新しい楽器が多数加わっている点にある。（写真7, 8）。写真7では、エレキベース、写真8には、ジャンベ、ウィンドチャイム、タムタムのような創作楽器が加わる。これ以外にもギターなどが参加している。このようにウィアルタワンは、マンドリンのアンサンブルが現在の若者にも受け入れられるように伝統的な曲に加え、新しい作品を多く作曲し、これまでにないような響きを作りだした。一方、バリの舞踊曲の伴奏もすることで（写真9）、伝統的な作品から創作作品の両方が演奏可能であることを示した。

もう1点この舞台で注目すべきは、舞台装飾である。写真9, 10では舞台後方に赤い提灯が下がっているが、これは、マンドリンが中国起源であることを観客に示すために飾ったものであり、初めての舞台装飾だった。



写真7 2016年のバリ芸術祭で椅子に座って演奏するブンシル・ガディンのマンドリン奏者（菊池和泉氏提供）



写真8 ジャンベ、ウィンドチャイムなどが加わる形態（菊池和泉氏提供）



写真9 バリ舞踊スカル・ジャガットSekar Jagatの伴奏をするブンシル・ガディン（菊池和泉氏提供）

⁷ 2018年9月1日に行ったププアン村在住の演奏者ウィアルタワンへのインタビューに基づく。

⁸ ウィアルタワンによると、ブンシル bungsillは、椰子の実が大きくなる前の小さな塊の部分、ガディン gadingは黄色の椰子の実になる品種をいう。まだ大きな実になりきらない生まれたての椰子の塊のようなグループという意味だという。



写真10 舞台後方にみえる赤い提灯（菊池和泉氏提供）

西洋音階のマンドリン創作と新しいグループ「ギータ・バスカラ・エトニック Gita Bhaskara Etnik」の設立

楽器制作者であり、グループの指導者でもあったウィアルタワンは2016年6月にバリ芸術祭で演奏した後、マンドリンの音域を広げ、さらに西洋楽器とのアンサンブルの可能性を追求するために、西洋音階のマンドリンの製作にとりかかった。つまり、1930年代にインドネシアに伝播した輸出用に製作された西洋音楽の音階をもつ日本の大正琴に回帰していったのである。2017年に完成した楽器が写真11の改良型マンドリンである。この楽器は、最初に製作されたマンドリンと同様、白のボタン12個であるが、黒鍵に当たる音が出るように作られている。ただしボタンの並びは日本の大正琴のように整っているわけではない。この楽器の開放弦はDであり、白ボタンは、左から、E、F♯、G、A、B、C♯、D、E、F♯、G、A、Bとなり、ピアノの白鍵に当たるわけではなく、二長調の音階になっている。この理由は、開放弦をCに調弦すると弦が緩み演奏しづらいことによる。弦は4本ともギターの第2弦（直径0.11ミリ）を用いている。



写真11 2017年に製作された改良型マンドリン

2017年、ウィアルタワンは、最初に製作した楽器を用いたグループ「ブンシル・ガディン」を解散し、新たに改良型マンドリン3台含むグループ「ギータ・バスカラ・エトニック Gita Bhaskara Etnik」を創立し、ププアン村で演奏されていたレパトリリーに加え、西洋音楽の音階を使うことのできる改良型楽器の特徴を生かし、バリの人々

に愛されるポップな音楽の創作にとりかかり、ププアン村を中心に活動を始めた。その時、たまたまププアン村を訪れていたポップ・バリ pop Bali⁹の男性歌手マニック Manik（本名はアナッ・アグン・ングラ・グデ・アルヤ・トゥナヤ Anak Agung Ngurah Gede Arya Tenaya）にその音楽の可能性を見出され、「ギータ・バスカラ・エトニック」はマニックをマネージャーに迎え、グループの新曲《フルムーン Fullmoon》の本格的なミュージック・ビデオの制作を行った。製作費はすべてマニックが集め、2018年2月14日にププアン村にてメディアを集めて記者発表を行い、記者の前で初めて《フルムーン》を演奏した（写真12）。ビデオのロケ地としてタバナンの王宮を借り、大勢のバリ舞踊などをとまなった大がかりなものである。

なおこの作品から、ププアン村ではマンドリンを立てて演奏するスタイルに変更する。これらはすべてマネージャーのマニックの指示であり、ここから新しい音楽スタイルが確立していく。《フルムーン》はダイアトニックを用いる作品であり、ギター、ベース、ジャンベ、スリン、ウィンドチャイムなどが用いられ、洋楽とバリの音楽的要素を取り入れた作品となっている。このビデオはマニックにより、バリのローカルテレビ（Bali TV）のミュージック・クリップとしても数か月流れたことから、バリ全土にププアン村の新しい音楽活動を伝えることになる。



写真12 2018年2月14日ププアン村での記者発表（ウィアルタワン氏提供）

「ギータ・バスカラ・エトニック」は、5月29日に再び新曲《ラワール Lawar》のミュージック・ビデオをyoutubeに発表する。《フルムーン》は器楽曲として発表したが、この曲ではマニック自身がギターを演奏して歌っている作品であり、マンドリンのアンサンブルが、バリのポップ・ミュージックの伴奏の役割を担った。

その後、2018年8月にはププアン村のあるタバナン県の芸術祭に参加するなど活発な活動を行っている。改良型マンドリン製作、彼らの創造的な音楽活動とマニックのプロデュースによって、マンドリンの音楽は、今や小さな山村であるププアン村から、バリ全体に広がりを見せようと

⁹ バリ語で歌われるポップ・ミュージックの名称

している。

おわりに

戦前に日本から伝播した大正琴は、その詳細な経路は不明であるが、バリ西部の山岳地帯の山村であるププアン村に中華系の人々によって運ばれ、それをバリの人々が自身の音楽を演奏するために改良した楽器がマンドリンとして受容された。このマンドリンは、時代とともに盛衰を繰り返しながら、2017年には、日本で誕生した全音階を持つ洋楽器としての日本の大正琴の姿に回帰しようとしている。

この背景は、ポップ・バリの流行、地域のアイデンティティ表出などさまざまであるが、重要なことは、ププアン村の人々が大正琴についての知識がないことである。つまり日本の大正琴の類似品として現在のマンドリンを製作したのではなく、自らの音楽的欲求に基づいて、創作された点にある。楽器は何を演奏するか、というニーズに合わせて改良されていく。つまり現在のププアン村の若者たちが求めるのは、マンドリンを「洋楽器」として演奏することなのである。

付記

本稿は科学研究費「インドネシアにおける大正琴の受容と変容に関する民族音楽学的研究」（研究代表：梅田英春、基盤研究（C）、2018年～2021年）による調査、研究の一部である。

参考文献

- Aryana, I Gusti Made. 2017. Kuasa di Balik Harmoni: Ethnografi Kritis Relasi Etnis Tionghoa dan Etnis Bali di Desa Pupuan, *Jurnal Kajian Bali*, 7(1): 1-16.
- Mawan, I Gede dan I Wayan Budiarsa. 2014. *Revitalisasi Musik Mandolin di Desa Pupuan, Tabanan, sebagai Perkat Budaya Bangsa* (Laporan Penerbitan Dosen Muda), Denpasar: Fakultas Seni Pertunjukan, Institut Seni Indonesia Denpasar.
- Sudirga, I Komang. 2015. *Laporan Penelitian Pemetaan Seni di Kabupaten Tabanan Bali*, Denpasar: Institut Seni Indonesia.
- Suryatini, Ni Ketut, I Gede Arya Sugiarta, I Made Arnawa and Dyah Kustiyati. 1992. *Study Deskriptif tentang Fungsi dan Bentuk Instrumen Mandolin di Desa Pujungan Kabupaten Tabanan*, Denpasar: Dilaksanakan atas Biaya Proyek Operasi dan Perawatan Fasilitas STSI Denpasar.
- 梅田英春 2010「バリ島に伝承した大正琴——タバナン県プジュンガン村のノリン」『ムーサ』11: 71-83。
- 梅田英春 2011「バリ島にもたらされた大正琴——カラングス県アムラブラ周辺のフンティン」『ムーサ』12: 53-64。
- 神長瞭月編著 1917『完全無缺 大正琴獨案内 第一集』東京：三盟舎書店。
- 渡邊迷波 1916『大正琴之譜』大阪：榎本書房。
- 金子敦子 1995『大正琴の世界』音楽之友社。
- 金子敦子編 2003『大正琴図鑑』全音楽譜出版社。
- 田中多佳子・尾高暁子・梅田英春 2012「大正琴の伝播と変容——台湾、インドネシアおよびインドに事例——」『京都教育大学紀要』120: 121-137。

新聞記事

- Sanggar Bungsil Gading Rekonstruksi Alat Musik Warisan Cina, *Fajar Bali*, 27, Juli, 2016.
- Rekonstruksi Mandolin Agar Tetap Eksis, *Nusa Bali*, 27, Juli, 2016.

Musik Mandolin, Alat Seni Musik Masa Penjajahan Jepang, *Bali Post*, 14, Feb, 2018.

Gita Bhaskara Etnik Hidupkan Kembali Mandolin, *Nusa Bali*, 16, Feb. 2018.

Official youtube video

Full Moon (2018年2月14日発表)
<https://www.youtube.com/watch?v=LPqUGIUHRfA>

Lawar (2018年5月29日発表)
<https://www.youtube.com/watch?v=4z8NyoUjHjs>

インタビュー

イ・マデ・グデ・ウィアルタワン I Made Gede Wiartawan
(2018年9月1日、ウィアルタワン宅)

VRテクノロジーを活用した新たな視覚体験についての研究

Research about new visual experience using VR technology

和田 和美

デザイン学部 デザイン学科

Kazumi WADA

Department of Design, Faculty of Design

古田 祐司

デザイン学部デザイン学科

Yuji FURUTA

Department of Design, Faculty of Design

本研究は、近年加速的に進化・普及したパノラマVR（バーチャル・リアリティー）技術を活かした新しい視覚体験の可能性についての実験と開発し、インタラクティブコンテンツの実践的応用とおよびスキル教育への展開と効果、インターネットにおいて配信再生し、さらなるアプリケーションの可能性を模索するものとして研究を重ね、一定の成果が得られたので、これを報告する。

This research will be reported that, we have been developed with an experiment about a possibility of the new visual experience using virtual reality technology which It evolved and spread in accelerating way in recent years, and the practicing applicability of the interactive contents, development to skill education and the effect, is streaming in the internet them, as something to grope after a possibility of the further application, a study, stack, and then we have fixed outcome was obtained.

00.目的

近年のKinectによる動態トラッキングのインタラクティブなコンテンツや、VRゴーグルでのパノラミックな3D空間演出、あるいはプロジェクションマッピングなど、ハイスペックでインタラクティブな空間を実現するハードの進化は目まぐるしいものがあるが、一方でそれらを最大限に活かしたコンテンツ開発・展開はまだまだ発展途上にあり、ハードの進化に追いついていない感が否めない。

メディア系で、映像を制作したり、あるいはウェブやインタラクティブなコンテンツ制作を志向する学生は、それらのハードに大きな期待を寄せていて、それらに対応した高解像度な映像であったり、プログラムを実現したいという思いが潜在的にある。

大学における教育では、これらを実現可能にする場としてもっとも近い場所であるが、授業展開していくにはソフト・ハードともなかなかハードルが高いのが現実である。これらを教員の研究としてハードを試行し、最適なコンテンツ研究・開発を進めていき、その中で興味のある学生有志でコンテンツや使用方法のアイデアを出し合って試作・体験したりPAL2等の地域の遊園地や公共空間のイベントとして展開したり、コンテンツを制作するワークショップを開催するなど地域住民との交流したり、というような、老若男女問わずボーダーレスに楽しめる映像を最大限に活かしたコミュニケーションを図り、最終的に教育に展開することを最終目標とした。

01.前段階・受託研究（2011-2013）での成果

01-1 2011-2013年の産学連携協力体制

2011年4月から委託研究として、以下の産学連携体制で試行が始まり、2012年4月からは、1年間の公益財団

法人浜松地域イノベーション推進機構の助成金を得て、開発が進められた。和田は、主にFlashによるパノラマ動画再生インターフェイスデザイン設計・プログラム開発を担当。

■（株）クロスデバイス

全方位動画再生技術の確立/AR技術連動サーバプラットフォーム構築・DB構築

<http://www.crossdevice.co.jp/>

<https://www.idoga.jp/>

■（有）フィリット

全方位動画の撮影技術の確立撮影映像データの確保

■ アシタもネっ!（株）

データ連携サーバプログラム制作委託

<http://www.asitamo.net/>

01-2 2011-2013年の成果その1

「パノラマVRとGoogleMapsAPIの連携」

自動車の天井に全天周カメラ「LadyBug」を搭載して、運転しながら撮影したパノラマ動画は、同時にメタデータとして「緯度・経度・高度」を取得しているので、このダイナミックデータ（kml）を利用し、インターフェイスでは①Flashが動画の再生ヘッドに同期して、kmlファイルよりcoordinatesを随時読み込み②coordinatesを分解して、緯度・経度のみ抽出し、GoogleMapsAPIを載せているHTML側に送出、③HTMLはリモートサーバ上のGoogleMapsと同期、ページ上のGoogleMapsが随時更新されるという方法で、Web配信用のHTML・JavaScriptのファイル構成でインターフェイスを仕上げた。（図01）



図01 GoogleMapsAPIと連携したパノラマ動画インターフェイス

01-3 2011-2013年の成果その2

「通常版/高画質スイッチ動画ビューワー」

01-2のように開発したメソッドを利用し、具体的なコンテンツとして、「第13回しずおか市町対抗駅伝」公式サイトにおいて、各コースをWeb上で確認できるよう、通常版とHD版といった動画の解像度で配信スピードを考慮した設計のインターフェイスとして公開、配信された。(図02、03)



図02 第13回静岡市町対抗駅伝公式サイト



図03 各コースの動画インターフェイスとメニュー

01-4 2011-2013年の成果その3

「個人制作の静止画パノラマVR」

一方で、和田が個人的に撮影を続けていた静止画でも、パノラマ撮影ができる環境を整え、世界遺産などを撮影したものをパノラマ用にステッチ合成し、雰囲気を変えて作成したFlashインターフェイスに搭載して、鑑賞できるように制作した。(図04、05)



図04 フォルクスオパー ウィーン(Volksoper Wien)



図05 スー・ヌラージ・ディ・バルミニ
(Su Nuraxi di Barumini)

この際、動画は即時移動していくので、パノラマステッチは球体 (Sphere) に貼り付けるエクイレクタングルである必要があり (図06)、カメラがある画像の下側はレタッチできないので大きな穴があくが、静止画の場合は基本的には1枚なので、じっくりレタッチができ、Cube方式で鑑賞できる方法がともに最適であることが確認できたのは一つの成果であった (図07)。

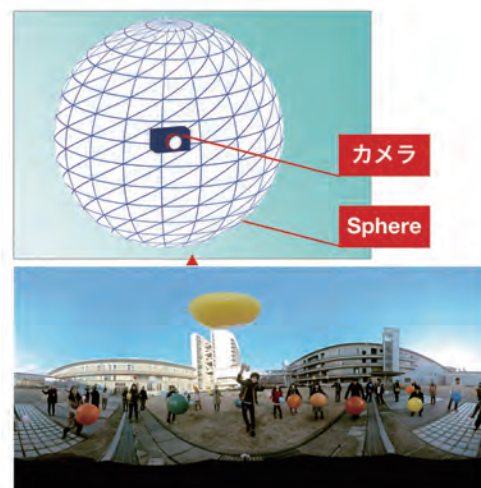


図06 パノラマ画像を球体(Sphere)に貼り付ける原理

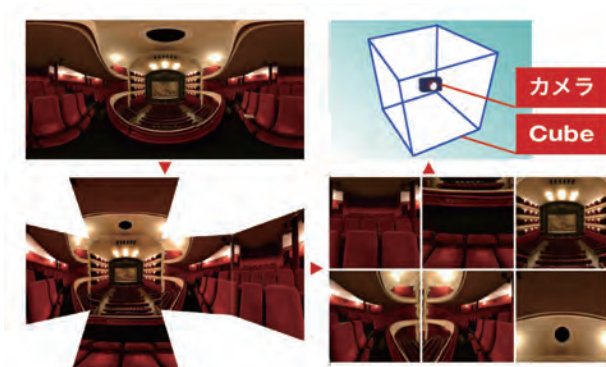


図07 パノラマ画像を直方体(Cube)に貼り付ける原理

02.本研究/H29（2017）での目標値

前段階での成果では、パノラマ動画コンテンツの活用方法についての懸念や、FlashのWeb配信サービスの終了に伴い、代替テクノロジーであるHTML5で同様に制作する事、また動画撮影できる体制作りが課題となり、従ってこれらをそのまま目標値として照準に定めている。

また、今回のVRコンテンツ制作においては、ヘッドマウントディスプレイシステムをプラットフォームとしたパノラマ撮影された全天周実写動画とCGの組み合わせによる仮想環境を構築していく際に、2011年から手掛けたパノラマVRのプログラミングスキルをベースに、ウェブへの転用やプロジェクション・マッピング等による空間展開なども含めた発展形までを視野に研究を深めた。アプリケーションとして、VR機器だけでなく、プロジェクション・マッピングや他のインタラクティブ機器も包括的に扱いながら、かつてお化け屋敷を展開した浜松科学館や浜名湖PAL2などのアミューズメント施設や公共空間への応用展開と実演も具体的に展開して、インスタレーションの実績を重ねることも視野に入れることとした。

03.VRブームの現状

03-1 VRの意味

そもそもVRとは「Virtual Reality」を意味し、2016年はVR（Virtual Reality）元年と言われたが、これは加速度センサ付き両眼視差立体視ヘッドマウントディスプレイ（以下HMDと略）を使ったシステムのラインナップが、ソニーのPlayStation VRの発売で充実するからで、そのため、HMDのことをVRと勘違いしている人も多いが、3D映画のような立体感のあるビジュアルが、どちらを向いても楽しめるのがVRゲームという訳ではない。⁽⁰¹⁾

03-2 基本的な立体視の仕組み

現状、展開している立体視の仕組みとしては、左右の目に違う角度の映像を見せ、その差によって立体感を出しているものであり、言わば現実世界で物を見ているときの両目の視差を再現している。（図08）

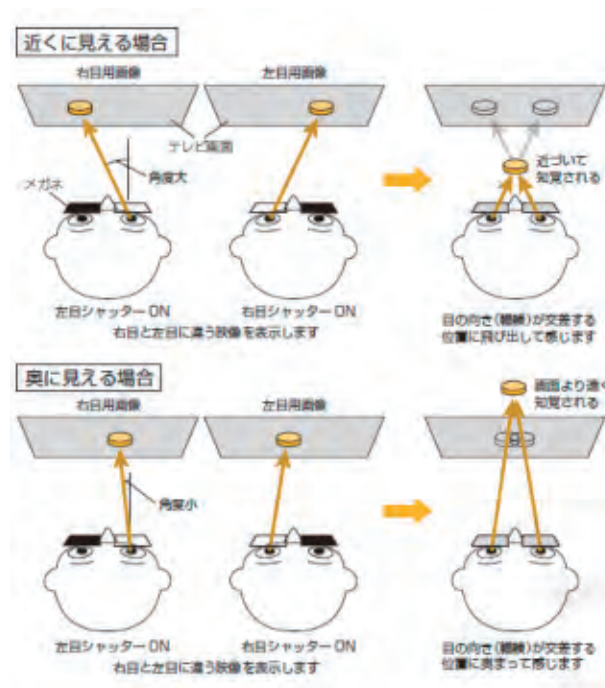


図08 基本的な立体視の仕組み

03-3 VRの元祖

VRの原型が作成されたのは、1838年まで遡り、1838年にチャールズ・ホイートストンが開発し、ディヴィッド・ブリュースターが発展させたこれらのスコープが立体視の元祖と言われている。（図09、10）

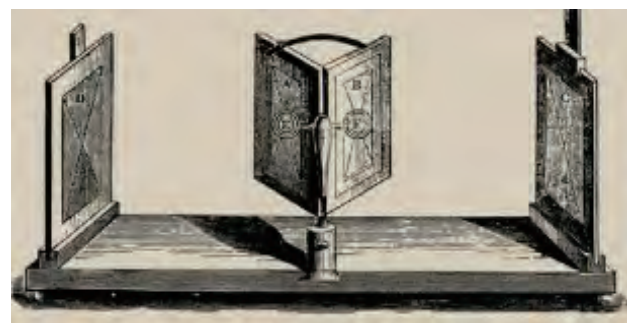


図09 Wheatstone mirror stereoscope



図10 The Brewster stereoscope

03-4 VRの歴史1：ハードウェアによる実現（～1990）

米国にてMorton Heiligが1957年に開発し1962年に特許を取得した[Sensorama]が、おそらく最古のVR機器で、仕組みは原始的だが、フルカラー動画の立体視、ステレオサウンド、座席の振動、風、香りの発生が可能であり、今で言う4DX映画の元祖のような存在である。(図11) また、「ダモクレスの剣」(THE SWORD OF DAMOCLES・図12) という、名前も見た目も非常に現在のHMDに近い形の筐体の開発を指揮したIvan Sutherlandは、グラフィカルユーザインタフェースの先駆けとなるSketchpadを発明した人でもある。続けて、1985～90年にかけてアメリカ航空宇宙局NASA開発したHMD「VIEW (Virtual Interface Environment Workstation) (NASA) (図13)」は、ヘッドトラッキング、グローブによる手のトラッキング、3Dオーディオ、音声認識に対応していた。これは、宇宙での作業を仮想空間で体験したり、ロボットアームを直感的に遠隔操作したりして、宇宙開発に役立てるため開発された。ゲームではないし液晶は単色だったそうであるが、現代のシミュレーションVRの元祖と言えることができる。



図11 The Sensorama machine



図12 THE SWORD OF DAMOCLES



図13 VIEW

03-5 VRの歴史2：ハードウェアによる実現（～2000）

1991年に台頭したその名も「Virtuality」は、Virtuality社が提供していたゲームセンター向けの複合VR筐体として第一次VRとも言えた90年代を巻感した。ヘッドマウントディスプレイから手の動きをトラッキングするグローブまでを組み合わせたゲーム機だった。(図14)



図14 Virtuality



図15 Oculus Rift

03-6 VRの歴史3：ハードウェアによる実現(2001～)

2013年に登場した「Oculus Rift」(図15)は、開発者向けプロトタイプ「Oculus Rift DK1」、DK1 Kickstarter時のコンセプトデザイン。1280×800pixelの液晶パネルを左右に分けて利用する構造のため、1眼あたりの解像度は640×800pixelだった。これを開発したOculusが

実質その後のVR（HMD）ブームを牽引していくことになる。

03-7 VR機器のタイプ

タイプ1：スマートフォン用ヘッドマウントディスプレイ

VR（HMD）ゴーグルのタイプは大きく3種類あり、まずは3,000円代の低価格で購入できるタイプは、スマートフォンを映像モニターとして利用することで画像を投影するシステムを省略している。スマートフォンを装着した状態で、ゴーグルを頭にはめて鑑賞する。（図16、17）



図16 Canbor VRゴーグル



図17 ハコスコ DX2 VR

タイプ2：PS4用ヘッドマウントディスプレイ

元々ゲーム専用機として流通しているSony社「PlayStation」のVR版として、開発されたもの。タイプ1のスマートフォン用と、タイプ3のPC用とも違い、専用機を利用している点で別のタイプと考えられる。（図18）

タイプ3：PC用ヘッドマウントディスプレイ

画像をハイクオリティで実現でき、またストレスなくパノラマVR環境を体験できる装置としては最終形と考えられるPCとセットで構築する全体の複合装置のタイプ。代表的なものとして先述の「Oculus」と「HTC Vive」（図19、図20）があげられる。



図18 Playstation VR セット



図19 HTC Viveセット

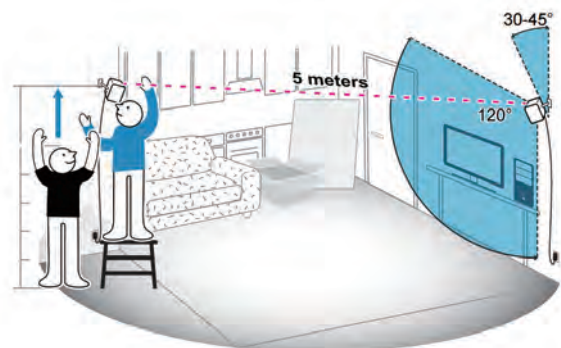


図20 Viveベースステーションのセッティング方法

03-8 PC用ヘッドマウントディスプレイ・ラインナップ

今回の特別研究において使用するシステムとしては、VR（HMD）のラインナップの中で、ハード・ソフト面から充実していると考えられる「HTC Vive」で開発を進めることとした。（図21）

04. VRパノラマ用HMDの仕組み

04-1 立体視+歪み中和で低コストを実現

スマートフォンに接眼レンズをあてがっただけの簡易スマホゴーグル（図22）に見てとれるように、基本構造はOculus Rift、HTC Vive、PlayStation VRもこれと同じで、目の直前で展開する映像をレンズで拡大すると、内

	Oculus Rift	HTC Vive	PlayStation VR
発売年(発売日)	2016.3.28	2016.4.5	2016.10.13
価格(Day1)	599ドル	799ドル	399ドル
重量(g)	470g	555g	約610g
視野(°)	110°	110°	約100°
解像度(ドット)	有機EL	有機EL	有機EL
映像・音声出力(接続)	約3.5インチ×2枚	約3.5インチ×2枚	約5.7インチ×1枚
映像出力(解像度/フレーム)	2160×1200 (1080×1200×2枚)	2160×1200 (1080×1200×2枚)	1920×1080
音声出力(解像度/フレーム)	1080×1200	1080×1200	960×1080
HMD本体の接続方法	ペンタイル型	ペンタイル型	ストライプ型
コントローラ(動作/振動/ボタン)	20ms未満	22ms未満	18ms未満
動作範囲(自由度/範囲)	90Hz	90Hz	120Hz
動作範囲のセンサー	磁気センサー、加速度センサー、ジャイロセンサー、赤外線カメラ (Constellation Sensor)	磁気センサー、加速度センサー、ジャイロセンサー、赤外線カメラ (Lighthouse Base Station)	磁気センサー、加速度センサー、ジャイロセンサー、赤外線カメラ (PlayStation Camera)
HMD本体の接続方法	赤外線LED×44基	赤外線センサー×32基	赤外線LED×9基
位置検出範囲(°)	水平70°×垂直45°	水平120°×垂直120°	水平100°×垂直70°
位置検出範囲(°)	4.0m	6.0m	4.4m
付属コントローラ	Xbox One コントローラ×1	ワイヤレス専用 コントローラ×2	別売り
ヘッドセット	本体組み付け	なし	イヤホン同梱
マイク	本体内蔵	本体内蔵	本体内蔵
動作システム	Windows PC	Windows PC	PS4 / PS4 Pro

図21 3大VR HMDの比較

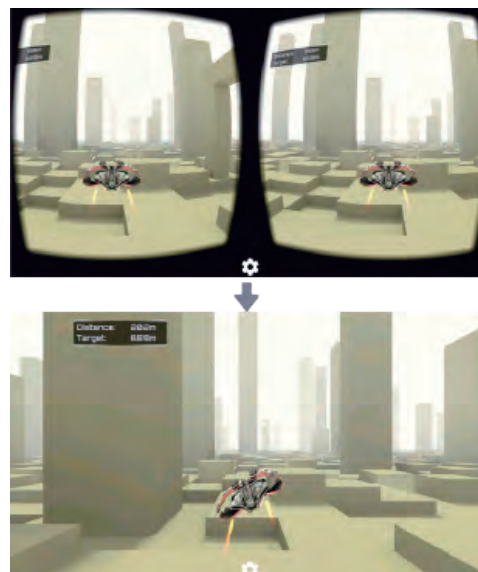


図24 VR StarElude「VRモード」「通常モード」



図22 Panoramic Worlds製「携帯型VRグラス」

側に歪んでしまうのを、あらかじめ映像生成側で膨らませておいて、その歪みが、レンズで吸収されて相殺する仕組みを原理(図23、図24)としたことが、VR(HMD)装置を全般的に低コストで実現でき、VR(HMD)ブームの要因になったものと推察できる。

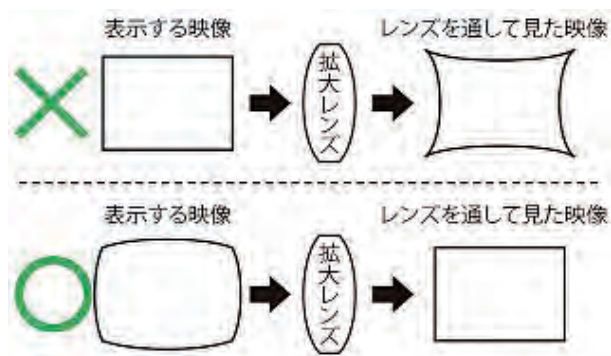


図23 光学的な歪みを映像生成側で吸収する仕組み

04-2 HMDに搭載されているセンサー

また先述したどのタイプにも搭載されているセンサーは、VR体験においては、非常に重要であり、以下のものを活かしたコンテンツ制作が推奨される。

磁気センサー……………位置、角度の検知・磁力を検知して方向を示すセンサー

加速度センサー……………モーションセンサーとも言い、傾きや動きに振動と衝撃を検出

ジャイロセンサー……………回転速度を検知するセンサー・VRやARでは回転する速さに合わせて描写位置を決める

赤外線カメラ・赤外線レーザー……………ヒトの目では見ることができない光(infrared/IR)を見る・対象物の温度を検知・サーモグラフィあるいはリモコン

04-3 VRパノラマの定義と本研究の立ち位置

ところで今回、厳密にVR業界の全体像から、私たちがやろうとしている実写撮影と虚像空間の合成あるいはVRコンテンツはどの辺の立ち位置かというと、完全にVRでもなく、現実空間との中間、境目としての「拡張テレプレゼンス」あたりになると考えられる(図25)。

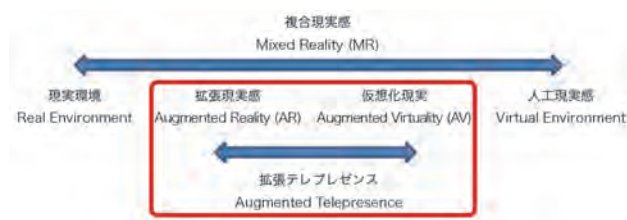


図25 Reality- Virtuality (RV) Continuum

05. パノラマVR作成環境

05-1 パノラマVR映像撮影（静止画）

システム： Nodal Ninja（雲台）
Sigma（レンズ・対角魚眼）
ソフト： PTGui（ステッチ）
Pano2VR（HTML5）

05-2 パノラマVR映像撮影（動画）

システム： Insta360pro
ソフト： Insta360 Stitcher

05-3 パノラマVR空間展開（システム）

システム： PC用HMD： HTC Vive
ソフト： unity
+SteamVR

05-5 Webインタラクティブ・コンテンツ制作

システム： Ajax（JavaScript）
ソフト： HTML5/JavaScript/xml



図28 SUAC VIRTUAL CAMPUS TOUR マルチメディア室

06. 本研究における成果

06-1. VIRTUAL CAMPUS TOUR

https://www.suac.ac.jp/virtual_campus

本研究における成果の一つとしては、Webコンテンツとして仕上げた本学公式サイト上の「VIRTUAL CAMPUS TOUR」があげられる。遠方の受験生には、来校せずに学内施設の様子が手に取るようにWeb上で仮想体験でき、他校ではまた実現できていないコンテンツである。（図26、27、28）



図26 SUAC VIRTUAL CAMPUS TOUR メニュー



図27 SUAC VIRTUAL CAMPUS TOUR 講堂

06-2. オープンキャンパス

「SUACお化け屋敷 with HTC VIVE」



図29 SUACお化け屋敷 with HTC VIVE



図30 大学オープンキャンパスでのVRお化け屋敷体験の様子

06-3. 古田祐司教授撮影「EUROPE VR」

@IEEE/VR2018 (Reutlingen, Germany)

成果の一つとして、最後にあげたいのは、共同研究者の古田祐司教授が3月に行われたVR学会「IEEE/VR2018」に参加する前後に、Insta360Proを持参して撮影してきたパノラマ画像を掲載する。約1週間の旅程中、ゲーテアムム（ドルナッハ、スイス）、ロンシャン礼拝堂（フランス）、ピラトゥス山（スイス）、マリエン教会（リューベック、ドイツ）など、約25カットも精力的に撮影をこなし、入院される直前まで、このレタッチ作業をしていたと思われる。



図31 [IEEE/VR2018]会場シュタットホール（ロイトリンゲン、ドイツ）



図32 ピラトゥス山頂上（ルツェルン、スイス）



図33 古田祐司教授が撮影したInsta360pro撮影の動画の数々

引用・出典

- (01) ゲームをおもしろくするコツ
第3回 来るべきVRの世界—立体視の歴史、ゲームの目指すべき方向
<https://gihyo.jp/lifestyle/serial/01/game-interesting-knack/0003?page=1>
- 図08 基本的な立体視の仕組み
PSVRを機に振り返るVR・立体視ゲームの歴史
<http://noziru-storage.net/vr-or-stereoscopic-video-game-history/>
- 図09 Wheatstone mirror stereoscope
Stereoskop Charlesa Wheatstone'a - drzeworyt lata czterdzieste XIX w. (autor nieznaný).
- 図10 The Brewster stereoscope 1849
File:PSM V21 D055 The brewster stereoscope 1849.jpg
Unknown - Popular Science Monthly Volume 21
- 図11 The Sensorama machine
(scriptanime.wordpress.com)CC BY-SA 4.0
From Wikimedia Commons, the free media repository
- 図12 THE SWORD OF DAMOCLES
Sutherland, I. E. (1968). "A head-mounted three dimensional display". Proceedings of AFIPS 68, pp. 757-764
- 図13 VIEW
The Virtual Interface Environment Workstation (VIEW), 1990
Page Last Updated: June 12th, 2014
Page Editor: Lois Rosson
NASA Official: Brian Dunbar
Partnership with VPL Research, Inc.
https://www.nasa.gov/ames/spinoff/new_continent_of_ideas/
- 図14 Virtuality
Virtuality社
Virtualityゲームセンター向けの複合VR筐体(Virtuality社)
<http://web.archive.org/web/19970414021034/http://www.virtuality.com:80/docs/index2.htm>
- 図15 Oculus Rift DK1
VR Watch:VRハードウェアの基礎知識。歴史や仕組み、3大VR HMDの比較まで
https://www.watch.impress.co.jp/headline/docs/extra/vr/1060434.html#003_s.jpg
「VRコンテンツ開発ガイド 2017」
- 図16 Canbor VRゴーグル
<http://jiyukenyusha.com/headmaunt-display/>
- 図17 ハコスコ DX2 VR
スマートフォンを収納して使う簡易型VRヘッドセット「ハコスコDX2」のレビュー
<http://juggly.cn/archives/208470.html#>
- 図18 Playstation VR セット
<https://www.jp.playstation.com/psvr/>
<https://vrinside.jp/psvr-detail/>
- 図19 HTC Viveセット
VRヘッドセット「HTC Vive」最新情報まとめ 価格・スペック・おすすめゲーム・アプリなど(018.07.23)
<https://www.moguravr.com/htc-vive-9/>
- 図20 Viveベースステーションのセッティング方法
https://www.vive.com/jp/support/vive/category_howto/tips-for-setting-up-the-base-stations.html
- 図21 3大VR HMDの比較
VR Watch:VRハードウェアの基礎知識。歴史や仕組み、3大VR HMDの比較まで
<https://www.watch.impress.co.jp/headline/docs/extra/vr/1060434.html>
- 図22 Panoramic Worlds製「携帯型VRグラス」
- 図23 光学的な歪みを映像生成側で吸収する仕組み
VR Watch:VRハードウェアの基礎知識。歴史や仕組み、3大VR HMDの比較まで
https://www.watch.impress.co.jp/headline/docs/extra/vr/1060434.html#006_s.jpg
- 図24 VR StarElude 「VRモード」「通常モード」
VR StarElude
<https://gameappch.com/app/?app=02378>

図25 Reality- Virtuality (RV) Continuum

NAIST-IS-MT0951019
修士論文「無人飛行船から撮影された全方位動画をを用いた蓄積再生型拡張テレプレゼンスシステム」大倉史生
2011年2月3日
奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科情報システム学専攻

その他参考文献

- (01) 360度VRパノラマ制作パーフェクトガイド—この一冊ですべてわかる!
久門 易 (著) 秀和システム (2011/12)
- (02) VRコンテンツ開発ガイド2017
西川 善司 (著), 古林 克臣 (著), 野生の男 (著), izm (著), 比留間 和也 (著)
エムティエヌコーポレーション (2017/5/16)
- (03) UnityによるVRアプリケーション開発 —作りながら学ぶバーチャルリアリティ入門
Jonathan Linowes (著), 高橋 憲一 (翻訳), 安藤 幸央 (翻訳), 江川 崇 (翻訳), その他
オライリージャパン (2016/8/26)
- (04) VRエンジニア養成読本 (Software Design plus)
養成読本編集部 編
技術評論社 (2017/4/11)
- (05) VR Inside
VR/AR/MRの未来を創るビジネスニュースメディア
Oculus Rift情報まとめ! 価格からおすすめゲーム・動画などオキュラスリフトの全てを紹介!
<https://vrinside.jp/oculus-detail/>
- (06) HMD比較検証! (初級編です)
Oculus Rift製品版 vs HTC Vive
<http://www.solidray.co.jp/data/news/161021.html>

A Practical Method to Encourage Concept Level Creation

岩崎 敏之

デザイン学部 デザイン学科

Toshiyuki IWASAKI

Department of Design, Faculty of Design

2018年10月7日に実施された第31回もくもくまつりは、これまでと異なる形で、初めて本学内で学生が企画する形で実施された。筆者は、主催者と企画運営に携わった学生たちとの調整役を担った。一方、筆者は建築構造を教える上で、『体・相・用-構造デザインモデル』を提示して、建築構造学の知見を得るためのアクティブラーニングについて考察し、概念レベルの創起ができるように導くことが重要であることに気づいた。

本稿では、もくもくまつりに関わった学生が学んだことからについて考察し、実施プロセスの中で、概念レベルの創起があったことを示す。さらに地域連携実践演習の授業の枠組みが、ここで示した学び方を提供できるものであることを確認する。

The 31st MOKUMOKU Festival was held on 7th October 2018 and was planned entirely by students for the first time in festival history. As the organizing coordinator, the author describes how he advised students in their planning and operation. Next, the author discusses how, in teaching architectural structure, he presents "a structural design model" and how active learning can be utilized to obtain findings of architectural structural studies. This led the author to the realization of the importance of concept level creation. The paper then considers what students involved in the MOKUMOKU Festival learned and demonstrates how concept level creation took place in the implementation process. Finally, the author confirms that the community collaborative practicum course framework is a useful method to provide opportunities for the type of learning shown here.

1. はじめに

2018年10月7日に実施された第31回もくもくまつりは、これまでと異なる形で、初めて本学内で学生が企画する形で実施された。筆者は、主催者と企画運営に携わった学生たちとの調整役を担った。一方、筆者は建築構造を教える上で、『体・相・用-構造デザインモデル』を提示して^{[1][2]}、建築構造学の知見を得るためのアクティブラーニングについて考察し^[3]、概念レベルの創起ができるように導くことが重要であることに気づいた^[4]。

本稿では、もくもくまつりに関わった学生が学んだことからについて考察し、実施プロセスの中で、概念レベルの創起があったことを述べる。さらに地域連携実践演習の授業の枠組みが、ここで示した学び方を提供できるものであることを確認する。

2. もくもくまつりの企画運営に関わった学生たちの学び

2.1 もくもくまつりに学生が関わった経緯

もくもくまつりは 西部木材需要拡大推進協会が主催するイベントで、これまでほぼ毎年実施されてきて、平成30年で第31回目を迎えることになった。これまで以上に木材や森林についての啓蒙を学生や小学生・一般市民に広く行うことができるイベントにしたい、そのため、本学の学生たちが企画・運営に関わり、本学の学内施設を活用して実施したいとの意向が主催者側から伝えられた。筆者がその意向を担当科目の構造力学の履修者に伝えたと、4名の希望者が名乗り出て、この話を進めていくことになった。

2.2 学生の関与

1) 活動履歴

学生の活動履歴は次の通りである。主催者との打ち合わせは、筆者の研究室にて行われた^(写真1)。

- ・第1回 5月14日(月) 18:00-19:00
主催者と協力学生との初顔合わせ
- ・第2回 6月13日(水) 終日
天竜の林産地^(写真2)、木材市場^(写真3)、製材所^(写真4) 見学
- ・第3回 6月18日(月) 18:00-19:30
主催者へ 原企画案の提示
- ・第4回 7月30日(月) 18:00-19:30
主催者へ 実施企画案の説明
- ・第5回 8月20日(月) 14:00-18:30
木材加工工場の見学 主催者への実施企画の説明
- ・第6回 9月18日(火) 17:30-19:00
実施会場にて、開催前の最終打ち合わせ
- ・前日準備 10月6日(土) 10:00-20:00
- ・当日開催日 10月7日(日) 10:00開始
16:00終了 19:00 片付け完了
- ・最終回 11月7日(水)
17:00-18:30
決算報告と振り返り

2) 業務内容

学生は企画段階から実施内容、実施方法を含めて検討を重ねた。具体的に関わったことからは次の通りである。

- ・全体構想の策定
- ・リーフレット、ポスター^(図1)
のデザインおよび印刷発注



図1 学生が制作したポスター



写真1 研究室での打ち合わせ風景



写真2 天竜の林産地の見学（平成30年6月13日）



写真3 木材市場の見学（平成30年6月13日）



写真4 製材所の見学（平成30年6月13日）

- ・リーフレット等の事前配布
- ・会場のレイアウトの策定
- ・当日スケジュールの策定
- ・展示物等の制作ならびに手配
- ・当日運営の協力学生の手配
- ・前日準備 当日の運営・撤収

なお、木材や展示用の苗木の手配、資金管理と後援や協賛の依頼、新聞社への告知は、主催団体により行われた。

3) 費用負担など実施運営体制

このイベントは次の体制で行われた。

- ・実施に関わる費用負担はすべて主催者が担う。
- ・事前準備および当日運営には、学生はボランティアで関わる。

2.3 実施概要

もくもくまつりの実施概要は次の通りである。

- ・開催場所 静岡文化芸術大学 自由創造工房および176大講義室
- ・開催日時 平成30年11月7日 10:00-16:00
- ・参加条件 無料 事前予約不要
- ・企画内容 来場者は自由創造工房で受付した後、次の順に会場を巡る。

①展示パネルで木に関する知識を得る（予習）。(写真5)

②大講義室(写真6,7)に移動して、8つのクイズに答え全問正解すると双葉（木の薄板の特注品）を受け取る。全問正解できない場合もスタッフから答えを教えてもらえるため、最終的には全員が双葉を受け取ることができる。

③再び自由創造工房に戻り、受け取った双葉に記念の出来事を書いて、巨大年輪オブジェ(写真8)の該当する年の位置にその双葉を刺す。

④その場所で記念撮影をし、そのインスタント写真を貼り付けた木のプレートに装飾を施して持ち帰る。

・来場者数

開場直後に来場者が集中するなどして、正確な人数を把握できなかったが、配布した木のプレートの数が予定枚数の80枚を超えていたため、80組以上、300名から400名の参加があったものと認められる。

・来場者の反応

ゲーム感覚で木に関する知識が得られたこと、大講義室の演出、年輪のオブジェに双葉を指すこと、記念撮影をした写真を貼った木のプレートを持ち帰ること、一連の学生の考えた企画の流れ全てが好評に受け止められていた様子が確認できた。参加した子供達も含めて、多くの来場者から喜びの感想を当日の運営に関わった学生達も得ていた。

2.4 企画運営に関わった学生の振り返り

(1) 中心メンバー4名の振り返りのコメント

中心メンバーに対するヒアリングから得られたコメント

・授業の建築設計課題と異なり、現実になるというプレッシャーが大きかった。直前のトラブル等を乗り越え、サポート学生や主催者の方々の助けにより形にできたことに感謝する。作業を前倒しで行い、サポーターへの早めの連絡する必要性を強く感じた。それらが不十分であったにも関わらず、皆さんの臨機応変の対応に助けられた。

・規模の大きなイベントの実施に関わること初めてで、手探りで不慣れゆえの困難に直面したが、価値ある体験を通



写真5 パネル展示会場 準備風景



写真6 大講義室 準備風景



写真7 大講義室 設置されたヒノキの苗木

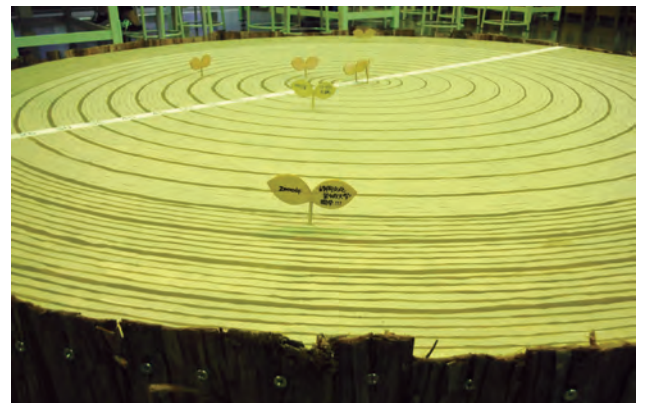


写真8 巨大年輪オブジェ

して、成功させることができた喜びを感じた。何よりも喜んでくれた子供達の姿や笑顔が嬉しい。

・広報活動に関して、情報の整理を早めに行って告知を早く行うべきであったが、遅れ気味になったことを反省している。来場者から良い感想を聞いたことが喜びに感じるとともに、自分自身が木について考えることができた意義は大きい。

・作業の進行が遅れ気味であったため、詰めが甘くなったと反省している。薄板の双葉の軸が折れやすかったなど、デザインの工夫の余地があった。双葉に一番楽しかったことを書くように促した際に、今日が一番楽しいと言ってくれた子供がいて感激した。

(2) サポートメンバー12名からのアンケートへの回答

図2の動機のもとで加わった1年生9名、3年生3名にアンケートへの記載を促し、次のような感想を得ている。

・良かったと思える点

ゲーム感覚で実施されていたクイズの方法/教室の空間演出、年輪、思い出のフォトフレームなど工夫された企画内容/はじめに学習して、それを後に生かすという構成/木のある空間が、匂いなどからも木を感じられてとても癒された。/全体的にデザインが可愛らしく、木に愛着をもてるような企画だった。/木を直接さわれるところ/自分自身が木について知らないことが多かったので、とても勉強になった。/準備のときの先輩方の雰囲気/いろんな先輩と話せた。/地域の人とコミュニケーションが取れて楽しいと

● 友人に頼まれたから ● 主なメンバーを助けたいと思ったから
● 面白そうだったから ● 良い経験になりそうと思ったから

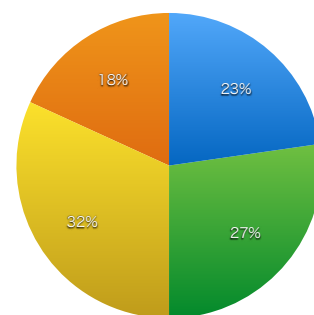


図2 サポート学生の参加の動機

ころ/多くのひとと触れ合えて、文芸大ならではの素敵なボランティアができた。

・もっとこうした方が良かったと思われる点

○×クイズが一問じゃなくてももう何問かあるとよかった。/大講義室でのミニゲームが、ゲームごとの時間の差があり、混むゲームとすぐに終わってしまうゲームで人が待つことがあったので、時間配分を均等にするとよいと思う。/また、ゲームの場所が分かりずらかったようなので、高い旗など立てるとよいかもしれない。/準備の段階で人が少ないかなと感じたので、学生の興味も引く必要

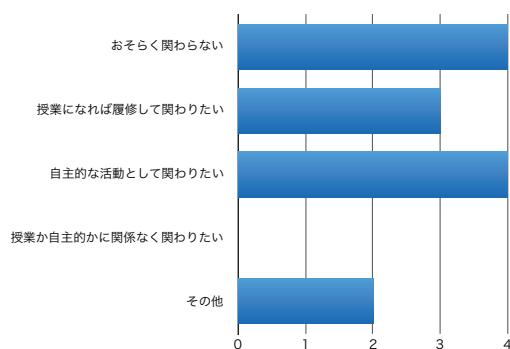


図3 サポート学生の次回の関わり

があったかなと思います。/お年寄りの方が階段が辛そうだったので平坦なところだと思います。/木の香りをもっと漂わせたい。/大人の方が多かったので問題がもう少し難しくてよかった、仙人のところに行く人が少なかった。/大講義室だけでなく、出会いの広場など順路がわからなくなならない程度に場所を分散させた方が良い。/大講義室は高齢の方が結構転けそうになっていたの場所を考えるべきかなと思った。/無給でやるべきではない。/単位や給与も絡めてもう少しスタッフを増やすべきだと思った。早くから企画のことを知れていたらよかったな、と思います。/休憩のシフトをしっかりと組んでほしい。/お昼休みの時間が減ってしまう人がいたので、時間管理をしっかりしたほうがいい。

2.5 主催者からのコメント

主催団体の方々からは、次のようなコメントがあった。

- ・ 予習用の展示パネルが好評で、他のイベントでも活用したいとの声があった。
- ・ これまでの主催者では行えなかった企画内容であり、山に見学に行って得たという学生の感覚が、手垢にまみれた自分たちにはないものであった。
- ・ 来場者が喜んでくれると苦勞が報われる。そう感じてくれた学生の経験が重要であり、今後も楽しませる側で物事に関わってもらいたい。
- ・ やってみようというパワーに感心した。今後も何かに関わることを楽しいと思ってもらいたい。
- ・ 経験しないと感情が入ってこないの、その経験こそが重要。目的に応じた手段と予算の計画が重要。主催者が笑顔になれたかどうか成功の判断材料であり、その点において今回は成功したと言える。

2.6 総括

関係者の振り返りのコメントから推察して、今回のイベント企画に学生が協力したことの意義として、次のようなことがらを挙げることができる。

- ・ 木材資源の保全や利活用や浜松の木材について、参加学生が体験的に学ぶことができた。
- ・ 予算を適切に活用して実際のイベント運営を行うことによる社会体験の機会が得られた。
- ・ 地域の団体が主催している企画に、直接的に学生が関わるにより地域貢献できた。
- ・ 学生が企画に関わるにより、企画の内容そのものが

学生視点でより良いものとなった。

・ 地元小学生等の参加者とも学生がつながる機会を持つことができた。

3. 建築構造デザインモデルの関連性

3.1 建築構造デザインモデル

筆者は、未だ確立できていないと見受けられる建築構造デザインを学ぶにふさわしい教育課程の構築にあたり意識すべきことを示し^[1]、建築の構造デザインを学ぶ学生に対して 普遍的な工学原理を教える際にイメージしておくべき『体・相・用-建築構造デザインモデル』(図4)^[3]を提示した^[3]。図1は、最上層に作り上げられる建築を〔用〕として位置づけ、それを成立させるためには中間に位置させた材料と構法で実体あるものにするための〔相〕が必要であり、さらに、そのためには最下層に位置づけた〔体〕として、そもそもの原理原則を記述して向き合う必要があることを示している。

筆者は 自らの授業実践を振り返り、ディープ・アクティブラーニングの考え方や照らし合わせることにより、建築構造デザイン教育の方法について考察した^[3]。〔相〕の知見と〔体〕の知見をつなぐ思考が必要であり、その思考方法を学ぶためには、〔相〕と〔体〕を行き来するトレーニングが必要となる。このとき、実体としての〔相〕をどう解釈して捉えるかということを思考し、またその記述方法がどう適用しうるかという考察を行うことになる。ディープアクティブラーニングの過程では、この間の思考的往来が行われているものと推察できる。

3.2 TWIN FNSループとの関連性

デザインをとまなうものづくりに必要な構成のループを図式化した Twin FNS ループの図は、実体のレベルにある記号内容と記号表現の2つが、概念レベルで創起するプロセスを経て繋がっているという仮説を示すものである^[5]。筆者はその図と図4のモデルとの関係づけについて考察した。『体・相・用-建築構造デザインモデル』は実体としてある建築構造を対象としており、その中で構法として存在しうるものが記号内容、それを実体化させるための力学的な原理を示すものが記号表現であると位置づければ、〔体〕を記号表現、〔相〕を記号内容に相当するものとみなして、〔体〕と〔相〕の間の往来に概念レベルでの創起が必要であると類推できる^[5]。その関係が判るよう、図5に、引用したTwin FNS ループの図^[6]の上方に90度回転させた図4を配置して示す。

4. 企画・運営に関わった学生たちの学びの仕組み

本稿で示したイベントの企画・運営に関わった学生たちは、実施途上では多くの苦勞があったものの、来場者の喜びを得たことやアイデアを実現できたことにより、実施後の参加したことへの満足度は高いものであった。そこで得られた達成感、どのような企画になるのか、成功するか否かが未知なことさらに挑んだ結果として得られたものであろうと推測できる。そのことはサポートメンバーのコメントからもうかがい知ることができる。

しかし、今回の活動を間近で見守ってきた筆者は、単に

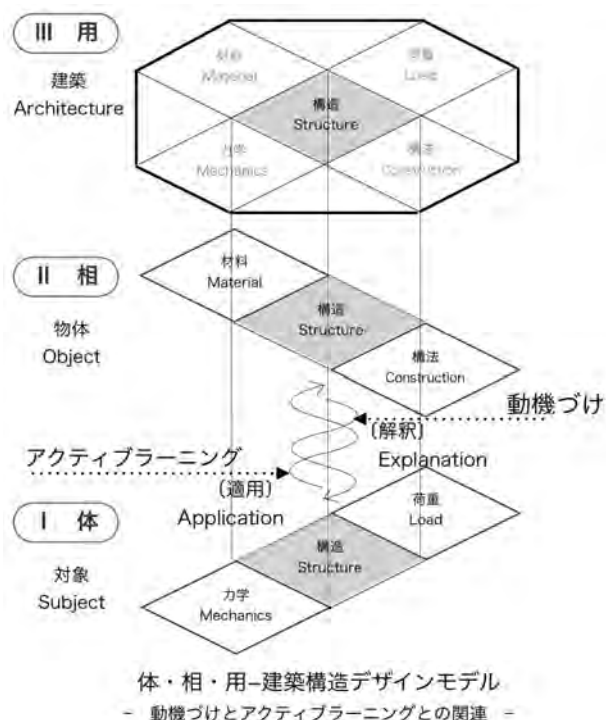


図4 『体・相・用-構造デザインモデル』

イベントの実施運営を任されたのではなく、コンセプトそのものを考えることからスタートしたことにより、学生が学んだことに気づいた。重要なきっかけは、メンバーのうち3名が森林、木材市場、製材所を見学したことである。授業や資料で得た知識ではなく、そこで得た感覚や感動があり、それを形にして来場者に伝えたいとの思いを強くしたことにより、企画の骨子が固まった。都合により見学に参加できなかった1名もその想いを汲み取って形にすることに努めた。それらが形になって今回のイベントが成立することとなった。見学で目の当たりにした実体をどう記号化して伝えるかという課題に学生たちは無意識に取り組んでいた。その思考のループを繰り返していく中で、企画概要が決まっていた。この思考のループを繰り返す過程で、学生は伝えるべきことがらについて学んだものと推察できる。

最終的にイベントに仕立て上げるためには、筆者が掲げる図4のモデルの〔用〕の部分に至らせなければならない。しかしながら、今回は、工程管理が不十分な中、主催者の方々に心配もお掛けし、直前の広報活動のサポートも得ることにはなってしまう。実践的な取り組みとして、その部分の活動方法を学ぶことの意義があった。それに加えて今回は、概念レベルで記号内容と記号表現を往来する思考の経験を積むこと、〔体〕と〔相〕を行き来することにより得られた知見が、より重要な学びの要素であったと考えられる。

提示してきた建築における構造を学ぶモデルは、建築・構造・デザインといった分野に留まらず、実践的に活動していく中での学び方を捉える上でも、適用しうるものであ

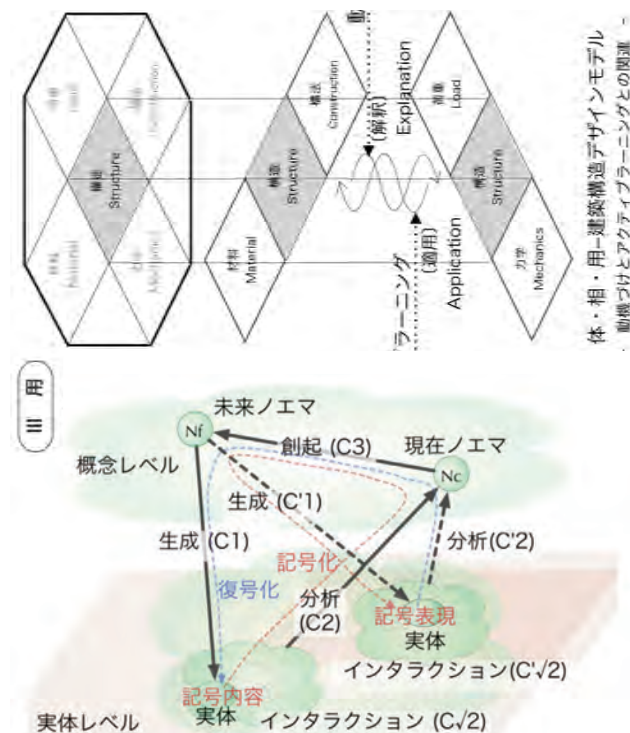


図5 TWIN FNSループ（下）と90度回転させて再掲した『体・相・用-構造デザインモデル』（上）との関連性

ると言える。

5. 「地域連携実践演習」の学びについての研究報告

「地域連携実践演習」の教育効果について一連の縦断調査報告を高木が行っている^{[7] [8] [9]}。そこには、そもそも「興味探索スキル」「継続スキル」「人間関係スキル」が高い学生が履修しているとの記述がある^[7]。今回の運営に関わった学生も、同様にそれらのスキルが高い学生であったと思える。高木は実践的な授業の意義に『異世代の他者とのつきあい方、企画、運営力、目的に向けて協力する姿勢など、複数の面で成長が自覚されている。』^{[8] [9]}と述べている。また、学べたことがらをKJ法による分析をして、『社会性』『セルフ・マネジメント』『積極的・主体的取り組み』『思考力』『自己の確立』『知識・技能』『社会観』の7分類を得たと報告している^[9]。高木はそれらジェネリックスキルが、「授業」「授業外の自主活動」「アルバイト」「ひとり暮らしなどの生活面」「人間関係」「その他のひと・もの・こととの出会い」において学べることを示し、授業以外の機会でも学生たちが身につけていることを報告している。それらの報告に加えて高木は結びで、社会で必要な思考力を的確にとらえた描写とその具体的内容の整理の必要性に触れている^[9]が、筆者は、本稿で示した学びの要素が、その思考力の一部に相当するものと考ええる。

6. まとめ

本稿では、もくもくまつりのイベントの企画・運営に関

わった学生たちの活動を見守る中で、その活動の意義が、筆者が提示している『体・相・用-構造デザインモデル』の〔体〕と〔相〕のレベルを往来する思考過程を得ることができることにあるということを示した。サポートメンバーの1年生9名のうち、4名が「地域連携実践演習」の授業になれば履修して関わりたい、4名が自主的な活動として関わりたいとアンケートに回答している。授業でなければ関わらないのか否かについては確認していないが、実際に関わった学生の多くが、何らかの参加意義あるイベントであると感じたことは明らかである。このイベントを「地域連携演習」の授業の課題として提示した場合には、ここに示した学びの意義を履修者にどのように提示し、実施プロセスにおいて、どのように伝えいくか、授業担当者として模索していきたいと考えている。

謝辞

もくもくまつりのイベントの主催団体の渥美友茂 様、中村泰平 様、梅林大介 様、伊藤英二 様には、今回の機会を提供くださり、また進行途上の学生を見守りつつ的確なアドバイスをいただいたことに感謝申し上げます。また、企画運営に関わった今泉夏奈さん、鈴木蓮さん、平口晃名さん、安江朱音さんには、イベントを成功に導くべく最後まで粘り強く頑張ったことに敬意を表します。さらに主要メンバーの学生からの直前の声掛けであったにも関わらず、準備や当日運営に加わってくれたサポートメンバーの学生の皆さんにも感謝いたします。

参考文献

- [1] 岩崎敏之, 建築デザインを学ぶ学生に普遍的な工学原理を教える方法, 日本デザイン学会研究発表 大会概要集 Vol.64, 2017, pp.288-289
- [2] 岩崎敏之, 普遍的な工学原理を示す建築構造デザインモデル - 多空間デザインモデルとの比較 -, 芸術工学会誌 No.75, 2017, pp.34-35
- [3] 岩崎敏之, 構造デザイン教育を対象としたディープ・アクティブラーニングに関する考察, 日本建築学会 2018 年度大会(東北)学術講演会梗概集, 2018, 13010
- [4] 岩崎敏之, 力や形の工学的原理を伝える言語についての考察, 芸術工学会誌 No.76, 2018, pp.60-61
- [5] 諏訪正樹・藤井晴行, 知のデザイン, 近代科学社, 2015, pp.202-203
- [6] 藤井晴行, 空間体験の図式を顕在化する構成的方法, 第 38 回情報・システム・利用・技術シンポジウム, 2015, pp.305-308
- [7] 高木邦子,「実践演習」の効果の検討に向けて: 履修学生のキャリア構築スキルの特徴, 静岡文化芸術大学研究紀要VOL.16, 2015, pp.93-100.
- [8] 高木邦子,「実践演習」の効果の検討(1): 実践演習履修と学生の機会活用スキルの変化 静岡文化芸術大学研究紀要 VOL.17, 2016, pp.151-160.
- [9] 高木邦子,「実践演習」の効果の検討(2) 大学生の成長の自覚と「地域連携実践演習」の履修, 静岡文化芸術大学研究紀要 VOL.18, 2017, pp.111-118

Disaster prevention measures of SUAC after the Great East Japan Earthquake

佐々木 哲也

事務局 教務・学生室

Tetsuya SASAKI

Educational and Student Affairs Section

静岡文化芸術大学（以下、本学と略記）は、開学以来、主に地震に重きを置いた防災対策に取り組み、東日本大震災以降は内容を拡充して継続している。この防災対策のうち、2018年に作成した教職員用の防災マニュアルは「いざという時、しっかりと役に立つこと」を目標とし、WEBでの公開も含めた情報共有の強化、災害発生時の閲覧のしやすさへの配慮、学内の防災訓練との一体的な運用等の特徴をもつものとなっている。

本稿は、本学及び同様の境遇をもった他大学の防災対策の発展の一助となることを目的として、本学の防災対策を実務的な観点から整理して報告するものである。加えて、防災対策の現状を踏まえ、今後の本学の防災対策の課題として「防災の取り組み体制の全学化」と「他大学との広域的な連携」の2点を提示する。

At Shizuoka University of Art and Culture (hereinafter called SUAC), we have taken disaster prevention measures since its founding. We regard earthquake countermeasures as the most important. We increased countermeasures after the Great East Japan Earthquake. In particular, We made a disaster prevention manual for faculty and staff members in FY 2018 with the concept *to provide clear guidance when in emergency*. This manual strengthens information sharing via disclosures on the web, consideration for ease of viewing in an emergency and linking with disaster prevention practices.

In this paper, I will report about disaster prevention measures at SUAC from a practical point of view to contribute to SUAC and similar universities. In addition, based on the current situation, I will indicate two tasks of future disaster prevention measures of SUAC *overall measures and wide area cooperation with other universities*.

1 はじめに

1-1 大学の防災対策

災害発生後、大学はどのように振舞うべきだろうか。まずは学生や教職員等の安全確保が最優先であることは法的にも道義的にも疑う余地はないだろう。しかし、大学が果たすべき役割はそれだけに留まらない。授業や入試等の大学の機能を早期に復旧させ、学生の進路を保障することも大切な役割である。また、大学の機能が復旧した後は、地域の復旧・復興に寄与する教育や研究の活動も求められていく。平たく言えば「やることだらけ」になるわけであり、限られたマンパワーで高いパフォーマンスを発揮するためには、災害が起こる前にリスクを想定し、そのリスクを回避・軽減する施策を講じるとともに、災害発生後に行うべき業務の優先順位を定め、組織的に対応することが必要となる。

近年では、過去の震災を教訓として、各大学が事業継続計画や各種マニュアルの策定等、防災対策を拡充している。しかしながら、取り組みの度合いは全国の大学が一樣というわけではない。例えば、事業継続計画の策定状況は国立大学16%、公立大学0%、私立大学1%、危機管理マニュアルの策定状況は国立大学77%、公立大学32%、私立大学21%という調査結果がある（2018年2月現在）¹⁾。この調査結果は防災対策全てを表すものではないが、1つの傾向として、公立大学や私立大学が国立大学に遅れをとっている状況が見てとれる。

1-2 本稿の位置づけ

大学の防災対策に関して、その全体像や各大学の具体的な取り組みを扱った文献や研究は多いとはいえない。統計

的な調査としては、防災マニュアル及び事業継続計画の策定状況を調査した阿部の研究¹⁾、公立大学の防災マニュアルや備蓄状況を調査した廣内らの研究²⁾がある。また、大学毎の具体的事例に関する報告としては、名古屋大学³⁾、静岡大学⁴⁾等の報告がある他、事業継続計画や防災教育といった個別のテーマに関する報告を見ることができる⁵⁾。しかしながら、国立大学や規模の大きい私立大学における取り組みの報告が大半で、規模の小さい公立大学や私立大学における防災対策のあり方を考える上で有用な情報は限られており、こうした情報不足の状況も防災対策の遅れの一因と考えられる。大学は、一人暮らしの学生や留学生等、災害弱者になり易い立場の者を含めて多数の人命を預かる公的機関であり、平常時は競合関係にある大学間においても、各大学は情報を開示・共有し、国全体として大学の防災対策を向上させていくことが望まれる。

本学は、開学以来、防災を専門とする部局をもたないものの、大学事務局が中心となり、学生や教員と連携しながら、防災対策に取り組んできた。特に、教職員用の防災マニュアルは、防災対策の中核として、2018年より防災訓練と連動させた運用を開始している。本稿では、本学の概要（第2章）を概説した後、本学の防災対策の概要（第3章）、教職員用の防災マニュアル（第4章）、今後の課題（第5章）を述べる。

なお、著者は、2013年4月から2018年8月にかけて事務局財務室にて防災対策の担当職員として従事した。2018年9月からは同教務・学生室に異動している。本稿に掲載する情報は特記がない場合には2018年10月末日時点のものであり、本稿上の見解は著者個人の立場で述べるものとして理解されたい。

2 本学の状況

2-1 本学と本学の立地

本学は、2000年に開学し、2つの学部と大学院をもつ、学生数約1,500人、教職員数約150人の公立大学である。キャンパスは1箇所に集約されており、新幹線と在来線が停車するJR浜松駅から北東に約1kmの位置にあり、周囲を官公庁、小学校、公園、住宅地に囲まれている。防災上で留意すべき特徴として、大学のキャンパスが浜松駅まで徒歩圏内という立地から公共交通機関を使用して通学する学生が約4割、また静岡県外から通勤する専任教員が約3割を占めること、学生の男女比が2：8と女性の学生が多いことが挙げられる。

静岡県は南海トラフ地震の発生が懸念されている地域であり、今後マグニチュード8～9クラスの南海トラフ地震が30年以内に発生する確率は70～80%（算定基準日：2018年1月1日）と想定されている⁶。南海トラフ地震が発生した場合、キャンパスの所在地（浜松市中区中央一丁目）は最大震度7の揺れに襲われ、域内の建物やライフライン等の甚大な被害が想定されている⁷。

2-2 防災対策の取組体制

平常時の防災対策は、例年、春季の大学運営会議（議長：学長、月1回開催）において当年度の防災対策の内容を協議し、夏季の大学運営会議と役員会（議長：理事長、月1回開催）において、当年度の防災訓練の報告を行っている。防災対策の事務は、大学事務局のうち財務室施設係が所掌している。

災害発生後は、本学の消防規程及び消防計画に基づき、災害対策本部を設置し（図2）、本部長（理事長）の指揮のもと、教職員を中心に構成された自衛消防組織が避難救命活動にあたり、避難救命活動が完了した後は徐々に通常の組織体制に戻り、大学の復旧にあたることを想定している（図3）。

3 防災対策の概要

本学は、開学以来、災害の中でも甚大な人的被害が予想される「地震」に重きを置いた防災対策に取り組んできた。東日本大震災以降は、将来予想される南海トラフ地震を念頭におき、防災対策を拡充し、現在に至っている。



図1 静岡文化芸術大学

本学で取り組んでいる防災対策の一覧は表1のとおりである。本学の防災対策は、学内の学生・教職員・来訪者の人命を確実に守るための取り組み（①人を守る防災）、大学の教育・研究活動を早期に復旧させるための取り組み（②大学を守る防災）、地域の防災力を向上させ、災害発生後には地域の復旧・復興に貢献するための取り組み（③地域を守る防災）の3項目に大分される。以下、本学の防災対策の概要を項目毎に述べる。

3-1 人を守る防災

大学のキャンパスには、学生、教職員のほか、業者、学内施設の利用者、訪問者等、不特定多数が同居しており、災害発生後はそれぞれの安全の確保が必要となる。また、平常時においても、大学は学生に身の安全を守るよう指導する教育機関としての責任がある。このことから、本学では、防災マニュアルや防災訓練により、学生、教職員の意識啓発と技能習熟を図り、防災物品の備蓄や施設の耐震化を進め、関係者の安全の確保に努めている。

（1）防災マニュアルの整備

本学では、防災に関連したマニュアルを3点運用している（表2）。

防災マニュアル（ポケット版）は、災害の備えや災害発生時の各個人の対応をまとめたもので、入学・入職時に学生と教職員に配付している。この防災マニュアルはどこにいても閲覧できるよう財布やカードケースに収納可能なカードサイズの形態とし、水に濡れても破れにくいストーンペーパーを使用している。これに加えて、この防災マニュアルが手元にない場合に備えて、大学の公式サイトからも閲覧できるようにしている。

危機管理対応マニュアルは、本学の学生や教職員のほか、非常勤講師、社会人聴講生、学外の施設利用者等も含めた施設利用者の安全確保を目的として、非常時（地震、火災、不審者、けが）の対応を簡潔にまとめた内容とし、学内の講義室や演習室等に掲示し、常時閲覧可能な状態にしている。

教職員用の防災マニュアルは、災害発生時の教職員個人としての対応や大学としての対応、関係する資料一式を取りまとめた防災マニュアルである（詳細については第4章にて後述）。

（2）防災物品の備蓄

2018年10月現在、学内で備蓄している防災物品は図7のとおりである。これらの物品は、使用予定場所や物品の特性に応じて学内各所に分散して保管しているが、地震発生直後の避難・救命活動に必要な物品は、すぐ持ち出せるよう、自衛消防隊の班毎の非常持出袋に入れ、大学事務局内に設けたキャビネット（事務局防災棚）にて保管している。各教員にはヘルメット、役員及び職員にはヘルメットと防災ベストを貸与している（図8）。また、地震発生後に学内で活動する学生に貸出するためのヘルメットを50個備蓄している。学生全員分を用意することが理想的ではあるが、管理と予算の面で現実的ではないこと、頭部の保護には既に備蓄している毛布でも代用可能であることから、上記の数に留めている。

帰宅困難者への対策としては、非常食、簡易トイレ、毛布、マット等を備蓄している。非常食の数量は6,300食

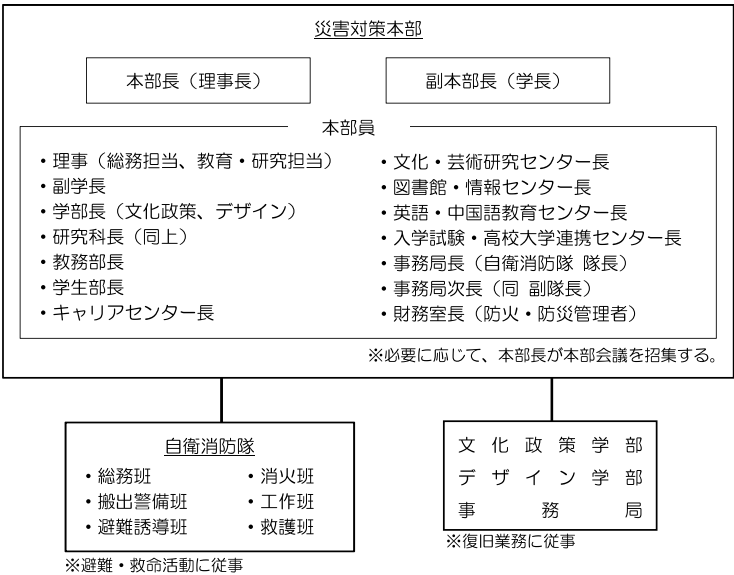


図2 災害発生後の大学の体制

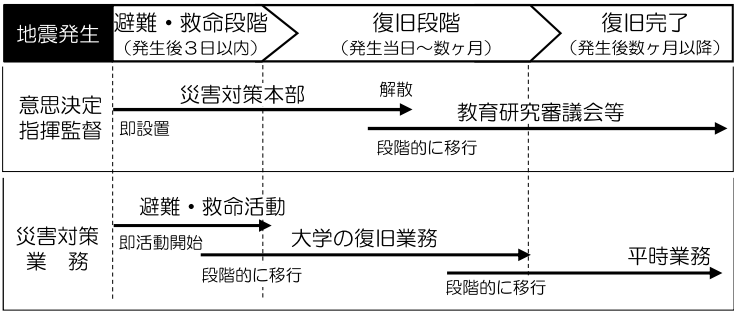


図3 災害発生後の大学の体制の移行イメージ

表1 本学の主要な防災対策

人を守る （人命の確保）	防災マニュアル	防災に関するマニュアル3点を配付もしくは学内に掲示
	防災物品	非常食（6,300食）、簡易トイレ、資機材等（詳細は図7を参照）
	防災訓練	避難誘導訓練、消火設備操作説明会、自衛消防隊の活動訓練、救急救命講習を定期的に実施
	施設の耐震化	講堂、学生食堂、ホール、体育館の天井の落下防止対策
大学を守る （大学の早期復旧）	安否確認	安否確認及び情報伝達のためのシステムの運用
	ライフラインの多重化	電気（発電機・蓄電器の配備）、ガス（カセットガスの備蓄）、上下水道（飲用水の確保、簡易トイレの備蓄）、通信環境（無線機・衛星電話・特設公衆電話の配備）
	事業継続計画	事業継続計画（通称：BCP）の策定にむけた調査・検討
地域を守る （復旧・復興支援）	防災協定	学内の施設を避難場所として提供する旨の覚書の締結
	教育・研究活動	防災に関する公開講座・授業の実施、防災に関する研究等

表2 本学で運用している防災関係のマニュアル

マニュアルの名称	対象者・周知方法	内 容	運用時期
防災マニュアル (ポケット版)	学生、教職員に配付 大学公式サイトでの公開	災害の備えや災害発生時の各個人の対応	2014年～
危機管理対応 マニュアル	各講義室・演習室等に掲示	非常時（地震、火災、不審者、けが）における各個人の対応	2017年～
防災マニュアル (教職員用)	教職員に配付 大学公式サイトでの公開	災害発生時の各個人の対応、大学としての対応	2018年～



図4 防災マニュアル（ポケット版）



図5 危機管理対応マニュアル



図6 教職員用の防災マニュアル(左が学内保管版、右が自宅保管版)

	地震発生後の初動対応で必要となる物品	左記以外の物品
資料・書類	各種マニュアル、災害に関する協定等（写）、教職員緊急連絡先一覧、学生名簿、学内平面図、構内パトロール表 等	建築図面 等
資 材	筆記用具、白紙、受信簿、安否報告シート、受傷者状況記録用紙、看板、養生テープ、軍手 等	工具（バール、スコップ等）、車イス、救護用品、担架、ヘルメット（貸与用）等
電気・通信機器	無線機、衛星電話、拡声器、懐中電灯、ラジオ 等	衛星電話、発電機、蓄電池 等
食 料・水		非常食、飲料水、調理器具、燃料 等
生活用品		毛布、エアマット（敷布団）、簡易トイレ 等

自衛消防隊各班の非常持出袋に収納し、
大学事務局内のキャビネットに保管

 使用予定場所や物品の特性に応じて、
学内各所に保管

図7 本学の防災物品



図8 役員・職員に配付しているヘルメット・防災ベスト



①飲料水、②ビスケット類、③コップ、④ライト、⑤携帯用トイレ、⑥トイレットペーパー、⑦消臭剤、⑧除菌シート、⑨アルミシート（保温兼目隠し用）

図9 エレベータ内の防災セット

（+補食2,100食）としているが、これは備蓄を開始した2013年度当時、授業の履修者が日平均約700人であったことから、この人数が3日間学内に滞在できるように設定したものである（700人×3食×3日=6,300食）。発災後3日間程度は応急対策活動期（救助・救急活動を優先させる必要がある時期）であり、2018年10月現在、東京都・大阪市をはじめとする都市部の自治体では、条例やガイドライン等により事業者が3日分の食料の備蓄を努力義務として課している状況から妥当であると考えられる⁹。ただし、アレルギーや信教に配慮した非常食、女性用品の備蓄等はまだ対応できていない。

また、これらとは別に、地震の揺れや停電によりエレベータ内に人が閉じ込められた場合の対策として、学内全てのエレベータ（計8台）内に防災キャビネットを設置し、簡易トイレ、照明、飲料水、食品等を備蓄している（図9）。エレベータ内の備蓄は法令で義務づけられたものではない。しかし、南海トラフ巨大地震では、多くのエレベータが停止し、最大約 2万3千人が閉じ込められ、閉じ込め者の救出に少なくとも半日以上を要すると想定がされており、特に夏季等においては熱中症等で死亡する人が発生する恐れが指摘されている⁹。本学は高層階の建築物を有し、エレベータの使用頻度も高いことから防災キャビネットを設置

した。

（3）防災訓練

本学では、表3中の4つの防災訓練を実施している。

このうち、最も力を入れて取り組んでいるのが全学一斉で行う避難誘導訓練である（図10）。新入生や新規採用の教職員の意識啓発をいち早く行うため、実施日は年度の早い時期でスケジュール上も無理が生じない6月上旬の平日とし、様々な状況に対応できるよう、毎年異なる曜日としている。当日の訓練では、2限の授業を中断し、地震発生の後、教職員の誘導のもと、学生等を大学指定の避難場所（大学南側の小学校のグラウンド）に避難させる。避難と並行して、災害対策本部の設置、未避難者の確認、火災の消火、ケガ人の救助等の一連の対応をシミュレーションする。実際の災害発生時には臨機応変な対応が必要となるため、訓練においても火災の発生場所やケガ人の状況は事前に伝えず、また突発的な通行不能箇所を設ける等の工夫を施している。

この他には、人命の救助のために必要な訓練として、消火栓等の使用方法を実習する消火設備操作説明会、自衛消防隊の活動訓練、心肺蘇生法等を実習する救急救命講習を毎年実施し、教職員の防災技能の向上を図っている。これらは、いずれも教職員向けの訓練ではあるが、2018年度

表3 本学の防災訓練

訓練項目	頻度・時期	内 容
避難誘導訓練	6月 (年1回)	教職員の誘導のもと、学生等を大学の指定する避難場所（大学南側の小学校のグラウンド）に避難させる訓練を実施。
情報伝達訓練	6月 (年1回)	学生・教職員全員を対象として安否確認システムを用いた情報伝達と安否報告の訓練を実施。
自衛消防隊訓練	5～6月 (年1回)	職員・希望者を対象として防災マニュアルの読み合わせ、学内の防災設備や備蓄を見て回る防災ツアーを実施。
救命救急講習	9月 (年1～2回)	新規採用職員・前回の受講から3年以上経過したプロパー職員、希望者を対象として心肺蘇生法やAEDの使用方法等を実習する救急救命講習を実施。
消火設備操作説明会	6月 (年1回)	新規採用職員・自衛消防隊消火班の職員・希望者を対象として消火栓等の消火設備の操作に関する説明会を実施。

の救急救命講習には学生も参加した（図11）。これは、例年教職員を対象に行っている救急救命講習を、防災をテーマとした演習科目「防災力向上講座」の開講日（詳細は3-3にて後述）に合わせ、この演習科目の履修学生と教職員との合同で行ったものである。実際の災害発生時には異なる立場の者同士が協働しなければならない。訓練中には学生と教職員が意見を交換し相互理解が深まる等、合同で行うことで効果が高まることが実感できるものであった。

（4）建築物の安全確認

本学では、地震発生後の対応として、教職員の誘導のもと、学生等を隣接の小学校のグラウンドに避難させ、避難が完了した後は解散とし、帰宅を求めることとしている。しかし、住居が遠距離で帰宅が困難な学生や、災害の対応にあたる教職員は学内の建築物に戻らなければならない。避難完了後はこうした者を受け入れるための建築物の安全確認を早急に行わなければならない。

被災した建築物の安全性を確認する手段として、日本では応急危険度判定が制度化されている。これは、判定士の資格を持つ技術者が建築物の被害状況を調査し、当面の建築物の安全性を判定する制度である。地震発生後、被災地域内外から応急危険度判定士が派遣されて各所で判定が行われるが、指定避難場所や行政機関の建築物の判定が優先されるため、大学の建築物の早期の判定は期待できない。このため、本学では、独自に判定作業が行えるよう、

2017年に施設管理担当の職員2名が応急危険度判定の講習を受講し、判定士の資格を取得した。安全確認の迅速化への一歩であるが、応急危険度判定は建築物に関する広範な知識と経験が必要とする専門技能である分、的確な判定を行うためには資格取得に留まることなく、今後、判定技術の研鑽を続けていくことが必要である。

3-2 大学を守る防災

本学では、災害発生後の大学の復旧に関する知見を得るため、関西、東北、熊本と過去に震災を経験した大学や地域の視察を行った。そこで得られた知見から、大学の早期の復旧には、大学関係者の安否の確認及びライフラインの多重化が特に重要であると考え、この2点を中心とした対策に取り組んでいる。

（1）システムを用いた安否確認体制

災害発生時、教育研究活動の再開の判断や各所からの被災状況の照会への対応のため、大学は学生や教職員の安否確認を迅速に行うことが求められる。過去の震災では、その確認作業に多くの人手を要し、その他の復旧作業の着手が遅延する等の影響があった様であり、安否の確認作業は省力化が肝要といえる¹⁰。

本学では、災害発生時の安否の報告の手段を、電話、メール、はがき、安否確認システムいずれかとしているが、確認作業を省力化するため、安否確認システムでの報告を



図10 避難誘導訓練の様子



図11 学生・教職員合同で行った救急救命講習

推奨している。本学の安否確認システムは、学内にサーバーをもたないクラウド型である。利用者は事前にメールアドレスを登録するか、スマートフォンのアプリをインストールすることでシステムの利用が可能となり、災害発生時はメールもしくはアプリにより安否を報告する仕組みとなっている。例年、防災訓練当日に安否確認システムにより安否を報告する訓練を行っているが、回答率は約41%に留まっており（2018年度防災訓練の実績値）、回答率の向上が課題となっている。2017年度にシステムのアップデートによりスマートフォンアプリでの利用が可能となったことで、従前よりも登録率が4.5ポイント上昇する等改善がみられたが、十分とはいえない。当面はガイダンスや防災訓練の場での周知の継続が必要であるが、根本的な問題の解消のためにはシステムへの登録方法やシステムそのものの見直しが必要と考えられる。

（2）ライフラインの多重化

地震が発生した場合、電気、都市ガス、上下水道、通信といったライフラインの被害が想定されている¹¹。エネルギーの消費量が多く、高度で複合的なシステムを多数保有する大学においては、ライフラインの寸断が機能停止に直結する。このため、本学では、外部からのライフラインの供給が途絶えた状況においても、大学としての必要最低限の機能を維持できるよう、ライフラインの多重化を進めている。

電気については、学内で停電となった場合、非常用発電機（最大出力750VA）が自動で起動し、学内の消火設備・衛生設備・空調設備・非常用コンセント等に給電を開始する仕組みとなっている。ただし、不測の事態により非常用発電機が作動しない場合に備え、また非常用発電機の給電対象以外の場所にも電力を供給できるよう、小型の蓄電池と発電機を備蓄している。また、避難場所として想定している体育館等には太陽光発電装置（最大出力23.4kW）と蓄電池を備え、非常用照明等への電力供給を可能としている。

ガスについては、カセットガスを300本程度備蓄している。カセットガスは出力こそ小さいものの、石油系の燃料のように保有数量に規制がなく、保管性や携帯性に優れている。備蓄しているカセットガスは、災害発生時に調理や発電のための燃料として使用することを想定している。

上水については、地下の受水槽に水道水を50m³、雑用水300m³を常時貯留している。停電が発生した場合、非常用発電機からの給電により学内各所にポンプで圧送することが可能であるが、万が一、配管の損傷等で圧送ができ

ない場合に備えて、毎年、水道水の汲み出し訓練を実施している。この他、自動販売機の事業者とは災害発生時の飲料提供に関する覚書を締結している。この覚書により、災害発生時には自動販売機3台分（900～1,200本）の飲料を無償で提供可能である¹²。キャンパス人口がおよそ1,600人の本学において、この数は十分とは言えないものの、災害発生後の混乱の中でもスピーディーに飲料の提供が可能という利点があり、有用な手段の1つと考えている。

雑用水及び汚水排水については、何らかのトラブルによってトイレが使用できない状況に備えて、使い捨ての簡易トイレを備蓄している。備蓄数量は非常食と同じく700人の3日分としている。

通信設備については、通常の電話回線に加えて、衛星電話と特設公衆電話を配備している。双方とも電話回線が輻輳しやすい災害発生時においても繋がりやすいことが過去

地震において実証されている。衛星電話は、大学の主要な電話回線が不通となった時、衛星電話の回線に自動的に転送される仕組みとなっている。特設公衆電話は、災害発生時に無料で提供可能な公衆電話である。災害発生時に学内に残留する帰宅困難者に提供することを想定し、電話会社と地元自治体の協力のもと、学内3箇所に計10台分を用意している。

3-3 地域を守るために

大学の教育研究の蓄積や学生がもつ若い力は地域の復旧・復興の大きな原動力となりうる。加えて、収容能力が高い大学キャンパスは避難場所やボランティアセンター等の復旧の拠点としても期待される。大学は自身がもつ人的資源・物的資源を自覚し、災害が発生する以前から備えておくことで、災害発生時により大きな力を発揮することができる。

（1）被災地域の復旧支援

本学のキャンパスは、災害対策基本法第49条に基づく避難場所に指定されてはいない。しかしながら、中心市街地に近い立地から、災害発生時には大学周辺で多数の帰宅困難者の発生が予測されており、災害発生時に一時避難が可能な施設を提供する旨の協定を浜松市と締結し、災害発生時の帰宅困難者の支援に備えている（表4）。過去の震災においては、指定避難場所以外の施設に住民が避難し、自治体による支援が行き届かない問題が発生した¹³。帰宅困難者を収容するためには避難場所を確保するだけでなく、食事やトイレ等の避難者の便益を整え、避難場所の管理運

表4 避難所提供に関する協定の概要

趣 旨	災害時、浜松市から要請があった場合、学校用地の用途又は目的を妨げない限度において施設を提供
想定する避難者	浜松駅周辺の帰宅困難者（500人程度）
提供予定施設	体育館、ギャラリー、西エントランス
施設の提供期間	提供開始から7日以内
その他	・ 貸与期間中の施設の運営は浜松市が実施 ・ 浜松市所有の備蓄品（非常食、飲料水、特設公衆電話）を学内に保管 ・ 年1回連絡先の確認を実施

営を行わなければならない。本学と浜松市の場合は、協定締結後、両者の費用負担や避難場所の運営の役割分担を協議し、それらを明示した確認書の取り交わしを行った。その上で、大学側の役割として、浜松市が避難者に提供する非常食の一部の保管、非常時に被災者が無償で通話できる特設公衆電話（学内3箇所、計10台分）の敷設、非常用照明の設置を行う等の備えを整えている。

（2）地域の防災力向上に貢献する教育研究活動

地域の防災力向上に貢献する教育研究活動として、これまで本学では、教員による東日本大震災の復興や事業継続計画を扱った研究、防災をテーマとした公開講座の提供等を行ってきた。2018年度からは、本学の文化政策学科の河村洋子准教授の指導のもと、地域連携実践演習の1科目として「防災力向上演習」が開講した。この講座は、地域の防災リーダーを担う若者の育成を目的とし、前半で救急救命や避難所運営等の防災技能を学び、後半で児童向けの講座を企画・提供するものである。初年度の前期では7名の学生が履修し、出前講座を受講した小学校からは好評を頂いた。小学生と大学生という2つの世代に防災教育を行う先進的な取り組みとして新聞記事に掲載され、他の小学校からも講座の提供の依頼を頂いている。

また、本学には防災減災をテーマに活動するサークル「さいのこ」が存在する。「さいのこ」は「ゆるく楽しく防災を」というコンセプトのもと、非常食の炊出訓練や非常持出袋の詰め込み体験等のイベントを学内外で行っており、その際に大学は防災物品の貸出や助言等で活動を支援している。また、大学が主催する防災訓練や公開講座への参画、防災ゲームの共同開発、被災地の視察の共同実施等、相互に協力する関係を築いている。若い学生にとって防災は敬遠されがちなものであるが、「さいのこ」が参画してくれることで防災の魅力や発信力の向上に繋がっており、非常に心強い存在である。「さいのこ」のメンバーの一部は既に卒業しているが、社会においても大学時代に培った防災の知識や経験を活かして活躍していると信じている。

4 教職員用の防災マニュアル

本学では、開学以来、消防法第36条に基づき、防災管理を含めた消防計画を定めている。消防計画には、火災・地震に備えて、平常時・災害発生時それぞれの対応方針を示しているが、個別の具体的な手順や必要な情報までは掲載されていない。また、この消防計画は、学内ネットワーク上で教職員に公開しているものの、認知度は低く、また法定の文書のため、構成が形式的で図表が少なく、閲覧しづらいものであった。このことから、2018年、教職員用の防災マニュアルを新たに作成し、運用を開始することとした。本章では、防災マニュアル作成の要旨を概説する。

（1）対象とする災害

防災マニュアルの中で取り扱う災害は、発生した場合に甚大な被害が予想される「地震」とした。近年では、水害等の自然災害や原子力事故やテロ等の人為的災害等、幅広い対応が求められているところではあるが、その場合、防災マニュアルの作成に先だって上位計画である消防計画の

見直しが必要となり、作成までに時間を要する。このため、当初は喫緊の課題である地震時の対応のみを取り扱い、その他の災害については今後段階的に取り扱うこととした。

（2）作成の方法

作成にあたり、2017年12月の時点でWEB上に公開されていた全国の国公立大学の防災マニュアル12点と事業継続計画7点をレビューするとともに、過年度に行った被災経験のある大学への視察とヒアリングの内容を参考にした。また、最新の防災情報を反映させるため、防災マニュアルの作成段階において、静岡県地震防災センターの専門員の協力を得て、内容を精査して頂いた。

（3）目標と作成方針

目標を「いざという時、しっかりと役に立つ防災マニュアル」とし、この目標を達成するため、以下の3点の方針のもと作成を進めた。

目 標：いざという時に、しっかりと役に立つ防災マニュアル 方針1：必要な時にすぐに参照できること 方針2：見やすく、分かりやすいこと 方針3：防災訓練と連動して、進化していくこと

①方針1：必要な時にすぐに参照できること

災害はいつ発生するか分からず、また大学の教職員は勤務体制が複雑なことから、防災マニュアルはどのような状況下においても閲覧できる形態であることが重要である。

このため、防災マニュアルは全ての情報をまとめた「学内保管版（完全版）」と学外で地震に遭遇した場合の対応のみをまとめた「自宅保管版（抜粋版）」を作成した（図12）。この2編とともに、3-1にて前述したポケットサイズの防災マニュアルと併せて教職員に配付することで、あらゆる場面で必要な情報をすぐに閲覧できることを目指した。

また、防災マニュアルが手元にない状況に備えて、学内の複数箇所（事務局、倉庫、守衛室、中央監視室）に防災マニュアルを配架した。加えて、防災マニュアルを大学の公式サイト上に全頁掲載した。このため、防災マニュアル上には、機密性の高い情報等は記載せず、この情報を得る方法（資料の保管場所等）を記載する等の配慮を行った。

②方針2：見やすく、分かりやすいこと

災害発生時に必要な情報を防災マニュアルから即座に調べられるよう、情報の見やすさや分かりやすさに配慮した。

情報を見やすくする工夫として、まず章立てを簡潔なものとした。図12に示すように、防災マニュアルは「行すべき対応」を本編、「その対応のために必要な情報」を資料集にまとめ、本編中には関連する資料集の頁数を示した。本編の章・節・項はいずれも2～6項目と視覚的に把握しやすい項目数とし、本編の1頁目にフローチャートを掲載した。このフローチャートと目次を辿ることで、閲覧すべき頁が即座に分かるようになっている。また、防災マニュアル全体を通して、視覚的に理解しやすい図表を多用し、長文を避け、可能な限り箇条書きとした。

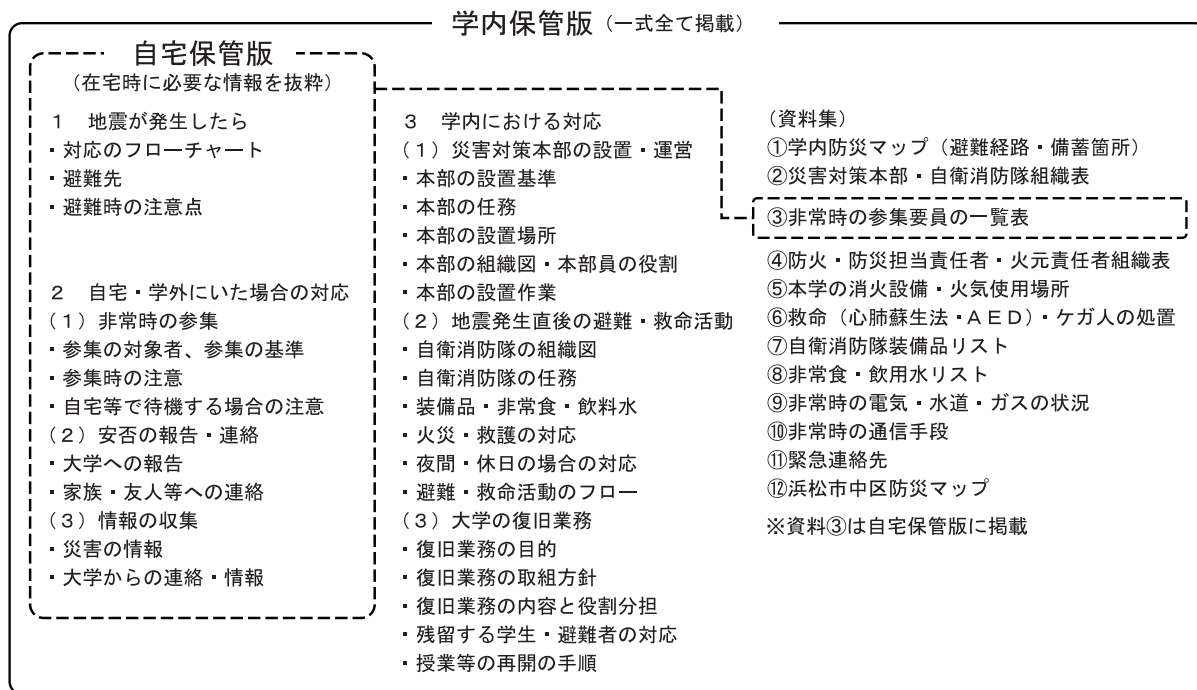


図12 教職員用防災マニュアルの構成

③方針3：防災訓練と連動して進化していくこと

国や自治体の防災行政や学内の組織体制等、防災対策の前提事項は時々刻々と変化しており、防災マニュアルはこうした変化に追従したものでなくてはならない。また、防災訓練における改善点をもとに防災マニュアルを更新し、更新した防災マニュアルを基に来年度の防災訓練を行うという、一連のサイクルによって防災対策全体を改善していくことも重要である。これらの理由から防災マニュアルは毎年の更新を前提とした。

防災マニュアルを毎年更新していくためには、今後の人事異動を見据え、原稿の編集が容易であること、また更新にかかるコストが小さいことが望ましい。原稿の編集を容易なものとするため、原稿全体を汎用の文書作成ソフトと表計算ソフトのみで作成し、今後も編集しやすい原稿とした。また、既存の図表のうち、今後も加除修正が見込まれる図については、イラストレータ等の専門的なソフトで描かれていたものを文書作成ソフトで書き直した。コストの低減のため、全頁をA4、モノクロ印刷とし、図表についてはこの印刷条件であっても見づらくないよう表現に配慮した。

5 本学の防災対策の課題

以上、本学の防災対策の概要を述べた。東日本大震災以降、本学では「人を守る防災」に重点的に取り組んできた一方、「大学を守る防災」や「地域を守る防災」についてはまだまだ取り組みの余地を多分に残している。こうした状況から、本学の防災対策を更に充実させるための課題として次の2点を提示したい。

1つ目の課題は、防災の取り組み体制の全学化である。

「人を守る防災」は防災担当の部局が単独で扱うことができる事業が多かったものの、「大学を守る防災」の施策検討においては、教学部門や総務部門の他、幅広い各部署・部局の知見が不可欠である。一方、「地域を守る防災」を進化させるためには、地域の防災のニーズを大学が汲み取り、教員の教育・研究活動に結びつけていく戦略的な対応が必要となる。本学では、2017年度から事業継続計画の調査を開始しており、今後、同計画の策定を進めていくこととしている。この策定においては、大学法人及び大学がイニシアティブを発揮し、部局の垣根を越えて計画をまとめ、各部局の業務に防災を内部目的化させることが望まれる。

もう1点の課題は、広域的な大学間連携である。災害発生後の大学は、通常の業務に加えて、復旧に係る膨大な業務に追われることとなる。特に、予算の確保、施設の復旧、学生支援等の業務はノウハウとマンパワーが必要となり、他大学の支援、とりわけ被災経験のある大学からの支援は大きな力となる¹⁴。国立大学間では広域大学間連携の協定が締結されているものの、多くの公立大学や私立大学ではこうした協定の締結はなされていない。人的支援（職員の派遣）は被災した大学の救済のみならず、支援する側の大学の防災対応能力の向上にも繋がり、物資の支援は各大学の備蓄を共有化することで全体のコスト縮減に繋がっていく。本学は、2018年より過去に私立大学から公立大学に移行した大学間で結成された「（仮称）災害時広域大学間連携担当者会」の一員となり、連携を模索しつつあるところである。この大学間、あるいは、公立大学協会といったより大きな母体を中心とした連携体制の構築に向けて働きかけていくことも必要と思われる。

6 総括

防災対策は、根拠となる情報を得にくく、災害が発生してみないと効果の検証が難しいものが多い。本稿では、防災対策の根拠や効果を提示するように極力心掛けたものの、十分でないものも多々ある。今後、より多くの大学が情報を公開・共有し、多様な議論がなされ、防災対策の質を高めよう土壌が育まれていくことを期待する。

- ¹ 阿部聖 2018「インターネット検索による大学危機管理マニュアル・大学BCPの作成・公開状況」愛知大学特別重点研究 南海トラフ大地震を見すえた自然大災害と地域連携を踏まえた大学BCPの総合的研究 38-62p。事業継続計画及び危機管理マニュアルの設置者別の策定率は調査結果をもとに著者が独自に集計した。
- ² 廣内智子ら 2012「日本の公立大学における災害対策の現状」日本公衆衛生雑誌第59巻183-188p
- ³ 飛田潤 2015「大学における大規模災害への備え」環境と安全vol6 No.3 157-164p
- ⁴ 里村幹夫 1999「静岡大学の地震対策」防災情報研究所年報 (通号 4) 16-20p
- ⁵ 粕淵義郎ら 2012「国立大学法人における事業継続のあり方」土木学会論文集F6 Vol68, No.2, 1-58-165pや吉田倬郎ら「工科系大学における事業継続計画の策定に関する考察」工学院大学研究報告 (115), 79-84p ほか。
- ⁶ 政府地震調査研究推進本部地震調査委員会 2018「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」28p
- ⁷ 静岡県 2013「第四次地震被害想定(第一次報告)報告書Ⅱ」17-36p及び静岡県2013「第四次地震被害想定(第二次報告)報告書」25-96p
- ⁸ 東京都は帰宅困難者対策条例第7条第2項、大阪市は「事業所における一斉帰宅の抑制対策 ガイドライン」8p。
- ⁹ 中央防災会議 防災対策推進検討会議 南海トラフ巨大地震対策検討WG「南海トラフ巨大地震の被害想定について (第二次報告)～ 施設等の被害 ～【被害の様相】」71 p
- ¹⁰ 熊本地震で被災した大学の職員へのヒアリングにおいて、地震発生後に最も対応に苦慮した業務の1つとして「安否確認」との回答を得た。
- ¹¹ 静岡県 2013「第四次地震被害想定(第二次報告)報告書」25-96p
- ¹² 飲料の本数は飲料販売会社提示資料に示された概数。
- ¹³ 荒木裕子ら 2017「指定避難所以外に避難者が発生した場合の対応に関する研究: ー2016年熊本地震における益城町を事例としてー」地域安全学会論文集31 167-175p
- ¹⁴ 熊本地震で被災した大学の職員へのヒアリングにおいて、2017年に本学が行った大学間の連携は東日本大震災や熊本地震の震災において国立大学において行われ、有効に機能したとの証言を得ている。

静岡文化芸術大学研究紀要 2018
第19巻

2019年3月31日

編集：静岡文化芸術大学 研究推進委員会

発行：公立大学法人静岡文化芸術大学

〒430-8533 静岡県浜松市中区中央 2-1-1

Tel 053-457-6111

Fax 053-457-6123

Shizuoka University of Art and Culture
Bulletin VOL.19 2018

March 31, 2019

2-1-1 Chuo, Naka-ku

Hamamatsu City

430-8533 Japan

Tel +81-53-457-6111 Fax +81-53-457-6123

<https://www.suac.ac.jp/>

